

専利審査指南 2010

改正後の規定あり

2010年2月1日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

專利審查指南

2010

中華人民共和國國家知識產權局

総目次

※ページ番号は原文におけるページ番号となっております。

第一部分	方式審査	1
第一章	発明専利出願の方式審査	11
第二章	実用新案専利出願の方式審査	49
第三章	意匠専利出願の方式審査	69
第四章	専利分類	93
第二部分	実体審査	105
第一章	専利権を付与しない出願	119
第二章	説明書と権利要求書	130
第三章	新規性	153
第四章	創造性	170
第五章	実用性	185
第六章	単一性と分割出願	189
第七章	検索	203
第八章	実体審査手続	219
第九章	コンピュータプログラムに係る発明専利出願の審査に関する若干の規定	259
第十章	化学分野の発明専利出願の審査に関する若干の規定	275
第三部分	国内段階に移行された国際出願の審査	307
第一章	国内段階に移行された国際出願の方式審査と事務処理	313
第二章	国内段階に移行された国際出願の実体審査	342
第四部分	復審と無効請求の審査	351
第一章	総則	359
第二章	復審請求の審査	367
第三章	無効宣告請求の審査	375
第四章	復審と無効宣告手続における口頭審理に関する規定	389
第五章	無効宣告手続における意匠専利の審査	397
第六章	無効宣告手続における実用新案専利の審査の若干の規定	411
第七章	無効宣告手続における同一の発明創造についての処理	413

第八章	無効宣告手続における証拠問題に関する規定	416
第五部分	専利出願および事務処理	423
第一章	専利出願書類および手続	435
第二章	専利費用	440
第三章	受理	447
第四章	専利出願書類ファイル	454
第五章	秘密保持出願と外国専利出願の秘密保持審査	459
第六章	通知と決定	465
第七章	期限、権利の回復、中止	469
第八章	専利公報と単行本の編集	480
第九章	専利権の付与と終了	490
第十章	専利権評価報告	496
第十一章	電子出願についての若干の規定	505

第一部分

方式审查

目 次

※ページ番号は原文におけるページ番号となっております。

第一章	発明専利出願の方式審査	11(1-1)
1.	序文.....	11(1-1)
2.	審査の原則.....	12(1-2)
3.	審査手続.....	13(1-3)
3.1	方式審査の合格.....	13(1-3)
3.2	出願書類の補正.....	13(1-3)
3.3	顕著な実質的欠陥に対する処理.....	13(1-3)
3.4	通知書に対する答弁.....	13(1-3)
3.5	出願の却下.....	14(1-4)
3.6	前置審査と復審後の処理.....	14(1-4)
4.	出願書類の形式審査.....	14(1-4)
4.1	願書.....	14(1-4)
4.1.1	発明の名称.....	14(1-4)
4.1.2	発明者.....	15(1-5)
4.1.3	出願人.....	15(1-5)
4.1.3.1	出願人が中国人である場合.....	15(1-5)
4.1.3.2	出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他の組織である場合.....	16(1-6)
4.1.3.3	国内出願人と外国出願人が共同で出願する場合.....	17(1-7)
4.1.4	連絡者.....	18(1-8)
4.1.5	代表者.....	18(1-8)
4.1.6	専利代理機構、専利代理人.....	18(1-8)
4.1.7	住所.....	18(1-8)
4.2	説明書.....	19(1-9)
4.3	説明書の添付図面.....	20(1-10)
4.4	権利要求書.....	21(1-11)
4.5	説明書の要約書.....	21(1-11)
4.5.1	要約書の文字部分.....	21(1-11)
4.5.2	要約書の添付図面.....	21(1-11)
4.6	出願書類の出版条件に関する様式審査.....	22(1-12)

5.	特殊な専利出願の方式審査	22(1-12)
5.1	分割出願	22(1-12)
5.1.1	分割出願の確認	22(1-12)
5.1.2	分割出願の期限と費用	24(1-14)
5.2	生物材料に係わる出願	24(1-14)
5.2.1	生物材料に係わる出願の確認	24(1-14)
5.2.2	寄託の回復	26(1-16)
5.3	遺伝資源に係わる出願	26(1-16)
6.	その他の書類と関係手続の審査	26(1-16)
6.1	専利代理機構への委任	26(1-16)
6.1.1	委任	26(1-16)
6.1.2	委任状	27(1-17)
6.1.3	委任の解任と委任の辞任	28(1-18)
6.2	優先権主張	28(1-18)
6.2.1	外国優先権の主張	29(1-19)
6.2.1.1	先の出願及び優先権を主張する後の出願	29(1-19)
6.2.1.2	優先権主張声明	29(1-19)
6.2.1.3	先の出願書類の副本	30(1-20)
6.2.1.4	後の出願の出願人	31(1-21)
6.2.2	国内優先権の主張	31(1-21)
6.2.2.1	先の出願及び優先権を主張する後の出願	31(1-21)
6.2.2.2	優先権主張声明	32(1-22)
6.2.2.3	先の出願書類の副本	32(1-22)
6.2.2.4	後の出願の出願人	32(1-22)
6.2.2.5	先の出願の取下げと見なす手続	33(1-23)
6.2.3	優先権主張の取下げ	33(1-23)
6.2.4	優先権主張の費用	33(1-23)
6.2.5	優先権主張の回復	33(1-23)
6.3	新規性を喪失しない公開	34(1-24)
6.3.1	中国政府が主催し又は承認した国際展覧会における初めての展示	34(1-24)
6.3.2	指定された学術会議又は技術会議での初めての発表	35(1-25)
6.3.3	他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らした場合	35(1-25)
6.4	実体審査請求	36(1-26)
6.4.1	実体審査請求に関連する要求	36(1-26)
6.4.2	実体審査請求の審査及び処理	36(1-26)
6.5	早期公開声明	36(1-26)

6.6	専利出願の取下げ声明	37(1-27)
6.7	記載事項の変更	37(1-27)
6.7.1	記載事項変更の手続	38(1-28)
6.7.1.1	記載事項変更の申告書	38(1-28)
6.7.1.2	記載事項変更の手数料	38(1-28)
6.7.1.3	記載事項変更の手数料の納付期限	38(1-28)
6.7.1.4	記載事項変更の手続を実施する人	39(1-29)
6.7.2	記載事項変更の証明書類	39(1-29)
6.7.2.1	出願人(又は専利権者)の氏名又は名称の変更	39(1-29)
6.7.2.2	専利出願権(又は専利権)の移転	39(1-29)
6.7.2.3	発明者の変更	41(1-31)
6.7.2.4	専利代理機構及び専利代理人の変更	41(1-31)
6.7.2.5	出願人(又は専利権者)の国籍変更	42(1-32)
6.7.2.6	証明書類の形式に対する要求	42(1-32)
6.7.3	記載事項変更手続の審査と認可	43(1-33)
6.7.4	記載事項変更の発効	44(1-34)
7.	顕著な実質的欠陥の審査	44(1-34)
7.1	専利法第 2 条 2 項に基づいた審査	44(1-34)
7.2	専利法第 5 条に基づいた審査	45(1-35)
7.3	専利法第 20 条 1 項に基づいた審査	45(1-35)
7.4	専利法第 25 条に基づいた審査	46(1-36)
7.5	専利法第 31 条 1 項に基づいた審査	46(1-36)
7.6	専利法第 33 条に基づいた審査	46(1-36)
7.7	専利法実施細則第 17 条に基づいた審査	47(1-37)
7.8	専利法実施細則第 19 条に基づいた審査	47(1-37)
8.	職権に基づいた修正	48(1-38)
第二章	実用新案専利出願の方式審査	49(1-39)
1.	序文	49(1-39)
2.	審査の原則	49(1-39)
3.	審査手続	50(1-40)
3.1	専利権付与通知	50(1-40)
3.2	出願書類の補正	51(1-41)
3.3	顕著な実質的欠陥に対する処理	51(1-41)
3.4	通知書に対する答弁	51(1-41)
3.5	出願の却下	52(1-42)

3.5.1	却下の条件.....	52(1-42)
3.5.2	却下決定の正文.....	52(1-42)
3.6	前置審査と復審後の処理.....	53(1-43)
4.	その他の書類と関係手続の審査.....	53(1-43)
4.1	専利代理機構への委任.....	53(1-43)
4.2	優先権主張.....	53(1-43)
4.3	新規性を喪失しない公開.....	53(1-43)
4.4	専利出願の取下げ声明.....	54(1-44)
4.5	記載事項の変更.....	54(1-44)
5.	専利法第 5 条と第 25 条に基づいた審査.....	54(1-44)
6.	専利法第 2 条 3 項に基づいた審査.....	54(1-44)
6.1	実用新案専利による製品のみの保護.....	54(1-44)
6.2	製品の形状及び/又は構造.....	55(1-45)
6.2.1	製品の形状.....	55(1-45)
6.2.2	製品の構造.....	56(1-46)
6.3	技術方案.....	56(1-46)
7.	出願書類の審査.....	57(1-47)
7.1	願書.....	57(1-47)
7.2	説明説明書.....	57(1-47)
7.3	説明説明書の添付図面.....	58(1-48)
7.4	権利要求書.....	59(1-49)
7.5	説明説明書の要約書.....	61(1-51)
7.6	出願書類の出版条件に関する様式審査.....	61(1-51)
8.	専利法第 33 条に基づいた審査.....	61(1-51)
8.1	出願人の自発的補正.....	62(1-52)
8.2	通知書に指摘された欠陥に対する補正.....	62(1-52)
8.3	審査官による職権に基づいた補正.....	63(1-53)
9.	専利法第 31 条 1 項に基づいた審査.....	63(1-53)
10.	専利法実施細則第 43 条に基づいた審査.....	64(1-54)
11.	専利法第 22 条 2 項に基づいた審査.....	64(1-54)
12.	専利法第 22 条 4 項に基づいた審査.....	64(1-54)
13.	専利法第 9 条に基づいた審査.....	64(1-54)
14.	専利法第 20 条 1 項に基づいた審査.....	64(1-54)
15.	国内段階に移行された国際出願の審査.....	65(1-55)
15.1	審査の根拠となる書類の確認.....	65(1-55)
15.1.1	出願人の請求.....	65(1-55)

15.1.2	審査の根拠となる書類.....	65(1-55)
15.1.3	最初に提出された国際出願書類の法的効力.....	66(1-56)
15.2	審査要求.....	66(1-56)
15.2.1	出願書類の審査.....	66(1-56)
15.2.2	単一性の審査.....	67(1-57)
15.2.3	先の出願が中国で提出された場合.....	68(1-58)
15.2.4	誤訳訂正.....	68(1-58)
第三章	意匠専利出願の方式審査.....	69(1-59)
1.	序文.....	69(1-59)
2.	審査の原則.....	69(1-59)
3.	審査手続.....	70(1-60)
3.1	専利権付与通知.....	70(1-60)
3.2	出願書類の補正.....	70(1-60)
3.3	顕著な実質的欠陥に対する処理.....	71(1-61)
3.4	通知書に対する答弁.....	71(1-61)
3.5	出願の却下.....	72(1-62)
3.6	前置審査と復審後の処理.....	72(1-62)
4.	出願書類の審査.....	73(1-63)
4.1	願書.....	73(1-63)
4.1.1	意匠を実施した製品の名称.....	73(1-63)
4.1.2	創作者.....	73(1-63)
4.1.3	出願人.....	73(1-63)
4.1.4	連絡者.....	74(1-64)
4.1.5	代表者.....	74(1-64)
4.1.6	専利代理機構、専利代理人.....	74(1-64)
4.1.7	住所.....	74(1-64)
4.2	意匠の図面又は写真.....	74(1-64)
4.2.1	正投影図の名称及びその付け方.....	74(1-64)
4.2.2	製図.....	75(1-65)
4.2.3	写真の撮影.....	76(1-66)
4.2.4	図面又は写真の欠陥.....	76(1-66)
4.3	簡単な説明.....	77(1-67)
5.	その他の書類と関連手続の審査.....	78(1-68)
5.1	専利代理機構への委任.....	78(1-68)
5.2	優先権主張.....	78(1-68)

5.2.1	先の出願及び優先権を主張する後の出願	79(1-69)
5.2.2	優先権主張の声明	79(1-69)
5.2.3	先の出願書類の副本	79(1-69)
5.2.4	後の出願の出願人	79(1-69)
5.2.5	優先権主張の取下げ	79(1-69)
5.2.6	優先権主張の費用	79(1-69)
5.2.7	優先権主張の回復	79(1-69)
5.3	新規性を喪失しない公開	80(1-70)
5.4	専利出願の取下げ声明	80(1-70)
5.5	記載事項の変更	80(1-70)
6.	専利法第 5 条 1 項と第 25 条 1 項 6 号に基づいた審査	80(1-70)
6.1	専利法第 5 条 1 項に基づいた審査	80(1-70)
6.1.1	法律違反	80(1-70)
6.1.2	社会道徳に違反する場合	80(1-70)
6.1.3	公共利益に反する場合	81(1-71)
6.2	専利法第 25 条 1 項(6)号に基づいた審査	81(1-71)
7.	専利法第 2 条 4 項に基づいた審査	82(1-72)
7.1	意匠の担体は製品でなければならない	82(1-72)
7.2	製品の形状、図案又はその組合せ、ならびに色彩と形状、 図案との組合せ	82(1-72)
7.3	工業への応用に適した美観に富む新たな設計	82(1-72)
7.4	意匠専利権を付与しない場合	83(1-73)
8.	専利法第 23 条 1 項に基づいた審査	84(1-74)
9.	専利法第 31 条 2 項に基づいた審査	84(1-74)
9.1	同一製品に係わる二つ以上の類似意匠	84(1-74)
9.1.1	同一製品	84(1-74)
9.1.2	類似意匠	85(1-75)
9.2	セット製品の意匠	85(1-75)
9.2.1	同一類別	85(1-75)
9.2.2	セットでの販売又は使用	85(1-75)
9.2.3	各製品の設計思想の同一	86(1-76)
9.2.4	セット製品に含めることができない類似意匠	86(1-76)
9.3	併合出願の対象意匠はそれぞれが権利付与要件を備えねばならない	87(1-77)
9.4	分割出願の審査	87(1-77)
9.4.1	分割出願の確認	87(1-77)
9.4.2	分割出願におけるその他の要求	87(1-77)

9.4.3	分割出願の期限と費用	87(1-77)
10.	専利法第 33 条に基づいた審査	88(1-78)
10.1	出願人の自発的補正	88(1-78)
10.2	通知書に指摘された欠陥に対する補正	88(1-78)
10.3	審査官による職権に基いた補正	89(1-79)
11.	専利法第 9 条に基づいた審査	89(1-79)
11.1	判断原則	89(1-79)
11.2	処理方式	90(1-80)
12.	意匠分類	90(1-80)
12.1	分類の根拠.....	90(1-80)
12.2	分類の方法.....	90(1-80)
12.3	分類番号の確定.....	91(1-81)
12.3.1	単一用途製品の分類.....	91(1-81)
12.3.2	多用途製品の分類.....	91(1-81)
12.3.3	分類過程中の補正.....	92(1-82)
第四章	専利分類	93(1-83)
1.	序文.....	93(1-83)
2.	分類の内容.....	93(1-83)
3.	技術主題	93(1-83)
3.1	技術主題の類別.....	93(1-83)
3.2	技術主題の確定.....	94(1-84)
3.2.1	権利要求書に基づき技術主題を確定する幾つかの状況	94(1-84)
3.2.2	権利要求書に基づき技術主題を確定できない状況.....	96(1-86)
3.2.3	説明書、添付図面に基づき専利保護を請求していない 技術主題を確定する場合.....	96(1-86)
4.	分類方法	96(1-86)
4.1	全体分類	96(1-86)
4.2	機能分類又は応用分類の確定.....	97(1-87)
4.2.1	機能分類	97(1-87)
4.2.2	応用分類	97(1-87)
4.2.3	機能かつ応用による分類	98(1-88)
4.2.4	特殊な状況	98(1-88)
4.3	多重分類	99(1-89)
4.3.1	技術主題の多方面分類.....	99(1-89)
4.3.2	二級分類表.....	100(1-90)

4.3.3	ハイブリッドシステムとインデキシングコード.....	100(1-90)
4.4	技術主題の特殊分類.....	100(1-90)
5.	分類箇所の規則の簡単な記述.....	100(1-90)
6.	分類のステップ.....	101(1-91)
7.	公表時期が異なる専利出願に対する分類.....	101(1-91)
7.1	検索していない専利出願に対する分類.....	101(1-91)
7.2	検索済み及び審査後の専利出願に対する分類.....	101(1-91)
8.	特定の技術主題の分類方法.....	101(1-91)
8.1	化合物.....	101(1-91)
8.2	化学混合物又は組合せ物.....	102(1-92)
8.3	化合物の製造又は処理.....	102(1-92)
8.4	設備又は方法.....	102(1-92)
8.5	製造された物品.....	102(1-92)
8.6	多ステップ方法、セット設備.....	103(1-93)
8.7	部品、構造部品.....	103(1-93)
8.8	化学の一般式.....	103(1-93)
8.9	組合庫.....	104(1-94)

第二部分

实 体 审 查

目 次

※ページ番号は原文におけるページ番号となっております。

第一章	専利権を付与しない出願	119(2-1)
1.	序文.....	119(2-1)
2.	専利法第 2 条 2 項の規定に適合しない客体.....	119(2-1)
3.	専利法第 5 条に基づき専利権を付与しない発明創造.....	119(2-1)
3.1	専利法第 5 条 1 項に基づき専利権を付与しない発明創造.....	120(2-2)
3.1.1	法律に違反する発明創造.....	120(2-2)
3.1.2	社会道徳に違反する発明創造.....	120(2-2)
3.1.3	公共利益に反する発明創造.....	121(2-3)
3.1.4	専利法第 5 条 1 項に一部違反する出願.....	121(2-3)
3.2	専利法第 5 条 2 項に基づき専利権を付与しない発明創造.....	121(2-3)
4.	専利法第 25 条に基づき専利権を付与しない客体.....	122(2-4)
4.1	科学的発見.....	122(2-4)
4.2	知的活動の法則と方法.....	123(2-5)
4.3	疾病の診断と治療方法.....	124(2-6)
4.3.1	診断方法.....	124(2-6)
4.3.1.1	診断方法に属する発明.....	125(2-7)
4.3.1.2	診断方法に属さない発明.....	125(2-7)
4.3.2	治療方法.....	125(2-7)
4.3.2.1	治療方法に属する発明.....	126(2-8)
4.3.2.2	治療方法に属さない発明.....	127(2-9)
4.3.2.3	外科手術方法.....	127(2-9)
4.4	動物と植物の品種.....	128(2-10)
4.5	原子核変換の方法及び当該方法により得られた物質.....	128(2-10)
4.5.1	原子核変換の方法.....	128(2-10)
4.5.2	原子核変換の方法により得られた物質.....	129(2-11)
第二章	説明説明書と権利要求書	130(2-12)
1.	序文.....	130(2-12)
2.	説明説明書.....	130(2-12)

2.1	説明書が満たすべき要件.....	130(2-12)
2.1.1	明確性.....	131(2-13)
2.1.2	完全性.....	131(2-13)
2.1.3	実施可能であること.....	132(2-14)
2.2	説明書の記載方法と順番.....	132(2-14)
2.2.1	名称.....	133(2-15)
2.2.2	技術分野.....	134(2-16)
2.2.3	背景技術.....	134(2-16)
2.2.4	発明又は実用新案の内容.....	135(2-17)
2.2.5	添付図面の説明.....	137(2-19)
2.2.6	具体的な実施の形態.....	137(2-19)
2.2.7	説明書の記載に関する他の要求.....	138(2-20)
2.3	説明書の添付図面.....	139(2-21)
2.4	説明書の要約書.....	140(2-22)
3.	権利要求書.....	141(2-23)
3.1	請求項.....	141(2-23)
3.1.1	請求項の種類.....	141(2-23)
3.1.2	独立請求項と従属請求項.....	142(2-24)
3.2	権利要求書の記載要件.....	143(2-25)
3.2.1	説明書を根拠とする場合.....	143(2-25)
3.2.2	明確性.....	146(2-28)
3.2.3	簡潔性.....	148(2-30)
3.3	請求項の記載に関する規定.....	148(2-30)
3.3.1	独立請求項の記載に関する規定.....	149(2-31)
3.3.2	従属請求項の記載に関する規定.....	151(2-33)
第三章	新規性	153(2-35)
1.	序文.....	153(2-35)
2.	新規性の概念.....	153(2-35)
2.1	現有技術.....	153(2-35)
2.1.1	時期の期限.....	153(2-35)
2.1.2	公開方式.....	154(2-36)
2.1.2.1	出版物による公開.....	154(2-36)
2.1.2.1	使用による公開.....	154(2-36)
2.1.2.3	他の方法による公開.....	155(2-37)
2.2	抵触出願.....	155(2-37)

2.3	対比文献	155(2-37)
3.	新規性の審査	156(2-38)
3.1	審査の原則	156(2-38)
3.2	審査基準	157(2-39)
3.2.1	同一内容による発明又は実用新案	157(2-39)
3.2.2	具体的(下位)概念と一般的(上位)概念	157(2-39)
3.2.3	慣用手段を直接置換えた場合	158(2-40)
3.2.4	数値と数値範囲	158(2-40)
3.2.5	性能、パラメータ、用途又は製造方法などの特徴を含む製品の請求項 ..	160(2-42)
4	優先権	161(2-43)
4.1	外国優先権	162(2-44)
4.1.1	外国優先権を享有する条件	162(2-44)
4.1.2	同一主題の発明創造の定義	162(2-44)
4.1.3	外国優先権の効力	163(2-45)
4.1.4	外国の複数優先権と外国の部分優先権	163(2-45)
4.2	国内優先権	164(2-46)
4.2.1	国内優先権を享有する条件	164(2-46)
4.2.2	同一主題の発明又は実用新案の定義	165(2-47)
4.2.3	国内優先権の効力	165(2-47)
4.2.4	国内の複数優先権と国内の部分優先権	165(2-47)
5.	新規性を喪失しない猶予期間	166(2-48)
6.	同一の発明創造についての処理	167(2-49)
6.1	判断の原則	167(2-49)
6.2	処置方式	168(2-50)
6.2.1	二件の専利出願の処置	168(2-50)
6.2.1.1	同一出願人の場合	168(2-50)
6.2.1.2	出願人が異なる場合	168(2-50)
6.2.2	一件の専利出願と一つの専利権の処理	168(2-50)
第四章	創造性	170(2-52)
1.	序文	170(2-52)
2.	発明の創造性の概念	170(2-52)
2.1	現有技術	170(2-52)
2.2	突出した実質的特徴	170(2-52)
2.3	顕著な進歩	170(2-52)
2.4	所属する技術分野の技術者	170(2-52)

3.	発明の創造性の審査	171(2-53)
3.1	審査の原則	171(2-53)
3.2	審査基準	171(2-53)
3.2.1	突出した実質的特徴の判断	171(2-53)
3.2.1.1	判断方法	172(2-54)
3.2.1.2	判断の例示	174(2-56)
3.2.2	顕著な進歩の判断	175(2-57)
4.	類型の異なる幾つかの発明の創造性の判断	176(2-58)
4.1	パイオニア発明	176(2-58)
4.2	組合せ発明	176(2-58)
4.3	選択発明	177(2-59)
4.4	転用発明	178(2-60)
4.5	公知となった製品の新しい用途発明	179(2-61)
4.6	要素変更の発明	179(2-61)
4.6.1	要素関係が変化された発明	180(2-62)
4.6.2	要素が置換された発明	180(2-62)
4.6.3	要素関係の省略の発明	181(2-63)
5.	発明の創造性を判断する時に考慮すべきその他の要素	181(2-63)
5.1	人々がずっと解決を渴望していたが、始終成功が 得られなかった技術的難題を解決した発明の場合	181(2-63)
5.2	技術偏見を克服した発明の場合	182(2-64)
5.3	予想できない技術効果を挙げた発明の場合	182(2-64)
5.4	商業上の成功を遂げた発明の場合	182(2-64)
6.	創造性の審査で注意すべき問題	182(2-64)
6.1	発明創造の由来	183(2-65)
6.2	「後知恵」を避ける	183(2-65)
6.3	予想できない技術効果に対する考慮	183(2-65)
6.4	保護を請求する発明に対する審査	183(2-65)
第五章	実用性	185(2-67)
1.	序文	185(2-67)
2.	実用性の概念	185(2-67)
3.	実用性の審査	185(2-67)
3.1	審査の原則	186(2-68)
3.2	審査基準	186(2-68)
3.2.1	再現性のないもの	186(2-68)

3.2.2	自然法則に反するもの	186(2-68)
3.2.3	唯一無二の自然条件を利用する製品.....	187(2-69)
3.2.4	人体又は動物体に対する非治療目的の外科手術方法.....	187(2-69)
3.2.5	極限状態における人体又は動物体の生理パラメータの測量方法.....	187(2-69)
3.2.6	積極的な効果がないもの.....	188(2-70)
第六章	単一性と分割出願.....	189(2-71)
1.	序文.....	189(2-71)
2.	単一性.....	189(2-71)
2.1	単一性の基本概念.....	189(2-71)
2.1.1	単一性の要求.....	189(2-71)
2.1.2	総体的な発明思想.....	190(2-72)
2.2	単一性の審査.....	190(2-72)
2.2.1	審査の原則.....	190(2-72)
2.2.2	単一性審査の方法と例示.....	192(2-74)
2.2.2.1	同一カテゴリーの独立請求項の単一性.....	193(2-75)
2.2.2.2	同一カテゴリーでない独立請求項の単一性.....	196(2-78)
2.2.2.3	従属請求項の単一性.....	199(2-81)
3.	分割出願.....	200(2-82)
3.1	分割の幾つかの状況.....	200(2-82)
3.2	分割出願が満たすべき要件.....	201(2-83)
3.3	分割出願の審査.....	202(2-84)
第七章	検 索.....	203(2-85)
1.	序文.....	203(2-85)
2.	審査用検索資料.....	203(2-85)
2.1	検索用専利文献.....	203(2-85)
2.2	検索用非専利文献.....	203(2-85)
3.	検索の主題.....	204(2-86)
3.1	検索の根拠となる出願書類.....	204(2-86)
3.2	独立請求項についての検索.....	204(2-86)
3.3	従属請求項についての検索.....	204(2-86)
3.4	要素組合せの請求項についての検索.....	204(2-86)
3.5	カテゴリーの異なる請求項についての検索.....	205(2-87)
3.6	説明書及びその添付図面についての検索.....	205(2-87)
4.	検索時期の期限.....	205(2-87)

4.1	現有技術中の関係文献の検索時期の期限期間.....	205(2-87)
4.2	抵触出願の検索時期の期限.....	206(2-88)
5.	検索前の準備.....	206(2-88)
5.1	関係書類の閲覧.....	206(2-88)
5.2	出願の国際特許分類番号の確認.....	206(2-88)
5.3	検索の技術分野の確定.....	207(2-89)
5.3.1	機械検索用データベースの利用.....	207(2-89)
5.3.2	国際特許分類表の利用.....	208(2-90)
5.4	請求項を分析し、検索要素を確定.....	209(2-91)
5.4.1	請求項の全体的分析.....	209(2-91)
5.4.2	検索要素の確定.....	209(2-91)
6.	発明専利出願についての検索.....	210(2-92)
6.1	検索の要点.....	210(2-92)
6.2	検索の順番.....	210(2-92)
6.2.1	所属技術分野における検索.....	210(2-92)
6.2.2	機能類似の技術分野における検索.....	211(2-93)
6.2.3	改めて技術分野を確定した後の再検索.....	211(2-93)
6.2.4	その他の資料の検索.....	211(2-93)
6.3	具体的なステップ.....	211(2-93)
6.3.1	機械検索方式.....	211(2-93)
6.3.2	マニュアル検索方式.....	213(2-95)
6.4	抵触出願の検索.....	213(2-95)
6.4.1	基本原則.....	213(2-95)
6.4.2	出願が18ヶ月満了後公開された後実体審査手続に入る場合の検索.....	213(2-95)
6.4.3	出願が早期に公開された実体審査手続に入る場合の検索.....	213(2-95)
7.	重複専利権付与を避けるための検索.....	214(2-96)
8.	検索の中止.....	214(2-96)
8.1	検索の限度.....	214(2-96)
8.2	検索を中止できる幾つかの状況.....	214(2-96)
9.	特殊状況の検索.....	215(2-97)
9.1	出願の主題が異なる分野に及ぶ場合の検索.....	215(2-97)
9.2	出願が単一性に欠ける場合の検索.....	215(2-97)
9.2.1	明らかに単一性に欠ける出願の検索.....	215(2-97)
9.2.2	単一性に欠けることが不明確な出願の検索.....	216(2-98)
9.3	その他の状況の検索.....	216(2-98)
10.	検索の必要がない場合.....	216(2-98)

11.	追加検索	217(2-99)
12.	検索レポート.....	217(2-99)
第八章	実体審査手続.....	219(2-101)
1.	序文	219(2-101)
2.	実体審査手続およびその基本原則	219(2-101)
2.1	実体審査手続の概要	219(2-101)
2.2	実体審査手続における基本原則	220(2-102)
3.	出願書類の確認および実体審査の準備	221(2-103)
3.1	出願の国際特許分類番号の確認.....	221(2-103)
3.2	出願書類ファイルの確認	221(2-103)
3.2.1	手続を開始する根拠の確認.....	221(2-103)
3.2.2	出願書類の確認.....	221(2-103)
3.2.3	優先権に関わる資料の確認.....	221(2-103)
3.2.4	その他の関連文書の確認.....	222(2-104)
3.2.5	出願書類ファイルに欠陥がある場合の処理.....	222(2-104)
3.3	個人審査記録ファイルの作成.....	222(2-104)
3.4	審査順序	222(2-104)
3.4.1	一般原則	222(2-104)
3.4.2	特殊処理	223(2-105)
4.	実体審査	223(2-105)
4.1	審査の書類.....	223(2-105)
4.2	出願書類の読解および発明への理解	223(2-105)
4.3	検索を行わずに審査意見通知書を発行する場合	224(2-106)
4.4	単一性に欠ける出願に対する処理	224(2-106)
4.5	検索	225(2-107)
4.6	優先権の確認.....	226(2-108)
4.6.1	優先権の確認が必要とされる場合	226(2-108)
4.6.2	優先権確認の一般原則	226(2-108)
4.6.2.1	部分優先権の確認	227(2-109)
4.6.2.2	複数優先権の確認.....	228(2-110)
4.6.3	優先権確認後の処理手続	228(2-110)
4.7	全面審査	228(2-110)
4.7.1	権利要求書の審査	229(2-111)
4.7.2	説明書と要約書の審査	230(2-112)
4.7.3	その他出願書類の審査.....	231(2-113)

4.8	全面審査を行わない場合.....	232(2-114)
4.9	公衆からの意見に対する処理.....	232(2-114)
4.10	1 回目の審査意見通知書.....	232(2-114)
4.10.1	総括的要求.....	232(2-114)
4.10.2	構成部及び要求.....	233(2-115)
4.10.2.1	標準様式.....	233(2-115)
4.10.2.2	審査意見通知書の正文.....	234(2-116)
4.10.2.3	対比文献の複製書類.....	235(2-117)
4.10.3	応答期限.....	236(2-118)
4.10.4	署名.....	236(2-118)
4.11	審査の継続.....	236(2-118)
4.11.1	出願に対する継続審査後の処理.....	237(2-119)
4.11.2	追加検索.....	237(2-119)
4.11.3	2 回目の審査意見通知書.....	237(2-119)
4.11.3.1	2 回目の審査意見通知書を発行する場合.....	237(2-119)
4.11.3.2	2 回目の審査意見通知書の内容および要求.....	238(2-120)
4.12	面接.....	238(2-120)
4.12.1	面接の実施条件.....	239(2-121)
4.12.2	面接の場所および参加者.....	239(2-121)
4.12.3	面接記録.....	240(2-122)
4.13	電話での討論.....	240(2-122)
4.14	証拠収集および現場調査.....	241(2-123)
5.	応答及び補正.....	241(2-123)
5.1	応答.....	241(2-123)
5.1.1	応答の方式.....	242(2-124)
5.1.2	応答の署名.....	242(2-124)
5.2	補正.....	243(2-125)
5.2.1	補正の要求.....	243(2-125)
5.2.1.1	補正の内容と範囲.....	243(2-125)
5.2.1.2	自発補正のタイミング.....	244(2-126)
5.2.1.3	審査意見通知書に対する応答時の補正の方式.....	244(2-126)
5.2.2	許可する補正.....	245(2-127)
5.2.2.1	権利要求書に対する補正.....	246(2-128)
5.2.2.2	説明書およびその要約書に対する補正.....	247(2-129)
5.2.3	許可されない補正.....	249(2-131)
5.2.3.1	許可されない追加.....	249(2-131)

5.2.3.2	許可されない変更.....	250(2-132)
5.2.3.3	許可されない削除.....	252(2-134)
5.2.4	補正の具体的形式.....	253(2-135)
5.2.4.1	差し替え頁の提出.....	253(2-135)
5.2.4.2	職権に基づいた審査官の補正.....	253(2-135)
6.	却下決定および専利権付与の通知.....	253(2-135)
6.1	却下決定.....	254(2-136)
6.1.1	出願を却下する条件.....	254(2-136)
6.1.2	却下の種類.....	254(2-136)
6.1.3	却下決定の構成.....	255(2-137)
6.1.4	却下決定の正文の作成.....	255(2-137)
6.1.4.1	案件の事由.....	255(2-137)
6.1.4.2	却下の理由.....	255(2-137)
6.1.4.3	決定.....	256(2-138)
6.2	専利権付与の通知.....	256(2-138)
6.2.1	専利権付与の通知書を発行する条件.....	256(2-138)
6.2.2	専利権付与の通知書を発行する時に実施すべき作業.....	256(2-138)
7.	実体審査手続の終了、中止と回復.....	257(2-139)
7.1	手続の終了.....	257(2-139)
7.2	手続の中止.....	257(2-139)
7.3	手続の回復.....	257(2-139)
8.	前置審査及び復審後の審査の継続.....	258(2-140)

第九章 コンピュータプログラムに係る発明専利出願の審査に関する

	若干の規定.....	259(2-141)
1.	序文.....	259(2-141)
2.	コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査基準.....	259(2-141)
3.	コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査例.....	261(2-143)
4.	漢字のコーディング方法及びコンピュータの漢字入力方法.....	270(2-152)
5.	コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の説明書及び 権利要求書の書き方.....	271(2-153)
5.1	説明書の書き方.....	271(2-153)
5.2	権利要求書の書き方.....	271(2-153)

第十章 化学分野の発明専利出願の審査に関する若干の規定.....

1.	序文.....	275(2-157)
----	---------	------------

2.	専利権を付与しない化学分野の発明専利出願	275(2-157)
2.1	天然物質	275(2-157)
2.2	物質の医薬用途	275(2-157)
3.	化学発明の十分な開示	276(2-158)
3.1	化学製品発明の十分な開示	276(2-158)
3.2	化学方法発明の十分な開示	277(2-159)
3.3	化学製品における用途発明の十分な開示	277(2-159)
3.4	実施例について	278(2-160)
4.	化学発明の請求項	278(2-160)
4.1	化合物の請求項	278(2-160)
4.2	組成物の請求項	278(2-160)
4.2.1	開放式、閉鎖式およびその使用要求	278(2-160)
4.2.2	組成物請求項における成分と含有量の限定	279(2-161)
4.2.3	組成物請求項における他の限定	280(2-162)
4.3	構造及び/又は組成の特徴のみで 明確に表現できない化学製品の請求項	280(2-162)
4.4	化学方法の請求項	281(2-163)
4.5	用途の請求項	281(2-163)
4.5.1	用途の請求項の種類	281(2-163)
4.5.2	物質の医薬用途の請求項	282(2-164)
5.	化学発明の新規性	282(2-164)
5.1	化合物の新規性	282(2-164)
5.2	組成物の新規性	283(2-165)
5.3	物理化学的パラメータ又は製造方法で表現する化学製品の新規性	283(2-165)
5.4	化学製品における用途発明の新規性	284(2-166)
6.	化学発明の創造性	284(2-166)
6.1	化合物の創造性	284(2-166)
6.2	化学製品における用途発明の創造性	286(2-168)
7.	化学発明の実用性	286(2-168)
7.1	料理および調理方法	286(2-168)
7.2	医師の処方箋	286(2-168)
8.	化学発明の単一性	287(2-169)
8.1	マーカッシュ形式の請求項の単一性	287(2-169)
8.1.1	基本原則	287(2-169)
8.1.2	例示	287(2-169)
8.2	中間体と最終生成物の単一性	290(2-172)

8.2.1	基本原則	290(2-172)
8.2.2	例示	290(2-172)
9.	生物技術分野における発明専利出願の審査	291(2-173)
9.1	保護請求された客体に対する審査.....	291(2-173)
9.1.1	専利法 5 条に準拠して保護を求める客体に対する審査.....	291(2-173)
9.1.1.1	人間の胚胎幹細胞.....	292(2-174)
9.1.1.2	各形成及び発育段階にある人体	292(2-174)
9.1.1.3	遺伝資源の違法獲得又は利用により完成された発明創造	292(2-174)
9.1.2	専利法 25 条に基づいて保護を求める客体に対する審査.....	292(2-174)
9.1.2.1	微生物	292(2-174)
9.1.2.2	遺伝子又は DNA 断片	292(2-174)
9.1.2.3	動物と植物の個体およびその構成部分	293(2-175)
9.1.2.4	遺伝子組換え動物と植物	293(2-175)
9.2	説明書の十分な開示.....	293(2-175)
9.2.1	生物材料の寄託.....	293(2-175)
9.2.2	遺伝工学に係わる発明	295(2-177)
9.2.2.1	製品の発明.....	295(2-177)
9.2.2.2	製品の製造方法の発明	297(2-179)
9.2.3	ヌクレオチド又はアミノ酸配列表	297(2-179)
9.2.4	微生物に係わる発明	298(2-180)
9.3	生物技術分野における発明の権利請求書.....	298(2-180)
9.3.1	遺伝工学に係わる発明	298(2-180)
9.3.1.1	遺伝子	298(2-180)
9.3.1.2	キャリア	299(2-181)
9.3.1.3	組換えキャリア	299(2-181)
9.3.1.4	トランスフォーマント.....	300(2-182)
9.3.1.5	ポリペプチド又は蛋白質.....	300(2-182)
9.3.1.6	融合細胞	300(2-182)
9.3.1.7	モノクローナル抗体	300(2-182)
9.3.2	微生物に係わる発明	301(2-183)
9.4	新規性、創造性および実用性の審査.....	301(2-183)
9.4.1	遺伝工学に係わる発明の新規性.....	301(2-183)
9.4.2	創造性	302(2-184)
9.4.2.1	遺伝工学に係わる発明	302(2-184)
9.4.2.2	微生物に係わる発明	303(2-185)
9.4.3	実用性	303(2-185)

9.4.3.1	自然界から特定微生物をスクリーニングする方法.....	303(2-185)
9.4.3.2	物理、化学方法を通じた人工誘導変化による新規微生物の製造方法.	304(2-186)
9.5	遺伝資源の由来の開示	304(2-186)
9.5.1	専門用語の解釈.....	304(2-186)
9.5.2	開示内容に対する具体的な要求事項.....	304(2-186)
9.5.3	遺伝資源の由来開示に対する審査	305(2-187)

第三部分

国内段階に移行する

国際出願の審査

目 次

※ページ番号は原文におけるページ番号となっております。

第一章	国内段階に移行する国際出願の方式審査と事務処理	313(3-1)
1.	序文.....	313(3-1)
2.	国際出願の国内移行手続の審査.....	314(3-2)
2.1	中国で効力がない場合.....	314(3-2)
2.2	中国における効力を喪失した場合.....	314(3-2)
2.2.1	国際事務局による効力を喪失する旨の通知.....	314(3-2)
2.2.2	国内段階移行が遅れた場合の手続.....	315(3-3)
2.2.3	選定について.....	315(3-3)
2.3	国内段階移行の処理.....	316(3-4)
3.	国内段階移行時に提出する出願書類の審査.....	316(3-4)
3.1	国内段階移行の書面声明.....	316(3-4)
3.1.1	国際出願日.....	316(3-4)
3.1.2	保護の種類.....	316(3-4)
3.1.3	発明の名称.....	317(3-5)
3.1.4	発明者.....	317(3-5)
3.1.4.1	発明者情報の確定.....	317(3-5)
3.1.4.2	国際出願に発明者の記載がない場合.....	318(3-6)
3.1.4.3	発明者氏名の訳.....	318(3-6)
3.1.5	出願人.....	318(3-6)
3.1.5.1	出願人情報の確定.....	318(3-6)
3.1.5.2	出願人の資格.....	319(3-7)
3.1.5.3	出願人名称の訳.....	319(3-7)
3.1.6	審査の基礎となる書類の声明.....	320(3-8)
3.2	最初の出願の訳文と添付図面.....	320(3-8)
3.2.1	説明書と権利要求書の訳文.....	321(3-9)
3.2.2	添付図面.....	322(3-10)
3.2.3	要約書の訳文および添付図面.....	322(3-10)
3.3	中国語による国際公開を行った国際出願.....	323(3-11)
3.4	期限満了前の処理.....	323(3-11)
3.4.1	処理を繰り上げる場合.....	323(3-11)

3.4.2	一時的に処理を行わない場合	324(3-12)
4.	国際段階における補正書類の訳文の審査	324(3-12)
4.1	特許協力条約 19 条に基づいて補正した権利要求書の訳文	324(3-12)
4.2	特許協力条約 34 条に基づいて作成した補正の訳文	325(3-13)
5.	その他書類の審査	326(3-14)
5.1	委任と委任状	326(3-14)
5.1.1	委任	326(3-14)
5.1.2	委任状	326(3-14)
5.2	優先権主張	326(3-14)
5.2.1	優先権主張の声明	326(3-14)
5.2.2	先の出願書類の副本の提供	328(3-16)
5.2.3	先の出願書類の副本の審査	328(3-16)
5.2.3.1	優先権声明と一致しない場合	328(3-16)
5.2.3.2	優先権を享有する証明の提供	328(3-16)
5.2.4	優先権主張費	329(3-17)
5.2.5	優先権主張の回復	329(3-17)
5.2.6	先の出願が中国で出願された場合	330(3-18)
5.3	出典の付加	330(3-18)
5.4	新規性を喪失しない公開	331(3-19)
5.5	生物材料見本の寄託事項	332(3-20)
5.5.1	移行声明での明記	332(3-20)
5.5.2	生物材料見本の寄託説明	332(3-20)
5.5.3	生物材料見本の寄託証明書	333(3-21)
5.6	遺伝資源の由来	333(3-21)
5.7	国内段階移行後の出願書類に対する補正	334(3-22)
5.8	訳文の誤りの補正	334(3-22)
5.9	実体審査の請求	335(3-23)
5.10	記載事項の変更	335(3-23)
5.10.1	国際事務局で記録された変更	335(3-23)
5.10.1.1	国際事務局による通知の効力	335(3-23)
5.10.1.2	証明材料の追加提出	335(3-23)
5.10.2	国内段階における記載事項の変更	336(3-24)
5.11	再審の請求	336(3-24)
5.11.1	再審請求の提出	336(3-24)
5.11.2	その他の手続	337(3-25)
5.11.3	再審および再審後の処理	337(3-25)

5.12	国際機関による誤りの補正	337 (3-25)
5.12.1	国際機関による誤り補正の声明.....	337 (3-25)
5.12.2	添付書類	338 (3-26)
5.12.3	補正後の処理.....	338 (3-26)
6.	国内の公開.....	338 (3-26)
6.1	公開の時期.....	339 (3-27)
6.2	公開の形式.....	339 (3-27)
6.2.1	国際公開に外国語を使用した出願	339 (3-27)
6.2.2	国際公開に中国語を使用した出願	339 (3-27)
6.3	公開の内容.....	339 (3-27)
6.3.1	発明専利公報における国内公開の内容.....	339 (3-27)
6.3.2	発明専利出願単行本の内容.....	340 (3-28)
7.	費用納付における特殊な規定.....	340 (3-28)
7.1	出願費、公開印刷費、出願付加費および期限猶予費.....	340 (3-28)
7.2	費用の減免.....	340 (3-28)
7.2.1	出願費の免除.....	340 (3-28)
7.2.2	実体審査費の減免.....	340 (3-28)
7.2.3	再審費と年金の軽減又は延期納付	341 (3-29)
7.3	その他特殊な費用.....	341 (3-29)
第二章	国内段階に移行する国際出願の実体審査	342 (3-30)
1.	序文.....	342 (3-30)
2.	実体審査の原則.....	342 (3-30)
2.1	実体審査の基本原則	342 (3-30)
2.2	専利権付与の実質的条件に係る条項.....	343 (3-30)
3.	実体審査の根拠とする書類の確認.....	343 (3-31)
3.1	出願人の請求.....	343 (3-31)
3.2	審査の根拠とする書類	343 (3-31)
3.3	最初に提出された国際出願書類の法的効力	345 (3-33)
4.	実体審査における検索.....	345 (3-33)
4.1	一般原則	345 (3-33)
4.2	節約の原則.....	345 (3-33)
5.	実体審査に係わる内容と審査要求.....	346 (3-34)
5.1	専利性に関する国際予備審査報告の使用.....	346 (3-34)
5.2	専利権を付与しない発明創造の出願であるかを審査する.....	346 (3-34)
5.3	優先権の審査.....	347 (3-35)

5.4	新規性と創造性の審査	348(3-36)
5.5	単一性の審査.....	348(3-36)
5.6	重複権利付与を避けるための審査.....	349(3-37)
5.7	訳文の誤りの補正	349(3-37)

第四部分

復審と無効請求の審査

目 次

※ページ番号は原文におけるページ番号となっております。

第一章	総則	359(4-1)
1.	序文.....	359(4-1)
2.	審査の原則.....	359(4-1)
2.1	合法の原則.....	359(4-1)
2.2	公正な法執行の原則.....	359(4-1)
2.3	請求の原則.....	360(4-2)
2.4	職権に基づいた審査の原則.....	360(4-2)
2.5	ヒアリングの原則.....	360(4-2)
2.6	公開の原則.....	360(4-2)
3.	合議審査.....	360(4-2)
3.1	合議体の構成.....	361(4-3)
3.2	五人合議体の構成についての規定.....	361(4-3)
3.3	合議体メンバーの職責分担.....	361(4-3)
3.4	合議体の審査意見の形成.....	362(4-4)
4.	一人審査.....	362(4-4)
5.	忌避制度と従業禁止.....	362(4-4)
6.	審査決定.....	362(4-4)
6.1	審査決定に対する審査及び許可.....	362(4-4)
6.2	審査決定の構成.....	363(4-5)
6.3	審査決定の出版.....	364(4-6)
7.	請求の訂正と却下.....	365(4-7)
7.1	受理の訂正.....	365(4-7)
7.2	通知書の訂正.....	365(4-7)
7.3	審査決定の訂正.....	365(4-7)
7.4	みなし取下げの訂正.....	365(4-7)
7.5	その他処理決定の訂正.....	365(4-7)
7.6	請求の却下.....	365(4-7)
8.	法院の発効判決により審査決定が取り消された後の審査手続.....	365(4-7)

第二章	復審請求の審査	367(4-9)
1.	序文.....	367(4-9)
2.	復審請求の形式審査.....	367(4-9)
2.1	復審請求の客体.....	367(4-9)
2.2	復審請求人の資格.....	367(4-9)
2.3	期限.....	367(4-9)
2.4	書類の形式.....	368(4-10)
2.5	費用.....	368(4-10)
2.6	委任手続.....	368(4-10)
2.7	形式審査通知書.....	369(4-11)
3.	前置審査.....	369(4-11)
3.1	前置審査の手続.....	369(4-11)
3.2	前置審査意見の類型.....	370(4-12)
3.3	前置審査意見.....	370(4-12)
4.	復審請求の合議審査.....	371(4-13)
4.1	理由と証拠の審査.....	371(4-13)
4.2	補正文書の審査.....	372(4-14)
4.3	審査の方式.....	372(4-14)
5.	復審請求の審査決定の類型.....	373(4-15)
6.	復審決定の送付.....	373(4-15)
7.	元の審査部門に対する復審決定の拘束力.....	374(4-16)
8.	復審手続の中止.....	374(4-16)
9.	復審手続の終了.....	374(4-16)
第三章	無効宣告請求の審査	375(4-17)
1.	序文.....	375(4-17)
2.	審査の原則.....	375(4-17)
2.1	一事不再理の原則.....	375(4-17)
2.2	当事者処置の原則.....	375(4-17)
2.3	秘密保持の原則.....	376(4-18)
3.	無効宣告請求の形式審査.....	376(4-18)
3.1	無効宣告請求の客体.....	376(4-18)
3.2	無効宣告請求人の資格.....	376(4-18)
3.3	無効宣告請求の範囲および理由と証拠.....	377(4-19)

3.4	書類の形式.....	378(4-20)
3.5	費用.....	378(4-20)
3.6	委任手続.....	378(4-20)
3.7	形式審査通知書.....	379(4-21)
4.	無効宣告請求の合議審査.....	380(4-22)
4.1	審査の範囲.....	380(4-22)
4.2	無効宣告の理由の追加.....	381(4-23)
4.3	挙証期限.....	382(4-24)
4.3.1	請求人による挙証.....	382(4-24)
4.3.2	専利権者による挙証.....	382(4-24)
4.3.3	挙証の期間延長.....	383(4-25)
4.4	審査の方式.....	383(4-25)
4.4.1	書類の転送.....	383(4-25)
4.4.2	口頭審理.....	383(4-25)
4.4.3	無効宣告請求審査通知書.....	383(4-25)
4.4.4	審査方式の選択.....	384(4-26)
4.5	案件の併合審理.....	385(4-27)
4.6	無効宣告手続における専利書類の補正.....	385(4-27)
4.6.1	補正の原則.....	385(4-27)
4.6.2	補正の方式.....	385(4-27)
4.6.3	補正方式の制限.....	386(4-28)
4.7	無効宣告手続の中止.....	386(4-28)
5.	無効宣告請求審査決定の類型.....	386(4-28)
6.	無効宣告請求審査決定の送付、登録と公告.....	387(4-29)
6.1	決定の送付.....	387(4-29)
6.2	決定の登録と公告.....	387(4-29)
7.	無効宣告手続の終了.....	387(4-29)
第四章	復審と無効宣告手続における口頭審理についての規定	389(4-31)
1.	序文.....	389(4-31)
2.	口頭審理の確定.....	389(4-31)
3.	口頭審理の通知.....	390(4-32)
4.	口頭審理前の準備.....	391(4-33)
5.	口頭審理の進行.....	391(4-33)

5.1	口頭審理の第一段階	391 (4-33)
5.2	口頭審理の第二段階	392 (4-34)
5.3	口頭審理の第三段階	392 (4-34)
5.4	口頭審理の第四段階	393 (4-35)
6.	口頭審理の中止	393 (4-35)
7.	口頭審理の終了	393 (4-35)
8.	当事者の欠席	394 (4-36)
9.	当事者の途中退廷	394 (4-36)
10.	証人による出廷証言	394 (4-36)
11.	記録	394 (4-36)
12.	傍聴	395 (4-37)
13.	当事者の権利と義務	395 (4-37)
第五章	無効宣告手続における意匠の審査	397 (4-39)
1.	序文	397 (4-39)
2.	現有設計	397 (4-39)
3.	判断の客体	397 (4-39)
4.	判断の主体	398 (4-40)
5.	専利法第 23 条 1 項に基づく審査	398 (4-40)
5.1	判断基準	399 (4-41)
5.1.1	意匠の同一	399 (4-41)
5.1.2	意匠の実質的同一	399 (4-41)
5.2	判断方式	400 (4-42)
5.2.1	単独比較	400 (4-42)
5.2.2	直接観察	401 (4-43)
5.2.3	製品の外観のみを判断の対象とする	401 (4-43)
5.2.4	全体観察・総合判断	401 (4-43)
5.2.4.1	引例意匠に公開された情報の確定	401 (4-43)
5.2.4.2	係争意匠の確定	402 (4-44)
5.2.4.3	係争意匠と引例意匠の比較	402 (4-44)
5.2.5	組物製品と状態が変化する製品の判断	402 (4-44)
5.2.5.1	組物製品	402 (4-44)
5.2.5.2	状態が変化する製品	403 (4-45)
5.2.6	設計要素の判断	403 (4-45)

5.2.6.1	形状の判断.....	403(4-45)
5.2.6.2	模様の判断.....	403(4-45)
5.2.6.3	色彩の判断.....	403(4-45)
6.	専利法第 23 条 2 項に基づく審査.....	404(4-46)
6.1	同一又は類似する種類の製品における現有設計との比較.....	404(4-46)
6.2	現有設計の転用、現有設計とその特徴の組み合わせ.....	405(4-47)
6.2.1	判断の方法.....	405(4-47)
6.2.2	現有設計の転用.....	406(4-48)
6.2.3	現有設計とその特徴の組み合わせ.....	406(4-48)
6.2.4	独特な視覚効果.....	407(4-49)
7.	専利法第 23 条 3 項に基づいた審査.....	407(4-49)
7.1	商標権.....	408(4-50)
7.2	著作権.....	408(4-50)
8.	専利法第 9 条に基づいた審査.....	408(4-50)
9.	意匠の優先権の確認.....	409(4-51)
9.1	優先権の確認が必要とされる場合.....	409(4-51)
9.2	意匠の同一主題の認定.....	409(4-51)
9.3	優先権を享有する条件.....	410(4-52)
9.4	優先権の効力.....	410(4-52)
9.5	複数の優先権.....	410(4-52)
第六章	無効宣告手続における実用新案審査に係わる若干の規定.....	411(4-53)
1.	序文.....	411(4-53)
2.	実用新案による保護の客体の審査.....	411(4-53)
3.	実用新案の新規性の審査.....	411(4-53)
4.	実用新案の創造性の審査.....	411(4-53)
第七章	無効宣告手続における同一の発明創造についての処理.....	413(4-55)
1.	序文.....	413(4-55)
2.	専利権者が同一である場合.....	413(4-55)
2.1	授権公告日が異なる場合.....	413(4-55)
2.2	授権公告日が同一である場合.....	414(4-56)
3.	専利権者が異なる場合.....	414(4-56)

第八章	無効宣告手続における証拠問題についての規定	416(4-58)
1.	序文.....	416(4-58)
2.	当事者による挙証.....	416(4-58)
2.1	挙証責任の分配.....	416(4-58)
2.2	証拠の提出.....	416(4-58)
2.2.1	外国語の証拠の提出.....	416(4-58)
2.2.2	域外証拠及び香港・マカオ・台湾地区で形成された証拠の証明手続.....	417(4-59)
2.2.3	物証の提出.....	417(4-59)
3.	専利復審委員会による証拠の調査収集.....	418(4-60)
4.	証拠の反対尋問と審査認定.....	418(4-60)
4.1	証拠の反対尋問.....	418(4-60)
4.2	証拠の審査.....	418(4-60)
4.3	証拠の認定.....	419(4-61)
4.3.1	証人の証言.....	419(4-61)
4.3.2	認可と承認.....	420(4-62)
4.3.3	公知な常識.....	420(4-62)
4.3.4	公証書類.....	420(4-62)
5.	その他.....	421(4-63)
5.1	インターネットによる証拠の公開時期.....	421(4-63)
5.2	出願日以降に記載された公開使用又は口頭による公開.....	421(4-63)
5.3	技術的内容と問題に関する諮問、鑑定.....	421(4-63)
5.4	当事者の提出サンプルなど証拠としない物品の処理.....	421(4-63)

第五部分

専利出願および事務処理

目 次

※ページ番号は原文におけるページ番号となっております。

第一章	専利出願書類および手続	435(5-1)
1.	序文.....	435(5-1)
2.	専利出願の形式.....	435(5-1)
2.1	書面形式.....	435(5-1)
2.2	電子ファイル形式.....	435(5-1)
3.	適用文字.....	436(5-2)
3.1	中国語.....	436(5-2)
3.2	漢字.....	436(5-2)
3.3	外国語の翻訳.....	436(5-2)
4.	標準様式表.....	436(5-2)
4.1	用紙.....	437(5-3)
4.2	規格.....	437(5-3)
4.3	ページの余白.....	437(5-3)
5.	記載の規則.....	437(5-3)
5.1	タイプ又は印刷.....	437(5-3)
5.2	フォントおよび規格.....	437(5-3)
5.3	記載の方式.....	438(5-4)
5.4	記載内容.....	438(5-4)
5.5	フォントの色.....	438(5-4)
5.6	ページ番号の作成.....	438(5-4)
6.	証明書類.....	438(5-4)
7.	書類の部数.....	438(5-4)
8.	署名又は押印.....	439(5-5)
第二章	専利に係わる費用	440(5-6)
1.	費用の納付期限.....	440(5-6)
2.	費用支払と決済方式.....	440(5-6)
3.	費用の軽減・猶予.....	442(5-8)
3.1	軽減・猶予可能な費用の種類.....	442(5-8)
3.2	費用の軽減・猶予の手続.....	442(5-8)

4.	費用の留保と返還	442(5-8)
4.1	留保	442(5-8)
4.2	返還	443(5-9)
4.2.1	返還の原則	443(5-9)
4.2.1.1	当事者が返還を請求できる場合	443(5-9)
4.2.1.2	専利局が自発的に費用を返還する場合	443(5-9)
4.2.1.3	費用を返還しない場合	443(5-9)
4.2.2	費用返還手続	444(5-10)
4.2.2.1	費用返還請求の提出	444(5-10)
4.2.2.2	費用返還の処理	444(5-10)
4.2.3	費用返還の効力	444(5-10)
4.2.4	特殊状況の処理	445(5-11)
4.2.4.1	銀行又は郵便局側の責任により必要な費用納付情報が不備で 費用返還される場合	445(5-11)
4.2.4.2	送金者による送金後の取戻により送金為替が不渡りとなる場合	445(5-11)
5.	費用の照会	445(5-11)
6.	費用の種類の変換	445(5-11)
7.	費用納付情報の補完	446(5-12)
第三章	受理	447(5-13)
1.	受理場所	447(5-13)
2.	専利出願の受理と不受理	447(5-13)
2.1	受理条件	447(5-13)
2.2	不受理となる場合	448(5-14)
2.3	受理と不受理手続	448(5-14)
2.3.1	受理手続	448(5-14)
2.3.2	分割出願の受理手続	450(5-16)
2.3.2.1	国内出願の分割出願の受理手続	450(5-16)
2.3.2.2	国内段階に移行された国際出願における分割出願の受理手続	450(5-16)
2.3.3	不受理手続	450(5-16)
3.	その他の書類の受理と不受理	451(5-17)
3.1	その他の書類の受理条件	451(5-17)
3.2	その他の書類の受理手続	451(5-17)
3.3	その他の書類の不受理手続	452(5-18)
4.	出願日の訂正	452(5-18)
5.	受理手続における誤りの訂正	452(5-18)

6.	照会	453(5-19)
第四章	専利出願書類ファイル	454(5-20)
1.	ファイルおよび構成	454(5-20)
2.	包袋	454(5-20)
2.1	包袋フォルダー	454(5-20)
2.2	書類	454(5-20)
2.3	包袋の作成	454(5-20)
3.	電子ファイル	455(5-21)
4.	法的効力	456(5-22)
5.	閲覧と複製	456(5-22)
5.1	閲覧と複製の原則	456(5-22)
5.2	閲覧と複製を許可する内容	456(5-22)
5.3	閲覧と複製の手続	457(5-23)
6.	包袋の保管期間と処分	457(5-23)
6.1	保管期間	457(5-23)
6.2	処分	458(5-24)
第五章	秘密保持出願と外国出願専利の秘密保持審査	459(5-25)
1.	秘密保持の範囲	459(5-25)
2.	秘密保持の基準	459(5-25)
3.	専利出願の秘密保持の確定	459(5-25)
3.1	出願人が秘密保持請求を提出した場合の秘密保持確定	459(5-25)
3.1.1	秘密保持請求の提出	459(5-25)
3.1.2	秘密保持の確定	459(5-25)
3.2	専利局が自ら行う秘密保持の確定	460(5-26)
4.	秘密保持専利出願の審査許可の流れ	460(5-26)
5.	専利出願(又は専利)の秘密解除手続	461(5-27)
5.1	出願人(又は専利権者)による秘密解除請求の提出	461(5-27)
5.2	専利局による定期的秘密解除	461(5-27)
5.3	秘密解除後の取り扱い	461(5-27)
6.	外国へ専利出願する場合の秘密保持審査	462(5-28)
6.1	直接外国へ専利出願する場合の秘密保持審査	462(5-28)
6.1.1	秘密保持審査請求の申立	462(5-28)
6.1.2	秘密保持審査	463(5-29)
6.2	専利出願後に外国へ専利出願する場合の秘密保持審査	463(5-29)

6.2.1	秘密保持審査請求の提出	463(5-29)
6.2.2	秘密保持審査	463(5-29)
6.3	国際出願の秘密保持審査	464(5-30)
6.3.1	秘密保持審査請求の提出	464(5-30)
6.3.2	秘密保持審査	464(5-30)
第六章	通知と決定	465(5-31)
1.	通知と決定の発生	465(5-31)
1.1	通知と決定	465(5-31)
1.2	通知と決定の作成	465(5-31)
2.	通知と決定の送達	466(5-32)
2.1	送達の方式	466(5-32)
2.1.1	郵送	466(5-32)
2.1.2	直接送付	466(5-32)
2.1.3	電子方式による送達	466(5-32)
2.1.4	公告による送達	466(5-32)
2.2	受取人	466(5-32)
2.2.1	専利代理機構に委任していない当事者	466(5-32)
2.2.2	専利代理機構に委任している当事者	467(5-33)
2.2.3	その他の場合	467(5-33)
2.3	送達日	467(5-33)
2.3.1	郵送、直接送付と電子的方式による送達	467(5-33)
2.3.2	公告による送達	467(5-33)
3.	返送書類の処理と書類の照会	467(5-33)
3.1	返送書類の処理	467(5-33)
3.2	書類の照会	468(5-34)
第七章	期限、権利の回復、中止	469(5-35)
1.	期限の種類	469(5-35)
1.1	法定期限	469(5-35)
1.2	指定期限	469(5-35)
2.	期限の計算	469(5-35)
2.1	期限の起算日	469(5-35)
2.2	期限の満了日	470(5-36)
2.3	期限の計算	470(5-36)
3.	期限の監視	471(5-37)

3.1	期限の確定	471(5-37)
3.2	期限の監視方式	471(5-37)
3.3	期限満了の通知	471(5-37)
4.	期限の延長	471(5-37)
4.1	期限延長の請求	471(5-37)
4.2	期限延長請求の許可	472(5-38)
5.	期限遅延の処置	472(5-38)
5.1	処分決定前の審査・確認	472(5-38)
5.2	処分決定	472(5-38)
5.3	処分決定後の処理	473(5-39)
6.	権利の回復	473(5-39)
6.1	適用範囲	473(5-39)
6.2	手続	473(5-39)
6.3	審査許可	474(5-40)
7.	中止手続	474(5-40)
7.1	中止請求の条件	474(5-40)
7.2	中止の範囲	475(5-41)
7.3	中止請求の手続と審査許可	475(5-41)
7.3.1	権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止	475(5-41)
7.3.1.1	権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止の手続	475(5-41)
7.3.1.2	権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止の審査・確認と処理	475(5-41)
7.3.2	人民法院による財産保全の執行協力要求による中止	476(5-42)
7.3.2.1	財産保全の執行協力による中止の手続	476(5-42)
7.3.2.2	財産保全の執行協力による中止の審査・確認と処理	476(5-42)
7.4	中止の期限	477(5-43)
7.4.1	権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止の期限	477(5-43)
7.4.2	財産保全の執行協力による中止の期限	477(5-43)
7.4.3	無効宣告手続に係る中止の期限	478(5-44)
7.5	中止手続の終了	478(5-44)
7.5.1	権利帰属をめぐる紛争当事者が申し立てた中止手続の終了	478(5-44)
7.5.2	人民法院の財産保全執行協力要請による中止手続の終了	479(5-45)
第八章	専利公報と単行本の編集	480(5-46)
1.	専利公報	480(5-46)
1.1	専利公報の種類	480(5-46)
1.2	専利公報の内容	480(5-46)

1.2.1	発明専利公報.....	480(5-46)
1.2.1.1	発明専利出願の公開.....	480(5-46)
1.2.1.2	発明専利権の付与.....	481(5-47)
1.2.1.3	秘密保持発明専利と国防発明専利.....	481(5-47)
1.2.1.4	発明専利の事務.....	481(5-47)
1.2.1.5	索引.....	481(5-47)
1.2.2	実用新案公報.....	482(5-48)
1.2.2.1	実用新案権の付与.....	482(5-48)
1.2.2.2	秘密保持実用新案と国防実用新案.....	482(5-48)
1.2.2.3	実用新案の事務.....	482(5-48)
1.2.2.4	査定公告索引.....	483(5-49)
1.2.3	意匠公報.....	483(5-49)
1.2.3.1	意匠権の付与.....	483(5-49)
1.2.3.2	意匠の事務.....	483(5-49)
1.2.3.3	査定公告索引.....	483(5-49)
1.3	専利公報の編集.....	483(5-49)
1.3.1	出願書類の編集.....	483(5-49)
1.3.2	事務部分の編集.....	484(5-50)
1.3.2.1	実体審査請求の発効、専利局自らの発明専利の出願に対する 実体審査の実施決定.....	484(5-50)
1.3.2.2	発明専利出願公開後の拒絶、取下げおよびみなし取下げ.....	484(5-50)
1.3.2.3	専利権取得の放棄とみなされる発明専利出願.....	484(5-50)
1.3.2.4	専利の強制実施許諾.....	484(5-50)
1.3.2.5	専利権の終了.....	485(5-51)
1.3.2.6	専利実施許諾契約の登録の発効、変更と抹消.....	485(5-51)
1.3.2.7	専利権抵当契約の登記の発効、変更と抹消.....	485(5-51)
1.3.2.8	専利権の保全と解除.....	485(5-51)
1.3.2.9	専利出願権、専利権の移転.....	485(5-51)
1.3.2.10	専利権の全部又は一部の無効宣告.....	486(5-52)
1.3.2.11	専利権の自発的放棄.....	486(5-52)
1.3.2.12	権利の重複付与回避のための実用新案権放棄.....	486(5-52)
1.3.2.13	権利の回復.....	486(5-52)
1.3.2.14	書類の公告による送達.....	486(5-52)
1.3.2.15	その他関連事項.....	486(5-52)
1.3.2.16	訂正.....	486(5-52)
1.3.3	索引の編集.....	487(5-53)

1.3.3.1	分類番号索引.....	487(5-53)
1.3.3.2	出願番号又は専利番号索引.....	487(5-53)
1.3.3.3	出願人又は専利権者索引.....	487(5-53)
1.3.3.4	公開番号/出願番号(査定公告番号/専利番号)索引.....	487(5-53)
2.	専利出願および専利単行本.....	487(5-53)
2.1	単行本の種類.....	488(5-54)
2.2	単行本の内容.....	488(5-54)
2.2.1	発明専利出願の単行本.....	488(5-54)
2.2.2	発明専利の単行本.....	488(5-54)
2.2.3	実用新案専利の単行本.....	488(5-54)
2.2.4	意匠専利の単行本.....	489(5-55)
2.3	訂正.....	489(5-55)
第九章	専利権の付与と消滅.....	490(5-56)
1.	専利権の付与.....	490(5-56)
1.1	専利権付与の手続.....	490(5-56)
1.1.1	専利権付与通知.....	490(5-56)
1.1.2	登記手続実行通知.....	490(5-56)
1.1.3	登記手続.....	490(5-56)
1.1.4	専利証書の発行、登記と専利権付与の公告.....	490(5-56)
1.1.5	専利権の権利取得のみなし放棄.....	491(5-57)
1.2	専利証書.....	491(5-57)
1.2.1	専利証書の構成.....	491(5-57)
1.2.2	専利証書の副本.....	491(5-57)
1.2.3	専利証書の交換.....	491(5-57)
1.2.4	専利証書における印刷ミスの訂正.....	492(5-58)
1.3	専利登記簿.....	492(5-58)
1.3.1	専利登記簿の様式.....	492(5-58)
1.3.2	専利登記簿の効力.....	492(5-58)
1.3.3	専利登記簿の副本.....	493(5-59)
2.	専利権の終了.....	493(5-59)
2.1	専利権の期間満了による終了.....	493(5-59)
2.2	専利権者が規定された年金を納付しない場合の終了.....	493(5-59)
2.2.1	年金.....	493(5-59)
2.2.1.1	年度.....	493(5-59)
2.2.1.2	納付すべき年金の金額.....	494(5-60)

2.2.1.3	滞納金	494(5-60)
2.2.2	終了	495(5-61)
2.3	専利権者の専利権放棄	495(5-61)
第十章	専利権評価報告	496(5-62)
1.	序文	496(5-62)
2.	専利権評価報告請求の形式審査	496(5-62)
2.1	専利権評価報告請求の客体	496(5-62)
2.2	請求人の資格	496(5-62)
2.3	専利権評価報告請求書	497(5-63)
2.4	費用	498(5-64)
2.5	委託手続	498(5-64)
2.6	形式審査後の処理	498(5-64)
3.	専利権の評価	499(5-65)
3.1	専利権評価報告請求書の確認審査	499(5-65)
3.2	専利権評価の内容	499(5-65)
3.2.1	実用新案専利	499(5-65)
3.2.2	意匠専利	500(5-66)
3.3	検索	500(5-66)
3.3.1	実用新案専利	500(5-66)
3.3.2	意匠専利	501(5-67)
4.	専利権評価報告	501(5-67)
4.1	専利権評価報告の内容	502(5-68)
4.1.1	様式表の部分	502(5-68)
4.1.2	説明の部分	503(5-69)
4.2	専利権評価報告の発送	503(5-69)
5.	専利権評価報告の閲覧と複写	503(5-69)
6.	専利権評価報告の訂正	503(5-69)
6.1	訂正できる内容	503(5-69)
6.2	訂正手続の開始	504(5-70)
6.3	訂正手続の継続と終止	504(5-70)
第十一章	電子出願についての若干の規定	505(5-71)
1.	序文	505(5-71)
2.	電子出願のユーザ	505(5-71)
2.1	電子出願の代表者	505(5-71)

2.2	電子署名	505(5-71)
3.	電子出願ユーザ登録.....	505(5-71)
3.1	電子出願ユーザ登録請求書.....	506(5-72)
3.2	ユーザ登録証明書類.....	506(5-72)
3.3	登録請求の審査.....	506(5-72)
3.4	電子出願ユーザ情報の変更.....	506(5-72)
4.	電子出願の受信と受理	507(5-73)
4.1	電子出願の受信.....	507(5-73)
4.2	電子出願の受理.....	507(5-73)
5.	電子出願における特殊審査の規定	508(5-74)
5.1	専利代理委任状.....	508(5-74)
5.2	委任の解除と委任の辞任.....	508(5-74)
5.3	専利代理機構の取消しによる変更.....	508(5-74)
5.4	専利出願権(又は専利権)の移転による変更.....	509(5-75)
5.5	紙書類の原本提出が必要な書類.....	509(5-75)
5.6	紙書類による出願と電子出願の転換.....	509(5-75)
6.	電子書類の発送.....	509(5-75)

第一部分

方式 审查

第一章 発明専利出願の方式審査

1. 序文

中華人民共和国専利法（以下専利法という）34条の規定によると、専利局は発明専利出願を受理した後、方式審査を経て、専利法の要求に合致するものと認めた場合、出願日より起算して18ヶ月間満了すると、公開するものとする。専利局は、出願人の請求に基づき、当該出願を早期公開することができる。そのため、発明専利出願の方式審査は発明専利出願を受理した後、当該出願が公開される間までの必要な手続である。

発明専利出願の方式審査の主要の任務：

(1) 出願人が提出した出願書類が、専利法及びその実施細則の規定に合致するかどうかを審査する。補正によって欠陥を見つけた場合、公開の条件に満たすように、補正との方式による欠陥の除去を出願人に通知する。補正によって克服できない欠陥を見つけた場合、審査意見通知書を発行し、欠陥の性質を明記し、却下することで審査手続を終了する。

(2) 出願人が専利出願を提出すると同時に、或いはそれ以降に提出した専利出願に関連するその他の書類が、専利法及びその実施細則の規定に合致するかどうかを審査する。書類の欠陥を見つけた場合、欠陥の性質に基づき、出願人に補正によって欠陥の除去を通知するか、或いは直接に、書類を提出していないものと見なす決定を下す。

(3) 出願人が提出した専利出願に関連するその他の書類が、専利法及びその実施細則に規定された期限以内、又は専利局が指定された期限以内に出されているものかどうかを審査する。期限内に提出されなかった場合、又は期限を過ぎてから提出された場合、状況により、出願の取下げ又は書類の未提出と見なす旨の決定を下す。

(4) 出願人が納付した関連費用の金額と期限が、専利法及びその実施細則の規定に合致するかどうかを審査する。費用を納付していない、完納不足又は期限を過ぎてから納付された場合、状況により、出願の取下げ又は請求の未提出とみなす旨の決定を下す。

発明専利出願の方式審査の範囲：

(1) 出願書類の形式審査は、専利出願には専利法第26条に規定された出願書類が含まれるかどうか、これらの書類は様式上で専利法実施細則第16条～第19条、第23条の規定に明らかに合致しないものか、そして、専利法実施細則第2条、第3条、第26条第2項、第119条、第121条の規定に合致するものかということを含む。

(2) 出願書類の顕著な実質的欠陥の審査は、専利出願が明らかに専利法第5条、第25条に規定された状況に該当するものか、専利法第18条、第19条第1項、第20条第1項の規定に合致しないものか、明らかに専利法第2条第2項、第26条第5項、第31条第1

項、第33条又は専利法実施細則第17条、第19条の規定に合致しないものかということを含む。

(3) その他の書類の形式審査は、専利出願に関連するその他の手続と書類が、専利法第10条、第24条、第29条、第30条及び専利法実施細則第2条、第3条、第6条、第7条、第15条第3項と第4項、第24条、第30条、第31条第1項～第3項、第32条、第33条、第36条、第40条、第42条、第43条、第45条、第46条、第86条、第87条、第100条の規定に合致するものかということを含む。

(4) 関連費用の審査は、専利出願が専利法実施細則第93条、第95条、第96条、第99条の規定に従い、関連費用を納付しているかということを含む。

2. 審査の原則

方式審査の手続において、審査官は下記の審査原則に従わなければならない。

(1) 秘密保持の原則

審査官は専利出願の審査手続において、秘密保持規定に基づき、未公開・未公告の専利出願書類や専利出願に関するその他の内容、及びその他開示に適しない情報に対して秘密保持の責任を負う。

(2) 書面審査の原則

審査官は、出願人が提出した書面書類に基づいて審査を行い、審査意見（補正通知を含む）と審査結果を書面方式で出願人に通知しなければならない。方式審査手続において、面談しないことを原則とする。

(3) ヒアリングの原則

審査官は却下決定を下す前に、却下の根拠となる事実、理由、証拠を出願人に通知し、意見陳述及び/又は出願書類を補正する機会を最低1回、出願人に供与しなければならない。審査官が却下決定を下す際は、却下決定の根拠となる事実や理由及び証拠は、出願人に通知してあるものでなければならず、新たな事実、理由及び/又は証拠を含めてはならない。

(4) 手続の節約原則

規定に合致することを前提に、審査官はなるべく審査効率を高めて、審査手続を短縮しなければならない。補正により克服できる欠陥のある出願について、審査官は全面審査を実施し、なるべく1回の補正通知書において全ての欠陥を指摘しなければならない。出願書類にある漢字と符号の明らかな誤りについて、審査官は職権に基づいて自ら補正するものとし、出願人に通知しなければならない。補正によっても克服できない実体的な欠陥がある出願について、審査官は出願書類とその他の書類の形式上の欠陥を審査せず、審査意見通知書において実体的な欠陥のみを指摘して良いとする。

前述の原則に従う外、審査官は未提出とみなす、取下げとみなす、拒絶などの処分決定を下すと同時に、起動できる後続手続を出願人に告知しなければならない。

3. 審査手続

3.1 方式審査の合格

方式審査を経て、出願書類が専利法及びその実施細則の関連規定に合致し、顕著な実体的欠陥のない専利出願は、補正を施すことにより、方式審査の要求に合致している専利出願を含め、方式審査に合格したものと認めなければならない。審査官は方式審査合格通知書を発行して、公開の根拠とした出願書類を明示してから、公開手続に入らなければならない。

3.2 出願書類の補正

方式審査において、出願書類に補正により克服できる欠陥のある専利出願に対して、審査官は全面審査を行い、補正通知書を発行しなければならない。補正通知書において専利出願に存在する欠陥を明記して、その理由を説明するとともに、答弁期限を指定しなければならない。出願人が補正しても、出願書類に依然に欠陥が存在する場合、審査官は補正通知書を再び出さなければならない。

3.3 顕著な実質的欠陥に対する処理

方式審査において、出願書類に補正方式によっても克服できない顕著な実質的欠陥が存在する専利出願に対して、審査官は審査意見通知書を発行しなければならない。審査意見通知書においては専利出願に存在する実質的欠陥を明記して、その理由を説明するとともに、答弁期限を指定しなければならない。

出願書類に存在する実質的欠陥について、それが顕著に存在し、公開に影響する場合に限って、指摘し、処理する必要がある。

3.4 通知書に対する答弁

出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受取った後に、指定期限内に補正又は意見陳述を行わなければならない。出願人は専利出願に対して補正を行った場合、補正書及び対応する修正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類の修正の差し替え頁は一式2通を作成するものとし、その他の書類は1部のみを提出すれば良い。出願書類に対する修正は、通知書に指摘された欠陥に対して行わなければならない。修正内容は出願日に提出された説明書及び権利要求書の記載範囲を超えてはならない。

出願人は期限が満了しても答弁しない場合、審査官は状況により、取下げとみなす通知書又はその他の通知書を出さなければならない。出願人は正当な理由によって、指定された期限以内に答弁できない場合、期限延長請求を提出して良いとする。期限延長請求に対する処理は、本指南第五部分第七章第4節の規定を適用する。

不可抗力的な事由又はその他の正当な理由によって期限に遅れたため、専利出願が取下げたものと見なされた場合、出願人は規定された期限以内に専利局に権利回復請

求を提出して良いとする。権利回復請求の処理は、本指南第五部分第七章第6節の規定を適用する。

3.5 出願の却下

出願書類には顕著な実質的欠陥が存在し、審査官が審査意見通知書を発行した後に、出願人が意見陳述又は補正を行っても除去していない場合、若しくは出願書類に形式的欠陥が存在し、審査官が当該欠陥に対して、補正通知書を2回出しており、出願人が意見陳述又は補正を行っても除去していない場合、審査官は却下決定を下して良いとする。

却下決定の正文は、案件の事由、却下理由と決定の3つの部分の内容を含まなければならない。案件の事由の部分では、出願が却下される審査手続を簡潔に記載するものとし、却下理由の部分では却下の事実、理由、証拠を説明するものとし、決定の部分では当該専利出願で専利法及びその実施細則に合致しない対応条項を明示するとともに、専利法実施細則44条2項の規定に基づき、当該専利出願を却下することを説明しなければならない。

3.6 前置審査と復審後の処理

出願人は却下決定に対して不服がある場合、規定された期限以内に専利復審委員会に復審請求を提出することができる。復審請求の前置審査及び復審後の処理は、本指南第二部分第八章第8節の規定を参照する。

4. 出願書類の形式審査

4.1 願書

4.1.1 発明の名称

願書における発明名称は説明書における発明名称と一致しなければならない。発明名称は簡単明瞭及び的確に、発明専利出願が保護しようとする主題と類型を表示しなければならない。発明名称に人名、機構名、商標、略号、型番などの非技術用語や、「及びその他」、「及びその類似物」などといった不明瞭な言葉を含めてはならない。何らかの発明情報も与えない大まかな言葉だけを使ってもならない。例えば、「方法」、「装置」、「組成物」、「化合物」などだけを発明名称とするなど。

発明名称は一般的には25文字を超えてはならない。特別な場合には、例えば、化学分野に係わる一部の発明は、最大40文字まで許容される。

4.1.2 発明者

専利法実施細則13条の規定によれば、発明者とは、発明創造の実体的特徴に対して創造的な貢献をしている人を指すと規定している。専利局の審査手続において、審査

官は願書に書いてある発明者が当該規定を満たしているか否かについて審査を行わない。

発明者は個人でなければならない。願書には例えば、「××課題グループ」などの機構又は組織を書いてはならない。発明者は本人の真実な氏名を使うべきであり、ペンネーム又はその他正式でない名前を使ってはならない。発明者が複数である場合は、左から右への順に記入しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出さなければならない。出願人が願書に書いてある発明者氏名を修正する場合、補正書、当事者の声明及び対応する証明書類を提出しなければならない。

発明者は専利局にその氏名のを公開しないように申し出ることが可能である。専利出願の提出時、発明者の氏名の不公開を要請する場合、願書の「発明者」の欄に記載した発明者氏名の後に「(氏名を公開しない)」と明記しなければならない。氏名の不公開要請を提出した後に、審査を経て、規定に合致すると認められる場合、専利局は専利公報、専利出願単行本、専利単行本及び専利証書のいずれにも、その氏名を公開しない。そして、相応した位置で「氏名の不公開を要請」と明記しなければならない。発明者は再び氏名を公開するように申し出てはならない。専利出願を提出した後に、発明者の氏名の不公開を要請する場合、発明者が署名又は捺印した書面声明を提出しなければならないが、専利出願が公開準備段階に入った後に、当該請求を出した場合、請求を提出していないとみなし、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。外国発明者の中国語の氏名訳において、外国語の短縮アルファベットを使い、姓と名の間に黒点で区分し、その黒点を中間位置に置くようにする。例えば、M・ジョーンズなど。

4.1.3 出願人

4.1.3.1 出願人が中国人である場合

職務発明に関する専利出願権は単位に帰属する。非職務発明に関する専利出願権は発明者に帰属する。

専利局の審査手続において、一般的に審査官は願書に書いてある出願人について資格審査を実施しない。出願人が個人である場合、当該発明が非職務発明であると推定できる。当該個人は専利出願権を有する。専利出願の内容に基づき出願人の資格には明らかな疑義がある場合に限り、所属する機構から発行される非職務発明証明書を提出するよう出願人に通知する必要がある。出願人が機構である場合、当該発明が職務発明であると推定できる。当該機構が専利出願権を有する。当該機構の出願人資格には明らかな疑義がある場合には、例えば記入された機構は××大学科学研究処又は××研究所の課題グループである場合に限り、補正通知書を出し、出願人資格を備えることが証明できる証明書類を提供するよう出願人に通知する必要がある。

出願人は自分に資格を具備することを声明し、証明書類を提出している場合、出願人が資格を備えるとみなす。上級主管部門が発行した証明書、自機構の公印を捺印し

た法人証書又は有効な営業許可証のコピーは、全て有効な証明書類と見なされる。記入された出願人に出願人資格を備えず、出願人を変更する必要がある場合に、変更後の出願人が補正手続を行い、補正書及び変更前・後の出願人が署名又は捺印した出願人変更声明を提出しなければならない。

出願人は中国の機構又は個人である場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、組織機構番号又は居民身分証明書番号を記入しなければならない。出願人が個人である場合、本人の真実な氏名を使うものとし、ペンネーム又はその他正式でない氏名を使ってはならない。出願人が機構である場合、正式な全称を使うものとして、略語や略称を使ってはならない。願書に書いてある機構名は、使用された公印における機構名称と一致しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出さなければならない。出願人が願書に書いてある氏名又は名称を修正する場合、補正書、当事者の声明及び相応した証明書類を提出しなければならない。

4.1.3.2 出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他組織である場合

専利法 18 条には「中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他組織が中国で専利を出願する場合、その所属国が中国と締結した協定又は共同で加盟している国際条約、若しくは互惠の原則に従い、本法に基づいて処理する」と規定している。

出願人が外国人、外国企業又は外国のその他組織である場合、その氏名又は名称、国籍又は登録国家或いは地域を記入しなければならない。審査官は願書に書いてある出願人の国籍、登録地に疑義があると判断した場合、専利法実施細則 33 条 (1) 号又は (2) 号の規定に基づき、出願人に国籍証明又は登録国家や地区の証明書類を提出するように通知して良いとする。出願人が願書において、中国に営業所があることを明記している場合、審査官は現地の工商行政管理部門から発行された証明書類を提供するよう出願人に要求しなければならない。出願人が願書において、中国に常駐住所があることを明記している場合、審査官は、公安部門から発行される中国で 1 年以上滞在できる証明書類の提出を出願人に要求しなければならない。

出願人が中国には常駐住所又は営業所を有していない外国人、外国企業又は外国のその他の組織であることを確認した後に、願書に記入された出願人の国籍、登録地が以下の 3 つの条件のうちの 1 つに当たるか否かを審査しなければならない。

(1) 出願人の所属国と中国の間に、相互国民の専利保護の協定を締結している。

(2) 出願人の所属国は工業所有権の保護に関するパリ条約（以下、パリ条約という）の加盟国又は世界貿易機関の加盟国である。

(3) 出願人の所属国は互惠の原則に基づいて、外国人に専利保護を与える。

審査官は出願人の所属国（出願人が個人である場合、国籍又は常駐住所により確定する。出願人が企業又はその他の組織である場合、登録地により確定する）

が、パリ条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国であるかというところから審査するものとし、一般的に、当該国がわが国と相手国の国民に専利保護を相互に与える旨の協定を締結しているかどうかを審査しなくてもいい。わが国と前述の協議を既に締結した国は、全てパリ条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国であるから。出願人の所属国がパリ条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国でない場合に限り、当該国の法律に、互惠の原則に準拠して外国人に専利の保護を与える条項があるかを審査する必要がある。出願人の所属国の法律には互惠の原則に準拠して外国人に専利の保護を与える条項を明記していない場合、審査官は出願人の所属国では、中国公民と機構が当該国の国民と同等な条件に従い、当該国で専利権とその他の関連権利を享有できることを承認している証明書類を提出するよう、出願人に要求しなければならない。出願人は証明書類を提供できない場合、専利法実施細則 44 条の規定に基づき、専利法 18 条に合致しないことを理由として、当該専利出願を却下する。

あるパリ条約の加盟国の領地又は属領から来ている出願人について、当該国はパリ条約を当該地域に適用すると声明したかを審査しなければならない。

出願人が個人である場合、その中国語の氏名訳において、外国語の短縮アルファベットを使い、姓と名の上に黒点で区分し、その黒点を中間位置に置くようにする。例えば、M・ジョーンズなど。氏名には××博士、××教授などといった学位、職務などの称号を含んではならない。出願人が企業又はその他の組織である場合、その名称は中国語の正式な訳文による全称でなければならない。出願人の所属国の法律で、独立法人地位を具備することを規定している一部の称呼名詞を使うことが認められる。

4.1.3.3 国内出願人と外国出願人が共同で出願する場合

国内出願人と外国出願人は共同で専利出願する場合、国内出願人は本章第 4.1.3.1 節の規定を適用し、外国出願人は本章第 4.1.3.2 節を適用する。

4.1.4 連絡者

出願人は機構であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、連絡者を記入しなければならない。連絡者は当該機構の代わりに専利局から送付された通知書を受領する者である。連絡者は当機構の勤務者でなければならない、必要な際に、審査官は出願人に証明書の提示を要求して良いとする。出願人は個人であり、他人が代わりに専利局からの通知書を受領する必要がある場合も、連絡者を記入して良いとする。連絡者は一人のみ記入することができる。連絡者を記入する場合、連絡者の通信住所、郵便番号、電話番号もあわせて書き入れるべきである。

4.1.5 代表者

出願人が 2 名以上であり、かつ専利代理機構に委託していない場合、本指南に

別途の規定がある場合か、願書に別途に声明がある場合を除き、先頭署名者出願人を代表者とする。願書に別途の声明がある場合、指定された代表者は出願人のうちの1人でなければならない。共有権利に直接に関わる手続を除いて、代表者は出願人全員の代表として、専利局におけるその他手続を行うことができる。共有権利に直接に関わる手続は専利出願の提出、専利代理の委託、専利出願権・優先権又は専利権の譲渡、専利出願の取下げ、優先権主張の取下げ、専利権の放棄などを含む。共有権利に直接に関わる手続は権利者全員が署名又は捺印しなければならない。

4.1.6 専利代理機構、専利代理人

専利代理機構は専利代理条例の規定に基づいて、国家知識産権局の許可を得て成立する。

専利代理機構の名称は国家知識産権局で登録した全称を使うとともに、出願書類に捺印された専利代理機構の公印にある名称と一致しなければならない。略称や略語を使ってはならない。願書においてさらに、国家知識産権局が当該専利代理機構に付与した機構コードを記入しなければならない。

専利代理人とは、専利代理人資格証明書を獲得し、合法的な専利代理機構で勤務し、かつ国家知識産権局で専利代理人従業証書を授与させた者という。願書において、専利代理人は真実な氏名を使用し、専利代理人従業証書の番号と連絡用電話番号を記入しなければならない。1件の専利出願に対して専利代理人を2名以上選任してはならない。

4.1.7 住所

願書にある住所（出願人、専利代理機構、連絡者の住所を含む）は、迅速に、的確に郵便配達できる住所でなければならない。国内の住所は所在地の郵便番号、及び省（自治区）、市（自治州）、区、丁目番号と電話番号、又は省（自治区）、県（自治県）、鎮（郷）、丁目番号と電話番号、又は直轄市、区、丁目番号と電話番号を含めなければならない。郵便局のP. O. BOXがある場合、規定に従ってP. O. BOXを使用することができる。住所には機構名称を含むことができるが、機構名称を住所に代えてはならない。例えば、××省××大学だけを記入してはならない。外国の住所には国別、市（県、州）を明確にすると共に外国語文字で詳細な住所を添付しなければならない。

4.2 説明書

説明書の初頁の1行目に発明名称を明記しなければならない。当該名称は願書における名称と一致しており、かつ中央に揃えていなければならない。発明名称の前には「発明名称」又は「名称」などの文字を記載してはならない。発明名称と説明書の正文との間1行空白にしなければならない。

説明書の様式は以下に挙げられる各部分を含め、かつ各部分の前に標題を明記しなければならない。

技術分野

背景技術

発明の内容

添付図面の説明

具体的な実施方法

説明書には添付図面がない場合、説明書の文字部分には添付図面の説明及びその相応した標題を含まない。

ヌクレオチド又はアミノ酸配列に関わっている出願は当該配列表を説明書の独立した部分とし、単独に頁番号を作成しなければならない。出願人が出願時に、当該配列表と一致した、コンピュータが読み取り可能な副本を提出しなければならない。例えば、当該配列表を記載した、規定に合致しているディスク又はフロッピーを提出するなど。提出されたディスク又はフロッピーに記載した配列表は、説明書における配列表と一致しない場合、説明書の配列表を基準とする。コンピュータが読み取り可能な副本を提出しない場合、又は提出された副本が説明書の配列表と明らかに一致しない場合、審査官は補正通知書を出し、指定された期限以内に正しい副本を出すように出願人に通知しなければならない。期限内に提出されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

説明書の文字部分には化学式、数学式又は表を含むことができるが、イラストを挿入してはならない。

説明書の文字部分には添付図面の説明がある場合、説明書に添付図面がなければならぬ。説明書に添付図面がある場合、説明書の文字部分に添付図面の説明がなければならぬ。

説明書の文字部分には添付図面の説明があるが、説明書には添付図面がない、又は相応した添付図面が不足した場合、説明書の文字部分の添付図面の説明を取り消すか、又は指定期限内に相応した添付図面を追加提出するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が添付図面を追加提出する場合、専利局に添付図面を提出した日又は郵送で追加した日を出願日とする。審査官は出願日の再確定通知書を発行しなければならない。出願人は相応した添付図面の説明を取り消す場合、元の出願日を保留する。

説明書はアラビア数字順に頁番号を作成しなければならない。

4.3 説明書の添付図面

説明書の添付図面はコンピュータを含めた製図道具と黒色のインクを用いて描かなければならない、ラインは必ず均一かつ明瞭で、十分に濃い色でなければならない。着色又は塗りつぶして修正してはならないし、工事用青写真を使ってはならない。

断面図に於いて断面線は添付図面の標記線と主要な線の明確な認識を妨げてはならない。

いくつかの添付図面を一枚の図面に描いて良い。一枚の総体図を数枚の図面に描いて良いが、各々の図面が独立したもので、全ての図面を合わせて一枚の総体図となる時に、相互の明瞭度を影響しないことを保証しなければならない。添付図面の周りに図面と関係ない枠線があってはならない。添付図面の総枚数が2つ以上ある場合、アラビア数字を使って、順番に番号を付けるものとし、番号の前に「図」の文字を初頭に付けなければならない。例えば、図1、図2など。当該番号は相応した添付図面の真下に記入すべきである。

添付図面は、なるべく縦方向に図面に描き、相互に明確に区分されなければならない。部品の横方向の寸法が明らかに縦方向の寸法より大きく、水平に配置しなければならない場合に、添付図面の上端を図面の左側に置かなければならない。1枚の図面に2つ以上の添付図面があり、既に1つを水平に配置している場合には、当該頁におけるその他の添付図面も水平に配置しなければならない。

添付図面の標記はアラビア数字を使って番号をつけなければならない。説明書の文字部分では言及されていない添付図面の標記は、添付図面で使ってはならない。添付図面に表れていない添付図面標記は、説明書の文字部分で言及してはならない。出願書類において、同じ構成部分を表示する添付図面の標記は統一しなければならない。

添付図面の大きさ及び明瞭度は、当該図面を3分の2まで縮小しても、図面の各細部をはっきりと識別できることを確保するものとし、コピーやスキャンの際の要求を満たすことを基準とする。

同一の添付図面は同じ縮尺で描く。うちのある構成部分をはっきりと表すため、別に部分拡大図を追加して良いとする。添付図面には必要な文言を除き、その他の注釈を含めてはならない。添付図面における言葉は中国語を使用するものとし、必要な際に、その後の括弧に原文を明記して良いとする。

フローチャート、ブロックダイアグラムは添付図面としなければならない。そのブロックに必要な文字と符号を記入しなければならない。一般的に、写真を添付図面として使ってはならないが、特殊な場合、例えば、金属構造、細胞組織又は電気泳動図を表示する場合には、写真を図面に貼り付けて添付図面とすることができる。

説明書の添付図面はアラビア数字順に頁番号を付けなければならない。

4.4 権利要求書

権利要求書には複数の請求項がある場合、アラビア数字順に頁番号を付けなければならない。番号の前に「権利要求項」や「クレーム」などの文字を付けてはならない。

権利要求項には化学式又は数学式があっても良い。必要な際に、表があっても

良いが、イラストはあってはならない。

権利要求書はアラビア数字順に頁番号を付けなければならない。

4.5 説明書の要約書

発明専利を出願する場合、説明書の要約書を提出しなければならない（以下、要約書という）。

4.5.1 要約書の文字部分

要約書の文字部分には発明名称、所属する技術分野を明記し、解決しようとする技術的問題、当該問題を解決する技術方案の要点及び主要な用途を明確に反映しなければならない。発明名称を明記しない又は技術方案の要点を反映していない場合、出願人に補正するよう通知しなければならない。商業的宣伝用語を使っている場合、出願人に削除するよう通知するか、若しくは審査官が削除して良いとする。審査官が削除する場合に、出願人に通知しなければならない。

要約書の文字部分は標題を使ってはならず、そして300字（句読点を含む）を超えてはならない。要約書が300字を超える場合、出願人に削除するよう通知するか、若しくは審査官が削除して良いとする。審査官が削除する場合に、出願人に通知しなければならない。

4.5.2 要約書の添付図面

説明書に添付図面がある場合、出願人は要約書の添付図面として、当該発明の技術方案の主な技術的特徴を一番よく説明できる添付図面を1枚提供しなければならない。要約書の添付図面は説明書の添付図面のうちの1つでなければならない。出願人は要約書の添付図面を提供しない場合、審査官は出願人に補正するよう通知するか、若しくは職権に基づいて1つの図面を指定し、出願人に通知する。審査官は、指定できる適切な要約書の添付図面がないことを確認した場合、出願人に補正するよう要求しなくても良い。

出願人が提出した要約書の添付図面は明らかに、発明の技術方案の主な技術的特徴を説明することができない場合、又は提出された要約書の添付図面が説明書の添付図面の1つでない場合、審査官は出願人に補正するよう通知するか、若しくは職権に基づいて1つの図面を指定し、出願人に通知する。

要約書の添付図面の大きさと明瞭度は、当該図面を4cm×6cmまで縮小しても、図面の各細部をはっきりと識別することを確保していなければならない。

要約書には発明を一番よく説明できる化学式を含めて良い。当該化学式は要約書の添付図面と見なす。

4.6 出願書類の出版条件に関する様式審査

専利出願を公開する時の説明書、権利要求書と説明書の要約書における文字は

明瞭で、整然と並んだものであり、塗りつぶして修正してはならない。行間に字を追加してはならない。説明書の添付図面、説明書の要約書の添付図面における線（例えば、輪郭線やダッシュ、点線、断面線、中心線、インデックスラインなど）は明確且つ識別できるものでなければならない。文字と線は黒色で、十分に濃いものでなければならない。背景は清潔なものであり、コピーやスキャンの際の要求を満たすことを基準とする。文字、添付図面の版面の周りに枠線があってはならない。各書類の頁番号はそれぞれ連続して作成しなければならない。

出願書類は前述の規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出して、出願人に補正するよう通知する。期限が満了までに補正しない場合は、審査官は取下げとみなす通知書を出さなければならない。

5. 特殊な専利出願の方式審査

5.1 分割出願

5.1.1 分割出願の確認

一件の専利出願に二つ以上の発明が含まれる場合、出願人が自ら又は審査官の審査意見に従って分割出願を提出することができる。分割出願は、原出願（一回目の出願）を基に提出しなければならない。分割出願の種別は原出願の種別と一致しなければならない。分割出願を提出する場合、願書に原出願の出願番号と出願日を記載しなければならない。出願人がすでに分割出願をした出願について更に分割出願を提出する場合、原出願の出願番号の後の括弧の中に当該分割出願の出願番号を記載しなければならない。

審査官は分割出願について、規定事項に従って出願書類及びその他の書類を審査する以外、原出願に基づいて下記の各内容を確認しなければならない。

(1) 願書に記載された原出願の出願日

願書には原出願の出願日を正確に記載しなければならない。出願日の記載に誤りがあった場合、審査官は補正通知書を出して出願人に補正するよう通知する。期間が満了までに補正しなかった場合、審査官は取下げとみなす通知書を出さなければならない。補正が規定事項に合致している場合、審査官は出願日再確定通知書を出す。

(2) 願書に記載された原出願の出願番号

願書には原出願の出願番号を正確に記載しなければならない。原出願が国際出願である場合、出願人はさらに記入した原出願の出願番号の後の括弧の中に国際出願番号を表示しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を出して出願人に補正するよう通知する。期間が満了までに補正されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

(3) 分割出願の提出日

出願人は、専利局から原出願に対して専利権を付与する旨の通知書を受領した日より2ヶ月の期間（即ち登録手続きの期限）の経過前までに分割出願を提出しなければならない。前記期限が満了した後、或いは原出願が却下され、或いは原出願が取り下げられ、又は原出願が取下げとみなされかつその権利が回復されなかった場合は、一般的に分割出願を再び提出することができない。

審査官により却下査定がなされた原出願に対して、出願人は却下査定を受領した日より3ヶ月以内に、復審請求の有無に拘わらず分割出願を提出することができる。復審請求の提出後および復審決定を不服とし、行政訴訟を提起している期間中でも、分割出願を提出することができる。

方式審査において、分割出願の提出日が前記の規定に合致しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなす通知書を発行し案件終了の処理を行う。

出願人が分割出願した出願について更に分割出願を提出する場合、再度提出される分割出願の提出時間は、依然として原出願を基に審査する。再分割出願の出願日が上記の規定に合致しない場合、分割出願をすることができない。

ただし、分割出願に単一性の欠陥があるため、出願人が審査官の審査意見に基づき再度分割出願をする場合は例外とする。このような例外の場合、出願人は再度分割出願をすると同時に、単一性の欠陥が指摘された審査官による審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなければならない。上記規定に合致した審査意見通知書または分割通知書のコピーを提出しなかった場合は、例外として取り扱うとできない。上記規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間が経過しても補正されない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行する。出願人が補正した後も尚規定に合致しない場合、審査官は分割出願が未提出とみなす通知書を発行し案件終了の処理を行う。

(4) 分割出願の出願人と発明者

分割出願の出願人が原出願の出願人と同一でなければならない。同一でない場合は、出願人変更の証明材料を提出しなければならない。分割出願の発明者も原出願の発明者或いはその中の一部の発明者でなければならない。本規定を満たさないものに対して、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期間内に補正しなかった場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

(5) 分割出願に必要な提出書類

分割出願の場合、出願書類の他に、原出願の出願書類の副本及び原出願における本件分割出願に係わるその他の書類の副本（例えば優先権書類の副本）も提出しなければならない。原出願において提出した各種証明材料について、コピーしたものを使用しても良い。原出願の国際公開が外国語を使用された場合、原出願の中国語の副本の他に、原出願の国際公開書類の副本も同時に提出しなければな

らない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知するが、期間内に補正しなかった場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

5.1.2 分割出願の期限と費用

分割出願に適用する各種の法定期限は、例えば、実体審査請求を提出する期限は、原出願日より起算しなければならない。既に満了したもの、又は分割出願の提出日より期限の満了日まで2ヶ月未満の各種期限について、出願人は分割出願の提出日より2ヶ月以内又は受理通知書の受取日より15日以内に、各種類の手続を補って行うことができる。期限内に補正しなかった場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

分割出願に対しては、新規出願とみなして、各種の費用を徴収しなければならない。既に満了したもの、又は分割出願の提出日より期限の満了日まで2ヶ月未満の各種費用について、出願人は分割出願の提出日より2ヶ月以内又は受理通知書の受取日より15日以内に、補正納付することができる。期限内に補正納付しなかった場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。

5.2 生物材料に係わる出願

5.2.1 生物材料に係わる出願の確認

生物材料に係わる出願に対して、出願人は出願を専利法及びその実施細則の関連規定に合致させることを除き、以下の手続を行わなければならない。

(1) 出願日より前、又は遅くとも出願日に（優先権がある場合には、優先日を指す）、当該生物材料のサンプルを国家知識産権局に認可された生物材料サンプル国際寄託機関に寄託する。

(2) 願書と説明書には、当該生物材料サンプルの寄託機関の名称、住所、寄託日と番号、及び当該生物材料の分類名称（ラテン語名称を明記する）を明記する。

(3) 出願書類に生物材料の特徴に関する資料を提供する。

(4) 出願日より4ヶ月以内に、寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出する。

方式審査において、規定された期限以内に寄託証明書が提出されたものについて、審査官は寄託証明書に基づき、以下の各項の内容を確認しなければならない。

(1) 寄託機関

寄託機関は国家知識産権局に認可された生物材料サンプル国際寄託機関でなければならない。規定に合致しない場合、審査官は生物材料サンプルが未寄託とみなす通知書を発行しなければならない。

(2) 寄託日

寄託日は出願日より前又は出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）当日

でなければならない。規定に合致しない場合、審査官は生物材料サンプルが未寄託とみなす通知書を発行しなければならない。

但し、寄託証明書に明記された寄託日は、主張された優先権日以降、そして出願日以前にある場合には、審査官は手続実行補正通知書を出し、指定された期限以内に優先権の主張を取下げるか、又は当該寄託証明書で係わっている生物材料の内容の優先権を主張しないことを声明するよう、出願人に要求しなければならない。期限内に答弁しない又は補正しても規定事項に合致しない場合、審査官は生物材料サンプルが未寄託とみなす通知書を発行しなければならない。

(3) 寄託・生存証明書と願書の一致性

寄託・生存証明書は願書に書いてある項目と一致しなければならない。一致しない場合、審査官は補正通知書を出し、出願人に規定された期限以内に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正しない場合、審査官は生物材料サンプルが未寄託とみなす通知書を発行しなければならない。

方式審査において、規定された期限以内に寄託証明書を提出しなかった場合、当該生物材料サンプルは寄託に提出されていないものとみなし、審査官は生物材料サンプルが未寄託とみなす通知書を発行しなければならない。出願日より4ヶ月以内に、出願人は生物材料の生存証明書を提出せず、当該証明書を提出できない正当な理由を説明してもいない場合、当該生物材料サンプルは寄託に提出されていないものとみなし、審査官は生物材料サンプルが未寄託とみなす通知書を発行しなければならない。

生物材料サンプルを寄託に提出している間に、サンプルが死亡となった場合、出願人が生物材料サンプルの死亡が出願人の責任に起因していないことを証明できる証拠を提供している場合を除き、当該生物材料サンプルは寄託に提出されていないものとみなし、審査官は生物材料サンプルが未寄託とみなす通知書を発行しなければならない。出願人が証明を提供した場合、出願日より4ヶ月以内に、当初のサンプルと同一な新規サンプルを再寄託に改めて提供し、当初の寄託提出日を寄託日として良いとする。

生物材料に係わる専利出願について、出願人は願書と説明書にそれぞれ生物材料の分類名称、及び当該生物材料サンプルの寄託機関の名称、住所、寄託日と寄託番号を記入し、それを一致させなければならない（本指南第二部分第十章第9.2.1節を参照する）。出願する時に、願書と説明書の両方とも明記していない場合、出願人は出願日より4ヶ月以内に補正しなければならない。期限内に補正しない場合、寄託に提出されていないものと見なす。願書と説明書の記入が一致しない場合、出願人は専利局の通知書を受取った後に、指定された期限以内に補正して良いとする。期限内に補正しない場合、寄託に提出されていないものと見なす。

5.2.2 寄託の回復

審査官は生物材料サンプルが未寄託とみなす通知書を発行した後に、出願人が正当な理由がある場合、専利法実施細則 6 条 2 項の規定に基づき、回復手続を起動して良いとする。その他の正当な理由を除き、生物材料サンプルを寄託に提出されない、又は生存していないことについての正当な理由は以下に挙げる。

(1) 寄託機関は出願日より 4 ヶ月以内に寄託証明書又は生存証明書を提供していない場合、かつ証明書類を発行している；

(2) 生物材料サンプルを提出する間に、生物材料サンプルが死亡し、出願人が生物材料サンプルの死亡が出願人の責任に起因していないことを証明できる証拠を提供している。

5.3 遺伝資源に係わる出願

遺伝資源に依存して完成される発明創造について専利出願する場合、出願人は願書に、遺伝資源の由来について説明し、そして遺伝資源由来開示登記票に記入し、当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を明記しなければならない。出願人は原始的由来を説明できない場合、理由を陳述しなければならない。規定事項に合致しない場合、審査官は補正通知書を出し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。補正しても規定に合致しない場合、当該専利出願が却下されなければならない。

6. その他の書類と関係手続の審査

6.1 専利代理機構への委任

6.1.1 委任

専利法 19 条 1 項の規定によると、中国大陸には常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他組織が中国で専利出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、若しくは先頭署名者出願人として、中国大陸の出願人と共同で専利出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合に、専利代理機構に委任しなければならない。審査中に、前述の出願人が専利出願及びその他専利事務を行う時に、専利代理機構に委任していないことを発覚した場合、審査官は審査意見通知書を出し、出願人に指定された期限以内に答弁するよう通知しなければならない。出願人は指定された期限以内に答弁しない場合、その出願は取下げたものと見なされる。出願人が意見を陳述し、或いは補正をしても、専利法 19 条 1 項の規定に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。

中国大陸の機構又は個人は、専利代理機構に委任し、国内で専利出願及びその他専利事務を行うことができる。委任は規定事項に合致しない場合、審査官が補正通知書を出し、専利代理機構に指定された期限以内に補正するよう通知しなけ

なければならない。期限内に答弁しない場合、若しくは補正しても規定事項に合致しない場合には、出願人及び委任を受けた専利代理機構に、専利代理機構に委任していないものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。

中国大陸に常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の出願人は、専利局に専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、若しくは先頭署名者出願人として、中国大陸の出願人と共同で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合に、専利代理機構に委任しなければならない。専利代理機構に委任しない場合、審査官は審査意見通知書を出し、出願人に指定された期限以内に答弁するよう通知しなければならない。出願人が指定された期限以内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人は意見を陳述し、或いは補正をしても、規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。

委任の双方当事者は出願人と委任を受ける専利代理機構である。出願人が2名以上いる場合、委任の双方当事者は出願人全員と委任を受ける専利代理機構である。委任を受ける専利代理機構は1つに限定するが、本指南に別途の定めがある場合は除く。専利代理機構は委任を受けた後に、当該専利代理機構において関連事務を行うための専利代理人を指定しなければならない。指定される専利代理人は2名を超えてはならない。

6.1.2 委任状

出願人は専利代理機構に委任して、専利局に専利出願及びその他専利事務を行う場合、委任状を提出しなければならない。委任状は専利局で制定された標準フォームを使い、委任権限、発明創造の名称、専利代理機構の名称、専利代理人の氏名を明記するものとし、かつ願書に書いてある内容と一致させなければならない。専利出願の出願番号が確定された後に委任状を提出する場合、専利出願番号を明記しなければならない。

出願人が個人である場合、委任状には出願人が署名又は捺印しなければならない。出願人が機構である場合、機構の公印を捺印するものとし、同時にその法定代表者の署名又は捺印を付しても良いとする。出願人が2名いる場合、出願人全員が署名又は捺印しなければならない。また、委任状に専利代理機構が公印を捺印しなければならない。

出願人は専利代理機構に委任した場合、専利局に総委任状を交付して良いとする。専利局は規定に合致する総委任状を受取った後に、総委任状に番号を付け、専利代理機構に通知しなければならない。総委任状を交付した場合、専利出願を提出する時に、専利代理委任状の原本を提出せず、総委任状のコピーを提出して良いとする。同時に発明創造の名称、専利代理機構の名称、専利代理人の氏名と専利局から付与された総委任状番号を明記し、専利代理機構の公印を捺印する。

委任状は規定事項に合致しない場合、審査官は補正通知書を出し、専利代理機

構に指定された期限以内に補正するよう通知しなければならない。先頭署名した出願人が中国大陸の機構又は個人であり、期限内に答弁しない、又は補正をしても規定事項に合致しない場合、審査官は双方当事者に対して、専利代理機構に委任していないものと見なす旨の通知書を発行しなければならない。先頭署名した出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織であり、期限内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなすとの通知書を発行しなければならない。補正しても規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。先頭署名した出願人が香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織であり、期限内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。補正しても規定事項に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。

6.1.3 委任の解除と委任の辞退

出願人(又は専利権者)が専利代理機構に委任した後に、委任を解除することができる。専利代理機構が出願人(又は専利権者)の委任を受けた後に、委任を辞退することができる。委任の解除と辞退の手続の関連規定は本章第 6.7.2.4 節を参照する。

6.2 優先権主張

優先権主張とは、出願人が専利法 29 条の規定に基づき、先に提出した専利出願を基礎とした優先権の享有を専利局に主張することを言う。出願人の優先権主張は専利法 29 条、30 条、専利法実施細則 31 条、32 条及びパリ条約の関連規定に合致しなければならない。

出願人は同じ主題の発明又は実用新案を外国で最初の専利出願の提出日から起算する 12 ヶ月間以内に、又は同じ主題の意匠を外国で初めて専利出願の提出日から起算する 6 ヶ月間以内に、中国で再び出願する場合には、当該外国が中国と締結した協定又は共同で加盟している国際条約に準拠するか、若しくは優先権を相互に認める原則に準拠して、優先権を享有することができる。このような優先権は外国優先権と呼ばれる。

出願人は同じ主題の発明又は実用新案について、中国で最初の専利出願の提出日から起算する 12 ヶ月間以内に、当該発明専利出願を基礎として、専利局に発明専利出願或いは実用新案専利出願を再び提出する場合、若しくは当該実用新案専利出願を基礎として、専利局に実用新案専利出願或いは発明専利出願を再び提出する場合、優先権を享有することができる。このような優先権は国内優先権と呼ばれる。

6.2.1 外国優先権の主張

6.2.1.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願

出願人が専利局に1件の専利出願を提出し、外国優先権を主張する場合、審査官は優先権主張の基礎になる先の出願はパリ条約加盟国の国内において提出されたものか、或いは当該加盟国に対する有効な地区出願であるか、若しくは国際出願であるかを審査しなければならない。パリ条約加盟国以外の国からの優先権主張の出願について、当該外国はわが国の優先権を認める国であるかを審査しなければならない。そして、優先権を主張する出願人がパリ条約に付与された権利を享受する権利があるかを審査しなければならない。つまり、出願人はパリ条約の加盟国の国民や居民であるか、或いは出願人はわが国の優先権を認める国の国民や居民であるかを審査しなければならない。

審査官はさらに、優先権を主張する後の出願は規定された期限以内に提出されたかどうかを審査しなければならない。規定事項に合致しない場合、優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。先の出願が2件以上ある場合、その期限は最も早い先の出願の出願日より起算する。規定された期限を超えた場合、その期限を超えた優先権主張声明に対して、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

方式審査において、先の出願がパリ条約に定義された初回出願であるか、そして先の出願と後の出願の主題の実体的内容が同じであるかということについて、一切審査しないが、初回出願が明らかにパリ条約の関連規定に合致しない、又は先の出願と後の出願の主題が明らかに無関係である場合は除く。

先の出願はパリ条約4条で定義された発明者証明書を要求する出願であっても良い。

6.2.1.2 優先権主張声明

優先権を主張する出願人は、専利出願の提出と同時に、願書においてこれを声明しなければならない。願書で声明していない場合は、優先権を主張していないものと見なす。

優先権主張声明において、出願人は優先権の基礎になる先の出願の出願日や出願番号、元受理機構の名称を明記しなければならない。先の出願日や出願番号、元受理機構の名称のうちの1項目若しくは2項目を明記していないか、或いは誤記したもので、規定された期限以内に出願人が先の出願書類の副本を提出してある場合、審査官は手続補正通知書を出さなければならない。期間内に答弁しない又は補正しても規定事項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

複数優先権を主張しながら、声明の中には、ある先の出願の出願日や出願番号、元受理機構の名称のうちの1項目若しくは2項目を明記していないか、或いは誤記したもので、規定された期限以内に出願人が当該先の出願書類の副本を提出してある場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期間内に

答弁しない又は補正しても規定事項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

6.2.1.3 先の出願書類の副本

優先権の基礎になる先の出願書類の副本は当該先の出願の元受理機構から発行されるべきである。先の出願書類の副本の様式は国際慣行に合致するものとし、少なくとも、元受理機構、出願人、出願日、出願番号を明示しなければならない。規定事項に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期間内に答弁しない又は補正しても規定事項に合致しない場合、先の出願書類の副本を提出していないものとみなし、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

複数優先権を主張する場合、先の出願書類の副本を全部提出しなければならない。その中のある副本が規定事項に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を出さなければならない。期間内に答弁しない又は補正しても規定事項に合致しない場合、当該先の出願書類の副本を提出していないものとみなし、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

先の出願書類の副本は後の出願の提出日より3ヶ月以内に提出しなければならない。期限内に提出しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

国家知識産権局と先の出願の受理機構と締結した協定に従い、専利局は電子交換などの方法を通じて、当該受理機構から先の出願書類の副本を取得した場合、出願人が当該受理機構に証明された先の出願書類の副本を提出したものと見なす。

専利局に提出してある先の出願書類の副本は、再び提出する必要がある場合、当該副本の中国語テーマ目録の訳文だけを提出して良いとするが、先の出願書類の副本の原本を保存してある公文書の出願番号を明記しなければならない。

6.2.1.4 後の出願の出願人

優先権を主張する後の出願の出願人は先の出願書類の副本に記載した出願人と一致している者か、又は先の出願書類の副本に記載した出願人の1人でなければならない。

出願人が完全に一致していない、かつ先の出願の出願人は優先権を後の出願の出願人に譲渡した場合、後の出願の提出日より3ヶ月間以内に、先の出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。先の出願は複数の出願人があり、かつ後の出願はそれと異なる複数の出願人がある場合、先の出願の出願人全員が共同で署名又は捺印した、後の出願の出願人全員に譲渡する旨の優先権譲渡証明書類を提出して良いとする。また、先の出願の出願人全員が別々に署名又は捺印した、後の出願の出願人に譲渡する旨の優先権譲渡証明書類を提出して良いとする。

出願人は期限内に優先権譲渡証明書類を提出しない又は提出した優先権譲渡証明書類が規定事項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

6.2.2 国内優先権の主張

6.2.2.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願

先の出願と優先権を主張する後の出願は以下の規定に合致しなければならない。

(1) 先の出願は発明又は実用新案の専利出願であり、意匠専利出願か分割出願であってはならない。

(2) 先の出願の主題は外国優先権若しくは国内優先権を主張していないものであるか、又は外国優先権若しくは国内優先権を主張したが、優先権を享有していない。

(3) 当該先の出願の主題に対して、専利権が付与されていない。

(4) 優先権を主張する後の出願は、先の出願の出願日より 12 ヶ月以内に提出されたものである。

前述の第(3)項を審査する時、優先権を主張する後の出願の出願日を時間の判断基準とする。前述の第(4)項を審査する時、複数優先権を主張する後の出願について、最も早い先の出願の出願日を時間の判断基準とする。つまり、優先権を主張する後の出願の出願日は最も早い先の出願の出願日より 12 ヶ月以内に提出されたものである。

先の出願は前述で規定された状況のいずれ 1 つに合致しない場合、規定事項に合致しない当該優先権主張声明について、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

優先権を審査する時、専利局が既に先の出願に対し専利権付与通知書又は登録手続実行通知書を出していることを発覚し、かつ出願人が登録手続を行った場合、審査官は後の出願に対し優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。方式審査において、審査官は、後の出願と先の出願の主題が明らかに関連しないものであるかということのみを審査するものである、後の出願と先の出願の実体的内容が一致するかということ審査しない。その出願の主題が明らかに関連しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

6.2.2.2 優先権主張声明

出願人が優先権を主張する場合、専利出願を提出するとともに、願書においてこれを声明しなければならない。願書で声明していない場合は、優先権を主張していないものと見なす。

出願人は優先権主張声明に優先権の基礎になる先の出願の出願日、出願番号と

元受理機構名称（即ち中国）を明記しなければならない。前述各項の中の1項又は2項の内容を明記しない又は誤記した場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限内に答弁しない又は補正しても規定事項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

複数優先権を主張しているが、声明にはある先の出願の出願日、出願番号と元受理機構名称の中の1項或いは2項の内容を記載しない又は誤記した場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限内に答弁しない又は補正しても規定事項に合致しない場合、当該優先権を主張していないものとみなし、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

6.2.2.3 先の出願書類の副本

先の出願書類の副本は専利局が規定に基づいて作成する。出願人は国内優先権を主張し、かつ願書に先の出願の出願日と出願番号を明記している場合、先の出願書類の副本を提出したものと見なす。

6.2.2.4 後の出願の出願人

優先権を主張する後の出願の出願人は先の出願に記載した出願人と一致しなければならない。一致しない場合、後の出願の出願人が後の出願の提出日より3ヶ月以内に、先の出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。後の出願の出願人が期限内に優先権譲渡証明書類を提出しない、又は提出した優先権譲渡証明書類は規定事項に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

6.2.2.5 先の出願の取下げと見なす手続

出願人が国内優先権を主張する場合、その先の出願は後の出願の提出日より、取下げたものと見なす。

出願人が国内優先権を主張しており、方式審査を経て、規定事項に合致すると認められる場合、審査官は先の出願に対し、取下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が2項以上の国内優先権を主張しており、方式審査を経て、規定事項に合致すると認められる場合、審査官は相応した先の出願に対し、取下げとみなすとの通知書を発行しなければならない。

取下げと見なされた先の出願は、出願の回復を請求してはならない。

6.2.3 優先権主張の取下げ

出願人は優先権を主張した後に、優先権主張を取り下げることができる。出願人は複数優先権を主張した後に、優先権主張を全部取り下げること、その中の1項又は複数の優先権を取り下げることができる。

出願人は優先権主張を取り下げると要求する場合、出願人全員が署名又は捺印

した優先権取り下げ声明を提出しなければならない。規定事項に合致する場合、審査官は手続合格通知書を出す。規定事項に合致しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。

優先権主張を取り下げたことによって、当該専利出願の最も早い優先権日が変わった時に、当該優先権日より起算される各期限が満了になっていない場合、当該期限は変更後の最も早い優先権日又は出願日より起算しなければならない。優先権の取り下げ請求は、当初の最も早い優先権日より起算して15ヶ月後に専利局に届いた場合、後の専利出願の公開期限は当初の最も早い優先権日より起算する。

国内優先権を主張する場合、優先権を取り下げた後に、専利法実施細則32条3項の規定に基づいて取り下げたものと見なされた先の出願は、優先権主張の取り下げにより、回復を請求してはならない。

6.2.4 優先権主張の費用

優先権を主張する場合、出願費の納付とともに、優先権主張の費用を納付しなければならない。期限内に納付しない又は全額で納付しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

優先権の未主張、又は優先権主張の取り下げとみなした場合、納付した分の優先権主張の費用は返却しない。

6.2.5 優先権主張の回復

優先権を主張していないものとみなし、かつ以下の状況のいずれ1つに当たる場合、出願人は専利法実施細則6条の規定に基づき、優先権を主張する権利の回復を請求することができる。

(1) 指定された期限以内に手続実行補正通知書に答弁していないため、優先権を主張していないものとみなした。

(2) 優先権主張声明に少なくとも1項の内容が正しく記入されたが、規定された期限以内に先の出願書類の副本又は優先権譲渡証明を提出していない。

(3) 優先権主張声明に少なくとも1項の内容が正しく記入されたが、規定された期限以内に優先権主張の費用を納付していない又は全額で納付していない。

(4) 分割出願の原出願に於いて、優先権が主張された。

権利回復請求についての処理の規定は、本指南第五部分第七章第6節の規定を適用する。

前述の状況以外に、その他の原因により、優先権を主張していないものと見なされた場合は、回復しないものとする。例えば、専利出願の提出時に、願書に声明を提出していないため、優先権を主張していないものと見なされる場合、優先権主張の権利は回復しないものとする。

6.3 新規性を喪失しない公開

専利法 24 条の規定によると、専利出願に係わる発明創造は出願日（優先権を享有する場合には、優先権日を指す）以前の 6 ヶ月以内に、以下の状況のいずれ 1 つに当たる場合に、新規性を喪失しない。

- (1) 中国政府が主催し又は承認した国際展覧会で初めて展示された場合；
- (2) 指定された学術会議又は技術会議で初めて発表された場合；
- (3) 他人が出願者の許可を得ずに当該内容を漏らした場合。

6.3.1 中国政府が主催し又は承認した国際展覧会における初めての展示

中国政府が主催する国際展覧会は、国務院・各部委委員会が主催するもの、又は国務院が許可し、その他の機構或いは地方政府が開催する国際展覧会を含む。中国政府が承認する国際展覧会とは、国際展覧会条約に規定されたもので、国際展覧局で登録又は認可された国際展覧会を指す。国際展覧会というのは、出展される展示品は主催国の製品のほか、外国からの製品も展示されなければならない。

専利出願に係わる発明創造は、出願日以前の 6 ヶ月以内に、中国政府が主催し又は承認した国際展覧会で初めて展示されており、出願人は新規性を喪失しない猶予期間を要求する場合、出願時に願書で声明し、かつ出願日より 2 ヶ月以内に証明資料を提出しなければならない。

国際展覧会の証明資料は展覧会の主催機構が発行するものでなければならない。証明資料に、展覧会の出展日、場所、展覧会の名称及び当該発明創造が展示された出展日時、形式と内容を記載して、公印を捺印しなければならない。

6.3.2 認可された学術会議又は技術会議で初めて発表

認可された学術会議又は技術会議とは、国務院の関連主管部門又は全国的な学術団体組織が開催する学術会議又は技術会議を指し、省以下、又は国務院の各部委委員会若しくは全国的な学術団体から委任を受けて、或いはその名義により召集して開催する学術会議又は技術会議を含まない。後者で言う会議での公開は、新規性の喪失につながるが、これらの会議そのものに守秘の約束がある場合は除く。

専利出願する発明創造が出願日以前の 6 ヶ月以内に認可された学術会議又は技術会議で初めて発表されており、出願人は新規性を喪失しない猶予期間を要求する場合、出願時に願書で声明し、かつ出願日より 2 ヶ月以内に証明資料を提出しなければならない。

学術会議及び技術会議の証明資料は国務院の関連主管部門又は会議を組織する全国的な学術団体が発行するものでなければならない。証明資料には会議の開催日、場所、会議の名称及び当該発明創造の発表日、形式と内容を明記し、公印を捺印しなければならない。

6.3.3 他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らした場合

他人は出願人の許可を得ずに、当該内容を漏らしたことにより公開されたこと

は、他人が明示又は黙認された守秘の約束を守らずに発明創造の内容を公開すること、他人が威嚇、詐欺又はスパイ活動などの手段により発明者、或いは出願人から発明創造の内容を得ることによって発明創造を公開することを含む。

専利を出願する発明創造について、出願日以前の6ヶ月以内に、他人が出願人の許可を得ずに当該内容を漏らしたことを、出願人が出願日以前に知っているならば、専利出願時に願書で声明し、出願日より2ヶ月以内に証明資料を提出しなければならない。出願人が出願日以降に知っている場合は、当該事情を知った後の2ヶ月以内に新規性を喪失しない猶予期間を要求する声明を提出し、証明資料を添付しなければならない。審査官は必要であると判断した際に、指定された期限以内に証明資料を提出するよう、出願人に要求して良いとする。

出願人が提出する他人による出願内容の漏洩に関する証明資料には、漏洩日、漏洩方法、漏洩内容を記載し、証明人が署名又は捺印しなければならない。

出願人は新規性を喪失しない猶予期間を要求しているが、規定事項に合致しない場合、審査官は、新規性を喪失しない猶予期間を求めているとみなす通知書を発行しなければならない。

6.4 実体審査請求

発明専利出願の実体審査手続は主に、出願人の実体審査請求に準拠して起動する。

6.4.1 実体審査請求に関連する要求

実体審査請求は出願日(優先権がある場合には、優先権日を指す)から起算する3年間以内に提出し、かつ当該期限までに実体審査費を納付しなければならない。

発明専利の出願人が実体審査を請求する時、出願日(優先権がある場合には、優先権日を指す)以前の当該発明に関連する参考資料を提出しなければならない。

6.4.2 実体審査請求の審査及び処理

実体審査請求に対する審査は以下の要求に従って行われる。

(1) 実体審査請求の提出期限が満了する3ヶ月前の時点に、出願人がまだ実体審査請求を提出しない場合、審査官は期限満了前通知書を発行しなければならない。

(2) 出願人が規定された期限以内に実体審査請求書を提出しており、実体審査費を納付しているが、実体審査請求書の形式が規定事項に合致しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行することができる。もし、期限満了前通知書が既に送付されているならば、審査官は手続実行補正通知書を出し、規定された期限以内に補正するよう出願人に通知する。期限内に補正しない、又は補正しても規定事項に合致しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。

(3) 出願人は規定された期限以内に実体審査請求書を提出していない場合、又は規定された期限以内に実体審査費を納付しない、或いは全額で納付しない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

(4) 実体審査請求が規定事項に合致しており、実体審査手続に移行する時に、審査官は発明専利出願の実体審査段階移行通知書を発行しなければならない。

6.5 早期公開声明

早期公開声明は発明専利出願のみに適用する。

出願人は早期公開声明の提出に当たっては、如何なる条件も付けてはならない。

早期公開声明が規定事項に合致しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。規定事項に合致する場合、専利出願の方式審査を合格した後に、直ちに公開の準備に移行する。公開の準備に移行した後に、出願人が早期公開声明の取り下げを要求する場合に、当該請求は提出していないものと見なされ、出願書類は通常どおりに公開される。

6.6 専利出願の取下げ声明

専利権を付与する前に、出願人はいつでもその専利出願の取り下げを自発的に要求して良いとする。出願人は専利出願を取り下げる場合、専利出願の取り下げ声明を提出するとともに、出願人全員が署名又は捺印した、専利出願の取り下げに同意する旨の証明資料を添付するか、又は出願人全員が署名又は捺印した専利出願の取り下げ声明のみを提出しなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利出願の取り下げ手続は専利代理機構が代行するものとし、かつ出願人全員が署名又は捺印した、専利出願の取り下げに同意する旨の証明資料を添付するか、又は出願人全員が署名又は捺印した専利出願の取り下げ声明のみを提出しなければならない。

専利出願の取り下げに当たっては、如何なる条件も付けてはならない。

専利出願の取下げ声明が規定事項に合致しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。規定に合致する場合、審査官は手続合格通知書を発行しなければならない。専利出願の取下げの発効日は手続合格通知書の発行日である。公開された発明専利出願についてはさらに、専利公報で公告しなければならない。出願人が正当な理由なくして、専利出願の取り下げ声明の取り消しを要求してはならない。但し、専利権の真の保有者以外の者が、悪意的な専利権取下げを要求した後に、専利権の真の保有者（効力を生じた法律書類を提供してこれを証明しなければならない）は専利権の取下げ声明の取り消しを要求してよいとする。

専利出願の取り下げ声明は専利出願が公開準備段階に移行した後に提出された場合、出願書類は通常どおりに公開又は公告されるが、審査手続は終止する。

6.7 記載事項の変更

記載事項（即ち書誌的事項）は、出願番号、出願日、発明創造の名称、分類番号、優先権事項（先の出願の出願番号、出願日と元受理機構の名称を含む）、出願人又は専利権者事項（出願人若しくは専利権者の氏名若しくは名称、国籍若しくは登録する国或いは地区、住所、郵便番号、組織コード又は居民身分証明書番号を含む）、発明者の氏名、専利代理事項（専利代理機構の名称、機構コード、住所、郵便番号、専利代理人の氏名、免許証番号、連絡電話番号を含む）、連絡者事項（氏名、住所、郵便番号、連絡電話番号を含む）及び代表者などを含む。

その中に、人事関係の記載事項（出願人又は専利権者事項、発明者の氏名、専利代理事項、連絡者事項、代表者を指す）が変わった場合、当事者は規定に従い記載事項の変更手続を行わなければならない。その他の記載事項が変更する場合、専利局は状況により、職権に基づいて変更して良いとする。

専利出願権（又は専利権）は譲渡、又はその他の事由により移転が発生した場合、出願人（又は専利権者）は記載事項の変更との形式により、専利局で登録しなければならない。

6.7.1 記載事項変更の手続

6.7.1.1 記載事項変更の申告書

記載事項の変更手続をするには、記載事項変更の申告書を提出しなければならない。1 件の専利出願に複数の記載事項が同時に変更する場合、記載事項変更の申告書を 1 部だけ出せば良い。1 件の専利出願の同一の記載事項が連続して変更した場合、記載事項変更の申告書を別々に提出しなければならない。複数の専利出願の同一の記載事項が変更した場合、変更内容が同じであっても、記載事項変更の申告書を別々に提出しなければならない。

6.7.1.2 記載事項変更の手数料

記載事項の変更手続を行う際は、規定に基づき、記載事項変更の手数料（即ち記載事項変更費）を納付しなければならない。専利局が公開した専利費用徴収標準における記載事項変更の手数料とは、1 件の専利出願につき 1 回、1 項目の記載事項変更の申告の費用を指す。1 件の専利出願（又は専利）につき、出願人が 1 回の記載事項変更申告手続において、同一の記載事項に対して連続した変更を提出する場合、1 回の変更として見なす。出願人は発明者及び/又は出願人（専利権者）の変更を請求する場合、記載事項変更手数料として 200 元を納付し、専利代理機構及び/又は専利代理人の変更を請求する場合、記載事項変更手数料として 50 元を納付しなければならない。

例えば、1 回の記載事項変更の申告手続において、出願人が 1 件の専利出願の出願人を甲から乙に変更し、また乙から丙に変更することを請求する場合、1 回

の出願人変更とみなし、記載事項変更の手数料として 200 元を納付しなければならない。同時に発明者の氏名も変更するならば、出願人は 1 項の記載事項変更の手数料として 200 元を納付すれば良い。

また、例えば、1 回の記載事項変更の申告手続において、出願人が 1 件の専利出願の出願人を甲から乙に変更することとともに、専利代理機構と代理人の変更を請求する場合、出願人は記載事項変更の手数料として 200 元、代理機構・代理人変更の手数料として 50 元を納付しなければならない。

6.7.1.3 記載事項変更の手数料の納付期限

記載事項変更の手数料は請求の提出より 1 ヶ月以内に納付しなければならないが、別途の定めがある場合は除く。期限内に納付しない又は全額で納付しない場合、記載事項変更の申告を提出していないものと見なす。

6.7.1.4 記載事項変更の手続する人

専利代理機構に委任していない場合、記載事項変更の手続は出願人（又は専利権者）或いはその代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利代理機構が行わなければならない。権利の移転による変更は、新規権利人又はそれが委任した専利代理機構が行っても良いとする。

6.7.2 記載事項変更の証明書類

6.7.2.1 出願人（又は専利権者）の氏名又は名称の変更

(1) 個人が氏名の変更のために、変更請求を提出する場合、戸籍管理部門が発行する証明書類を提出しなければならない。

(2) 個人が誤記したため変更請求を提出する場合、本人が署名又は捺印した声明及び本人の身分の証明書類を提供しなければならない。

(3) 企業法人が名称変更のために変更請求を提出する場合、工商行政管理部門が発行する証明書類を提出しなければならない。

(4) 事業機構法人、社会团体法人が名義変更のために変更請求を提出する場合、登録管理部門が発行する証明書類を提出しなければならない。

(5) 機関法人が名義変更のために、変更請求を提出する場合、上級主管部門から出された証明書類を提出しなければならない。

(6) その他の組織が名義変更のために、変更請求を提出する場合、登録管理部門が発行する証明書類を提出しなければならない。

(7) 外国人、外国企業又は外国その他の組織が名義変更のために、変更請求を提出する場合、前述の各規定に基づき、相応した証明書類を提出しなければならない。

(8) 外国人、外国企業又は外国その他の組織が中国語の訳名を変更したために、

変更請求を提出する場合、出願人(又は専利権者)の声明を提出しなければならない。

6.7.2.2 専利出願権(又は専利権)の移転

(1) 出願人(又は専利権者)が権利の帰属をめぐる紛争による権利の移転が発生し、変更請求を提出する場合、もし紛争は協議によって解決されたものならば、当事者全員が署名又は捺印した権利移転協議書を提出しなければならない。紛争は地方知的財産権管理部門による調停で解決された場合、当該部門が発行する調停書を提出しなければならない。紛争は人民裁判所による調停、又は判決で解決された場合、効力を生じた人民法院による調停書又は判決書を提出しなければならない。第一審法院の判決について、判決書を受取った後に、審査官はその他の当事者に通知し、上訴提起の有無を確認しなければならない。指定された期限以内に当事者が答弁しない又は確かに上訴を提起しない場合、当該判決書に基づき、変更しなければならない。上訴を提起する場合、当事者は上級人民法院が発行した証明書類を提出し、元の人民法院の判決書は法的効力を生じない。もし、紛争は仲裁機関による調停又は裁決を受けて確定された場合、仲裁調停書又は仲裁裁決書を提出しなければならない。

(2) 出願人(又は専利権者)は権利の譲渡又は贈与による権利の移転が発生したために変更請求を提出する場合、譲渡又は贈与契約を提出しなければならない。当該契約は機構が締結したものである場合、機構の公印又は契約専用印を押さなければならない。公民が締結した契約は、本人が署名又は捺印しなければならない。複数の出願人(又は専利権者)がいる場合、権利者全員が譲渡又は贈与を同意する旨の証明資料を提出しなければならない。

(3) 専利出願権(又は専利権)の譲渡(又は贈与)で外国人、外国企業又は外国のその他の組織に関わっている場合、以下の規定に合致しなければならない。

(i) 譲渡人、譲受人の双方とも外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合、双方が署名又は捺印した譲渡契約を提出しなければならない。

(ii) 発明又は実用新案の専利出願(又は専利)について、譲渡人は中国大陸の個人又は機構であり、譲受人は外国人、外国企業又は外国のその他の組織である場合、國務院商務主管部門が発行する『技術輸出許可書』若しくは『自由輸出技術契約登録証明書』、又は地方商務主管部門が発行する『自由輸出技術契約登録証明書』を提出するとともに、双方が署名若しくは捺印した譲渡契約を提出しなければならない。

(iii) 譲渡人は外国人、外国企業又は外国のその他の組織であり、譲受人は中国大陸の個人又は機構である場合、双方が署名若しくは捺印した譲渡契約を提出しなければならない。

中国大陸の個人又は機構と外国企業又は外国のその他の組織が共同譲渡人であって、譲受人は外国企業又は外国のその他の組織である場合、本項(ii)の規定

事項を適用する。中国大陸の個人又は機構と外国企業又は外国のその他の組織が共同譲受人となり、譲渡人は外国企業又は外国のその他の組織である場合、本項（iii）の規定事項を適用する。

中国大陸の個人又は機構と香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織が共同譲渡人となり、譲受人は外国企業又は外国のその他の組織である場合、本項（ii）の規定事項を参照して処理する。中国大陸の個人又は機構と香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織が共同譲受人で、譲渡人は外国企業又は外国のその他の組織である場合、本項（iii）の規定事項を参照して処理する。

譲渡人は中国大陸の個人又は機構で、譲受人は香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織である場合、本項（ii）の規定事項を参照して処理する。

（4）出願人（又は専利権者）は機構であり、合併、分割、登録抹消又は組織形式の改変のために、変更請求を提出する場合、登録管理部門が発行する証明書類を提出しなければならない。

（5）出願人（又は専利権者）は承継のために、変更請求を提出する場合、当事者が唯一な合法相続者である又は当事者に法定相続者全員を含まれる旨の公証された証明書類を提出しなければならない。別途の明確な定めがある場合を除き、共同相続者は専利出願権（専利権）を共同で継承しなければならない。

（6）専利出願権（又は専利権）は競売のために、変更請求を提出する場合、法的効力のある証明書類を提出しなければならない。

（7）専利権に抵当期間の専利権の移転は、変更に必要な証明書類のほか、抵当の双方当事者が変更合意する旨の証明書類も提出しなければならない。

6.7.2.3 発明者の変更

（1）発明者の氏名変更のために変更請求を提出する場合、本章第6.7.2.1節第（1）項の規定を参照する。

（2）発明者の記入漏れ又は誤記のために、変更請求を提出する場合、出願人（又は専利権者）全員と変更前の発明者全員が署名又は捺印した証明書類を提出しなければならない。

（3）発明者の適格をめぐる争いにより変更請求を提出する場合、本章第6.7.2.2節第（1）項の規定を参照する。

（4）中国訳名の変更のために変更請求を提出する場合、発明者の声明を提出しなければならない。

6.7.2.4 専利代理機構及び専利代理人の変更

（1）専利代理機構が名義変更、住所変更となる場合、まずは国家知識産権局主管部門で届出の登録変更手続を行わなければならない。登録変更手続が発効した

後に、専利局はその代理している全ての有効な専利出願及び専利について統一した変更処理を行う。専利代理人の変更は専利代理機構が個別変更手続を行わなければならない。

(2) 委任の解除又は辞任の手続を行う場合、当事者に事前通知しなければならない。

委任の解除時に、出願人（又は専利権者）は記載事項変更の申告書とともに、出願人（又は専利権者）全員が署名若しくは捺印した解除書を添付するか、又は出願人（又は専利権者）全員が署名若しくは捺印した記載事項変更の申告書のみを提出しなければならない。

委任の辞任時に、専利代理機構は記載事項変更の申告書を提出するとともに、出願人（又は専利権者）若しくはその代表者が署名若しくは捺印した委任辞任合意声明を添付するか、或いは専利代理機構が捺印した出願人（又は専利権者）通知済み声明を添付しなければならない。

変更手続が発効する（即ち手続合格通知書を出す）前に、元の専利代理委任関係が依然に有効であり、かつ専利代理機構が既に出願人（又は専利権者）のために行った各種事務は変更手続が発効した後も引き続き有効である。変更手続が規定に合致しない場合、審査官は更手続を行う当事者に未提出とみなす通知書を発行する。変更手続が規定に合致する場合、審査官は当事者に手続合格通知書を発行しなければならない。

先頭署名者出願人が中国大陸で常時居住地又は営業所がない外国出願人である専利出願に対して、委任の解除又は辞任手続を行う場合、出願人（又は専利権者）は同時に新しい専利代理機構に委任しなければならない。そうではなければ、審査官は委任の解除又は辞任手続を行わず、未提出とみなす通知書を発行する。

先頭署名の出願人が中国大陸において常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の出願人である専利出願に対して、委任の解除又は辞任の手続を行う時、出願人（又は専利権者）は同時に新規な専利代理機構に委任しなければならない。そうではなければ、審査官は委任の解除又は辞任の手続をせず、未提出とみなす通知書を発行しなければならない。

(3) 出願人（又は専利権者）が専利代理機構を変更する場合、出願人（又は専利権者）全員が署名若しくは捺印した元専利代理機構に対する委任の解除声明及び新規な専利代理機構に対する委任状を提出しなければならない。

(4) 専利出願権（又は専利権）が移転されて、変更後の出願人（又は専利権者）が新規な専利代理機構に委任する場合、変更後の出願人（又は専利権者）全員が署名若しくは捺印した委任状を提出しなければならない。変更後の出願人（又は専利権者）は元の専利代理機構に委任する場合、新規追加となった出願人（又は専利権者）が署名若しくは捺印した委任状だけを提出すれば良い。

6.7.2.5 出願人（又は専利権者）の国籍変更

出願人（又は専利権者）が国籍を変更する場合、身分証明書類を提出しなければならない。

6.7.2.6 証明書類の形式に対する要求

(1) 提出された各種の証明書類には、出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称及び出願人（又は専利権者）の氏名又は名称を明記しなければならない。

(2) 1つの証明書類は1回の記載事項変更の請求のみに対応する。同一の記載事項に連続した変更が発生する場合、証明書類を別々に提出しなければならない。

(3) 各種の証明書類は原本でなければならない。証明書類がコピーである場合、公証を受けているものか、又は証明書類を発行した主管部門が公印（原本は専利局に届出て、確認されたものを除く）を捺印したものでなければならない。外国で形成した証明書類はコピーである場合、公証を受けなければならない。

6.7.3 記載事項変更手続の審査と認可

審査官は当事者が提出した記載事項変更の申告書と添付した証明書類に基づいて、審査を行わなければならない。記載事項変更申告の手続が規定事項に合致しない場合、変更手続を行う当事者に未提出とみなす通知書を発行しなければならない。記載事項変更申告の手続が規定事項に合致する場合、関連当事者に手続合格通知書を出し、記載事項変更前後の状況を通知しなければならない。公開しなければならない場合には、公開を行う予定の刊行物番号も同時に通知しなければならない。

記載事項の変更で権利の移転に関わっている場合、手続合格通知書は双方当事者に出さなければならない。1回で提出している出願人（又は専利権者）で数回の変更に関わっている場合、手続合格通知書は変更前の出願人（又は専利権者）及び変更した最後の出願人（又は専利権者）に出さなければならない。手続合格通知書における出願人（又は専利権者）について、変更後の出願人（又は専利権者）を記入しなければならない。専利代理機構の変更に関わっている場合、手続合格通知書は変更前と変更後の専利代理機構に出さなければならない。これと同時に、審査官は以下のように処理しなければならない。

(1) 費用の減免を受けることに関わっている場合

(i) 出願人（又は専利権者）が全部変更し、変更後の出願人（又は専利権者）は費用減免請求を提出していない場合、費用を減免しない。審査官はデータベースにある費用減免標記を補正し、かつ出願人（又は専利権者）に通知しなければならない。

(ii) 変更後の出願人（又は専利権者）が増え、新規増加した出願人（又は専利権者）は費用減免請求を提出していない場合、費用を減免しない。審査官はデータベースにある費用減免標記を補正し、出願人（又は専利権者）に通知しなければならない。

(iii) 変更後の出願人（又は専利権者）が減り、出願人（又は専利権者）は費用減免請求を提出していない場合、費用減免の標準は変わらない。

変更後の出願人（又は専利権者）は専利費用減免方法に基づき、改めて費用減免請求手続を行うことができる。

(2) 変更前の出願人（又は専利権者）は連絡者を記入しており、変更後の出願人（又は専利権者）は元の連絡者をその連絡者として指定しない場合、審査官はデータベースから変更前の出願人（又は専利権者）に指定された連絡者の情報を削除しなければならない。

(3) 専利代理機構への委任に係わっており、変更後の出願人（又は専利権者）は専利代理機構に委任していない場合、審査官はデータベースから変更前の出願人（又は専利権者）が委任した専利代理機構の情報を削除しなければならない。

(4) 規定に基づくと、専利公報で変更状況を公告しなければならない場合、例えば、専利権者の変更などは、記載事項変更前後の状況を公告しなければならない。

(5) 専利代理機構の名称、住所の変更、及び専利代理条例に基づいて専利代理機構を抹消する場合、以下のように処理しなければならない。

(i) 専利代理機構の集団記載事項の変更及び専利代理機構が抹消されたために統一した処理が必要な場合、データベースの中の関連する記載事項を統一して修正する。

(ii) 抹消された専利代理機構の専利出願（又は専利）の出願人（又は専利権者）は中国大陸の個人又は機構である場合、抹消公開日より、先頭署名の出願人（又は専利権者）を専利出願の代表者と見なすが、別途声明がある場合は除く。出願人（又は専利権者）はその他の専利代理機構に改めて委任して良いとする。

6.7.4 記載事項変更の発効

(1) 記載事項変更の手続は専利局による変更手続合格通知書の発行日から発効する。専利出願権（又は専利権）の移転は登録日より発効する。登録日は前述の手続合格通知書の発行日である。

(2) 記載事項変更手続が効力を生じる前に、専利局が出す通知書及び既に専利公開又は公告準備段階に移行した関連事項は、変更前のものに準じる。

7. 顕著な実質的欠陥の審査

7.1 専利法2条2項に基づいた審査

専利法2条2項の規定によると、専利法でいう発明とは、製品、方法又はその改良に対して行われる新たな技術方案を指す。

方式審査において、出願書類に「発明」の一部の技術的特徴を記載している場合、審査官は当該技術方案が完全なものであるか、そして当該技術方案が実施で

きるものかを判断しなくても良い。但し、出願書類には単に、いくつかの技術指標、メリットと効果が記載されており、技術的問題を解決するための技術方案については何の記載もなく、しいては技術的内容の説明もない場合、審査官は審査意見通知書を出し、出願人に指定された期限内に意見の陳述、又は補正をするよう通知しなければならない。出願人が指定された期限以内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が意見の陳述又は補正を行っても、規定事項に合致しない場合、審査官は却下決定を下して良いとする。

7.2 専利法5条に基づいた審査

専利法 5 条の規定によると、法律及び公序良俗に違反し、又は公共利益を害する発明創造、及び法律と行政法規の規定に違反した上で遺伝資源を獲得し、又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造には、専利権を付与しない。

方式審査において、審査官は本指南第二部分第一章第 3 節の規定に基づき、専利出願する発明が明らかに法律に違反しているか、公序良俗に違反しているか、又は公共利益を害しているかという 3 つの面について審査しなければならない。遺伝資源に依存して完成された発明創造について、遺伝資源の獲得又は利用は、明らかに法律と行政法規の規定に違反しているかを審査しなければならない。審査官は専利出願の全部の内容又は一部の内容で前述の内容のいずれか 1 つに当たると判断した場合、例えば、出願人が「麻薬を吸うための工具である」、「ギャンブル工具及びその使用方法」というような出願又は類似した出願を提出した場合、審査官は審査意見通知書を出し、理由を説明して、指定された期限以内に意見の陳述又は相応した部分の削除を出願人に通知しなければならない。出願人が陳述した理由では、当該出願が専利法 5 条に規定された範囲に属さないことを十分に積明していない、若しくは十分な理由がないのに、相応した部分の削除を拒否する場合、却下決定を下さなければならない。出願人が、審査官の意見に従って相応した部分を削除している場合、文章内容の前後の一貫性のために必要な文字を増加することは許容すべきである。

前述の専利法 5 条に違反する発明創造は、その実施のみが法律に禁じられた発明創造を含まない。

7.3 専利法20条1項に基づいた審査

専利法 20 条 1 項の規定によると、出願人が中国で完成された発明を外国で専利出願する場合には、事前に専利局に報告し、秘密保持審査を受けなければならない。

専利法実施細則 8 条 1 項の規定によると、中国において完成された発明とは、技術方案の実体的な内容が中国国内で完成された発明を言う。

方式審査において、審査官は、出願人が前述の規定に違反して外国で専利出願していると判断する理由がある場合、国内で同じ発明について提出した専利出願に対して、審査意見通知書を出さなければならない。出願人が陳述した理由では、当該出願が前述の状況に属さないことを十分に釈明していない場合、審査官は専利法 20 条 1 項の規定に合致しないことを理由に、専利法 20 条 4 項と専利法実施細則 44 条の規定に基づき、却下決定を下して良いとする。

7.4 専利法25条に基づいた審査

専利法 25 条の規定によると、以下の各項には専利権を付与しない。

- (1) 科学上の発見
- (2) 知的活動の規則と方法
- (3) 疾病の診断と治療方法
- (4) 動物と植物の品種
- (5) 原子核変換方法を用いて取得した物質

前述 (4) 項に記載した製品の生産方法は、専利法の規定に基づき、専利権を付与することができる。

方式審査において、審査官は本指南第二部分第一章第 4 節の規定を参照して、専利出願する発明が専利法 25 条に規定された専利権を付与しない客体に明らかに属するものかを審査しなければならない。審査官は専利出願の全部の内容が専利法 25 条に記載した状況のいずれ 1 つに当たると判断した場合、例えば、出願人が「新しく発見されたアステロイド」、「人体疾病の診断方法」というような出願又は類似した出願を提出した場合、審査官は審査意見通知書を出し、理由を説明し、指定された期限以内に意見陳述を行うよう、出願人に通知しなければならない。出願人が陳述した理由では、当該出願が前述の状況のいずれか 1 つに属さないことを十分に釈明していない場合、審査官は却下決定を下して良いとする。審査官は専利出願の一部の内容が前述の状況のいずれか 1 つに当たると判断したものの、当該出願から切り離せない場合には、初歩審査では処理せずに、実体審査で処理するように保留しておく。

7.5 専利法31条1項に基づいた審査

専利法 31 条 1 項の規定によると、1 件の発明専利出願は 1 つの発明に限る。1 つの総体的な発明構想に属する 2 つ以上の発明は 1 件の出願として提出して良いとする。

方式審査において、1 件の専利出願には 2 つ以上の全く関連していない発明が含まれている場合に限って、審査官は審査意見通知書を出し、単一性の規定に合致するように、専利出願を補正するよう出願人に通知する。出願人が正当な理由なくして当該出願の補正を拒否する場合、審査官は却下決定を下して良いとする。

7.6 専利法33条に基づいた審査

専利法 33 条の規定によると、出願人はその専利出願書類に対して補正を行うことができる。但し、専利出願書類に対する補正は原説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならない。

方式審査において、審査官が審査意見通知書を出し、出願人に書類の補正を要求した場合に限って、出願人がそれについて行った補正で明らかに原説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えているかを審査する。補正は明らかに範囲を超えている場合、例えば、出願人はデータを補正し、又は数値範囲を拡大し、若しくは原説明書に相応した文字記載のない技術方案の請求項を追加し、或いは 1 枚又は数枚の原説明書や請求項には記載の発明の実体的内容を追加している場合、審査官は審査意見通知書を出し、当該補正が専利法 33 条の規定に合致しないことを出願人に通知しなければならない。出願人が意見を陳述し、又は補正しても、規定事項に合致しない場合、審査官は却下決定を下して良いとする。

方式審査手続において、出願人が専利法実施細則 51 条の規定に基づき、自発的に文書を補正する場合、審査官は補正書に対し、形式審査を行うほか、自発的補正の提出タイミングが専利法実施細則 51 条の規定に合致するものかだけを確認する必要がある。規定に合致する場合、合格である処理意見を出してファイリングする。規定に合致しない場合、実体審査の参考のための処理意見を下し、ファイリングする。自発的に補正された文書の内容を審査せずに、実体審査の際に処理するように保留しておく。

7.7 専利法実施細則17条に基づいた審査

説明書において、技術に関連のない言葉を使ってはならない。また、商業的宣伝用語及び他人若しくは他人の製品を貶したり、誹謗したりする言葉も使ってはならない。但し、背景技術に技術的問題が存在することを客観的に指摘するのは貶す行為とみなしてはならない。説明書に発明の技術的内容を記載しなければならない。説明書は前述の規定に明らかに合致しない場合、審査官は審査意見通知書を出し、理由を説明し、指定された期限以内に意見の陳述、又は補正を行うよう出願人に通知しなければならない。出願人は指定された期限以内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が意見の陳述、又は補正を行っても、規定に合致しない場合、審査官は却下決定を下して良いとする。

方式審査において、説明書は発明の一部の技術的特徴を記載し、かつ形式的に本章第 4.2 節の規定に合致さえすれば、その他の実体的な問題を審査せず、実体審査で処理するよう保留しておく。

7.8 専利法実施細則19条に基づいた審査

権利要求書には発明の技術的特徴を記載しなければならない。

権利要求書には技術方案の内容に関連しない言葉を使ってはならない。例えば「当該専利の生産、販売権の保護を請求する」など。商業的宣伝用語及び他人若しくは他人の製品を貶したり、誹謗したりする言葉も使ってはならない。

方式審査において、権利要求書は明らかに前述の規定に合致しない場合、審査官は審査意見通知書を出し、理由を説明し、指定された期限以内に意見の陳述、又は補正を行うよう出願人に通知しなければならない。出願人は指定された期限以内に答弁しない場合、審査官は取下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人が意見の陳述、又は補正を行っても、規定に合致しない場合、審査官は却下決定を下して良いとする。

8. 職権に基づいた補正

専利法実施細則51条4項の規定によると、発明専利出願書類の中の文字又は記号上の明らかな誤りについて、審査官は方式審査で合格になる前に、職権に基づいた補正を行って良いものとし、出願人に通知する。職権に基づいた補正によく見られる状況は、以下に挙げる。

(1) 願書：出願人の住所又は連絡者の住所における記入漏れ、誤記或いは重複記入した省（自治区、自轄市）、市、郵便番号などの情報を補正する。

(2) 権利要求書と説明書：文字と句読点の明らかな誤りを補正し、明らかな文書編集の誤り、明らかに余計な情報を削除する。但し、出願の原始書類の記載範囲を改変する可能性のある補正は職権に基づいた補正範囲に属さない。

(3) 要約書：明らかに漏れた内容を添加し、明らかな文字と句読点の誤りを補正し、明らかに余計な情報を削除し、要約書の添付図面を指定する。

第二章 実用新案専利出願の方式審査

1. 序文

専利法3条と40条の規定によると、専利局は実用新案専利出願を受理、審査し、方式審査を経て、却下の理由を見つけていない場合、実用新案専利権を付与する旨の決定を下し、相応した専利証書を発行するとともに、登録、公告を行う。従って、実用新案専利出願の方式審査は実用新案専利出願を受理した後に、専利権を付与する前までの必要な手続である。

実用新案専利出願の方式審査の範囲は以下のとおりになる。

(1) 出願書類の形式審査は、専利出願には専利法の26条に規定された出願書類を含めるか、これらの書類は専利法実施細則2条、3条、16条～23条、40条、42条、43条2項と3項、51条、52条、119条、121条の規定に合致するものかということを含む。

(2) 出願書類の顕著な実質的欠陥の審査は、専利出願は明らかに専利法5条、25条に規定された状況に該当するものか、専利法18条、19条1項、20条1項の規定に合致しないものか、明らかに専利法2条3項、22条2項又は4項、26条3項又は4項、31条1項、33条又は専利法実施細則17条～22条、43条1項の規定に合致しないものか、専利法9条の規定に基づくと専利権を取得できないものかということを含む。

(3) その他の書類の形式審査は、専利出願に関連するその他の手続と書類は、専利法10条2項、24条、29条、30条及び専利法実施細則2条、3条、6条、15条、30条、31条1項～3項、32条、33条、36条、45条、86条、100条、119条の規定に合致するものかということを含む。

(4) 関連費用の審査は、専利出願が専利法実施細則93条、95条、99条の規定に従い、関連費用を納付しているかということを含む。

2. 審査の原則

方式審査の手続において、審査官は以下の審査原則に従わなければならない。

(1) 秘密保持の原則

審査官は専利出願の審査手続において、秘密保持の関連規定に基づき、公開・公告されていない専利出願書類や、専利出願に関するその他の内容、及びその他開示に適しない情報に対して秘密保持の責任を負う。

(2) 書面による審査の原則

審査官は、出願人が提出した書面による書類を基礎として審査し、審査意見（補正通知を含む）と審査結果を書面による方式で出願人に通知しなければならない。方式審査手続において、面接しないことを原則とする。

(3) ヒアリングの原則

審査官は却下決定を下す前に、却下の根拠となる事実、理由、証拠を出願人に通知し、意見陳述及び/又は出願書類を補正する機会を最低1回、出願人に供与しなけ

ればならない。審査官が却下決定を下す際は、却下決定の根拠となる事実や理由及び証拠は、出願人に通知してあるものでなければならず、新たな事実、理由及び/又は証拠を含めてはならない。

(4) 手続の節約原則

規定に合致することを前提に、審査官はなるべく審査効率を高めて、審査手続を短縮しなければならない。補正により克服できる欠陥のある出願について、審査官は全面審査を実施し、なるべく1回の補正通知書において全ての欠陥を指摘しなければならない。補正によっても克服できない実質的欠陥がある出願について、審査官は出願書類とその他の書類の形式上の欠陥を審査せず、審査意見通知書において実質的欠陥のみを指摘して良いとする。出願書類における欠陥はすべて職権に基づいた補正により克服できる出願について、審査官は補正通知書を出さなくても良い。

前述の原則に従うとともに、審査官は未提出とみなす、取下げとみなす、却下などの処分決定を下すと同時に、起動できる後続手続を出願人に告知しなければならない。

3. 審査手続

3.1 専利権付与通知

方式審査を経て、却下の理由を見つけていない実用新案専利出願について、審査官は実用新案専利権付与通知を発行しなければならない。専利権を付与できる実用新案専利出願は補正せずに方式審査の要求に合致する専利出願、及び補正を経て方式審査の要求に合致する専利出願を含む。

専利権付与通知書は、受取人情報、記載事項のほか、授権の根拠となる文書と実用新案の名称を明記しなければならない。審査官が職権に基づいた補正を行った場合、職権に基づいた補正の内容も明記しなければならない。

3.2 出願書類の補正

方式審査において、出願書類に補正により克服できる欠陥が存在する専利出願に対して、審査官は全面審査を行い、補正通知書を出さなければならない。出願人が補正しても、出願書類に欠陥が存在する場合、審査官は補正通知書を再び出さなければならない。

補正通知書は受取人情報、記載事項を除いて、以下の内容を含まなければならない。

- (1) 補正通知書の対象は、出願人がいつ提出した何の文書であるかを指摘する。
- (2) 出願書類に存在する欠陥を明確かつ詳細に指摘するとともに、専利法及びその実施細則に合致していない関連条項を明示する。
- (3) 出願人が審査官の意図を理解するように、審査官の方向性のある見解及び可能なアドバイスを明確かつ詳細に説明する。
- (4) 出願人が補正通知書に答弁する期限を指定する。
- (5) 出願人に補正時の書類の種類と量の要求を提示する。

3.3 顕著な実質的欠陥に対する処理

方式審査において、もし、審査官は出願書類に補正方式によっても克服できない顕著な実質的欠陥が存在すると判断したならば、審査意見通知書を発行しなければならない。

審査通知書は受取人情報、記載事項を除いて、以下の内容を含まなければならない。

(1) 審査通知書の対象は、出願人がいつ提出した何の文書であるかを指摘する。

(2) 出願書類に存在する欠陥を明確かつ詳細に指摘するとともに、専利法及びその実施細則に合致していない関連条項を明示する。出願書類に顕著な実質的欠陥が存在するという事実について、必要な際、関連証拠に合わせて分析しなければならない。

(3) 審査官が専利法及びその実施細則の関連規定に基づき、専利出願を却下する方向性のある見解を説明する。

(4) 出願人が審査意見通知書に答弁する期限を指定する。

3.4 通知書に対する答弁

出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受取った後に、指定された期限以内に補正するか、又は意見を陳述しなければならない。出願人は専利出願を補正する場合、補正書及び対応した修正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類の修正の差し替え頁は一式2通作成するものとし、その他の書類は1部のみを提出すれば良い。出願書類の修正は通知書に指摘された欠陥に対して行わなければならない。修正内容は出願日に提出された説明書及び権利要求書の記載範囲を超えてはならない。

出願人は期限内に答弁しない場合、審査官は状況により、取下げとみなす通知書又はその他の通知書を発行しなければならない。出願人は正当な理由によって、指定された期限以内に答弁できない場合、期限延長請求を提出して良いとする。期限延長請求に対する処理は、本指南第五部分第七章第4節の規定を適用する。

不可抗力的な事由又はその他の正当な理由によって期限に遅れたため、専利出願が取下げたものと見なされた場合、出願人は規定された期限以内に専利局に権利回復請求を提出して良いとする。権利回復請求の処理は、本指南第五部分第七章第6節の規定を適用する。

3.5 出願の却下

3.5.1 却下の条件

出願書類には、審査官が補正方式によっても克服できないと判断した顕著な実質的欠陥が存在しており、審査官が意見通知書を出した後にも、出願人は指定さ

れた期限以内に、説得力のある意見陳述及び/又は証拠を提出しておらず、通知書で指摘された欠陥に対しても文字ミスの修正、又は表現の変更にとどまっているなど、補正をしていない場合には、審査官は却下決定を下して良いとする。通知書で指摘された欠陥について補正した場合、指摘された欠陥が依然に存在しているとしても、出願人に意見陳述、又は文書の補正の機械を再び供与しなければならない。それ以降、再び同一種類の欠陥についての補正を行った場合、もし補正後の出願書類において、出願人に通知してある欠陥が依然に存在しているならば、審査官は却下決定を下して良いとする。

出願書類に補正により克服できる欠陥が存在しており、審査官は当該欠陥に対し補正通知書を2回出しており、かつ指定された期限以内に、出願人が意見陳述又は補正を行っても除去していない場合、審査官は却下決定を下して良いとする。

3.5.2 却下決定の正文

却下決定の正文には案件の事由、却下理由と決定の3つの部分の内容を含まなければならない。

(1) 案件の事由の部分では、却下決定の対象となる出願書類を明記するとともに、却下される出願の審査手続を簡潔に記載しなければならない。

(2) 却下理由の部分では、却下決定の根拠となる事実、理由、証拠を詳細に論述するものとし、特に以下の各要求に注意を払わなければならない。

(i) 正確な法令条項を採用する。同時に専利法及び実施細則の異なる条項に基づいて、専利出願を却下することができる場合、その中の最も適切で、主導的な位置づけになっている条項を却下の主な法的根拠とするとともに、出願に存在するその他の実質的欠陥を簡潔に指摘しなければならない。却下の法的根拠は専利法実施細則44条に記載された法令条項に含まれていなければならない。

(ii) 納得してもらえる事実、理由と証拠を却下の根拠とする。そして、これらの事実、理由と証拠についてのヒアリングは却下の条件に合致している。

(iii) 数回にわたって補正しても、欠陥が依然に存在するために、専利出願を却下している場合、当該欠陥に対し、既に2回又は2回以上の補正通知書を出しており、かつ最終回の補正文書には当該欠陥が依然にあることを明確に指摘しなければならない。

(iv) 専利法2条3項、5条、9条、20条1項、22条2項又は4項、25条、26条3項又は4項、31条1項、33条又は専利法実施細則20条、43条1項を理由に、専利出願を却下している場合、出願書類における顕著な実質的欠陥に対し分析しなければならない。

審査官は却下理由の部分に、出願人の弁明意見について簡潔なコメントをしなければならない。

(3) 決定の部分では当該専利出願で専利法及びその実施細則に合致しない対応条項を明示するとともに、専利法実施細則44条2項の規定に基づき、当該専利出

願を却下するとの結論を下さなければならない。

3.6 前置審査と復審後の処理

専利法及び実施細則の規定に合致しないため、専利出願は却下されて、出願人は却下決定に対して不服がある場合、規定された期限以内に専利復審委員会に復審請求を提出して良いとする。復審請求の前置審査及び復審後の処理は、本指南第二部分第八章第8節の規定を参照する。

4. その他の書類と関係手続の審査

4.1 専利代理機構への委任

本部分第一章第6.1節の規定を適用する。

4.2 優先権主張

本部分第一章第6.2節の規定を適用する。

4.3 新規性を喪失しない公開

本部分第一章第6.3節の規定を適用する。

4.4 専利出願の取下げ声明

本部分第一章第6.6節の規定を適用する。

4.5 記載事項の変更

本部分第一章第6.7節の規定を適用する

5. 専利法5条及び25条に基づいた審査

実用新案専利出願が明らかに専利法5条、25条に規定された専利権を付与しない出願に当たるかどうかについての審査は本指南第二部分第一章第3節と第4節の規定を参照する。

6. 専利法2条3項に基づいた審査

専利法2条3項の規定によると、専利法にいう実用新案とは、製品の形状、構造又はそれらの結合について行われる実用性を有する新たな技術方案を指す。これは専利保護を得られる実用新案に対する一般的な定義であり、新規性、進歩性と実用性を判断する具体的な審査標準ではない。

6.1 実用新案専利による製品のみ保護

専利法2条3項の規定によると、実用新案は製品のみを保護する。前述の製品

とは、産業上の方法で製造され、確定した形状・構造を有し、一定の空間を占める実体でなければならない。

すべての方法及び人的に製造されていない自然に存在する品物は、実用新案專利による保護の客体に該当しない。

前述の方法は、製品の製造方法、使用方法、通信方法、処理方法、コンピュータープログラム及び製品を特定な用途に使うことなどを含む。

例えば、歯車の製造方法、作業室の集塵方法又はデータ処理方法、自然に存在する雨花石などは、実用新案專利による保護の客体に属さない。

1 件の発明創造は、製品の形状・構造に対する改善を含むとともに、当該製品を生産するための専用方法、技術プロセス又は当該製品を構成する材料そのものなどについての改善を含む可能性もある。しかし、実用新案專利は製品の形状、構造のみに対して行われる改善の技術方案だけを保護するものである。

以下の事項について注意されたい。

(1) 請求項では既知の方法の名称を使って、製品の形状・構造を限定して良いとするが、方法の手順、技術条件などを含めてはならない。例えば、溶接、リベット締めなどの既知の方法の名称により各部品の間接関係を限定するのは方法そのものに対する改善に該当しない。

(2) 請求項には、形状・構造の特徴だけでなく、方法そのものに対する改善も含まれる場合、例えば、製品の製造方法、使用方法又はコンピュータープログラムを限定する技術的特徴を含む場合は、実用新案專利による保護の客体に該当しない。例えば、主体形状が円柱で、端部が円錐である木製の爪楊枝の場合。木製爪楊枝が加工成型の後に、医用ジャーミサイドに5～20分浸し、取り出してから乾かすことを特徴とする。当該請求項には方法そのものに対する改善を含めているため、実用新案專利による保護の客体に該当しない。

6.2 製品の形状及び/又は構造

専利法2条3項の規定によると、実用新案は製品の形状及び/又は構造に対して行われる改善でなければならない。

6.2.1 製品の形状

製品の形状とは、製品が持っており、外部から見られる確かな空間上の形状を指す。

製品の形状に対する改善は、カム形状、バイト形状への改善など、製品の三次元形態に対する改善であっても良いし、部材の断面形状への改善など、製品の二次元形態に対する改善であっても良い。

確かな形状のない製品の場合、例えば気体、液体、粉末状、顆粒状の物質又は材料は、その形状が実用新案製品の形状的特徴とすることはできない。

以下の事項について注意されたい。

(1) 生物的な、又は自然に形成した形状を製品の形状的特徴としてはならない。例えば、植物鉢植えの植物が生長して形成した形状を製品の形状的特徴としてはならない。自然に形成した築山の形状も製品の形状的特徴としてはならない。

(2) 据えたり、積み重ねたりする方法で獲得した非確定的な形状を製品の形状的特徴としてはならない。

(3) 製品の中のある技術的特徴が確定的な形状を有しない物質であることが許容される。例えば、気体、液体、粉末状、顆粒状の物質など。当該製品において当該製品の構造的特徴により制限されていれば良い。例えば、温度計の形状的構造に対して行われる技術方案に、確定的な形状を有しないアルコールを記入することが許容される。

(4) 製品の形状は、ある特定な状況において備わる確定的な空間上の形状であっても良い。例えば、新規な形状を有する氷のコップ、落下傘など。また例えば、内鋼輪、外鋼輪、バンドテープ、外ガイドボード及び放水複合紙などからなる鋼鉄テープの運送と保存用の包装ケースの場合、もしその各部分は、技術方案により確定された相互関係に基づいて、鋼鉄テープを包装すると、確定的な空間上の形状を形成しているならば、このような空間上の形状は任意性がなく、鋼鉄テープ包装ケースは実用新案専利による保護の客体に該当する。

6.2.2 製品の構造

製品の構造とは、製品の各構成部分の配置、組合せ及び相互関係を指す。

製品の構造は機械的な構造であっても、回路的な構造でも良い。機械的な構造とは、製品を構成する部品の相対的な位置関係、連結関係と必要な機械上の配合関係などを指す。回路的な構造とは、製品を構成する部品の間の確定的な連結関係を指す。

複合層は製品の構造であると理解しても良い。製品の浸炭層、酸化層などは複合層に該当する。

物質の分子構造、成分、金相構造などは実用新案専利による保護の客体に該当しない。例えば、溶接棒のコーティングの成分のみを変えた溶接棒は実用新案専利による保護の客体に該当しない。

以下の事項について注意されたい。

(1) 権利要求に既知の材料名称を含めて良いとする。即ち、先行技術における既知の材料を、形状・構造を備える製品に応用することができる。例えば、複合木製床板、プラスチックコップ、記憶合金で製作した心臓導管カバーなどは材料そのものに対する改善に属さない。

(2) 権利要求に形状・構造的特徴だけでなく、材料そのものに対する改善も含めていれば、実用新案専利による保護の客体に該当しない。例えば、20%のコンポーネントAと40%のコンポーネントBと40%のコンポーネントCからなることを特徴とする菱形の錠剤の場合、当該請求項には材料そのものに対する改善を含

めているため、実用新案専利による保護の客体に該当しない。

6.3 技術方案

専利法 2 条 3 項にいう技術方案とは、解決しようとする技術的問題について採用する自然法則を生かした技術的手段の集合を指す。技術的手段は通常、技術的特徴により具現するものである。

自然法則に合致する技術的效果を獲得するための技術的問題を解決する技術的手段を採用していない方案は実用新案専利による保護の客体に該当しない。

製品の形状及びその表面の図案、色彩又はこれらを結合させる新規な方案は、技術的問題を解決していないならば、実用新案専利による保護の客体に該当しない。製品表面の文字、符号、図表又はこれらを結合させる新規な方案は実用新案専利による保護の客体に該当しない。例えば、ボタンの表面文字、符号のみを変えたコンピューター又は携帯電話のキーボード、十二支の動物の形状で飾った缶切り、表面の図案デザインのみを区別される特徴とする将棋類、旧時の詩歌ランプなどカルタ類など。

7. 出願書類の審査

7.1 願書

本部分第一章第 4.1 節の規定を適用する。

7.2 説明書

方式審査において、説明書が明らかに専利法 26 条 3 項及び専利法実施細則 17 条 1 項～3 項の規定に合致しないものかを審査する。専利法 26 条 3 項に係わる審査は本指南第二部分第二章第 2.1 節の規定を参照する。

説明書の審査は以下の内容を含む。

(1) 説明書は所属する技術分野の技術者が実現できることを基準として、実用新案について明確かつ完全な説明を行わなければならない。所属する技術分野の技術者が実現できることとは、所属する技術分野の技術者が説明書の記載内容に基づいて、当該実用新案の技術方案を実現し、その技術的問題を解決し、期待された技術的效果を獲得することができることを指す。

(2) 説明書には実用新案の名称を記載しなければならない。当該名称は願書における名称と一致しなければならない。説明書はさらに、技術分野、背景技術、実用新案の内容、添付図面の説明及び具体的な実施形態という 5 部分を含め、かつ各部分の前に標題を明記しなければならない。

(3) 説明書の実用新案の内容の部分では、実用新案で解決しようとする技術的問題、その技術的問題の解決に採用される技術方案を記載し、背景技術と照合しながら実用新案の有益な効果を明記しなければならない。そして、解決しようとする

する技術的問題、採用される技術方案と有益な効果が相互に順応しているものとし、相互に矛盾したり、関連しなかったりするような状況があってはならない。

(4) 説明書に記載された実用新案の内容は請求項により限定された相応した技術方案の記述と一致しなければならない。

(5) 説明書には、各添付図面の名称を記載し、図面の標記内容について簡潔に説明しなければならない。添付図面が1枚以上ある場合、すべての添付図面について説明しなければならない。

(6) 説明書における具体的な実施形態の部分で、当該実用新案を実現するための少なくとも1つの最適として選定された形態を示し、かつ添付図面と照合しながら説明しなければならない。

(7) 説明書では、規範的な用語、明確な語句を使用し、技術用語で実用新案の技術方案を的確に表現しなければならない。「請求項…で述べたような…」などといった引用語や、商業的な宣伝用語、そして他人或いは他人の製品を貶すような文言も使ってはならない。

(8) 説明書の文字部分に、化学式、数学式又は表があっても良いが、イラストを使ってはならない。フローチャート、ブロックダイアグラム、曲線図、写真図などを含め、説明書の添付図面だけとして使うことができる。

(9) 説明書の文字部分に、添付図面の説明の記載があるのに、説明書には相応した添付図面がない場合、説明書の文字部分の添付図面の説明を取り消すか、指定された期限以内に相応した添付図面を補って提出するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が添付図面を補って提出する場合、専利局に補足の添付図面を提出した日、或いは郵送した日を出願日とし、審査官は出願日再確定通知書を出さなければならない。出願人が相応した添付図面の説明を取り消す場合、当初の出願日を保留する。

(10) 説明書はアラビア数字順に頁番号を付けなければならない。

7.3 説明書の添付図面

添付図面は説明書における構成の一部である。添付図面の役割は、図形で説明書の文字部分の記述を補足することにより、各技術的特徴と全体の技術方案についての理解の直観化、イメージ化につなげることである。従って、説明書の添付図面は、実用新案の内容を明確に反映しなければならない。

専利法実施細則 17 条 5 項と 18 条の規定に基づき、説明書の添付図面を審査する。説明書の添付図面の審査は以下の内容を含む。

(1) 説明書の添付図面に工事用青写真、写真を使ってはならない。

(2) コンピューターを含めた製図道具と黒いインクで作成するものとし、ラインは均一かつ明瞭で、色付け又は塗りつぶして修正してはならない。添付図面の周りに図面と関係のない枠線があってはならない。

(3) 添付図面はアラビア数字を使って、順番に番号を付けるものとし、図 1、

図 2 などのように表示し、添付図面の真下に標記しなければならない。

(4) 添付図面はなるべく縦方向に図面に描き、相互に明確に分けていなければならない。部品の横方向の寸法が明らかに縦方向の寸法より大きく、水平に配置しなければならない場合に、添付図面の上端を図面の左側に置くものとする。1 枚の図面に 2 つ以上の添付図面があり、既に 1 つを水平に配置している場合には、当該頁におけるその他の添付図面も水平に配置しなければならない。

(5) 添付図面の大きさ及び明瞭度は、当該図面を 3 分の 2 まで縮小しても、図面の各細部をはっきりと見分けることを確保するものとし、コピーやスキャンの際の要求を満たすことを基準とする。

(6) 1 件の専利出願に複数の添付図面がある場合、同じ実施形態を表示する各添付図面において、同じ構成部分（同じ技術的特徴又は同じ対象）を表示する添付図面の標記は統一しなければならない。説明書と添付図面において使用される同一の添付図面の標記は同じ構成部分を表示しなければならない。説明書の文字部分では言及のない添付図面の標記は、添付図面に出てはならない。添付図面に表れていない添付図面標記は、説明書の文字部分で言及してはならない。

(7) 添付図面には、必要な文言を除き、その他の注釈を含めてはならない。言葉は中国語を使用するものとし、必要な際、その後の括弧に原文を明記して良いとする。

(8) 構造ブロックダイアグラム、論理ブロックダイアグラム、技術プロセスフローチャートは、その枠の中に必要な文字と記号を明記しなければならない。

(9) 同じ添付図面は同じ縮尺で描かなければならない。うちの構成部分をはっきりと表すため、別に部分拡大図を追加して良いとする。

(10) 説明書の添付図面には、保護を請求する製品の形状、構造又はそれらの結合を示す添付図面がなければならない。先行技術を表示する添付図面のみを付いたり、温度変化曲線図など、製品の効果や性能を示す添付図面のみをつけたりしてはならない。

(11) 説明書の添付図面はアラビア数字順に頁番号を付けなければならない。

7.4 権利要求書

方式審査において、権利要求書が明らかに専利法 26 条 4 項及び専利法実施細則 19 条～22 条の規定に合致するかについて審査する。専利法 26 条 4 項に係わる審査は本指南第二部分第二章第 3.2 節の規定を参照する。

権利要求書の審査は以下の内容を含む。

(1) 権利要求書は説明書を根拠とし、専利保護の請求範囲を明確、簡潔に限定しなければならない。

(2) 権利要求書には実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。

(3) 独立請求項は全体から実用新案の技術方案を反映しなければならない。その他の方法により記述しなければならない場合を除いて、独立請求項は前提部

分と特徴部分を含み、前提部分は保護を求めている実用新案の技術方案の主題名、及び実用新案の主題と最も近似した先行技術との共通した必要な技術的特徴を明記し、特徴部分では、「…を特徴とする」又は類似した文言を使って、実用新案が最も近似した先行技術と区別される技術的特徴を明記しなければならない。

(4) 従属請求項は付加的な技術的特徴を使って、引用された請求項をさらに限定しなければならない。その内容には引用部分と限定部分を含み、引用部分では引用された請求項の番号及び独立請求項と一致する主題名称を明記し、限定部分では実用新案の付加的な技術的特徴を明記しなければならない。

(5) 1件の実用新案には1つの独立請求項のみ有するものとし、それを同一の実用新案の従属請求項の前に記載しなければならない。

(6) 請求項に記載しているが、説明書には記載していない内容は、説明書に補入しなければならない。

(7) 請求項には技術的效果を生じない特徴を含めてはならない。

(8) 請求項にはグラフで示される技術的特徴を含めてはならない。

(9) 請求項には機能又は効果的特徴を使って実用新案を限定することをなるべく回避すべきである。特徴部分は単に実用新案の機能を記述してはならない。ある技術的特徴が構造的特徴により限定できない場合、若しくは、技術的特徴について、構造的特徴よりも、機能又は効果的特徴により限定されたほうが適切であり、そして当該機能又は効果は、説明書において十分に説明した場合に限って、機能又は効果的特徴により実用新案を限定することが許容される。

(10) 請求項に技術的概念が不明瞭、又は意味が不確かな用語を使ってはならない。

請求項には技術方案の内容と関わらない用語を使ってはならない。例えば「当該専利の生産、販売権の保護を請求する」など。商業的宣伝用語及び他人若しくは他人の製品を貶すような言葉も使ってはならない。

さらに、権利要求書は以下に挙げられる形式要求に合致しなければならない。

(1) 各請求項にはその最後のみ句点を付けることが許容される。1つの請求項は、1つの段落を用いて記述して良いとする。1つの段落の中で、行や段を分けて記載しても良いとする。改行、改段箇所には、セミコロン又はコンマのみが使える。必要な際、改行、改段の前に配列順番を示す番号を付けて良いとする。

(2) 権利要求書に表題を付けてはならない。

(3) 権利要求書に複数の請求項がある場合、アラビア数字順に番号を付けなければならない。

(4) 請求項には化学式又は数学式があってもいいが、イラストを使ってはならない。通常は、表も使ってはならない。絶対に必要な場合を除いて、「説明書…部分で述べたように…」、又は「図面…で示したように」などの文言を使ってはならない。

(5) 請求項に記載された技術方案を理解することに資するため、請求項の技術

的特徴は説明書の添付図面にある対応した標記を引用して良いとする。但し、これらの標記を括弧に入れ、対応した技術的特徴の後に記さなければならない。請求項で使われる添付図面の標記は説明書の添付図面における標記と一致しなければならない。

(6) 従属権利請求は前の請求項しか引用することができない。2つ以上の請求項を引用する多項従属請求項は択一の方法でしか前にある請求項を引用することができず、そして、別の多項従属請求項に引用される基礎としてはならない。つまり、その後の多項従属請求項は前の多項従属請求項を引用してはならない。

(7) 権利要求書はアラビア数字順に頁番号を作成しなければならない。

7.5 説明書の要約書

専利法実施細則 23 条の規定に基づき要約書を審査する。要約書の審査は以下の内容を含む。

(1) 要約書には実用新案の名称、所属する技術分野を明記し、解決しようとする技術的問題、当該問題を解決する技術方案の要点及び主要な用途を明確に反映しなければならない。特に当該実用新案が背景技術に比べて、形状と構造における改善を反映している技術的特徴を明記しなければならない。広告又は単なる機能的な製品紹介になるように作成してはならない。

(2) 要約書は実用新案の名称を表題に使ってはならない。

(3) 要約書に化学式又は数学式があっても良い。

(4) 要約書の文字部分（句読点を含む）は 300 字を超えてはならない。

(5) 要約書には要約書の添付図面がなければならない。出願人は、要約書の添付図面として、説明書の添付図面から選定された、実用新案の技術方案を反映できる 1 つの図面を提供しなければならない。

7.6 出願書類の出版条件に関する様式審査

本部分第一章第 4.6 節の規定を適用する。

8. 専利法 33 条に基づいた審査

専利法 33 条の規定によると、出願人はその実用新案の専利出願書類に対して補正を行うことができる。但し、専利出願書類に対する補正は原説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならない。

出願人が出願書類を補正する時に、所属する技術分野の技術者が原説明書と権利要求書から直接かつ一義的に確定することのできない内容を加えた場合、そのような補正は原説明書と権利要求書の記載範囲を超えたと思われる。

出願人が出願の中の 1 つ又は複数の特徴を削除することも、原説明書又は権利要求書の記載範囲の超過につながる可能性がある。

説明書に、原権利要求書に記載されたもので、原説明書には記述していない技

術的特徴が補入されており、かつその内容の拡大となる記述が成された場合、原説明書と権利要求書の記載範囲を超えた補正と思われる。

説明書に、原説明書と権利要求書には記載していない技術的特徴が補入され、かつ原説明書の添付図面で示された内容を介しても、一義的に確定することができない場合、原説明書と権利要求書の記載範囲を超えた補正と思われる。

以下の事項について注意されたい。

(1) 明らかな誤りに対する修正は、原説明書と権利要求書の記載範囲を超えた補正と判断してはならない。明らかな誤りとは、正確でない内容が原説明書、権利要求書の文脈から明確に判断でき、ほかの解釈又は補正の可能性がないことを指す。

(2) 添付図面において明らかに見られるもので、かつ唯一な解釈を有する構造については、説明書に補入するとともに、権利要求書に記入することを許容する。

専利法実施細則 51 条の規定によると、出願人は出願日から起算する 2 ヶ月以内に、実用新案の専利出願書類に対して自発的に補正を提出することができる。また、出願人は専利局の審査意見通知書又は補正通知書を受取った後に、通知書に指摘された欠陥に対して、補正を行うものとする。

8.1 出願人の自発的補正

出願人の自発的補正に対して、審査官はまず補正の提出日が出願日より起算して 2 ヶ月以内にあるかを確認しなければならない。2 ヶ月を超えた補正について、補正された文書は原出願書類に存在した欠陥を除去しておち、授権される見込みがある場合、当該補正文書は受け入れて良いとする。受け入れない補正文書に対し、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。

2 ヶ月以内に提出された自発的補正に対して、審査官はその補正が原説明書と権利要求書の記載範囲を超えるかを審査しなければならない。補正は、原説明書と権利要求書の記載範囲を超える場合、審査官は審査意見通知書を出し、当該補正で専利法 33 条の規定に合致しないことを出願人に通知しなければならない。出願人による意見陳述、又は補正の後でも、規定に合致しない場合、審査官は専利法 33 条と専利法実施細則 44 条の規定に基づき、却下決定を下して良いとする。

8.2 通知書に指摘された欠陥に対する補正

出願人が通知書を答弁する時に行った補正について、審査官は当該補正で原説明書と権利要求書の記載範囲を超えるか、そして通知書に指摘された欠陥に対して補正したかを審査しなければならない。出願人が提出した、通知書に指摘された欠陥以外のものに対する補正が含まれた補正文書は、もしその補正が専利法 33 条の規定に合致し、原出願書類に存在した欠陥を除去しており、授権の見込みがあるならば、当該補正は通知書に指摘された欠陥に対して行った補正と見なされ、この補正された出願書類は受け入れられなければならない。専利法実施細則 51

条3項の規定に合致しない補正文書は、審査官は通知書を出し、補正文書が受け入れないことを出願人に通知し、理由を説明し、指定された期限以内に専利法実施細則51条3項の規定に合致した補正文書を提出するよう、出願人に要求して良いとする。同時に、もし出願人が再提出した補正文書が専利法実施細則51条3項の規定に依然に合致しないならば、審査官が補正前の文書に対し、権利付与又は却下決定を下すなど、審査を続けることを指摘しなければならない。

出願人が提出した補正文書は原説明書と権利要求書の記載範囲を超える場合、審査官は審査意見通知書を出し、当該補正が専利法33条の規定に合致しないことを出願人に通知しなければならない。出願人による意見陳述、又は補正の後でも規定に合致しない場合、審査官は専利法33条と専利法実施細則44条の規定に基づき、却下決定を下して良いとする。

8.3 審査官による職権に基づいた補正

審査官は実用新案専利権の付与通知を出す前に、出願書類の中の文字又は符号における明らかな誤りに対して、補正して良いとする。職権による補正の内容は以下に挙げる。

(1) 願書：出願人の住所又は連絡者の住所における記入漏れ、誤記、或いは重複記入した省（自治区、自轄市）、市、郵便番号などの情報を補正する。

(2) 説明書：明らかに適切でない実用新案名称及び/又は所属する技術分野を補正する。文字ミス、間違った符号、標記などを補正する。明らかに規範的でない用語を補正する。説明書の各部分の漏れた表題を補足する。添付図面から必要のない文字説明などを削除する。明らかな文字と句読点の誤りを補正して、明らかな文書編集の誤り、明らかな余計な情報を削除する。

(3) 権利要求書：文字ミス、間違った句読点、間違った添付図面の標記、添付図面の標記の追加括弧を補正する。但し、保護範囲の変化を起こし得る補正は職権に基づいた補正範囲に属さない。

(4) 要約書：要約書の中の適切でない内容及び明らかな誤りを補正し、要約書の添付図面を指定する。

審査官は職権に基づいて補正した内容はファイルに記載し、出願人に通知しなければならない。

9. 専利法31条1項に基づいた審査

専利法31条1項及び専利法実施細則34条の規定に基づき、実用新案専利出願の明らかに単一性に欠けるといふ欠陥について審査する。実用新案の方式審査において特定の技術的特徴を確定する時は、出願書類に記述された背景技術を根拠とする。

単一性の審査は、本指南第二部分第六章第2節の規定を参照する。

10. 専利法実施細則 43 条に基づいた審査

専利法実施細則 42 条と 43 条の規定に基づき、実用新案の分割出願について審査する。分割出願の審査は本部分第一章第 5.1 節の規定を適用する。同時に、本指南第二部分第 6 章第 3 節の規定を参照する。

11. 専利法 22 条 2 項に基づいた審査

方式審査において審査官は一般的に、検索を介しては、実用新案に明らかに新規性を具備しないものかを判断しない。審査官は、検索をせず得られた先行技術又は抵触出願に関わる情報に基づき、実用新案が新規性を明らかに具備しないものかを判断して良いとする。

但し、実用新案が正常でない出願に関わる場合、例えば、明らかに先行技術を盗作し、又は内容が実質的に明らかに同じである専利出願を重複して提出する場合は、審査官は検索で得られた対比書類、又はその他の方法で得られた情報に基づいて、実用新案が明らかに新規性を具備しないものかを判断しなければならない。

新規性に関する審査は本指南第二部分第三章の規定に参照する。

12. 専利法 22 条 4 項に基づいた審査

実用性とは、実用新案が産業上で製造、又は使用することができ、かつ積極的、有益な効果を生じること指す。

実用性の審査について、本指南第二部分第五章の規定を参照する。

13. 専利法 9 条に基づいた審査

専利法 9 条 1 項の規定によると、同一の発明創造には 1 件の専利権だけを付与することができる。専利法 9 条 2 項の規定によると、2 名以上の出願人が同一の発明創造について別々に専利出願する場合、専利権は一番先に申出た者に付与する。

方式審査において、実用新案専利出願が専利法 9 条の規定に基づくとき、専利権を取得できるものかについては、一般的に、検索による審査を行わない。但し、審査官は同一の発明創造に対して専利出願した出願人がいることを知った場合、審査を行うべきである。

同一の発明創造についての処理は、本指南第二部分第三章第 6 節の規定を参照する。

14. 専利法 20 条 1 項に基づいた審査

専利法 20 条 1 項の規定によると、出願人は中国で完成された実用新案を外国で専利を出願する場合には、事前に専利局に報告し、秘密保持審査を受けなければならない。

専利法実施細則 8 条 1 項の規定によると、中国において完成された実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された実用新案を言う。

方式審査において、審査官は、出願人が前述の規定に違反して外国で専利出願していると判断する理由がある場合、国内で同じ実用新案について提出した専利出願に対し、審査意見通知書を発行しなければならない。出願人が陳述した理由では、当該出願が前述の状況に属さないことを十分に釈明していない場合、審査官は専利法 20 条 1 項の規定に合致しないことを理由に、専利法 20 条 4 項と専利法実施細則 44 条の規定に基づき、却下決定を下して良いとする。

15. 国内段階に移行された国際出願の審査

本節において、国内段階に移行された実用新案専利の保護を請求している国際出願（以下、国際出願と言う）における特別な問題のみについて、説明と規定を行うものとする。国内出願と同一な問題は、本章のその他の規定を適用する。

15.1 審査の根拠となる書類の確認

15.1.1 出願人の請求

国内段階に移行された時、国際出願の出願人は国内移行の書面声明（以下、移行声明と言う）において、専利局で根拠になることを希望している審査文書を確認しなければならない。

国際出願の国内段階の審査は出願人の請求に基づき、移行声明で確認された文書及びそれ以降に提出されたもので、関連規定に合致している文書に基づいて行うものとする。

15.1.2 審査の根拠となる書類

審査の基礎となる文書は以下の内容を含めて良いとする。

(1) 中国語で国際公開した国際出願の場合は、最初に提出した国際出願、外国語で公開した国際出願の場合は、最初に提出した国際出願の中国語訳文。

(2) 中国語で国際公開した国際出願の場合は、専利協力条約 19 条に基づいて提出した補正後の権利要求書、外国語で公開した国際出願の場合は、専利協力条約 19 条に基づいて提出した補正後の権利要求書の中国語訳文。

(3) 中国語で国際公開した国際出願の場合は、専利協力条約 34 条に基づいて提出した補正後の権利要求書、説明書、添付図面、外国語で公開した国際出願の場合は、専利協力条約 34 条に基づいて提出した補正後の権利要求書、説明書、添付図面の中国語訳文。

(4) 専利法実施細則 44 条及び/又は 104 条に基づいて提出した補正文書。

(5) 専利法実施細則 112 条 1 項に基づいて提出した補正文書。

専利協力条約 28 条又は 41 条の規定によると、出願人が補正後の権利要求書、

説明書と添付図面を提出する期限は、専利法実施細則 112 条 1 項の規定に合致しなければならない。

審査の基礎となる文書は審査基礎についての声明において指定されたものを基準とする。審査基礎についての声明は、国内移行時に、移行声明の所定の欄における明示、及び国内移行後に規定された期限以内に補充声明との形式で審査の基礎についての明示の補充を含む。後者は前者に対する補充と補正になる。

出願人が移行声明において、出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれたことを明示し、かつ国内段階の移行手続時には、中国に対する国際出願日を再確定している場合、援用・付加の項目や部分は最初に提出された出願書類の一部でなければならない。審査手続において、出願人が中国に対する出願日を補正することにより、援用・付加の項目や部分を保留することは許容しない。

国際段階の補正文書は国内移行時において、審査の基礎となることを明示していない、又は規定どおりに中国語訳文を提出していない場合、審査の基礎としない。

15.1.3 最初に提出された国際出願書類の法的効力

外国語で公開された国際出願について、その中国語訳文に対して審査を行うものとし、一般的に原文を照合しない。但し、最初に提出された国際出願書類は法的効力を有するものであり、出願書類の補正根拠とする。

国際出願は専利法 33 条に述べた原説明書と権利要求書とは、最初に提出された国際出願の説明書、権利要求書及び添付図面を指す。

15.2 審査要求

15.2.1 出願書類の審査

出願書類の形式又は内容に対する審査は、以下に挙げられる各項を除き、専利法とその実施細則及び専利審査指南の規定を適用する。

(1) 実用新案の名称に余計な語彙がない場合に、審査官は本指南第一部分第一章第 4.1.1 節における名称の文字数の規定に合致しないことを理由に、出願人に補正を要求することも、又は職権に基づいた補正もしてはならない。

(2) 余計な語句がない場合、審査官は専利法実施細則 23 条 2 項における要約書の文字数の規定に合致しないことを理由に、出願人に補正を要求することも、又は職権に基づいた補正もしてはならない。

(3) 審査官は専利法実施細則 17 条 1 項と 2 項における説明書の書き方、順序及び副題に関する規定に合致しないことを理由に、出願人に補正を要求することも、又は職権に基づいた補正もしてはならない。

15.2.2 単一性の審査

審査の過程において、審査官が審査の基礎となる出願書類で、単一性に欠ける複数の実用新案の保護を請求していることを発覚した場合、以下の内容を確認しなければならない。

(1) 単一性に欠ける複数の実用新案に、国際段階において国際検索又は国際方式審査を経ていない発明創造が含まれているか。

(2) 単一性に欠ける複数の実用新案に、出願人が国際段階で放棄を表明した発明創造（例えば出願人が国際段階で、ある請求項に対する制限を選択することにより手放した発明）が含まれているか。

(3) 前述の(1)又は(2)の状況に当たるものに対して、国際機構による発明の単一性欠如との結論は正しいものか。

審査官は国際機構による結論が正確であることを認定した場合には、審査官は単一性回復費納付通知書を出し、2ヶ月以内に単一性回復費を納付するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が所定の期限以内に、単一性回復費を納付しないか、若しくは全額納付せず、かつ単一性に欠ける実用新案も削除していない場合には、審査官は審査意見通知書を出して、出願人に、国際出願における前述の国際検索が行われていない部分は取下げたものとして見なすことを通知し、かつこの部分の内容を削除した補正書類を提出するよう要求しなければならない。審査官は、当該部分の内容が削除された書類を以って審査を継続する。

出願人が単一性回復費を納付しないがために削除した実用新案は、専利法実施細則115条2項、42条1項の規定によると、出願人が分割出願を提出してはならない。このような場合を除いた国際出願に2件以上の実用新案が含まれる場合には、出願人が専利法実施細則115条1項の規定に基づき、分割出願を提出して良いとする。

審査した結果、出願人が提出した審査の基礎となる出願書類において保護を求める主題には単一性欠如の問題が存在しないことを認定したが、国際機構で行われた結論と一致していない場合には、保護を求めているすべての主題を審査しなければならない。

国際段階の検索と審査において、国際機構が単一性の問題を提出していないが、実際には出願に単一性の欠陥が存在している場合には、本章第9節の規定を参照して処理する。

15.2.3 先の出願が中国で提出された場合

国内段階に移行された国際出願で要求するのは中国で提出された先願の優先権であるか、或いは要求するのはすでに中国国内段階に移行された先行国際出願の優先権である場合には、権利の重複付与となり得る。これにより権利の重複付与となる場合についての処理は、本章第13節の規定を適用する。

注意されたいのは、もし優先権を主張していないものとして見なすこととなれ

ば、先願は当該国際出願の新規性を損ねる先行技術、或いは抵触出願になることもあり得る。

15.2.4 誤訳修正

専利法実施細則 113 条の規定によると、専利局による実用新案専利権の公開のための準備作業が完了する前、出願人が、提出している説明書、権利要求書又は添付図面の文字の中国語訳文に誤訳があることを発覚した場合に、修正請求を提出して良いとする。出願人が誤訳を修正する場合、書面による請求を提出し、規定された訳文修正費を納付しなければならない。

第三章 意匠専利出願の方式審査

1. 序文

専利法3条と40条の規定によると、専利局は意匠専利出願を受理・審査し、方式審査を経て、却下理由を見つけていない場合、意匠専利権を付与する旨の決定を下し、相応した専利証書を発行するとともに、公告を行う。従って、意匠専利出願の方式審査は意匠専利出願を受理した後、専利権を付与する前までの必要な手続である。

意匠専利出願の方式審査範囲は以下のとおりになる。

(1) 出願書類の形式審査は、専利出願には専利法27条1項に規定された出願書類を含めるか、これらの書類は専利法実施細則2条、3条1項、16条、27条、28条、29条、35条3項、51条、52条、119条、121条の規定に合致するものかということを含む。

(2) 出願書類の顕著な実質的欠陥の審査は、専利出願は明らかに専利法5条第1項、25条1項(6)号に規定された状況に該当するものか、専利法18条、19条1項の規定に合致しないものか、明らかに専利法2条4項、23条1項、27条2項、31条2項、33条及び専利法実施細則43条1項の規定に合致しないものか、専利法9条の規定に基づいては専利権を取得できないかということを含む。

(3) その他の書類の形式審査は、専利出願に関連するその他の手続と書類は、専利法24条、29条1項、30条及び専利法実施細則6条、15条3項と4項、30条、31条、32条1項、33条、36条、42条、43条2項と3項、45条、86条、100条の規定に合致するものかということを含む。

(4) 関連費用の審査は、専利出願は専利法実施細則93条、95条、99条の規定に従い、関連費用を納付しているかということを含む。

2. 審査の原則

方式審査の手続において、審査官は以下の審査原則に従わなければならない。

(1) 秘密保持の原則

審査官は専利出願の審査手続において、秘密保持の関連規定に基づき、公告されていない専利出願書類や、専利出願に関するその他の内容、及びその他開示に適しない情報に対して秘密保持の責任を負う。

(2) 書面による審査の原則

審査官は、出願人が提出した書面による書類を基礎として審査し、審査意見(補正通知を含む)と審査結果を書面による方式で出願人に通知しなければならない。方式審査手続において、面接しないことを原則とする。

(3) ヒアリングの原則

審査官は却下決定を下す前に、却下の根拠となる事実、理由、証拠を出願人に通知し、意見陳述及び/又は出願書類を補正する機会を最低1回、出願人に供与しなければならない。審査官が却下決定を下す際は、却下決定の根拠となる事実や理由

及び証拠は、出願人に通知してあるものでなければならず、新たな事実、理由及び/又は証拠を含めてはならない。

(4) 手続の節約原則

規定に合致することを前提に、審査官はなるべく審査効率を高めて、審査過程を短縮しなければならない。補正により克服できる欠陥のある出願について、審査官は全面審査を実施し、なるべく1回の補正通知書において全ての欠陥を指摘しなければならない。補正によっても克服できない実質的欠陥がある出願について、審査官は出願書類とその他の書類の形式上の欠陥を審査せず、審査意見通知書において実質的欠陥のみを指摘して良いとする。すべての欠陥が職権に基づいた補正により克服できる出願について、審査官は補正通知書を出さなくても良い。

前述の原則に従うとともに、審査官は未提出とみなす、取下げとみなす、却下などの処分決定を下すと同時に、起動できる後続手続を出願人に告知しなければならない。

3. 審査手続

3.1 専利権付与通知

方式審査を経て、却下の理由を見つけていない意匠専利出願について、審査官は意匠専利権付与通知を発行しなければならない。専利権を付与できる意匠専利出願は補正せずに方式審査の要求に合致する専利出願、及び補正を経て、方式審査の要求に合致する専利出願を含む。

3.2 出願書類の補正

方式審査において、出願書類に補正により克服できる欠陥が存在する専利出願に対して、審査官は全面審査を行い、補正通知書を発行しなければならない。出願人が補正しても、出願書類に欠陥が存在する場合、審査官は補正通知書を再び発行しなければならない。

補正通知書は受取人情報、記載事項を除いて、以下の内容を含まなければならない。

- (1) 補正通知書の対象は、出願人がいつ提出した何の文書であるかを指摘する。
- (2) 出願書類に存在する欠陥を明確かつ詳細に指摘するとともに、専利法及びその実施細則に合致していない関連条項を明示する。
- (3) 出願人が審査官の意図を理解するように、審査官の方向性のある見解及び可能なアドバイスを明確かつ詳細に説明する。
- (4) 出願人が補正通知書に答弁する期限を指定する。

3.3 顕著な実質的欠陥に対する処理

方式審査において、出願書類に方式によっても克服できない顕著な実質的欠陥が存在する専利出願について、審査官は審査意見通知書を発行しなければなら

い。

審査通知書は受取人情報、記載事項のほかに、以下の内容を含まなければならない。

(1) 審査通知書の対象は、出願人がいつ提出した何の文書であるかを指摘する。

(2) 出願書類に存在する欠陥を明確かつ詳細に指摘するとともに、専利法及びその実施細則に合致していない関連条項を指摘する。出願書類に顕著な実質的欠陥が存在するという事実について、必要な際、関連証拠に合わせて分析しなければならない。

(3) 審査官が専利法及びその実施細則の関連規定に基づき、専利出願を却下する方向性のある見解を説明する。

(4) 出願人が審査意見通知書に答弁する期限を指定する。

3.4 通知書に対する答弁

出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受取った後に、指定された期限以内に補正するか、又は意見を陳述しなければならない。出願人は専利出願を補正する場合、補正書及び相応した修正書類の差し替え頁を提出しなければならない。出願書類の修正の差し替え頁は一式2通作成するものとし、その他の書類は1部のみを提出すれば良い。出願書類の修正は通知書に指摘された欠陥に対して行わなければならない。修正内容は出願日に提出された図面又は写真で示される範囲を超えてはならない。

出願人は期限内に答弁しない場合、審査官は状況により、取下げとみなす通知書又はその他の通知書を発行しなければならない。出願人は正当な理由によって、指定された期限以内に答弁できない場合、期限延長請求を提出して良いとする。期限延長請求に対する処理は、本指南第五部分第七章第4節の規定を適用する。

不可抗力的な事由又はその他の正当な理由によって期限に遅れたため、専利出願が取下げたものと見なされた場合、出願人は規定された期限以内に専利局に権利回復請求を提出して良いとする。権利回復請求に対する処理は、本指南第五部分第七章第6節の規定を適用する。

3.5 出願の却下

出願書類に顕著な実質的欠陥が存在しており、審査官が意見通知書を出した後に、出願人が意見陳述又は補正を行っても、欠陥を除去していない場合、又は出願書類に形式上の欠陥が存在しており、審査官が当該欠陥に対し補正通知書を2回出しており、出願人が意見陳述又は補正を行っても、欠陥を除去していない場合、審査官は却下決定を下して良いとする。

却下決定の正文には案件の事由、却下理由と決定の3つの部分の内容を含まなければならない。

案件の事由の部分では、却下される出願の審査過程を簡潔に記述する。つまり、各回の審査意見及び出願人の答弁の概要、出願に存在しているもので、却下されることになった欠陥、並びに却下決定の対象である出願書類を記述しなければな

らない。

却下理由の部分では、却下についての事実、理由、証拠を説明し、かつ以下に挙げられる要求に合致しなければならない。

(1) 正確な法令条項を採用する。同時に専利法及び実施細則の異なる条項に基づいて、専利出願を却下することができる場合、その中の最も適切で、主導的な位置づけになっている条項を却下の主な法的根拠とするとともに、出願に存在するその他の実質的欠陥を簡潔に指摘しなければならない。

(2) 納得してもらえらる事実、理由と証拠を却下の根拠とする。そして、これらの事実、理由と証拠は、出願人に通知し、意見陳述及び/又は出願書類を補正する機会を最低1回、出願人に供与していなければならない。

審査官は却下理由の部分において、出願人の弁明意見について簡潔なコメントをしなければならない。

決定の部分では当該専利出願で専利法及びその実施細則に合致しない対応条項を明示するとともに、専利法実施細則44条2項の規定に基づき、当該専利出願を却下する旨を説明しなければならない。

3.6 前置審査と復審後の処理

専利法及び実施細則の規定に合致しないため、専利出願が却下されて、出願人は却下決定に対して不服がある場合、規定された期限以内に専利復審委員会に復審請求を提出して良いとする。復審請求の前置審査及び復審後の処理は、本指南第二部分第八章第8節の規定を参照する。

4. 出願書類の審査

専利法27条の規定によると、意匠専利を出願する場合、願書、当該意匠の図面又は写真及び当該意匠に対する簡単な説明などの書類を提出しなければならない。出願人が提出した関連図面又は写真は、専利保護を請求する製品の意匠を明らかに表示していなければならない。

4.1 願書

4.1.1 意匠を実施した製品の名称

意匠を実施した製品の名称は、図面または写真に示された意匠が用いられる製品の種別に対し説明の役割を有している。意匠を実施した製品の名称は意匠の図面または写真に示された意匠に合致し、保護を求める製品の意匠を正確かつ簡明に表明しなければならない。一般的に、製品の名称は国際意匠分類表の小区分に列挙された名称に合致するものとする。製品の名称は一般的に20字を超えてはならない。

製品の名称には通常、以下のような状況を避けなければならない。

(1) 人名、地名、国名、機構の名称、商標、コード、型番を含む名称、或い

は歴史時代で命名された製品の名称；

(2) 「文房具」、「炊事用具」、「楽器」、「建築用製品」など、概括が適宜ではなく、抽象すぎる名称；

(3) 「省ガソリンエンジン」、「人体身長を高くする機能を持つインソール」、「新型エンジン搭載自動車」など、技術的効果、内部構造を記述する名称；

(4) 「21 インチのテレビ」、「ミドルサイズ本棚」、「一対の手袋」など製品の規格、寸法、規模、数量単位が付された名称；

(5) 「克莱斯（訳者注：ガラスの発音の当て字）酒瓶」など、外国語文字又は確定した中国語意味のない文字で付けた名称。ただし、すでに周知となつてかつ確定な意味をもつ文字を使用することができる。例えば、「DVDプレーヤー」、「LED燈」、「USBハブ」など。

4.1.2 創作者

本部分第一章第 4.1.2 節の発明者に関する規定を適用する。

4.1.3 出願人

本部分第一章第 4.1.3 節の規定を適用する。

4.1.4 連絡者

本部分第一章第 4.1.4 節の規定を適用する。

4.1.5 代表者

本部分第一章第 4.1.5 節の規定を適用する。

4.1.6 専利代理機構、専利代理人

本部分第一章第 4.1.6 節の規定を適用する。

4.1.7 住所

本部分第一章第 4.1.7 節の規定を適用する。

4.2 意匠の図面又は写真

専利法 59 条 2 項の規定によると、意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真が示す当該製品の意匠の解釈に使用することができる。専利法 27 条 2 項の規定によると、出願人が提出する関連図面又は写真は専利保護を求める製品の意匠を明らかに示していなければならない。

立体製品の意匠については、物品の設計要点が 6 つの面に係わっている場合、6 つの正投影図を提供しなければならない。物品の設計要点が 1 つ又はいくつかの

面にだけ係わっている場合、少なくとも係わった面の正投影図と立体図を提供し、簡単な説明において正投影図を省いた理由を明記しなければならない。

平面製品の意匠については、物品の設計要点が1つの面だけに係わっている場合、当該面の正投影図だけを提供して良いとする。設計要点が2つの面に係わっている場合、当該2つの面の正投影図を提供しなければならない。

必要な際、出願人は当該意匠製品の展開図、断面視図、断面図、拡大図及び状態遷移図を提供しなければならない。

さらに、出願人は参考図を提供して良いとする。参考図は通常、意匠に係わる物品の用途、使用方法又は使用する場所などを表示するものである。

色彩は黒、白、灰シリーズとカラーシリーズを含む。簡単な説明において、色彩の保護を求める意匠専利出願は、図面の色がしっかりとした着色が施され、容易に色あせしないものでなければならない。

4.2.1 正投影図の名称及びその付け方

6面の正投影図の名称とは、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図と底面図を言う。その中の正面図の対応した面は、使用時において、常に消費者に向けているか、又は製品の全体設計を最もよく反映する面である。例えば、取っ手付きコップの正面図は取っ手が脇にある状態の正投影図になる。

各正投影図の名称は相応した正投影図の真下に明記しなければならない。

セット製品には、その中の各部品の正投影図の前にアラビア数字順に番号を付けるものとし、番号の前には「キット」という文字を書かなければならない。例えば、セット製品の中の第4キットの正面図の場合、その名称はキット4の正面図になる。

同じ物品の類似した意匠には、各意匠の正投影図名の前にアラビア数字順に番号を付けるものとし、番号の前には「設計」という文字を書かなければならない。例えば、設計1の正面図。

組み立て製品とは、複数の部材を組み合わせたことで成される1つの製品を言う。組み立て製品は組み立て関係がない、組み立て関係が唯一である、組み立て関係が唯一でないという3つの状況に分けられる。組み立て関係が唯一である組み立て製品には、組み立てた状態の物品の正投影図を提供しなければならない。組み立て関係がない又は組み立て関係が唯一でない組み立て製品には、各部材の正投影図を提出し、各部材の正投影図の名称の前にアラビア数字順に番号を付けるものとし、その番号の前には「部材」という文字を書かなければならない。例えば、組み立て製品の中の3番目の部材の左側面図の名称は部材3左側面図になる。複数の状態の遷移を有する物品の意匠には、その状態の遷移を示す正投影図の名称の後に、アラビア数字順番号を付けなければならない。

4.2.2 製図

図面は中国の技術製図と機械製図に関する国家基準における正投影関係、線幅、及び切断マークの規定に従って、幅が均一な実線により、意匠の形状を示すように作成しなければならない。シャドー線、指示線、点線、中心線、寸法線、鎖線などで意匠の形状を表示してはならない。2本の平行する二鎖線又は自然切断線により、細長い物品の省かれる部分を示して良いとする。図面において、指示線で切断の位置と方向、拡大する部位、透明な部位などを示して良いとするが、必要のない線又は標記はあってはならない。図面は意匠を明確に表示していなければならない。

図面はコンピューターを含めた製図道具を使って作成して良いとするが、鉛筆、クレヨン、ボールペンなどで書いてはならない。また、青写真、下書き、謄写印刷図を使ってもならない。コンピューターにより製図した意匠設計図は、図面の解像度が明瞭の要件を満足しなければならない。

4.2.3 写真の撮影

(1) 写真は明瞭なものでなければならない。フォーカスなどの原因で製品の意匠がはっきりと表示されないことを避けなければならない。

(2) 写真の背景は単一なものでなければならない。当該意匠製品以外の内容が現れないようにする。製品の意匠をはっきりと表示するように、製品と背景の明るさには適宜な差異がなければならない。

(3) 写真の撮影は通常、正投影の規則に従うものとし、透視による変形で、物品の意匠の表現が影響されないようにしなければならない。

(4) 写真は強い光、反射光、シャドー、倒影などで物品の意匠の表現が影響されないようにしなければならない。

(5) 写真の中の物品は、通常は内容物又は引き立て物を含めないようにしなければならないが、内容物又は引き立て物がなければ、物品の意匠を明瞭に表示することができない場合には、内容物又は引き立て物を保留することを許容する。

4.2.4 図面又は写真の欠陥

図面又は写真の内容に欠陥が存在する専利出願に対し、審査官は出願人に補正通知書又は審査意見通知書を出さなければならない。専利法 33 条の規定によると、出願人が専利出願に対する修正は原図面又は写真に示される範囲を超えてはならない。上記の欠陥とは主に以下各項を言う。

(1) 正投影図の投影関係に誤りがある。例えば、投影関係は正投影規則に合致しないこと、正投影図同士の投影関係が対応していないこと、又は正投影図の方向が反対になっていることなど。

(2) 意匠の図面又は写真が不明瞭であること、図面又は写真に示される製品図の寸法が小さ過ぎること、或いは図形が明瞭なものであっても、強い光、反射光、シャドー、倒影、内容物又は引き立て物などがあつたせいで物品の意匠が正確的

に表現されていない。

(3) 意匠の図面の物品を描く線に、削除又は修正すべき線が含まれている。例えば、正投影図の中のシャドー線、指示線、点線、中心線、寸法線、鎖線など。

(4) 立体製品を示す正投影図で、以下の状況に当たる場合。

(i) 各正投影図の縮尺が一致しない。

(ii) 物品の設計要点が6つの面に係わっているが、6面の正投影図が不足している。但し、以下の状況は除く。

背面図と正面図が同一、又は対称している場合、背面図を省いて良いとする。

左側面図と右側面図が同一、又は対称している場合、左側面図（又は右側面図）を省いて良いとする。

平面図と底面図が同一、又は対称している場合、平面図を（又は底面図）省いて良いとする。

大型な、又は位置が固定した装置及び底面が通常は見えない物品である場合、底面図を省いて良いとする。

(5) 平面製品を示す正投影図で、以下の状況に当たる場合。

(i) 各正投影図の縮尺が一致しない。

(ii) 物品の設計要点は2つの面に係わっているが、2つの面の正投影図が不足している。但し、背面図と正面図が同一、又は対称している場合、若しくは背面図に図案がない場合は除く。

(6) メジャー、型部材などのような細長い物品は、製図時に、中間の一部の長さが省かれたものの、2本の平行する二鎖線又は自然切断線で切断するような製図法を使用していない。

(7) 断面視図と断面図における切断面及び切断箇所の表示で、以下の状況に当たる場合。

(i) 切断線に欠ける又は切断線が完全なものではない。

(ii) 切断位置を示す切断位置線、符号及び方向が、完全なものでない、又は上記の内容に欠ける（但し、中心位置から切断することを示す標記は明記しなくても良い）。

(8) 局部拡大図があるものの、関連する正投影図には拡大部位を示していない。

(9) 組み立て関係が唯一である組み立て製品に、組み立て状態の正投影図がない。組み立て関係がない、又は組み立て関係が唯一でない組み立て製品に、必要な個別の部材の正投影図がない。

(10) 透明物品の意匠に、外層と内層には2種以上の形状、図案、色彩がある場合、別々に表示していない。

4.3 簡単な説明

専利法第59条2項に、意匠権の保護範囲は、図面又は写真に示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真に示す当該製品の意匠の解釈に用

いることができる、と定めている。

専利法実施細則第28条によると、簡単な説明には次に掲げる内容を含めるものとする。

(1) 意匠に係わる製品の名称。簡単な説明における製品の名称は、願書における製品の名称と一致するものとする。

(2) 意匠に係わる製品の用途。簡単な説明において、製品の区分確定につながるような用途を明記するものとする。複数種の用途を持つ製品は、簡単な説明において対象製品の複数種の用途を明記する。

(3) 意匠の設計要点。設計要点とは現有意匠と区別されるような製品の形状・図案およびその組合せ、或いは色彩と形状、図案の組合せ、又は部位を指す。設計要点の記述は簡潔にすべきである。

(4) 設計要点が最も明瞭に示されている一枚の図面或いは写真を指定する。指定された図面或いは写真は、意匠公報の発行に利用される。

なお、次のような状況を簡単な説明に明記するものとする。

(1) 色彩について意匠を受けようとする、或いは図面の省略がある場合。色彩について意匠を受けようとする意匠出願は、簡単な説明にこれを記述する。

意匠出願において図面の省略がある場合、出願人は通常、対称のためや同一のためにこれを省略する等、図面省略の具体的な理由を明記する。明記することが困難な場合、ある図面の省略だけを明記してもよい。例えば、大型装置に底面図がない場合、「底面図省略」だけと記述してもよい。

(2) 1つの製品における複数項目の類似意匠について1件の意匠出願をする場合、簡単な説明において、そのうちの1項を基本意匠として指定するものとする。

(3) 更紗や壁紙などの平面製品は、必要に応じて平面製品におけるユニット図案が二方向連続又は四方向連続など限定する境界がない状況を記述する。

(4) 細長いものは、必要に応じて細長い製品の長さについて省略の画法を採用した旨を明記する。

(5) 製品の意匠が、透明材料又は特殊な視覚的効果を有する新たな材料からなる場合、必要に応じて簡単な説明にこれを明記する。

(6) 意匠に係わる製品がセット製品に属する場合は、必要に応じて各セット部品が対応する製品の名称を明記する。

簡単な説明には、商業的な宣伝文句を用いてはならず、且つ製品の性能と内部構造の説明に用いてはならない。

5. その他の書類と関連手続の審査

5.1 専利代理機構への委任

本部分第一章第6.1節の規定を適用する。

5.2 優先権主張

出願人が優先権を主張する場合、専利法 29 条 1 項、30 条、専利法実施細則 31 条、32 条及びパリ条約における関連規定に合致しなければならない。

専利法 29 条 1 項の規定によると、意匠専利出願の優先権主張は外国優先権に限られる。つまり、出願人は、外国で初回の専利出願の提出日から起算する 6 ヶ月以内に、中国で再び同じ主題について意匠専利を出願する場合、当該外国が中国と締結した協定又は共同で加盟している国際条約に準拠するか、若しくは優先権を相互に認める原則に準拠して、優先権を享有することができる。

専利法実施細則 31 条 4 項の規定によると、意匠専利出願の出願人が外国優先権を主張する場合に、その先の出願には意匠に対する簡単な説明が含まれておらず、出願人が専利法実施細則 28 条の規定に基づいて提出した簡単な説明が、先の出願書類の図面又は写真に示される範囲を超えていない場合には、優先権を享受することは影響を受けないものである。

専利法実施細則 32 条 1 項の規定によると、出願人は 1 件の意匠専利出願において、1 つ又は複数の優先権を主張して良いとする。

方式審査において、複数優先権に対する審査に当たっては、1 つずつの優先権が本章の関係規定に合致するかを審査しなければならない。

5.2.1 先の出願及び優先権を主張する後の出願

本部分第一章第 6.2.1.1 節の規定を適用する。

5.2.2 優先権主張の声明

本部分第一章第 6.2.1.2 節の規定を適用する。

5.2.3 先の出願書類の副本

本部分第一章第 6.2.1.3 節の規定を適用する。

5.2.4 後の出願の出願人

本部分第一章第 6.2.1.4 節の規定を適用する。

5.2.5 優先権主張の取下げ

本部分第一章第 6.2.3 節の規定を適用する。

5.2.6 優先権主張の費用

本部分第一章第 6.2.4 節の規定を適用する。

5.2.7 優先権主張の回復

本部分第一章第 6.2.5 節の規定を適用する。

5.3 新規性を喪失しない公開

本部分第一章第 6.3 節の規定を適用する。

5.4 専利出願の取下げ声明

本部分の第一章第 6.6 節の規定を適用する。

5.5 記載事項の変更

本部分の第一章第 6.7 節の規定を適用する。

6. 専利法 5 条 1 項と 25 条 1 項 (6) 号に基づいた審査

6.1 専利法 5 条 1 項に基づいた審査

専利法 5 条 1 項の規定によると、法律及び公序良俗に違反し、又は公共利益を害する発明創造には専利権を付与しない。

審査官は本指南二部分第一章第 3 節の関連規定に基づき、専利出願する意匠が明らかに法律に違反しているか、公序良俗に違反しているか、又は公共利益を害しているかという 3 つの面について審査しなければならない。

6.1.1 法律違反

法律違反とは、意匠専利出願の内容は全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律を言う。

例えば、人民元札の図案が付されたシーツの意匠は、『中国人民銀行法』に違反したので、専利権を付与しない。

6.1.2 社会道徳に違反する場合

公序良俗とは、公衆が普遍的に正当なものとみなし、そして受け入れられるような倫理・道徳観及び行動基準を言う。一定の文化的背景をベースとしたその含意は、時間の経過及び社会の進歩に伴って変化していき、また地域によっても異なる。中国専利法に言う公序良俗は中国国内に限ったものである。例えば、暴力、虐殺又は淫猥な内容がある図面又は写真の意匠は専利権が付与されない。

6.1.3 公共利益に反する場合

公共利益に反するとは、意匠の実施や使用により公衆或いは社会に危害を加えるか、若しくは国と社会における正常な秩序に影響を与えるものを言う。

専利出願する意匠の文字或いは図案が、国の重大な政治事件、経済事件、文化事件又は宗教信仰に係わっており、公共利益に反したり、或いは公衆の感情若し

くは民族的感情を傷付けたり、又は封建迷信を宣伝したり、良くない政治影響を引き起こした場合、当該専利出願は専利権が付与されない。

有名な建物（例えば、天安門）及び領袖の肖像などを内容とする意匠は専利権が付与されない。

中国の国旗、国章を図案の内容とする意匠は専利権が付与されない。

6.2 専利法第25条1項(6)号に基づいた審査

専利法第25条1項(6)号に、平面印刷物の図案、色彩又は両者の組合せによって作成され、主に表示を機能とする意匠に対しては専利権を付与しない、と定めた。専利法実施細則第44条1項(3)号によると、意匠専利出願に対する方式審査で、意匠専利出願が専利法第25条1項(6)号の状況に明らかに該当するか否かについて審査すべきである、となっている。

1件の意匠専利出願が次に掲げる3要件を同時に満たしている場合、対象出願が、専利法第25条1項(6)号に定めた専利権を付与しない対象に該当すると判断する。

- (1) 意匠に係わる製品が平面印刷物に属する
- (2) 当該意匠が製品の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成されている
- (3) 当該意匠が主に表示を機能とする

前記の規定事項に依拠して意匠専利出願を審査する際、審査官は、まず出願の図面又は写真と簡単な説明に基づき、意匠に係わる製品が平面印刷物に該当するか否かを審査する。次に、対象の意匠が図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成されているものか否かを審査する。形状要素を考慮しないため、全ての二次元製品に係わる意匠が、図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成されているものと判断することができる。さらに、対象の意匠はその係わる製品にとって、主に表示を機能とするものか否かを審査する。主に表示を機能とするということは、対象意匠の主な用途が、これに係わる製品や役務の由来等を公衆が識別するためにあることを指す。

壁紙や紡績品は本条項に定めた対象に該当しない。

7. 専利法2条4項に基づいた審査

専利法2条4項の規定によると、専利法においていう意匠とは、製品の形状、図案又はそれらの組合せ及び色彩と形状、図案の組合せに対して行われるもので、美観に富む、かつ工業への応用に適した新たな設計を言う。

7.1 意匠の担体は製品でなければならない

意匠は製品の意匠であるため、その担体は製品でなければならない。繰り返した生産ができない手細工の品、農産物、畜産物、自然物は意匠の担体にはならない。

7.2 製品の形状、図案又はその組合せ、並びに色彩と形状、図案との組合せ

意匠を構成しているのは製品の意匠要素又は要素の組合せである。その中に形状、図案又はそれらの組合せ、並びに色彩と形状、図案との組合せが含まれる。製品の色彩は単独で意匠を構成することができないが、製品の色彩の変化そのものが図案になる場合は除く。意匠を構成し得る組合せとして、製品の形状、製品の図案、製品の形状と図案、製品の形状と色彩、製品の図案と色彩、製品の形状、図案と色彩が含まれる。

形状とは、製品の造型についての設計を指す。つまり、製品外部の点、線、面の移動、変化、組合せによって表現する外部輪郭であり、即ち、製品の構造、外形などについて同時に設計、製造を行った結果である。

図案とは、あらゆる線、文字、符号、カラーブロックの配列や組合せにより、製品の表面に成された図形を言う。図案は、製図又はその他創作者の図案設計の構想を具現する手段により制作しても良い。製品の図案は固定しており、目に見えるものでなければならない。あつたり、なかつたり、又は特定な条件に限って見えるものであってはならない。

色彩とは、製品に使われる色又は色の組合せを指す。当該製品の製造に使われる材料の元の色は意匠の色彩に当たらない。

意匠の要素、即ち形状、図案、色彩は相互に依存し合うものであり、限界を決めることは難しい場合もある。例えば、多数の種類の色を組み合わせれば、図案になるなど。

7.3 工業への応用に適した美観に富む新たな設計

工業への応用に適するという事は、意匠は産業上で応用し、ロット生産を成すことができるものを言う。

美観に富むということは、意匠専利権の保護客体に該当するかを判断する時に、製品の機能上の特性又は技術的效果でなく、その外観で与えている視覚的印象に注目することを言う。

専利法2条4項は専利保

護を得られる意匠についての一般的な定義であり、意匠が同一であるか、或いは実質的同一であるかを判断するための具体的な審査標準ではない。従って、審査において、保護を請求する意匠が新たな設計の一般的な要求を満足しているかについて、審査官は通常、出願書類の内容及び一般消費者の常識のみに基づいて判断すれば良いとする。

7.4 意匠専利権を付与しない場合

専利法2条4項の規定に基づき、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。

(1) 特定の地理的条件によって決まるもので、繰り返して再現することのできない固定した建物、橋など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘。

(2) 気体、液体及び粉末状など固定した形状のない物質を含めているため、形状、図案、色彩などが固定しない製品。

(3) 分割できない、又は単独では販売できない、そして単独では使用できない製品の局部の設計。例えば、靴下のかかと、ブリム、コップの取っ手など。

(4) 異なった特定の形状又は図案を有する複数の部材で組み合わせた製品の場合は、部材そのものが単独で販売できない、そして単独では使用できないならば、当該部材は意匠専利の保護客体に該当しない。例えば、形状の異なった嵌めパーツからなる嵌め絵は、すべての嵌めパーツを一件の意匠として出願する場合に限って、意匠専利の保護客体に該当する。

(5) 視覚に働くことがない、又は肉眼では確認しにくく、特定の工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。

(6) 保護を求める意匠は製品そのものの通常の状態ではない。例えばハンカチを動物の形にした意匠など。

(7) 自然物の元来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、2つの状況を指すが、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物のシミュレーション設計である。

(8) 単なる美術、書道、撮影などのカテゴリーに属する作品。

(9) その製品の所属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。

(10) 文字、数字の発音、意味は意匠の保護内容に該当しない。

(11) 製品に電気を入れた後で顕示する図案。例えば、デジタル時計のディスプレイで表示される図案、携帯電話のディスプレイで表示された図案、ソフトウェアのインターフェースなど。

8. 専利法第 23 条 1 項に基づいた審査

意匠専利出願に係わる方式審査において、通常は検索を行わず、審査官はただ出願書類の内容及び一般消費者の常識から、保護を求める意匠専利出願が専利法第 23 条 1 項の規定に明らかに合致していないか否かを判断するだけでよい。

ただし、審査官は検索を経ずに獲得した現有設計又は抵触出願に関する情報に基づき、意匠が専利法第 23 条 1 項の規定に明らかに合致していないか否かを判断することができる。

明らかに現有設計を剽窃し、または明らかに内容が実質的に同一である専利出願など、非正常的出願に係わる意匠については、審査官は検索により取得した引例文献またはその他のルートにより取得した情報に基づき、意匠が専利法第 23 条 1 項の規定に明らかに合致していないか否かを判断するものとする。

同一または実質上の同一に関する審査は本指南第四部分第五章の関連規定を参

照する。

9. 専利法第 31 条 2 項に基づいた審査

専利法第 31 条 2 項は、一件の意匠専利出願は、一つの意匠に限ることを規定する。同一製品に係わる二つ以上の類似意匠、あるいは同一類別に該当してかつセットで販売又は使用される製品に用いられる二つ以上の意匠は、一件の出願として出願することができる（併合出願と略称）。

9.1 同一製品に係わる二つ以上の類似意匠

専利法第 31 条 2 項によって、同一製品における二つ以上の類似意匠は、一件の出願として提出することができる。

一件の意匠専利出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。10 を超えている場合、審査官が審査意見通知書を送付する。出願人が訂正しても欠陥が克服されない場合は、当該専利出願が拒絶される。

9.1.1 同一製品

専利法第 31 条 2 項によって、1 件の出願における各意匠は同一製品における意匠でなければならない。例えば、全部が食事皿の意匠である。各意匠がそれぞれ、食事皿や取り皿、コップ、茶碗の意匠になっている場合は、国際意匠分類における同一大分類に該当するが、同一製品ではない。

9.1.2 類似意匠

専利法第 35 条 1 項では、同一製品におけるほかの意匠は、簡単な説明において指定した基本意匠と類似しなければならない。

類似意匠を判断する際に、ほかの意匠と基本意匠とを単独に比較すべきである。

方式審査の際に、類似意匠に係る出願について、専利法第 31 条 2 項の規定事項に明らかに適合しないものか否かを審査する。一般的に、全体観察を経て、その他の意匠と基本意匠とは、同一または類似した設計特徴を備えており、かつ両者間の相違が局部における細かな変化、当該種別の製品の常用設計、設計ユニットの並びの繰り返し又は単なる色彩要素の変化などにある場合、通常両者が類似する意匠であると考えられる。

9.2 セット製品の意匠

専利法実施細則第 35 条 2 項は、同一類別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられ、かつ同一の設計思想を有する二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができる、と規定する。

セット製品とは、2 件以上（2 件を含む）の同一大分類に属する、各自で独立している製品によって構成されており、各製品の設計発想が同一であり、うち一製

品に独立した使用価値を持っており、そして各製品を組合せると、その組合せ後の使用価値が現れるような製品を指す。例えば、コーヒーカップ、コーヒーポット、ミルクポットとシュガーポットによって構成されるコーヒー器具等。

9.2.1 同一類別

専利法第 31 条 2 項および専利法実施細則第 35 条 2 項の規定によると、二つ以上（二つを含む）の意匠が一件の出願として出願できる要件の一つは、当該二つ以上の意匠製品が同一種類に該当すること、即ち、当該二つ以上の意匠に係る製品が国際意匠分類における同一の大分類に属することである。

説明しておきたいのは、製品が同一の大分類に該当するとは、併合出願の十分条件ではなく、さらに、専利法第 31 条 2 項におけるセットで販売又は使用、並びに同一の設計思想に該当するとの要件も満たさなければならない。

9.2.2 セットでの販売又は使用

専利法実施細則第 35 条 2 項にいうセットで販売又は使用とは、習慣上では同時に販売又は同時に使用し、かつ組み合わせ後の使用価値を持つことを言う。

(1) 同時販売

同時販売とは、意匠に係る製品が習慣上では同時に販売されるものを言う。例えば、ベッドカバー、シーツ、枕カバーなどにより構成されるベッド用品等である。販促のために適宜セットにして売り出される製品の場合、例えば、ランドセルとペンケース等ランドセルを購入した際にペンケースが景品になるとしても、習慣上での同時販売と見なされず、セット製品として出願することはできない。

(2) 同時使用

同時使用とは、製品が習慣上同時に使用されることを言う。つまり、そのうちの一つの製品を使用していると、使用上で連想を起し、別の一つ或いは複数の製品の存在に思いつくことであって、これらの製品を同時に使用するというのではない。例えば、コーヒー器具のうち、コーヒーカップ、コーヒーポット、シュガーポット、ミルクポット等である。

9.2.3 各製品の設計思想の同一

設計思想の同一とは、各製品の設計スタイルが統一されていることを指し、つまり、各製品の形状、図案又はその組合せ、並びに色彩及び形状、図案の組合せについて作成された設計が統一されていることをいう。

形状の統一とは、個々の対象構成製品のいずれも同一の特定の造形を特徴とする、若しくは個々の対象構成製品が特定の造形によって組合せの関係を成す場合、形状統一の要件に合致すると判断される。

図案の統一とは、各製品上の図案設計のモチーフ、構図、表現方式などにおい

て統一されていることを言う。その一つでも違っていると、図案の不統一と判断される。例えば、コーヒーポットの設計は、蘭の花の図案をモチーフとしてながら、コーヒーカップの設計の図案はパンダになっている場合、図案として選ばれたモチーフが違うことから、図案の不統一となり、統一・調和の原則に合致しないと判断されるため、セット製品として併合出願することができない。

色彩の統一については個別に考慮せず、各製品の形状や図案と共に統合的に考慮すべきである。各製品の形状、図案が統一・調和の原則に合致している場合、簡単な説明において色彩の保護を要求すると明記していなければ、設計思想が同一になる。簡単な説明において色彩の保護を要求すると明記している場合、製品の色彩のスタイルが統一されていれば、設計思想が同一になる。各製品における色彩の変化が大きく、全体の調和性を損ねている場合は、セット製品として併合出願することはできない。

9.2.4 セット製品に含めることができない類似意匠

セット製品の意匠専利出願に、一つ又は複数の製品の類似意匠を含めないものとする。例えば、食事用のコップと取り皿を含めたセット製品の意匠専利出願には、前記コップと取り皿の二つ以上の類似意匠を含めないものとする。

前記の規定事項に合致しない出願について、審査官は出願人に補正するよう審査意見通知書を発行する。

9.3 併合出願の対象意匠はそれぞれが権利付与要件を備えねばならない

注意してほしいのは、同一製品における二つ以上の類似意匠でも、セット製品の意匠専利出願でも、うちの各意匠或いは各製品の意匠としては上述したような併合出願に関する規定に合致するほか、それぞれその他の権利付与要件も備えなければならない。そのうちの一つの意匠或いは一製品の意匠が権利付与要件を備えない場合、当該意匠或いは当該製品の意匠を削除しない限り、当該専利出願は権利付与要件を備えないものになる。

9.4 分割出願の審査

9.4.1 分割出願の確認

本部分第1章5.1.1節の規定を適用する。

9.4.2 分割出願におけるその他の要求

(1) 原出願に二つ以上の意匠が含まれる場合、分割出願は原出願のうちの一つ或いは複数の意匠に当たるもので、かつ原出願に示された範囲を超えてはならない。

(2) 原出願が製品全体の意匠である場合、その一部を分割出願として提出する

ことができない。例えば、バイクの意匠について保護を要求する専利出願の場合、バイクの部品を分割出願として提出してはならない。

分割出願で上述第(1)号に合致しない場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に補正を通知する。期間が経過しても回答がない場合、取り下げとみなす通知書を発行する。出願人が十分な理由もなく補正しない場合、当該分割出願に対し拒絶決定を下す。分割出願が上述第(2)号に合致しない場合、審査官は審査意見通知書を発行する。期間内に回答がない場合、取り下げとみなす通知書を発行する。出願人が十分な理由もなく分割出願としての出願にこだわる場合、当該分割出願に対し拒絶決定を下す。

9.4.3 分割出願の期限と費用

本部分第1章5.1.2節の規定事項を適用する。

10. 専利法第33条に基づいた審査

専利法第33条の規定によると、出願人による意匠専利出願書類に対する補正は、元の図面または写真に示された範囲を超えてはならない。補正が元の図面または写真に示された範囲を超えたとは、補正後の意匠が元の出願書類に示された相応の意匠と比べ、異なる意匠に属することをいう。

出願人による意匠専利出願書類に対する補正が元の図面または写真に示された範囲を超えたか否かを判断するときに、補正後の内容が元の図面または写真に既に示されており、または直接的かつ明確に確定できるものであれば、当該補正が専利法第33条の規定に合致すると認められる。

出願人は、出願日から2ヶ月以内に意匠専利出願書類に対する補正を自発的に請求することができる。その他、出願人は専利局による審査意見通知書または補正通知書を受領した後、通知書に指摘された欠陥について専利出願書類を補正するものとする。

10.1 出願人の自発的補正

出願人の自発的補正について、審査官はまず補正請求の期日が出願日から2ヶ月以内であるか否かを確認しなければならない。2ヶ月を超えた補正について、補正された書類が元の出願書類の欠陥を取り除き、かつ権利付与の見通しがある場合、当該補正書類を認めてもよい。認められなかった補正書類について、審査官は未提出とみなす通知書を発行する。

2ヶ月以内に提出された自発的補正について、審査官は当該補正が元の図面または写真に示された範囲を超えたか否かを審査しなければならない。元の図面または写真に示された範囲を超えた場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に当該補正が専利法第33条に合致しないことを通知しなければならない。出願人による答弁陳述または補正を経てもなお規定に合致しない場合、審査官は専利

法第 33 条と専利法実施細則第 44 条 2 項の規定に基づき拒絶決定を下すことができる。

10.2 通知書に指摘された欠陥に対する補正

通知書に指摘された欠陥への補正について、審査官は当該補正が元の図面または写真に示された範囲を超えたか否か、また当該補正が通知書に指摘された欠陥への補正であるか否かを審査しなければならない。出願人が提出した、通知書に指摘された欠陥に対する補正でない内容を含む補正書類について、もしその補正が専利法第 33 条の規定に合致し、かつ元出願書類にある欠陥を取り除き、権利付与の見通しがある場合、当該補正を通知書に指摘された欠陥に対する補正と見なすことができ、当該補正された出願書類は受け入れられるものである。出願人が提出した補正書は元の図面または写真に示された範囲を超えた場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に当該補正が専利法第 33 条に合致しないことを通知しなければならない。出願人による答弁陳述または補正を経ても尚規定に合致しない場合、審査官は専利法第 33 条と専利法実施細則第 44 条 2 項の規定に基づき拒絶決定を下すことができる。

10.3 審査官による職権に基づいた補正

方式審査において、本章第 4.1 節、第 4.2 節及び第 4.3 節に規定された出願書類における明らかな誤りに対し、審査官は職権に基づき補正を行い、そして出願人に通知することができる。職権による補正の内容は主に以下のようなものを指す。

- (1) 明らかな製品の名称の誤り；
- (2) 明らかな正投影図の名称の誤り；
- (3) 明らかな正投影図の方向の誤り；
- (4) 意匠図面における製品を制作する線に、例えばシャドー線、指示線、中心線、寸法線、点線など、削除すべき線が含まれる；
- (5) 製品の内部構造、技術効果に関する記述、物品の P R 宣伝の記述など、簡単な説明の中に、明らかに簡単な説明により説明できない内容を記述している；
- (6) 出願人が簡単な説明において指定した、設計要点を最も表明する図面または写真が明らかに妥当ではない。
- (7) 願書における、出願人の住所または連絡人の住所の記入漏れ、記入間違いまたは省（自治区、直轄市）、市、郵便番号などの情報の重複記入。

審査官が職権に基づき補正した内容は書類に記載し、そして出願人に通知しなければならない。

11. 専利法 9 条に基づいた審査

専利法 9 条 1 項の規定によると、同一の発明創造には 1 件の専利権だけを付与

することができる。専利法 9 条 2 項の規定によると、2 名以上の出願人が同一の発明創造について別々に専利出願する場合、専利権は一番先に出願した者に付与する。

方式審査において、意匠専利出願が専利法 9 条の規定に基づくと、専利権を取得できるものかについては、一般的に検索による審査を行わない。但し、審査官は同一の意匠に対して専利出願した出願人がいることを知った場合、審査を行うべきである。

11.1 判断原則

専利法 9 条に述べた同一の発明創造となるかを判断する時に、2 件の意匠専利出願又は専利の図面又は写真に表示された製品の意匠を基準としなければならない。同一の意匠とは 2 件の意匠が同一又は実質的同一であることを言う。意匠が同一又は実質的同一であるかについての判断原則は本指南第四部分第五章の関連規定を適用する。

11.2 処理方式

本指南第二部分第三章第 6.2 節の規定を参照する。

12. 意匠分類

専利局は国際意匠分類法（即ちロカルノ分類法）を用いて意匠専利出願の分類を行い、最も最近に公開された『国際意匠分類表』の中国語訳文を作業対象文書とする。

意匠分類の目的は以下に挙げる。

- (1) 意匠製品の分類プロパティの確定。
- (2) 意匠専利に対する分類管理。
- (3) 意匠専利についての検索照会の利便性。
- (4) 分類番号順に沿った意匠専利文書の編集と公開。

意匠分類は当該意匠に係わる製品を対象に行われる。分類番号が「LOC」、「バージョン番号」、「CL」、「大分類—小分類」の組合せによって構成される（以下に述べる分類番号は「大分類—小分類」を指す）。例えば LOC (9) CL.06-04 など。複数の分類番号がある場合、各分類番号の間にセミコロンで区分する。例えば LOC(9)、CL06-04 ; 23-02 など。

12.1 分類の根拠

意匠分類は意匠に係わる製品名、図面又は写真、並びに簡単な説明に記載された製品の用途を根拠とする。

12.2 分類の方法

意匠分類は一般的に、用途の原則に従うべく、当該製品を製造する資材を考慮しない。製品の用途は出願人が提供した意匠に係わる製品名、図面又は写真、並びに製品の使用目的、使用分野、使用方法などの情報から得ることができる。

製品の類別の確定に当たっては、まず大分類、それから小分類の順で行う。ある意匠製品の類別は、その製品用途を含める大分類及び当該大分類の下にある小分類に属すべきであるが、もし当該大分類の下に当該製品用途を含める小分類が挙げられていないならば、当該大分類の下にある 99 小分類、即ちその他の雑項目に帰するものとする。

製品の部品について、専属の類別があるならば、当該部品をその専属の類別に入れなければならない。例えば、自動車のタイヤは 12—15 類に入れるべきである。専属の類別がなく、かつ通常はその他の製品に応用することもない場合、当該部品をその上位製品の所属する類別に入れなければならない。例えばライターが発火石ホルダーは 27-05 に入れなければならない。製品の部品に専属の類別を有するかを確定するに当たって、分類表における具体的な製品項目と一つずつ対応したことに限定することはない。例えば、偽札検査機のカバーは 10-07 類に入れなければならない。

時代の発展に伴って新規な用途が派生した製品は、一般的に、伝統的な用途の所属する分類に維持すべきである。例えば、提灯は昔の単なる照明器具から装飾用品に変わりつつあるが、26 大分類の照明器具に入れるべきである。

12.3 分類番号の確定

12.3.1 単一用途製品の分類

(1) 意匠専利出願に 1 製品の意匠のみを含めており、かつ用途が単一である場合、1 つの分類番号を与えなければならない。

(2) 意匠専利出願に同一の製品に係わる複数の意匠を含めており、かつ用途が単一である場合、1 つの分類番号を与えなければならない。

(3) 意匠専利出願に複数の製品の意匠を含めており、かつ用途が同一で、単一である場合、1 つの分類番号を与えなければならない。例えば、枕カバー、シーツ、ベッドカバーとの 3 製品を含めており、いずれもベッド用品に属するため、分類番号は 06-13 類である。

12.3.2 多用途製品の分類

(1) 意匠専利出願に 1 製品の意匠のみを含めており、かつ当該製品が 2 つ又は 2 つ以上の用途が異なった製品の組合せ物である場合、その用途と対応した複数の分類番号を与えなければならないが、家具の組合せ物は除く。例えば、温度計付きの写真額は温度を計測する用途と写真を入れる用途を備えるもので、分類番号は 06-07 と 10-04 である。また、例えば一体化の机と椅子は家具の組合せ物で

あり、分類番号は 06-05 になる。

(2) 意匠専利出願に同一の製品の複数の意匠を含めており、かつ当該製品が 2 つ又は 2 つ以上の用途が異なった製品の組合せ物である場合、用途と対応した複数の分類番号を与えなければならない。

(3) 意匠専利出願に複数の製品の意匠を含めており、かつ個別の製品には異なった用途を備える場合、用途と対応する複数の分類番号を与えなければならない。例えば、ある意匠専利出願に茶碗とスプーンと 2 つの製品を含めており、その分類番号は 07-01 と 07-03 である。

12.3.3 分類過程中の補正

専利法実施細則 28 条の規定によると、簡単な説明に意匠製品の用途を明記しなければならない。

意匠分類の過程において、以下に挙げられる状況が発生する場合、補正通知書を出さなければならない。

(1) 意匠の製品名、図面又は写真では製品の用途を確認できず、そして、簡単な説明には製品の用途を記載していなかったり、或いは記載された製品用途が適切でないこと。

(2) 意匠に係わる製品名、図面又は写真で確認した製品の用途は簡単な説明に記載された製品用途と明らかに一致しないこと。

出願人は補正通知書を受け取った日から 2 ヶ月以内に答弁し、意匠の簡単な説明の差し替え頁を提出しなければならない。期限内に答弁しない場合、当該出願は取下げたものと見なされる。

第四章 専利分類

1. 序文

専利局は専利国際分類を採用して、発明専利出願と実用新案専利出願に対し分類を行う際に、最新版の国際専利分類表（IPC、その使用指南を含む）の中国語訳文を作業対象文書とする。疑義がある場合、同じバージョンの英語又はフランス語のテキストを基準とする。

以下は分類の目的である。

- (1) 検索に資する専利出願書類ファイルを設置すること。
- (2) 発明専利出願と実用新案専利出願を相応した審査部門に配分すること。
- (3) 分類番号に基づき、発明専利出願と実用新案専利出願を整理して、系統的に公衆へ公開又は公告すること。

本章は、発明専利出願と実用新案専利出願の分類のみに係わる。意匠の分類は本部分第三章第 12 節の規定を適用する。

2. 分類の内容

発明専利出願又は実用新案専利出願の技術主題を 1 件ずつ分類し、完全で、発明又は実用新案を代表できる分類番号を与えるとともに、なるべく付加的情報を分類しなければならない。最も十分に発明情報を代表する分類番号を一番目に並べる。

発明情報は、専利出願の全部の文書（例えば、権利要求書、説明書、添付図面）において先行技術に対する貢献を代表する技術的情報である。先行技術へ貢献する技術的情報とは、専利出願において明確に開示された全ての新規な、非自明的な技術的情報を言う。

付加的情報そのものは先行技術に対する貢献を代表しないが、検索にとっては有用な情報にもなり得る。うちに、インデキシングコードに表示される情報を含む。付加的情報は発明情報への補足になる。例えば、組成物若しくは混合物の成分、又は方法、構造の要素や組成部分、或いは分類された技術主題の用途若しくは応用上の特徴など。

3. 技術主題

3.1 技術主題の類別

発明創造の技術主題は方法、製品、装置又は材料であっても良い。うちには、これらの技術主題の使用又は応用の方式を含める。最も広範な意味によりこれらの技術主題の範疇を理解しなければならない。

- (1) 方法。例えば重合、発酵、分離、成形、運送、紡績品の処理、エネルギー

の輸送と転換、建築、食品の制作、試験、装置の操作及びその運転、情報の処理と伝送の方法など。

(2) 製品。例えば、化合物、組成物、織物、製造された物品など。

(3) 装置。例えば、化学又は物理上の技術装置、各種工具、各種器具、各種機械、操作を実行する各種装置など。

(4) 材料。例えば、混合物を構成する各種コンポーネントなど。

材料は各種物質、中間製品及び製品の製造用の組成物を含む。材料の例は以下に挙げる。

【例 1】

コンクリートである。構成材料はセメント、砂、水である。

【例 2】

家具の製造用積層板である。厚さがほぼ均一で、多かれ少なかれ連続的に接触して結合している多層構造からなる材料である。

装置は、ある種の方法により製造されているものであることから、1 件の製品とみなして良いことを注意されたい。「装置」という用語はある予期された用途又は目的とつながっているものである。例えば、気体の生産用の装置や、切断用の装置など。但し、「製品」という用語は、ある方法の結果のみを示すものであり、当該製品の機能が如何なるものかとは問わない。例えば、ある化学方法又は製造方法の最終製品など。材料そのものでも製品となって良い。

3.2 技術主題の確定

専利出願の全ての文書（例えば、権利要求書、説明書、添付図面）に基づいて、技術主題を確定しなければならない。権利要求書に基づいて技術主題を確定するとともに、説明書、添付図面に基づいて、専利による保護を求めている技術主題を確定しなければならない。

3.2.1 権利要求書に基づき技術主題を確定する幾つかの状況

権利要求書に基づき技術主題を確定する時に、権利要求書に記載された技術的内容を完全に理解すべきである。例えば、独立請求項により技術主題を確定する時は、その序文部分に記載された技術的特徴と特徴部分に記載された技術的特徴と結び付けて確定しなければならない。

さらに、説明書、添付図面の内容を取り入れた上で、権利要求書に記載されており、専利による保護を求める技術方案を構成している技術的特徴を正確に理解し、又は釈明しなければならない。

(1) 一般的に、独立請求項の序文部分に記載された技術的特徴をメインとし、特徴部分に記載された技術的特徴を序文部分に対する限定と見なす。

【例 1】

表面形状が双曲放物面である四つの部分からなる長方形のシート材で作られる

ことを特徴とする壁又は屋根用建築板。

技術主題は、形状を特徴とするシート状の、壁又は屋根用の建築板、である。

【例 2】

含蠟原油と、エチレンとアクリロニトリルの共重合体と三元共重合体からなる有効量の流動点低下添加剤とを含むことを特徴とする、改善された流動点特徴を有する原油組成物。

技術主題は、エチレンとアクリロニトリルの共重合体と三元共重合体からなる添加剤を含むことを特徴とする原油組成物、である。

【例 3】 鋼板に粘弾性材料を貼ってあり、両者が一体に結合したことを特徴とする綿紡績機械のバイブレーションダンパー。

技術主題は、鋼板に粘弾性材料を貼ってあり、両者が一体に結合したことを特徴とする綿紡績機械のバイブレーションダンパー、である。

【例 4】

筒状の筐体の一端に圧電セラミックシートを圧接して、もう一端がスピーカースピーカー口になり、圧電セラミックシートに金属接点が 2 つ設けられるスピーカーにおいて、筐体の外部に振動カバーを取り付け、前記振動カバーが筐体におけるスピーカー口の縁部と繋ぎ、両シェル間に隙間があり、二層シェル構造になることを特徴とするスピーカー。

技術主題は、二層シェル構造を特徴とした、圧電セラミックシートを採用したスピーカー、である。

【例 5】

ある種の酵素を用いて…合成したことを特徴とする活性染料化合物。

技術主題は、酵素を用いて合成した活性染料化合物である。

(2) 独立請求項の序文部分に記述された対象は、分類表において確実な分類箇所がない場合、特徴部分に記載された技術的特徴をメインとし、前提部分に記載された技術的特徴を特徴部分に対する限定と見なす。

【例 1】

シェルと、シェル蓋に設ける制御装置と、電線トンネルと、開閉接点とを備えるスイッチであって、開口を有するシェル蓋の開口の下に、透明材料で作られた光配線ボード及びスイッチ位置を指示グロー電球が設けられることを特徴とした、スイッチ。

技術主題は、スイッチにおけるスイッチ位置を指示する装置、である。

【例 2】

シェルとムーブメントを備える時計において、前記シェルがセラミック材料で作られ、シェルの外形が…であることを特徴とする時計。

技術主題は、セラミック材料で作られた時計のシェル…、である。

3.2.2 権利要求書に基づき技術主題を確定できない状況

権利要求書に基づいても技術主題を確定できない場合、その説明書に記載した当該発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題、技術方案、技術的效果又は実施例に基づいて確定しなければならない。

3.2.3 説明書、添付図面に基づき専利保護を請求していない技術主題を確定する場合

説明書、添付図面に、先行技術への貢献の内容が記載されているならば、当該内容で専利保護が請求されていなくても、その技術主題を確定しなければならない。

4. 分類方法

ある専利出願に対し、まずはその技術主題で係わっている発明情報及び付加的情報を確定し、それから、発明情報と付加的情報に対応した分類番号を与えなければならない。

4.1 全体分類

技術主題は、各組成部分を別々に分類せずに、なるべく1つのまとまりとして分類すべきである。

但し、もし技術主題のある組成部分そのものが、先行技術への貢献を代表しているならば、当該組成部分は発明情報となるため、それについて分類しなければならない。例えば、比較的大きなシステムを1つのまとまりとして分類する場合、もしその部材又は部品が新規なものであり、かつ非自明的であれば、当該システム及びこれらの部材や部品を対象に別々に分類すべきである。

【例1】

各横梁が…ことを特徴とする、中央梁、弾性シール部品、横梁、支えスプリング、横梁のシールボックスなどからなる回転アーム自動制御式橋梁用エキスパンションジョイント装置である。

橋梁用エキスパンションジョイント装置として全体分類すると、E01D 19/06に入れる。

もし、横梁が新規なものであり、かつ非自明的であれば、さらに横梁を E04C 3/02 に分類すべきである。

【例2】

入力装置及び仕分け、粉碎、金属回収、プラスチック回収、肥料製造などの装置からなる固体ゴミの処理システムである。

固体ゴミの処理システムとして全体分類すると、B09B 3/00に入れる。

もし、粉碎装置が新規なものであり、かつ非自明的であれば、さらに粉碎装置を B02C 21/00 に分類すべきである。

4.2 機能分類又は応用分類の確定

4.2.1 機能分類

技術主題は、ある物の本質的属性又は機能にあり、かつある特定な応用分野から制限されない場合に、当該技術主題を機能により分類する。

技術主題は、ある特定な応用に係わっているものの、明確に開示し、又は完全に確定してはいない場合には、もし分類表に機能分類箇所があるならば、機能により分類する。もし、幾つかの応用について大まかに言及があるならば、やはり機能により分類する。

【例 1】

構造又は機能に特徴をもつ各種のバルブは、その構造又は機能が、流れ通る特定な流体（例えばオイル）の性質、若しくは当該バルブを含む如何なる装置により決まるものでないならば、機能により分類し、F16K に入れる。

【例 2】

その化学構造に特徴をもつ有機物化合物の技術主題は、機能により分類し、C07 に入れる。

【例 3】

回転軸を巡って回転するディスクカーターを取り付ける切断機械は、機能により分類し、B26D 1/157 に入れる。

4.2.2 応用分類

技術主題が下記の状況に該当する場合に、当該技術主題を応用により分類する。

(1) 技術主題が、ある特定な用途又は目的に「... に専用」物に係わっている。
例えば、

人間の心臓に嵌め入れることに専ら適用する機械バルブは、応用により分類し、A61F 2/24 に入れる。

(2) 技術主題が、ある物の特殊な用途又は応用に係わっている。

【例】

タバコのフィルターは応用により分類し、A24F 3/00 に入れる。

(3) 技術主題が、ある物をより大きなシステムに入れることに係わっている。

【例】

プレートスプリングを車輪のフレームに取り付ける際は、応用により分類し、B60G 11/02 に入れる。

4.2.3 機能かつ応用による分類

もし技術主題が、ある物の本質的属性又は機能に係わっているが、当該物の特殊な用途又は応用、若しくはあるより大きなシステムにおける専門的応用に係わっている場合には、機能かつ応用により分類するものとする。

前述 4.2.1 と 4.2.2 の中に記載された状況に適用できないならば、機能かつ応用により分類するものとする。

【例 1】

塗料組成物は組成物の成分に係わっているが、専門的応用にも係わっている場合、機能により分類して、C09D 101/00～C09D 201/00 の適切な分類箇所に入れるとともに、応用により分類して、C09D 5/00 に入れる。

【例 2】

自動車のフレームに配置されるプレートスプリングそのものは、新規なものであり、かつ非自明的であれば、機能により分類して、F16F 1/18 に入れる。もしこのプレートスプリングの自動車フレームにおける配置方式も新規なものであり、かつ非自明的であれば、さらに応用により分類して、B60G 11/02 に入れるべきである。

4.2.4 特殊な状況

(1) 機能により分類すべき技術主題は、もし分類表に当該機能分類箇所がなければ、適切な応用により分類する。

【例】

ケーブルカバー層の剥離器

分類表にはカバー層の剥離器の機能分類箇所がない。判断した結果、主にケーブルの外皮の剥離に使われることが分かっている。応用により分類し、H02G 1/12 に入れる。

(2) 応用により分類すべき技術主題は、もし分類表に当該応用分類箇所がなければ、適切な機能により分類する。

【例】

冷蔵庫の過負荷、過電圧及びディレイタイム起動保護装置。

分類表には冷蔵庫の専用緊急保護回路装置の応用分類箇所がない。判断した結果、緊急保護回路装置であることが分かっている。機能により分類し、H02H 小分類に入れる。

(3) 技術主題は、機能かつ応用により分類すべき場合、もし、分類表には当該機能分類箇所がなければ、応用だけにより分類する。もし、分類表には当該応用分類箇所がなければ、機能だけにより分類する。

【例】

変速比調整可能ギアボックスが設けられ、車輪との協働が便利な家畜引き台車に適用する照明用発電機である。

分類表には、家畜引き台車照明用発電機の応用分類箇所がなく、機能だけにより分類して、H02K 7/116 に入れる。

4.3 多重分類

分類の主な目的は検索にある。技術主題の内容に基づき、複数の分類番号を与えて良いとする。

専利出願で異なる種類の技術主題に係わっており、そしてこれらの技術主題が発明情報となる場合、係わっている技術主題に基づき、多重分類をしなければならない。例えば、技術主題が製品及び製品の製造方法に係わっている場合、もし分類表に製品及び方法の分類箇所のあるならば、製品及び方法について別々に分類する。

技術主題は、機能分類と応用分類の両方に係わっている場合、機能かつ応用により分類する。

検索に有用な付加的情報について、なるべく多重分類、又はインデキシングコードとの組み合わせによる分類を採用すべきである。

4.3.1 技術主題の多方面分類

技術主題の多方面分類は、特殊な種類の多重分類を代表しており、ある技術主題の複数の側面を特徴として分類することを指す。例えば、固有の構造及び特殊な応用や機能の特徴とする技術主題は、もし1つの側面のみによりこのような技術主題を分類すると、検索情報の不完全をもたらすことになる。

分類表において、付注により「多方面分類」を採用する分類箇所を明記する。

例えば、

G11B 7/24 ・使われる材料又は構造或いは形式により区分した記録担体

G11B 7/241 ・ ・ 材料の選択を特徴とする

G11B 7/252 ・ ・ ・ 記録層と異なる層

付注

G11B 7/252 小グループにおいて、多方面分類を使うため、もし技術主題の特徴が1つの小グループの方面を含めるだけでないことにあるならば、当該技術主題はこれらの小グループのそれぞれに分類しなければならない。

G11B 7/253 ・ ・ ・ ・ 最下層

G11B 7/254 ・ ・ ・ ・ 保護的外表面コーティング

技術主題が、記録層と異なっている最下層と保護的外表面コーティングに係わっている場合、最下層及び保護的外表面コーティングに対し別々に分類して、G11B 7/253 及び G11B 7/253 に入れる。

4.3.2 二級分類表

二級分類表は、その他の分類箇所に分類された技術主題に対する強制的補足分類に用いられる。二級分類表は、例えば A01P、A61P、A61Q と C12S など。

二級分類表における分類番号は第一箇所分類番号としてはならない。

4.3.3 ハイブリッドシステムとインデキシングコード

ハイブリッドシステムは、分類表の分類番号及びそれと協働使用するインデキシングコードからなる。

インデキシングコードは分類番号との協働でしか使用できない。分類番号と同一の様式を持つが、通常は独特な番号振り体系を採用している。

分類表において、付注によりインデキシングコードを採用して良い分類箇所を明記する。各インデキシング表の前にある付注、類型名又は案内標題では対応して、これらのインデキシングコードがどの分類番号と協働で使用されるかを明記している。

4.4 技術主題の特殊分類

(1) 技術主題は異なる類別を有しても良いとする。もし、分類表にはある類別の技術主題の分類箇所がないならば、最も適切なその他の類別の技術主題を使って分類するものとする。詳細は本章第8節を参照する。

(2) 分類表から、ある技術主題を充分に含める分類箇所が見つからないならば、当該技術主題を分類番号 99/00 により表示される専門の剰余の大グループに入れる。

【例えば】

A 部分の中に

A99Z 99/00 は、本部分のその他の類型には含まれていない技術主題である。

F 部分の F02M 小分類には

F02M 99/00 は本小分類の他のグループに含まれていない技術主題である。

5. 分類箇所の規則の簡単な記述

分類表の幾つかの所において、参照・付注により優先規則（最優先箇所規則、最後箇所規則）と特殊規則を如何に使うかについて明記している。これらの分類箇所規則の使用を特に注意しなければならない。

付注は関連する箇所及びその細分箇所だけに適用するものであり、そして、一般規定と抵触する場合には、付注は一般的規定よりも優先する。

6. 分類のステップ

部分、大分類、小分類、大グループ、小グループという順番に従い、最も低い等級の適当なグループが見つかるまで級別に分類する。

7. 公表時期が異なる專利出願に対する分類

7.1 検索していない專利出願に対する分類

新規な、及び非自明的である可能性を持つ全ての請求項の技術主題や、請求項の技術主題となる、新規なもの、及び非自明的である可能性を持つ全ての構成部

分、並びに説明書・添付図面における新規な、及び非自明的である可能性を持ち、専利保護を請求していないあらゆる技術主題を、ともに発明情報として分類する。

検索に有用であれば、なるべく専利保護を請求しているもの、及び請求していないあらゆる付加的情報を分類し又はインデキシングするものとする。

7.2 検索済み及び審査後の専利出願に対する分類

全ての新規な及び非自明的な請求項の技術主題や、請求項の技術主題となる、新規な及び非自明的な全ての構成部分、並びに説明書・添付図面における新規な及び非自明的な、専利保護を請求していないあらゆる技術主題を、ともに発明情報として分類する。

検索に有用であれば、なるべく専利保護を請求しているもの、及び請求していないあらゆる付加的情報を分類し又はインデキシングするものとする。

8. 特定の技術主題の分類方法

8.1 化合物

技術主題はある化合物そのものに係わっている場合、例えば、有機、無機又は高分子化合物の場合には、当該化合物をC部分に分類する。技術主題は化合物のある特定の応用にも係わっている場合、もし当該応用が先行技術に対する貢献となるならば、それをさらに当該応用の分類箇所に分類すべきである。但し、化合物は既知なものであり、そして技術主題がこの化合物の応用のみに係わっている場合には、当該応用の分類箇所のみに分類する。

8.2 化学混合物又は組合せ物

技術主題は、ある化学混合物又は組合せ物そのものに係わっている場合、その化学組成により適切な分類箇所に分類しなければならない。例えば、ガラスをC03Cに分類し、セラミックをC04Bに分類し、高分子化合物の組合せ物をC08Lに分類し、合金をC22Cに分類する。分類表にはこのような分類箇所がなければ、その用途又は応用により分類する。用途又は応用も先行技術に対する貢献となるならば、その化学成分及びその用途又は応用の両方により分類する。但し、化学混合物又は組合せ物が既知なものであり、そして技術主題がその用途又は応用のみに係わっている場合には、用途又は応用の分類箇所のみに分類するものとする。

8.3 化合物の製造又は処理

技術主題がある化合物の製造又は処理方法に係わっている場合、それを当該化合物の製造又は処理方法の箇所に分類するものとする。分類表にはこのような分類箇所がなければ、当該化合物の分類箇所に分類する。この製造方法によって得られた化合物も新規なものである場合には、当該化合物に対しても分類しなけれ

ばならない。技術主題が、複数の種類の化合物の製造又は処理の一般的方法に係わっている場合、それを採用された方法の分類箇所に分類する。

8.4 装置又は方法

技術主題がある装置に係わっている場合、それを当該装置の分類箇所に分類する。分類表にはこのような分類箇所がなければ、当該装置で実行する方法の分類箇所にそれを分類する。技術主題が製品の製造又は処理方法に係わっている場合、それを採用された方法の分類箇所に分類する。分類表にはこのような分類箇所がなければ、当該方法を実行する装置の分類箇所に分類する。分類表には当該方法を実行する装置の分類箇所がなければ、当該製品の分類箇所に分類する。

8.5 製造された物品

技術主題がある物品に係わっている場合、それを当該物品の分類箇所に分類する。分類表には当該物品そのものの分類箇所がなければ、当該物品で実行する機能に基づき、それを適切な機能分類箇所に分類する。適切な機能分類箇所がなければ、応用分野に基づいて分類する。

8.6 多ステップ方法、セット装置

技術主題がある多ステップ方法又はセット装置に係わっており、かつ当該方法又はセット装置がそれぞれ複数の処理ステップ又は複数の機器の組成体からなる場合には、それを1つのまとまりとして分類しなければならない。つまり、このような組成体に対応する分類箇所に分類する。例えば小分類 B09B。分類表にはこのような分類箇所がなければ、この方法又はセット装置で製造された製品の分類箇所にそれを分類する。技術主題がこのような組成体の1つのユニットに係わっている場合、例えば、当該方法の1つの単独ステップ又は当該セット装置の単体機器に係わっている場合には、当該ユニットに対し分類しなければならない。

8.7 部品、構造部品

技術主題は、製品又は装置の構造若しくは機能に用いられる部品や構造部品に係わっている場合、以下の規則に従って分類しなければならない。

ある製品又は装置のみに適用するもの、又は専用部品や構造部品は、それを当該製品又は装置の部品や構造部品の分類箇所に分類する。分類表には当該部品や構造部品の分類箇所がなければ、それを当該製品又は装置の分類箇所に分類する。

複数の種類の異なる製品又は装置に用いることが可能な部品や構造部品は、それをより一般的な部品や構造部品の分類箇所に分類する。分類表にはより一般的な分類箇所がなければ、それを当該部品や構造部品を明確に用いる全ての製品又は装置の分類箇所に分類する。

8.8 化学の一般式

化学の一般式は1種類又は数種類の化合物を表示するもので、うちには少なくとも1つのラジカルが可変である。例えば、「マーカッシュ」形式の化合物。一般式の範囲内において、相応した分類箇所に独立して分類される化合物が大量ある場合、検索に最も有用な化合物のみを分類する。これらの化合物が1つの化学の一般式により説明されている場合には、以下の分類プログラムに従うものとする。

ステップ1

全ての新規な、及び非自明的な「完全に確定」した化合物を分類する。「完全に確定」したと考えられる化合物とは、以下のものを指す。

(i) 確定した化学名又は化学構造式を有し、又はその製造に使われる指定されたリアクタントより推定される唯一な反応産物である。

(ii) 当該化合物の特徴はその物理性質であり、例えば、融解点、又はその製造過程を具体的に記述する実施例を与えている。

経験式だけで代表される化合物が「完全に確定」した化合物とは認めない。

ステップ2

「完全に確定」した化合物を開示していないならば、化学式を全ての可能な実施方案を含めた最も確実なグループに分類し、又はほとんどの可能な実施方案を含めた最も確実なグループに分類する。化学の一般式の分類を、1つのグループ、又はなるべく少な目のグループの中に制限すべきである。

ステップ3

前述のステップ1、2に従って分類することを除いて、当該化学の一般式の範囲内のその他の化合物は重要である場合には、それに対し分類しても良いとする。

全ての「完全に確定」した化合物を、最も確実な分類箇所に分類することにより、大量（例えば20個を超える）な分類番号をもたらす場合、分類者は分類番号の数を減少することができる。但し、下記の状況のみにおいて、分類番号の数を減少して良いとする。「完全に確定」した化合物の分類によって、より高い等級の単一グループの下に大量の小グループが派生するようになれば、これらの化合物をより高い等級のグループだけに分類して良いとする。そうしなければ、これらの化合物を全てのより明確なグループに分類する。

8.9 組合庫

技術主題は、「庫」の形式で多くの化合物、生物の実体又はその他の物質からなる集合を表示する場合、庫を1つのまとまりとして、小分類C40Bにおける適切な1グループに分類するとともに、「庫」における「完全に確定」した個別な構成物を最も明確な分類箇所に分類する。例えば、ヌクレオチドの化合物庫を1つのまとまりとして、小分類C40Bにおける適切なグループに分類するとともに、「完全に確定」したヌクレオチドをC部分の適切な分類箇所に分類する。

第二部分

实 体 审 查

第一章 専利権を付与しない出願

1. 序文

発明創造に対する専利権の付与は、その応用の推進、革新力の高度化、わが国の科学技術の進歩と経済社会の発展の促進に利しなければならない。そのため、専利法 2 条では専利権付与の客体について規定している。国家と社会の利益を考慮し、専利法は専利保護の範囲について一部制限的な規定もしている。一方、専利法 5 条では、法律、社会道徳に違反し又は公共利益に反する発明創造に対しては専利権を付与しないこと、法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、そして当該遺伝資源に依存して完成された発明創造に対しては専利権を付与しないと規定している。もう一方では、専利法 25 条は専利権を付与しない客体について規定している。

2. 専利法 2 条 2 項の規定に適合しない客体

専利法にいう発明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術方案を言い、これは専利による保護を申請できる発明客体に対する一般的定義であって、新規性と創造性の判断における具体的な審査基準ではない。

技術方案とは、解決しようとする技術的問題に対して採用する自然法則を利用した技術的手段の集合である。技術的手段は通常技術的特徴によって表される。

技術的問題を解決することによって、自然法則に基く技術的效果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法 2 条 2 項に規定された客体に該当しない。

匂い、又は例えば音、光、電気、磁気、波などの信号或いはエネルギーも専利法 2 条 2 項に規定された客体に該当しない。但し、その性質を利用して技術的問題を解決するものはその例外である。

3. 専利法 5 条に基づき専利権を付与しない発明創造

専利法 5 条 1 項によると、発明創造の公開、実施、製造が法律及び公序良俗に違反し、又は公共利益に反する場合には、専利権を付与しない。

専利法 5 条 2 項によると、法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、又は利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、専利権を付与しない。

法律、行政法規、社会道徳そして公共利益の含意は広く、時期や地区などによって変わるものである。時には新法や行政法規の公布・実施、若しくは従来 of 法令や行政法規の改正、廃止に伴い、ある規制の増加又は緩和もあるため、審査官は専利法 5 条に依拠して審査する際は特に注意すべきある。

3.1 専利法 5 条 1 項に基づき専利権を付与しない発明創造

3.1.1 法律に違反する発明創造

法律とは、全国人民代表大会または全国人民代表大会常務委員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律を指す。行政法規や規則を含めない。

発明創造が法律に違反している場合、専利権を付与することができない。例えば、賭博用装置、機械又は道具、麻薬吸飲用器具、国家貨幣、手形、公式文書、証明書、印鑑、文化財などを偽造する装置はすべて法律に違反している発明創造に該当しており、専利権を付与しない。

発明創造が法律に違反していないが、濫用されたため違法となるものは、これに該当しない。例えば、医療用の各種毒薬や麻酔薬、鎮静剤、覚醒剤および娯楽用の駒、カードなど。

専利法実施細則第10条には、専利法第5条に言う国家法律に違反する発明創造には、その実施のみが国家法律によって禁止されている発明創造を含まないと規定している。これは、発明創造対象製品の生産、販売又は使用だけが法令で制限される或いは規制される場合、当該製品自体とその製造方法は、法律に違反した発明創造に該当しないという意味である。例えば、国防用の各種武器の生産、販売又は使用が法令で制限されているが、こうした武器自体とその製造の方法は依然、専利による保護を与えられる客体となる。

3.1.2 社会道徳に違反する発明創造

公序良俗とは、公衆が普遍的に正当なものと認め、そして受け入れられるような倫理・道徳観および行動基準を指す。一定の文化的背景をベースとしたその含意は、時間の経過および社会の進歩に基づいて絶えず変化していき、また地域によっても異なる。中国専利法に言う公序良俗は中国国内に限ったものである。

公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。例えば、暴力・虐殺又は淫猥な図又は写真を伴う意匠、医療目的外の人工器官又はその代用品、人間と動物の交配方法、人間の生殖系遺伝子の同一性を改変する方法又は生殖系遺伝子の同一性が改変された人間、クローン人間或いは人間のクローン方法、人胚胎の工業又は商業目的での応用、動物に痛苦を引き起こす恐れがあり、かつ人間或いは動物の医療に対しては実質的に益の無いような動物遺伝子の同一性を改変する方法といった上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。

3.1.3 公共利益に反する発明創造

公共利益に反するとは、発明創造の実施又は使用により公衆或いは社会に危害をもたらすか、若しくは国と社会の正常な秩序に影響を与えるものを指す。

【例えば】

窃盗者の両眼を失明させる窃盗防止装置及びその方法など、他人の身体に障害

を起こす又は財産の損害を手段とする発明創造に対しては専利権を付与することができない。

発明創造の実施又は使用により、深刻な環境汚染や重大なエネルギー或いは資源の浪費、生態系の破壊、公衆の健康に危害をもたらすようなものは、専利権を付与することができない。

専利出願の文字或いは図形が、国の重大な政治事件又は宗教事件に係っており、公衆の感情又は民族的感情を傷付けるもの、若しくは封建迷信を宣伝するものは、専利権を付与することができない。

ただし、濫用によって公共利益妨害の恐れが生じ得るような発明創造、若しくは積極的な効果を生じると共に、ある種の欠点をもつ発明創造、例えば人体に対してある種の副作用を持つ薬品については、「公共利益に反する」ことを理由に専利権の付与を拒絶することができない。

3.1.4 専利法5条1項に一部違反する出願

法律や公序良俗に違反し、又は公共利益に反する内容を含み、ほかの部分は適法である専利出願は、専利法第5条1項に一部違反した出願という。審査官はこのような専利出願を審査する場合、専利法第5条1項に違反した部分の削除など補正を出願人に通知するものとする。出願人が違法した部分の削除に同意しない場合は、専利権が付与されない。

例えば、プレーヤーの点数が一定のところになると、機械からある数の金が出てくる「硬貨投入式玉ゲーム機」という発明創造の場合、審査官は、金が出てくる部分の削除又は補正によって、単純な硬貨投入式ゲーム機にするように出願人に通知すべきである。さもなければ、創造性のある新しい技術方案であっても、専利権を付与することができない。

3.2 専利法5条2項に基づき専利権を付与しない発明創造

専利法第5条2項によると、法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造に対しては、専利権を付与しない。

専利法実施細則第26条第1項によると、専利法に言う遺伝資源とは、人体、動物、植物若しくは微生物などから採集される遺伝機能を含むすべての物質で功能的、かつ実際的あるいは潜在的価値を持つ材料をい言う。専利法でいう遺伝資源に依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成した発明創造のことをいう。

上述の規定における遺伝機能とは、生物体が繁殖によって性状又は特徴を代々伝達する又は生物体全体を複製させる能力をいう。

遺伝の効能功能的な単位とは、生物体の遺伝子或いは遺伝機能を持つDNA若しくはRNA断片をいう。

人体や動物、植物若しくは微生物などから採集される遺伝の効能的な単位を有する材料とは、遺伝の功能的な単位のキャリアを言い、生物体全体そして器官や組織、血液、体液、細胞、ゲノム、遺伝子、DNA 若しくは RNA 断片など生物体のある部分を含む。

発明創造に遺伝資源の遺伝機能を利用したとは、発明創造を完成させて、当該遺伝資源の価値を実現させるために、遺伝の功能的な単位に対して分離や分析、処理などを行うことをいう。

法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し又は利用するとは、遺伝資源の獲得或いは利用に際して、中国の関連法律や行政法規の規定に基づいて、事前に関連の行政管轄部門による承認若しくは関連権利者による承諾を取得していないことをいう。例えば、『中華人民共和国牧畜法』および『中華人民共和国禽畜遺伝資源入出国と対外的合作・研究利用の審査・承認弁法』の規定事項によると、中国禽畜遺伝資源保護名鑑に掲載された禽畜遺伝資源を外国に輸出するとき、関連する審査承認手続きを行う必要がある。中国の国外へ輸出された中国禽畜遺伝資源保護名鑑にある禽畜遺伝資源について、審査承認手続きを行っていない場合、これに依存して完成された発明創造に対しては専利権を付与することができない。

4. 専利法 25 条に基づき専利権を付与しない客体

専利出願は保護を求めようとする主題が専利法 25 条 1 項に挙げられた専利権を付与しない客体に該当する場合、専利権を付与することができない。

4.1 科学的発見

科学的発見とは、自然界の中で客観的に存在する物質、現象、変化過程及びその特徴と法則に対する揭示を言う。科学理論は自然界に対する認識の総括で、より広義的な発見である。いずれも人間の認識の延伸である。これら認識された物質、現象、過程、特性と法則は客観世界を改造する技術方案と違い、専利法意義上の発明創造ではないため、専利権を付与することができない。例えば、ハロゲン化銀が光による照射下で感光の特性を持つという発見は専利権を付与することができない。但し当該発見に基づき製造された感光フィルム及び当該感光フィルムの製造方法に専利権を付与することができる。また、例えば、自然界で今まで知られていなかった、天然形態で存在している物質を見つけたことは、単なる発見に過ぎず、専利権を付与することができない（初めて自然界から分離又は抽出された物質に対する審査については本部分第十章第 2.1 節の規定を適用する）。

発明と発見とは、本質的に異なっているが、両者は深く繋がっていることに注意しなければならない。一般的に、多くの発明が発見を基礎として、そして、発見を促進している。発明と発見とのこの密接な関係は特に化学物質の「用途発明」において最も目立っている。ある化学物質の特殊な性質が見つかり、当該性質を利用した「用途発明」もこれに乗じて生まれる。

4.2 知的活動の法則と方法

知的活動は、人間の思考活動を指し、人間の思考から生まれ、推理、分析と判断を経て抽象的な結果を生むか、若しくは人の思考活動を媒介として、間接的に自然に作用して結果が生じる。知的活動の法則と方法は人の思考、表現、判断と記憶を指導する法則と方法である。技術的手段又は自然法則を使用せず、技術的問題を解決せず、技術的効果も生じないため、技術方案にならない。これは専利法2条2項の規定に合わないだけでなく、専利法25条1項(2)号に規定される状況にも該当する。そのため、人を指導してこれらの活動を行わせる法則と方法に専利権を付与することができない。

知的活動の法則と方法に関わる専利出願で保護を請求する主題が、専利権付与の客体に該当するかどうかを判断する時、以下に挙げられる原則に従うものとする。

(1) ある請求項は、知的活動の関係法則と方法だけに関わるものならば、専利権を付与してはならない。

ある請求項は、その主題名称を除き、それを限定する全ての内容が知的活動の法則と方法である場合に、当該請求項は実質的に、知的活動の法則と方法だけに関わるものとなり、専利権が付与されてはならない。

[例]

専利出願の審査方法、
組織、生産、商業の実施及び経済などにおける管理方法と制度、
交通運転規則、時刻表、試合の規則、
演繹・推理及び計画の方法、
図書の分類規則、辞書の編集方法、情報検索方法、専利分類法、
カレンダーの編集規則と方法、
器具と設備の操作説明、
各種言語の文法、漢字のコーディング方法、
コンピューター言語及び計算規則
速算法或いは語呂
数学理論及び換算方法
心理測定方法
教授、授業、トレーニングと動物訓練方法、
各種のゲーム、娯楽の規則と方法
統計、会計及び記帳方法
楽譜、料理レシピ、棋譜、
体の鍛錬方法
疾病全面検査方法及び人口統計法
情報の記述方法

コンピュータープログラムそのもの

(2) 前述 (1) で述べた状況を除き、もし、ある請求項を限定する全ての内容において、知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、当該請求項が全体としては、知的活動の法則と方法ではないので、専利法 25 条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない。

4.3 疾病の診断と治療方法

疾病の診断と治療方法とは生きている人体又は動物体を直接な実施対象とし、病因や病巣を識別、確定又は除去する過程を言う。

人道主義への配慮及び社会倫理上の理由により、医師は診断と治療過程において、各種の方法と条件を自由に選択できなければならない。また、このような方法は直接に生きている人体や動物体を実施対象としており、産業上では利用できないものであり、専利法意義上の発明創造に該当しない。ゆえに、疾病の診断と治療方法は専利権が付与されてはならない。

但し、疾病の診断と治療方法を実施するための機器や装置、及び疾病の診断と治療方法の中で使われる物質、材料は専利権が付与できる客体に該当するものである。

4.3.1 診断方法

診断方法とは生きている人体又は動物体の病因又は病巣の状態を識別・研究・確定する過程を言う。

4.3.1.1. 診断方法に属する発明

ある疾病診断に関わる方法が同時に以下に挙げられる 2 つの条件を満足している場合、疾病の診断方法に該当するものとなり、専利権が付与されてはならない。

(1) 命を有する人体や動物体を対象とする

(2) 疾病診断の結果又は健康状況の獲得を直接な目的とする

もしある発明は、記述の方式から見ると、離体サンプルを対象としているが、それは、同じ主体の疾病診断の結果又は健康状況の獲得を直接な目的としているならば、当該発明でも専利権が付与されてはならない。

専利保護を請求する方法に、診断の手順を含んでいるか、又は診断の手順を含まないものの、検査の手順を含んでおり、そして、現有技術の中の医学知識及び当該専利出願の公開内容に基づき、言及された診断や検査の情報が分かれば、疾病の診断結果や健康状況を直接に獲得できるようになる場合には、当該方法は前述の条件 (2) に該当するものになる。

以下の方法は専利権が付与されてはならない例である。

血圧計測法、検脈法、足の診断法、X 線による診断法、超音波による診断法、胃腸レントゲン写真による診断法、内視鏡による診断法、同位元素トレーサーイ

メージによる診断法、赤外線による無損診断法、罹病リスク評価方法、疾病治療効果の予測方法、遺伝子選別による診断法。

4.3.1.2 診断方法に属さない発明

以下に挙げられる方法は診断方法に属さない例である。

- (1) 死亡した人体や動物体において実施される病理解剖方法、
- (2) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、命を有する人体や動物体から中間結果とする情報の取得のみを直接的な目的とする方法、又は当該情報（形体パラメータ、生理パラメータ或いはその他のパラメータ）の処理方法、
- (3) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、人体や動物体から分離している組織、体液或いは排泄物に対して処理又は検査を行うことにより中間結果とする情報の取得のみを直接的な目的とする方法、又は当該情報の処理方法。

前述の(2)と(3)について説明しておく必要があるのは、現用技術の中の医学知識及び当該專利出願の公開内容に基づいた情報そのものから、疾病の診断結果又は健康状況を直接に得られない場合に限り、これらの情報を中間結果と認められる。

4.3.2 治療方法

治療方法とは、生きている人体や動物体に回復、或いは健康を取り戻す、若しくは苦痛を減少させるために、病因や病巣を遮断、緩和、又は除去する過程を言う。

治療方法は、治療を目的とする、又は治療の性質を有する各種方法を含む。疾病予防又は免疫の方法は治療方法と見なす。

治療目的と治療以外の目的の両方を含む可能性のある方法については、当該方法が治療以外の目的に使われることについて明確に説明しなければならない。そうでない場合は、專利權が付与されてはならない。

4.3.2.1 治療方法に属する発明

以下に挙げられる方法は治療方法に属するものか、又はみなされる例であって、專利權が付与されてはならない。

- (1) 外科手術による治療方法、薬物による治療方法、心理療法。
- (2) 治療を目的とする針灸、麻酔、指圧、グアシャ（刮痧）、気功、催眠術、薬浴、空気浴、日光浴、森林浴と看護の方法。
- (3) 治療を目的として、電気、磁気、音、光、熱などの輻射を利用した人体又は動物体を刺激又は照射する方法。
- (4) 治療を目的として、塗布、冷凍、ジアテルミーなどの方式を採用した治療法。
- (5) 疾病予防のために実施される各種免疫方法。

(6) 外科手術による治療方法及び/又は薬物による治療方法を施すために採用された補助的な方法。例えば、同じ主体に返還される細胞、組織や器官の処理方法、血液透析方法、麻酔深度の監視方法、薬物の内服方法、薬物の注射方法、薬物の外用方法など。

(7) 治療を目的とする妊娠、避妊、精子数の増加、体外受精、胚胎転移などの方法。

(8) 治療を目的とする整形、肢体の引張、減量、身長を伸ばす方法。

(9) 人体や動物体の傷口の手当て方法。例えば、傷口の消毒法、包帯方法。

(10) 治療を目的とするその他の方法。例えば、人工呼吸法、酸素吸入法。

指摘しておく必要があるのは、薬物を利用した疾病治療方法には専利権が付与されてはならないが、薬物自体には専利権を付与することができる。物質の医薬用途についての専利出願審査は、本部分第十章第 2.2 節と 4.5.2 節の規定を適用する。

4.3.2.2 治療方法に属さない発明

以下に挙げられる方法は治療方法に属さない例であり、専利法 25 条 1 項 (3) 号に基づいた上で、その専利権の付与を拒否してはならない。

(1) 義肢又は義体の製造方法、及び当該義肢又は義体を製造するために実施される計測方法。例えば、患者の口腔の中で歯の型を作成し、体外で入れ歯を作製することを含むある入れ歯の製造法の場合は、最終目的が治療であっても、当該方法そのものは入れ歯の作製が目的である。

(2) 外科以外の手術により動物体を処置することにより、生長特性を改変する牧畜業生産方法。例えば、ある程度の電磁的刺激を羊に加えることにより生長を促進し、羊肉の品質を改善する方法、若しくは羊毛の生産量を増やす方法など。

(3) 家畜の屠殺方法。

(4) 死亡した人体又は動物体の処置方法。例えば、解剖、遺体の化粧、死体防腐、標本製作の方法。

(5) 単純な美容法。即ち、人体に介入せず、又は傷を生じない美容法。皮膚、毛髪、爪、歯の外部など見える部位の局所において施されるもので、治療を目的としない身体消臭、保護、装飾又は修飾するための方法が含まれる。

(6) 病的状態でない人間や動物に心地良く、快適に感じさせるため、若しくは潜水、防毒など特別な状況における酸素、酸素マイナスイオン、水分を輸送する方法。

(7) 人体又は動物体の外部（皮膚又は毛髪の上。但し、傷口及び感染部位は除く）の細菌、ウイルス、虱、蚤の殺滅方法。

4.3.2.3 外科手術方法

外科手術方法とは器械で、命を有する人体又は動物体に施される切開、切除、

縫合、入れ墨など創傷性又は介入性の治療や処置方法を言う。このような外科手術方法は、専利権が付与されてはならない。但し、死亡した人体又は動物体に施される切開、切除、縫合、入れ墨などの処置方法は、専利法5条1項の規定に違反しない限り、専利権が付与できる客体に該当する。

外科手術方法は治療目的と治療以外目的のものに分けられる。

治療目的の外科手術方法は治療方法に該当しており、専利法25条1項(3)号の規定に基づき専利権を付与しない。

治療以外目的の外科手術方法の審査は、本部分第五章第3.2.4節の規定を適用する。

4.4 動物と植物の品種

動物と植物は生きている物体である。専利法25条1項(4)号の規定によると、動物と植物の品種は専利権が付与されてはならない。専利法で言う動物とは人を含まないものであり、自ら合成できず、自然の炭水化物と蛋白質を摂取することでしか生命が維持できない生物を言う。専利法で言う植物とは光合成により、水、二酸化炭素と無機塩など無機物で合成される炭水化物、蛋白質を利用して生命を維持し、通常は移動できない生物を言う。動物と植物の品種は専利法以外の他の法律・法規により保護されることができる。例えば、植物品種権は『植物品種権の保護条例』により保護されることができる。

専利法25条2項の規定によると、動物と植物の品種の生産方法に対して専利権を付与することができる。但し、ここで言う生産方法とは生物学上以外の方法を指すものであり、動物と植物の生産で主に生物学上の方法による場合が含まれていない。

ある方法が、「主に生物学上の方法」に該当するかどうかは、当該方法における人的技術の介入度によって決まる。もし人的技術の介入が当該方法により達成される目的又は効果に対して、主要な制御上の役割或いは決定的な役割を果たしているなら、当該方法は「主に生物学上の方法」に該当しない。例えば、輻射飼育法によるミルク生産量の多い乳牛の生産方法や、飼育方法の改善による赤身型豚の生産方法などは、発明専利権が付与できる客体に該当する。

微生物発明とは各種の細菌、真菌、ウイルスなどの微生物を利用した上で、ある化学物質（例えば抗生物質）を生産するか、或いはある物質を分解するなどの発明を言う。微生物と微生物方法は専利による保護を受けることができる。微生物発明専利出願の審査は、本部分第十章の関連規定を適用する。

4.5 原子核変換の方法及び当該方法により得られた物質

原子核変換の方法及び当該方法により得られた物質は、国の経済、国防、科学研究及び一般の生活上の重大な利益に関連しており、機構や個人に独占されるべきではない。ゆえに、専利権を付与することはできない。

4.5.1 原子核変換の方法

原子核変換の方法とは、1 つ又は複数の原子核の分裂、或いは融合により、1 つ又は複数の新たな原子核を形成させる過程を言う。例えば核融合反応を完成させる磁鏡法、封閉法、及び核分裂を実現させるための各方法など。これらの方法は、専利権を付与することはできない。但し、原子核変換を実現するために粒子エネルギーを増加させる粒子加速方法（電子波加速法、電子定常波加速法、電子衝突法、電子環状加速法など）は、原子核変換の方法に属さず、専利権が付与できる客体に該当する。

核変換方法を実現するための各種設備、機器、及びその部品等は全て専利権が付与できる客体に該当する。

4.5.2 原子核変換の方法により得られた物質

原子核変換方法により得られた物質は、主に加速器、反応炉とその他の核反応装置により生産、製造した各種の放射性同位体を言う。これらの同位元素には、専利権を付与することができない。

但し、これらの同位元素の用途及び使用される機器、設備は専利権が付与できる客体に該当する。

第二章 説明書と権利要求書

1. 序文

専利法 26 条 1 項の規定によると、発明専利出願には説明書（必要な場合は添付図面もあるべき）、その要約書及び権利要求書、実用新案専利の出願には説明書（添付図面を含む）、その要約書及び権利要求書を備えなければならない。

説明書と権利要求書は発明又は実用新案を記載し、その保護範囲を確定するための法律書類である。

説明書と添付図面は、属する技術分野の技術者が発明又は実用新案を理解し、実施できるようにするため、当該発明又は実用新案を明確かつ完全に記述するものである。

権利要求書は説明書を根拠にして、専利による保護を求めようとする範囲を明確かつ簡潔に限定しなければならない。

専利法 59 条 1 項の規定によると、発明又は実用新案の専利権の保護範囲はその請求項の内容を基準とし、説明書及び添付図面は請求項の内容の解釈に用いられることができる。

本章では、説明書と権利要求書の主要内容及び作成要件について、全ての技術分野に適用される一般的規定を行っている。コンピュータープログラム及び化学分野の専利出願に関わる説明書と権利要求書のいくつかの具体的な問題は本部分第九章と第十章の規定を適用する。

2. 説明書

専利法 26 条 3 項と専利法実施細則 17 条では、それぞれ説明書の実体的内容及び作成方法について規定している。

2.1 説明書が満たすべき要件

専利法 26 条 3 項に、説明書では発明又は実用新案に対し、属する技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行わなければならないことを規定している。

説明書で発明又は実用新案に対して行われた明確かつ完全な説明は、属する技術分野の技術者が実現できる程度になっていなければならない。つまり、説明書は、発明又は実用新案を十分に開示するとの要件を満たさなければならない。

「属する技術分野の技術者」の意味について、本部分第四章第 2.4 節の規定を適用する。

2.1.1 明確性

説明書の内容は明確でなければならない。具体的には以下に挙げられる要件を満たさなければならない。

(1) 主題が明確であること。説明書は、現有技術を基に、発明又は実用新案では何をどのように行うかを明確に反映しているもので、属する技術分野の技術者が当該発明又は実用新案で保護を請求する主題を確実に理解できるようにしなければならない。言い換えれば、説明書には、発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題及び当該技術的問題の解決に採用される技術方案を明記するとともに、現有技術と照合した上で、発明又は実用新案の有益な効果を明記しなければならない。前述の技術的問題、技術方案及び有益な効果は、相互に適応しているものとし、相互に矛盾したり、関連しなかったりするような状況があってはならない。

(2) 記述が正確であること。説明書では、発明又は実用新案の属する技術分野の技術用語を使わなければならない。説明書での記述は、発明又は実用新案の技術的内容を的確に表現していなければならない。曖昧な、或いはどちらともつかない表現のせいで、属する技術分野の技術者が当該発明又は実用新案を明確、正確に理解することができなくなるようなことがあってはならない。

2.1.2 完全性

完全な説明書は、発明又は実用新案を理解、実現するために必要な全ての技術的内容を含まなければならない。

完全な説明書は以下の内容を含まなければならない。

(1) 発明又は実用新案を理解することにつながる不可欠な内容。例えば、属する技術分野、背景技術に関する記述、そして説明書に添付図面がある場合の添付図面の説明など。

(2) 発明又は実用新案の新規性、創造性又は実用性を確定するために必要な内容。例えば、発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題、その技術的問題の解決に採用された技術方案及び発明又は実用新案の有益な効果など。

(3) 発明又は実用新案を実現するために必要な内容。例えば、発明又は実用新案の技術的問題の解決に採用された技術方案の具体的な実施方式など。

技術的偏見を克服した発明又は実用新案については、説明書において、どうして当該発明又は実用新案で技術偏見を克服していると言えるのか、そして、新規の技術方案と技術的偏見との相違及び技術的偏見を克服するために採用された技術的手段を釈明しなければならない。

指摘しておく必要があるのは、属する技術分野の技術者が現有技術から直接かつ一義的に得られない全ての関連内容を説明書で記述しなければならない。

2.1.3 実施可能であること

属する技術分野の技術者が実施可能であるということは、属する技術分野の技術者は説明書の記載内容に基づいて、当該発明又は実用新案の技術方案を実現し、その技術的問題を解決し、期待される技術的效果を獲得することができることを

言う。

説明書では、属する技術分野の技術者が当該発明又は実用新案を実現できる程度になるまで、発明又は実用新案の技術方案を明確に記載し、発明又は実用新案の具体的な実施形態を詳細に記述し、発明又は実用新案の理解と実現に欠かせない技術的内容を完全に開示しなければならない。審査官がもし、発明又は実用新案では充分に開示するとの要件を満たしていないことを疑う合理的な理由があれば、出願人に釈明するよう要求しなければならない。

以下に挙げられるのは、技術的問題を解決する技術的手段が欠け、実現できないものと判断される状況である。

(1) 説明書においては単に、任務及び/又は発想を記しているか、若しくはある願望及び/又は結果を示しており、属する技術分野の技術者が実施できる技術的手段を一切記していない場合。

(2) 説明書には技術的手段を記しているが、属する技術分野の技術者にとっては、その手段が曖昧であって、説明書の記載内容に基づきも具体的に実施することができない場合。

(3) 説明書には技術的手段を記しているが、属する技術分野の技術者は当該手段を利用しても、発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題を解決できない場合。

(4) 出願の主題は複数の技術的手段からなる技術方案であり、その中の1つの技術的手段について、属する技術分野の技術者は説明書の記載内容に基づいて実現できない場合。

(5) 説明書に具体的な技術方案を記しており、実験上の証拠の記載がないに拘わらず、当該方案は実験の結果により裏付けられてはじめて成立する場合。例えば、既知の化合物の新規用途の発明について、該用途と効果を裏付ける実験上の証拠を説明書に記する必要がある。そうでなければ、実現できるとの要件を満たすことができない。

2.2 説明書の記載方法と順番

専利法実施細則 17 条の規定によると、発明又は実用新案の専利出願の説明書には発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書にある名称と一致しなければならない。説明書には以下に挙げられる構成部分を含まなければならない。

(一) 技術分野：保護を請求する技術方案の属する技術分野を明記すること。

(二) 背景技術：発明又は実用新案の理解、検索、審査に有用な背景技術を明記すること。できれば、当該背景技術を反映している書類を引証すること。

(三) 発明又は実用新案の内容：発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題及び当該技術的問題の解決に採用された技術方案を明記し、現有技術と照合した上で、発明又は実用新案の有益な効果を明記すること。

(四) 添付図面の説明：説明書に添付図面を有する場合、各添付図面について概略的な説明を行うこと。

(五) 具体的な実施の形態：発明又は実用新案を実現するために出願人が最良と思う方式を記載すること。必要な際は、例を挙げて説明し、添付図面がある場合は、添付図面と照合しながら説明すること。

発明又は実用新案の性質から、ほかの方式や順番によって説明書を作成すると、文面の節約、かつその発明又は実用新案への的確な理解につながる場合を除き、発明又は実用新案の説明書は前述の方式と順番に従って作成し、そして各部分の前に表題を書かなければならない。

発明又は実用新案の説明書は規範的な用語、明確な語句を使用しなければならない。「請求項…に記載されたように」などといった引用語や、商業的な宣伝用語を使ってはならない。

発明専利出願に1つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列が含まれる場合、説明書は規定に合致した配列表を含まなければならない。配列表の提出は第一部分第一章第4.2節を参照する。

以下では、前述の方式や順番について逐一に詳細に説明する。

2.2.1 名称

発明又は実用新案の名称は明確かつ簡潔なもので、説明書初頁の正文部分上方中央位置に書かなければならない。

発明又は実用新案の名称は以下に挙げられる要件に沿って書かなければならない。

(1) 説明書における発明又は実用新案の名称は、願書の中のと一致しなければならない。一般的には25文字を超えてはならない。特別な場合には、例えば、化学分野に係わる一部の出願は、最大40文字まで許容される。

(2) 属する技術分野において通用している技術用語を使用する。国際専利分類における技術用語を採用することが望ましい。技術用語以外のものを採用してはならない。

(3) 専利出願を分類し易いように、保護を請求する発明又は実用新案の主題とカテゴリー（製品又は方法）を明確、簡潔、全面的に記載する。例えば、あるファスナーそのものと当該ファスナーの製造方法という2つの発明を含む出願の名称は「ファスナー及びその製造方法」と記しなければならない。

(4) 人名、地名、商標、型番又は商品名などを使ってはならず、商業的宣伝用語も使ってはならない。

2.2.2 技術分野

発明又は実用新案の技術分野は保護を請求する発明又は実用新案の技術方案が所属し又は直接に応用される具体的な技術分野であり、上位又は隣接の技術分野

でなく、発明又は実用新案そのものでもない。当該具体的な技術分野は、一般的に、発明又は実用新案の国際専利分類に区分され得る最低の位置と関わっている。例えば、ある掘削機アームに関わる発明において、背景技術であるアーム切断面を長方形から楕円形にするのはその改善点である。その属する技術分野は「本件発明は掘削機に関し、特に掘削機のアームに関する（具体的な技術分野）」と記することができるものとし、「本件発明は建設機械に関する（上位の技術分野）」とか「本件発明は掘削機アームの楕円形の切断面に関する」、又は「本件発明は切断面が楕円形であり掘削機アームに関する」（発明その物）などと記してはならない。

2.2.3 背景技術

発明又は実用新案の説明書の背景技術部分には発明又は実用新案の理解、検索、審査に有用な背景技術を明記しなければならない。そして、なるべくこれらの背景技術を反映する文献を引証しなければならない。特に発明又は実用新案の権利要求書における独立請求項の前提部分の技術的特徴を含む現有技術書類を引証しなければならない。つまり、発明又は実用新案の専利出願に最も隣接する現有技術書類を引証しなければならない。説明書において引証する書類は専利書類でも、専利以外の書類でも良いとする。例えば、刊行物、雑誌、マニュアル、書籍など。専利書類を引証する場合、少なくとも専利書類の国別や、公開番号を明記しなければならない。公開日も含まれることが望ましい。専利書類以外のものを引証する場合には、これらの書類の表題と詳細な出所を明記しなければならない。

また、説明書の背景技術の部分において、背景技術に存在する問題点と欠点を客観的に指摘しなければならない。但し、発明又は実用新案の技術方案で解決しようとする問題点と欠点だけに関わるものに限定する。できれば、当該問題点や欠点が存在していることの原因及びそれらの問題点を解決しようとする時に出会った困難などを説明しなければならない。

引証書類はさらに以下の要件を満足しなければならない。

(1) 引証書類は公式出版物でなければならない。紙書類のほか、電子出版物などの方式も含む。

(2) 引証される専利書類以外のもの及び外国の専利書類の公開日は本件出願の出願日以前のものでなければならない。引証される中国の専利書類の公開日は本件出願の公開日より遅いものであってはならない。

(3) 外国専利書類又は専利書類以外のものを引証する場合、引証書類の開示又は発表時の原文に使われた言語で引証書類の出所及び関連情報を明記しなければならない。必要な場合は、中国語訳文を記し、訳文を括弧の中に入れるものとする。

引証書類が前述の要件を満足する場合には、本件出願の説明書に引証書類の内容が記載されていると認める。但し、このような引証方式で発明又は実用新案の十分な開示との要件を満足するかどうかは、本章第 2.2.6 節を参照する。

2.2.4 発明又は実用新案の内容

本部分では明確かつ客観的に以下の内容を明記しなければならない。

(1) 解決しようとする技術的問題

発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題とは、発明又は実用新案で解決しようとする、現有技術に存在している技術的問題を言う。発明又は実用新案の専利の出願に記載される技術方案は、当該技術的問題を解決できるものでなければならない。

発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題は以下の要件に従って書かななければならない。

(i) 現有技術に存在している欠陥や不足を対象としている。

(ii) ポジティブな、そしてなるべく簡潔な表現により、発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題を客観的に、根拠性を以って反映するものとし、その技術的効果を進んで説明しても良いとする。

発明又は実用新案で解決しようとする技術的問題に対する記載に、広告宣伝用語を使ってはならない。

1 件の専利出願の説明書に、発明又は実用新案で解決しようとする 1 つ又は複数の技術的問題を挙げることができる。但し、それと同時に、説明書にこれらの技術的問題を解決するための技術方案を記述しなければならない。1 件の出願に複数の発明又は実用新案が含まれる場合、説明書に挙げられた解決しようとする複数の技術的問題は 1 つの総体的な発明思想に関わったものでなければならない。

(2) 技術方案

1 件の発明又は実用新案の専利出願の中核は、説明書に記載された技術方案である。

専利法実施細則 17 条 1 項 (3) 号に言う、発明又は実用新案の技術的問題の解決に採用された技術方案を明記するということは、発明又は実用新案において技術的問題の解決に採用された技術方案の技術的特徴を明確、完全に記述することを言う。技術方案の部分において、少なくとも全ての必要な技術的特徴を含む独立請求項の技術方案を反映しなければならない。また、その他の付加的な技術的特徴を含むさらに改善された技術方案を記載しても良いとする。

説明書に記載されるこれらの技術方案は、請求項により限定される対応した技術方案の記述と一致しなければならない。

一般的に、説明書の技術方案の部分には、独立請求項の技術方案をまず明記しなければならない。その用語は独立請求項の用語と対応しているか、若しくは同一なものとし、発明又は実用新案の必要な技術的特徴の総和といった形式により、その実体を記述しなければならない。必要な際は、技術的特徴の総和と発明又は実用新案の効果との間の関係を説明する。

それから、当該発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を記述することにより、

それにさらに改善を施した従属請求項の技術方案を反映して良いとする。

もし1件の出願に複数の発明又は複数の実用新案があるならば、各発明又は実用新案の技術方案を説明しなければならない。

(3) 有益な効果

説明書は、現有技術に比べて、発明又は実用新案が備わっている有益な効果を明確かつ客観的に明記しなければならない。

有益な効果とは発明又は実用新案を構成する技術的特徴で直接にもたらした、或いは該技術的特徴で必然的に生じる技術的效果を言う。

有益な効果は、発明には「著しい進歩」、実用新案には「進歩」を備えるものかどうかを確定するための重要な根拠になる。

通常は、有益な効果は生産率・品質・精度・効率の向上や、エネルギー消費量・原材料・プロセスの節約化、加工・操作・制御・使用の便利化、環境汚染の改善又は根絶、及び有用性能の具現化などの各方面から反映されるものである。

有益な効果は、発明又は実用新案の構造的特徴についての分析及び論理的な説明を結合させるような方法、又は実験データを列挙するような方法により説明して良いとする。単に、発明又は実用新案に有益な効果があると断言するだけではいけない。

但し、どの方法で有益な効果を説明するにしても、現有技術と比べた上で、発明又は実用新案と現有技術との区別を指摘しなければならない。

機械、電気分野の発明又は実用新案の有益な効果は、ある場合には、発明又は実用新案の構造的特徴と作用する方式を結合させて説明して良いとする。但し、化学分野の発明の場合は、このような方式で発明の有益な効果を説明するよりも、実験データによって説明するほうが適するというケースが多い。

現状では適宜な測定方法がなく、人の感覚によって判断せざるを得ないものは、例えば味、匂いなどの場合、統計方法により示される実験の結果を使って有益な効果を説明して良いとする。

実験データを引用して有益な効果を説明する場合、必要な実験条件と方法を出さなければならない。

2.2.5 添付図面の説明

説明書に添付図面がある場合、各添付図面の名称を明記し、図面で示される内容について簡単に説明しなければならない。部品が多い場合には、リストにより添付図面の中の具体的な部品名を説明することが許容される。

添付図面が1枚以上ある場合、全ての添付図面について説明しなければならない。

例えば、ある「石炭を燃料とするボイラーの省エネ装置」という発明専利の出願において、その説明書に添付図面が4枚含まれる場合、添付図面について以下のように説明する。

図 1 は石炭を燃料とするボイラーの省エネ装置の正面図である。

図 2 は図 1 で示した省エネ装置の側面図である。

図 3 は図 2 における A 方向矢視図である

図 4 は図 1 における B-B 線に沿った断面図である。

2.2.6 具体的な実施の形態

発明又は実用新案を具体的に実施するための最良の形態は、説明書の重要な構成部分として、発明又は実用新案についての十分な開示、理解、実現、そして請求項への支持と解釈においては極めて重要なものである。そのため、説明書では出願人が発明又は実用新案を実現する上で最良と判断した具体的な実施形態を詳細に記述しなければならない。適切な場合には、例を挙げて説明しなければならない。添付図面がある場合には、添付図面と照合しながら説明しなければならない。

最良の具体的実施形態は、出願において技術的問題の解決に採用された技術方案を具現し、請求項の技術的特徴を詳細に説明することにより、請求項を支持しなければならない。

最良と思われる具体的実施形態に対する説明は詳細に行い、発明又は実用新案の属する技術分野の技術者が当該発明又は実用新案を実現できるようにしなければならない。

実施例は発明又は実用新案の最良の具体的実施形態に対し例を挙げて説明したものである。実施例の数は発明又は実用新案の性質、属する技術分野、現有技術の状況及び保護請求範囲によって確定しなければならない。

1 つの実施例が、請求項で概括された技術方案を支持するに足る場合、説明書における実施例は 1 つのみを記載して良いとする。請求項（特に独立請求項）で広い範囲をカバーしており、その概括の根拠は 1 つの実施例の中から根拠を見つかることができない場合には、保護を求めている範囲を支持するために、少なくとも異なる実施例を 2 つ示さなければならない。請求項において、背景技術に対する改善で数値範囲に関わっている場合に、通常は、開始値及び終了値の近辺における実施例（開始値と終了値が望ましい）を示すべきである。数値範囲が広い場合に、少なくとも中間値における実施例を 1 つ示さなければならない。

発明又は実用新案が比較的単純である場合、もし説明書の技術方案の関連部分において、発明又は実用新案の専利出願で保護を求めている主題について既に明確、完全に説明しているならば、説明書における具体的な実施形態の関連部分で重複した説明を行う必要がない。

製品の発明又は実用新案について、実施形態又は実施例において製品の機械構造、回路構成又は化学成分を記述し、製品を構成する各部分の相互関係を説明しなければならない。動作できる製品については、その構成だけを記述しても、属する技術分野の技術者が発明又は実用新案を理解、実現することができない場合

には、その動作の過程又は操作手順も説明しなければならない。

方法の発明については、異なるパラメータ又はパラメータの範囲を以って表示できる技術条件を含め、その手順を明記しなければならない。

具体的な実施形態の部分において、最も近似した現有技術、若しくは発明又は実用新案と最も近似した現有技術との共通した技術的特徴について、一般的には詳細に記載しなくても良いが、発明又は実用新案が現有技術と区別される技術的特徴及び従属請求項の中の付随的な技術的特徴については、属する技術分野の技術者が当該技術方案を実現できる程度になることを基準に、十分に詳細な記述をしなければならない。注意されたいのは、専利審査上の利便性、そして公衆がより直接に発明又は実用新案、専利法 26 条 3 項の要件を満足するには欠かせない内容については、他の書類を引証するような方法で書いてはならない。その具体的な内容を説明書に記載しなければならない。

添付図面を照合しながら、発明又は実用新案の最良の具体的実施形態を記述する場合に使われる添付図面表記又は符号は添付図面で示されたものと一致しなければならない。これを対応した技術的名称の後に記載して、括弧は付けないものとする。例えば、電気回路の接続に関わる説明は、「抵抗 3 は三極管 4 のコレクターを通して、コンデンサー 5 と繋がる」と書いても良いとするが、「3 が 4 を通して 5 と繋がる」と書いてはならない。

2.2.7 説明書の記載に関する他の要求

説明書は規範的な用語、明確な語句を使用しなければならない。つまり、属する技術分野の技術者が理解しやすいように、説明書の内容は明確なものでなければならない。意味が不明瞭であったり、前後矛盾したところがあるのはならない。

説明書は発明又は実用新案の属する技術分野の技術用語を使わなければならない。自然科学関連の名詞について、国で規定された場合には、統一した用語を採用しなければならない。国家で規定されていない場合には、属する技術分野で一般的に認められた用語を使うか、若しくはあまり知られていないもの、又は最新の科学技術用語を採用するか、或いは外来語（中国語により音訳又は意識される単語）をそのまま使っても良いとする。但しその意味は、属する技術分野の技術者にとっては明確なものであって、誤解にならないものでなければならない。必要な場合は、カスタマイズ単語を使っても良いとするが、この場合に、明確な定義又は説明を記載しなければならない。一般的に、誤解や語意の混乱を避けるために、属する技術分野において基本的な意味を持つ単語により、その本意以外の意味を示してはならない。説明書に使われた技術用語と符号は首尾一貫しなければならない。

説明書は中国語を使用すべきであるが、アンビギュイティが生じないことを前提に、個別の単語は中国語以外の言語を使っても良いとする。説明書において中国語以外の技術名詞を最初に使う際は、中国語訳文で注釈する、又は中国語で説

明しなければならない。

例えば、以下の場合には中国語以外の表現方式を使っても良いとする。

(1) その技術分野の技術者によく知られた技術用語は中国語以外の表現方式で記述して良いとする。例えば、「EPROM」で情報消去・プログラミング可能な読み出し専用記憶装置を、「CPU」で中央処理装置を表示して良いとする。但し、同じセンテンスにおいて、中国以外の技術名詞を連続して使うと、当該センテンスを分かりづらくする場合には、認めない。

(2) 計量単位、数学符号、数学公式、各種のプログラミング言語、コンピュータープログラム、特定の意味を持つ表示用符号（例えば、中国国家標準の略称である GB）などは中国語以外の形式を使っても良いとする。

また、引用された外国專利文献、專利出願、專利文献の出所や名称は原文を使用しなければならない。必要な際は中国語の訳文を記載し、訳文を括弧に入れるものとする。

説明書における計量単位は、国際単位系計量単位及び国で選定されたその他計量単位を含めた国家法定計量単位を使用しなければならない。必要な際は、括弧にその分野における公知のその他計量単位を併記しても良い。

説明書における商品名の使用が避けられない場合に、その後には型番、仕様、性能及び製造元を明記しなければならない。

説明書においては登録商標による物質又は製品の確定を避けるべきである。

2.3 説明書の添付図面

添付図面は説明書の構成部の1つである。

添付図面の役割は、図形により説明書の文字部分の記述を補足することにより、発明又は実用新案の各技術的特徴と全体の技術方案についての理解の直観化、イメージ化につなげることである。機械や電気学技術分野の專利出願において、説明書の図面の役割は特に明らかである。したがって、説明書の添付図面は、発明又は実用新案の内容を明確に反映しなければならない。

文字により、その技術方案を明確、完全に記述できる発明專利の出願について、添付図面がなくても良いとする。

実用新案專利出願の説明書は、添付図面を有しなければならない。

1 件の專利出願に複数の添付図面がある場合、同じ実施形態を示す各図面において、同じ組成部（同じ技術的特徴又は同じ対象）を示すための添付図面の表記は一致しなければならない。説明書と添付図面に使われる同じ添付図面の表記は同じ組成部を示さなければならない。説明書における文字の部分では言及していない添付図面の表記は添付図面で示してはならない。添付図面に出ていない添付図面の表記も説明書における文字の部分で言及してはならない。

添付図面には、必要な文言を除き、その他の注釈を含んではならない。但し、フローチャート、ブロックダイアグラムのような添付図面については、そのプロ

ック内に必要な文字或いは符号を記載しなければならない。

添付図面の作図の要件は、本指南第一部分第一章第 4.3 節の規定を適用する。

2.4 説明書の要約書

要約書は説明書の記載内容についての概略である。技術情報に過ぎず、法的効力を有しないものである。

要約書の内容は発明又は実用新案に記載された原始内容に該当せず、以降に行われる説明書又は権利要求書の修正の根拠になることなく、専利権の保護範囲の解釈にも用いることができない。

要約書は以下の要件を満足しなければならない。

(1) 要約書は発明又は実用新案の名称と属する技術分野を明記し、そして、解決しようとする技術的問題、当該問題を解決するための技術方案の要点及び主要な用途を明確に反映しなければならない。うち、技術方案をメインとする。要約書には、発明を一番よく説明できる化学式を含んでも良いとする。

(2) 添付図面のある専利出願は、要約書の添付図面として、発明又は実用新案の技術方案における主要な技術的特徴を一番よく反映できる 1 つの図面を提供するか、或いは審査官により指定されなければならない。当該要約書の添付図面は説明書の添付図面のうちの 1 つでなければならない。

(3) 要約書の添付図面の大きさ及び明瞭度は、当該図面を 4 センチメートル×6 センチメートルに縮小されても、図面の各細部が明確に分かるように確保できるものでなければならない。

(4) 要約書の文字の部分（句読点を含む）は 300 字を超えてはならない。そして、商業的宣伝用語を使ってはならない。

また、要約書の文字の部分に出ている添付図面の表記に括弧を付けるものとする。

本章の以上の各節において説明書の実体的内容と書き方の要件について詳細に規定した。注意されたいのは、実体審査において、説明書の開示の不充分のせいで、専利法 26 条 3 項の規定に合致しない場合、専利法実施細則 53 条で規定されたような拒絶しなければならないものに当たる。専利法実施細則 17 条の要件を満足しないとの欠陥があるだけならば、専利法実施細則 53 条の規定に基づいて拒絶するものに当たらない。説明書における用語が規範的なものでなく、語句が不明確との欠陥があっても、発明が実現できないものにならない場合には、このような状況は、専利法実施細則 17 条に記載してある欠陥に当たる。審査官はこれに基づいては出願を拒絶してはならない。また専利法実施細則 53 条で規定されたような拒絶しなければならない状況には、説明書の要約書で要件を満足しない場合を含まない。

3. 権利要求書

権利要求書は説明書を根拠とし、専利による保護の請求範囲を明確、簡潔に限定しなければならない。

権利要求書は発明又は実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。技術的特徴は、発明又は実用新案の技術方案を構成している組成要素であったり、要素間の相互関係であっても良い。専利法 26 条 4 項及び専利法実施細則 19 条から 22 条では、請求項の内容及びその書き方について規定している。

権利要求書に、少なくとも 1 つの独立請求項を含むものとし、さらに、従属請求項を含んでも良いとする。

3.1 請求項

3.1.1 請求項の種類

性質によって区分すると、請求項は 2 種類の基本的なタイプがある。つまり、物の請求項及び活動の請求項、若しくは簡単に、製品請求項及び方法請求項と呼ばれる。1 種類目の基本的なタイプの請求項には人的技術により生産された物（製品、設備）を含む。2 種類目の基本的なタイプの請求項には、時間経過要素を有する活動を含む。物の請求項に当たるのは、物品、物質、材料、工具、装置、設備などの請求項であり、活動の請求項に当たるのは、製造方法、使用方法、通信方法、処理方法及び製品を特定な用途に使う方法などの請求項である。

種類により請求項を区分するのは、請求項の保護範囲を確定することが目的である。通常の場合、請求項の保護範囲を確定する時に、請求項における全ての特徴は考慮しなければならない。各特徴の実際の限定役目は当該請求項で保護を求めている主題において具現しなければならない。例えば、製品の請求項における 1 つ又は複数の技術的特徴は、構造的特徴によってもパラメータ特徴によっても明確に特徴づけることができない場合には、方法的特徴を介して特徴づけることを許容する。但し、方法的特徴により特徴づける製品請求項の保護主題はやはり製品である。その実際の限定役目は、保護を求めている製品そのものに与える影響が如何なるものかによって決まる。

主題の名称に用途限定を含む製品請求項について、その用途限定は当該製品請求項の保護範囲を確定する時には配慮しなければならないが、実際の限定役目は、保護を求めている製品そのものに与える影響が如何なるものかによって決まる。例えば、主題名称が「鋼湯鑄造用金型」である請求項において、その「鋼湯鑄造用」という用途は主題の「金型」に対して限定役目がある。「氷塊成型用プラスチックボックス型」については、その融解点が「鋼湯鑄造用金型」の融解点よりは遥かに低いもので、鋼湯鑄造に用いられないため、前述の請求項の保護範囲に入らない。但し、「…用」との限定は、保護を求めている製品又は設備そのものに影響を与えることなく、単に製品又は設備の用途や使い方を記述しているだけであるならば、製品又は設備の、例えば新規性、創造性を備えるかどうかの判断には

役目を果たさないことになる。例えば、「…用の化合物 X」において、もしその中の「…用」は化合物 X そのものに何の影響も与えないものなら、当該化合物 X が新規性と創造性を備えるかどうかを判断する時に、その中の用途限定は役目を果たさないことになる。

3.1.2 独立請求項と従属請求項

独立請求項は発明又は実用新案の技術方案を全体的に反映し、技術的問題を解決するために必要な技術的特徴を記載しなければならない。

必要な技術的特徴とは、発明又は実用新案でその技術的問題を解決するには不可欠な技術的特徴をいい、その総和は、発明又は実用新案の技術方案を構成するに足るものであって、背景技術におけるその他の技術方案から区別させるようにしている。

ある技術的特徴が必要な技術的特徴であるかどうかを判断するには、解決しようとする技術的問題を基に、説明書で記述された全体の内容を考慮しなければならない。単に、実施例における技術的特徴を必要な技術的特徴としてそのまま認定してはならない。

ある専利出願の権利要求書において、独立請求項により限定される 1 つの発明又は実用新案の保護範囲が最も広い。

もし、ある請求項は、同一種類の別な請求項における全ての技術的特徴を含んでおり、かつ当該別な請求項の技術方案をさらに限定しているならば、当該請求項は従属請求項になる。従属請求項は、付加的な技術的特徴を用いて、引用された請求項をさらに限定しているので、その保護範囲はその引用された請求項の保護範囲内に含まれるものである。

従属請求項の付加的な技術的特徴は、引用された請求項の技術的特徴についてさらに限定している技術的特徴でも良いし、追加される技術的特徴でも良い。

1 件の専利出願の権利要求書において、少なくとも 1 つの独立請求項を有しなければならない。2 つはたは 2 つ以上の独立請求項がある場合、一番先頭に書いてある独立請求項は第一独立請求項、その他の独立請求項は並列独立請求項と呼ばれる。審査官が注意しなければならないのは、並列独立請求項も、前の独立請求項を引用する場合がある。例えば、「請求項 1 における方法を実施する装置で、…」、「請求項 1 における製品を製造する方法で、…」、「請求項 1 における部品を含む設備で、…」、「請求項 1 におけるコンセントに対応するプラグで、…」など。このようなその他の独立請求項を引用する請求項は並列独立請求項であり、従属請求項と見なされてはならない。こうした別の請求項を引用している独立請求項の保護範囲を確定する時に、引用された請求項の全ての特徴を配慮しなければならないが、その実際の限定役目は、最終的に当該独立請求項の保護主題に与えた影響において具現しなければならない。

状況によっては、形式上の従属請求項（つまり、それに従属請求項の引用部分

が含まれている)が、実体的には従属請求項であるとは限らない。例えば、独立請求項1は「特徴Xを含む工作機械」であり、その後の別の請求項は「請求項1に述べた工作機械に基づき、特徴Yを特徴Xに代えることを特徴とする」との場合には、後者の請求項も独立請求項である。審査官は書き方の形式だけにより後者の請求項を従属請求項と判定してはならない。

3.2 権利要求書の記載要件

専利法26条4項の規定によると、権利要求書は説明書を根拠とし、専利による保護を求めている範囲を明確、簡潔に限定しなければならない。専利法実施細則19条1項の規定によると、権利要求書には発明又は実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。

3.2.1 説明書を根拠とする場合

権利要求書は説明書を根拠にしなければならないとは、権利要求書が説明書にサポートされなければならないことを指す。権利要求書の各請求項が保護を要求する技術方案は、当該技術分野に属する技術者が説明書に十分に開示された内容から得られ、又は概括して得られる技術方案でなければならず、かつ説明書に開示された範囲を超えてはならない。

請求項は、通常は説明書に記載された一又は複数の実施形態又は実施例を概括してなるものである。請求項の概括は、説明書に開示された範囲を超えてはならない。もし所属技術分野に属する技術者が説明書に記載されている実施形態のすべての同等な代替方式又は明らかな変形方式がすべて同一の性能又は用途を具備することを合理的に予測できる場合は、請求項の保護範囲をそのすべての同等な代替方式又は明らかな変形方式を含むよう概括することを出願人に許すべきである。請求項の概括が適切であるか否かについて、審査官はそれに関連する現有技術を参照して判断を行わなければならない。パイオニア発明については、改良発明よりも広い概括範囲が許される。

上位概念で概括され、又は並列選択方式で概括された請求項については、このような概括化が説明書にサポートされているか否かを審査しなければならない。請求項の概括が、出願人が推測した内容を含んでおり、その効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、このような概括は説明書に開示された範囲を超えていると認めなければならない。請求項の概括によって、所属技術分野に属する技術者が、その上位概括又は並列概括に包含される一又は複数の下位概念又は選択方式では、専利発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題を解決して同様な効果を得ることができないと疑う理由を有するときは、その請求項は説明書にサポートされていないと認定されなければならない。この場合、審査官は専利法第26条第4項の規定に基づいて、請求項が説明書にサポートされていないとの理由で出願人に請求項を補正するように要求する。

例えば、「高周波電気エネルギーを用いて物質に影響を与える方法」という概括が比較的広い請求項について、説明書には、「高周波電気エネルギーを用いて気体を除塵する」という一つの実施例しか記載されておらず、高周波電気エネルギーがその他の物質に影響を及ぼす方法については説明されていない場合、また所属技術分野に属する技術者も高周波電気エネルギーがその他の物質に影響を与える場合の効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、この請求項は説明書にサポートされていないと認定される。

また他の例挙げると、「冷凍時間及び冷凍程度を制御することで植物の種子を処理する方法」という概括が比較的広い請求項について、説明書には一種類の植物種子の処理に適用する方法しか記載されておらず、その他の種類の植物種子の処理方法には言及しておらず、かつ園芸技術者でもその他の種類の植物種子を処理する場合の効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、この請求項も説明書にサポートされていないと認定される。但し、説明書にさらにこの種類の植物種子とその他の植物種子との一般的関係が指摘されており、又は十分に多くの実施例が記載されていて、園芸技術者がこの方法をどのように利用して植物種子を処理するかが分かるように記載してある場合は、この請求項は説明書にサポートされていると認められる。

概括が比較的広く、全種類の製品又は全種類の機械に関連する請求項については、説明書に良好なサポートがあり、かつ専利発明又は実用新案が請求項の範囲内で実施できないと疑う理由がなければ、たとえこの請求項の範囲が比較的広くても受け入れられる。但し、説明書に開示された情報が不十分であり、所属技術分野に属する技術者が通常の実験方法又は分析方法によっても説明書に記載された内容を請求項に記載された保護範囲まで拡大するには不十分であるときは、審査官は出願人に、所属技術分野に属する技術者が説明書に記載された情報に基づいて容易に専利発明又は実用新案を請求項の保護範囲まで拡張できることを説明するように要求しなければならない。さもないと、出願人に請求項を限定するよう要求しなければならない。例えば、「合成樹脂成型物を処理することでその性質を変える方法」という請求項について、説明書では単に熱可塑性樹脂の実施例しか言及されておらず、かつ出願人が当該方法が熱硬化性樹脂にも適用できることを証明できないときは、出願人は請求項を熱可塑性樹脂のみに限定しなければならない。

通常、製品の請求項では、機能的或いは効果的特徴を用いて発明を限定することはなるべく回避すべきである。ある技術的特徴が構造的特徴によっても限定できない、又は技術的特徴が構造的特徴によって限定するよりも、機能的或いは効果的特徴を用いて限定するほうがより適切であり、かつ該機能或いは効果は説明書に定めた実験或いは操作或いは所属技術分野の常用手段により直接的かつ肯定的に検証できる場合に限り、機能的或いは効果的特徴を用いて発明を限定することは許され得る。

請求項に含まれる機能的限定の技術的特徴は、記載された機能を実現できるすべての実施形態をカバーしていると理解すべきである。機能的限定の特徴を含める請求項に対して、該機能的限定が説明書にサポートされているかを審査しなければならない。請求項に限定された機能は、説明書の実施例に記載された特定の形態で完成されたもので、かつ所属技術分野の技術者は説明書に記載していないほかの代替的形態ではこの機能を完成できるかについて不明である、若しくは所属技術分野の技術者が該機能的限定に含まれる一種或いは数種の形態でも、専利発明或いは実用新案が解決しようとする技術的課題を解決できず、同等な技術的効果を達成できないと疑う理由を有するときは、請求項には前記ほかの代替的形態或いは専利発明や実用新案の技術的課題を解決できない形態をカバーする機能的限定を用いてはならない。

また、説明書には曖昧な方式だけでその他代替的形態も適用でき得ると記載しており、所属技術分野の技術者にとって、これら代替的形態が何なのか、又はどのようにこれら代替的形態を応用すればよいか不明瞭である場合は、請求項のなかの機能的限定も許されない。なお、単なる機能的請求項は説明書にサポートされないため、これも許されない。

請求項が説明書にサポートされているか否かを判断する際、説明書の全内容を考慮しなければならない、具体的な実施形態の部分の内容にとどまるべきではない。説明書のほかの部分にも具体的な実施形態又は実施例に関する内容が記載されていて、説明書の全内容から見ると、請求項の概括が適切であることが分かる場合、請求項は説明書にサポートされていると認めるべきである。

独立請求項と従属請求項或いは異なる種類の請求項を含める権利要求書に対して、各請求項のいずれが、説明書にサポートされているかを逐一に判断する必要がある。独立請求項が説明書にサポートされていても、従属請求項も必然的にサポートされるということを意味するわけではない。方法請求項が説明書にサポートされていても、製品請求項も必然的にサポートされるということを意味するわけでもない。

請求項に係る技術方案の一部又はすべての内容が原出願の権利要求書に既に記載されているが、説明書には記載されていないときは、出願人がそれを説明書に補充することは許される。但し、説明書中に請求項の技術方案と一致する記載があることは、請求項が必然的に説明書にサポートされるということを意味するわけではない。所属技術分野の技術者が説明書に十分に開示された内容から当該請求項が保護を求めている技術方案を得られ、又は概括して得られる場合に限り、当該技術案を記載した請求項は説明書にサポートされていると認められる。

3.2.2 明確性

権利要求書が明確であることは、発明又は実用新案で保護を請求する範囲を確定する上で極めて重要なことである。

権利要求書が明確でなければならないというのは、まずは各請求項が明確であること、そして権利要求書を構成する全ての請求項も全体として明確でなければならないことを言う。

まずは、各請求項の種類が明確でなければならない。請求項の主題名は当該請求項の種類が製品請求項であるか、方法請求項であるかを明確に示さなければならない。例えば、「…技術」のように、不確かな主題名を使ってはならない。或いは、1つの請求項の主題名に、製品及び方法の両方を含む場合、例えば、「…製品及びその製造方法」など。

一方、請求項の主題名は請求項の技術的内容と対応していなければならない。

製品請求項は製品発明又は実用新案に適用するものであり、通常は製品の構造的特徴により記述しなければならない。特別な場合に、製品請求項の1つ又は複数の技術的特徴は構造的特徴によっては明確に特徴付けることができない時は、物理或いは化学的パラメータを介して特徴づけることを許容する。構造的特徴によってもパラメータ特徴によっても明確に特徴づけることができない場合には、方法的特徴を介して特徴づけることを許容する。パラメータを使って特徴づける場合に、使われるパラメータは、属する技術分野の技術者が説明書での教示に基づくか、又は属する技術分野の通常手段により、明確かつ確実に確定できるものでなければならない。

方法請求項は方法発明に適用するものであり、通常は技術プロセス、操作条件、手順又は工程などの技術的特徴を以って記述しなければならない。

用途請求項は方法請求項に属する。但し、請求項の作成時の文言上で用途請求項と製品請求項を区別するように注意を払うべきである。例えば、「化合物 X を殺虫剤とする」、或いは「化合物 X を殺虫剤とした応用」は、用途請求項であって、方法請求項に属するのに対して、「化合物 X で作られる殺虫剤」、或いは「化合物 X を含む殺虫剤」は、用途請求項でなく、製品請求項になる。

次に、各請求項により確定される保護範囲は明確でなければならない。請求項の保護範囲はそれに使われる文言の意味に基づき理解するべきである。請求項に使われた文言は一般的に、関連する技術分野において通常に備わる意味として理解しなければならない。特定の場において、もし説明書には、ある単語に特定の意味を備えることを明記し、そして当該単語を使った請求項の保護範囲も、説明書における当該単語の説明により充分かつ明確に限定されているならば、これも許容する。但しその場合には、出願人にもなるべく請求項を補正するように求めることにより、請求項の記述に基くだけで、その意味が分かるようにすべきである。

請求項には、「厚い」、「薄い」、「強い」、「弱い」、「高温」、「高圧」、「広い範囲」など意味の不確かな用語を使ってはならないが、特定の技術分野においてこの類の用語が公然知られた確かな意味を有する場合は除く。例えば、増幅機の「高周波」など。公然知られた意味を有しない用語については、できれば、説明書に記

載された、より精確な文言で前述の不確かな用語を替えるべきである。

請求項には「例えば」、「望ましい」、「特に」、「必要な際」などのような文言があってはならない。この類の用語は1つの請求項において、異なる保護範囲を限定することとなり、保護範囲を不明瞭にする恐れがある。請求項において、ある上位概念の後に前述の用語に導かれた下位概念が付いている場合、出願人に請求項を補正するよう要求するものとし、当該請求項に両者のうちの1つを保留するか、或いは両者を2つの請求項においてそれぞれ限定することを許容する。

一般的に、「約」、「近く」、「等」、「或いは類似物」などの類似した用語は請求項の範囲を不確かにするため、請求項において使ってはならない。請求項にこの類の用語が現れる場合、審査官は具体的な状況に基づき、当該用語を使うことにより、請求項を不確かにするかどうかを判断しなければならず、しないと判定する場合にはこれを許容する。

添付図面の表記又は化学式及び数学式に使われる括弧を除き、請求項が不明瞭とならないように、請求項にはなるべく括弧を使うのを避けるべきである。例えば、「(コンクリート)型にて作ったレンガ」など。但し、通常では受け入れられる意味を持つ括弧は許容する。例えば「(メチル基)アクリル酸エステル」、「10%～60% (重量)のAを含む」など。

最後に、権利要求書を構成する全ての請求項は全体として明確でなければならないというのは、請求項の間の引用関係が明瞭でなければならないことを言う。(本章第3.1.2節と3.3.2節を参照する)

3.2.3 簡潔性

権利要求書は簡潔でなければならない。その1は、各請求項が簡潔であること、その2は、権利要求書を構成する全ての請求項は全体として簡潔でなければならないことを言う。例えば、1件の専利出願には保護範囲が実体的に同一な同一類型請求項は2つ又は2つ以上あってはならないなど。

請求項の数が合理的でなければならない。権利要求書において、合理的な数の、発明又は実用新案の最良と思われる技術方案を限定する従属請求項を許容する。

請求項の記述は簡潔でなければならない。技術的特徴の記載を除き、必要でない原因や理由について説明をしてはならず、商業的宣伝用語を使ってもならない。

請求項同士で同様な内容について必要以上に重複することとならないように、できれば、なるべく前の請求項を引用して請求項を書くべきである。

3.3 請求項の記載に関する規定

請求項の保護範囲は請求項に記載された全ての内容が一体となって限定しているため、各請求項にはその最後のみ句点を付けることが許容される。

権利要求書に複数の請求項がある場合、アラビア数字順に番号をつけなければならない。

請求項において使われる科学技術用語は説明書で使われている科学技術用語と一致しなければならない。請求項には化学式又は数学式が記されても良いが、イラストを使ってはならない。絶対に必要な場合を除き、請求項には「説明書の…部分で記載されたように」、又は「図面…で示されたように」などのような類似した用語を使ってはならない。絶対に必要な場合とは、発明又は実用新案に係わっているある特定形状が図形でしか限定できず、言葉では説明できない時に、請求項には「図面…で示されたように」などの類似した用語を使って良いことを指す。

通常は、請求項に表を使ってはならないが、表を使うと、発明又は実用新案で保護を請求する主題をより明確に説明できる場合は除く。

請求項に記載された技術方案を理解することに資するため、請求項の技術的特徴は説明書の添付図面にある対応した表記を引用して良いとする。但し、これらの表記を括弧に入れ、対応した技術的特徴の後に記さなければならない。添付図面の表記は、請求項の保護範囲に対する制限として解釈してはならない。

通常、1つの請求項は、1つの段落を用いて記述する。但し、技術的特徴が多く、内容や相互関係が複雑なために、句読点によってもその関係を明瞭に表現できない場合には、1つの請求項を、行や段落を分けて記載しても良いとする。

通常、開放式請求項は「含める」、「含まれる」、「主に…からなる」という表現で記載するのが適宜である。当該請求項では関わっていない構造の組成部分や方法手順を含むことができると解釈される。閉鎖式請求項は「…からなる」という表現で記載するのが適宜である。一般的に、当該請求項に記載の内容以外の構造の組成部分や方法手順を含まないと解釈される。

一般的に、請求項に数値範囲を含む場合、その数値範囲はなるべく数学的な方式で表現するものとする。例えば、「 $\geq 30^{\circ}\text{C}$ 」、「 > 5 」など。通常は「より大きい」、「より小さい」、「を超える」などの場合は、その数字を含まず、「以上」、「以下」、「以内」などの場合はその数字を含むものと考えられる。

説明書により支持されている場合に、請求項で発明又は実用新案を概括的に限定することを許容する。通常は概括方法が以下の2種類がある。

(1) 上位概念で概括する。例えば、「ガスレーザー」で、ネオンヘリウムレーザー、アルゴンイオンレーザー、一酸化炭素レーザー、二酸化炭素レーザーなどを概括する。また、例えば、「C1-C4 アルキル基」でメチル基、イーティール、プロピル、ブチルを概括する。さらに例えば、「ベルト伝動」で、フライトベルト、Vベルトとタイミングベルトなどを概括する。

(2) 並列選択法で概括する。つまり、「或いは」又は「及び」で、その中から必ず1つを選択するような複数の具体的な特徴を並列させること。例えば、「特徴A、B、C或いはD」。また、例えば、「A、B、CとDからなる物質群から選定される1つの物質」など。

並列選択法を使った概括の際に、並列した選択で概括された具体的な内容は同等な効果を持つものでなければならない。上位概念で概括された内容を「或いは」

用いてその下位概念と並列させてはならない。さらに、並列した選択で概括された概念は、意味が明確なものでなければならない。例えば、「A、B、C、D 或いは類似物（設備、方法、物質）」という記述において、「類似物」との概念の意味は明確でないため、具体的な物や方法（A、B、C、D）と並列させることができない。

3.3.1 独立請求項の記載に関する規定

専利法実施細則 21 条 1 項の規定によると、発明又は実用新案の独立請求項は前提部分と特徴部分を含み、以下の規定に従って書かなければならない。

(1) 前提部分：保護を求めている発明又は実用新案の技術方案の主題名、及び発明又は実用新案の主題と最も近似した現有技術との共通した必要な技術的特徴を明記する。

(2) 特徴部分：「…を特徴とする」又は類似した文言を使って、発明又は実用新案が最も近似した現有技術と区別される技術的特徴を明記する。これらの特徴と前提部分で明記した特徴とともに、発明又は実用新案で求める保護範囲を限定する。

専利法実施細則 21 条 3 項では、発明又は実用新案が 1 つだけの独立請求項を有するものとし、それを同一の発明又は実用新案の従属請求項の前に記すことを規定している。この規定は権利要求書を全体としてより明確、簡潔にすることがその本意である。

独立請求項の前提部分における、発明又は実用新案の主題と最も近似した現有技術との共通した必要な技術的特徴とは、保護を請求する発明又は実用新案の技術方案と最も近似した 1 つの現有技術書類との共通した技術的特徴を指す。適当な場合に、発明又は実用新案で保護を請求する主題と最も近似した現有技術書類を 1 つ選定して、「分界」を行うものとする。

独立請求項の前提部分において、保護を請求する発明又は実用新案の技術方案の主題名を明記する以外、発明又は実用新案と緊密な関係を持ち、共通している必要な技術的特徴のみを記載する必要がある。例えば、カメラ関連の発明において、当該発明の実体はカメラのカーテンシャッターの改善である場合、その請求項の前提部分において、「カーテンシャッターを含むカメラ…」だけを書けば良いものとし、その他の共通的な特徴は、例えばミラーとファインダーなどのカメラの部品を前提部分に書かなくても良い。独立請求項の特徴部分には、発明又は実用新案の必要な技術的特徴のうち、最も近似した現有技術と異なった区別される技術的特徴を記載しなければならない。これらの区別される技術的特徴と前提部分の技術的特徴とともに、発明又は実用新案の全ての必要な技術的特徴を構成し、独立請求項で求める保護範囲を限定するものである。

独立請求項が 2 部分に分けて書かれるのは、独立請求項の全ての技術的特徴のうち、どれが発明又は実用新案と最も近似した現有技術との共通した技術的特徴であるか、どれが発明又は実用新案が最も近似した現有技術と区別される特徴で

あるかを公衆により明確に見せることが目的である。

専利法実施細則 21 条 2 項の規定によると、発明又は実用新案の性質が前述の方式により書くことに適さない場合に、独立請求項は前提部分と特徴部分を分けなくても良い。例えば以下の場合にはそれに当たる。

(1) パイオニア発明；

(2) 状態が同等な既知の技術を組み合わせることにより成された発明で、その発明の実体が組み合わせそのものにある；

(3) 既知の方法の改善である発明の場合、その改善は、ある物質或いは材料を省いたり、又はある物質や材料で別の物質や材料を取り替えたり、或いはある手順を省いたものである；

(4) 既知の発明の改善は、システムの中の部品の交換又はその相互関係上の変化である。

3.3.2 従属請求項の記載に関する規定

専利法実施細則 22 条 1 項の規定によると、発明又は実用新案の従属請求項は引用部分と限定部分を含み、以下の規定に従って書かなければならない。

(1) 引用部分：引用された請求項の番号及びその主題名を明記する。

(2) 限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を明記する。

従属請求項はその前の請求項しか引用することができない。2 つ以上の請求項を引用する多項目従属請求項は、択一の方法でしか前の請求項を引用することができず、そして別の多項目従属請求項に引用される基礎としてはならない。つまり、その後の多項目従属請求項は前の多項目従属請求項を引用してはならない。

従属請求項の引用部分には、引用された請求項の番号を明記し、その後に引用された請求項の主題名を再び記載しなければならない。例えば、従属請求項の引用部分は、「請求項 1 に記載された金属繊維引延し装置によって、…」と書かなければならない。

多項目従属請求項とは、2 つ以上の請求項を引用した従属請求項を言う。多項目従属請求項の引用方式には、前の独立請求項と従属請求項を引用するもの、及び前の複数の従属請求項を引用するものを含む。

従属請求項が多項目従属請求項である場合、その引用された請求項の番号は「或いは」又はその他の「或いは」と意味が同一な択一の引用方式により表現しなければならない。例えば、従属請求項の引用部分を以下に挙げられる方式に書くものとする。「請求項 1 或いは 2 に記載の…によって」、「請求項 2、4、6 或いは 8 に記載の…によって」、又は「請求項 4～9 のいずれかの請求項に記載の…によって」など。

2 つ以上の請求項を引用する多項目従属請求項は、別の多項目従属請求項の引用の基礎としてはならない。例えば、請求項 3 が「請求項 1 又は 2 に記載のビデオカメラのフォーカスアジャスターによって、…」である場合に、多項目従属請

求項 4 を「請求項 1、2 又は 3 に記載のフォーカスアジャスターによって、…」と書かれると、引用された請求項 3 が多項目従属請求項であるから、これは許容しないものである。

従属請求項の限定部分は前の請求項（独立請求項又は従属請求項）における技術的特徴を限定することができる。前の独立請求項は、2 部分に分けて書かれる方式を採用している場合、その後の従属請求項は当該独立請求項の特徴部分の中の特徴をさらに限定することができるのみならず、前提部分の中の特徴もさらに限定することができる。

ある独立請求項に直接又は間接的に従属している全ての従属請求項は当該独立請求項の後に、そして、別の独立請求項の前に書かなければならない。

第三章 新規性

1. 序文

専利法 22 条 1 項の規定によると、専利権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性、実用性を具備しなければならない。従って、専利出願する発明、実用新案に新規性を具備することは、専利権を付与するための必要条件の 1 つである。

2. 新規性の概念

新規性とは、発明又は実用新案が現有技術に該当しないこと、そして如何なる機構又は個人でも、同様の発明又は実用新案について、出願日以前に専利局に出願を提出しておらず、かつ出願日以降（出願日を含む）に公開された専利出願書類、若しくは公告された専利書類に記載されていないことを言う。

2.1 現有技術

専利法 22 条 5 項の規定によると、現有技術とは、出願日以前に国内外で公然知られた技術を指す。現有技術は、出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）以前に国内外の出版物における公式な発表、国内外における公式な使用、或いはその他の方式により公然知られた技術を含む。

現有技術は、出願日以前に公衆が知り得た技術的内容でなければならない。言い換えれば、現有技術は、出願日以前に公衆が取得できる状態にあり、かつ公衆がその中から実体的な技術知識を知り得るような内容を含んでいるものでなければならない。

秘密保持の状態にある技術的内容が、現有技術に当たらないことを注意しなければならない。秘密保持の状態とは、守秘規定又は協定による制約を受けている場合のみならず、社会的観念或いは商習慣上で守秘義務を負うべくものと考えられているもの、即ち、暗黙の了解による守秘の場合も含まれる。

しかし、もし守秘義務を負う者が規定、協定或いは暗黙の了解に違反して秘密を漏えいすることにより、技術的内容が開示されて、公衆がそれらの技術を知り得ることとなった場合、それらの技術でも現有技術の一部を構成する。

2.1.1 時期の期限

現有技術の時間限界は出願日である。優先権を享有している場合には、優先権日を指す。広義的に言えば、出願日以前に開示された技術的内容の全てが、現有技術に該当するが、出願日当日に開示される技術的内容は現有技術の範囲に含まれない。

2.1.2 公開方式

現有技術の公開方式に、出版物による公開、使用による公開、その他の方式による公開との3種が含まれており、地域的な制限がない。

2.1.2.1 出版物による公開

専利法意義上の出版物とは、技術や設計の内容を記載しており、独自に存在している伝播キャリアであり、かつ公式な発表又は出版の時期を表示するか、或いはその他の証拠で証明するものでなければならない。

前述の意味に合致する出版物は、専利文献、科技関連の雑誌、科学技術関連の書籍、学術論文、専門文献、教科書、技術マニュアル、正式に公表された会議議事録或いは技術的報告書、新聞、製品のサンプル、製品カタログ、広告宣伝パンフレットなど、印刷されたり、タイピングされた各種の紙書類であっても良い。また、マイクロフィルムや、映画、写真のネガ、ビデオテープ、磁気テープ、レコード、CDなど、電気・光・磁気・撮影などにより作製された視聴資料であっても良い。さらに、インターネットやその他オンラインデータベースにある資料など、その他の形式で存在している資料であっても良いとする。

出版物は地理的位置、言語又は取得方法による制限を受けることなく、年代による制限も受けない。出版物の出版・発行部数の量、読んだ者がいるか、出願人が知っているかは、重要ではない。

「内部資料」、「内部発行」等の文字が付されている出版物が、確かに特定の範囲以内で発行されており、かつ秘密保持が要求されている場合には、出版物による公開には当たらない。

出版物の印刷日を公開日と見なすが、その他の証拠により公開日を証明している場合は除く。印刷日は、年月或いは年しか明記していない場合には、記された月の末日、若しくは記された年の12月31日を公開日とする。

審査官が出版物の公開日について疑問がある場合に、当該出版物の提出者に証明を提示するよう要求して良いとする。

2.1.2.2 使用による公開

使用したことにより、技術方案が公開され、若しくは技術方案を公衆が知り得た状態にした場合、このような公開を使用による公開という。

使用による公開の方式には、公衆がその技術の内容を知り得る製造、使用、販売、輸入、交換、贈呈、演示、展示などが含まれる。前述の方式を介して、関連技術を知りたい公衆が知ることのできる状態にしている限り、使用による公開となり、知り得た公衆がいるかどうかによって決まるものではない。但し、関連技術の内容説明が一切なく、属する技術分野の技術者がその構造、機能、或いは材料成分を知ることができない製品の展示は、公開による使用には当たらない。

もし、使用により公開されたのは1種の製品であるならば、使われた製品又は装置を破壊した時に限ってその構造及び機能を知るものであっても、使用による

公開に該当する。さらに、使用による公開には、ポスター、図面、写真、カタログ、サンプルなど、展示台やショーウィンドーに置かれており、公衆が閲覧できる情報資料及び直観的な資料も含まれる。

公開による使用では、公衆が当該製品又は方法を知り得た日を公開日とする。

2.1.2.3 他の方法による公開

公然知られたその他の方法としては主に、口頭での公開などを指す。例えば、口頭による話し合い、報告、討論会での発言、放送、テレビ、映画などといった公衆が技術的内容を知り得る方法など。口頭による話し合い、報告、討論会での発言は、その発生日を公開日とする。公衆が受信できる放送、テレビ又は映画についての報道は、その放送日を公開日とする。

2.2 抵触出願

専利法22条2項の規定によると、発明又は実用新案の新規性の判断に当たって、如何なる機構又は個人でも、同様の発明又は実用新案について、出願日以前に専利局に提出しており、かつ出願日以降（出願日を含む）に公開された専利出願書類、若しくは公告された専利書類は、当該出願日に提出される専利出願の新規性を損なう。記述上の便利さから、新規性の判断に当たっては、こうした新規性を損なう専利出願を抵触出願という。

審査官は検索時に注意しなければならないのは、抵触出願があるかどうかを確定する際に、先願専利又は専利出願の権利要求書のみならず、その説明書（添付図面を含む）も取り調べ、その全文の内容に準じなければならない。

抵触出願は、以下の条件を満たした、中国国内段階に移行した国際専利出願を含む。即ち、出願日以前にあらゆる機構又は個人が提出しており、かつ出願日以降（出願日を含む）に、専利局が公開又は公告した同様の発明又は実用新案に当たる国際専利出願である。

また、抵触出願とは、出願日以前に提出されたものだけを指し、出願日において提出される同様の発明又は実用新案の専利出願を含まない。

2.3 対比文献

発明又は実用新案に新規性又は創造性などを具備するかどうかを判断するために引用される関連書類は、専利書類と専利以外の書類を含め、対比文献と総称される。

実体審査段階において審査官は一般的に、国内外における公式な使用、又はその他の方法により公然知られた技術を知ることができないため、実体審査プロセスにおいて、引用される対比文献は主に公式出版物になる。

引用される対比文献は1件でも、数件でも良い。引用される内容は各対比文献の全ての内容でも、その中の一部の内容でも良い。

対比文献は客観的に存在している技術資料である。対比文献を引用して発明又は実用新案の新規性及び創造性を判断する場合、対比文献で開示された技術的内容を基準にしなければならない。当該技術的内容は、対比文献に明記される内容とともに、属する技術分野の技術者にとって暗に含まれており、かつ直接に、一義的に確定できる内容も含めている。但し、対比文献の内容を勝手に拡大、縮小してはならない。さらに、対比文献に添付図面が含まれている場合には、その図面を引用しても良い。但し、添付図面を引用する場合に審査官が注意を払う必要があるのは、添付図面から直接に、一義的に確定できる技術的特徴だけは開示された内容となる。添付図面から推測された内容或いは文字説明がなく、添付図面を計って得られた寸法及びその間の関係は、開示された内容としてはならない。

3. 新規性の審査

発明又は実用新案の専利出願に新規性を具備するかどうかは、実用性を具備した場合に限って考慮する。

3.1 審査の原則

新規性を審査する時に、以下の原則に基づき判断しなければならない。

(1) 同様の発明又は実用新案

審査を受ける発明又は実用新案の専利出願は、現有技術、又は出願日以前にあらゆる機構や個人が専利局に出願を提出しており、かつ出願日以降（出願日を含む）に公開又は公告された（以下、出願が先行し、公開或いは公告が後行したという）発明又は実用新案の関連内容に比べて、その技術分野、解決しようとする技術的問題、技術方案と期待される効果が実質的に同一である場合には、両者が同様の発明又は実用新案に当たると判断する。注意されたいのは、新規性を判断する時に、審査官はまず、審査を受ける専利出願の技術方案が対比文献の技術方案と実質的に同一であるかを判断しなければならない。もし、専利出願を対比文献により公開された内容と比べた結果、その請求項により限定された技術方案が対比文献により公開された技術方案と実質的に同一であり、そして属する技術分野の技術者が両者の技術方案に基づき、両者が同じ技術分野に適用することができ、同じ技術的問題を解決でき、かつ期待される効果も同じであると確定しているならば、両者は同様の発明又は実用新案であると判断する。

(2) 単独比較

新規性を判断する時に、発明又は実用新案の専利出願の各請求項を、現有技術、又は出願が先行し、公開或いは公告が後行した発明や実用新案の関連する技術的内容と1つずつに、単独に比較しなければならない。それを複数の現有技術、又は出願が先行し、公開或いは公告が後行した発明や実用新案の内容の組み合わせたもの、若しくは1つの対比文献における複数の技術方案の組み合わせと比較してはならない。即ち、発明又は実用新案の専利出願の新規性の判断に当たっては、

単独比較の原則を適用する。これは発明又は実用新案の専利出願の創造性の判断方法と異なる（本部分第四章第 3.1 節を参照する）。

3.2 審査基準

発明又は実用新案に新規性を具備するかどうかを判断するには、専利法 22 条 2 項を基準としなければならない。

当該基準の把握に資する目的から、新規性の判断においてよく見られるような状況を以下に挙げる。

3.2.1 同一内容による発明又は実用新案

保護を請求する発明又は実用新案が、対比文献により開示された技術的内容と完全に同一であるか、若しくは簡単な文字の変換しかない場合には、当該発明又は実用新案には新規性を具備しない。また、前述の内容の同一には、対比文献から直接に、一義的に確定できる技術的内容を含むものと理解すべきである。例えば、1 つの発明専利出願の請求項は「四角結晶体構造を持ち、主相が $\text{Nd}_2\text{Fe}_{14}\text{B}$ である金属間化合物の NdFeB 永久磁石合金で制作された電機回転子鉄芯」である場合、もし対比文献により「NdFeB 磁石体で制作された電機回転子鉄芯」が開示されているなら、前述の請求項の新規性を喪失させることになる。当該分野の技術者が、「NdFeB 磁石体」とは、主相が $\text{Nd}_2\text{Fe}_{14}\text{B}$ である金属間化合物の NdFeB 永久磁石合金であること、そして四角結晶体構造を備えることをよく知っているから。

3.2.2 具体的（下位）概念と一般的（上位）概念

保護を請求する発明又は実用新案は対比文献に比べて、前者ではが一般的（上位）概念を採用し、後者では具体的（下位）概念を採用して、性質が同一種類である技術的特徴を限定しているところのみに区別があるならば、具体的（下位）概念の開示は、一般的（上位）概念により限定された発明又は実用新案の新規性を喪失させることになる。例えば、対比文献に開示された製品が「銅製のもの」である場合、「金属製」の同一の製品についての発明又は実用新案の新規性を喪失させることになる。但し、当該銅製品の開示は銅以外の他の具体的な金属で作られた同一の製品についての発明又は実用新案の新規性を喪失させることにはならない。

逆に、一般的（上位）概念の開示は具体的（下位）概念に限定された発明又は実用新案の新規性に影響を及ぼさない。例えば、対比文献に開示された製品が「金属製のもの」である場合、「銅製」の同一の製品についての発明又は実用新案の新規性を喪失させることはない。また、例えば、保護を請求する発明又は実用新案と対比文献との区別は、発明又は実用新案では「塩素」で対比文献の「ハロゲン族元素」又は具体的なハロゲン族元素の「フッ素」を代えているところだけであれば、対比文献の「ハロゲン族元素」の開示又は「フッ素」の開示は、塩素によ

り限定された発明又は実用新案の新規性を喪失させることにならない。

3.2.3 慣用手段を直接置換えた場合

保護を請求する発明又は実用新案と対比文献との区別は、属する技術分野の慣用手段の直接置換えだけであれば、当該発明又は実用新案には新規性を具備しない。例えば、対比文献ではネジを採用した固定装置を開示しているが、保護を請求する発明又は実用新案では、当該装置のネジによる固定方法をボルトによる固定方法に替えているだけならば、当該発明又は実用新案には新規性を具備しない。

3.2.4 数値と数値範囲

保護を請求する発明又は実用新案に、部品の寸法、温度、圧力及び組成物のコンポーネント・含有量など、数値又は連続して変化する数値範囲により限定された技術的特徴があり、それ以外の技術的特徴が対比文献と同一である場合には、その新規性の判断については以下の各規定に従わなければならない。

(1) 対比文献に開示された数値又は数値範囲は前述の限定された技術的特徴の数値範囲内に入る場合には、保護を請求する発明又は実用新案の新規性を損ねることになる。

[例 1]

専利出願の請求項は 10%～35% (重量) の亜鉛と 2%～8% (重量) のアルミを含み、残部が銅である銅基の形状記憶合金である。対比文献において 20% (重量) の亜鉛と 5% (重量) のアルミを含む銅基の形状記憶合金が開示されている場合、前述の対比文献は当該請求項の新規性を損ねる。

[例 2]

専利出願の請求項はアーチライニングの厚みが 100～400mm である熱処理用台車式炉である。対比文献において、アーチライニングの厚みが 180～250mm である熱処理用台車式炉が開示されている場合、当該対比文献は請求項の新規性を損ねる。

(2) 対比文献で開示した数値範囲が、前述の限定された技術的特徴の数値範囲の一部と重なっているか、若しくは、共通した端点がある場合、保護を請求する発明又は実用新案の新規性を損ねる。

[例 1]

専利出願の請求項は焼成時間が 1～10 時間である窒化ケイ素セラミックスの生産方法である。対比文献に開示された窒化ケイ素セラミックスの生産方法において、焼成時間が 4～12 時間である場合には、焼成時間は 4～10 時間の範囲では重なっているため、当該対比文献は当該請求項の新規性を損ねる。

[例 2]

専利出願の請求項はスプレー塗布時のスプレーガンの出力が 20～50kW になるプラズマスプレー塗布方法である。対比文献では、スプレーガンの出力が 50～

80kW になるプラズマスプレー塗布方法が開示されている場合、50kW という共通の端点があるため、当該対比文献は当該請求項の新規性を損ねる。

(3) 対比文献が開示された数値範囲の両端点は、前述の限定された技術的特徴が離散数値であり、かつ当該両端点のいずれか1つを有する発明又は実用新案の新規性を損ねるが、前述の限定された技術的特徴が当該両端点の間のいずれかの数値である発明又は実用新案の新規性を損ねない。

[例]

専利出願の請求項は乾燥温度が 40℃、58℃、75℃又は 100℃であるチタニア光触媒の製造方法である。対比文献では乾燥温度が 40℃～100℃のチタニア光触媒の製造方法が開示されている場合、当該対比文献は乾燥温度がそれぞれ 40℃と 100℃になる際の請求項の新規性を損ねるが、乾燥温度がそれぞれ 58℃と 75℃になる際の請求項の新規性を損ねない。

(4) 前述の限定された技術的特徴の数値又は数値範囲は、対比文献で開示した数値範囲内に入っており、かつ対比文献で開示した数値範囲とは共通の端点がない場合には、対比文献は保護を請求する発明又は実用新案の新規性を損ねない。

[例 1]

専利出願の請求項はリング径が 95mm である内燃機関用ピストンリングである。対比文献ではリング径が 70～105mm である内燃機関用ピストンリングが開示されている場合、当該対比文献は当該請求項の新規性を損ねない。

[例 2]

専利出願の請求項は重合度が 100～200 であるエチレン・プロピレン共重合物である。対比文献では重合度が 50～400 であるエチレン・プロピレン共重合物が開示されている場合、当該対比文献は当該請求項の新規性を損ねない。

数値範囲についての補正は、本部分第八章第 5.2 節の規定を適用する。一般式で示される化合物についての新規性の判断は、本部分第十章第 5.1 節の規定を適用する。

3.2.5 性能、パラメータ、用途又は製造方法などの特徴を含む製品の請求項
性能、パラメータ、用途又は製造方法などの特徴を含む製品の請求項の新規性の審査は以下の原則に従って行わなければならない。

(1) 性能、パラメータ特徴を含む製品の請求項

この類の請求項について、請求項における性能、パラメータ特徴は、保護を請求する製品にある特定の構造及び/又は組成を備えていることが暗に含まれているかを考慮しなければならない。当該性能、パラメータは、保護を請求する製品の対比文献と区別される構造及び/又は組成が暗に含まれている場合には、当該請求項は新規性を具備する。逆に、属する技術分野の技術者は当該性能、パラメータに基づいても、保護を請求する製品を対比文献と区別できないならば、保護を請求する製品が対比文献と同一であることを推定できるため、出願された請求項

に新規性を具備しないことになるが、出願人は出願書類又は現有技術に基づき、請求項の中の性能、パラメータ特徴を含めた製品が、対比文献の製品と構造及び/又は組成において違うことを証明できる場合を除く。例えば、専利出願の請求項が X 回折データなど複数種のパラメータにより特徴づけた結晶形態の化合物 A であり、対比文献で開示されたのも結晶形態の化合物 A である場合、もし、対比文献の開示内容に基づいても、両者の結晶形態を区別できなければ、保護を請求する製品が対比文献の製品と同一であることを推定でき、当該出願された請求項は、対比文献に比べて、新規性を具備しないことになるが、出願人は出願書類又は現有技術に基づき、出願された請求項により限定された製品が対比文献に開示された製品とは結晶形態において確かに異なることを証明できる場合を除く。

(2) 用途特徴を含む製品の請求項

この類の請求項について、請求項における用途特徴は保護を請求する製品にある特定の構造及び/又は組成を備えていることが暗に含まれているかを考慮しなければならない。もし、当該用途は製品そのものの固有の特性によって決まるものであり、用途特徴にも製品の構造及び/又は組成上の変化が暗に含まれていないならば、当該用途特徴に限定された製品請求項は対比文献の製品に比べては新規性を具備しない。例えば、抗ウイルス用の化合物 X の発明は、触媒用化合物 X の対比文献に比べると、化合物 X の用途が変化しているものの、その本質的な特性を決定する化学構造式には何らかの変化もないため、抗ウイルス用化合物 X の発明は新規性を具備しない。但し、もし当該用途には製品が特定の構造及び/又は組成が暗に含まれているならば、つまり、当該用途に製品の構造及び/又は組成上の変化を示すこととなり、当該用途における製品の構造及び/又は組成を限定する特徴を考慮しなければならない。例えば、「クレーン用フック」はクレーンの寸法と強度などの構造だけに対応するフックを指すものであり、同じ形状を持つ一般つり人向けの「魚釣り用フック」に比べて、構造が異なり、両者は違う製品である。

(3) 製造方法の特徴を含む製品の請求項

この類の請求項について、当該調整方法により、製品にある特定の構造及び/又は組成をもたらすかを考慮しなければならない。もし、属する技術分野の技術者は、当該方法が必然的に、対比文献の製品と異なる特定の構造及び/又は組成を製品にもたらすことを断定できれば、当該請求項は新規性を具備する。逆に、もし出願された請求項により限定された製品は対比文献の製品に比べて、記述された方法が違うものの、製品の構造及び組成が同じであれば、当該請求項は新規性を具備しない。ただし、出願人は出願書類又は現有技術に基づき、当該方法により、製品に構造及び/又は組成上で対比文献の製品と異なる結果をもたらすか、若しくは当該方法で対比文献の製品と異なる性能を与えることを証明することにより、その構造及び/又は組成上で変化していることを示している場合は除く。例えば、専利出願の請求項は X 方法で作られたガラスカップであり、対比文献に開示されたのは Y 方法で作られたガラスカップである。両方法で作られたガラスカッ

プの構造、形状、構成材料が同じであれば、出願された請求項は新規性を具備しない。逆に、もし前述の X 方法に、対比文献には記載していない特定の温度における焼きなまし手順を含めており、当該方法により

作られたガラスカップは耐砕性において、対比文献のガラスカップより明らかに高まっているならば、保護を請求するガラスカップは製造方法によって、マイクロ構造上で変化し、対比文献の製品と異なる内部構造を有することが示されたため、当該請求項は新規性を具備する。

前述の 3.2.1～3.2.5 節の基準は同様に、創造性の判断におけるこの種の技術的特徴が同一であるかという比較判断に適用する。

4 優先権

専利法 29 条の規定によると、出願人は同一の主題の発明又は実用新案について、外国で初めて専利出願を提出した日から起算する 12 ヶ月以内に、中国で再び出願を提出する場合、当該外国と中国が締結した協定又は共に加盟している国際条約に基づき、若しくは相互に優先権を認めるとの原則に基づき、優先権を享有することができる。こうした優先権は外国優先権と呼ばれる。

出願人は同一主題の発明又は実用新案について、中国で初めて専利出願を提出した日から起算する 12 ヶ月以内に、当該発明専利出願を基に、再び専利局に発明専利出願又は実用新案専利出願を提出する場合、或いは当該実用新案専利出願を基に、再び専利局に実用新案専利出願又は発明専利出願を提出する場合、優先権を享有することができる。こうした優先権を国内優先権と呼ばれる。

4.1 外国優先権

4.1.1 外国優先権を享有する条件

外国優先権を享有する専利出願は以下の条件を満足しなければならない。

(1) 出願人は同一の主題の発明創造について、外国で初めて専利出願を提出した（以下、外国初回出願と言う）後、再び中国で専利出願（以下、中国後願と言う）を提出している。

(2) 発明及び実用新案の場合、中国後願の出願日は外国初回出願日から起算する 12 ヶ月間より遅れてはならない。

(3) 出願人が初回出願を提出した国又は政府間組織は、中国と協定を締結し、又は共に国際条約に加盟しているか、或いは優先権の原則を相互に認める国や政府間組織でなければならない。

外国優先権を享有する発明創造は、外国初回出願の審査の最終結果とは関係がない。当該初回出願が関連する国や政府間組織で確定された出願日を獲得してさえいれば、外国優先権を主張する基礎にすることができる。

4.1.2 同一主題の発明創造の定義

専利法 29 条に言う同一主題の発明或いは実用新案は、技術分野、解決しようとする技術的問題、技術方案、及び期待される効果が同一な発明或いは実用新案を言う。ただし、ここで言う同一とは、文字上の記載或いは記述方法が完全に一致していることを意味しないので注意してほしい。

審査官が注意を払うべきなのは、中国後願の請求項に限定された技術方案は、外国初回出願に記載してさえいれば、当該初回出願の優先権を享有することができ、当該初回出願の権利要求書に含まれることを要求しなくても良い（優先権の照合については、本部分第八章第 4.6 節の規定を適用する）。

4.1.3 外国優先権の効力

出願人が外国初回出願の後に、優先権の期限内に同一主題の発明創造について中国で提出した専利出願は、当該外国初回出願の出願日に出願したものと見なす。優先権の期間内に、即ち、初回出願の出願日と後願の出願日の間において、あらゆる機構又は個人が同一主題の出願を提出し、又はこの発明創造の公開や利用により、効力が失うことはない。

また、優先権の期間内に、如何なる機構や個人でも同一主題の発明創造について専利出願を提出する可能性がある。優先権の効力により、如何なる機構や個人が提出した同一主題の発明創造についての専利出願も、専利権が付与されることはできない。つまり、優先権の基礎となる外国初回出願の存在によって、外国初回出願の出願日から中国後願の出願日までの間に、如何なる機構や個人が出願した同一主題の発明創造の専利出願でも、新規性を失うことで専利権が付与されることはできない。

4.1.4 外国の複数優先権と外国の部分優先権

専利法実施細則 33 条 1 項の規定によると、出願人は 1 件の専利出願において、1 つ又は複数の優先権を主張することができる。複数優先権を主張する場合、当該出願の優先権の期限は一番早い優先権日から計算する。

外国の複数優先権と外国の部分優先権についての規定は以下に挙げる。

(1) 複数優先権を主張する専利出願は、専利法 31 条及び専利法実施細則 34 条の単一性の規定に合致しなければならない。

(2) 複数優先権の基礎となる外国初回出願は、異なる国又は政府間組織で出願されたものでも良いとする。例えば、中国後願において、A と B の 2 つの技術方案が記載されており、その中の A はフランスでの初回出願に記載されたもので、B はドイツでの初回出願に記載されたものである。両者とも、中国後願の出願日以前の 12 ヶ月間以内にそれぞれフランスとドイツで出願されたものである。この場合には、中国後願は複数優先権を享有できる。即ち、A はフランスでの優先権日を享有し、B はドイツでの優先権日を享有する。もし前述の A と B が選択可能な

技術方案であり、出願人は「或いは」との構造により、A と B を中国後願のある請求項に記載している場合、中国後願は同様に、複数優先権を享有できる。即ち、異なる優先権日を有する。但し、もし中国後願に記載されたある技術方案は、外国初回出願には別々に記載された 2 つ或いは 2 つ以上の異なる技術的特徴を組み合わせたものならば、優先権を享有することはできない。例えば、中国後願で開示されたある技術方案は、1 件の外国初回出願で開示された特徴 C と別の外国初回出願で開示された特徴 D の組み合わせである、特徴 C と D をふくめた技術方案が、前述の 2 つの外国初回出願には記載されていない場合、中国後願では、この 2 つの外国初回出願を基礎とした外国優先権を享有することができない。

(3) 外国優先権を主張する出願において、外国優先権の基礎となる出願に記載された技術方案を含める以外、更に 1 つ又は複数の新規技術方案を含めても良いとする。例えば、中国後願に、外国初回出願の技術方案の記載のほかに、その技術方案の更なる改善又は整備を施した新規技術方案も記載している場合、例えば、説明書における新規追加の実施形態又は実施例を反映している従属請求項の追加、或いは単一性に合致した独立請求項の追加などの場合には、審査官は、中国後願の権利要求書で追加された技術方案が外国初回出願に記載されていないことを理由に、優先権の付与を拒否し、若しくはその出願を拒絶してはならない。中国後願において主張されたもので、外国初回出願と主題の同一な発明創造に対して優先権を付与しなければならない。外国初回出願の出願日とその有効日、即ち優先権日である。その他は中国後願の出願提出日を出願日とする。当該中国後願の一部の技術方案は外国優先権を享有するため、外国の部分優先権と呼ばれる。

4.2 国内優先権

4.2.1 国内優先権を享有する条件

国内優先権を享有する専利出願は以下の条件を満足しなければならない。

(1) 発明或いは実用新案専利出願のみに適用する。

(2) 出願人が、同一主題の発明或いは実用新案について、中国で初めて専利出願（以下、中国初回出願とする）を提出した後、再び専利局に専利出願（以下、中国後願とする）を提出している。

(3) 中国後願の出願日は中国初回出願日から起算する 12 ヶ月間より遅れてはならない。

優先権が主張される中国先行出願の主題は、以下に挙げられる状況の 1 つが当たる場合、国内優先権を主張する基礎にしてはならない。

1) 既に外国優先権、又は国内優先権を主張している場合。但し、外国優先権又は国内優先権を主張したものの、優先権をまだ享有していない場合は除く；

2) 既に専利権が付与された場合；

3) 専利法実施細則 42 条の規定によって提出された分割出願に該当する場合。

注意されたいのは、出願人が国内優先権を主張している場合、国内優先権の基礎となる中国初回出願は中国後願の出願日より取り下げられたものと見なされる。

4.2.2 同一主題の発明又は実用新案の定義

本章第 4.1.2 節の規定を適用する。

4.2.3 国内優先権の効力

本章第 4.1.3 節の規定を参照する。

4.2.4 国内の複数優先権と国内の部分優先権

専利法実施細則 33 条 1 項の規定は、外国の複数優先権のみならず、国内の複数優先権にも適用する。国内の複数優先権と国内の部分優先権についての規定は以下に挙げる。

(1) 複数優先権を主張する専利出願は、専利法 31 条及び専利法実施細則 34 条の単一性の規定に合致しなければならない。

(2) 1 件の中国後願に複数の技術方案が記載されている。例えば、記載された A、B、C の 3 つの技術方案はそれぞれ、3 件の中国初回出願において記載されていた場合、当該中国後願は複数優先権を主張することができる。即ち A、B、C は個々の中国初回出願の出願日を優先権日とする。

(3) 技術方案 A と実施例 a_1 、 a_2 、 a_3 が記載されている 1 件の中国後願に、実施例 a_1 だけが中国初回出願に記載されている場合、当該中国後願の a_1 は国内優先権を享有することができ、他のは国内優先権を享有することができない。

(4) 技術方案 A と実施例 a_1 、 a_2 が記載されている中国後願において、技術方案 A 及び実施例 a_1 は中国初回出願に既に記載されている場合、後願の技術方案 A 及び実施例 a_1 は国内優先権を享有することができ、実施例 a_2 は国内優先権を享有することができない。

指摘しておかなければならないのは、本項で言う場合において、技術方案 A で保護を請求する範囲が、実施例 a_1 だけでは十分な支持が得られないならば、出願人は技術方案 A に対する支持を得るため、実施例 a_2 を補充することができる。但し、もし a_2 が中国後願の提出した時点では、すでに現有技術となっていたならば、 a_2 を削除し、A を a_1 に支持される範囲までに制限しなければならない。

(5) 中国初回出願と後願に続き、出願人が再び 2 件目の後願を提出している。中国初回出願に技術方案 A_1 だけが記載されている。1 件目の後願に技術方案 A_1 、 A_2 が記載され、その中の A_1 はすでに中国初回出願の優先権を享有している。2 件目の後願には技術方案 A_1 、 A_2 、 A_3 を記載している。2 件目の後願にとって、その方案 A_2 で 1 件目の後願の優先権を主張することができる。方案 A_1 にとって、当該 1 件目の後願において方案 A_1 はすでに優先権を享有しているため、1 件目の後願の優先権を再び主張することができないが、中国初回出願の優先権を主張する

ことができる。

5. 新規性を喪失しない猶予期間

専利法 24 条では、専利を出願する発明創造は、出願日以前の 6 ヶ月間以内に、以下に挙げられる状況の 1 つに当たる場合、新規性を喪失しないと規定している。

1. 中国政府が主催する又は承認した国際展示会で初めて展示された場合；
2. 規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合；
3. 他者が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

前述の 3 つの状況に対する審査は、本指南第一部分第一章第 6.3 節の規定を適用する。

専利を出願する発明創造について、出願日以前の 6 ヶ月以内に、専利法 24 条で規定された 3 つの状況のうち 1 つが発生した場合、当該出願は新規性を喪失しない。つまり、この 3 つの状況は当該出願に影響を与える現有技術とならない。ここに言う 6 ヶ月の期限は猶予期間又は優遇期間と呼ばれる。

猶予期間と優先権の効力が異なる。猶予期間は出願人（考案者を含む）による何らかの開示、又は第三者が出願人或いは考案者から適法的な手段、又は適法でない手段で得た発明創造の何らかの開示を、当該専利出願の新規性と創造性を損ねない開示として認めているだけのことである。実際に、発明創造は開示されると、現有技術となるが、このような開示は一定の期限以内には、出願人による専利出願にとって、新規性と創造性に影響を与える現有技術として見なさない程度にとどまり、発明創造の開示日を専利出願の出願日としたわけではない。従って、開示日から出願を提出するまでの間、もし第三者が独自で同一の発明創造を創出し、かつ出願人が専利出願を提出する前に専利出願をしているなら、先願主義の原則によると、出願人は専利権を取得することができなくなる。もちろん、出願人（考案者を含む）による開示で、その発明が現有技術となり、第三者の出願に新規性を有しないもので、専利権を取得できない。

専利法 24 条に規定された状況の何れか 1 つが発生した日から起算する 6 ヶ月以内で、出願人が出願する前に、発明創造を再び開示された場合、その開示で前述の 3 つの状況に該当しない限り、当該出願はこの以降の開示により新規性を喪失する。再度の開示で前述の 3 つの状況に該当する場合、当該出願はそれで新規性を喪失することにならないが、猶予期間は発明創造の初回開示日より起算する。

専利出願で専利法 24 条 (3) 号に言う状況に当たる場合、専利局は必要な際に、該状況の発生日及び実体的な内容を証明する証明書類の提出を出願人に求めて良いとする。

出願人は専利法実施細則 30 条 3 項の規定に基づいた声明及び証明書類を提出していない場合（本指南第一部分第一章第 6.3 節を参照する）、若しくは専利法実施細則 30 条 4 項の規定に基づいた指定された期限以内に証明書類を提出していない場合、その出願は専利法 24 条に規定された新規性の猶予期間を享有することがで

きない。

専利法 24 条の適用について争議が生じた場合、この規定の効力を主張する片方は挙証し、或いは納得できるように説明する責任を持つ。

6. 同一の発明創造についての処理

専利法 9 条の規定によると、同一の発明創造には 1 件の専利権だけを付与することができる。2 名以上の出願人がそれぞれ同様の発明創造について専利を出願する場合、専利権は一番先に出願した者に付与する。

前述の条項は専利権を重複付与してはならない原則を規定している。同一の発明創造に対する複数の専利権の付与禁止は権利同士の衝突を防ぐためである。

発明又は実用新案にとって、専利法 9 条又は専利法実施細則 41 条に記載する「同一の発明創造」とは、2 つ又は 2 つ以上の出願（又は専利）に存在し、保護範囲が同一である請求項を言う。

先行出願が抵触出願となり、又は公開されたものが現有技術となる場合、専利法 9 条に基づく代わりに、専利法 22 条 2、3 項に基づき、後願（又は専利）を審査しなければならない。

6.1 判断の原則

専利法 59 条 1 項では、発明又は実用新案の専利権の保護範囲はその請求項の内容を基準とし、説明書及び添付図面は請求項の内容に対する解釈に使用することができる」と規定している。権利の重複付与を防ぐために、同一の発明創造であるかを判断する時には、権利要求書を専利出願又は専利書類の全ての内容と比較せず、2 つの発明又は実用新案の専利出願、或いは専利の権利要求書の内容を比較しなければならない。

判断時において、もしある専利出願又は専利の 1 つの請求項は別の専利出願又は専利の 1 つの請求項の保護範囲と同一であれば、同一の発明創造であると認めなければならない。

2 つの専利出願又は専利の説明書の内容が同一であるが、その請求項の保護範囲が異なる場合、保護を請求する発明創造は異なるものと認めなければならない。例えば、同じ出願人が提出した 2 つの専利出願の説明書に、同じ製品及び当該製品の製造方法が記載されており、その中の 1 件の専利出願の権利要求書で要求した保護範囲は当該製品であって、もう 1 件の専利出願の権利要求書で要求した保護範囲は当該製品の製造方法である場合に、保護を求めている対象は異なる発明創造であると認めなければならない。注意されたいのは、請求項の保護範囲において一部だけが重なっている場合には、同一の発明創造に該当しない。例えば、請求項において連続した数値範囲で限定された技術的特徴がある場合、その連続した数値範囲は別の発明又は実用新案の専利出願又は専利の請求項における数値範囲と完全に同一でない場合には、同一の発明創造に該当しない。

6.2 処置方式

6.2.1 二件の専利出願の処置

6.2.1.1 同一出願人の場合

審査中において、同一出願人が同日（出願日を指す。優先権がある場合には、優先権日を指す）に同一の発明創造について、2つの専利出願を提出し、かつこの2つの出願がその他の専利権付与条件に合致している場合に、同2つの出願については、出願人に選択又は補正を行うよう、別々に通知しなければならない。出願人が期限内に回答しない場合に、対応した出願を取下げたものと見なされる。出願人による意見陳述、又は補正の後でも、専利法9条1項の規定に合致しない場合には、2つの出願を拒絶する。

6.2.1.2 出願人が異なる場合

審査中において、異なる出願人が同日（出願日を指す。優先権がある場合には、優先権日を指す）に同一の発明創造について専利出願をそれぞれ提出し、かつこの2つの出願がその他の専利権付与条件に合致している場合には、専利法実施細則41条1項の規定に基づき、自ら協議した上で出願人を確定するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が期限内に回答しない場合に、出願を取下げたものと見なされる。協議が成立しない、若しくは出願人による意見陳述、又は補正の後でも、専利法9条1項の規定に合致しない場合には、2つの出願を拒絶する。

6.2.2 一件の専利出願と一つの専利権の処理

1件の専利出願の審査過程において、同じ出願人が同日（出願日を指す。優先権がある場合には、優先権日を指す）に同一の発明創造について提出した別の専利出願に専利権が付与され、かつ専利権が付与されていない専利出願がその他の専利権付与条件に合致している場合には、出願人に補正するよう通知しなければならない。出願人は期限内に回答しない場合に、その出願を取下げたものと見なされる。出願人による意見陳述、又は補正の後でも、専利法9条1項の規定に合致しない場合には、その専利出願を拒絶する。

但し、同じ出願人が同日（出願日のみを指す）に同一の発明創造について、実用新案と発明の両方を出願しており、先に取得した実用新案専利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、発明専利出願の補正のみならず、実用新案専利権の放棄によって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明専利出願を審査している過程において、もし当該発明専利出願がその他の専利権付与条件に合致しているならば、出願人に選

択又は補正を行うよう通知しなければならない。出願人は付与された実用新案専利権の放棄を選択した場合には、審査意見通知書の回答に、実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。この際は、付与条件に合致しており、まだ付与されていない発明専利出願に対し、権利付与通知書を出すとともに、前述の実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登記、公告し、公告には前述の実用新案専利権が発明専利権の査定公告日より消滅する旨を明記しなければならない。

第四章 創造性

1. 序文

専利法 22 条 1 項の規定によると、専利権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性と実用性を具備しなければならない。従って、専利出願する発明及び実用新案に創造性を具備することは、専利権を付与するための必要条件の 1 つである。本章は発明の創造性審査のみについて規定している。

2. 発明の創造性の概念

発明の創造性とは現有技術に比べて、当該発明に突出した実質的特徴と顕著な進歩があることを言う。

2.1 現有技術

専利法 22 条 3 項で言う現有技術とは、専利法 22 条 5 項と本部分第三章第 2.1 節で定義した現有技術を指す。

専利法 22 条 2 項に言うような、出願日以前にあらゆる機構又は個人が専利局に出願を提出しており、かつ出願日以降に公開された専利出願書類又は公告された専利書類に記載された内容は、現有技術に該当しないため、発明の創造性の評価時には考慮しないものとする。

2.2 突出した実質的特徴

発明に突出した実質的特徴があるとは、属する技術分野の技術者にとって、発明は現有技術に比べて非自明的であることを指す。属する技術分野の技術者が現有技術を基に、単なる論理に合った分析や推理又は限られた試験により得られるような発明は自明的であり、突出した実質的特徴を具備しないものである。

2.3 顕著な進歩

発明に顕著な進歩があるとは、発明は現有技術に比べて、有益な技術的效果をもたらすことを指す。例えば、発明で現有技術に存在する欠陥や不足を克服し、若しくはある技術的問題の解決に構想の異なる技術方案を提供し、或いはある新規な技術発展の傾向を表している場合など。

2.4 属する技術分野の技術者

発明に創造性を具備しているかどうかは、属する技術分野の技術者の知識と能力に基づき評価しなければならない。属する技術分野の技術者とは、その技術分野の技術者とも呼ばれるが、ある仮定の「人」を指すものであり、出願日又は優先権日以前に、発明が属する技術分野における全ての一般的な技術的知識を知っており、その分野における全ての現有技術を知り得るとともに、その日以前の通常の実験の手段を運用する能力を有するが、創造能力は有しないことを仮定した

ものである。解決しようとする技術的問題は、その技術分野の技術者がその他の技術分野から技術的手段を探すように促すことができるならば、その人には、その他の技術分野から、当該出願日又は優先権日以前の関連する現有技術や、一般的な技術的知識、通常の実験の手段を知り得る能力を有しなければならない。

この概念を設定したのは、審査基準の統一、審査官の主観的要素による影響を極力回避することが目的である。

3. 発明の創造性の審査

1 件の発明専利出願に創造性を具備するかどうかは、その発明が新規性を備えた前提に限って考慮するものとする。

3.1 審査の原則

専利法 22 条 3 項の規定によると、発明に創造性を具備しているかどうかを審査する時に、発明に突出した実質的特徴を有するかを審査するとともに、顕著な進歩を有するかを審査しなければならない。

発明に創造性を具備しているかどうかを評価する時に、審査官は発明の技術方案そのもののみならず、発明が属する技術分野、解決しようとする技術的問題、得られる技術的効果も考慮し、発明を 1 つの完全体として見なければならない。

新規性の「単独比較」の審査原則（第二部分第三章 3.1 節を参照する）と異なっていて、創造性を審査する時には、1 つ又は複数の現有技術の中の異なる技術的内容を組み合わせた上で保護を請求する発明について評価するものとする。

ある独立請求項に創造性を具備している場合、その独立請求項の従属請求項の創造性は審査しない。

3.2 審査基準

発明に創造性を具備するかどうかの評価に当たっては、専利法 22 条 3 項を基準としなければならない。この基準の正確な把握に資するために、以下に突出した実質的特徴の一般的な判断方法及び顕著な進歩の判断基準を個々に挙げる。

3.2.1 突出した実質的特徴の判断

発明に突出した実質的特徴を有するかどうかを判断することは、その分野の技術者にとって、保護を請求する発明が現有技術に比べて自明的であるかどうかを判断することである。

保護を請求する発明が現有技術に比べて自明的である場合に、突出した実質的特徴を有しない。逆に、比較した結果、保護を請求する発明は現有技術に比べて非自明的であることが示された場合には、突出した実質的な特徴を有するものである。

3.2.1.1 判断方法

保護を請求する発明が現有技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる3つの手順に沿って行って良いとする。

(1) 最も近似した現有技術を確定する

最も近似した現有技術とは、現有技術において保護を請求する発明と最も密接に関連している1つの技術方案を言う。これは、発明に突出した実質的特徴を有するかどうかを判断する基礎になる。最も近似した現有技術は、例えば、保護を請求する発明の技術分野と同一であり、解決しようとする技術的問題、技術的効果又は用途が最も近似し、及び/又は発明の技術的特徴を最も多く開示している現有技術、若しくは、保護を請求する発明の技術分野とは違うが、発明の機能を実現でき、かつ発明の技術的特徴を最も多く開示している現有技術など。注意されたいのは、最も近似した現有技術を確定する時に、先ずは技術分野が同一又は近似している現有技術を考慮しなければならない。

(2) 発明の区別される特徴及び発明で実際に解決する技術的問題を確定する

審査において、発明で実際に解決する技術的問題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、先ずは保護を請求する発明が最も近似した現有技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で達成できる技術的効果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的問題とは、より良好な技術的効果を得るために最も近似した現有技術に対し改善する必要がある技術的任務を言う。

審査の過程において、審査官が認定する最も近似した現有技術は、出願人が説明書において説明している現有技術と異なる可能性もあるため、最も近似した現有技術に基づき改めて確定した、発明で実際に解決する技術的問題は、説明書において説明している技術的問題と異なる可能性がある。こうした場合に、審査官が認定した最も近似した現有技術に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を改めて確定しなければならない。

改めて確定した技術的問題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分野の技術者が当該出願の説明書の記載内容からその技術的効果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的効果でも改めて確定した技術的問題の基礎となることができる。

(3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する

この手順において、最も近似した現有技術及び発明で実際に解決する技術的問題に着手して、保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断しなければならない。判断の過程において確定するのは、現有技術が全体として、ある種の技術的示唆が存在するかということ、つまり現有技術の中から、前述の区別される特徴をその最も近似した現有技術に運用することによ

り、そこに存在する技術的問題（即ち、発明で実際に解決する技術的問題）を解決するための示唆が示されているかということである。このような示唆は、その分野の技術者がその技術的問題に直面した時に、その最も近似した現有技術を改善して、保護を請求する発明を得るために動機づけるものである。現有技術にこのような技術的示唆が存在する場合には、発明は自明的であり、突出した実質的特徴を有しない。

以下に挙げられる状況は通常、現有技術に前述の技術的示唆が存在すると考えられる。

(i) 前述の区別される特徴は公知の常識である。例えば、当分野において、当該改めて確定された技術的問題を解決する通常的手段、或いは教科書や参考書などで開示されたその改めて確定された技術的問題を解決するための技術的手段など。

【例】

保護を請求する発明は「アルミニウムを用いて製造される建築部材」であり、解決しようとする技術的問題は建築部材の重量を軽減させることである。ある対比文献では同一の建築部材を開示しているとともに、建築部材が軽質材料であることを説明しているが、アルミニウム材を用いるとは言っていない。しかし、建築標準では、アルミニウムが1種の軽質材料であること、建築部材として良いことがすでに明示されている。当該保護を請求する発明は明らかに、アルミニウム材が軽質であるという公知の性質を運用している。従って、現有技術には前述の技術的示唆が存在すると考えられる。

(ii) 前述の区別される特徴は最も近似した現有技術と関連する技術的手段である。例えば、同一の対比文献のその他の部分に開示された技術的手段が当該その他の部分で果たす役目は、その区別される特徴が保護を請求する発明の中においてその改めて確定された技術的問題を解決するための役目と同じである場合など。

【例】

保護を請求する発明は「真空ボックスの全体的な漏れを検出する全体漏れ検出装置と、漏れたヘリウムガスを回収する回収装置と、サクシオンガンを用意する、具体的な漏れ箇所を検出するヘリウム質量分析漏れ検知器とを備えるヘリウムガス漏れ検出装置」である。

対比文献1のある部分では「真空ボックスの全体的な漏れを検出する全体漏れ検出装置と、漏れたヘリウムガスを回収する回収装置とを備える全自動ヘリウムガス漏れ検出システム」を開示している。この対比文献1の別の部分は「サクシオンガンを用意するヘリウムガス漏洩箇所検出装置」を開示し、この漏れ箇所検出装置は具体的に漏れた箇所を検出するヘリウムリークディテクターでも良いと明示している。この部分に記載されたヘリウムリークディテクターと保護を請求する発明のヘリウムリークディテクターの役目は同じである。対比文献1の別の部

分の教示に基づき、その分野の技術者は容易に対比文献1の2つの技術方案を組み合わせて本件発明の技術方案にすることができる。従って、現有技術に前述の技術的示唆が存在すると考えられる。

(iii) 前述の区別される特徴は別の対比文献に開示されている関連の技術的手段であり、当該技術的手段がこの対比文献において果たす役目が、その区別される特徴が保護を請求する発明においてその改めて確定された技術的問題を解決するための役目と同じである。

【例】

保護を請求する発明は「ブレーキ表面を清浄するために使用する水を排出するための排水溝を設けたグラファイトディスクブレーキ」である。発明が解決しようとする技術的問題は、摩擦によって発生する制動を妨害するブレーキ表面のグラファイト屑をどのように清浄するかである。対比文献1は「グラファイトディスクブレーキ」を記載している。対比文献2は「金属ディスクブレーキに設けた該ブレーキ表面に付着した埃を洗い流すための排水溝」を開示している。

保護を請求する発明と対比文献1の区別点は、この発明がグラファイトブレーキの表面に凹溝を設けていることであるが、この区別される特徴は対比文献2に開示されている。対比文献1のグラファイトディスクブレーキは摩擦によってブレーキ表面に屑を発生させ、制動が妨害される。対比文献2の金属ディスクブレーキは表面に埃が付着することによって制動が妨害される。制動の妨害という技術的問題を解決するために、前者は屑を取り除き、後者は埃を取り除く必要がある。これは性質が同一な技術的問題になる。グラファイトディスクブレーキの制動問題を解決するために、その分野の技術者は対比文献2の示唆に基づき水で洗い流すこと、そして凹状溝をグラファイトディスクブレーキに設け、屑を洗い流した水を凹溝から排出することを容易に想到できる。対比文献2の凹状溝の役目と発明が保護を請求する技術方案の凹状溝の役目は同じであるため、その分野の技術者には対比文献1と対比文献2を組み合わせ、この発明の技術方案を得ることに動機付けられる。従って、現有技術に前述の技術的示唆が存在すると考えられる。

3.2.1.2 判断の例示

専利出願する請求項は、「耐熱ニッケル基合金Aからなる主体と、バルブヘッドを備える改良された内燃機関排気バルブであって、前記バルブヘッドはニッケル基合金Bからなる被覆層がコーティングされていることを特徴とする内燃機関排気バルブ」である。発明で解決しようとする技術的問題はヘッドの耐腐蝕、耐高温ということである。

対比文献1は「主体と、バルブヘッドを備える改良された内燃機関排気バルブであって、前記主体は耐熱ニッケル基合金Aからなり、前記バルブヘッドの被覆層には主体と異なる別の合金が使用されていることを特徴とする内燃機関排気バ

バルブ」を開示している。そして対比文献 1 では更に、高温及び腐蝕環境に適応させるため、前記被覆層には耐高温及び耐腐蝕特性を有する合金を選んでも良いことを明示している。

対比文献 2 はニッケル基合金材料の技術的内容を開示している。そしてニッケル基合金 B が極めて劣化した腐食性環境及び高温の影響に対し優れた耐性を有し、このニッケル合金 B は発動機の排気バルブに使用できることを明示している。

2 つの対比文献のうち、対比文献 1 は専利出願と技術分野が同一であり、解決しようとする問題も同一であり、そして専利出願の技術的特徴を最も多く開示している。従って、対比文献 1 は最も近似した現有技術であると考えられる。

専利出願の請求項を対比文献 1 と比べた結果、発明において保護を請求する技術方案と対比文献 1 の区別点は、発明では高温及び腐蝕性環境に一層適応させるため、バルブヘッドの被覆層をニッケル基合金 B という具体的な材料に限定したところである。これにより、発明で実際に解決する技術的問題は、発動機の排気バルブを如何にして高温及び腐蝕性作業環境に一層適応させるかというものであることが分かる。

対比文献 2 に基づき、その分野の技術者はニッケル基合金 B が発動機の排気バルブに適するものであり、耐腐蝕性や耐高温性を向上させる役目を果たすことができることを明確に知り得る。これは、この合金が本件発明において果たす役目と同一である。従って、対比文献 2 は、ニッケル基合金 B を耐腐蝕性及び耐高温性が求められるバルブヘッドの被覆層に用いられるという技術的示唆を示したことにより、その分野の技術者には対比文献 2 と対比文献 1 を組み合わせて、当該専利出願の請求項の技術方案を成すことを動機づけたと考えられる。従って、その専利出願で保護を請求する技術方案は現有技術に比べて自明的である。

3.2.2 顕著な進歩の判断

発明に顕著な進歩を有するかどうかを評価する時には主に、発明に有益な技術的效果を有しているかどうかを考慮しなければならない。以下に挙げられる状況は通常、発明に有益な効果を有し、顕著な進歩を有するものと認めるべきである。

(1) 発明は現有技術に比べて、より良好な技術的效果を有する。例えば、品質の改善、生産量の向上、エネルギーの節約、環境汚染の防止と処置など。

(2) 発明で技術的構想が違う技術方案が提供されており、その技術的效果はほぼ現有技術の水準に達している。

(3) 発明はある新規な技術発展の傾向を表している。

(4) ある側面においてマイナス効果も有するが、発明はその他の側面において明らかに積極的な技術的效果を有する。

4. カテゴリーの異なる幾つかの発明の創造性の判断

注意すべきことは、本節における発明カテゴリーの区分は、主に発明と最も近

似した現有技術との区別される特徴の特点を根拠としている。このような区分は、参考的なものに過ぎない。審査官は出願案件を審査する時に、無理に適用させることなく、各発明の具体的な状況に基づき客観的に判断しなければならない。

以下では異なるカテゴリーの発明の創造性判断について例を挙げて説明する。

4.1 パイオニア発明

パイオニア発明とは、全く新規な技術方案であって、技術史上ではかつて例がなく、ある時期の人類科学技術の発展に新紀元を開かせる技術方案を言う。

パイオニア発明は現有技術に比べて、突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。例えば、中国の四大発明である羅針盤、製紙技術、活字印刷技術、火薬など。また、パイオニア発明の例として、蒸気機関、白熱灯、ラジオ、レーダー、レーザー、コンピュータを利用した漢字入力などが挙げられる。

4.2 組合せ発明

組合せ発明とは、現有技術に客観的に存在する技術的問題を解決するために、幾つかの技術方案を組み合わせて、1つの新規な技術方案を成すことを言う。

組合せ発明の創造性を判断する時に、通常は、組み合わせた後の各技術的特徴は機能上で相互に支持し合うかどうか、組み合わせの難易度、現有技術には組み合わせについての示唆が存在しているかどうか、組み合わせた後の技術的效果などを考慮する必要がある。

(1) 自明的な組み合わせ

保護を請求する発明は単に、幾つかの既知の製品又は方法を組み合わせ、又はつなぎ合わせて、各々は通常の方法で作動しており、かつ総体的な技術的效果は各組み合わせた部分の効果の総和であり、組み合わせた後の各技術的特徴同士は機能上で相互作用の関係がなく、単純な重ね合わせに過ぎない場合、このような組合せ発明は創造性を具備しない。

【例】

電子時計付きボールペンの発明。発明の内容は既知の電子時計を既知のボールペン本体に取り付けたものである。電子時計とボールペンを組み合わせた後、両者は各々通常の方法で作動し、機能上で相互作用の関係がなく、単純な重ね合わせに過ぎないため、このような組合せ発明は創造性を具備しない。

また、組み合わせが単に公知の構造の変形、又は組み合わせが通常 of 技術の発展の延長線範囲にあるものであって、予測できない技術的效果が得られない場合、このような組合せ発明は創造性を具備しない。

(2) 自明でない組み合わせ

組み合わせた各技術的特徴が機能上で相互に支持し合い、新規な技術的效果を得ている場合、又は組み合わせた後の技術的效果は個々の技術的特徴の効果の総和よりも更に優れている場合、このような組合せ発明は突出した実質的特徴と顕

著な進歩を有し、発明には創造性を具備する。うち、組合せ発明の個々の単独の技術的特徴そのものが完全に又は部分的に既知なものかどうかは、当該発明の創造性の評価に影響を与えない。

【例】

「深冷処理及び化学めっきニッケル-リン-希土工程」の発明である。発明の内容は公知の深冷処理と化学めっきを相互に組み合わせたものである。現有技術では、深冷処理の後に、ワークピースに非慣用の温度で焼き戻し処理を行い、応力を除き、組織と性能を安定させる必要があった。本件発明では深冷処理の後、ワークピースの焼き戻し又は経時処理は行う代わりに、 $80^{\circ}\text{C}\pm 10^{\circ}\text{C}$ のめっき液の中で化学めっきを行うものである。これで前述の焼き戻しや経時処理を省いたほか、ワークピースに依然に安定した基体組織と耐磨性、耐蝕性ならびに基体との結合が優れためっき層を備えさせる。このような組合せ発明の技術的效果は、その分野の技術者にとっては事前に予測し難いため、この発明は創造性を具備する。

4.3 選択発明

選択発明とは、現有技術に開示されている広い範囲の中から、現有技術では言及していない狭い範囲の或いは個体を目的に応じて選んだ発明をいう。

選択発明の創造性を判断する時に、選択で与える予測できない技術的效果は考慮する主な要素となる。

(1) 発明では単に、既知の幾つかの可能性の中から選択しているか、或いは発明では単に、同一の可能性を持つ幾つかの技術方案から1つを選択しており、選択された技術方案は予測できない技術的效果を得ていない場合、この発明には創造性を具備しない。

【例】

現有技術には多くの加熱方法が存在している。発明は既知の加熱による化学反応の中から1つの公知の電気加熱法を選択している。この選択発明は予測できない効果を得ていないため、創造性を具備しない。

(2) 発明では、可能な限られた範囲から具体的な寸法や温度範囲又はその他のパラメータを選択したものであって、これらの選択はその分野の技術者が通常の手段により得られるもので、かつ予測できない技術的效果を得ていない場合、当該発明には創造性を具備しない。

【例】

不活性ガスの流速を規定したことを特徴とする既知の反応方法についての発明の場合、流速をの確定はその分野の技術者が通常の計算から得られるため、この発明には創造性を具備しない。

(3) 発明は、現有技術の中から直接に導き出せる選択である場合、この発明には創造性を具備しない。

【例】

組成物 Y の中のコンポーネント X の最低含有量を確定したことを特徴とする組成物 Y の熱安定性の改善についての発明の場合、実際に、この含有量はコンポーネント X の含有量と組成物 Y の熱安定性の関係曲線から導き出せるため、この発明には創造性を具備しない。

(4) 選択したことにより発明で予測できない技術的效果を得られる場合、この発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。

【例】

クロロチオギ酸を製造する現有技術の対比文献において、原料メルカプタンに対する触媒カルボキシル酸アミド及び/又は尿素の用量比は、0 より大きく、100% (mol) 以下である。挙げた例において、触媒の用量比は 2% (mol) ~13% (mol) であり、触媒用量比が 2% (mol) になったところから、収率が向上することを示している。なお、一般専門技術者も収率を向上させるためにも、触媒用量比を高める方法をよく採用している。クロロチオギ酸を製造する選択発明では、低めの触媒用量比 (0.02% (mol) ~0.2% (mol)) を採用して収率を 11.6%~35.7% 向上させ、予測された収率範囲を大きく超えたとともに、反応物の処理工程を簡略化した。これは、この発明で選択した技術方案は予測できない技術的效果を得たことが反映しており、従って、この発明は創造性を具備する。

4.4 転用発明

転用発明とは、ある技術分野の現有技術を別の技術分野に転用した発明を言う。

転用発明の創造性を判断する時に、通常は、転用する技術分野が離れているか近いのか、対応した技術的示唆が存在するか、転用の難易度、技術上の困難を克服する必要があるか、転用でもたらず技術的效果などを考慮する必要がある。

(1) 転用は、類似又は近似した技術分野の間で行われ、かつ予測できない効果を得ていない場合、この転用発明には創造性を具備しない。

【例】

戸棚の支持構造をテーブルの支持構造に転用したような転用発明には創造性を具備しない。

(2) こうした転用で、予測できない技術的效果を得られるか、又は従来技術分野でかつて遭遇していない困難を克服した場合、この転用発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。

【例】

潜水艦補助翼の発明である。現有技術において、潜水艦は潜水している時に、自重及び水で生じる浮力の平衡によって任意の点に留まり、上昇する時は、水平舵を操縦して浮力を生じさせる。一方、飛行中の飛行機は、完全に主翼で生じる浮力によって空中に浮いているものである。発明は飛行機の技術的手段を参考に、飛行機の主翼を潜水艦に用いて、潜水艦が補助翼の役目を果たす可動プレートにより上昇浮力又は沈降力を発生させ、潜水艦の昇降性能を大幅に改善した。空中

技術を水中に運用するには多くの技術難題を克服する必要があり、かつ非常に優れた効果を達成しているため、この発明は創造性を具備する。

4.5 公知となった製品の新しい用途発明

公知となった製品の新しい用途発明とは、公知となった製品を新しい目的に用いた発明をいう。

公知となった製品の新しい用途発明の創造性を判断する時に、通常は、新しい用途と従来用途の技術分野が離れているか近いかなど、新しい用途でもたらす技術的効果などを考慮する必要がある。

(1) 新しい用途は、公知となった材料の公知となった性質を利用したならば、その用途発明には創造性を具備しない。

【例】

潤滑油として公知となった組成物を同一の技術分野に切削剤として用いるような用途発明には創造性を具備しない。

(2) 新しい用途は、公知となった製品の新規に発見された性質を利用し、かつ予測できない技術的効果を得ている場合、この用途発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。

【例】

木材殺菌剤に用いられたペンタクロロフェノール製剤を除草剤として用いて、予測できない効果を得ている用途発明は創造性を具備する。

4.6 要素変更の発明

要素変更の発明には、要素関係が変化された発明、要素が置換された発明、要素関係の省略の発明が含まれる。

要素変更の発明の創造性を判断する時に、通常は、要素関係の変化、要素の代替と省略に技術的示唆が存在しているかどうか、その技術的効果は予測できるものかどうかなどを考慮する必要がある。

4.6.1 要素関係が変化された発明

要素関係が変化された発明とは、現有技術に比べて、発明の形状、寸法、比例、位置及び作用関係などに変化が生じたものをいう。

(1) 要素関係の変化では、発明の効果、機能及び用途の変化をもたらさない、又は発明の効果、機能及び用途の変化が予測できる発明には創造性を具備しない。

【例】

現有技術は目盛り盤が固定され、目盛り針が回転式である測量計器を開示している。発明は目盛り針が動かず、目盛り盤が回転する同一種類の測量計器である。この発明と現有技術の区別は要素関係の交換に過ぎない。即ち、「動と静の転換」である。このような転換は予測できない技術的効果を得ていないため、当該発明

には創造性を具備しない。

(2) 要素関係の変化により、発明で予測できない技術的効果をもたらしている場合、発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。

【例】

刃の傾斜角が公知と異なることを特徴とする草刈り機に関する発明である。その傾斜角は自動的な刃の研磨を確保できる。一方、現有技術の刃の角度は自動的研磨という効果がない。この発明は要素関係の変化により予測できない技術的効果を得ているため、創造性を具備する。

4.6.2 要素が置換された発明

要素が置換された発明とは、公知となった製品又は方法のある要素が他の公知となった要素によって置換される発明を言う。

(1) 発明は、機能が同一な公知となった手段の等価代替である、又は同一の技術的問題を解決するために、既知の最新開発された機能が同一な材料によって公知の製品の対応した材料を代替している、又はある公知の材料によって公知の製品の中のある材料を代替しており、そして、このような公知の材料の類似した運用は公知となったものであり、かつ予測できない技術的効果を得ていない場合、この発明には創造性を具備しない。

【例】

ポンプに関する発明の場合、現有技術に比べて、この発明の動力源は現有技術で使用されている電動モータを液圧モータによって代替している。このような等価代替の発明には創造性を具備しない。

(2) 要素の置換により、発明に予測できない技術的効果をもたらす場合、その発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。

4.6.3 要素関係の省略の発明

要素関係の省略の発明とは、公知となった製品又は方法の中のある1つ又は複数の要素を省略する発明を言う。

(1) 発明で1つ又は複数の要素を省略した後、その機能も相応して消失する場合、この発明には創造性を具備しない。

【例】

塗料組成物の発明で、防凍剤を含んでいないことが現有技術との区別点である。防凍剤の使用を止めると、この塗料組成物の防凍効果も相応して消失したため、この発明には創造性を具備しない。

(2) 現有技術に比べて、発明は1つ又は複数の要素を省いた（例えば、ある製品発明で1つ又は複数の部品を省き、或いはある方法発明で1つ又は複数の工程を省いた）後に、従来の全ての機能を維持しているか、或いは予測できない技術的効果を得ている場合、突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備

する。

5. 発明の創造性を判断する時に考慮すべきその他の要素

発明に創造性を具備しているかどうかは、通常は、本章 3.2 節に述べた審査基準に基づき審査しなければならない。強調しなければならないのは、出願が以下の状況に該当する場合、審査官はこれを考慮しなければならず、発明が創造性を具備しないという結論を安易に下すべきではない。

5.1 人々がずっと解決を渴望していたが、始終成功が得られなかった技術的難題を解決した発明の場合

もし発明で人々がずっと解決を渴望していたが始終成功が得られなかった技術的難題を解決した場合、このような発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。

【例】

農場が存在して以来、人々はずっと農場の家畜（乳牛など）の身体に痛みがなく、家畜の表皮を損ねないように永久的な印を打ち付けるという技術的問題の解決を渴望していた。ある考案者は、冷凍することで、家畜の表皮に着色できるという発見に基づき発明した冷凍「烙印」方法はこの技術的問題の解決に成功した。この発明は創造性を具備する。

5.2 技術偏見を克服した発明の場合

技術偏見とは、ある時期内、ある技術分野において、ある技術的問題に対して一般に存在し、客観的事実から偏った技術者の認識を言う。これで他の側面にある可能性を考えないように導かれ、当該技術分野の研究と開発が妨害される。もし発明でこうした技術偏見を克服し、技術偏見のせいで投げ出されていた技術的手段を採用することにより技術的問題を解決できるならば、この発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。

【例】

モータの整流子とブラシの間の界面について、通常は、滑らかであればあるほど接触が良く、電流ロスも低いものと思われていた。ある発明では整流子の表面に一定の粗さの細かい模様を付けた結果、電流ロスがさらに低くなり、滑らかな表面よりも優れている。この発明は技術偏見を克服し、創造性を具備する。

5.3 予想できない技術的効果を挙げた発明の場合

発明は予測できない技術的効果を挙げたとは、現有技術に比べて、発明の技術的効果に「質」的变化を生じ、新規な性能を具備するか、或いは予想をはるかに超える「量」的变化を生じることを言う。この「質」又は「量」的变化は、属する技術分野の技術者にとって、事前に予測又は推理することができないものであ

る。発明で予測できない技術的効果を挙げた時に、発明が顕著な進歩を有することを示すとともに、発明の技術方案は非自明的であり、突出した実質的特徴を有することが反映され、当該発明は創造性を具備する。

5.4 商業上の成功を遂げた発明の場合

発明の製品で商業上の成功を遂げた場合に、もしこの成功は発明の技術的特徴により直接にもたらしたものであれば、発明に有益な効果を有することを反映しているとともに、発明が非自明的であることを表している。従って、このような発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。但し、商業上の成功は販売技術の改善や広告宣伝など、それ以外のことに起因している場合には、創造性の判断の根拠としてはならない。

6. 創造性の審査で注意すべき問題

発明の創造性の審査時に、以下の問題を注意しなければならない。

6.1 発明創造の由来

発明の創造の間に考案者が苦労を尽くしたか、或いは容易に得られたものかは、当該発明の創造性の評価に影響を及ぼすべきではない。大多数の発明は考案者の創造的労力の結晶であり、長期に亘った科学的研究又は生産の実践の総括である。但し、偶然に得られた発明もある。

【例】

優れた強度と耐磨性を有する公知の自動車タイヤはかつて、ある職人が黒いゴム材料を配合しようとした時、3%を添加するはずのカーボンブラックを誤って30%を添加したことによって得られたものである。事実により、30%のカーボンブラックを添加して得られたゴムは従来では予測していなかった高強度と耐磨性を有することが裏付けられた。これは、操作者の偶然な不注意によるものであっても、当該発明に創造性を具備することには影響がない。

6.2 「後知恵」を避ける

発明の創造性を審査する時に、審査官は発明の内容を理解した上で判断しているため、発明の創造性を低めに推定しがちで、「後知恵」の過ちを犯しやすい。主観的要素の影響を減らし、又は避けるため、発明の創造性に対する評価は、発明が属する技術分野の技術者が出願日以前の現有技術に準拠し、発明と比較した上で行うことを審査官はしっかりと覚えておかなければならない。

6.3 予測できない技術的効果に対する考慮

創造性の判断過程において、発明の技術的効果を考慮することは、発明の創造性に対する正確な評価に有用である。本章5.3節で述べたように、もし、現有技

術に比べて、発明に予測できない技術的效果を有するならば、その技術方案に突出した実質的特徴があることをもはや疑う必要がない。発明に創造性を具備することを確定できる。但し、注意されたいのは、もし本章 3.2 節で述べた方法により、発明の技術方案はその分野の技術者にとって非自明的であり、かつ有益な技術的效果を挙げると判断している場合に、発明は突出した実質的特徴と顕著な進歩を有し、創造性を具備する。この場合は、発明に予測できない技術的效果を有するかどうかを強調すべきではない。

6.4 保護を請求する発明に対する審査

発明に創造性を具備するかは、保護を請求する発明を対象としているものである。そのため、発明の創造性に対する評価は、請求項により限定された技術方案に対して行わなければならない。発明において、現有技術に貢献している技術的特徴は、例えば、発明に予測できない技術的效果を挙げさせる技術的特徴、又は発明で技術偏見を克服したことを示す技術的特徴は、請求項に記載しなければならない。そうでなければ、説明書に記載があつたとしても、発明の創造性の評価時には考慮しないものとする。なお、創造性の判断は請求項により限定された技術方案全体に対し評価を行わなければならない。つまり、ある技術的特徴に創造性を具備するかを評価せず、技術方案に創造性を具備するかどうかを評価する。

第五章 実用性

1. 序文

専利法 22 条 1 項の規定によると、専利権を付与する発明及び実用新案は、新規性、創造性、実用性を具備しなければならない。従って、専利出願する発明及び実用新案に実用性を具備することは、専利権を付与するための必要条件の 1 つである。

2. 実用性の概念

実用性とは、発明又は実用新案の出願の主題は、産業上で製造、又は使用することができ、かつ積極的な効果を生じるものでなければならないことを指す。

専利権を付与する発明又は実用新案は、技術的問題を解決でき、かつ応用できるものでなければならない。言い換えれば、出願されたのは製品（発明と実用新案を含む）であれば、当該製品は産業上で製造でき、かつ技術的問題を解決できるものでなければならない。出願されたのは方法（発明に限る）であれば、この方法は産業上で使用でき、かつ技術的問題を解決できるものでなければならない。前述の条件を満足した製品又は方法専利出願に限って専利権が付与される可能性がある。

産業とは、工業、農業、林業、水産業、牧畜業、交通運送業及び文化スポーツ、生活用品、医療器械などの業界を含む。

産業上で製造又は使用できる技術方案とは、自然法則に合致し、技術的特徴を有し、実施できるあらゆる技術方案を言う。これらの方案は必ずしも、機械設備の使用、又は物品の製造を意味するとは限らない。霧消し方法、或いはエネルギーを 1 つの形態から別の形態に転換する方法なども含めて良いとする。

積極的な効果を生じることができるとは、出願日において、発明又は実用新案の専利出願が生じる経済・技術・社会的な効果は属する技術分野の技術者が予想できることを言う。これらの効果は積極的、有益なものでなければならない。

3. 実用性の審査

発明又は実用新案の専利出願に実用性を具備するかは、新規性と創造性の審査前において判断しなければならない。

3.1 審査の原則

発明又は実用新案の専利出願の実用性を審査する時に、以下の原則に従わなければならない。

(1) 請求項の記載内容に限らず、出願日に提出された説明書（添付図面を含む）と権利要求書に開示された技術的内容全体を根拠とする。

(2) 実用性は、出願された発明又は実用新案が如何に創造されたか、又は実施

されたかなどとは関係ない。

3.2 審査基準

専利法 22 条 4 項において記載された「製造又は使用できる」とは、発明、又は実用新案の技術方案は産業上で製造、又は使用される可能性を有することを言う。実用性の要件を満足する技術方案は、自然法則に反してはならず、かつ再現性を備えなければならない。製造又は使用できないことで、実用性を備えないのは、技術方案そのものの固有の欠陥に起因しており、説明書の開示の程度とは関係ない。

以下は実用性を具備しない主要の状況を挙げる。

3.2.1 再現性のないもの

実用性を備える発明又は実用新案の専利出願の主題は、再現性を具備しなければならない。逆に、再現性のない発明又は実用新案の専利出願の主題は実用性を具備しない。

再現性とは、属する技術分野の技術者が、開示された技術的内容に基づき、専利出願において技術的問題の解決に採用された技術方案を繰り返して実施することができることを言う。この繰り返した実施は一切、ランダムな要素に頼ってはならず、実施の結果も同じでなければならない。

但し、審査官が注意を払わなければならないのは、発明又は実用新案専利を出願する製品の歩留まりが低いことと、再現性を備えないこととは、本質的な相違がある。前者は、繰り返して実施できるが、実施の過程においてある種の技術的条件（例えば環境清潔度、温度など）を確保できていないために、低い歩留まりとなったものである。後者は、発明又は実用新案の専利出願に必要な全ての技術的条件を確保しても、属する技術分野の技術者が当該技術方案に求められる結果を繰り返して実現できないものである。

3.2.2 自然法則に反するもの

実用性を備える発明又は実用新案の専利出願は自然法則に合致していなければならない。自然法則に反する発明又は実用新案の専利出願は実施することができず、実用性を備えない。

審査官が特に注意を払わなければならないのは、永久運動機械など、エネルギー保存の法則に違反した発明又は実用新案の専利出願の主題は必然的に実用性を具備しないものである。

3.2.3 唯一無二の自然条件を利用する製品

実用性を具備する発明又は実用新案の専利出願は、自然条件に限定される唯一無二の製品であってはならない。特定の自然条件を利用して作られ、常に移動で

きない唯一の製品は実用性を具備しない。注意しなければならないのは、前述の自然条件を利用した製品に実用性を具備しないからといって、その部材そのものも実用性を具備しないと判断してはならない。

3.2.4 人体又は動物体に対する非治療目的の外科手術方法

外科手術方法に治療目的と非治療目的の手術方法を含む。治療を目的とする外科手術方法は第2部分第一章第4.3節における専利権を付与しない客体に該当する。非治療目的の手術方法は生きている人や動物を実施対象とし、産業上で使用できないため、実用性を具備しない。例えば、美容のために施される外科手術方法、又は外科手術により生きている牛から牛黄を取る方法、及び冠動脈撮影をする前に採用する外科手術方法など、診断補佐のために採用される外科手術方法など。

3.2.5 極限状態における人体又は動物体の生理パラメータの測量方法

極限状態における人体又は動物体の生理パラメータを測量するには、測量対象を極限環境に置かなければならないため、人や動物の生命を脅すこととなる。人や動物の個体によっては耐えられる極限条件が違い、経験者である測量者が測量対象の状態により耐えられる極限条件を確定する必要がある。従って、このような方法は産業上で使用できず、実用性を具備しない。

以下の測量方法は実用性を具備しないものに該当する。

(1) 人や動物の体温を次第に下げることにより、人や動物が耐えられる寒さを測量する測量方法。

(2) 吸入ガス中の酸素分圧を下げることによって、冠動脈への負荷を次第に増加し、動脈血圧の動態変化により冠動脈の代償性反応を観察し、冠動脈の代謝機能の非侵入性を測量する検査方法。

3.2.6 積極的な効果がないもの

実用性を具備する発明又は実用新案の専利出願における技術方案は、期待される積極的な効果を生じなければならない。明らかに無益で、社会的ニーズから離れている発明又は実用新案の専利出願の技術方案には実用性を具備しない。

第六章 単一性と分割出願

1. 序文

専利の出願は専利法及びその実施細則の単一性に関する規定に合致しなければならない。専利法 31 条 1 項及びその実施細則 34 条で、発明又は実用新案の専利出願の単一性について規定している。専利法実施細則 42 条、43 条では単一性に合致しない専利出願の分割及びその補正について規定している。

本章における単一性の規定は主に発明専利出願に関するものであり、うちの基本概念と原則は実用新案専利出願にも適用する。意匠専利出願の単一性の審査について、本指南第一部分第三章 6.2 節の規定を適用する。化学分野の発明専利出願の単一性審査の特殊な問題については、本部分第十章第 8 節の規定を適用する。

2. 単一性

2.1 単一性の基本概念

2.1.1 単一性の要求

単一性とは、1 件の発明又は実用新案専利出願は 1 つの発明又は実用新案に限るものとし、1 つの総体的な発明思想に属する 2 つ以上の発明又は実用新案は 1 件の出願として提出できることを言う。つまり、もし 1 件の出願に幾つかの発明又は実用新案が含まれるならば、これら全ての発明又は実用新案にある 1 つの総体的な発明思想により、相互に関連している場合のみに許容される。これは、専利出願の単一性の要求である。

専利出願が単一性の要求を満たさなければならない主な理由は以下に挙げる。

(1) 経済上の理由：1 件分の専利費用だけを支払った出願人が幾つかの異なる発明又は実用新案専利の保護を得ることを防ぐこと。

(2) 技術上の理由：専利出願の分類、検索及び審査を容易にすること。

単一性の欠如は専利の有効性に影響しない。ゆえに、単一性の欠如を専利の無効の理由としてはならない。

2.1.2 総体的な発明思想

専利法実施細則 34 条で、1 件の専利出願として提出でき、1 つの総体的な発明思想に属する 2 つ以上の発明又は実用新案は、技術上で相互に関連し、1 つ又は複数の同一又は対応した特定した技術的特徴を含めなければならないと規定している。その特定した技術的特徴とは、各発明又は実用新案が全体として現有技術に貢献している技術的特徴を言う。

前述の条項で、1 件の出願において保護を請求する 2 つ以上の発明が 1 つの総体的な発明思想に属するかを判断する方法を定義している。つまり、1 つの総体

的な発明思想に属する2つ以上の発明は、技術上で相互に関連していなければならない。こうした相互関連は、同一又は対応した特定した技術的特徴を以ってそれらの請求項に表している。

前述の条項ではさらに、特定した技術的特徴を定義している。特定した技術的特徴は、専利出願の単一性を評定するために専ら提示した概念である。発明による現有技術への貢献を表す技術的特徴、つまり、現有技術に比べて、発明に新規性と創造性を具備させる技術的特徴であると理解し、保護を請求する発明の全体を考慮した上で確定しなければならない。

従って、専利法31条1項に言う「1つの総体的な発明思想に属する」とは、同一又は対応した特定した技術的特徴を具備していることを言う。

2.2 単一性の審査

2.2.1 審査の原則

審査官は、発明専利出願の単一性を審査する時に、以下の基本原則を遵守しなければならない。

(1) 専利法31条1項及びその実施細則34条に規定される内容に基づき、1件の専利出願において保護を請求する2つ以上の発明が発明の単一性の要求を満たしているかを判断するには、請求項に記載された技術方案の実体的な内容で1つの総体的な発明思想に属するかを調査することである。つまり、これらの請求項には、技術上で相互に関連させる1つ又は複数の同一又は対応した特定した技術的特徴を含めているかを判断することである。こうした判断は、請求項の内容に基づいて行うものであるが、必要な時は説明書と添付図面の内容を参照しても良い。

(2) 1つの総体的な発明思想に属する2つ以上の発明の請求項は、以下に挙げられる6つの形式のうちの1つに沿って作成して良いとする。但し、1つの総体的な発明思想に属さない2つ以上の独立請求項は、挙げられた6つの形式のうちのいずれかに沿って作成されても、1件の出願において保護を請求することは許容されない。

- (i) 1つの請求項の中に含めることができない2つ以上の製品又は方法の同一カテゴリーの独立請求項；
- (ii) 製品とその製品専用の製造方法の独立請求項；
- (iii) 製品とその製品の用途の独立請求項；
- (iv) 製品、その製品専用の製造方法とその製品の用途の独立請求項；
- (v) 製品、その製品専用の製造方法とその方法を実施するために専ら設計された装置の独立請求項；
- (vi) 方法とその方法を実施するために専ら設計された装置の独立請求項。

そのうち、形式(i)の「同一カテゴリー」とは、独立請求項の種類が同一であることを言う。即ち、1件の専利出願において保護を請求する2つ以上の発明は、製品発明のみ、若しくは方法発明のみに関わるものである。1つ又は複数の同一或いは対応した特定した技術的特徴で、複数の製品類独立請求項同士や複数の方法類独立請求項同士が技術上で関連するようになる場合には、1件の専利出願において複数の同一カテゴリーの独立請求項を含めることが許容される。

形式(ii)～(vi)は2つ以上の異なる種類の独立請求項の組み合わせに関わっている。

製品とその製品専用の製造方法の独立請求項の組み合わせについて、当該「専用」方法を利用した結果は、当該製品を得ることであり、両者は技術上で相互に関連している。但し、「専用」は、当該製品をその他の方法により製造することができないことを意味するわけではない。

製品とその製品の用途の独立請求項の組み合わせについて、当該用途は当該製品の特定の性能により決まるのでなければならず、両者が技術上で相互に関連している。

方法とその方法を実施するために専ら設計される装置の独立請求項の組み合わせについて、当該「専ら設計される」装置により当該方法を実施できる以外に、当該装置の現有技術に対する貢献は当該方法の現有技術に対する貢献と対応していなければならない。但し「専ら設計される」の意味は、当該装置をその他の方法の実施に使用できないこと、又は当該方法をその他の装置で実施できないことを指すわけではない。

異なる種類の独立請求項を引用関係に沿って作成するかどうかは、単なる形式上の違いであり、それらの単一性に影響しない。例えば、製品Aの独立請求項と並列する当該製品A専用の製造方法の独立請求項は、「請求項1に記載の製品Aを製造する方法……」と書くことも、「製品Aを製造する方法……」と書くこともできる。

(3) 以上には、1件の出願に含まれることが許容される2つ以上の同一類型又は異なる種類の独立請求項の組み合わせ形式及び適切な配列順位を6つ挙げたが、挙げたこの6形式は全てというわけではない。つまり、1つの総体的な発明思想に属することを前提に、前述の配列と組み合わせの形式を除き、他の形式も許される。

(4) 2つ以上の発明が1つの総体的な発明思想に属するかどうかを評定するのに、それらの発明が各々の独立請求項において別々に保護を求めているか、それとも同じ請求項において並列選択の技術方案として保護を求めているかを考慮する必要はない。前述の2つの状況について、同じ基準でその単一性を判断しなければならない。後者の場合は、マーカッシュ形式の請求項によく見られる。マーカッシュ形式の請求項の単一性の審査については、本部分第十章8.1節の規定を適用する。さらに、請求項の配列順位でも発明の単一性の判断に影響しない。

(5) 一般的に、審査官は独立請求項同士の単一性を考慮すれば良いとする。従属請求項とそれが従属する独立請求項との間に単一性の欠如といった問題は存在しないものである。但し、形式上は従属請求項で、実体的には独立請求項であるという場合には、単一性の規定に合致しているかを審査しなければならない。

もしある独立請求項は新規性、創造性の欠如などの理由で専利権が付与されない場合、その従属請求項同士で単一性の規定に合致しているかどうかを考慮する必要がある。

(6) ある出願の単一性は、現有技術検索の前に確定することができるが、ある出願の単一性は現有技術を考慮した後に限って確定することができる。1 件の出願における異なる発明が明らかに 1 つの総体的な発明思想を有しない時は、検索の前に単一性に欠けると判断することができる。例えば、ある出願の中に除草剤と草刈り機の 2 つの独立請求項が含まれている場合、両者には同一又は対応した技術的特徴がなく、さらに、同一又は対応した特定した技術的特徴を持つ可能性もない。従って、明らかに単一性を有しないものとなり、検索の前に結論を出せる。しかし、特定した技術的特徴は発明の現有技術に対する貢献を表す技術的特徴であり、現有技術に比べた上で論じられるものであるため、現有技術を考慮した後に限って確定することができる。ゆえに、単一性問題は検索の後でなければ判断できない出願が多くある。

出願を現有技術と比較した後に、第 1 独立請求項の新規性又は創造性を否定した場合に、それと並列しているその他の独立請求項同士がまだ 1 つの総体的な発明思想に属するかどうかは、改めて確定しなければならない。

2.2.2 単一性の審査方法と例示

1 件の出願に含まれる 2 つ以上の発明について検索する前に、それらは明らかに単一性を具備しないものかどうかを先に判断しなければならない。もしそれらの発明には同一又は対応した技術的特徴を含めていない、若しくは含まれている同一又は対応した技術的特徴はいずれも当分野の通常の技術的手段に該当するならば、発明の現有技術に対する貢献を表す同一又は対応した特定した技術的特徴を含める可能性がなく、単一性を明らかに有しない。

単一性の欠如が明らかでない 2 つ以上の発明について、即ち、検索の後でなければ単一性を判断できない場合には、通常は以下に挙げられる分析方法を採用する。

(1) 1 件目の発明の主題を関連する現有技術と比較して、発明の現有技術に対する貢献を表す特定した技術的特徴を確定する。

(2) 2 件目の発明の中に、1 つ又は複数の 1 件目の発明と同一又は対応した特定した技術的特徴が存在するかどうかを判断することにより、この 2 つの発明に技術上で相互関連があるかを確定する。

(3) 発明の相互間に、1 つ又は複数の同一又は対応する特定の技術的特徴が存

在すれば、即ち、技術上の関連があるならば、1つの総体的な発明思想に属しているとの結論が得られる。逆に、各発明相互間に技術上の関連が存在しなければ、1つの総体的な発明思想に属しないとの結論が得られるため、単一性を有しないことを確定できる。

以下では単一性の基本概念、審査原則及び判断方法に準じながら、単一性の審査要点について例を挙げて説明する。

2.2.2.1 同一カテゴリーの独立請求項の単一性

【例1】

請求項1：Aを特徴とするベルトコンベヤーX。

請求項2：Bを特徴とするベルトコンベヤーY。

請求項3：AとBを特徴とするベルトコンベヤーZ。

現有技術に特徴A又はBを備えるベルトコンベヤーに関する開示はない。特徴A又はBを備えるベルトコンベヤーは現有技術から見ると、非自明的であり、そしてAとBは関連しない。

説明：請求項1と請求項2は同一又は対応した技術的特徴を記載していない。つまり同一又は対応した特定した技術的特徴が存在する可能性はない。従って、技術上で相互に関連せず、単一性を有しない。請求項1の特徴Aは発明の現有技術に対する貢献を表している特定した技術的特徴であり、請求項3にはその特定した技術的特徴Aが含まれている。両者の間に同一の特定した技術的特徴が存在し、単一性を有する。似ているように、請求項2と請求項3との間にも同一の特定した技術的特徴Bが存在し、単一性を有する。

【例2】

請求項1：ビデオ信号の時間軸拡張器を特徴とする発信器。

請求項2：ビデオ信号の時間軸圧縮器を特徴とする受信器。

請求項3：請求項1における発信器と請求項2における受信器を備えるビデオ信号伝送装置。

現有技術には、当分野における時間軸拡張器と時間軸圧縮器の使用についての開示や暗示がない。このような使用は非自明的である。

説明：請求項1の特定した技術的特徴はビデオ信号の時間軸拡張器であり、請求項2の特定した技術的特徴はビデオ信号の時間軸圧縮器である。相互間の関連は分けて使用することができない。両者は相互に対応している特定した技術的特徴であり、請求項1と2は単一性を有する。請求項3は請求項1と2の両方の特定した技術的特徴を備えるため、請求項1又は請求項2の両方と単一性を有する。

【例3】

請求項1：Aを特徴とするプラグ。

請求項2：Aに対応していることを特徴とするソケット。

現有技術には、特徴Aを備えるプラグ及び対応したソケットに関する開示や暗

示がない。このようなプラグとソケットは非自明的である。

説明：請求項 1 と 2 は対応した特定した技術的特徴を備えており、保護を求めているプラグとソケットが相互に関連し、常に同時に使用しなければならない 2 製品であるため、単一性を有する。

【例 4】

請求項 1：特徴 A を有する直流モータ用制御回路。

請求項 2：特徴 B を有する直流モータ用制御回路。

請求項 3：特徴 A を有する制御回路を含める直流モータを具備する装置。

請求項 4：特徴 B を有する制御回路を含める直流モータを具備する装置。

現有技術から見ると、特徴 A と B はそれぞれ、発明の現有技術に対する貢献を表している技術的特徴である。そして特徴 A と B は全く関連しない。

説明：特徴 A は請求項 1 と 3 の特定した技術的特徴であり、特徴 B は請求項 2 と 4 の特定した技術的特徴である。但し A と B は関連していない。従って、請求項 1 と 3 の間、又は請求項 2 と 4 の間には特定した技術的特徴があるため、単一性を有するが、請求項 1 と 2 又は 4 の間、若しくは請求項 3 と 2 又は 4 の間には特定した技術的特徴がないため、単一性を有しない。

【例 5】

請求項 1：フィラメント A。

請求項 2：フィラメント A を用いて製造された電球 B。

請求項 3：フィラメント A を用いて製造された電球 B と回転装置 C とを備えたサーチライト。

現有技術に開示されている電球に用いられるフィラメントに比べて、フィラメント A は新規であり、創造性を具備する。

説明：同 3 つの請求項は同一の特定した技術的特徴であるフィラメント A を有するため、これらの間に単一性を有する。

【例 6】

請求項 1：製品 A の製造方法 B。

請求項 2：製品 A の製造方法 C。

請求項 3：製品 A の製造方法 D。

現有技術に比べて、製品 A は新規であり、創造性を具備する。

説明：製品 A は前述の 3 つの方法請求項における同一な特定した技術的特徴であり、これら 3 つの方法 B、C、D の間に単一性を有する。もちろん、製品 A そのものについても 1 つの製品請求項を設けることができる。もし製品 A が既知なものであるならば、それを特定した技術的特徴としてはならない。この際は、これら 3 つの方法の単一性を改めて判断しなければならない。

【例 7】

請求項 1：樹脂 A と、填料 B と、阻燃剤 C を含む樹脂組成物。

請求項 2：樹脂 A と、填料 B と、抗静電剤 D を含む樹脂組成物。

所属する分野において、樹脂 A、填料 B、阻燃剤 C、抗静電剤 D の何れも既知なものであり、AB の組み合わせでは発明の現有技術に対する貢献を表さない。但し、ABC の組み合わせで、優れた性能を持つ難燃樹脂組成物を形成し、ABD の組み合わせも優れた性能を持つ抗静電樹脂組成物を形成しており、それぞれ新規性と創造性を具備する。

説明：この 2 請求項の両方とも同一な特徴 A と B が含まれているものの、A、B 及び AB の組み合わせのいずれも発明の現有技術に対する貢献を表さない。請求項 1 の特定した技術的特徴は ABC の組み合わせであり、請求項 2 の特定した技術的特徴は ABD の組み合わせである。両者は同一でなく、対応してもいない。従って、請求項 2 と請求項 1 に単一性を有しない。

2.2.2.2 同一カテゴリーでない独立請求項の単一性

【例 8】

請求項 1：化合物 X。

請求項 2：化合物 X の製造方法。

請求項 3：化合物 X の殺虫剤としての応用。

(1) 第 1 の状況：化合物 X に新規性と創造性を具備する。

説明：化合物 X はこれら 3 つの請求項における同一な技術的特徴である。発明の現有技術に対する貢献を表す技術的特徴、つまり、特定した技術的特徴であるため、請求項 1～3 に同一な特定した技術的特徴が存在し、請求項 1、2 及び 3 は単一性を有する。

(2) 第 2 の状況：化合物 X は現有技術に比べて、新規性又は創造性を具備しないことを検索で発見した。

説明：請求項 1 は新規性又は創造性を具備しないため、専利権が付与されない。請求項 2 と 3 の間の同一な技術的特徴はやはり化合物 X である。但し、化合物 X は現有技術に貢献していないため、同一な特定した技術的特徴にならない。そして、請求項 2 と 3 の間にも対応した特定した技術的特徴がない。従って、請求項 2 と 3 の間には同一又は対応した特定した技術的特徴がなく、単一性に欠ける。

【例 9】

請求項 1：主成分（重量%）が Ni=2.0～5.0、Cr=15～19、Mo=1～2 及びバランス量の Fe であり、厚さが 0.5mm～2.0mm、伸び率が 0.2%である場合降伏強度が 50kg/mm²を超える高強度、耐腐食性のステンレス鋼帯。

請求項 2：

- (1) 2.0～5.0mm の厚さに熱間圧延し、
- (2) 熱間圧延した帯を 800～1000℃の温度で焼鈍し、
- (3) 前記帯を 0.5～2.0mm の厚さに冷間圧延し、
- (4) 1120～1200℃の温度で 2～5 分間焼鈍する、

工程からなり、主成分（重量%）が Ni=2.0～5.0、Cr=15～19、Mo=1～2、及

びバランス量の Fe である、高強度、耐腐食性のステンレス鋼帯を生産する方法。

現有技術に比べて、伸び率が 0.2%の時に降伏強度が 50kg/mm²を超えるステンレス鋼帯に新規性と創造性を具備する。

説明：請求項 1 と 2 の間に単一性を有する。当該製品請求項 1 の特定した技術的特徴は、伸び率が 0.2%の時に降伏強度が 50kg/mm²を超えるということである。方法請求項 2 の工程は、このような降伏強度を有するステンレス鋼帯を生産するために採用された加工方法である。請求項 2 の文言ではこの点を表していないが、説明書からは明確に見て取れる。そのため、これらの工程は製品請求項 1 で限定された強度特徴に対応した特定した技術的特徴になる。

この例の請求項 2 は、請求項 1 を引用する形式で記述されても良い。その間の単一性に影響はない。例えば、

請求項 2：（工程（1）～（4）は前述したとおりであり、ここは省く。）、工程を含む、請求項 1 に記載のステンレス鋼帯の製造方法。

【例 10】

請求項 1：防塵物質 X を含有した塗料。

請求項 2：（1）圧縮空気です塗料を霧状になるようスプレーし、（2）霧状塗料を電極装置 A で帯電させてから製品にスプレー塗布する、ステップを含む、請求項 1 に記載の塗料を用いて製品に塗布する方法。

請求項 3：電極装置 A を備えたスプレー塗布設備。

現有技術に比べて、物質 X を含有した塗料は新規であり、創造性を具備する。電極装置 A も新規であり、創造性を具備する。但し圧縮空気です塗料を霧化し、霧化した塗料を帯電させてから直接製品にスプレー塗布する方法は既知なものである。

説明：請求項 1 と 2 に単一性を有する。うちの X を含有した塗料は同一な特定した技術的特徴である。請求項 2 と 3 にも単一性を有する。うちの電極装置 A は同一な特定した技術的特徴である。但し請求項 1 と 3 には、同一又は対応した特定した技術的特徴がないため、単一性を有しない。

【例 11】

請求項 1：技術条件 B の条件下で、紡績材料に塗料 A をスプレー塗布することを特徴とする紡績材料の処理方法。

請求項 2：請求項 1 に記載の方法によりスプレー塗布して得られた紡績材料。

請求項 3：紡績材料に均一に塗料を塗布するノズル C を備えることを特徴とする請求項 1 に記載の方法に用いられるスプレー塗布機。

現有技術には、塗料を用いた紡績材料の処理方法が開示されているが、請求項 1 における特別な技術条件 B（温度や放射照度など）で特別な塗料 A をスプレー塗布する方法は開示されていない。そして、請求項 2 の紡績材料は予測できない特性を具備している。ノズル C は新規であり、創造性を具備する。

説明：請求項 1 の特定した技術的特徴は、特別な塗料を選択した上で対応して

採用しなければならない特定の技術条件である。そして、この特別な塗料と特定の技術条件で処理することにより請求項 2 に記載の紡績材料が得られる。従って、請求項 1 と請求項 2 に対応した特定した技術的特徴があり、単一性を有する。請求項 3 のスプレー塗布機は、請求項 1 や 2 とは対応した特定した技術的特徴がないため、請求項 3 は請求項 1 や 2 のいずれとも単一性を有しない。

【例 12】

請求項 1： 工程 A と工程 B を含む製造方法。

請求項 2： 工程 A を実施するために特別に設計された装置。

請求項 3： 工程 B を実施するために特別に設計された装置。

請求項 1 の方法と関連する現有技術文献は一切検索されなかった。

説明： 工程 A と工程 B は各々発明の現有技術に対する貢献を表す特定した技術的特徴である。請求項 1 と 2 又は請求項 1 と 3 の間に単一性を有する。請求項 2 と 3 の間には、同一又は対応した特定した技術的特徴がないため、単一性を有しない。

【例 13】

請求項 1： 混合燃焼室に分割方向の燃料進入口があることを特徴とする燃焼器。

請求項 2： 混合燃焼室に分割方向の燃料進入口があるように構成するステップを含むことを特徴とする燃焼器の製造方法。

請求項 3： 鋳込み工程に特徴を有する燃焼器の製造方法。

請求項 4： 混合燃焼室の分割方向に燃料進入口を設ける装置 X を備えることを特徴とする燃焼器の製造装置。

請求項 5： 自動制御装置 D を有することを特徴とする燃焼器の製造装置。

請求項 6： 分割方向から燃料を燃焼室に供給する工程を含むことを特徴とする請求項 1 に記載の燃焼器を用いてカーボンブラックを製造する方法。

現有技術は非分割方向の燃料進入口と混合室を具備した燃料器を開示している。現有技術から見ると、分割方向の燃料進入口を具備した燃料器は既知なものでなく、自明的でもない。

説明： 請求項 1、2、4 及び 6 は単一性を有する。特定の技術的特徴で何れも分割方向の進入口に関わっている。請求項 3 や 5 と請求項 1、2、4 或いは 6 との間に同一又は相応する特定の技術的特徴がないため、請求項 3 や 5 と請求項 1、2、4、或いは 6 との間に単一性を有しない。さらに、請求項 3 と 5 の間にも単一性を有しない。

2.2.2.3 従属請求項の単一性

本章第 2.1.1 節 (5) で述べた原則によると、規定に合致した従属請求項と、それが引用している独立請求項との間には、たとえ当該従属請求項で別の発明が含まれていても、単一性の欠如といった問題は存在しないものである。

例えば、鋳鉄の生産についての新規方法である独立請求項の場合、具体的な実

施例として、ある温度範囲内で該生産方法により鋳鉄を生産することを示している。この場合、当該温度範囲について、従属請求項を作成しても良いとする。独立請求項において、温度についての言及がなくても、当該従属請求項に対して単一性に欠けるとする意見を出してはならない。

また例えば、請求項 1 は B を原料として使用することを特徴とする製品 A の製造方法であり、請求項 2 は原料 B を C で製造することを特徴とする請求項 1 における製品 A の製造方法である場合に、請求項 2 は請求項 1 の全ての特徴を含んでいるため、C で B を製造するとの方法そのもので発明となるかどうかを問わず、請求項 1 と 2 の間に単一性に欠けると判断してはならない。

さらに例えば、請求項 1 はブレードが特別な形状を有することを特徴とするタービンのブレードであり、請求項 2 はブレードが合金 A で製造されていることを特徴とする請求項 1 のタービンのブレードである場合に、たとえ合金 A は新規であり、それ自体で 1 つの独立した発明となり得て、かつ、ブレードに応用することに創造性を有するとしても、請求項 2 と請求項 1 との間の単一性に対して意見を出してはならない。

注意しなければならないのは、ある状況では、実際には独立請求項である形式上の従属請求項において、単一性の欠如という問題がある可能性も存在する。例えば、請求項 1 は特徴 A、B、C を備える接触器であり、請求項 2 は特徴 C を特徴 D で置き換えた請求項 1 の接触器である場合に、請求項 2 は請求項 1 の全ての特徴を含んでいるわけではないため、従属請求項でなく、独立請求項になる。従って、同一カテゴリー独立請求項の単一性の審査原則に基づいて単一性を判断しなければならない。

一つ独立請求項は、新規性や創造性が欠けるなどの理由により専利権が付与されない場合には、その従属請求項の間にも単一性の欠如といった問題が存在する可能性がある。

【例】

請求項 1：特徴 A と特徴 B を有するディスプレイ。

請求項 2：別の特徴 C を有する請求項 1 に記載のディスプレイ。

請求項 3：別の特徴 D を有する請求項 1 に記載のディスプレイ。

(1) 第 1 種の状況：現有技術で開示しているディスプレイに比べて、請求項 1 に記載の特徴 A と特徴 B を有するディスプレイは新規性と創造性を具備する。

説明：請求項 2 と 3 は請求項 1 の保護範囲を更に限定した従属請求項であるため、請求項 1、2 と 3 に単一性を有する。

(2) 第 2 種の状況：2 つの現有技術文献を合わせてみれば、請求項 1 に記載のディスプレイには創造性を有しない。一方、特徴 C と特徴 D はそれぞれ現有技術に貢献する技術的特徴であり、そして両者は全く関連しない。

説明：請求項 1 には創造性を具備せず、専利権が付与されないため、残りの請求項 2 と 3 は実際に、独立請求項と見なした上で、単一性の有無を判断しなけれ

ばならない。なお、請求項 2 の特定した技術的特徴 C と請求項 3 の特定した技術的特徴 D は同一でも対応しているわけでもないため、請求項 2 と 3 には単一性を有しない。

3. 分割出願

3.1 分割の幾つかの状況

1 件の出願が以下に挙げられる単一性に適合しない場合に、審査官は出願人に、単一性の要求に合致するよう、出願書類の補正（分割出願を含む）を要求しなければならない。

(1) 原権利要求書に、単一性の規定に合致しない 2 つ以上の発明が含まれている。

原権利要求書に、1 つの総体的発明思想に属さない 2 つ以上の発明が含まれている場合に、出願人に当該権利要求書の中の 1 つの発明（通常は請求項 1 に対応した発明である）若しくは 1 つの総体的発明思想に属す 2 つ以上の発明までに制限するよう要求しなければならない。残りの発明について、出願人は分割出願を提出して良いとする。

(2) 補正した出願書類において追加し、又は差し替えた独立請求項は、原権利要求書における発明との間に単一性を有しない。

審査中に、出願人が請求項の補正を行う際、当初は説明書のみに記載された発明を独立請求項として原権利要求書に追加しており、若しくは審査意見通知書の回答時に請求項の補正を行い、原説明書のみに記載されていた発明を独立請求項として原独立請求項と差し替えており、そして、その発明と原権利要求書の発明との間に単一性が欠ける場合、審査官は一般的に、出願人に後から追加又は差し替えた発明を権利要求書から削除するよう要求しなければならない。出願人はその削除した発明を分割出願して良いとする。

(3) 独立請求項のうちの 1 つが新規性又は創造性に欠け、残りの請求項の間には単一性を有しない。

ある独立請求項（通常は請求項 1 である）が新規性又は創造性に欠けるため、それと並列している残りの独立請求項の間、しいてはその従属請求項の間に同一又は対応した特定した技術的特徴が喪失する場合、つまり、単一性に欠ける場合、補正が必要になる。補正を施して削除した主題について、出願人は分割出願を提出して良いとする。例えば、製品、製造方法、用途を含む出願について、検索及び審査を行った結果、製品は既知なものであると分かった時に、残りの当該製品の製造方法の独立請求項と当該製品の用途の独立請求項の間には明らかに、同一又は対応した特定した技術的特徴を有するはずがなく、補正する必要がある。

前述した場合の分割は、出願人が自発的に分割出願を要求しても良いし、審査官の要求に従って分割出願しても良い。指摘しておく必要があるのは、分割出願

は出願人が自ら望んで行う行為であるため、審査官は単一性の要求に合致しない2つ以上の発明を1つの発明、若しくは1つの総体的発明思想に属す2つ以上の発明に改めることを出願人に要求すれば良い。補正後の残りの発明を分割出願するかどうかは、完全に発明人自身が決定することである。

また、1件の出願に対して、1件又は1件以上の分割出願を提出して良いとする。そして、1件の分割出願に対しては、原出願を根拠に、更に1件又は1件以上の分割出願を提出して良いとする。1件の分割出願に対して更に分割出願を提出する場合、審査官が単一性の欠陥を指摘した場合を除き、その提出日が本指南第一部分第一章5.1.1節(2)の規定に合致しないものは許容されない。

3.2 分割出願が満たすべき要件

分割出願は以下の要件を満たさなければならない。

(1) 分割出願の書類

分割出願はその説明書の初め、即ち発明が属する技術分野の前において、本願はどの出願の分割出願であることを記載し、原出願の出願日、出願番号、発明の名称を明記しなければならない。

分割出願を提出する時に、原出願書類の副本を提出しなければならない。優先権を主張しているものは、原出願の優先権書類の副本も提出しなければならない。

(2) 分割出願の内容

分割出願の内容は原出願の記載範囲を超えてはならない。そうでなければ、専利法実施細則43条1項又は専利法33条の規定に合致しないという理由で、当該分割出願を拒絶しなければならない。

(3) 分割出願の説明書と権利要求書

分割後の原出願と分割出願の権利要求書は、それぞれ異なる発明の保護を求めなければならない。その説明書の状況は異なっても認められる。例えば、分割前の原出願にA、Bの2つの発明があり、分割後、原出願の権利要求書においてAの保護を請求する場合に、その説明書は依然にAとBであっても良いし、Aだけを保留しても良い。分割出願の権利要求書においてBの保護を請求する場合には、その説明書は依然にAとBであっても良いし、Bだけであっても良いとする。

分割出願の出願人、提出時期、分割出願の類別の要件は、本指南第一部分第一章5.1.1節の規定を適用する。

3.3 分割出願の審査

ある出願を分割する必要がある場合に、分割出願の審査として、分割出願の審査と、分割後の原出願に対する審査を含むものとし、専利法実施細則42条及び43条に基づいて行わなければならない。

(1) 専利法実施細則43条1項の規定によると、分割出願の内容は原出願の記載範囲を超えてはならない。そうでなければ、審査官は出願人に補正するよう要

求しなければならない。もし出願人が補正しない、又は補正した内容で原出願の説明書及び権利要求書の記載範囲を超えているならば、審査官は専利法実施細則 53 条 (3) 号の規定に基づき、分割出願で専利法実施細則 43 条 1 項の規定に合致しない、又は補正で専利法 33 条の規定に合致しないことを理由にその分割出願を拒絶して良いとする。

(2) 専利法実施細則 42 条 2 項の規定によると、ある出願が専利法 31 条 1 項及び専利法実施細則 34 条の規定に合致しない場合、出願人に指定された期限までにその出願を補正するよう通知しなければならない。つまり、当該期限以内に原出願を 1 つの発明又は 1 つの総体的な発明思想に属する複数の発明に改める。それと同時に、正当な理由なくして、期限以内に回答しない場合、その出願は取り下げたものと見なされる旨について出願人の注意を喚起しなければならない。十分な理由なくし、原出願を単一性がある出願に改めない場合、審査官は、出願が専利法 31 条 1 項の規定に合致しないという理由で当該出願を拒絶することができる。同様に、原出願からの分割出願が単一性の規定に合致しないものも、前述した方法で処理しなければならない。

(3) 専利法実施細則 42 条及び 43 条の規定に基づいて審査するものを除き、それ以外の審査は、一般の出願の審査と同じである。

第七章 検 索

1. 序文

各発明専利出願は、専利権が付与される前に、検索を行わなければならない。検索は発明専利出願の実体審査プロセスにおける重要な過程である。その目的は出願の主題と密接に関連している、或いは関連している現有技術の対比文献を見つけ出すこと、若しくは抵触出願書類及び権利の重複付与を防ぐための文献を見つけ出すことにより、出願の主題が専利法 22 条 2 項と 3 項に規定された新規性と創造性を具備するものか、又は専利法 9 条 1 項の規定に合致するものかを確定することである。

実用新案専利の検索と香港特別行政区の短期専利検索は本章を参照して実行する。

検索結果は検索レポートに記載しなければならない。

2. 審査用検索資料

2.1 検索用専利文献

発明専利出願の実体検査プロセスにおける検索は主に、検索用専利文献の中で行われる。検索用専利文献は主に、電子ファイル形式（機械検索データベースとディスク）の多国専利文献、紙形式の国際専利分類により配列される審査用検索書類及び通し番号により配列される各国の専利文献、マイクロフィルム形式の各国の専利文献を含む。

専利局における電子ファイル形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開説明書、中国発明登録説明書、中国実用新案説明書、ヨーロッパ専利出願公開説明書、特許協力条約の国際専利出願公開説明書、米国専利説明書、日本専利出願公開説明書と日本実用新案説明書及び多国専利分類要約などを含む。専利局における紙形式の専利文献は主に、中国発明専利出願公開説明書、中国発明専利説明書、中国実用新案専利説明書、米国専利説明書、ヨーロッパ専利出願公開説明書、特許協力条約の国際専利出願公開説明書及び多国専利分類要約などを含む。

2.2 検索用非専利文献

審査官は専利文献の中で検索を行うほか、検索用非専利文献も調査しなければならない。検索用非専利文献は主に、電子ファイル形式又は紙形式での国内外の科学技術関連の書籍、刊行物、索引ツール及びマニュアルなどを含む。

3. 検索の主題

3.1 検索の根拠となる出願書類

検索の根拠である出願書類は通常、出願人が出願日に提出した原権利要求書と

説明書（添付図面がある場合に、添付図面を含む）になる。出願人は専利法実施細則 44 条に基づき、審査官の要求に応じて、権利要求書及び/又は説明書を補正しているか、或いは専利法実施細則 51 条 1 項の規定に基づき、権利要求書及び/又は説明書の自発的補正を行った場合、検索の根拠となる出願書類は、出願人が最後に提出したもので、専利法 33 条の規定に合致する権利要求書及び/又は説明書でなければならない。（本部分第八章第 4.1 節を参照する）。

3.2 独立請求項についての検索

検索は主に出願の権利要求書を対象に行われるものとし、そして説明書とその添付図面の内容も考慮に入れる。審査官はまず、独立請求項に限定された技術方案を検索の主題としなければならない。この際、独立請求項の文字上の意味に限定せず、独立請求項の発明思想に重点を置くべきであるが、説明書及びその添付図面の内容を考慮した上で得られる個々の細部まで拡大しなくても良い。

3.3 従属請求項についての検索

独立請求項により限定された技術方案について検索し、当該技術方案に新規性又は創造性を喪失させる対比文献を見つけ出した場合に、従属請求項によりさらに限定された技術方案で専利法 22 条 2 項と 3 項に規定された新規性と創造性を具備するかどうかを評価するために、審査官は従属請求項によりさらに限定された技術方案を検索の主題として、検索を継続する必要がある。但し、その限定部分の付加的な技術的特徴が公知の常識に属する従属請求項については、進んだ検索を行わなくても良い。

検索した結果、独立請求項により限定された技術方案に新規性及び創造性を具備する場合には、一般的に、その従属請求項により限定された技術方案について進んだ検索を行わなくても良い。

3.4 要素組合せの請求項についての検索

請求項が要素 A、B、C の組合せである場合、審査官がこのような請求項を検索する時に、まず A+B+C の技術方案について検索しなければならない。もしその新規性・創造性を評価できる対比文献を見つからなければ、A+B、B+C、A+C の分割組合せ及び A、B、C の単体要素について検索しなければならない。

3.5 カテゴリーの異なる請求項についての検索

出願に複数のカテゴリーが異なる（製品、方法、設備又は用途）の請求項を含む場合、審査官はカテゴリーの異なる全ての請求項について検索しなければならない。出願に含まれる請求項は 1 カテゴリーだけでも、関係するその他のカテゴリーの主題について検索する必要がある場合もある。例えば、ある化学方法の請求項について検索する時に、当該方法請求項そのものについて検索するほか、

創造性を評価するために、当該方法で製造される最終製品についても検索しなければならないが、明らかに知られたものである場合は除く。

3.6 説明書及びその添付図面についての検索

請求項により限定される技術方案、即ち、出願で保護を請求する主題（以下、出願の主題という）について検索するほか、審査官は、説明書及びその添付図面に開示されており、当該出願の主題をさらに限定しているその他の実体的内容について検索しなければならない場合もある。出願人が請求項を補正する時に、それを請求項に補充する可能性があるから。例えば、回路関係のある出願において、その請求項に限定された技術方案は単に、回路の機能と稼動方式である。但し、説明書及びその添付図面において、重要なトランジスタ回路を詳細に開示した。この出願に対して審査官は、請求項に限定された回路の機能と稼動方式について検索するのみならず、当該トランジスタ回路を検索の主題としなければならない。そうすれば、出願人が補正を施して、当該トランジスタ回路を権利要求書に記載しても、審査官は追加検索を行わなくても良い。但し、説明書に記載しているもので、請求項に限定された技術方案との間に単一性を有しない発明内容については、検索しなくても良い。補正を施して、単一性を有しない発明内容を出願で保護を請求する主題として権利要求書に記載するのは許容されないから。（本部分第八章第 5.2.1.3 節（3）を参照する）

4. 検索時期の期限

4.1 現有技術における関連文献の検索時期の期限

審査官は、発明専利出願の中国で出願が提出された日以前に、開示された全ての同一又は近似した技術分野の専利文献と非専利文献を検索しなければならない。そうすると、審査官の優先権成立の確認作業が省かれるのがメリットになる。但し、当該出願の優先権期間において出願又は公開され、新規性や創造性に影響する対比文献を検索し出したなど、本部分第八章第 4.6.1 節に記載されている優先権確認の必要がある場合は除く。

4.2 抵触出願の検索時期の期限

発明専利出願の主題の新規性に影響する抵触出願があるかどうかを確定するために、審査官は少なくとも以下のことについて検索しなければならない。

(1) あらゆる機構又は個人が当該出願の出願日以前に専利局へ提出しており、かつ当該出願の出願日から起算する 18 ヶ月間以内において既に公開又は公告された同一或いは近似した技術分野の全ての専利出願又は専利書類。

(2) あらゆる機構又は個人が当該出願の出願日以前に国際出願受理官庁へ提出しており、かつ当該出願の出願日から起算する 18 ヶ月間以内に国際公開が行わ

れた同一又は近似した技術分野の中国を指定した国際出願。これにより、当該出願と同一で、特許協力条約（PCT）の規定に基づき中国国内段階に移行することにより当該出願の抵触出願になり得る国際出願を検索する。

5. 検索前の準備

5.1 関係書類の閲覧

説明書で以下に挙げられる書類を引証している場合、審査官は必要な際は、これらの書類を探し出して閲読しなければならない。

- (1) 出願主題の基礎となる書類
- (2) 発明で解決しようとする技術的問題と関わっている背景技術の書類
- (3) 出願の主題の正確な理解に資する書類

もし、専利局内で得られないにも拘らず、前述の書類は出願の主題の正確な理解と評価に必要であって、そのような書類がなければ、審査官は有効に検索を行えない場合に、審査官は検索を一時停止し、出願人に所定の期限内にこうした書類の副本を提出するよう通知するものとし、副本を受けてから検索を行うようにしなければならない（本部分第八章第 3.2.4 と 3.2.5 節を参照する）。

説明書に引証された書類は出願の主題と明らかに直接関係がない場合、審査官はそれを考慮しなくても良い。

出願人が外国の検索報告を提出した場合、審査官は検索レポートに引証された書類、特にその中の出願の主題の新規性、創造性に影響を与える書類を閲読しなければならない。

5.2 出願の国際専利分類番号の確認

より有効な検索のため、審査官はまず出願の国際専利分類（分類番号という）を確定しなければならない。分類番号を如何に確定するかは、本指南第一部分第四章の規定を適用する。そのために、審査官は出願の主題を正確に理解した上に、分類知識を運用し分類部門又は国際検索機構から付与された分類番号を照合しなければならない。不正確な分類番号を発覚した場合、本部分第八章第 3.1 節の規定に基づいて処理しなければならない。

5.3 検索の技術分野の確定

通常、審査官は出願の主題の属する技術分野において検索し、必要な際は、機能の類似する技術分野まで検索を拡大するものとする。属する技術分野は権利要求書において限定された内容、特に、明確に指摘されて、特定の機能や用途及び相応した具体的な実施例に基づき確定するものである。審査官が確定した、発明情報を表示する分類番号は、出願の主題の属する技術分野になる。機能の類似する技術分野は、出願書類に示された出願の主題として備えなければならない本質

的な機能又は用途に基づき確定するものであり、単に出願の主題の名称、又は出願書類に明記された特定の機能により確定するものではない。例えば、ミックスことが、両者の備えなければならない機能であるから、お茶のミキサーとコンクリートミキサーは機能の類似する技術に該当する。同様に、レンガ切り機とビスケット切り機も機能の類似する技術である。また、例えば、ある出願の独立請求項で一種の構造的特徴を有するケーブルクリップを限定している場合に、もしケーブルクリップの属する技術分野において関連文献が検索できなければ、検索範囲をパイプクリップ及びその他の類似するクリップの技術分野まで拡大しなければならない。これらのクリップはケーブルクリップと類似する本質的な機能を持っているため、出願された独立請求項に限定された構造的特徴を持つ可能性がある。つまり、拡大した検索に当たって、出願の主題の全特徴又は何らかの特徴と関わる内容を含む可能性のある文献は、全て検索しなければならない。

5.3.1 機械検索用データベースの利用

審査官はキーワード、発明の名称、発明者などの検索条件を利用し、機械検索データベースからコンピューターによる検索を通して、検索対象技術分野を確定して良いとする。その中にキーワードの検索入口を利用して検索対象技術分野を確定するのは最も主要の方式になる。

出願の主題を正確に理解した上で、1つ又は複数の「キーワード」を確定し、そして確定した「キーワード」に基づき機械検索データベースの中で検索及び統計分析を行うものとする。例えば、検索で得られた文献の分類番号について統計分析を行い、なるべく的確かつ完全に検索対象技術分野を確定する。同じ方法を採用すると、前述したほかの検索主題について検索すべく技術分野を確定することもできる。

5.3.2 国際専利分類表の利用

機械検索データベースを利用しても、確実な検索対象技術分野が得られない場合、審査官は以下に挙げられる順番に沿って、国際専利分類表を調べ、検索対象技術分野を確定して良いとする。

(1) 国際専利分類表の各セクションの初頭部分の「セクションの内容」欄を調べ、分類名に基づき、可能性のあるサブセクションとクラスを選択する。

(2) 選定されたサブセクションとクラスの下の分類名を閲覧し、その中から検索対象主題の内容を含むのに最適なサブクラスを選択する。

前述の2手順を行う時に、審査官はサブセクションの分類名及び/又はクラスとサブクラスの分類名にある付注や参照に注意を払うべきである。この付注と参照はサブクラスの内容に影響を与え、サブクラスの間のある相違を指摘し、期待される検索対象主題の位置を明示する可能性がある。もし、選択されたサブクラスは高級版分類表の電子殻情報に分類の定義があれば、詳細内容に注意を払う

べきである。というのは、分類の定義でサブクラスの範囲について最も的確な指示を与えているから。審査官がさらに注意すべきなのは、検索対象主題の機能と類似する機能的分類位置がある場合には、検索対象主題の機能と関わる 1 つ又は複数の応用的分類位置も存在する可能性がある。検索対象主題の専用位置が見つからない場合には、分類名又はグループ名称を「その他の XX」、「XX グループに入れない XX」というような、残余の分類位置の分類番号を検索対象技術分野とすることを考慮に入れる。

(3) サブクラスの初頭部分の「サブクラス索引」を参照し、メイングループの完全な分類名及び付注と参照を閲覧して、検索対象主題を含むのに最適なメイングループを選択する。

(4) 選択されたメイングループの下にある全てのドット付きのサブグループを閲覧し、検索対象主題を含むのに最適なものを選択する。当該サブグループに付注と参照部分があれば、それに基づき他の分類位置を考慮して、検索対象主題を含むのに最適な 1 つ又は複数の分類位置を探し出すようにしなければならない。

(5) 1 つ以上のドットが付く、検索対象主題を含むサブグループを選択する。

前述の 5 つの手順を介して、検索対象主題を含むのに最適なサブグループを選定することができる。このサブグループ及びその下における検索対象主題を明らかに排除していない全てのサブグループは検索の対象技術分野になる。選定されたサブグループに優先注釈があれば、優先注釈により確定されたサブグループ及びその下における検索対象主題を明らかに排除していない全てのサブグループも検索対象技術分野である。また、選定されたサブグループより 1 ランク上のサブグループからメイングループまでは、検索対象技術分野である。そこに、検索の主題及びより範囲の広い主題の文献資料が備わっているから。もし、選定されたサブグループは「最後位置規則」に基づき分類されたサブクラスにあるならば、選定されたサブグループ及びその下における検索対象主題を明らかに排除していない全てのサブグループを検索するほか、選定されたサブグループと同じ点数を有し、かつ関連しており、後ろに位置するサブグループ及びその下における検索対象主題を明らかに排除していない全てのサブグループについて検索しなければならない。なお、選定されたサブグループより 1 ランク上のものに関連する各サブグループからメイングループまで、検索を行うものとする。例えば、C08G8/00 の 3 点グループ 8/20 は「最後位置規則」に基づき選定されたサブグループで、その下に 4 点グループ 8/22 がある。8/20 の後に 8/20 と同じ点数を有し、かつ関連しているサブグループがあり、3 点グループ 8/24 もある。3 点グループから上には、関連する 2 点グループ 8/08 及び 1 点グループ 8/04 がある。従って、審査官はまず 8/20 グループを検索し、それから順番に 8/22、8/24、8/08、8/04 サブグループ、そして 8/00 メイングループまで検索する。

(6) 前述の方法により、同じサブクラスにおけるその他の可能性のあるメイングループ又はサブグループ、及び手順 (2) を介して選択した他のサブクラスを考

慮する。

5.4 請求項を分析し、検索要素を確定

審査官は出願書類を閲覧し、発明内容を十分に理解し、分類番号と検索対象技術分野を初期的に確定した後に、進んで請求項を分析し、検索要素を確定しなければならない。

5.4.1 請求項の全体的分析

権利要求書を閲覧し、全ての独立請求項を発見し、独立請求項を初期的に分析した上で、独立請求項で保護を請求する技術方案が、本章第10節に記載された検索する必要のない場合に当たるかどうかを確定する。

検索できる権利請求項について、保護を請求する範囲が最も広い独立請求項を確定し、当該独立請求項を分析する。一般的に、まずは保護範囲が最も広い独立請求項について検索を行う。

5.4.2 検索要素の確定

まずは、保護要求範囲が最も広い独立請求項の技術方案を分析して、当該技術方案を反映する基本的な検索要素を確定する。基本的な検索要素は、技術方案の基本的構想を示す検索可能な要素である。基本的な検索要素を確定する時には、一般的に、技術分野、技術的問題、技術的手段、技術的效果などの側面を考慮する必要がある。

基本的な検索要素を確定した後、検索対象技術分野の特徴に合わせて、これらの基本的な検索要素における各要素が、コンピューター検索システムの中の表現方式を確定しなければならない。例えば、キーワード、分類番号、化学構造式など。完全な検索のため、通常はキーワード、分類番号など、なるべく複数種的方式を利用して、これらの検索要素を表現する必要があり、表現方式別に検索された結果を併合した上で、当該検索要素の検索結果とする。

キーワードを選ぶ時に、通常は対応した検索要素の各種同義又は類義上の表現方式を考慮に入れる必要がある。そして、必要な際に、関係する上位概念、下位概念及びその他の関係概念と各種の同義又は類義上の表現方式を考慮しなければならない。

技術方案を反映する検索要素を確定する時に、技術方案の中の明確な技術的特徴を考えるのみならず、必要な際は、技術方案の中のある技術的特徴の同等な特徴も考慮しなければならない。同等な特徴とは、記載された技術的特徴に比べて、ほぼ同一な手段により、ほぼ同一な機能を実現し、ほぼ同一な効果を獲得し、そして属する技術分野の技術者が連想できる特徴を言う。同等な特徴を確定する時に、説明書に記載された各種の変形実施例、説明書では明らかに排除していない内容などの要素を考慮しなければならない。

6. 発明専利出願についての検索

6.1 検索の要点

審査官は検索時に、新規性に注意を注ぐとともに、創造性と関わる現有技術にも注意を払い、相互に結合すると出願の主題が創造性を具備しなくなる可能性のある2件又は複数の対比文献を検索し出すようにしなければならない。審査官はさらに、別の理由により重要になる可能性のある書類に注意を払わなければならない。例えば、出願の主題の理解に資する書類、或いは出願の主題の釈明に最適なもので、かつ審査官が出願人に独立請求項の前提部分及び説明書の関連部分の修正を求める場合の最も近似したものになり得る現有技術文献など。

検索する時に、審査官は、権利要求書ばかりに注目せず、現有技術における専利文献の全内容、特に専利文献の説明書（及びその添付図面）の内容に注意を払うものとし、検索対象出願の権利要求書の内容を、関連する現有技術における専利文献に開示された内容と比較しなければならない。

6.2 検索の順番

6.2.1 所属技術分野における検索

所属技術分野は出願の主題が位置する主要な技術分野である。これらの分野で検索すると、密接に関係する対比文献を見つける可能性が最も高い。そのため、審査官はまずこのような分野の検索用専利文献の中で全面検索を行わなければならない。例えば、発明情報を示す分類番号は×××7/1・・・(7/12 優先)の場合、まずは7/16を検索し、それから7/12を検索する。その後はさらに、7/16と7/12の下における出願の主題を明らかに排除していないものに属する各サブグループを検索する必要がある。最後に、出願の主題を含む1ランク上のサブグループからメイングループまでを検索する。発明情報を示す分類番号は1つ以上ある場合に、同じ方法により、その他の分類番号の技術分野の検査用専利文献の中で検索しなければならない。

出願に関するその他の検索すべき主題は、その所属する及び関連する技術分野において類似した方法により検索を行うものとする。

6.2.2 機能類似の技術分野における検索

審査官は本章第6.2.1節に記載された検索結果に基づき、機能の類似する技術分野まで検索を拡大する必要について考慮しなければならない。必要があるものならば、機能の類似する技術分野において、本章第6.2.1節に記載された方法に基づき、検索を行わなければならない。

6.2.3 改めて技術分野を確定した後の再検索

本章第 6.2.1 節及び第 6.2.2 節における検索を介しても、対比文献を見つからない場合には、当初確定した技術分野が正しくないという可能性がある。そこで、審査官は技術分野を改めて確定し、当該技術分野に検索を行わなければならない。

本章第 6.2.1 節、第 6.2.2 節及び第 6.2.3 節の検索において、検索の時間順、即ち調べる検索資料の開示時期の順位は一般的に、出願日を基準にした近い日から遠い日へと並べる。

6.2.4 その他の資料の検索

必要に応じて、審査官は検索用非専利文献（本章第 2.2 節を参照する）において検索を行わなければならない。

また審査官は、前述第 6.2.1 節及び第 6.2.3 節において検索して得た対比文献の引証書類を調べたり、検索して得た専利出願の公開説明書又は専利説明書に「引証される参考資料」欄に挙げられる関係書類を調べて良いとする。

6.3 具体的なステップ

6.3.1 機械検索方式

コンピューターによる検索の時に、なるべく完全に検索を行うため、各検索要素に対して審査官は、キーワード、分類番号、化学構造式など、なるべく多くの角度から表現すべきである。例えば、A と B の 2 つの基本的な検索要素を含むある請求項について、基本的な検索構想は以下のように表示して良い。

検索要素 A に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素 A に対する検索結果とする。検索要素 B に関わる分類番号とキーワードの 2 種類の検索結果を論理和で併合して、検索要素 B に対する検索結果とする。それから、前述の検索要素 A、B に対する検索結果を論理積で併合して、当該請求項に対する検索結果とする。

実際の検索の過程において、審査官は出願の具体的な状況に基づき、異なる組合せ方式を採用し、検索を行って良い。例えば、

(1) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(2) 要素 A に関わる分類番号と要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(3) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わるキーワードという 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(4) 要素 A に関わるキーワードと要素 B に関わる分類番号という 2 種類の検索結果を論理的な「及び」という関係で併合する。

(5) 要素 A に関わる分類番号と要素 A に関わるキーワードという 2 種類の検

索結果を論理的な「又は」という関係で併合し、その結果を要素 B に関わるキーワード又は分類番号の結果と論理的な「及び」という関係で併合する。

ある種の方式で検索しても、比較的に関わっている対比文献が見つからない場合に、採用された方式に漏れる可能性のある文献を考慮すべきである。例えば方式 (1) において、漏れる可能性のある文献は少なくとも A、B のいずれに関わるキーワードを含むが、A の分類番号の下に配られていない文献、分類番号が少なくとも A、B の分類番号のいずれか 1 つと同一であるが、B に関わるキーワードを含まない文献。漏れる可能性のある文献について、検索方法を調整し、対象を絞った検索を行わなければならない。検索要素 A、B の組合せに対して、当該技術方案の新規性又は創造性を評価できる単独した文献が見つからない場合、通常は、それぞれ単独検索要素 A 又は B に対して検索した結果を考慮すべきである。技術方案に複数の基本的な検索要素を含む場合、例えば、基本的な検索要素 A、B と C について、当該技術方案の新規性又は創造性を評価できる単独した文献が見つからない場合には、通常は基本的な検索要素の組合せを考慮すべきである。例えば、A+B、A+C と B+C の組合せを考慮する。必要な際は、単独検索要素 A、B と C を考える必要がある。

また、コンピューターによる検索中に、さらに関わる文献を見つけ出すよう、審査官は関連文献に基づき、随時に対比文献、引用された文献、考案者、出願者を対象とした追跡検索を行うことができる。

6.3.2 マニュアル検索方式

マニュアル方式で検索を行う時、審査官は以下に挙げられる手順に沿って專利文献を調べて良いとする。

手順 1、検索対象技術分野の審査用検索書類における專利文献の標題紙にある要約書、添付図面及び権利要求書の独立請求項の内容、日本、ロシア（旧ソ連を含む）、ドイツ（旧ドイツ連邦共和国を含む）、イギリス、フランス、スイス等国の專利分類ダイジェスト、国内外の刊行物の論文分類テーマ目録などに素早く目を通し、出願の主題に関わる可能性があるものとして初期的に判断した書類を抽出する。検索の対象出願に、具体的な構造を示す添付図面を有する場合に、審査官は出願の添付図面を審査用検索書類における書類の添付図面と逐一に照合しながら、添付図面で示された構造的特徴が出願の中の構造と同一又は類似した書類を抽出して良いとする。

手順 2、手順 1 で抽出した書類の要約書、添付図面、請求項及び関連するダイジェストとテーマ目録の対応した書類を細心に閲読し、出願と関連している対比文献を選び出す。

手順 3、手順 2 で選び出された書類の説明書の部分を細心に閲読し、分析・研究した上で、最後に、検索報告と審査意見通知書の正文で引用される対比文献を確定する。

6.4 抵触出願の検索

6.4.1 基本原則

出願に対する専利権を付与する旨の通知を発行する前に、抵触出願の検索はなるべく完璧な程度まで行わなければならない。即ち、その時点の検索用専利文献において、本願の出願日以前に提出され、かつその後に公開された専利出願書類及び公告された専利書類を全面的に調べたところまで行っていないなければならない。

6.4.2 出願が18ヶ月満了後公開された後実体審査手続に入る場合の検索

通常、発明専利出願は出願日から18ヶ月間満了した時に公開され、それから実体審査プロセスに移行するものである。こうした場合に、審査官が第1回審査意見通知書を出す前に行う検索は、抵触出願の検索を含まなければならない。

6.4.3 出願が早期に公開された実体審査手続に入る場合の検索

発明専利出願が早期に公開された後、実体審査プロセスに入る場合、審査官は第1回審査意見通知書を出す前に、抵触出願の予備検索を行って良いとする。もし当該出願に対し審査結論を行った日は、当該出願の出願日から起算する18ヶ月間以内にあるならば、審査官は抵触出願が検索用専利文献に入る状況により、抵触出願の補足検索を行い続けて良いとする。もし当該出願に対し審査結論を行った日は、当該出願の出願日から18ヶ月間が満了した当日或いはそれ以降であるならば、審査官は18ヶ月間の満了した当日或いはそれ以降において、審査結論を行う前に、抵触出願の検索を進んで行わなければならない。

7. 重複権利権付与を避けるための検索

出願に対し専利権を付与する旨の通知を発行する前に、権利の重複付与を防止するための検索は、なるべく完璧な程度まで行わなければならない。即ち、中国専利文献に既存しており、同一の発明創造に関わる専利出願又は専利書類を検索し得ていなければならない。同一の発明創造についての判断は、本部分第三章第6節の規定を適用する。

8. 検索の中止

8.1 検索の限度

理論上から言うと、如何なる完全な検索でも、全面的かつ徹底的な検索でなければならない。しかし、コストの合理性を考えれば、検索には一定の限度があるべきである。審査官は検索して得られた対比文献の数や質に基づき、随時に検索を中止すべきかを決定しなければならない。考慮の原則は検索に費やす時間、手

間、コストが予期される結果と相応しいものでなければならないということである。

8.2 検索を中止できる幾つかの状況

検索の過程において、以下に挙げられる状況のいずれ1つが発生する場合、審査官は検索を中止して良いとする。

(1) 審査官は出願における全ての主題と密接に関わる対比文献を見つけ出しており、それが出願の全ての主題の全部の技術的特徴を明確に開示しているか、又はそれに開示された内容により、属する技術分野の技術者が権利要求書における全ての技術方案を導くことになると判断している。つまり、審査官は当該対比文献が単独で、出願の全ての主題の新規性又は創造性に影響しており、検索報告に規定された X 類書類又は E 類書類となることと判断している。

(2) 審査官は 2 件又は複数の出願の全ての主題と密接に関わる対比文献を見つけ出しており、かつ出願の属する技術分野の技術者が容易にそれらを結合させて、権利要請書にある全ての技術方案を導くことになると判断している。即ち、審査官はこれらの対比文献を結合させると、出願の全ての主題の創造性に影響し、検索報告に規定された Y 類書類となることと判断している。

(3) 審査官は自らの知識や執務経験により、密接に関わる対比文献を見つけ出すことはできないか、又は予期される結果を費やされる時間、手間、コストに比べて、相応しくないものであり、検索し続ける価値がないと判断している。

(4) 審査官は公衆から提供された素材の中、又は出願者から提出されたもので、外国でその出願について検索した資料又は審査の結果資料の中から、前述の (1) 又は (2) で述べた密接に関わる対比文献（通常は検索レポートに規定された X 又は Y 類書類である）を見つけ出した。

9. 特殊状況の検索

9.1 出願の主題が異なる分野に及ぶ場合の検索

出願の主題は異なる技術分野に及ぶ場合、審査官は審査責任を持つ技術分野において検索するほか、状況により、その他の技術分野を担当する審査官と相談し、如何にして進んだ検索を行うかを決定しなければならない。

9.2 出願が単一性に欠ける場合の検索

9.2.1 明らかに単一性に欠ける出願の検索

審査官は権利要求書と説明書（及びその添付図面）を分析・研究した後に、出願の主題の間に単一性に欠けるということが判断できる場合、以下に挙げられる方法のいずれか1つで出願を処理して良いとする。

(1) 出願人が出願を補正し、単一性の欠如の欠陥を除去した後に、検索を行う。

(2) 単一性に欠ける 2 つ又は複数の独立請求項の技術方案は当該審査官が審査責任を持つ技術分野に属し、その関わる検索分野が非常に近似し、又は重なる度合いが高い場合、審査官はあまり作業量が増えないことを前提に、その検索を同時に完了して良いとする。そうすれば、審査意見通知書の正文を書く時に、単一性に欠けるとの欠陥を指摘するとともに、これらの独立請求項を評価し、審査意見通知書を 1 回省くこととなり、審査プロセスの加速につながる。検索した結果、出願の中に 1 つ又は複数の独立請求項には新規性又は創造性を具備しないことを発覚した場合、出願人は審査意見通知書を受けた後に、こうした請求項を削除でき、そうしたものについて分割出願を提出することもなく、必要のない作業が避けられる。また、こうした検索を介して、出願の主題で単一性に欠けることをさらに証明できる対比文献を見つけ出す場合もある。

9.2.2 単一性に欠けることが不明確な出願の検索

単一性に欠けるのが不明確な出願とは、検索した場合に限って、出願の主題の間に単一性に欠けることを確定できるような出願を言う。これらの出願に対して、審査官は以下に挙げられる方式に基づき、検索を行わなければならない。

(1) 第 1 独立請求項について検索し、新規性又は創造性を具備しないことを発覚した場合、本部分第六章第 2.2.1 節に記載された単一性の審査原則に従い、既存の検索結果に基づき、残余の各独立請求項の間に単一性に欠けるかどうかを判断して、単一性に欠ける独立請求項については検索を行わなくても良い。

(2) 1 件の出願における 2 つ又は複数の相互に並列する独立請求項は、発明思想が非常に近似しており、かつそこには、その他の技術分野で検索する必要のある独立請求項が 1 つもない場合には、出願の全ての主題を検索して良いとする。これでも作業量をそれほど増やしていないから。

(3) 独立請求項について検索を行い、新規性又は創造性を具備しないことで、相互に並列する従属請求項の間に単一性に欠けていることを発覚した場合、本章第 9.2.1 節 (1) や (2)、又は本節 (1) や (2) に述べた方法を参照して処理して良いとする。

9.3 その他の状況の検索

出願の一部の主題が本章第 10 節に挙げられる状況に当たる場合、審査官は当該出願のうち、これらの状況に該当しないほかの主題について検索すべきである。出願のうち、これらの状況に該当しないほかの主題の間に単一性の欠陥が存在する場合、本章第 9.2 節の規定に基づいて検索する。

10. 検索の必要がない場合

ある出願の全ての主題が以下に挙げられる状況の 1 つに当たる場合、審査官は

当該出願について検索を行わなくても良い。

- (1) 専利法 5 条又は 25 条に規定されて専利権を付与しない状況に当たる；
- (2) 専利法 2 条 2 項の規定に合致しない；
- (3) 実用性を具備しない；
- (4) 説明書と権利要求書では当該出願の主題について明確、完全な説明を行っていないため、属する技術分野の技術者が実現できない。

11. 追加検索

出願の実体審査のプロセスにおいて、以下に挙げられる状況の 1 つに当たる場合、より適切な対比文献を獲得するため、審査官は出願について追加検索を行わなければならない。

- (1) 出願人が請求項を修正したため、当初の検索では修正された請求項の保護要請範囲を含まない；
- (2) 出願人が何らかの内容について釈明したため、当初の検索が不完全、不的確なものになった；
- (3) 第 1 回審査意見通知書の前の検索は、不完全又は不的確なものである；
- (4) 審査意見の改変により、既に行われた検索が不完全又は不的確なものになったため、検索分野を増加又は改変する必要がある。

復審後の継続審査過程においても、もし前述した状況が発生したならば、追加検索を行わなければならない。

また、本章第 4.2 節 (2) に述べた抵触出願となり得る、中国を指定した国際専利出願書類については、出願に対して専利権を付与する旨の通知を出す前に、追加検索により、中国国内段階に移入しているか、中国語での公開が成されたかを調べなければならない。

12. 検索レポート

検索レポートは検索結果の記載のために、特に関連する現有技術となる書類を記載するために利用されるものである。検索レポートは専利局に規定された表を採用する。審査官は検索レポートに検索の分野、データベース及び使われる基本的な検索要素とその表現方式 (例えばキーワードなど)、検索して得られた対比文献及び対比文献と出願主題と関わる度合いを明確に記載するものとし、検索レポートの表の要求に従って、ほかの各項目を完全に記入しなければならない。

検索レポートにおいて、審査官は以下の符号を利用して、対比文献と請求項の関係を示す。

- X：単独で請求項の新規性と創造性を影響する書類；
- Y：検索レポートにあるその他の Y 類書類と組み合わせて、請求項の創造性を影響する書類；
- A：背景技術書類。つまり、請求項の一部の技術的特徴又は関連する現有技術を

反映する書類；

R：あらゆる機構又は個人が、出願日に専利局に提出しており、同一の発明創造に該当する専利又は専利出願書類；

P：中間書類。その公開日は出願日と主張された優先権日の間にある書類、又は当該出願の優先権を確認する必要につなげる書類；

E：単独で請求項の新規性を影響する抵触出願書類。

前述した種類の書類に、符号 X、Y と A は、対比文献と出願の請求項との内容上の関連度を表示し、符号 R と E は対比文献と出願との時間上の関係及び内容上の関連度を同時に表示している。符号 P は対比文献と出願との時間上の関係を示しており、その後には書類の内容上の関連度を表記する符号の X、Y、E 又は A が付くべきである。これは、優先権の確認が成されていない場合の表記になる。

ある請求項にいくつかの並列する技術方案が含まれており、そして 1 つの対比文献は、これらの技術方案との関連度がそれぞれ異なる場合に、審査官は検索レポートにおいて、うち最も高い関連度を表示する符号を使って当該対比文献を注記しなければならない。

前述した種類の文献を除き、審査意見通知書で引用されたその他の文献も検索レポートに記入すべきであるが、文献の種類及び/又は関わっている請求項を記入しない。

第八章 実体審査手続

1. 序文

専利法 35 条の規定によると、専利局が発明専利の出願に対して実体審査を行う。

発明専利の出願に対する実体審査は、発明専利の出願に対して専利権を付与すべきか否かを確定すること、特に専利法における新規性、創造性及び実用性についての規定に適合しているか否かを確定することを目的とする。

専利法 35 条 1 項の規定によると、実体審査手続は通常、出願人による請求が提出されて起動される。同条 2 項の規定によると、実体審査手続は専利局が開始してもよいとする。

専利法 39 条の規定によると、発明専利の出願は実体審査を行った結果、これを却下する理由が存在しない場合には、専利局が発明専利権を付与する旨の決定を下さなければならない。

専利法 38 条の規定によると、実体審査において発明専利の出願は、出願人が意見陳述又は補正を行った結果、専利局が依然、専利法の規定に合致しないと認めた場合、つまり、専利法実施細則 53 条で定める状況に該当するような欠陥が存在している場合には、これを却下しなければならない。

専利法 32 条の規定によると、出願人は、専利権が付与されるまでの間にその専利出願を随時取り下げることができる。専利法 36 条 2 項、37 条及び専利法実施細則 42 条 2 項ではさらに、実体審査手続における専利出願の見なし取り下げの状況も定めた。

本章でいう実体審査とは、中国での発明専利の出願に対する実体審査をいう。中国国内段階に入る国際出願への実体審査については、本指南第三部分第二章「国内段階に移行する国際出願の実体審査」に具体的な規定がある場合には、同章の規定を適用する。具体的な規定がない場合には、本章の規定を適用する。

2. 実体審査手続及びその基本原則

2.1 実体審査手続の概要

発明専利の出願の実体審査手続において発生し得る行為には以下のようなものがある。

(1) 発明専利の出願に対して実体審査を行った結果、審査官は当該出願が専利法及びその実施細則における関連規定に合致していないと認めた場合には、出願人に通知して、指定期限までに意見陳述又は出願の補正を求めなければならない。出願は、専利権が付与される、却下される、取り下げられる又は取り下げと見なされることになるまで、審査官からの通知書（審査意見通知書、分割通知書又は資料提出通知書など）の発行そして出願人からの応答は数回にわたって繰り返される可能性がある。

(2) 実体審査を行った結果、これを却下する理由が存在しない、或いは出願人

が意見陳述又は補正を行うことにより、従来の欠陥を解消した専利出願について、審査官は発明専利権を付与する旨の通知書を発行しなければならない。

(3) 出願人が意見陳述又は補正を行った後でも、通知書に指摘されていたような、専利法実施細則 53 条に記された状況に該当する欠陥が存在している専利出願について、審査官は却下しなければならない。

(4) 出願人が正当な理由なく、期限内に審査意見通知書、分割通知書又は資料提出通知書などに対して応答しない場合には、審査官は出願を取下げと見なす通知書を発行しなければならない。

また、審査官は必要に応じて、本指南の規定に従い、実体審査手続において面接や電話での討論及び現場調査など補完的な手段を利用することができる。

2.2 実体審査手続における基本原則

(1) 請求の原則

専利法及びその実施細則に別途定めのある場合を除いて、実体審査手続は出願人が実体審査の請求を提出した場合に限って開始することができる。審査官は出願人が法により正式に審査のために提出している（出願の提出時や法による補正申立時、又は審査意見通知書の応答時、を含む）出願書類だけに基づいて審査を行わなければならない。

(2) ヒアリングの原則

実体審査の過程において審査官は、却下決定を下す前に、却下の根拠になる事実や理由及び証拠に対する意見陳述及び/又は出願書類を補正する機会を最低 1 回、出願人に与えなければならない。つまり審査官が却下決定を下す際は、却下の根拠になる事実や理由及び証拠はそれまでの審査意見通知書の中で出願人に告知されていないなければならない。

(3) 手続の節約原則

発明専利の出願に対して実体審査を行う際、審査官はなるべく審査の過程の短縮化を図らなければならない。言い換えれば、審査官はなるべく早期に案件を終了しなければならない。そのため、全く権利付与の見通しのない出願であることが確認された場合を除き、審査官は 1 回目の審査意見通知書の中で、同出願で専利法及びその実施細則の規定に合致していない問題点のすべてを出願人に通知し、指定の期限までにすべての問題点について応答するように求めることによって、出願人との連絡回数をなるべく減らし、手続を節約しなければならない。

ただし、審査官は手続の節約のためなどを理由に請求の原則及びヒアリングの原則に違反しないよう注意しなければならない。

3. 出願書類の確認及び実体審査の準備

3.1 出願の国際専利分類番号の確認

出願案件を引き受けると、近々審査するか否かを問わず、審査官はまず、出願の国際専利分類番号の確認を行わなければならない。

自分が担当する審査対象分類の範囲に該当しないと認めた出願について、審査官は専利分類の調整規定に基づいて即時に対処し、審査を遅延させないようにしなければならない。

分類番号が不適切であると認めても、自分が担当する審査対象範囲に該当する場合には、審査官は自ら分類番号を訂正しなければならない。

3.2 出願書類ファイルの確認

自分が担当する審査対象分類の範囲に該当している出願案件や、振り分けられた出願案件については、近々審査するか否かを問わず、審査官は即時に出願書類ファイルを確認しなければならない。他部門で扱われる手続き用書類及び実体審査には関係のないほかの書類について、審査官は早めに相応する部署に転送し、審査の遅延を回避しなければならない。

3.2.1 手続きを開始するの根拠の確認

審査官は、出願書類ファイルの中に実体審査請求書があること、その提出時期が出願日から起算した3年間以内であること（分割出願は本指南第一部分第一章第5.1.2節を参照）、発明専利出願の公開及び実体審査段階に入った通知書があることを確認しなければならない。専利局が自ら発明専利の出願について実体審査の実施を決定した場合には、局長が署名した通知書及び出願人に通知してある旨の記録があることを確認しなければならない。

3.2.2 出願書類の確認

審査官は実体審査に必要な書類（出願の原始書類及び公開された出願書類を含む。出願人が出願書類に対して自発補正を行った、又は方式審査の期間において専利局からの要求に応じた補正を行った場合には、補正の施された出願書類も含まなければならない）が揃っているかを確認しなければならない。

3.2.3 優先権に関わる資料の確認

出願人が国外優先権を主張している場合には、審査官は出願書類ファイルの中に優先権主張声明及び先行出願を受理した国、又は政府間組織の管轄部門から発行された先行出願文書の副本があることを確認しなければならない。出願人が国内優先権を主張している場合には、審査官は出願書類ファイルの中に優先権主張声明及び中国で初回に提出した専利出願文書の副本があることを確認しなければならない。

3.2.4 その他の関連文書の確認

外国で発明専利出願が提出されている発明について審査官は、出願書類ファイルの中に、出願人が提出したもので、当該国における同出願の審査のために行われた検索の資料、又は審査結果の資料があることを確認しなければならない。

3.2.5 出願書類ファイルに欠陥がある場合の処理

審査官は出願書類ファイルにおいて、前述第3.2.1節から3.2.3節までの何れかの項目に記してある根拠や文書或いは資料の欠落、又は専利法及びその実施細則の規定に適合していない文書を発見した場合には、出願案件を手順管理部門まで返却し、理由を説明しなければならない。審査官は出願書類ファイルにおいて、前述第3.2.4節に記してある資料の欠落を発見しており、そして出願人がすでにそのような資料を取得したと確信している場合には、資料提出通知書に記入して、出願人に2ヶ月の指定期限までに関連資料を提出することを要求してもよいとする。出願人が正当な理由なく、期限内に提出しない場合には、当該出願が取り下げられたものと見なす。

また、実体審査の前に、審査官が予め出願書類に目を通し、出願人による関連の参考資料の提出の必要があるかを確認しておくことが望ましい。必要であれば、資料提出通知書に記入して、出願人に2ヶ月の指定期限までに関連資料を提出することを通知してもよいとする。このような作業を予めしておくこと、審査手続のスピード化に寄与することになる。

3.3 個人審査記録ファイルの作成

出願書類ファイルの確認後、審査官は、本人が審査した案件の重要データを記載するための個人審査記録ファイルの作成に着手し、そして、それ以降の審査過程においては関連情報を補足することにより、各出願案件の審査手続及び基本状況が随時把握できるようにしておかなければならない。

3.4 審査順序

3.4.1 一般原則

本章第3.4.2節に述べた特殊な状況を除き、受け付けた発明専利出願に対しては受け付けた順番により審査を行わなければならない。ただし、前後に受理した同種の専利出願を一緒にして同時に審査してもよい。

第一次審査意見通知書に対して出願人が応答した後、審査官が引き続いて出願を審査する際、一般的には応答の順番により行うものとする。

3.4.2 特殊処理

以下のいくつかの状況に対して、特殊な処理をすることが可能である。

(1) 国家の利益或いは公共の利益にとって重大な意義をもつ出願は、出願人或いはその主管部門が請求を行い、専利局局長が承認した後、優先的に審査を受けることが可能となり、その後の審査手続においても優先的に扱われる。

(2) 専利局が自ら実体審査を開始した専利出願は、優先的に処理することができる。

(3) 原出願日を保留してある分割出願は、原出願と共に審査を行ってもよい。

4. 実体審査

4.1 審査の書類

審査官の初回審査の対象になる書類は、通常は出願人が専利法及びその実施細則の規定に基づいて提出している出願の原始書類、又は専利局の方式審査部門の要求に応じた補正の施された文書である。

実体審査の請求を提出した時、若しくは専利局による発明専利出願が実体審査段階に入った通知書の受取日から起算した3ヶ月以内に、出願人が発明専利出願に対して自発補正を行った場合には、補正内容が元説明書・権利要求書の記された範囲から超えているか否かを問わず、出願人が提出しているもので、当該自発補正の施された出願書類を審査対象書類としなければならない。

上述した所定の期間以内に出願人が出願文書に対して数回も自発補正を行った場合には、最終回で提出された出願書類を審査対象書類としなければならない。出願人が上述した所定の期間以外で行った出願書類に対する自発補正は、一般的には受け入れないものとし、その提出している補正の施された出願書類を、審査対象書類としてはならない。審査官は審査意見通知書において、当該補正された書類を審査対象書類としない理由を告知し、そしてその前の受け入れられる書類を審査対象書類としなければならない。出願人が施した補正内容が、専利法実施細則51条1項の規定に合致していなくても、審査官は当該補正の施された書類を閲読した結果、元出願書類にあった解消しなければならない欠陥がそれで解消されており、かつ専利法33条の規定に合致しており、そして当該補正の施された書類を基に審査を進めると、審査手続の節約につながると認めた場合には、当該補正の施された出願書類を審査対象書類として受け入れることができる。

4.2 出願書類の読解及び発明への理解

実体審査を始めると、審査官はまず出願書類をよく閲読し、発明を的確に理解することに努めなければならない。重点としては、発明によって解決される技術的課題を把握すること、記されている技術的課題を解決するための技術方案を理解すること、そして当該技術方案の必要な技術的特徴のすべて、特に背景技術と区別されるような特徴を明確にすること、また、当該技術方案がもたらす技術的効果を把握することなどがあげられる。さらなる審査の利便性向上のため、閲読

時及び発明を理解しようとする時に、審査官は必要に応じて記録を取ってもよいとする。

4.3 検索を行わずに審査意見通知書を発行する場合

専利出願のすべての主題が本部分第七章第 10 節の状況に明らかに該当している場合には、審査官は検索を行わずに 1 回目の審査意見通知書を発行することができる。

指摘しておかなければならないのは、出願の一部の主題だけが前記状況に該当しており、ほかの主題は前記状況に該当しない場合には、前記状況に該当していないほかの主題について検索を行った後で、1 回目の審査意見通知書を発行しなければならない。

4.4 単一性に欠ける出願に対する処理

単一性に欠ける専利出願の欠陥は、時には明らかなものであったり、時には検索や審査を実施した後に限って、確定することができるものもある。単一性に欠けるという欠陥は、相互に並列している独立請求項の間に存在する可能性もあれば、引用した独立請求項に新規性又は創造性を具備しないために、相互に並列している従属請求項の間に存在する可能性もあり、さらに 1 つの請求項における並列している複数の技術方案の間に存在する可能性もある。

単一性に欠ける出願について、審査官は以下の何れかの方法を用いて対処することができる。

(1) 先に出願人に補正を通知する

出願書類を閲読していると、審査官が出願の主題の間に明らかに単一性に欠けると直ちに判断を下せる場合には、検索の実施を見送り（本部分第七章第 9.2.1 節（1）を参照）、分割通知書を出願人に発行することにより、2 ヶ月の指定期限までに出願を補正するよう出願人に通知することができる。

(2) 検索後に出願人に補正を通知する

検索を実施した後に限って、出願の主題の間に単一性に欠けることが確定できる場合には、審査官は状況次第で検索や審査を進めることを見送るか、或いは検索や審査を進めるかを定めることができる（本部分第七章第 9.2.2 節を参照）。

検索及び審査を実施した結果、第 1 独立請求項、又はその従属請求項に権利付与の見通しがあり、そしてほかの独立請求項と当該権利付与の見通しのある請求項との間に単一性に欠けることが認められた場合には、審査官はほかの独立請求項への検索や審査を見送ることができる。そして、1 回目の審査意見通知書においては第 1 独立請求項、又はその従属請求項だけに対して審査意見を提示すると同時に、単一性に欠けるという出願の欠陥を克服するために、単一性に欠けているほかの請求項の削除或いは補正を出願人に要求する。

検索及び審査を実施した結果、第 1 独立請求項及びその従属請求項には権利付

与の見通しがなく、そしてほかの独立請求項の間には単一性に欠けることが確認された場合には、審査官はほかの独立請求項の検索や審査を見送ることができる。そして、1回目の審査意見通知書においては第1独立請求項及びその従属請求項には権利付与の見通しが無いことを指摘すると同時に、当該専利出願の単一性に欠けるという欠陥を指摘する。或いは、特に検索の分野がかなり隣接している又は大きく重なっている場合には、ほかの独立請求項の検索や審査を継続して実施してもよく、そして1回目の審査意見通知書において、単一性の欠陥及びほかの欠陥（本部分第七章第9.2.2節（1）又は（2）を参照）を同時に指摘する。

出願人が1回目の審査意見通知書で要求されたとおり、出願について本章第5.2節の規定に合致した補正を施しており、かつ権利要求書には単一性に欠けるという欠陥が存在しない場合には、審査官は当該権利要求書に対する審査を継続して実施しなければならない。

独立請求項に新規性や創造性を具備しないことに起因したような、相互に並列している従属請求項の間に単一性に欠けるという状況について、前記（1）若しくは（2）の方式を参照して処置する。

注意しておかなければならないのは、たとえ、出願の主題の間に単一性に欠けていても、とくに独立請求項に新規性や創造性を具備しないことに起因した、相互に並列している従属請求項の間に単一性に欠けていても、それらで対応している検索の分野がかなり隣接している、又は大きく重なっている時がある。そうした場合には、審査官はこれらの請求項の検索及び審査を一括して実施し、そして審査意見通知書においてはこれらの請求項が専利法及びその実施細則のほかの規定に合致していないような欠陥を指摘すると同時に、単一性に欠けるという出願の欠陥を指摘することにより、審査手続の節約につながることを望ましい（本部分第七章第9.2.1節（2）を参照）。

前述（1）、（2）号のどの状況に該当している出願を問わず、出願人は指定期限までに出願の補正を行わなければならない。例えば、単一性の欠陥を克服するために、権利要求書を制限するなど。期間が経過しても、出願人が応答しない場合には、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

応答の中で出願人が、審査官からの出願に単一性に欠けるという論点に対して反対意見を提出しており、審査官が反対意見が成り立つことを認めた、又は出願人が権利要求書を補正して、単一性の欠陥を克服した場合には、出願に対する審査手続は継続して進めなければならない。反対意見が成り立たない、又は単一性の欠陥が解消されていない場合には、審査官は専利法38条にある関連規定に基づいて、当該出願を却下することができる。

4.5 検索

専利権が付与される前に、すべての発明専利の出願は検索を実施しなければならない。検索対象の技術分野をどのように確定するか、そしてどのように検索を

実施するかについては、本部分第七章の内容を参照する。

4.6 優先権の確認

4.6.1 優先権の確認が必要とされる場合

審査官は検索後、優先権確認の必要があるか否かについて確定しなければならない。検索で取得したすべての対比文献の公開日が、出願人が主張した優先権日よりも早い場合には、優先権を確認する必要がない。下記の何れかの状況にあたる場合には、優先権を確認する必要がある。

(1) 対比文献に、出願の主題と同一又は密に関連している内容が公開されており、そして対比文献の公開日が、出願日と主張した優先権日との間にあり、つまり当該対比文献で PX 又は PY 類文献を構成している；

(2) 如何なる機関又は個人による専利局における出願に公開された内容が、出願のすべての主題、若しくは一部の主題と同一しており、前者の出願日が後者の出願日と主張した優先権日との間にあり、そして前者の公開日若しくは公告日が、後者の出願日或いは出願日以降にあり、つまり如何なる機関又は個人による専利局における出願で PE 類文献を構成している；

(3) 如何なる機関又は個人による専利局における出願に公開された内容が、出願のすべての主題、若しくは一部の主題と同一しており、前者で主張した優先権日が後者の出願日と主張した優先権日との間にあり、そして前者の公開日若しくは公告日が、後者の出願日或いは出願日以降にあり、つまり如何なる機関又は個人による専利局における出願で PE 類文献を構成している。

第(3)種の状況について、審査対象出願の優先権をまず確認しなければならない。審査対象出願で優先権を享有しない場合にはさらに、対比文献とされた如何なる機関又は個人による専利局における出願の優先権を確認しなければならない。

4.6.2 優先権確認の一般原則

優先権の確認とは一般的に、出願人の主張した優先権が専利法 29 条の規定により成り立つか否かを確認することをいう。そのため、審査官は方式審査部門による審査を基に（本指南第一部分第一章第 6.2 節を参照）、下記のことを確認しなければならない。

(1) 優先権主張の基礎となる先行出願は、優先権が要求されている後続出願と同一な主題に関わっているか否か；

(2) 当該先行出願には同一な主題の初回出願が記載されているか否か；

(3) 後続出願の出願日が、先行出願の出願日から起算した 12 ヶ月以内になっているか否か。

前述第(1)号の確認はつまり、後続出願における各請求項に記された技術方案が、前記先行出願の書類（説明書と権利要求書。要約書は含まない）において明

瞭に記載されているか否かを判断することである。そのため、審査官は先行出願を一つのまとまりとして分析・研究しなければならない。後続出願の請求項に記された技術方案が先行出願書類において明瞭に記載されているなら、当該先行出願と後続出願とは同一な主題に関わっていることを認定しなければならない。審査官は、当該技術方案が先行出願の権利要求書に含まれていないことを優先権の拒否理由にしてはならない。

明瞭な記載とは言っても、記述方式の完全な一致が求められるわけではない。出願の請求項に記された技術方案を明記していればよいとする。ただし、先行出願では前記技術方案の中の1つ、若しくは一部の技術的特徴については総括的、或いはあいまいな記述にとどまったり、ひいては暗示しか記されていないのに対して、優先権が要求された出願ではこの1つ、若しくは一部の技術的特徴の詳細な記述が追加されたため、当業者は先行出願の中から当該技術方案を直接的に、疑う余地も無く得られることができないと認めた場合には、当該先行出願を後続出願の優先権主張の基礎にしてはならない。

場合によって、前述第(2)号について確認しなければならない。例えば、出願Aは出願人の別の先行出願Bを基礎にして優先権を主張する場合、審査官は出願Aについて検索した際、当該出願人のもう一件の、出願Aの出願日と優先権日との間で公開された専利出願書類、又は公告されていた専利書類Cを見つけた。書類Cには出願Aの主題が公開されており、そして書類Cの出願日が出願Aの優先権日より早く、つまり出願Bの出願日より早い。そのため、先行出願Bは、当該出願人から提出した、出願Aと同一な主題が記された初回の出願でないことが確定できる。したがって、出願Aは先行出願Bの出願日を優先権日とすることができない。

4.6.2.1 部分優先権の確認

先行出願にあった発明をさらに改善又は完備していくと、出願人が、先行出願にはなかった技術方案をその後続出願に追加していることもある。そうした場合には、優先権を確認する際、審査官は、後続出願における内容の追加を優先権主張の不成立を断定する理由にしてはならない。その代わりに、後続出願における、先行出願では明瞭に記載されていた同一な主題に、優先権を付与しなければならない。つまり、部分優先権を付与する。具体的には、後続出願において、その技術方案が先行出願で明瞭に記載されていた請求項には優先権を享有するが、その技術方案は先行出願で明瞭に記載されていない請求項には優先権を享有できず、後続出願の出願日に提出されたものとして見なされなければならない。出願全体で言うと、このような状況は部分優先権と呼ばれる。つまり当該出願の一部の主題に優先権を享有する。即ち、一部の請求項によって限定された技術方案が優先権を享有する。

4.6.2.2 複数優先権の確認

単一性を具備している 1 件の専利出願で複数優先権を主張している場合、審査官が優先権を確認する際は、当該出願の権利要求書で反映した各種の技術方案が、優先権の基礎にされている外国又は自国の複数の専利出願においてそれぞれ明瞭に記載されているか否かを確認しなければならない。審査官はさらに、すべての先行出願の出願日が後続出願の優先権の期限以内になっているか否かを確認しなければならない。前記 2 条件を満たしている場合には、後続出願の複数優先権が成り立ち、前記の各種技術方案が記載された各請求項には異なる優先権日を有する。一部の請求項では前記条件を満たしていないが、ほかの請求項で前記条件を満たしている場合には、前記条件を満たしていない請求項の優先権が成り立たないが、前記条件を満たしている請求項の優先権が成り立つ。

優先権の基礎にされている外国又は自国の複数の専利出願において、それぞれ異なる技術的特徴が記載されているが、後続出願の請求項が、これらの特徴の組み合わせである場合には、複数優先権が成り立たない。

4.6.3 優先権確認後の処理手続

確認した結果、出願の優先権が成り立たない場合には、審査官は審査意見通知書の中で優先権の成り立たない理由を説明し、新たに確定した優先権日（ほかに優先権がない場合には出願日）を基に後続の審査を進める。当該出願で専利権が付与された際、審査官は記載事項変更通知票においてその優先権を変更しなければならない。

4.7 全面審査

手続を節約するために、審査官は通常、1 回目の審査意見通知書を出す前に、専利出願について全面的な審査を実施しなければならない。つまり、専利法及びその実施細則における実体上、形式上に関するすべての規定に合致している出願であるか否かを審査する。

説明書及びすべての請求項に、専利法実施細則 53 条に記されたような状況が存在するか否かは、審査の重点になる。一般的に、出願の主題が専利法 5 条、25 条に規定した専利権を付与しない状況に該当しているか否か、専利法 2 条 2 項の規定に合致しているか否か、専利法 22 条 4 項に規定した実用性を具備しているか否か、そして説明書で専利法 26 条 3 項の要求どおりに、保護を請求する主題を充分に開示しているか否か、についてまず審査する。それから、請求項によって特定された技術方案に、専利法 22 条 2 項と 3 項に規定した新規性と創造性を具備しているか否か、権利要求書では専利法 26 条 4 項の規定どおりに、説明書を根拠とし、専利による保護の請求の範囲について明確かつ簡潔に特定しているか否か、独立請求項では技術的課題を解決するための 1 つの完全な技術方案を記述しているか否か、について審査する。前述した審査において、権利要求書には単一性の欠如

という欠陥が存在しているか否か、出願の補正が専利法 33 条及び実施細則 51 条の規定に合致しているか否か、分割出願が専利法実施細則 43 条 1 項の規定に合致しているか否か、について審査する。遺伝資源に依存して完成した発明創造についてはさらに、出願書類が専利法 26 条 5 項の規定に合致しているか否かを審査しなければならない。

審査官は、出願に関わっている発明が中国で完成され、そして外国で専利を出願する前に、専利局による秘密保持審査を受けていないと認める理由がある場合には、専利法 20 条の規定に合致している出願であるか否かを審査しなければならない。

出願には、専利法実施細則 53 条に記された状況がない場合、又は、専利法実施細則 53 条に記された状況のような実質的な欠陥が存在しているに拘わらず、補正を経て権利付与の見通しがある場合には、手続を節約するために、審査官は専利法及び実施細則におけるほかの規定に合致しているか否かについて、合わせて審査しなければならない。

検索を行った後、審査官は保護を請求する主題及び従来技術への貢献を確実に理解している場合、この段階は、検索の結果に基づいて、前述した審査の重点について肯定或いは否定の判断を下すのが主な業務になる。

4.7.1 権利要求書の審査

専利法 26 条 4 項の規定によると、権利要求書は説明書を根拠とし、専利保護請求の範囲について明確かつ簡潔に特定しなければならない。専利法 59 条 1 項の規定によると、専利権の保護範囲はその請求項の内容を基準とする。したがって、実体審査は権利要求書、特に独立請求項を中心に進めなければならない。

一般的に、出願の主題が専利法 5 条、25 条に規定された専利権を付与しない状況に該当していないこと、専利法 2 条 2 項の規定に合致していること、専利法 22 条 4 項に規定された実用性を具備していること、かつ説明書では保護を請求する主題を十分に公開していることを確定した後、権利要求書について以下のような審査を実施しなければならない。

(1) 本部分第三章及び第四章の規定に従い、独立請求項に新規性と創造性を具備しているか否かについて審査する。

審査した結果、独立請求項に新規性と創造性を具備していないと認めた場合には、さらに、従属請求項に新規性と創造性を具備しているか否かについて審査しなければならない。審査した結果、すべての独立請求項及び従属請求項に新規性、或いは創造性を具備していないと認めた場合には、権利要求書の審査を継続する必要がなくなる。

審査した結果、独立請求項に新規性と創造性を具備している、若しくは、独立請求項には新規性と創造性を具備していないが、従属請求項に新規性と創造性を具備していると認めた場合には、当該出願に専利権付与の見通しが立つものとな

り、審査官は手続の節約の原則に従い、権利要求書について下記（２）～（７）号の審査を行わなければならない。

（２）権利要求書におけるすべての請求項が説明書（及びその添付図面）からサポートされているか否か、そして専利保護請求の範囲について明確かつ簡潔に特定しているか否かを審査する。

（３）独立請求項で技術的課題を解決するための１つの完全な技術方案を記述しているか否かを審査する。独立請求項における技術方案が完全なものであるか否かを判断する際は、独立請求項に、前記技術的課題を解決するのに必要な技術的特徴が全部記載してあるか否かを確認することが鍵になる。

（４）従属請求項が専利法実施細則 20 条 3 項及び 22 条の規定に合致しているか否かを審査する。

（５）１件の発明においては独立請求項が１つだけあること、そして当該独立請求項が同発明の従属請求項の前に記されていることを審査する。

（６）権利要求書の中の技術用語（科学技術用語）が、専利法実施細則 3 条 1 項の規定に合致しているか否か、説明書で使用されている技術用語と一致しているか否かを審査する。

（７）如何なる機関又は個人が同じ出願日に専利局へ提出した、同様の発明創造に該当するものの対比文献を検索を経て見つかった場合には、同じ請求項に対する権利の重複付与がなされないように注意しなければならない。同様の発明創造に対する処置方式は、本部分第三章第 6 節の規定を適用する。２件若しくは 2 件以上の発明専利の出願で同じ発明創造に関わっている場合には、同じ審査官が審査しなければならない。原則的には、一番先に案件の移送を要求した審査官が審査する。

説明しておかなければならないのは、一部の出願に、例えば請求項の不明瞭性などの問題があるため、審査官が当該出願の請求項の新規性と創造性を先に審査することができなくなる場合には、こうした問題点について先に審査しなければならない。同時に審査官は、説明書への理解に基づき、説明書の中の技術方案について新規性若しくは創造性に関する審査意見を提示して、出願人の参考に供することもできる。

4.7.2 説明書と要約書の審査

説明書（及びその添付図面）は、当業者が実現できるように発明を明瞭かつ完全に公開しなければならない。また、説明書は権利要求書の根拠として、専利権の保護範囲の確定に当たって、請求項の内容の解釈に用いられる。

説明書（及びその添付図面）について、審査官は以下の内容を審査しなければならない。

（１）説明書（及びその添付図面）は、当業者が実現できるように発明を明瞭かつ完全に公開しているか否か。説明書に記された技術方案で、発明における技術

的課題を解決し、予期された有益な効果を得られるか否か（本部分第二章第 2.1 節を参照）；

(2) 各請求項の技術方案で記述された保護を求めている範囲について、説明書の中から根拠を見出すことができるか否か、そして説明書における発明の内容の部分に記された技術方案が、請求項によって特定された相応の技術方案の記述と一致しているか否か；

(3) 説明書は、専利法実施細則 17 条で規定した該当内容が含まれているか、所定の方式及び順序に従って作成されており、そして規範的な用語、明瞭な文言を用いているか否か（本部分第二章第 2.2 節を参照）。

発明の性質から、ほかの方式や順序によって説明書を作成すると、文面の節約、かつ発明への的確な理解につながる場合には、専利法実施細則 17 条 2 項の規定に基づいて、そのような記載も認められる。

専利の出願に 1 つ若しくは複数のヌクレオチド又はアミノ酸の配列を含む場合には、説明書に、規定に合致している配列表を含んでいるかを審査しなければならない。

添付図面を有する出願については、添付図面が専利法実施細則 18 条の規定に合致しているかを審査しなければならない（本部分第二章第 2.3 節を参照）。

添付図面を必要としない出願において、その説明書に、専利法実施細則 17 条 1 項 (4) 号の内容を含まなくてもよいとする。

審査官はまた、説明書には規範的な科学技術用語を使っているか、中国語の標準的な中訳のない外国人名や地名及び科学技術用語について、原語を注記しているか否かなどについて審査しなければならない。

審査官はさらに、説明書の要約書の審査を重視しなければならない。説明書の要約書の審査は、本部分第二章第 2.4 節の規定を適用する。

審査官が本章第 4.7.1 節 (1) に従って審査した結果、すべての請求項には新規性又は創造性を具備していないと認めた場合、同出願が、本章第 4.10.2.2 節に記された第 (3) 種に該当するか、それとも第 (4) 種の状況に該当するかを確定するために、元の独立請求項と同一な総括的な発明思想に該当しているもので、かつ新規性及び創造性を具備したほかの技術方案が、説明書の中で記載されているか否かに留意しなければならない。

4.7.3 その他出願書類の審査

遺伝資源に依存して完成した発明創造について審査官はさらに、出願人が専利局で制定された遺伝資源由来開示登記表を提出しているか否か、当該遺伝資源由来開示登記表では当該遺伝資源の直接的由来及び原始的由来について説明されているか否か、そして原始的由来の説明のない場合は、その理由の説明がなされているか否かについて審査しなければならない。

4.8 全面審査を行わない場合

手続の節約のために、1件の発明専利の出願に対して、通常は本章第4.7節の要求に従って全面審査を行わなければならない。

ただし、出願書類には専利法及びその実施細則の規定に合致しない重大な欠陥がある、つまり、専利法実施細則53条に記された状況のような欠陥があり、かつ当該出願に専利権が付与される可能性のない場合には、審査官は当該出願について全面審査をせず、審査意見通知書において審査結論に主導的な役割を果たす実質的な欠陥だけを指摘すればよいとする。この場合には、副次的な欠陥及び/又は形式的な欠陥を指摘しても実質的な意義がない。

4.9 公衆からの意見に対する処理

いかなる者でも、専利法の規定に合致していない発明専利の出願について専利局に申し立てた意見は、審査官が実体審査の実施時に考慮するように、当該出願書類ファイルに保管しなければならない。審査官が専利権の付与通知を発行した後に受けた公衆からの意見については、これを考慮しなくてもよいとする。公衆の意見に対する専利局の対処状況は、意見を申し立てた公衆に通知する必要がない。

4.10 1回目の審査意見通知書

4.10.1 総括的要求

審査官は出願について実体審査を実施した後、通常は審査意見通知書という形により、審査意見及び傾向的な結論を出願人に通知する。

審査官は審査意見通知書の正文において、専利法及びその実施細則に基づいて審査意見を具体的に記述しなければならない。審査意見は明確かつ具体的なものであって、出願人が出願にあった問題点を明瞭に把握できるようにしなければならない。

いかなる場合でも、審査意見で理由を説明し、結論を明確にするとともに、専利法若しくは専利法実施細則における該当の条項を引用しなければならない。ただし、個人的感情の入った文言を書き入れてはならない。出願人が要求に合致した補正をなるべく早く行えるために、必要に応じて、審査官は補正について出願人の補正時の参考に供する助言を提示してもよいとする。出願人が審査官からの助言を受け入れるなら、補正が施された書類を正式に提出しなければならない。審査官が通知書において提示した補正についての助言は、それ以降の審査用書類としてはならない。

審査手続の加速化のため、審査意見通知書の回数をなるべく減少させなければならない。そのため、出願には実質的な重大欠陥があつて権利付与の見通しがな
ない場合（例えば、本章第4.3節、4.8節における状況）、若しくは出願の単一性の

欠如のせいで審査官が継続審査を見送る場合を除き、1 回目の審査意見通知書には、出願の実体上及び形式上についての審査官のすべての意見を明記しなければならない。また、審査対象書類が専利法 33 条の規定に合致していない場合には、審査官は審査対象書類以外の書類について、出願人の参考に供するための審査意見を提示してもよいとする。

4. 10. 2 構成部及び要求

1 回目の審査意見通知書には標準表様式及び通知書の正文を含まなければならない。審査意見通知書において対比文献を引用している場合には、状況によっては、対比文献の複製書類も含まなければならない。

4. 10. 2. 1 審査標準表様式

審査官は要求に従って、審査標準表様式にある各項目の内容を完全に記入しなければならない。特に審査の根拠となる書類の確認と記入に注意を払わなければならない。当該審査の根拠となる書類は、本章第 4. 1 節の規定に従って確認された審査対象書類でなければならない。審査意見通知書の正文において参考として提示された審査意見の文書は、当該フォームに記入しない。出願人が 2 人以上いる場合には、出願人全員若しくはその代表者を明記しなければならない。

審査標準表様式における引用した対比文献の項目に、審査官は以下の要求に従って記入しなければならない。

(1) 対比文献が専利文献(専利の説明書若しくは専利出願の公開説明書をいう)である場合には、「専利庁間の情報検索に関する国際協力のためのパリ同盟委員会」(ICIREPAT)の規定に従って、国コードや文献番号、文献区分を明記しなければならない。また、これらの文献の公開日も注記しなければならない。抵触出願についてはその出願日も注記しなければならない。

例： 文献名	公開日
CN1161293A	1997. 10. 8
US4243128A	1981. 1. 6
JP 昭 59-144825 (A)	1984. 8. 20

(2) 対比文献が刊行物の中の文書である場合には、文書名や著者名、刊行物名、刊行物の巻号、該当の内容の開始・終了頁、出版日などを明記しなければならない。

例えば、「レーザ二次元座標測定器」、中国計量科学研究院・レーザ二次元座標測定器開発グループ、計量学報、第 1 巻第 2 期、第 84～85 頁、1980 年 4 月。

(3) 対比文献が書籍である場合には、書籍名や著者名、該当の内容の開始・終了頁、出版社名、出版日を明記しなければならない。

例えば、「ガス放電」、楊津基、第 258～260 頁、科学出版社、1983 年 10 月。

4.10.2.2 審査意見通知書の正文

出願の具体的な状況及び検索の結果に応じて、通知書の正文は以下のような方式に従って作成してもよいとする。

(1) 本章第4.3節で述べたような、検索を行わずに審査意見通知書を発行してよい状況に該当する出願の場合には、通知書の正文では、主要な問題だけを指摘して、理由を説明すればよいとする。それ以外の欠陥を一切指摘する必要がない。最後に、専利法実施細則53条に記されたある種の却下される状況に該当している出願であるため、専利法38条に基づいて出願を却下すると指摘する。

(2) 専利権を付与することができるが、重要ではない一部の欠陥が存在している出願の場合には、審査手続の加速化のために、審査官は通知書の中で補正についての具体的な助言を提示するか、若しくは通知書の添付書類としての出願書類の複製書類において直接にアドバイスとしての補正を施すことができる。そして通知書の正文に助言の理由を説明する。それからは、審査官から助言したとおりの補正に同意した場合には、出願人が補正された書類或いは差し替え頁を正式に提出しなければならないことを指摘する。

(3) 専利権を付与することができる出願に、比較的に重大な欠陥が存在しており、そしてこれらの欠陥が権利要求書にも、説明書にも関わっている場合には、通知書の正文は審査意見の重要性の順番に沿って作成しなければならない。通常はまず、独立請求項についての審査意見、次は従属請求項についての審査意見、その後は説明書（及びその添付図面）及び説明書の要約書についての審査意見を記述する。説明書についての審査意見は、専利法実施細則17条に規定した順序に沿って陳述してもよいとする。

独立請求項を補正しなければならない場合に、通常は出願人に対して、説明書の該当の部分について相応の補正を施すよう要求しなければならない。また、出願人が説明書で引証した対比文献よりもさらに関連性のある対比文献を審査官が検索した場合には、通知書の正文において出願人に、説明書の背景技術の部分及びほかの関連部分について相応の補正を施すよう要求しなければならない。

改善型発明について、審査官が発明に最も近い対比文献を検索し出したことにより、独立請求項の分界の根拠にされた対比文献が明らかに不適切なものとなった場合には、出願人に独立請求項の分界を改めて行うよう要求しなければならない。このような場合には、通知書の正文においてはさらに、引用された同対比文献に基づくと、どのように分界するかを詳述し、さらに、例えば、説明書の背景技術の部分で当該対比文献によって公開された内容について客観的なコメントをするなど、説明書について相応の補正を施すよう出願人に要求しなければならない。

説明書の中では、発明によって解決される技術的課題が明確に記載されていない、若しくは総括的な内容しか記載されていないが、審査官が説明書全体の内容を閲読した上で、発明によって解決される技術的課題を把握でき、そしてこれに

基づいて検索及び実体審査を実施した場合には、審査官は通知書の正文において最初から、発明によって解決される技術的課題と認定したものを明確に指摘しなければならない。

(4) 新規性又は創造性を具備しないため専利権が付与される見通しのない出願の場合は、審査官は通知書の正文において、請求項ごとに新規性又は創造性への反対意見を提示しなければならないが、まずは独立請求項についてコメントし、それから従属請求項について個々にコメントする。ただし、請求項が多数ある、或いは反対意見の理由が同一なものである場合には、従属請求項をグループに分けてからコメントしてもよいとする。最後に、説明書にも専利権を取得し得る実質的な内容がないことを指摘しなければならない。

こうした場合、審査官は通知書の正文においては、副次的な欠陥や形式的な欠陥を指摘する必要がなく、出願人になんらかの補正を要求する必要もない。

審査官は審査意見通知書において、引用した対比文献の一部を根拠に意見を提示している場合には、対比文献の中から、関連している具体的な段落、又は添付図面の図番及び添付図面の中の部品の表記を指摘しなければならない。

専利法 22 条の新規性と創造性に関する規定に基づいては、どうやって権利要求書及び説明書の内容について審査意見を提示して、理由を説明するかは、本部分第三章と第四章の該当の内容を参照する。

審査官が審査意見通知書において引用した当分野の公知常識は、確実なものではない。出願人が審査官の引用した公知常識について異議を申し立てた場合には、審査官は理由を説明するか、或いは相応の証拠を提供してこれを証明できるようにしなければならない。

(5) 本章第 4.4 節 (1) に述べたような明らかに単一性に欠けるという状況に該当する出願の場合には、審査官は分割通知書を発行し、出願書類の補正を出願人に要求して、出願の単一性の欠陥が克服された後に審査を行うことを明確に告知する。本章第 4.4 節 (2) に述べたような状況に該当する出願の場合には、審査官は審査意見通知書の正文において、具体的な審査意見を記述すると同時に、出願に含まれているいくつかの発明で専利法 31 条 1 項の単一性に関する規定に合致していないことを指摘しなければならない。審査官は検索を経て、独立請求項に新規性若しくは創造性を具備しないことで発明専利の単一性の欠如をもたらしたことを発覚した場合には、本章第 4.4 節の規定に従い、審査を継続するかを決定しなければならない。

4.10.2.3 対比文献の複製書類

審査意見通知書において引用された対比文献は、1 式を複製して、出願ファイルに保管しなければならない。引用された対比文献の文面が長い場合、審査意見通知書の正文に関連している部分だけを複製する。また、対比文献の複製書類には、その由来及び公開日を明示するような明瞭な表記がなければならない。特に

刊行物又は書籍から援用された対比文献の場合には、前述した表記が一層必要になる。

4.10.3 応答期限

審査官は審査意見通知書において、応答期限を指定しなければならない。当該期限は、審査官が出願に関連している要素を考慮した上で確定する。これらの要素には、審査意見の数と性質、出願で補正となり得る作業量及び複雑さなどがある。1回目の審査意見通知書の応答期限は4ヶ月である。

4.10.4 署名

審査意見通知書には審査を担当する審査官が押し印をしなければならない。審査意見通知書は見習い審査官が起草している場合には、見習い審査官と指導担当審査官がともに押し印をしなければならない。

4.11 審査の継続

出願人が1回目の審査意見通知書に対して応答した後、審査官は出願の審査を継続し、出願人が陳述した意見及び/又は出願書類に施した補正を考慮しなければならない。審査手続の各段階において審査官は、同一な審査基準を使用しなければならない。

審査を継続する前に、審査官は応答書類における出願番号や出願人、専利代理機構及び代理人、発明の名称などの事項を間違いのないように確認しなければならない。

審査官が1回目の審査意見通知書の作成前に、出願について全面審査を行った場合は、継続審査の段階では、通知書の正文において提示した各審査意見に対する出願人の反応に注意を向けなければならない。特に出願人が全部若しくは一部の審査意見に対する弁明において陳述した理由及び提出した証拠に注意を払わなければならない。出願人が補正後の説明書及び/又は権利要求書を同時に提出している場合には、審査官はまず、専利法33条及び専利法実施細則51条3項の規定に従い、補正が元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えたか否か、そして補正が審査意見通知書で要求されたとおりに施されたか否か（本章第5.2節を参照）について個々に審査しなければならない。補正で前述した規定に合致している場合には、さらに、補正された出願が、審査意見通知書において指摘された欠陥を克服しているか否か、専利法及びその実施細則の関連規定に合致しないような新たな欠陥が現れたか否か、とくに改めて補正された独立請求項が専利法22条の規定に合致しているか否かについて審査して、当該補正後の出願に専利権を付与することができるか否かを確定しなければならない。

4.11.1 出願に対する継続審査後の審査処理

審査官が出願の審査を継続した後、状況によっては、出願に対して以下のような異なる処理を行ってよいとする。

(1) 出願人が審査官からの意見に基づき、出願に補正を行ったことで、却下につながる恐れのある欠陥が解消され、補正された出願には専利権が付与される可能性が現れた場合、出願に欠陥が依然存在しているなら、審査官はこれらの欠陥の解消を再度出願人に通知しなければならない。必要な場合には、出願人との面接（本章第 4.12 節を参照）により審査を加速させることもできる。個別の問題については、可能であれば、審査官は本章第 4.13 節に述べた方式を利用して、電話を通じて出願人と討論してもよいとする。ただし、明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正（本章第 5.2.4.2 節、6.2.2 節を参照）を施す場合を除き、どの方式により補正意見を提示しても、出願人から正式に提出された書面による補正書類を根拠としなければならない。

(2) 出願人による意見陳述若しくは補正が行われた後でも、出願には、元審査意見通知書において指摘されたとおり、専利法実施細則 53 条に定めた状況に該当する欠陥が依然として存在している場合には、ヒアリングの原則に合致することを前提として、審査官は出願の却下決定を下してよいとする。

(3) 補正された若しくは出願人による意見陳述の後、出願が専利法及びその実施細則の規定に合致している場合には、審査官は発明専利権付与通知書を発行しなければならない。

4.11.2 追加検索

継続審査（復審後の審査を含む）において、必要な場合には、審査官は追加検索を行わなければならない。例えば、出願人からの応答を閲読した後審査官が、発明に対するそれまでの理解が的確ではなかったため、検索の完備性に影響を及ぼしたことに気づいた場合、若しくは出願人が出願書類に補正を施したため、進んだ検索が必要になった場合、又は初回検索時、本部分第七章第 4.2 節 (2) に述べたような、抵触出願として成り立つ恐れのあるもので、中国を指定した国際出願書類（本部分第七章第 11 節を参照）を検索し出したため、追加検索によって、それが中国国内段階に入ったものか否か、そして中国語による公開がなされたものか否かを確認する必要のある場合。

4.11.3 2 回目の審査意見通知書

4.11.3.1 2 回目の審査意見通知書を発行する場合

以下の状況の何れかに該当する場合、審査官は審査意見通知書を改めて発行しなければならない。

(1) 審査官が出願の主題とより一層関連している対比文献を見つけており、請求項を改めて評価する必要があった；

(2) 前段階の審査において審査官は、ある一つ又は幾つかの請求項について審査意見を提示しなかったが、審査を継続した結果、その中から、専利法及びその実施細則の規定に合致していない状況を発覚した；

(3) 出願人による意見陳述及び/又は補正の後、審査官は新たな審査意見を提示する必要があると認めた；

(4) 補正された出願は、専利権が付与される可能性があるが、専利法及びその実施細則の規定に合致していない欠陥が依然として存在している。これらの欠陥は補正後に発生した新たな欠陥、審査官が新たに見つけた欠陥、出願人には通知してあるもので、まだ完全に解消されていない欠陥と考えられる；

(5) 審査官が出願の却下を予定しているが、以前の審査意見通知書において、出願人に却下の根拠になる事実、理由又は証拠を明確に指摘していなかった。

4. 11. 3. 2 2 回目の審査意見通知書の内容及び要求

1 回目の審査意見通知書の作成方式及び要求は同様に 2 回目の審査意見通知書にも適用する。

審査意見通知書への応答において、出願人が補正書類を提出した場合には、審査官は補正書類に対して審査意見を提示し、新たに補正された権利要求書及び説明書にある問題点を指摘しなければならない。

出願人が応答において意見を陳述しただけで、出願書類については補正していない場合、通常審査官が 2 回目の審査意見通知書の正文において、前に述べた意見を堅持してもよいとする。ただし、出願人が十分な理由を提示した、又は本章第 4. 11. 3. 1 節に述べたような状況があった場合には、審査官は新たな審査意見を考えなければならない。

審査官は 2 回目の審査意見通知書において、出願人が提出した意見陳述書における弁明意見について必要なコメントをしなければならない。

審査手続を加速させるために、2 回目の審査意見通知書では出願に対する審査の結論を出願人に明確に告知しなければならない。2 回目の審査意見通知書で指定される応答期限は 2 ヶ月である。

4. 12 面接

例えば、本章第 4. 11. 1 節 (1) に述べたような一部の状況においては、審査手続の加速化のために、審査官から出願人に面接の要請を出してよいとする。出願人も面接を要請してよいが、その場合、面接を経て有益となる目的を果たすと審査官が認めるなら、出願人からの面接要請に同意すべきである。その逆であれば、審査官は面接の要請を拒否してよいとする。

4. 12. 1 面接の実施条件

面接の実施条件は以下になる。

(1) 審査官がすでに 1 回目の審査意見通知書を発行している、かつ

(2) 出願人が審査意見通知書の応答と同時に、或いはその後、面接の要請を申し立てている、若しくは審査官が案件の事情に応じて出願人に面接を要請している。

面接は、審査官から要請したのもでも、出願人から申し立てたものでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書、或いは電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。

通常、面接日を一旦確定したら、これを変更してはならない。変更しなければならない場合には、事前に相手に通知しなければならない。出願人が正当な理由なく面接に参加しない場合には、審査官は改めて面接を設定せずに、書面による方式で審査を継続してよいとする。

4.12.2 面接の場所及び参加者

面接は専利局で指定された場所で行わなければならない。審査官はそれ以外の場所で出願に関する事項について出願人との面接を行ってはならない。

面接には、当該出願の審査を担当している審査官が進行役を務めなければならない。必要である場合には、経験者であるほかの審査官に協力を要請してよいとする。見習い審査官が進行役を務める面接に、指導担当審査官が参加しなければならない。

出願人が専利代理機構に委任している場合には、代理人が面接に参加しなければならない。面接に参加する代理人が、代理人執業証を提示しなければならない。出願人が代理人を変更する場合には、記載事項変更手続きを行うものとし、記載事項変更手続きの合格後、変更後の代理人が面接に参加しなければならない。専利代理機構に委任している場合には、出願人が代理人とともに面接に参加してよいとする。

出願人が専利代理機構に委任していない場合には、出願人が面接に参加しなければならない。出願人が事業者である場合には、当該事業者から指名を受けた要員が参加するが、当該参加者は身分を証明する証明書及び事業者が発行した紹介状を提示しなければならない。

前述した規定は、共同出願人にも適用する。別途に声明がある、若しくは代理機構に委任している場合を除いて、共同専利出願の事業者、或いは個人は全員面接に参加しなければならない。

必要な場合には、出願人から指名若しくは委任を受けた発明人は、代理人とともに面接に参加すること、或いは、出願人が代理機構に委任していない場合には

出願人の委任を受けて、出願人を代表して面接に参加することができる。

面接に参加する出願人や代理人らの総人数は、一般的に2名を超えてはならない。2社以上の事業者、或いは2名以上の個人で1件の専利出願を共有しており、そして代理機構に委任していない場合には、共同出願の事業者又は個人の数により面接の参加人数を決めてよいとする。

4.12.3 面接記録

面接の終了後、審査官は面接記録に記入しなければならない。面接記録は専利局で統一して制定した標準表様式を用いて、1式2部作成する。審査官及び面接に参加した出願人（又は代理人）が署名、若しくは押し印した後、1通は出願人に渡し、1通は出願ファイルで保管する。

通常は面接記録に、討論した問題点、結論、若しくは同意した補正の内容を明記しなければならない。面接において討論した問題点が多い場合、例えば、新規性や創造性について、補正で新たな内容を導入したかなど多分野の問題に係わる場合には、審査官は討論の状況及び合意内容を詳しく記録しなければならない。

面接記録は、出願人による正式な書面応答、或いは補正を代替してはならない。面接において、どのように出願を補正するかについて双方が合意になったとしても、出願人は正式な補正書類を改めて提出しなければならない。審査官は補正を代行してはならない。

面接において、出願書類の補正について合意になっていない場合には、審査は書面方式により継続して進められる。

面接後、出願人が改めて補正書類を提出する、或いは書面による意見陳述の必要がある場合、元の指定応答期限についてのモニタリングが継続しているなら、当該応答期限は面接によって変動しなくてもよい、若しくは状況に応じて1ヶ月間延長してよいとするが、元の指定応答期限についてのモニタリングがないなら、審査官は面接記録において、補正書類或いは意見陳述書の提出期限を別途指定しなければならない。この提出された補正書類或いは意見陳述書は、審査意見通知書に対する応答として見なされる。出願人が期限どおりに応答していない場合には、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

面接時、出願人が新たな書類を提出しているが、面接の前に審査官がこれらの書類を受け取っていない場合には、審査官は面接の中止を決定してよいとする。

4.13 電話での討論

審査官は出願書類にある問題点について、電話で出願人と討論を行ってよいとするが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管する。電話での討論において、審査官が同意した補正内容について、

出願人が通常は、当該補正が施された書類を正式に提出しなければならない。審査官は当該書面による補正書類を基にした審査結論を下さなければならない。

審査官が電話での討論において同意した補正内容が、本章第 5.2.4.2 節及び第 6.2.2 節に述べた状況に該当する場合には、これらの明らかな誤りについて審査官が職権に基づいた補正を施してよいとする。

4.14 証拠収集及び現場調査

一般的に、実体審査手続では、審査官は出願人に証拠提供を要求する必要がない。なぜなら、出願人に対して、出願で専利法及びその実施細則の規定に合致しない問題点を指摘することが審査官の主要の職責であるから。出願人が審査官の意見に同意しない場合には、証拠を提供してその主張をサポートするか否かについて出願人が決定する。出願人が証拠の提供を決めたなら、審査官は、証拠を提供しても有益となる目的を果たすことにならないと確信した場合を除いて、関連する可能性のあるすべての証拠を提供させるような適切な機会を出願人に与えなければならない。

出願人が提供する証拠は、書類、若しくは現物の模型であってもよい。例えば、出願に創造性を備えていることを証明するために、出願人が発明の技術的長所に関する資料を提供すること。さらに例を挙げると、同出願に実用性を備えていることを証明するために、出願人が現物の模型を提供してデモンストレーションを行うことなど。

一部の出願にある問題点で、審査官が現場へ行って調査しないと解決できない場合には、出願人が要請を申し立て、当該出願の審査を担当している実体審査部の部長の承認を受けて、審査官は始めて現場に行って調査することができる。調査に必要な費用は専利局で負担する。

5. 応答及び補正

5.1 応答

専利局から発行されてきた審査意見通知書に対して、出願人は通知書の指定期限までに応答しなければならない。

出願人の応答は、意見陳述書だけでもよいとするが、さらに、補正された出願書類（差し替え頁及び/又は補正書）を含めてもよい。出願人が応答において、審査意見通知書の中の審査意見に対する反対意見を提示する、或いは出願書類について補正を施す場合には、意見陳述書において具体的な意見を詳述するか、若しくは補正内容で該当の規定に合致しているか否か、そして元出願書類にあった欠陥をどのように克服するものかについて説明しなければならない。例えば、出願人が補正された請求項に新たな技術的特徴を導入することにより、審査意見通知書で指摘された当該請求項に創造性を備えないという欠陥を克服する場合には、

意見陳述書において当該技術的特徴が説明書のどの部分から得られるかについて具体的に示し、補正後の請求項に創造性を備えることの理由を説明しなければならない。

出願人は、指定された応答期限の延長を専利局に申し立ててよいとする。ただし、期限延長の申立は、期限満了の前に提出しなければならない。期限延長申立への対処は、本指南第五部分第七章第4節の規定を適用する。専利局が出願人からの応答を受け取ったら、後続の審査手続を開始してよいとする。後続の審査手続の通知書或いは決定書がすでに発行されている場合には、出願人がその後、元の応答期限以内で再度提出した応答について、審査官は考慮しなくてもよいとする。

5.1.1 応答の方式

審査意見通知書に対しては、出願人は専利局で規定した意見陳述書、或いは補正書という方式（本指南第五部分第一章第4節を参照）によって、指定の期限までに応答しなければならない。出願人が提出した具体的な応答内容のない意見陳述書或いは補正書でも、出願人の正式な応答になる。これについて審査官は、審査意見通知書における審査意見に対して出願人が具体的な反対意見を提示していないこと、審査意見通知書で指摘した出願書類の欠陥を克服していないことと理解してよいとする。

出願人の応答は専利局の受理部門に提出しなければならない。審査官に直接に提出された応答書類、或いは意見を求める書簡は、正式な応答として見なされず、法律効果を有しない。

5.1.2 応答の署名

出願人が専利代理機構に委任していない場合には、その提出する意見陳述書、或いは補正書には、出願人の署名又は押し印がなくてはならない。出願人が事業者である場合には、社印を押さなければならない。出願人が2名以上いる場合には、代表者が署名するか、或いは押し印をしなければならない。

出願人が専利代理機構に委任している場合には、その委任先の専利代理機構が応答に押し印をし、委任状で指定した代理人が署名するか、或いは押し印をしなければならない。代理人を変更した後は、変更後の代理人が署名するか、或いは押し印をする。

出願人が専利代理機構に委任していなく、その応答に出願人の署名又は押し印がない場合（出願人が2名以上いる場合には、出願人全員の署名又は押し印、或いは、少なくとも代表者の署名又は押し印がなくてはならない）、審査官は当該応答を方式審査部門まで返却し、処理を受けさせなければならない。

出願人が専利代理機構に委任しているが、その応答に専利代理機構の押し印がない、或いは出願人本人が応答を行っている場合、審査官は当該応答を方式審査

部門まで返却し、処理を受けさせなければならない。

出願人又は委任を受けた代理人が変更になった場合には、審査官は包袋の中に、相応した記載事項変更通知票があるか否かを確認しなければならない。当該通知票がない場合には、審査官は応答を方式審査部門まで返却し、処理を受けさせなければならない。

5.2 補正

専利法 33 条の規定によると、出願人はその専利出願書類について補正することができる。ただし、発明及び実用新案専利の出願書類についての補正は、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならない。国際出願の出願人が特許協力条約規則に基づいて提出した補正書類も同様に専利法 33 条の規定に合致しなければならない。

専利法実施細則 51 条 1 項の規定によると、発明専利の出願人が実体審査の請求を提出した時、及び専利局から発行した発明専利出願が実体審査段階に入った通知書の受取日から起算した 3 ヶ月以内に、発明専利専利に対して自発補正を申し立てることができる。

専利法実施細則 51 条 3 項の規定によると、専利局から発行した審査意見通知書を受け取った後に出願人が専利出願書類を補正する場合には、通知書で指摘された欠陥に対して補正を行わなければならない。

5.2.1 補正の要求

専利法第 33 条では補正の内容と範囲について規定している。専利法実施細則第 51 条 1 項では自発補正のタイミングについて規定しており、専利法実施細則第 51 条 3 項では審査意見通知書への答弁における補正の方式について規定している。

5.2.1.1 補正の内容と範囲

実体審査手続において、出願を専利法及びその実施細則の規定に合致させるために、出願書類の補正は複数回行われる場合がある。審査官は出願人が提出した補正書類を審査する際、専利法第 33 条の規定を厳正に把握しなければならない。出願書類の補正が出願人の自発補正か、通知書で指摘された欠陥に対する補正かを問わず、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならない。元説明書及び権利要求書に記載された範囲は、元説明書及び権利要求書の文字どおりに記載された内容と、元説明書及び権利要求書の文字どおり記載された内容及び説明書に添付された図面から直接的に、疑う余地も無く確定できる内容を含む。出願人が出願日に提出した元説明書及び権利要求書に記載された範囲は、前記の補正が専利法第 33 条に合致しているか否かを審査する根拠である。出願人が専利局に提出した出願書類の外国語書類と優先権書類の内容は、出願書類の補正が専利法第 33 条の規定に合致しているか否かを判断する根拠にすることはできない。

ただし、国内段階に移行された国際出願で最初に提出した外国語書類を除き、その法律効果については本指南第三部分 2 章 3.3 節を参照する。

補正の内容と範囲が専利法第 33 条に合致しない場合、このような補正は許可されない。

5.2.1.2 自発補正のタイミング

出願人は以下 2 つの場合に限って発明専利出願書類に対して自発補正を行うことができる。

(1) 実体審査の請求を提出する場合；

(2) 専利局からの発明専利出願が実体審査段階に入った通知書を受領した日より 3 ヶ月以内。

専利局が出した審査意見通知書に答弁する際に、自発補正をしてはならない。

5.2.1.3 審査意見通知書に対する応答時の補正の方式

専利法実施細則第 51 条 3 項の規定によると、審査意見通知書に答弁する際に出願書類の補正を行う場合、通知書で指摘された欠陥に対して補正するものとする。補正の方式が専利法実施細則第 51 条 3 項の規定に合致しない場合、このような補正書類は一般的には受け入れられない。

ただし、補正の方式が専利法実施細則第 51 条 3 項の規定に合致しなくても、その内容と範囲は専利法第 33 条の要求を満たした補正について、補正された書類によって元出願書類にあった欠陥が解消され、かつ権利付与の見通しがある場合は、こうした補正は通知書で指摘された欠陥に対する補正と見なされてもよい。したがって、こうして補正された出願書類は受け入れても良い。このような処理は審査手続の節約につながる。ただし、次に掲げる状況があった場合は、補正の内容が元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えなくても、通知書で指摘された欠陥に対する補正と見なされないため、受け入れられない。

(1) 独立請求項の中の技術的特徴を自発的に削除することで、該請求項が保護を請求する範囲を拡大した。

例えば、出願人が独立請求項から技術的特徴を自発的に削除する、又は関連する技術用語を自発的に削除する、または具体的な応用範囲を限定する技術的特徴を自発的に削除する場合は、当該自発補正の内容が元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えなくても、補正されたことで請求項が保護を請求する範囲の拡大をもたらせば、このような補正は認めない。

(2) 独立請求項の中の技術的特徴を自発的に変更することで、保護の請求範囲の拡大をもたらした。

例えば、出願人が元の請求項の中の技術的特徴「螺旋ばね」を「弾力部品」へと自発的に変更した。元説明書に「弾力部品」という技術的特徴が記載されていても、こうした補正は保護の請求範囲を拡大したため、認めない。

また、本章第 5.2.3.2 節 (1) の例 1 から例 4 では、これら 4 種類の変更後の内容が元説明書に記載されていても、こうした補正は保護の請求範囲を拡大したため、認めない。

(3) 説明書だけに記載され、元の保護請求の主題との単一性を具備しない技術的内容を自発的に補正後の請求項の主題にした。

例えば、自転車の新型ハンドルに係る発明専利出願において、出願人は説明書に新型ハンドルを記載したとともに、自転車のサドルなど別の部品についても記載した。実体審査の結果、請求項で限定した新型ハンドルに創造性を具備しない。そこで、出願人は請求項を自転車のサドルに限定して自発補正をした。補正後の主題が元々保護を請求する主題との単一性を具備しないため、このような補正は認めない。

(4) 新しい独立請求項を自発的に追加し、当該独立請求項で限定した技術方案は元の権利要求書で示されていない。

(5) 新しい従属請求項を自発的に追加し、当該従属請求項で限定した技術方案は元の権利要求書で示されていない。

出願人が審査意見通知書への返答時に提出した補正の書類は、通知書で指摘された欠陥に対して作成されたものでなく、前記のような受け入れない状況に該当する場合、審査官は審査意見通知書を発行し、該補正書類を受け入れない理由を説明して、指定の期限までに専利法実施細則第 51 条 3 項の規定に合致した補正書類を提出するように出願人に要求しなければならない。これと同時に、出願人が指定期限の満了日までに提出した補正の書類が依然、専利法実施細則第 51 条 3 項の規定に合致しない、若しくは専利法実施細則第 51 条 3 項の規定に合致しないような別の内容がある場合、審査官は補正前の書類に対して審査を継続し、権利の付与又は却下を決定しなければならない。

現下の補正書類のうち、要求に合致している一部の書類について審査官が新たな審査意見を持っている場合、今回の通知書において合わせて指摘してもよい。

5.2.2 許可する補正

ここでいう「許可する補正」とは主に、専利法 33 条の規定に合致している補正をいう。

5.2.2.1 権利要求書に対する補正

権利要求書に対する補正は主に、独立請求項の技術的特徴の追加や変更、若しくは独立請求項の主題のカテゴリ-或いは主題名及び相応の技術的特徴の変更により、当該独立請求項で保護を請求する範囲を変えること、1 つ又はいくつかの請求項を追加又は削除すること、独立請求項の補正により、最も隣接している従来技術に対する分界を改めて行うこと、従属請求項の引用の部分を補正し、その引用関係を訂正する、若しくは従属請求項の限定部分を補正することにより、当

該従属請求項で保護を請求する範囲を明瞭に限定することが含まれる。前記補正は、補正の施された請求項の技術方案が、元説明書及び権利要求書に明瞭に記載されていたなら、許可されるべきである。

権利要求書に対する補正で許可されるものは、以下に述べる各状況を含む。

(1) 独立請求項において技術的特徴を追加し、独立請求項をより一層限定することによって、元独立請求項に新規性や創造性がないこと、技術的課題の解決に必要な技術的特徴が不足していること、説明書を根拠としていない若しくは専利保護請求の範囲について明確に特定していないなどの欠陥を克服すること。技術的特徴の追加された独立請求項に述べた技術方案が、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えていないなら、このような補正は許可されるべきである。

(2) 独立請求項における技術的特徴を変更することにより、元独立請求項では、説明書を根拠としていないこと、専利保護請求の範囲について明確に特定していないこと、若しくは新規性や創造性がないことなどの欠陥を克服すること。技術的特徴の変更された独立請求項に述べた技術方案が、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えていないなら、このような補正は許可されるべきである。

数値範囲にあたる技術的特徴が含まれる請求項における数値範囲に対する補正は、補正後の数値範囲の開始値及び終了値が元説明書及び/又は権利要求書において確かに記載されていること、そして補正後の数値範囲が元の数値範囲以内にあることを前提とした場合に限って、許可されるものとなる。例えば、請求項の技術方案においては、ある温度値が 20℃～90℃であり、対比文献で開示された技術的内容と当該技術方案の区別は、それで公開している相応の温度範囲が 0℃～100℃になっている。当該文献ではさらに、当該範囲以内にある特定値 40℃を開示している。そのために、審査官は審査意見通知書において、当該請求項に新規性がないことを指摘した。発明専利出願の説明書又は権利要求書に、20℃～90℃の範囲以内の特定値で 40℃、60℃、80℃も記載されていた場合には、出願人が請求項における当該温度範囲を 60℃～80℃若しくは 60℃～90℃に補正することが許可される。

(3) 独立請求項のカテゴリ、主題名及び相応の技術的特徴を変更することにより、元独立請求項のカテゴリの誤り、或いは新規性や創造性がないなどの欠陥を克服すること。変更された独立請求項に述べた技術方案が、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えていないなら、このような補正は許可されるべきである。

(4) 1つ又はいくつかの請求項を削除することにより、元の第一独立請求項及び並列している独立請求項の間に単一性に欠けること、若しくは2請求項に相同な保護範囲を有するために、権利要求書が簡潔になっていないこと、或いは請求項が説明書を根拠としていないなどの欠陥を克服すること。こうした補正は、元権利要求書及び説明書に記載された範囲を超えることがないため、許可される。

(5) 独立請求項を、最も隣接している従来技術に対して正確に分界を行うこと。

こうした補正は、元権利要求書及び説明書に記載された範囲を超えることがないため、許可される。

(6) 従属請求項の引用部分を補正して、引用関係での誤りを訂正することにより、元説明書に記載された実施形態や実施例を正確に反映させること。こうした補正は、元権利要求書及び説明書に記載された範囲を超えることがないため、許可される。

(7) 従属請求項の限定部分を補正して、当該従属請求項で保護を請求する範囲を明瞭に限定することにより、元説明書に記載された実施形態や実施例を正確に反映させること。こうした補正は、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えることがないため、許可される。

前述したとおり、権利要求書の補正で許可される数種類の状況について説明した。これらの補正は専利法 33 条の規定に合致しているため、許可される。ただし、前述したような補正が施された後の権利要求書が、専利法及びその実施細則のほかのすべての規定に合致しているか否かは、審査官の継続審査の対象内容である。審査意見通知書への回答時に行われた補正について、審査官は補正後の権利要求書で審査意見通知書において指摘した欠陥を克服しているか否か、このような補正で新たに発生するほかの欠陥をもたらしているか否かを判断しなければならない。出願人による自発補正について審査官は、当該修正後の権利要求書に、専利法及びその実施細則に規定したほかの欠陥があるか否かを判断しなければならない。

5.2.2.2 説明書及びその要約書に対する補正

説明書に対する補正は、主に 2 つの状況がある。1 つは、説明書自体にあった専利法及びその実施細則の規定に合致しない欠陥に対する補正である。もう 1 つは、補正された権利要求書に基づいた適応的な補正である。前記 2 種類の補正は、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えることがないなら、許可される。

説明書及びその要約書に対する補正で許可されるものは、以下に述べる各状況を含む。

(1) 発明の名称の補正により、保護を請求する主題の名称を的確かつ簡潔に反映させること。独立請求項のカテゴリーとして製品や方法、用途が含まれる場合には、これら保護を請求する主題のすべてを発明の名称の中で反映させなければならない。発明の名称はなるべく簡潔で短くしなければならない。一般的には 25 文字を超えてはならない。特別な場合には、例えば、化学分野に係わる専利出願は、最大 40 文字まで許可される。

(2) 発明の属する技術分野に対する補正。当該技術分野とは当該発明の国際専利分類表の分類箇所をいう。公衆や審査官が発明及びそれに相応する従来技術を明瞭に理解するように、発明の属する技術分野を国際専利分類表における階層の最も低い分類箇所に係っている分野と関連づけさせるよう

に補正するのを許可すべきである。

(3) 背景技術の部分に対する補正により、保護を請求する主題に適応させること。独立請求項が、専利法実施細則 21 条の規定に従って作成された場合には、説明書の背景技術の部分は、当該独立請求項の前提部分に記述した従来技術と関連している内容を記載し、これら背景技術を反映している書類を引証しなければならない。もし、審査官が検索した結果、出願人が元説明書で引用した従来技術よりもさらに保護を請求する主題に隣接している対比文献を見つけた場合には、出願人が説明書を補正し、その部分に当該文献の内容を補入し、当該文献を引証すると同時に、関連しない従来技術の内容を削除することを許可しなければならない。指摘しなければならないのは、こうした補正では実際、元出願の権利要求書と説明書に記載されていない内容を、説明書に追加することになっているが、補正で係ったのは発明自体でなく、背景技術だけであること、そして追加内容は出願日以前に公知になった従来技術であることから、許可される。

(4) 発明内容の部分のうち、当該発明によって解決される技術的課題に関連している内容に対する補正により、保護を請求する主題に適応させること。つまり、最も隣接している従来技術に対して、当該発明の技術方案で解決される技術的課題を反映させること。言うまでもないが、補正後の内容は、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならない。

(5) 発明内容の部分のうち、当該発明の技術方案に関連している内容に対する補正により、独立請求項で保護を請求する主題に適応させること。独立請求項について、専利法及びその実施細則の規定に合致する補正が施されているなら、当該部分でも相応の補正を許可する。独立請求項が補正されていないなら、元技術方案を変えない前提で、当該部分について文言の整理や規範的でなかった用語の訂正、技術用語の統一化などの補正を許可する。

(6) 発明内容の部分のうち、当該発明の有益な効果に関連している内容の補正。ある(複数の)技術的特徴が出願の原始書類において明瞭に記載されていないながら、その有益な効果は明瞭に言及されなかったに拘わらず、当業者が出願の原始書類から直接的に、疑う余地も無くこの効果を推定することができる場合に限り、発明の有益な効果についての適切な補正が許可される。

(7) 添付図面の説明に対する補正。出願書類に添付図面があったのに、添付図面の説明が欠ける場合には、不足している添付図面の説明の補足を許可する。添付図面の説明が明瞭でない場合には、前後の文章に応じた適切な補正を許可する。

(8) 最も好ましい実施形態又は実施例の補正。このような補正で許可される追加内容は、一般的に、元実施形態又は実施例における具体的な内容の出所及び記載されていた発明の有益な効果を反映するデータの標準測定法(使用される標準装置や器具を含む)の補入に限る。検索の結果から、元出願で保護を請求する主題が従来技術の一部になったことを判明した場合には、出願人はこの部分の主題を反映している内容を削除するか、或いはそれが従来技術であることを明記しな

なければならない。

(9) 添付図面の補正。添付図面の中から必要のない言葉や注釈を削除する場合には、それを説明書の文章部分に補入してよいとする。添付図面の中の表記を補正することにより、説明書の文章部分と一致させる。文字説明が明瞭である状況において、局部の構造を明瞭にするため、局部の拡大図の追加が許可される。添付図面のアラビア数字の番号を補正することにより、図面 1 枚につき、1 つの番号が付けられるようにする。

(10) 要約書の補正。補正によって、要約書で発明の名称及び属する技術分野を明記し、解決される技術的課題や当該課題を解決するための技術方案の要点及び主要な用途を明瞭に反映させる。商業的な宣伝用語を削除する。要約書の添付図面を交換することにより、発明の技術方案の主要な技術的特徴を最も反映させることができるようにする。

(11) 当業者が識別できる明らかなミスに対する補正。つまり、文法ミスや文字ミス、印刷ミスなど。これらミスに対する補正は、当業者が説明書全体及び前後の文章から見つけ出す唯一な正解でなければならない。

5.2.3 許可されない補正

説明書（及びその添付図面）と権利要求書に対する、専利法 33 条の規定に合致しないような補正は、一切許さないのが原則である。

具体的に、出願の内容は、追加、変更及び/又はうち一部の削除により、当業者が目にした情報は、元出願に記載してある情報と異なるものとなり、そして元出願に記載してある情報から直接的に、疑う余地も無く確定することができない場合、こうした補正が許かされない。

ここでいう出願内容とは、元説明書（及びその添付図面）と権利要求書に記載してある内容をいい、優先権に係わる書類の内容を一切含まない。

5.2.3.1 許可されない追加

内容の追加になる補正で許可されないものは、以下に述べる状況を含む。

(1) 元説明書（添付図面を含む）及び/又は権利要求書から直接的、明確に認定することができないような技術的特徴を、請求項及び/又は説明書に書き込むこと。

(2) 公開される発明を明瞭にする、若しくは請求項を完備するため、元説明書（添付図面を含む）及び/又は権利要求書から直接的に、疑う余地も無く確定することのできない情報を補入すること。

(3) 追加内容は、添付図面を測量して得られる寸法パラメータにあたる技術的特徴である。

(4) 元出願書類では言及しなかった付加的成分を導入することにより、元出願になかった特殊な効果が示されている。

(5) 当業者が原始出願から直接的に導くことのできない有益な効果を補入している。

(6) 実験のデータを補入することで発明の有益な効果を説明している、及び/又は実施形態と実施例を補入することで、請求項で保護を請求する範囲以内に発明が実施できるということを説明している。

(7) 元説明書では言及しなかった添付図面の追加・補足は一般的に、許可されない。背景技術の添付図面を追加・補足すること、若しくは元添付図面の中の公知技術の添付図面を従来技術に最も隣接している添付図面に交換することは、許可されるべきである。

5.2.3.2 許可されない変更

内容変更になる補正で許可されないものは、以下に述べる状況を含む。

(1) 請求項における技術的特徴を変更し、元権利要求書及び説明書に記載された範囲を超えた。

【例 1】

元請求項で、1 辺が開口したレコードカバーを限定している。添付図面には、3 辺を接着して一体とした、1 辺が開口したカバーの矢視図が 1 枚だけ示されている。もしその後に出願人が請求項を「少なくとも 1 辺が開口したカバー」と補正し、元説明書には「1 以上の辺で開口してもよい」ということについての言及がどこにもない場合には、こうした補正は、元権利要求書及び説明書に記載された範囲を超えるものである。

【例 2】

元請求項がゴムを製造する成分に関するものである場合、元説明書においてはっきりと明記されている場合を除き、これを弾性材料を製造する成分に変更してはならない。

【例 3】

元請求項で自転車のブレーキについての保護を求めているものであり、その後に出願人が請求項を車両のブレーキに補正したが、元権利要求書及び説明書からでは、補正後の技術方案を直接的に得られない。こうした補正も、元権利要求書及び説明書に記載された範囲を超えるものである。

【例 4】

元出願書類から直接的に得られない「機能的用語+装置」という方式で、具体的な構造的特徴を備える部品やパーツを代替するというような補正は、元権利要求書及び説明書に記載された範囲を超えるものである。

(2) 明確でない内容を明確で具体的な内容に変更するために、元出願書類になかった新しい内容を導入する。

【例】

高分子化合物の合成に関する発明専利出願において、元出願書類では、「やや高

い温度」で重合反応が進行するとだけ記載されていた。出願人が、審査官の引証した対比文献に 40℃で同じ重合反応が進行するとの記載を見て、元説明書の「やや高い温度」を「40℃より高い温度」に変更した。「40℃より高い温度」との言い方が、「やや高い温度」の範囲に含まれているが、当業者が元出願書類において、「やや高い温度」とは「40℃より高い温度」を指すとは理解できない。ゆえに、こうした補正は新しい内容を導入したものである。

(3) 元出願書類において分離している複数の特徴を、新たな組み合わせになるように変更するが、元出願書類にはこれら分離している特徴の相互間の関連性について明確に言及していない。

(4) 説明書の中のある特徴を変更することにより、変更後で反映している技術的内容は、元出願書類に記載してある内容と異なったものとなり、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えた。

【例 1】

多層積層板に関連する発明専利出願において、元出願書類には、異なる層状に配置した数種類の実施形態が記述されている。その中の 1 つの構造は、外層がポリエチレンである。出願人が説明書を補正して、外層のポリエチレンをポリプロピレンと変更した場合、こうした補正は許可されないものである。なぜなら、補正後の積層板が、当初記載されていた積層板とは全く違うものになったからである。

【例 2】

元出願書類に、「例えば螺旋ばねの支持物」との内容が記載されているが、説明書の補正で、「弾性支持物」に変更したことにより、具体的な螺旋ばねによる支持方式を、すべての可能な弾性支持方式に拡大したことになる。従って、その反映している技術的内容が元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えたものである。

【例 3】

元出願書類において温度条件を 10℃又は 300℃と限定しており、その後に説明書において 10℃～300℃に補正した場合、もし元出願書類に記載された内容から直接的に、疑う余地も無くその温度範囲が得られなければ、その補正は元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えたものである。

【例 4】

元出願書類において組成物のある成分の含有量を 5%又は 45%～60%と限定しており、その後説明書では 5%～60%に補正された場合、もし元出願書類に記載された内容から直接的に、疑う余地もなくその含有量の範囲が得られなければ、その補正は元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えたものである。

5.2.3.3 許可されない削除

内容の削除になる補正で許可されないものは、以下に述べる状況を含む。

(1) 独立請求項から、元出願において発明の必要な技術的特徴として明確に認定された技術的特徴、即ち、元説明書においては一貫して発明の必要な技術的特徴として記述されていた技術的特徴、を削除すること、若しくは請求項から、説明書に記載された技術方案に関連している技術用語を削除すること、又は請求項から、説明書において明確に認定されたもので、具体的な応用範囲についての技術的特徴を削除すること。

例えば、「リブのある側壁」を「側壁」に変更すること。また、元請求項は「ポンプに用いられる回転軸シール…」であったのに対して、補正後の請求項では「回転軸シール」になるなど。前記補正はいずれも許可されないものである。なぜなら、元説明書から根拠を見出すことができないからである。

(2) 説明書からある内容を削除することにより、補正後の説明書が、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えるものになる。

例えば、多層積層板に関する発明専利出願において、その説明書には、異なる層状に配置した数種類の実施形態が記述されている。その中の1つの構造は、外層がポリエチレンである。もし出願人が説明書を補正して、外層のポリエチレン層を取り除いたなら、こうした補正は許可されないものである。なぜなら、補正後の積層板が、当初記載されていた積層板とは全く違うものになったからである。

(3) もし、元説明書及び権利要求書において、ある特徴の当初の数値範囲のほかの中間数値が記載されておらず、そして、対比文献で公開された内容で発明の新規性や創造性に影響を与えること、若しくは当該特徴に当初の数値範囲のある部分を取ると、発明が実施できないことに鑑みて、出願人が、具体的に「放棄する」方式を採用し、前述した当初の数値範囲から当該部分を排除することにより、保護を請求する技術方案の中の数値範囲を、全体から見ると、明らかに当該部分を含まないようにした場合、このような補正が、元説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えるため、出願人が、出願当初の記載内容に基づき、当該特徴に「放棄」された数値を取ると、同発明が実施できなくなること、若しくは、当該特徴に「放棄」後の数値を取ると、同発明に新規性と創造性を備えるということを証明できる場合を除き、このような補正は許可されないものである。例えば、保護を請求する技術方案において、ある数値範囲が $X_1=600\sim 10000$ で、対比文献で公開された技術的内容と当該技術方案との区別は、その記述された数値範囲が $X_2=240\sim 1500$ であった。 X_1 と X_2 が部分的に重なっているため、当該請求項に新規性を備えない。出願人は具体的に「放棄する」方式を採用して、 X_1 を補正し、 X_1 のうちの X_2 と重なった部分である $600\sim 1500$ を排除して、保護を請求する技術方案における当該数値範囲を $X_1>1500$ から $X_1=10000$ に補正した。もし出願人が当初の記載内容と従来技術に基づき、同発明が $X_1>1500$ から $X_1=10000$ の数値範囲が、対比文献で公開された $X_2=240\sim 1500$ よりも創造性があることを証明できず、また、 X_1 に $600\sim 1500$ を取ると、同発明が実施できないことを証明できないなら、このような補正は許可されないものである。

5.2.4 補正の具体的形式

5.2.4.1 差し替え頁の提出

専利法実施細則 52 条の規定によると、説明書又は権利要求書の補正部分については、所定の書式に従った差し替え頁を提出しなければならない。差し替え頁の提出について 2 つの方式がある。

(1) 改めて印刷した差し替え頁と補正対照表を提出すること。

この方式は、補正内容の多い説明書、権利要求書及び補正が施されたすべての添付図面に適する。出願人が差し替え頁を提出すると同時に、補正前・後の対照明細表を提出しなければならない。

(2) 改めて印刷した差し替え頁と原本の複製書類において補正を行った対照頁を提出すること。

この方式は、補正内容の少ない説明書と権利要求書に適する。出願人が改めて印刷した差し替え頁を提出すると同時に、原本の複製書類において直接に補正を行った対照頁を提出することにより、審査官が補正内容を容易に見出すようにしなければならない。

5.2.4.2 職権に基づいた審査官の補正

通常は、出願に対する補正は、出願人が正式な書類という形式により申し立てなければならない。出願書類の中の個別の文字や表記に対する補正或いは増減、及び発明の名称又は要約書における明白なミス(本章第 5.2.2.2 節(11)と第 6.2.2 節を参照)に関する補正は、審査官が職権に基づいて施し、出願人に通知してよいとする。この場合は、必ずペン、サインペン或いはボールペンで明確に補正し、鉛筆で補正してはならない。

6. 却下決定及び専利権付与の通知

審査官はなるべく短時間内で、出願の実体審査を完了させなければならない。通常は、審査意見通知書を 1 回や 2 回発行した後に、審査官は却下決定を下すか、若しくは専利権を付与旨の通知書を発行してよいとする。決定或いは通知書を発行すると、出願人からの文書提出や応答、補正は一切考慮しない。

6.1 却下決定

6.1.1 出願を却下する条件

審査官は却下決定を下す前に、実体審査を実施したところで、専利法実施細則 53 条に規定した却下すべき状況に該当しているものとして認定した出願の事実や、理由、証拠を出願人に通知し、意見陳述及び/又は出願書類の補正の機会を最

低 1 回、出願人に与えなければならない。

却下決定は一般的に、2 回目の審査意見通知書の後に下すべきであるが、出願人が、1 回目の審査意見通知書で指定する期限以内において、通知書で指摘された却下につなげる欠陥に対して、説得性のある意見陳述及び/又は証拠を提出しておらず、そして、当該欠陥についての出願書類の補正も施していないか、或いは補正では字の間違いの訂正や表現の変化にとどまるもので、技術方案を実質的に変更していない場合には、審査官は直接に却下決定を下してよいとする。

出願人が出願書類の補正を施した場合、仮に、補正後の出願書類において、出願人に通知してある理由や証拠によって却下となりうる欠陥が依然存在しているとしても、却下の対象事実が変わったなら、意見陳述及び/又は出願書類の補正の機会をもう一度、出願人に与えなければならない。ただし、その後の、同一種類の欠陥に係った再度補正の場合、補正後の出願書類において、出願人に通知してある理由や証拠によって却下となりうる十分な欠陥が依然存在している場合には、ヒアリングの原則及び手続の節約原則の双方に配慮するように、審査官は審査意見通知書を再度発行する必要がなく、直接に却下決定を下してよいとする。

6.1.2 却下の種類

専利法実施細則第 53 条に定めた専利出願への却下は以下の事由を含む。

(1) 専利出願の主題が、法律や公序良俗に違反し、又は公共利益を害し、若しくは出願の主題が法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成し、或いは出願の主題が専利法第 25 条に定めた専利権を付与しない客体に該当する；

(2) 専利出願が、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案ではない；

(3) 専利出願に係わる発明が中国で完成され、かつ外国へ専利出願をする前に専利局に秘密保持審査について請求していない；

(4) 専利出願の対象発明が、新規性、創造性又は実用性を備えていない；

(5) 専利の出願において保護を請求する主題を十分に開示していない、又は請求項は説明書を根拠としていない、或いは請求項は専利による保護を請求する範囲について明確かつ簡潔に限定していない；

(6) 専利出願の対象が遺伝資源に依存して完成された発明創造であり、出願人が専利出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を明記していない、そして原始的由来を明記できない場合、その理由も陳述していない；

(7) 専利の出願が専利法における発明専利出願の単一性に関する規定事項に合致していない；

(8) 専利出願の発明が、専利法第 9 条により専利権を取得できないものである；

(9) 独立請求項において、技術課題を解決するために必要な技術特徴が欠け

ている；

(10) 出願の補正又は分割出願で当初の説明書と権利要求書の記載範囲を超えている。

6.1.3 却下決定の構成

却下決定には以下2つの部分を含まなければならない。

(1) 標準表様式

標準表様式にある各項目は、要求に従って、完全に記入しなければならない。出願人が2人以上いる場合には、出願人全員の氏名又は名称を記入しなければならない（本指南第五部分第六章第1.2節を参照）。

(2) 却下決定の正文

却下決定の正文は、案件の事由、却下の理由及び決定の3部分を含む。

6.1.4 却下決定の正文の作成

6.1.4.1 案件の事由

案件の事由の部分で、出願の審査過程を簡潔に陳述しなければならない。とくに却下決定に関連している状況、つまりそれまで各回の審査意見（用いた証拠を含む）及び出願人の応答の概要、却下につなげた出願の欠陥、及び却下決定の対象となる出願書類など。

6.1.4.2 却下の理由

却下の理由の部分では、審査官は却下決定の根拠になる事実、理由と証拠について詳しく論述し、とくに以下各号の要求に注意を払わなければならない。

(1) 法令の条項を正確に選定・運用すること。同時に専利法及びその実施細則の異なる条項に基づいて出願を却下することができる場合には、その中で最も適合した、主導的地位にある条項を、却下を下す主要な法的根拠として選定するとともに、出願におけるほかの実質的な欠陥を簡潔に指摘しなければならない。

(2) 説得性のある事実、理由と証拠を却下を下す根拠とし、そしてこれら事実、理由と証拠についてのヒアリングでは、本章第6.1.1節に述べた出願の却下条件に合致している。

(3) 専利法22条の規定に合致しておらず、そして補正が施されても、専利権が付与されない出願については、各請求項を逐一に分析しなければならない。

却下の理由は、十分に完備しているもので、説明の徹底性、論理の厳密性、用語の適切性を備えなければならない。法令条項を引用するだけだったり、或いは断言ばかり並べてはならない。審査官が却下の理由の部分において、出願人の弁明意見について簡潔なコメントをしなければならない。

6.1.4.3 決定

審査官は、決定の部分において、却下の理由が専利法実施細則 53 条にあるどの状況に該当しているものかを明記した上、専利法 38 条の規定に基づき、当該出願を却下するとの結論を導かなければならない。

6.2 専利権付与の通知

6.2.1 専利権付与の通知書を発行する条件

発明専利の出願について実体審査を行った結果、却下の理由を見つけていない場合には、専利局が専利権を付与する旨の決定を下さなければならない。専利権を付与する旨の決定を下す前に、発明専利権を付与する旨の通知書を発行しなければならない。権利付与対象書類は、出願人が書面による方式で最終確認したものでなければならない。

6.2.2 専利権付与の通知書を発行する時に実施すべき作業

専利権付与の通知書の発行前に、審査官が権利付与対象書類に対して、以下のように職権に基づいた補正を施すことが許可される（本章第 5.2.4.2 節を参照）。

(1) 説明書について：明らかに不適切な発明の名称及び/又は発明の属する技術分野を補正すること、誤った文字、誤った記号・表記などを訂正すること、明らかに規範的でなかった用語を補正すること、説明書各部に漏れた表題を補正すること、添付図面における必要のない文字説明等を削除すること。

(2) 権利要求書について：誤った文字、誤った句読点、誤った添付図面の表記を訂正すること、添付図面の表記に括弧を追加すること。ただし、保護範囲の変化となり得る補正は、職権に基づいた補正の範囲に該当しない。

(3) 要約書について：要約書の中の不適切な内容及び明らかなミスを補正する。審査官が施した前記補正は、出願人に通知しなければならない。

審査官はさらに、以下に掲げる作業を順次実施しなければならない。自分で確定した当該専利の IPC 分類番号を包袋の表紙に記入し、本審査処の分類裁決責任者に渡して、承認を受けること、整った権利付与対象書類を公報入れに入れるとともに、公報入れの所定の項目に記入して押し印すること、専利権付与の通知書（標準書式）1 式 2 部記入した上で押し印し、1 部を包袋に綴じて、もう 1 部を出願ファイル表紙の裏ポケットに入れること、完備された包袋を整理し、表紙及び裏表紙において、付与時の包袋引継記録と付与に係わる書類の発行記録を記入すること、出願人が発明の名称について補正を施した場合、優先権に変化が生じたことが確認された、若しくは承認後の IPC 分類番号が当初の分類番号と比べて、変化が生じたなら、さらに、「記載事項変更通知票」1 式 2 部記入し、1 部を包袋の第一装丁バンドの初頁の前に綴じて、もう 1 部を包袋表紙の裏ポケットに入れること。

7. 実体審査手続の終了・中止と回復

7.1 手続の終了

発明専利出願の実体審査手続は、審査官による却下決定、そして決定の発効、又は専利権付与の通知書の発行、若しくは出願人による自発的出願の取下げ、或いは出願が取り下げられたものとして見なされることにより終了する。

却下又は権利付与になる出願について、審査官は包袋表紙の「実審」欄に、「却下」又は「権利付与」と明記し、押し印をしなければならない。

出願の1件ごとについて、今後の照会・統計上の便宜を図るため、審査官は個人審査記録ファイルを作成しなければならない（本章第3.3節を参照）。

7.2 手続の中止

実体審査手続は、専利出願権の帰属をめぐる紛争の当事者が専利法実施細則86条1項の規定に基づいた請求により中止する、若しくは財産保全により中止する可能性がある。審査官が、手続中止の出願書類包袋を戻すための通知書を受けると、所定の期限内に手順管理部門に包袋を返却しなければならない。

7.3 手続の回復

専利の出願は、不可抗力事由又は正当な事由により、専利法若しくはその実施細則に規定する期限、或いは専利局が指定した期限に遅れたため、取り下げられたものと見なされることによって手続が終了した場合には、専利法実施細則6条1項と2項の規定によると、出願人は終了された実体審査手続の回復について専利局に請求することができる。権利が回復された場合には、専利局は実体審査手続を回復する。

専利出願権の帰属をめぐる紛争の当事者による請求で中止となった実体審査手続は、専利局が法的効力を生じた調停書或いは判決書を受け取った後に、権利者の変動に係らない場合には、迅速に回復しなければならない。権利者の変動に係わる場合には、相応の記載事項変更手続きを実行した後に回復する。前記中止請求日より1年以内に、専利出願権の帰属をめぐる紛争案件が終結しておらず、請求人も中止の延長を請求していない場合には、専利局は自ら、中止された実体審査手続を回復する。

審査官は、手順管理部門から送られる審査手続回復についての書面通知及び専利出願ファイルを受け取ると、実体審査手続を改めて開始しなければならない。

8. 前置審査及び復審後の審査の継続

専利法実施細則62条の規定によると、審査官は、専利復審委員会から回される復審請求書について前置審査を行ない、そして転送されてきた包袋の受取日から

起算した一ヶ月以内に、前置審査意見書を作成しなければならない。当該前置審査意見書は包袋とともに専利復審委員会に回され、専利復審委員会が復審決定を下す。前置審査の要求について、本指南第四部分第二章第3節の規定を適用する。

専利復審委員会が、専利局の却下決定を取り消す旨の復審決定を下した後に、審査官は専利出願について継続審査を行わなければならない。継続審査の要求について、本章の規定を適用する。ただし、継続審査の過程において審査官は、同じ事実や理由、証拠により、当該復審決定意見と相反するような却下決定を下してはならない（本指南第四部分第二章第7節を参照）。

第九章 第九章 コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の 審査に関する若干の規定

1. 序文

コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査は、ある程度の特殊性を有する。本章では、専利法及びその実施細則の規定に基づき、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査の特殊性について具体的に規定することを趣旨とする。

コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査には、ほかの分野の発明専利出願と同様な一般性も有する。本章に言及のない一般的な審査事項については、本指南のほかの章の規定に準拠して、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願を審査しなければならない。

本章でいうコンピュータプログラム自体は、ある種の結果を得るため、コンピュータなど情報処理能力を備える装置が実行するコード化された指令の組み合わせ、若しくはコード化された指令の組み合わせに自動的に変換できる符号化された指令の組み合わせ、又は符号化された語句の組み合わせをいう。コンピュータプログラム自体にはソースプログラムとオブジェクトプログラムを含む。

本章でいうコンピュータプログラムに係わる発明とは、発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決案をいう。ここでいう外部の対象に対する制御又は処理には、ある外部の実行手続、或いは外部の実行装置に対する制御や、外部データに対する処理や交換などを含む。ここでいう内部の対象に対する制御又は処理には、コンピュータシステムの内部性能の改良やコンピュータシステム内部のリソースの管理とデータ伝送についての改善などを含む。コンピュータプログラムに係わる解決案にコンピュータハードウェアの改変を含めることは必須ではない。

2. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査基準

審査において、保護を請求する解決案、つまり、各請求項により限定される解決案を対象としなければならない。

専利法 25 条 1 項 (2) 号の規定によると、知的活動の規則及び方法には専利権を付与しない。コンピュータプログラムに係わる発明専利出願で本部分第一章第 4.2 節に述べる状況に該当する場合には、当該節の原則に従って審査する。

(1) ある請求項が、1 種の計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはコンピュータプログラム自体や媒体（例えば磁気テープ、ディスク、オプティカルディスク、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD 或いはその他コンピュータ読み取り可能な媒体）だけに記憶されるコンピュータプログラム、又はゲームの規則や

方法などだけに係わるものである場合には、当該請求項は知的活動の規則及び方法に該当するものであり、専利保護の客体には属さない。

ある請求項は、主題の名称を除いて、これを限定するすべての内容が、1種の計算方法或いは数学上の計算規則、若しくはプログラム自体、又はゲームの規則や方法などだけに係わっている場合には、当該請求項は実質として、知的活動の規則及び方法に係わるだけのものであり、専利で保護する客体にならない。

例えば、記憶されたプログラムだけにより限定されるコンピュータ読み取り可能な記憶媒体又は1種のコンピュータプログラム製品、或いは、ゲームの規則だけにより限定されており、如何なる物理的な実体も含まない特徴により限定されるコンピュータゲーム装置などといった、如何なる技術的特徴も含まないものは、実質として、知的活動の規則及び方法だけに係わっているため、専利保護の客体に該当しない。ただし、発明専利出願で保護を請求する媒体は、その物理特性の改良に係わっている場合、例えば、積層構造やトラックピッチ、材料などは、この類に該当しない。

(2) 前述(1)に述べた状況を除き、もしある請求項が限定するすべての内容に、知的活動の規則及び方法の内容も含まれていると同時に、技術的特徴も含まれている場合、例えば、前記ゲーム装置などを限定する内容にゲームの規則も技術的特徴も含まれているなら、当該請求項は全体として、知的活動の規則及び方法でないため、専利法25条に準拠して専利権を獲得する可能性を排除してはならない。

専利法2条2項の規定によると、専利法にいう発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。コンピュータプログラムに係わる専利の出願は、技術方案を構成した場合に限って、専利保護の客体となる。

もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案において、技術的課題を解決することがコンピュータプログラムを実行する目的であって、コンピュータでコンピュータプログラムを実行して、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する際に、自然法則に準拠した技術的手段が反映されており、それによって自然法則に合致した技術的効果を獲得する場合には、このような解決案は、専利法2条2項でいう技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する。

もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案において、コンピュータプログラムを実行する目的は、技術的課題を解決することではない、若しくは、コンピュータでコンピュータプログラムを実行して、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する際に、自然法則を利用した技術的手段が反映されていない、或いは、自然法則に規制されないような効果を獲得する場合には、このような解決案は、専利法2条2項でいう技術方案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。

例えば、もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案にお

いて、コンピュータプログラムを実行する目的は、ある工業プロセスや、測定又はテストプロセスの制御を実現することであり、コンピュータで工業プロセスの制御プログラムを実行し、自然法則に従って、当該工業プロセスの各段階で実施される一連の制御を果たすことにより、自然法則に合致した工業プロセスの制御の効果を獲得する場合、このような解決方法は、専利法 2 条 2 項でいう技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する。

もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決方法において、コンピュータプログラムを実行する目的は、ある外部の技術的データを処理することであり、コンピュータで技術的データの処理プログラムを実行して、自然法則に従って、当該技術的データで実施される一連の技術的処理を果たすことにより、自然法則に合致した技術的データの処理の効果を獲得する場合には、このような解決方法は、専利法 2 条 2 項でいう技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する。

もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決方法において、コンピュータプログラムを実行する目的は、コンピュータシステム内部の性能を改良することであり、コンピュータでシステム内部の性能改良プログラムを実行して、自然法則に従って、当該コンピュータシステムの各構成部で実施される一連の設定や調整を果たすことにより、自然法則に合致したコンピュータシステム内部の性能改良の効果を獲得する場合には、このような解決方法は、専利法 2 条 2 項でいう技術方案に該当し、専利で保護する客体に該当する。

3. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査例

前記審査基準に基づいたコンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査例を以下に挙げる。

(1) 専利法 25 条 1 項 (2) 号の範囲に属するコンピュータプログラムに係わる発明専利出願は、専利保護の客体には該当しない。

【例 1】

コンピュータプログラムを利用した円周率の求め方

出願内容の概要

発明専利出願の解決方法は、コンピュータプログラムを利用した円周率の求め方である。当該方法では、まずは均等かつ十分に精確な「ドット」である正方形の面積を区切る。それから、この正方形の内接円を作成する。そして、コンピュータプログラムを実行して、円周率 π を求める。当該コンピュータプログラムにおいて、まずは前記正方形内で均等に分布している「ドット」についてパルス計数を行い、それから以下の計算式で計算して、円周率 π を求める。

$$\pi = \frac{\Sigma \text{円内「ドット」の計数値}}{\Sigma \text{正方形内の「ドット」の計数値}} \times 4$$

計算においては、サンプリングする「ドット」をより多く、より細かく区切ると、円周率の値の計算もより精確にできる。

出願の請求項

正方形内の「ドット」の数を計算するステップと、
前記正方形の内接円内の「ドット」の数を計算するステップと、
式

$$\pi = \frac{\Sigma \text{円内「ドット」の計数値}}{\Sigma \text{正方形内の「ドット」の計数値}} \times 4$$

により、円周率を求めるステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した円周率の求め方。

分析及び結論

この解決案は、コンピュータプログラムで実行される純数学的な演算方法又は規則だけに係わるものであり、本質としては人間の抽象的思考に該当する。ゆえに、当該発明専利出願は、専利法 25 条 1 項 (2) 号で定める知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。

【例 2】

動摩擦係数 μ の自動計算法

出願内容の概要

発明専利出願の解決案は、コンピュータプログラムを利用した動摩擦係数 μ の自動計算法に係わる。従来の動摩擦係数の測定法では、測定対象の紐状物を固定した速度で牽引する装置を利用し、摩擦片の位置の変化量である S_1 と S_2 を別々に測定した上で、以下の計算式

$$\mu = (\log S_2 - \log S_1) / e$$

により、測定対象の紐状物の動摩擦係数 μ を算定するものである。

出願の請求項

摩擦片の位置の変化量 S_1 と S_2 の比を計算するステップと、
変化量の比 S_2 / S_1 の対数の $\log S_2 / S_1$ を計算するステップと、
対数 $\log S_2 / S_1$ と e の比を求めるステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した動摩擦係数 μ の自動計算を実現する方法。。

分析及び結論

この解決案は、測定法の改良でなく、コンピュータプログラムで実行される数値の計算法である。求めるのは物理量に関連しているものではあるが、解答を求める過程は 1 種の数値計算であり、当該解決案は全体として、1 種の数学上の計算法に該当している。ゆえに、当該発明専利出願は専利法 25 条 1 項 (2) 号で定める知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。

【例 3】

全世界言語文字に適用する転換方法

出願内容の概要

従来の自動翻訳システムは一对一、一对複数、又は複数対複数で行われる言語処理システムにとどまっている。その課題として、プログラムの複雑さ、各種品詞に対する品詞の表記方式が違うことや、量の膨大さ及び複雑さがあげられる。前述した欠陥に対して、統一された、そして全世界で任意の多種言語向けの翻訳の方法を提供するこの発明専利出願では、エスペラント補助言語の表記方式と相同な「全世界言語文字入力法」を利用して、異なる言語の文法や文の構造の統一化を実現している。言語の転換時に、エスペラント及びエスペラント補助言語を機械翻訳の仲介言語としている。

出願の請求項

全世界の言語文字を、まずは単語の後に子音アルファベットによる語彙表記、それから子音アルファベットによる構文表記の方式で統一して、各入力言語に対応した入力言語の補助言語を形成させるステップと、

エスペラントとエスペラント補助言語である仲介言語と入力した言語の補助言語との対応関係により、言語転換を実行するステップと、を含むコンピュータを利用した全世界言語文字の汎用的な転換方法において、

前記入力時の語彙表記と構文表記の方式が、エスペラント補助言語を形成した語彙表記と構文表記の方式と同じであって、うち、語彙表記の方式では、-mが名詞、-xが形容詞、-yが複数、-sが数詞、-fが副詞になり、前記構文表記の方式では、-zが主語、-wが述語、-dが連体修飾語、-nが目的語、-bが叙述語を含む補語、-kが連用修飾語になる、ことを特徴とするコンピュータを利用した全世界言語文字の汎用的な転換方法。

分析及び結論

この解決案において、主題の名称の中にコンピュータが含まれているが、これを限定するすべての内容は、統一される翻訳用仲介言語を利用して、全世界の言語文字の入力規則を人為的に定めることにより、全世界の言語について方式の統一される翻訳・転換を実現するというものにとどまっている。当該解決案は、機械翻訳方法の改良ではない。機械翻訳について、異なる言語文字自体に固有の客観的な言語の規律とコンピュータ技術を結合した改良を示していない。その代わり、発明者自身の主観的認識を元に、言語文字の転換規則を改めて規定・定義し、入力言語の補助言語と仲介言語の対応関係がエスペラント補助言語に統一される語彙表記及び構文表記の規則だけを表している。本質としては、専利法 25 条 1 項 (2) 号で定める知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。

(2) 技術的課題を解決するために、技術的手段を利用して、技術的效果を獲得するコンピュータプログラムに係わる発明専利出願は、専利法 2 条 2 項に規定した技術案に該当するため、専利保護の客体に該当する。

【例 4】

ゴムのプレス成形プロセスの制御方法

出願内容の概要

コンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御方法に係わる発明専利出願である。当該コンピュータプログラムでは、当該成形プロセスにおけるゴム加硫時間を精確かつリアルタイムに制御することができるため、従来技術のゴムプレス成形プロセスではよくある加硫超過や加硫不足といった欠陥を克服し、ゴム製品の品質を大いに高めている。

出願の請求項

温度センサーを介してゴム加硫温度のサンプリングを行うステップと、前記加硫温度に呼応して、ゴム製品の加硫過程における適正加硫時間を算出するステップと、

前記適正加硫時間が所定の適正加硫時間に達しているかを判断するステップと、前記適正加硫時間が所定の適正加硫時間に達したら、直ちに加硫終了信号を発信するステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御方法。

分析及び結論

当該解決方法は、コンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御法であり、ゴムの加硫超過及び加硫不足の防止を目的としており、解決するのは技術的課題である。当該方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、ゴムのプレス成形プロセスの処理を果たし、ゴムの加硫原理に基づいたゴム加硫時間の精確かつリアルタイムな制御を反映し、自然法則に準拠した技術的手段を利用している。加硫時間を精確かつリアルタイムに制御したため、ゴム製品の品質を大いに高めて、技術的効果を獲得することになった。ゆえに、当該専利の出願は、コンピュータプログラムを実行することによって、工業プロセスの制御を実現する解決方法であり、専利法 2 条 2 項に規定した技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する。

【例 5】

モバイルコンピューティング装置の記憶容量の拡大方法

出願内容の概要

ポータブルコンピュータや携帯電話など従来のモバイルコンピューティング装置は、体積や携帯性が求められ、通常は、小記憶容量のフラッシュメモリを記憶メディアとしているため、記憶容量に制限されるモバイルコンピューティング装置で、大記憶容量が必要なマルチメディアデータを処理することができなくなる。そのため、モバイルコンピューティング装置にはマルチメディア技術の応用化が実現されていない。仮想装置ドキュメントシステムを利用したモバイルコンピューティング装置の記憶容量拡大方法を提供するこの発明専利出願において、モバイルコンピューティング装置がサーバー上の大容量記憶スペースをローカル運用

に利用できるようにしている。

出願の請求項

モバイルコンピューティング装置において、仮想装置ドキュメントシステムモジュールを構築し、モバイル装置のオペレーティングシステムにセットするステップと、

仮想装置ドキュメントシステムモジュールを通じて、モバイルコンピューティング装置でのアプリケーションのために仮想記憶スペースを提供するとともに、この仮想記憶スペースへの読取り・書込み要請をネットワークを介してリモートサーバーへと発信するステップと、

リモートサーバーにおいて、モバイルコンピューティング装置から送信される読取り・書込み要請をサーバー上のローカル記憶装置への読取り・書込み要請に転化して、読取り・書込み結果をネットワークを介してモバイルコンピューティング装置まで返送するステップと、を含むことを特徴とする仮想装置ドキュメントシステムを利用したモバイルコンピューティング装置の記憶容量拡大方法。

分析及び結論

当該解決方法は、モバイルコンピューティング装置の記憶容量の改良方法で、ポータブルコンピュータなどモバイルコンピューティング装置の有効な記憶容量を如何に増加させるかという技術的課題を解決している。この方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、モバイルコンピューティング装置の内部の運転性能の改良を実現しており、仮想装置ドキュメントシステムモジュールを利用したローカルコンピュータにおける仮想記憶スペースの構築により、ローカル記憶装置に対するアクセスを、サーバー上の記憶装置に対するアクセスへと転換することを反映している。そして、自然法則に準拠した技術的手段を利用して、モバイルコンピューティング装置におけるデータ記憶がそれ自体の記憶容量に制限されないとの技術的効果を得ている。ゆえに、当該発明専利出願は、コンピュータプログラムを実行することにより、コンピュータシステム内部の性能改良を実現した解決方法であり、専利法2条2項に規定した技術方案に該当しており、専利保護の客体に該当する。

【例6】

画像ノイズの除去方法

出願内容の概要

従来技術では通常は平均値フィルタ法、即ち、ノイズ周囲のピクセルの平均値をノイズの画素値の代わりに用いる方式で、画像のノイズを除去している。しかし、それでは隣接画素間のグレースケールの差を縮め、画像ぶれが起きることになる。この発明専利出願で提示する画像ノイズの除去方法は、確立統計論における3 θ 原理を利用して、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以外にあたるピクセルをノイズと見なして除去し、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるピクセルについては、そのグレースケール値を補正しないとい

うことにより、画像ノイズを効果的に除去するとともに、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるものである。

出願の請求項

コンピュータに入力する処理待ち対象画像の各画素データを取得するステップと、

当該画像の全画素のグレースケール値を用いて、当該画像のグレースケールの平均値及びそのグレースケールの分散値を算出するステップと、

当該画像の全画素のグレースケール値を読み取り、各画素のグレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるかを個々に判断し、そうである場合には、当該画素のグレースケール値を補正しないが、そうでなければ、当該画素がノイズとなり、当該画素のグレースケール値を補正することにより、ノイズを除去するステップと、を含むことを特徴とする画像ノイズの除去方法。

分析及び結論

当該解決方法は画像データの処理方法である。解決しようとする課題は、どうやって効果的に画像ノイズを除去すると同時に、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるかという技術的課題である。当該方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、画像データのノイズ除去の処理を実現し、技術的な意味を持つ画素データのグレースケールの平均値及びグレースケールの分散値に応じて、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以外にあたるピクセルを画像ノイズと見なして除去しながら、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるピクセルを画像信号と見なし、そのグレースケール値を補正せずに、従来技術のようなすべてのピクセルを平均値で代えるという欠陥を回避することを反映している。そして、自然法則に準拠した技術的手段を利用して、画像ノイズを効果的に除去すると同時に、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるとの効果をj得ている。また、代えられるピクセルが著しく減少するため、システムにおける演算の量を減らし、画像処理速度と画質の向上につながる。ゆえに、得られたのが技術的な効果である。従って、当該発明専利出願は、コンピュータプログラムを実行することにより、外部の技術的データを処理する解決方法であり、専利法2条2項に規定した技術方案に該当しており、専利保護の客体に該当する。

【例7】

コンピュータプログラムを利用した液体粘度の測定方法

出願内容の概要

液体の粘度は、液体の製造や応用の過程でよく利用される重要な技術指標である。通常の液体粘度の測定方法は、回転式測定装置を利用した手動操作で行われる。まずは、モータで回転子を動かし、液体の中で回転させる。回転子の回転角度は、針が目盛盤でひねる角度で反映される。それから、目盛盤からひねる角度を読み取って、液体の粘度値の測定値を得る。当該測定法にある問題点は、測定

過程を手動操作で実施するもので、測定速度が遅く、精度が低く、製造現場でのリアルタイム検査・測定に適しないということである。この専利専利出願で提示されたコンピュータプログラム制御を利用した粘度測定方法は、コンピュータプログラムを実行することにより、液体の粘度測定のプロセスやデータ処理、データ表示の過程を自動制御して、製造現場でのリアルタイム検査・測定を実現している。

出願の請求項

前置パラメータ信号処理プログラムで、液体の種類に応じて適宜なセンサーカメラの回転速度を決定するステップと、

センサーカメラを液体の中で前記回転速度で回転・切込み動作をさせ、センサーカメラで検出した液体の粘着抵抗値を電流信号に変換するために、センサーカメラ制御プログラムを介してセンサーカメラを起動するステップと、

センサーカメラ信号処理プログラムを介して、前記電流信号に基づいて液体の粘度値を算出し、かつ算出した粘度値を液晶ディスプレイに送信して表示するか、或いは通信インターフェースを通して生産制御センターに送信するステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した液体粘度の測定方法。

分析及び結論

当該解決方法は液体粘度の測定方法である。解決しようとするのは、液体の粘度測定の手間と精度を高めるといった技術的課題である。当該方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、液体の粘度測定過程の制御を実現し、センサーカメラの回転速度の選定や、動作状態の起動などセンサーカメラの作動過程、そして収集した技術的データの処理過程及び測定した結果の表示過程についての自動制御を反映し、自然法則に準拠した技術的手段を利用することにより、現場における液体の粘度のリアルタイム検査・測定を実現し、液体の粘度測定の手間と精度を高めるといった技術的効果を獲得している。ゆえに、当該発明専利出願は、コンピュータプログラムを実行することにより、測定又はテストプロセスの制御を実現する解決方法であり、専利法 2 条 2 項に規定した技術方案に該当しており、専利保護の客体に該当する。

(3) 技術的課題を解決していない、又は技術的手段を利用していない、或いは技術的効果を獲得していないようなコンピュータプログラムに係わる発明専利出願は、専利法 2 条 2 項に規定した技術方案に該当しないため、専利保護の客体には該当しない。

【例 8】

コンピュータゲームの方法

出願内容の概要

従来のコンピュータゲームのタイプについて言うと、1 つは質問応答の方式により楽しみながら学習するという目的を達成するためのもので、もう 1 つは、ゲ

ーム内のキャラクターの成長に伴ってキャラクターとゲーム環境の変化を実現する成長型ゲームである。この発明専利出願では、前記2つのゲームタイプの長所を結集し、ゲーム内の質問応答の方式を通じて、キャラクターとゲーム環境の変化を実現しようとしている。当該ゲーム方法において、ゲームの進み具合に合わせて、前記進み具合と対応する質問を提示し、そしてユーザが質問の解答を入力する際に、前記解答が正確か否かを判断する上で、ユーザに操縦される同コンピュータゲームにおけるキャラクターのレベルや装備、又は環境を変える必要があるかを決定するようなゲームインタフェースをユーザに提供する。

出願の請求項

利用者がコンピュータゲーム装置を介して当該コンピュータゲームのゲーム環境に入ると、記憶してある問題資料や当該問題資料に対応する解答資料、及びゲームの進み具合資料から、当該ゲームの進み具合に対応する問題資料を取り出し、問題資料を利用者に示す質問ステップと、

提供した問題資料に基づいて、利用者が入力した解答が、記憶してある当該問題に対応する解答資料と一致しているか否かを判断し、そうである場合、次のステップへと進み、そうでない場合には、質問ステップに戻る成績判断ステップと、

成績判断ステップでの判断結果及び記憶してある回答成績記録資料に基づき、当該コンピュータゲームにおいて利用者に操縦されるキャラクターのレベルや装備、又は環境を決定し、正解した回数が一定の基準に達すれば、そのレベルや装備、或いは環境は相応してグレードアップしたり、増加するが、一定の回数基準に達していなければ、そのレベルや装備、或いは環境が変わらないゲーム状態の改変ステップと、を含むことを特徴とする成長型及び質問応答式の両方を兼ねるゲーム方式をユーザに提供するコンピュータゲーム方式。

分析及び結論

当該解決案は、質問応答ゲームのプロセス制御プログラムを実行する公知のコンピュータを利用して、質問応答式ゲーム及び成長型ゲームを結合したコンピュータゲームの方法を形成するものである。当該方法では、質問応答及びゲームキャラクターの状態を改変するという方式によって、質問応答の過程においてキャラクター及び環境を相応して変化させる。この解決案では、ゲーム装置を介してコンピュータゲーム環境に入り、コンピュータプログラムを実行することにより、ゲーム過程を制御しているが、当該ゲーム装置は公知のものであり、ゲームの過程制御でも、データの伝送や内部のリソースの管理などゲーム装置の内部性能の改良につながることなく、ゲーム装置の構造や機能にも技術的な改変を一切与えていない。また、当該案で解決しようとする問題は、如何に人の主観的意志に基づいて2種類のゲームの特徴の双方に配慮すべきかということであり、技術的課題を構成しない。実施手段も、人為的に制定される活動規則により質問応答式ゲームを成長型ゲームと結合させるというものであって、技術的な手段ではない。獲得している質問応答式ゲームと成長型ゲームの結合の過程についての

管理と制御という効果もやはり、ゲームの過程若しくはゲームの規則についての管理と制御に過ぎず、技術的な効果ではない。ゆえに、当該専利の出願は、専利法 2 条 2 項に規定した技術方案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。

【例 9】

学習内容を自ら決定する方式で外国語を学ぶシステム

出願内容の概要

従来のコンピュータ支援学習システムにおける学習内容が、システムで予め決まっていたため、ユーザは自分の外国語レベルに応じて学習内容を自ら決定することなく、これら予め決まった内容を学ばなければならない。この発明専利出願では、ユーザが自分のニーズに合わせた学習資料を選定して、資料をシステムに入力すると、システムプログラムが資料の中の文を、いくつかのユニットに区切る。そしてユーザが区切られたユニットを組み合わせ直してシステムに入力すると、システムプログラムはユーザが組み合わせ直した文を当初の文と比較し、予め決まった採点基準に従って得点をつけてから、点数を学習者に出力する。

出願の請求項

選定した学習資料を入力するための学習機と、

ユーザが伝送する言語ドキュメントを受信するためのドキュメント受信モジュールと、

前記言語ドキュメントを最低 1 つの独立文に区切るためのドキュメント区切モジュールと、

前記独立文を複数の区切ユニットに区切るための文の分割モジュールと、

前記区切ユニットをユーザに出力し、ユーザが自ら組み合わせ直した文を受け、前記独立文とユーザが自ら組み合わせ直して入力した文と比較して、予め決まった採点基準に従って得点をつけてから、点数を前記学習者に出力する文を作るタイプ言語学習モジュールと、を含むことを特徴とする学習内容を自ら決定する方式で外国語を学ぶシステム。

分析及び結論

当該解決案は、一組のコンピュータプログラム機能モジュールを利用して学習システムを構成するものである。これらの機能モジュールで、ユーザが決定して伝送する言語ドキュメントを受けて、その中の文をユーザが組み合わせ直した文と比較し、比較の結果をユーザに出力する。当該システムにおいて、学習機でコンピュータプログラムを実行することにより、学習の過程の制御を実現しているが、当該学習機が公知の電子装置であり、外国語文章の区切りや組み合わせ直し、比較、採点は、学習機の内部の性能を改良するものでなく、学習機の構造や機能にも技術的な変化を一切与えていない。また、当該システムで解決する課題は、如何にユーザの主観的願望に合わせて学習内容を決定するかということであり、技術的課題を構成しない。実施手段は、学習の規則を人為的に制定し、規則の要求に従って行われることであって、自然法則に規制されるようなものではな

い。それゆえに、技術的手段を利用していない。当該方法では、ユーザが自分のニーズに合わせて学習内容を自ら決定するようになり、学習効率の向上につながるが、獲得したのは自然法則に合致した技術的效果ではない。従って、当該発明専利出願は、専利法 2 条 2 項に規定した技術方案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。

4. 漢字のコーディング方法及びコンピュータの漢字入力方法

一種の情報表示方法である漢字のコーディング方法は、音声信号、言語信号、ビジュアル表示信号又は交通指令信号等各種の情報表示方式と同様に、解決する課題は人の表現願望によって決定されるものだけであり、用いられる解決手段は人為的に定めたコーディング規則に過ぎず、当該コーディング方法を実施した結果は、1 つの記号・アルファベット数字列にとどまる。解決される課題や用いられる解決手段、得られる効果は、自然法則に準拠したものでもない。それゆえに、漢字のコーディング方法だけに係わっている発明専利出願は、専利法 25 条 1 項(2)号で定める知的活動の規則及び方法に該当しており、専利保護の客体にはならない。

例えば、漢字の字根のコーディング方法だけに係わっているある発明専利出願の解決案において、この漢字の字根のコーディング方法は辞書の編集及び前記辞書を利用した漢字検索に使用されるものである。当該発明専利出願における漢字のコーディング方法は、発明者の認識や理解を元に、コーディングされる漢字の相応の規則を人為的に制定し、漢字コーディングのコード要素の選定・指定・組み合わせにより、漢字を表示するコード・アルファベット数字列を形成するものにとどまっている。この漢字のコーディング方法では、技術的課題を解決しておらず、技術的手段を使用しておらず、技術的效果も備えない。ゆえに、当該発明専利出願における漢字のコーディング方法は、専利法 25 条 1 項 (2) 号で定める知的活動の規則及び方法に該当しており、専利保護の客体にはならない。

しかし、もし、漢字のコーディング方法とそのコーディング方法に使用される特定のキーボードとの結合が、漢字を処理するコンピュータシステムにおけるコンピュータ用の漢字入力方法、若しくはコンピュータの漢字情報処理方法を構成することにより、コンピュータシステムが漢字情報による命令でプログラムを実行して、外部又は内部の対象を制御、又は処理するようになるなら、このようなコンピュータ用の漢字入力方法、或いはコンピュータの漢字情報処理方法は、知的活動の規則及び方法に該当せず、その代わり、専利法 2 条 2 項でいう技術方案に該当し、専利保護の客体に該当するものになる。

このような漢字コーディング方法とその漢字コーディング方法に使用される特定のキーボードとの結合で構成するコンピュータ用の漢字入力方法に関する発明専利出願については、説明書及び権利要求書において、当該漢字入力方法の技術的特徴を記載しなければならない。必要な場合には、その漢字コーディング方法

に使用されるキーボードの中での各キーポジションの定義、当該キーボードにおける各キーポジションの位置などを含め、当該キーボードの技術的特徴も記述しなければならない。

例えば、発明専利出願の主題があるコンピュータ用漢字入力方法に係わり、漢字を構成するすべての字根から、数が確定された特定の字根を選定してコーディング用のコード要素にするステップと、これらのコーディング用コード要素を前記特定のキーボードにおける相応のキーポジションに指定するステップと、キーボードにおける特定のキーポジションを利用して漢字のコーディング入力規則により漢字を入力するステップとを含む。

この発明専利出願が、漢字のコーディング方法と特定のキーボードを結合したコンピュータ用漢字入力方法に係わるものであり、当該入力方法と通して、コンピュータシステムで漢字を実行するようになり、コンピュータシステムの処理機能が増加する。この発明専利出願で解決しようとするのは技術的課題で、用いられたのは技術的手段で、そして技術的効果が生じるため、当該発明専利出願では技術方案を構成しており、専利保護の客体に該当する。

5. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の説明書及び権利要求書の書き方

コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の説明書及び権利要求書の記載要求は、ほかの技術分野の発明専利出願の説明書及び権利要求書の記載要求と原則的に同じである。コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の説明書及び権利要求書の記載についての特別な要求だけを、以下に説明する。

5.1 説明書の書き方

コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の説明書は、全体的に当該発明の技術方案を記載しなければならないことに加えて、当該コンピュータプログラムの設計思想、その技術的特徴及びその技術的効果を達成するための実施形態を明確、完全に記述しなければならない。当該コンピュータプログラムの主要な技術的特徴を明確、完全に記述するために、当該コンピュータプログラムの主要なフローチャートを、説明書の添付図面で提供しなければならない。説明書は、提供されたコンピュータプログラムのフローチャートに基づき、当該フローチャートの時間順に沿って、自然言語で当該コンピュータプログラムの各ステップを記載しなければならない。当該コンピュータプログラムの主な技術的特徴に対する説明書の記載は、その分野の技術者が説明書に記載されたフローチャートとその説明に基づいて、記載された技術的効果を達成できるコンピュータプログラムを

作成することができる程度でなければならない。明確にするために、必要に応じて、出願人は慣用の有標性プログラミング言語で鍵となる部分を簡略的に抽出したソースプログラムを参考として提示することができるが、但し、全部のソースプログラムを提供する必要はない。

コンピュータプログラムに係わる発明専利出願に、コンピュータ装置のハードウェア構造に変更を施すような発明の内容が含まれる場合、当該コンピュータ装置ハードウェアの実体構造図を説明書に添付される図面で提供しなければならない。説明書は当該ハードウェアの実体構造図に基づき、当該コンピュータ装置の各ハードウェア構成部及びその相互関係を明確かつ完全に記述し、その分野の技術者が実現できることを基準とする。

5.2 権利要求書の書き方

コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の権利要求書は、方法クレームに書いても、当該方法を実現させる装置である製品クレームに書いてもかまわない。どの形式の請求項に書いても、説明書にサポートされ、そして、全体的に当該発明の技術方案を反映し、技術的課題を解決するのに必要な技術的特徴を記載してあるものでなければならない。当該コンピュータプログラムに備わる機能及びその機能で達成する効果を総括的に記述しただけのものであってはならない。方法クレームとして書く場合には、方法プロセスのステップに沿って、当該コンピュータプログラムで実行する各機能、及びこれらの機能が如何に果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。装置クレームとして書く場合には、当該装置の各構成部及び各構成部の間の関係を具体的に記述し、当該コンピュータプログラムの各機能がどの構成部で如何に果たされるかについて詳細に記述しなければならない。

すべてコンピュータプログラムのフローチャートを根拠にして、当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップと完全に対応して一致する方式により、若しくは当該コンピュータプログラムのフローチャートを反映する方法クレームと完全に対応して一致する方式により、装置クレームを記載する場合、即ちこの装置クレームの各構成部と当該コンピュータプログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法クレームの各ステップと完全に対応して一致するような場合には、この装置クレームの各構成部は、当該プログラムのフローチャートの各ステップ、或いは当該方法の各ステップを実現するには構築しなければならない機能モジュールであると理解すべきである。このような機能モジュールにより限定される装置クレームは、主に説明書に記載してあるコンピュータプログラムを介して当該解決方案を実現するための機能モジュール化枠組みであると理解すべきであり、主にハードウェア的方式により当該解決方案を実現するための実体装置として理解すべきではない。

以下に参考として、コンピュータプログラムに係わる発明を、それぞれ装置クレームと方法クレームとして書く例を挙げる。

【例 1】

「CRT スクリーンにおけるキャラクターに対するカーソル制御」に関する発明専利出願について、その独立請求項は以下に述べる方法クレームに記載することができる。

情報入力のための入力ステップと、

カーソルの水平及び垂直移動起点位置アドレスを H/V 起点位置記憶装置に記憶するステップと、

カーソルの水平及び垂直移動終点位置アドレスを H/V 終点位置記憶装置に記憶するステップと、

カーソルの現下位置の水平及び垂直アドレスをカーソル位置記憶装置に記憶するステップと、を含む CRT 表示スクリーンのカーソル制御方法であって、

前記カーソル位置記憶装置に記憶されたカーソルの現下の水平及び垂直アドレスを、前記 H/V 終点位置記憶装置に記憶され、その水平及び垂直終点位置に対応するアドレスとそれぞれ比較する比較ステップと、

カーソル位置記憶装置に記憶された水平及び垂直アドレスを、1 キャラクター位置毎に 1 つ増す動作と、

又は、カーソル位置記憶装置に記憶された水平及び垂直アドレスを、1 キャラクター位置毎に 1 つ減らす動作と、

又は、H/V 起点位置記憶装置に記憶された水平及び垂直の起点位置のアドレスをカーソル位置記憶装置にセットする動作を選択でき、前記入力キーボードの出力信号と前記比較器の出力信号により制御されるカーソル位置変換ステップと、

前記カーソル位置記憶装置の記憶状態に基づいて、表示スクリーンに前記カーソルの現下の位置を表示するカーソル表示ステップと、をさらに含むことを特徴とする CRT 表示スクリーンのカーソル制御方法。

【例 2】

前記例 1 に述べたコンピュータプログラムに係わる発明専利出願の請求項を装置クレームとして記載する。

情報入力のための入力装置と、

カーソルの水平及び垂直移動起点位置アドレスを記憶する H/V 起点位置記憶装置と、

カーソルの水平及び垂直移動終点位置アドレスを記憶する H/V 終点位置記憶装置と、

カーソルの現下位置の水平及び垂直アドレスを記憶するカーソル位置記憶装置と、を含む CRT 表示スクリーンのカーソル制御器であって、

前記カーソル位置記憶装置に記憶されたカーソルの現下の水平及び垂直アドレスを、前記 H/V 終点位置記憶装置に記憶され、その水平及び垂直終点位置に対応

するアドレスとそれぞれ比較する比較器と、

カーソル位置記憶装置に記憶された水平及び垂直アドレスを、1 キャラクター位置毎に1 つ増す装置と、

又は、カーソル位置記憶装置に記憶された水平及び垂直アドレスを、1 キャラクター位置毎に1 つ減らす装置と、

又は、H/V 起点位置記憶装置に記憶された水平及び垂直の起点位置のアドレスをカーソル位置記憶装置にセットする装置を備え、前記入力キーボードの出力信号と前記比較器の出力信号により制御されるカーソル位置変換装置と、

前記カーソル位置記憶装置の記憶状態に基づいて、表示スクリーンに前記カーソルの現下の位置を表示するためのカーソル表示装置をさらに備えることを特徴とする CRT 表示スクリーンのカーソル制御器。

【例 3】

並列処理を実施し、オープン・クローズ・一時停止と 3 種の命令を第一と第二プログラムの間の並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う「シーケンス制御及びサーボ制御に適用するコンピュータシステム」に関する発明専利出願について、以下のような方法独立請求項に書かれている。

タスクを実行するシーケンス制御又はサーボ制御のプログラムを当該コンピュータシステムのプログラム記憶器に保存し、

当該コンピュータシステムを起動し、CPU がプログラムカウンタの内容に応じて命令を読み取り、操作を実行し、かつ実行命令の内容に従ってプログラムカウンタを更新し、

実行命令が通常プログラム命令である場合、プログラムカウンタの更新は汎用コンピュータと同じであり、

実行命令がオープン命令である場合、プログラムカウンタは、このオープン命令以降の命令のアドレス、即ちオープンされる並列処理プログラムの先頭アドレスに更新され、これにより、サブプロセスの制御操作が起動され、

実行命令がクローズ命令である場合、プログラムカウンタはアドレステーブルから選定して得られるアドレス、或いはこのクローズ命令以降の命令のアドレスによって更新され、これにより、当該クローズ命令を出したプログラム自体、若しくは別の並列プログラムを実行終了させるのに伴って、ほかの並列プログラムを起動し、

実行命令が一時停止命令である場合、プログラムカウンタは当該一時停止命令以降の命令のアドレスによって更新され、これにより、このプログラムの実行を必要に応じて一定の期間中に一時停止させるとともに、この期間中に別の併列プログラムを起動する、ステップを実施することを特徴とする、オープン・クローズ・一時停止の命令を並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う方法。

第十章 化学分野の発明専利出願の審査に関する若干の規定

1. 序文

化学分野の発明専利出願審査について、特殊な課題が多くある。例えば、化学発明が実施できるかということは予測し難いため、試験の結果で裏付けなければ、確認できないというケースが多いこと、一部の化学製品は構造が明瞭でないため、性能パラメータ及び/又は製法を以ってそれを定義せざるを得ないこと、既知の化学製品の新規な性能や用途を発見したことは、その構造や組成の改変を意味しないことから、新規製品としては見なされないこと、生物材料に係わる一部の発明は、説明書における文面の記述のみでは実現するのが難しく、生物材料の寄託を補足手段としなければならない。本章では、専利法及び専利法実施細則の原則に基づき、本指南の一般規定に合致することを前提として、化学発明の審査における特殊な問題を如何に処理するかということについて規定することを趣旨とする。

2. 専利権を付与しない化学分野の発明専利出願

2.1 天然物質

自然界から、自然の状態で存在している物質を見つけ出すことは、1種の発見に過ぎず、専利法 25 条 1 項 (1) 号に規定した「科学上の発見」に該当し、専利権を付与できない。しかし、自然界から初めて分離、又は抽出された物質であって、その構造や形態又はその他物理化学的パラメータが従来技術では認識されておらず、かつ適切に特徴づけることができ、そして産業上での利用価値がある場合には、当該物質そのもの及び当該物質を取得する方法のいずれも、法に従って専利権を付与することができる。

2.2 物質の医薬用途

物質の医薬用途は、疾病の診断や治療に利用される場合、専利法 25 条 1 項 (3) 号に規定した状況に該当するため、専利権が付与されてはならない。しかし、それが薬品の製造に利用されれば、法に従って専利権を付与することができる（本章第 4.5.2 節を参照）。

3. 化学発明の十分な開示

3.1 化学製品発明の十分な開示

ここでいう化学製品には、化合物、組成物、そして構造及び/又は組成を以って明瞭に記述することができない化学製品が含まれる。保護を請求する発明は、化学製品そのものである場合には、説明書においては化学製品の確認、化学製品の製造及び化学製品の用途を記載しなければならない。

(1) 化学製品の確認

化合物発明について、説明書では当該化合物の化学名及び構造式（各種の官能基や分子の立体配置など）又は分子式を説明しなければならない。化学構造についての説明は、その分野の技術者が当該化合物を確認することができる程度まで明確にしなければならない。発明で解決しようとする技術的課題に関連する化学・物理性能のパラメータ（例えば、各種の定性又は定量データ、スペクトログラムなど）を記載することにより、保護を請求する化合物が明瞭に確認されるようにしなければならない。また、高分子化合物については、その繰返し単位の名称や構造式又は分子式を、前記化合物と同一な要求に従って記載する他、分子量及び分子量分布、繰返し単位の配列の状態（例えば、単独重合、共重合、ブロック、グラフトなど）等要素についても適宜説明しなければならない。もしこれらの構造要素でも当該高分子化合物を完全に確認することができない場合には、さらに結晶度や密度、二次変換点などの性能パラメータを記載しなければならない。

組成物発明について、説明書においては組成物の成分を記載する以外、各成分の化学及び/又は物理的状态や、各成分の選択範囲、各成分の含有量の範囲及びその組成物の性能に対する影響などを記載しなければならない。

構造及び/又は組成のみでは明瞭に記述することができない化学製品については、説明書において、保護を請求する化学製品が明瞭に確認されるように、適切な化学・物理的パラメータ及び/又は製法を用いてさらにこれを説明しなければならない。

(2) 化学製品の製造

化学製品発明について、説明書においては少なくとも1つの製法を記載し、該方法の実施で用いられる原料物質や技術上の手順と条件、専用装置等を説明して、その分野の技術者が実施できるようにしなければならない。化合物発明については通常、製造の実施例が必要になる。

(3) 化学製品の用途及び/又は使用効果

化学製品発明については、当該製品の用途及び/又は使用効果を完全に開示しなければならない。構造創製化合物であっても、少なくとも1つの用途を記載しなければならない。

その分野の技術者が従来技術に基づき、発明によって記載された用途及び/又は使用効果が実現できることを予測できない場合には、その分野の技術者にとって、発明の技術方案では記載された用途の実現及び/又は想定される使用効果が達成できることを証明するのに十分な定性又は定量化実験データを説明書の中に記載しなければならない。

新規な薬物化合物又は薬物組成物については、具体的な医薬用途或いは薬理作用を記載すると同時に、有効量及び使用方法を記載しなければならない。もし、その分野の技術者が従来技術に基づき、発明によって記載された医薬用途や薬理作用が実現できることを予測できない場合には、その分野の技術者にとって、発明の技術方案では想定された技術的課題が解決できるか、若しくは想定された技術的効果が達成できることを証明するのに十分なラボ試験（動物試験を含む）又は臨床試験における定性或いは定量データを記載しなければならない。説明書では、有効量及び使用方法、又は製剤方法について、その分野の技術者が実施できる程度まで記載しなければならない。

発明の効果を示す性能データについて、もし従来技術には、異なる結果に導く複数の測定方法が存在しているなら、その測定方法を説明しなければならない。特殊な方法であれば、その属する技術分野の技術者が実施できる程度までこれを詳細に説明しなければならない。

3.2 化学方法発明の十分な開示

(1) 化学方法発明については、物質の製法かその他の方法を問わず、方法で利用される原料物質や技術上の手順、技術条件を記載しなければならない。必要な場合、方法による目的物質の性能への影響も合わせて記載することにより、その属する技術分野の技術者が説明書に記載された方法に基づいて実施する際に、当該発明で解決しようとする技術的課題が解決できるようにしなければならない。

(2) 方法で利用される原料物質については、その分野の技術者が入手できるように、その成分や性能、製法又は由来を説明しなければならない。

3.3 化学製品における用途発明の十分な開示

化学製品における用途発明については、説明書において、その分野の技術者が当該用途発明を実施することができるよう、使用される化学製品や使用方法及び達成効果を記載しなければならない。使用される製品が新規化学製品である場合には、説明書における当該製品の記載は、本章第 3.1 節の関連要求を満たさなければならない。その分野の技術者が従来技術に基づいて当該用途を予測することができない場合には、その分野の技術者にとって、当該物質が該用途に利用されてよいこと、かつ解決しようとする技術的課題が解決できるか、若しくは記載された効果が達成できることを証明するのに十分な実験データを記載しなければならない。

3.4 実施例について

化学分野は実験性を持つ学科に該当するため、実験により証明する必要がある発明が多数ある。そのため、通常説明書の中には、製品の製造と応用の実施例などのような実施例を含むべきである。

(1) 説明書における実施例の数は、請求項の技術的特徴の概括の程度により決定される。例えば、並列選択要素の概括の程度及びデータの値の取得範囲など。化学発明において、発明の性質や具体的な技術分野により、実施例数に対する要求は完全に同一であるわけでもない。一般原則として、発明が如何に実施されるかを理解するのに十分で、かつ請求項により限定される範囲内で実施できること、そして該効果が達成できることを判断するのに十分であるべきである。

(2) 説明書で十分に公開されているか否かを判断する場合は、元説明書及び権利要求書に記載された内容を基準とする。出願日以降に補足提出された実施例や実験データは考慮しないものとする。

4. 化学発明の請求項

4.1 化合物の請求項

化合物の請求項は、化合物の名称或いは化合物の構造式又は分子式により特徴づけなければならない。化合物は、通用している命名法により命名しなければならない。商品名或いは商品番号を使用してはならない。化合物の構造は明確なものでなければならない。あいまいで不明瞭な表現を使用してはならない。

4.2 組成物の請求項

4.2.1 開放式、閉鎖式及びその使用要求

専利法実施細則 21 条 2 項の規定によると、発明の性質により、独立請求項を前提・特徴の 2 部分に分けて作成するには適さない場合、独立請求項をほかの方式により作成することができる。組成物の請求項は一般的に、このような場合に該当する。

組成物の請求項は、組成物の成分、若しくは成分と含有量など組成の特徴により特徴づけなければならない。組成物の請求項の表現方式は、開放式と閉鎖式の 2 つに分けられる。開放式とは、請求項で示していない成分を、組成物から排除しないことを指す。閉鎖式とは、組成物には示された成分だけを含むし、その他の要素は全て排除することを指す。開放式と閉鎖式でよく使う語彙は以下に掲げる。

(1) 開放式の場合は、例えば、「含有」、「含める」、「含まれる」、「基本的に含む」、「本質として含む」、「主に…からなる」、「主な構成は…である」、「基本的に…からなる」、「基本的な構成は…である」などが挙げられる。これらのいずれも、当該組成物には、その含有量に占める割合が高くても、請求項で示していないなんらかの成分を含めてよいことを示唆している。

(2) 閉鎖式の場合は、例えば、「…からなる」、「構成は…である」、「残量は…である」などが挙げられる。これらのいずれも、保護を請求する組成物は示され

た成分からなるものであって、ほかの成分を含めないことを指すが、通常の含有量を以って存在する程度の不純物を有してもよい。

開放式或いは閉鎖式の表現方式を使用する時は、説明書にサポートされなければならない。例えば、請求項における組成物 A+B+C は、もし説明書では実際にこれ以外の成分が記述されていなければ、開放式請求項を用いてはならない。

さらに指摘しておかなければならないのは、ある組成物の独立請求項が A+B+C である場合に、もしその下の請求項が A+B+C+D であれば、開放式の A+B+C の請求項にとっては、D を含めた請求項が従属請求項になる。なお、閉鎖式の A+B+C の請求項にとっては、D を含めた請求項が独立請求項になる。

4.2.2 組成物の請求項における成分と含有量の限定

(1) もし発明の実質又は改良が、成分自体のみであって、その技術的課題の解決は、成分の選択のみにより決定されており、そして成分の含有量はその分野の技術者が従来技術に基づいて、又は簡単な実験により確定することができるなら、独立請求項において成分のみを限定することが許可される。ただし、もし発明の実質或いは改良が、成分にありながら、含有量にも関連しており、その技術的課題の解決は、成分の選択により決定されるだけでなく、当該成分の特定の含有量の確定によっても決定されるものであれば、独立請求項においては、成分と含有量の両方を同時に限定しなければならない。そうしないと、当該請求項が必要な技術的特徴を欠き、不完全なものとなる。

(2) 一部の分野において、例えば合金分野の場合には、合金の必要成分及びその含有量は通常、独立請求項において限定しなければならない。

(3) 成分の含有量を限定する際に、「約」、「前後」、「近く」などあいまいで不明瞭な語彙は許されない。そのような言葉があると、一般的には削除すべきである。成分の含有量は「0~X」、「<X」又は「X以下」などで示すことができる。「0~X」で示されるのは、選択成分であり、「<X」、「X以下」などは、X=0 を含むという意味である。通常は、「>X」で含有量の範囲を示すことは許さない。

(4) 1つの組成物における各成分の含有量のパーセンテージの合計値は100%になるべきである。複数の成分の含有量範囲は以下の条件に合致しなければならない。

ある1つの成分の上限値+ほかの成分の下限値 \leq 100

ある1つの成分の下限値+ほかの成分の上限値 \geq 100

(5) 文字や数値で組成物の各成分間の特定の関係を示すことが難しい場合には、特性関係又は使用量の関係式、或いは図面で請求項を定義することを許可してよい。図面の具体的な意味は説明書において説明しなければならない。

(6) 文字による定性的な記述で、数字による定量的な表示を代替する方式は、その意味が明瞭なものであり、かつ属する技術分野で周知されるものであれば、例えば「ある材料を濡らすに足る含有量」、「触媒量の」などは、受けられるもの

とする。

4.2.3 組成物の請求項における他の限定

組成物の請求項は一般的に、非限定型、性能限定型及び用途限定型の3つのカテゴリーがある。例えば、

- (1) 「分子式 (I) のポリビニルアルコール、鹼化剤と水を含むハイドロゲル組成物」(分子式 (I) を省略する)；
- (2) 「10%～60% (重量) の A と 90%～40% (重量) の B を含む磁性合金」；
- (3) 「 Fe_3O_4 と K_2O 、…を含むブテン脱水素触媒」。

上述 (1) は非限定型、(2) は性能限定型、(3) は用途限定型である。

当該組成物が2つ又は複数の使用性能及び応用分野を有する場合には、非限定型請求項を用いることが許される。例えば、上述 (1) のハイドロゲル組成物は、説明書では成形性や吸湿性、成膜性、粘結性及び大熱容量などの性能を有し、食品添加剤や糊剤、接着剤、塗料、微生物培養媒体及び断熱媒体など多分野で利用されることができると記述されている。

説明書において、組成物の1つの性能や用途のみが公開されている場合には、(2)、(3) のように、性能限定型又は用途限定型として作成すべきである。合金など一部の分野では通常、発明の合金に固有の性質及び又は/用途を明記すべきである。薬品の請求項のほとんどは用途限定型として作成すべきである。

4.3 構造及び/又は組成の特徴のみで明確に表現できない化学製品の請求項

構造及び/又は組成の特徴のみでは明瞭に特徴づけることのできない化学製品請求項について、さらに物理・化学的パラメータ及び/又は製法を用いて特徴付けることが許される。

(1) 物理・化学的パラメータを用いて化学製品請求項を特徴付けることが許される状況とは、化学名や構造式、又は組成のみでは明瞭に特徴づけることができない、構造不明な化学製品であること。パラメータは明瞭なものでなければならない。

(2) 製法を用いて化学製品請求項を特徴付けることが許される状況とは、製法以外の特徴では十分に特徴づけることができない化学製品であること。

4.4 化学方法の請求項

化学分野における方法発明は、物質製造のための方法か、その他の方法か(物質の使用法、加工方法、処理方法など)を問わず、その請求項は、プロセスや物質及び装置に係わる方法的特徴と用いて限定することができる。

プロセスに係わる方法的特徴には、プロセスの手順(反応手順であってもよい)及び温度や圧力、時間、そして各プロセス上の手順に必要なとする触媒又はその他の助剤などのプロセス条件が含まれる；

物質に係わる方法的特徴には、当該方法において使用される原料と製品の化学成分、化学構造式、物理化学特性パラメータなどが含まれる；

装置に係わる方法的特徴には、当該方法における専用装置のカテゴリ及びその方法発明に関連する特性、又は機能などが含まれる。

ある具体的な方法請求項に対して、方法発明において保護を請求する主題、解決される技術的課題、及び発明の実質又は改良により、前記3つの技術的特徴を選択するポイントがそれぞれ違うものであってもよい。

4.5 用途の請求項

4.5.1 用途の請求項のカテゴリ

化学製品の用途発明は、製品の新規性能の発見に基づき、この性能を利用して行われた発明である。新規製品か既知製品かを問わず、その性能は製品自身に固有なものである。用途発明の本質は製品そのものでなく、製品の性能の応用にある。そのため、用途発明は1種の方法発明であり、その請求項は方法カテゴリに属する。

製品Aを利用して製品Bを発明した場合には、当然ながら、製品Bそのものを以って特許を出願しなければならない。その請求項は製品カテゴリに属するものであり、用途請求項とはしない。

審査官は請求項の記載文言から、用途請求項と製品請求項を区別するように注意を払うべきである。例えば、「化合物Xを殺虫剤とする」、或いは「化合物Xを殺虫剤とした応用」は、用途請求項であって、方法カテゴリに属するのに対して、「化合物Xで作られる殺虫剤」、或いは「化合物Xを含む殺虫剤」は、用途請求項でなく、製品請求項になる。

また、明確にしなければならないのは、「化合物Xを殺虫剤とした応用」を「殺虫剤として使用される化合物X」と等しいものとして理解すべきではない。後者は用途を限定する製品請求項であって、用途請求項ではない。

4.5.2 物質の医薬用途の請求項

物質の医薬用途はもし、「疾病の治療に用いる」、「疾病の診断に用いる」、「薬物としての応用」などのような請求項を以って特許を出願するならば、特許法25条1項(3)号の「疾病の診断と治療の方法」に該当するため、特許権が付与されない。ただし、薬品及びその製法のいずれも、法により特許権を付与することができるため、物質の医薬用途発明は、薬品の請求項、又は例えば「製薬上の応用」、「ある疾病の治療薬の製造における応用」など製薬方法カテゴリに属するような用途請求項を以って特許を出願する場合には、特許法25条1項(3)号に規定した状況に該当しない。

前記製薬方法カテゴリに属する用途請求項は、例えば「化合物XをY疾病の

治療薬の製造としての応用」、又はこれに類似した形式により作成されてもよい。

5. 化学発明の新規性

5.1 化合物の新規性

(1) 発明専利出願においてある化合物の保護を請求する場合に、もしある対比文献の中で当該化合物についての言及があるなら、当該化合物に新規性を備えないものと推定されるが、出願人が出願日前に当該化合物が獲得できないことを証明する証拠を提供できた場合を除く。ここでいう「言及」とは、当該化合物の化学名や分子式（又は構造式）、物理化学的パラメータ又は製法（原料を含む）を明確に定義しているか、或いは説明していることを指す。

例えば、ある対比文献で公開された化合物の名称と分子式（又は構造式）が、認識し難いか、或いは不明瞭であるが、当該文献には発明専利出願で保護を請求する化合物と同一な物理化学的パラメータ又は化合物の同定用のほかのパラメータなどが公開されている場合には、当該化合物に新規性を有しないと推定されるが、出願人が出願日前に当該化合物が獲得できないことを証明する証拠を提供できた場合を除く。

もし、ある対比文献において公開された化合物の名称や分子式（又は構造式）と物理化学的パラメータが不明瞭なものであるが、当該文献には発明専利出願で保護を請求する化合物と同一な製法が公開されている場合には、当該化合物に新規性を有しないと推定される。

(2) 一般式は、当該一般式の中の具体的な化合物の新規性を損ねることができない。ある具体的な化合物が公開されたところで、当該具体的な化合物を含めた一般式請求項の新規性を喪失させるが、当該一般式に含まれている当該具体的な化合物以外の化合物の新規性に影響を与えない。一連の具体的な化合物は、当該シリーズの中の対応する化合物の新規性を損ねることができる。ある範囲の化合物（例えば C_{1-4} ）は、当該範囲内両端の具体的な化合物（ C_1 と C_4 ）の新規性を損ねることができるが、もし C_4 化合物にいくつかの異性体を有するなら、 C_{1-4} 化合物は、単独な異性体の個々の新規性を損ねることができない。

(3) 天然物質の存在自体は、当該発明物質の新規性を損ねることができない。対比文献において公開されたもので、発明物質の構造や形態と一致するか、或いはそのまま等しい天然物質に限って、当該発明物質の新規性を損ねることができる。

5.2 組成物の新規性

(1) 成分のみに係わる場合の新規性判断

ある対比文献において、成分(A+B+C)からなる組成物甲が開示された場合に、もし、

(i) 発明専利出願は組成物乙（成分は A+B）であり、かつ請求項では「A+B からなる」のような閉鎖式の記載形式を採用しているなら、当該発明と組成物甲において解決される技術的課題が同一のものであっても、当該請求項は依然として新規性を有する。

(ii) 前記発明の組成物乙の請求項では、「A+B を含む」のような開放式の記載形式を採用しており、かつ当該発明と組成物甲において解決される技術的課題が同一のものであれば、当該請求項は新規性を有しない。

(iii) 前記発明の組成物乙の請求項では排除法の記載形式を採用しているなら、つまり C を含まないことを示したなら、当該請求項は依然として新規性を有する。

(2) 成分の含有量に係わる場合の新規性判断

成分の含有量に係わる場合の新規性判断は、本部分第三章第 3.2.4 節の規定を適用する。

5.3 物理化学的パラメータ又は製造方法で表現する化学製品の新規性

(1) 物理化学的パラメータにより特徴づけられた化学製品請求項については、もし記載されたパラメータに基づいて、当該パラメータにより特徴づけられた製品を、対比文献において開示された製品と比較することができないことで、当該パラメータにより特徴づけられた製品と対比文献における製品との相違が確定できない場合には、当該パラメータにより特徴づけられた請求項は、専利法 22 条 2 項にいう新規性を備えないと推定する。

(2) 製法により特徴づけられた化学製品請求項についての新規性審査は、その中の製法が対比文献に開示された方法と同一であるか否かだけを比較するのではなく、当該製品そのものを対象に行わなければならない。製法上の相違は必ずしも製品そのものの相違につながるわけではない。

もし出願においては、当該製品の相違点を証明するために、対比文献で開示された製品と比較するためのパラメータが開示されていなく、製法だけが異なって、しかも製法上の区別で製品に何らかの機能や性質上の変化を与えていることも示されていないなら、当該方法により特徴づけられた製品請求項は、専利法 22 条 2 項にいう新規性を備えないと推定する。

5.4 化学製品における用途発明の新規性

一種の新製品の用途発明は、当該製品が新規であることから、当然に新規性を有する。

一種の既知の製品については、新規な応用をしたからといって新製品であると認定することはできない。例えば、洗浄剤としての製品 X が既知であれば、可塑剤として用いられる製品 X は新規性を具備しない。但し、既知の製品の新規な用途自体が発明であれば、既知の製品によって当該新規用途の新規性が潰されることはない。このような用途発明は使用方法発明に該当する。なぜなら、発明の実

質は製品自体にあるのではなく、どのようにそれを使用するかにあるからである。例えば、上述の従来洗剤とされていた製品Xについて、その後研究を経て、それにある添加剤を配合することで可塑剤として用いることができることが発見されたとすると、いかに調製するか、どの添加剤を選択するか、配合比はどれほどか等は即ち使用方法の技術的特徴である。このような場合、審査官は、当該使用方法自体が新規性を具備するか否かを評価しなければならず、製品Xが既知であることを理由に当該使用方法が新規性を具備しないと認定してはならない。

化学製品に係わる医薬用途発明の新規性審査では以下の点を考慮しなければならない。

(1) 新規な用途と既知の用途とが実質的に異なるか。表現形式が異なるのみで実質的に同一の用途に該当する発明は新規性を具備しない。

(2) 新規な用途が既知の用途の作用メカニズム、薬理作用によって直接示唆されているか。もとの作用メカニズム又は薬理作用と直接的に同等な用途は新規性を具備しない。

(3) 新規の用途が既知の用途の上位概念に該当するか。既知の下位の用途は上位の用途の新規性を潰すことができる。

(4) 投与対象、投与方式、経路、用量及び時間間隔等の使用に関連する特徴が製薬過程に対して限定作用を有するか。投薬の過程にのみ現れる区別の特徴によっては当該用途が新規性を有させることができない。

6. 化学発明の創造性

6.1 化合物の創造性

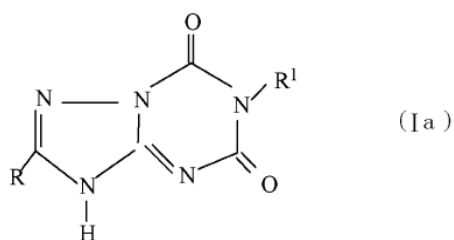
(1) 構造上で既知化合物に隣接することなく、新規性を有する化合物が、一定の用途又は効果を有する場合には、審査官はその創造性を認め、予想外の用途又は効果を求める必要がない。

(2) 構造上で既知化合物に隣接している化合物は、予想外の用途又は効果を有しなければならない。この予想外の用途又は効果は、当該既知化合物の既知用途と異なっている用途、或いは既知化合物のある既知の効果に対する実質的な改良や向上、或いは公知の常識においては明確にされていないか、又は常識から推論しては得られない用途や効果であってもよい。

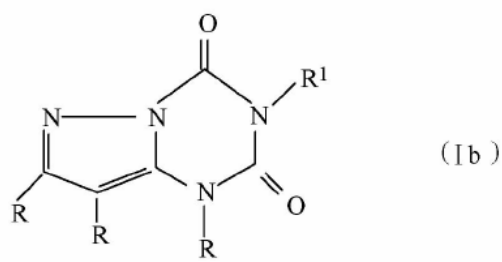
(3) 2つの化合物が構造上で隣接するか否かは、その所属分野に係わっている。審査官は、分野に応じて異なる判断基準を採用しなければならない。以下にいくつかの例を挙げる。

【例1】

従来技術は、



出願は、



構造上で隣接している化合物は、相同なベーシックコアの部分又は基本環を有するものでなければならない。上記 (Ib) と (Ia) の構造は隣接しないものであり、創造性判断時には、(Ib) が (Ia) と比べて予想外の用途又は効果を有することについての挙証を求める必要がない。

【例 2】

従来技術は、 $\text{H}_2\text{N}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{SO}_2\text{NHR}^1$ (II a)

出願は、 $\text{H}_2\text{N}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{SO}_2-\text{NHCONHR}^1$ (II b)

(II a) スルファニルアミドは抗生物質であり、(II b) スルホニル尿素は抗糖尿病薬である。構造が隣接していても、薬理作用が異なり、予想外の用途又は効果を有するもので、創造性を有する。

【例 3】

従来技術は、 $\text{H}_2\text{N}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{SO}_2\text{NHCONHR}^1$ (III a)

出願は、 $\text{H}_3\text{C}-\text{C}_6\text{H}_4-\text{SO}_2\text{NHCONHR}^1$ (III b)

(III a) アミノスルホニル尿素は (III b) メチルスルホニル尿素と構造が隣接し、区別は NH_2 と CH_3 の違いのみであり、予想外の用途又は効果がなく、創造性を有しない。

(4) 注意を払わなければならないのは、単に構造が隣接していることだけを理由にある化合物の創造性を否定せず、その用途や効果が予想できるということをさらに説明するか、或いはその分野の技術者が従来技術に基づき、論理的な分析や推理、又は有限な試験を通じて、この化合物の製造或いは使用が可能であることを説明しなければならない。

(5) ある技術方案の効果は、既知の必然的趨向がもたらすものであれば、当該技術方案に創造性を有しない。例えば、従来技術のある殺虫剤 A-R において、R

がC₁₋₃のアルキル基であり、殺虫効果はアルキル基C原子数の増加に伴って高まることが指摘されている。もしある出願における殺虫剤はA-C₄H₉であって、殺虫効果は従来技術と比べて著しく高まるものであり、従来技術では殺虫効果を高める必然的傾向が指摘されているため、当該出願は創造性を有しない。

6.2 化学製品における用途発明の創造性

(1) 新規製品における用途発明の創造性

新規な化学製品について、もし当該用途が構造又は組成が類似している既知製品から予見できるものでなければ、この新規製品における用途発明は創造性を有するものと認めてよい。

(2) 既知製品における用途発明の創造性

既知製品における用途発明の創造性について、当該新規用途がもし、製品自体の構造や組成、分子量、既知の物理化学的性質及び当該製品の従来の用途から自明的に得られないか、若しくは予見できず、新規に発見された製品の性質を利用し、予想外の技術的效果を生じるものであれば、この既知製品における用途発明は創造性を有するものと認めてよい。

7. 化学発明の実用性

7.1 料理及び調理方法

産業での製造に適しないもの、繰り返して実施することができない料理は、実用性を備えないもので、専利権が付与されない。料理人の技術や創作など不確かな要素に依存していることから、繰り返して実施することができない料理法も、産業上の応用化に適しないものであり、実用性を備えず、専利権を付与することができない。

7.2 医師の処方箋

医師の処方箋とは、医師が具体的な患者の症状に応じて書いた処方箋である。医師の処方箋、処方箋の調剤及び単に医師の処方箋に基づいた薬の調合過程は、産業上の実用性を有しないものであり、専利権を付与してはならない。

8. 化学発明の単一性

8.1 マーカッシュ形式の請求項の単一性

8.1.1 基本原則

ある出願において、1つの請求項の中で複数の並列的な選択可能要素が限定されていれば、「マーカッシュ形式」の請求項となる。マーカッシュ形式の請求項も

同様に、専利法 31 条 1 項及び専利法実施細則 34 条の単一性についての規定に合致しなければならない。もし、あるマーカッシュ形式の請求項における選択可能要素が、相互に類似した性質を有するものであれば、これらの選択可能要素が技術的に相互関連しており、相同又は相応の特定の技術的特徴を有することを認めなければならない。当該請求項は単一性要求に合致すると認められてもよい。このような選択可能要素はマーカッシュ要素と呼ばれる。

マーカッシュ要素が化合物である場合に、以下の基準を満たせば、各要素が類似した性質を備え、当該マーカッシュ形式の請求項は単一性を備えると認めなければならない。

(1) 選択可能な化合物の全てが共通の性能又は作用を持つこと、及び

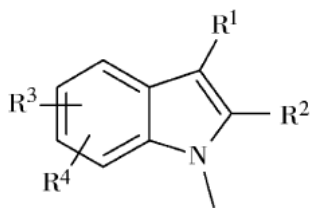
(2) 選択可能な化合物の全てが共通の構造を有しており、当該共通の構造がそれを従来技術と区別するための特徴となることができ、かつ、一般式で示される化合物の共通の性能又は作用にとっては不可欠である、或いは、共通の構造を有することができない場合は、全ての選択可能要素が当該発明の属する分野において公認された同一の化合物分類に属すること。

「公認された同一の化合物分類」とは、当該分類に属する化合物が保護を請求する発明にとって、同一の表現を持つ同類の化合物であることがその分野における知識に基づいて予測できることを意味する。即ち、各化合物が、どれも互換可能であり、達成される効果が同一であることが予測可能であることを意味する。

8.1.2 例示

【例 1】

請求項 1：一般式が



である化合物において、式中、 R^1 はピリジル基、 R^2 - R^4 はメチル基、メチルフェニル基又はフェニル基であり、…当該化合物は血液の酸素吸収力をさらに高めるのに用いられる薬物である。

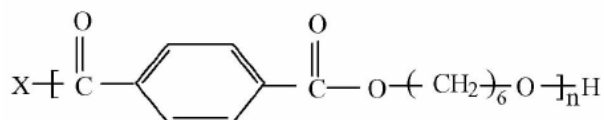
説明：一般式におけるインドールの部分がすべてのマーカッシュ化合物の共有の部分となるが、従来技術においては、前記インドールを共通の構造とし、かつ血液の酸素吸収力を増強する化合物が存在しているため、インドール部分は請求項 1 の一般式で示される化合物を従来技術と区別するための技術的特徴となることができない。ゆえに、インドール部分に基づいて請求項 1 の単一性を判断する

ことができない。

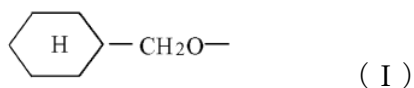
請求項 1 の一般式で示される化合物はインドール上の R¹ 基を 3-ピリジル基に変え、血液の酸素吸収力をさらに高める役割を持っている。そのため、3-ピリジル基インドール部分が、一般式で示される化合物の作用にとっては不可欠で、従来技術と区別するための共通の構造であるものと認めてよい。ゆえに、当該マーカッシュ形式の請求項は単一性を備える。

【例 2】

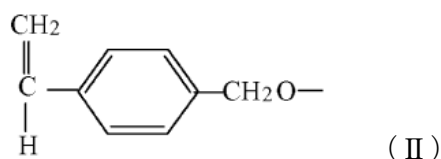
請求項 1：一般式が



である化合物において、式中、 $100 \geq n \geq 50$ 、X は、



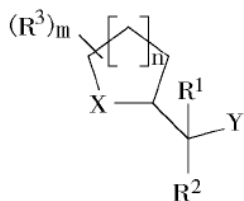
又は、



説明：説明書において、該化合物は既知のポリヘキサメチレンテレフタル酸エステルの末端基をエステル化して得られたことが示された。エステル化して (I) になる時に、耐熱分解性を有するが、エステル化して (II) になる時には、「CH₂=CH-」があるため、耐熱分解性を有しない。そのため、それらに共通の性能がなく、当該マーカッシュ形式の請求項は単一性を備えない。

【例 3】

請求項 1：活性成分として以下の一般式で示される化合物を含む殺線虫組成物である。



式中、 $m, n = 1, 2$ 又は 3 、 $X = O, S$ 、 $R^3 = H, C_1-C_8$ アルキル基、 R^1 と $R^2 = H$ 、ハロゲン、 C_1-C_8 アルキル基、 $Y = H$ 、ハロゲン、アミジン、…

説明：当該一般式に係わるすべての化合物は、共通の殺線虫作用を備えるものの、それぞれ 5 員、6 員又は 7 員環化合物となっており、しかも類別が異なる複

素環化合物であるため、共通の構造を有しない。また、その分野における従来技術に基づいて、これらの化合物が発明にとって、同一の表現を持ち、互換可能であり、かつ同じ効果が得られることは予測できない。ゆえに、当該マーカッシュ形式の請求項は単一性を備えない。

【例 4】

請求項 1：有効量である A と B の 2 種類の化合物の混合物と希釈剤又は不活性キャリアーを含む除草組成物において、A が 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸であり、B が、硫酸銅、塩化ナトリウム、スルファミン酸アンモニウム、トリクロロ酢酸ナトリウム、ジクロロプロピオン酸、3-アミノ基-2,5-ジクロロ安息香酸、ジベンズアミド、アイオキシニル、2-(1-メチル-n-プロピル) 4,6-ジニトロフェノール、ジニトロアニリンとトリアジンの化合物から選定する除草組成物。

説明：こうした場合には、マーカッシュ要素 B は共通の構造を有しないもので、しかも当分野の従来技術に基づいて、これらマーカッシュ要素 B の各種化合物が除草成分となる際に互換可能でかつ同じ効果が得られることは予測できない。そのため、当該発明の関連技術において、同一種類の化合物に該当するものとして認められることができず、以下のような異なる種類の化合物に該当する。(a) 無機塩：硫酸銅、塩化ナトリウム、スルファミン酸アンモニウム、(b) 有機塩又は酸：トリクロロ酢酸ナトリウム、ジクロロプロピオン酸、3-アミノ基-2,5-ジクロロ安息香酸、(c) アミド：ジベンズアミド、(d) ニトリル：アイオキシニル、(e) フェノール：2-(1-メチル-n-プロピル) 4,6-ジニトロフェノール、(f) アミン：ジニトロアニリン、(g) 複素環：トリアジン。ゆえに、請求項 1 において保護を請求する発明は単一性を備えない。

【例 5】

請求項 1：X 又は X+A を含む炭化水素系気相酸化触媒。

説明：説明書によると、X は RCH_3 を酸化させて RCH_2OH になり、X+A は RCH_3 を酸化させて $RCHO$ になる。この 2 つの触媒に、 RCH_3 の酸化に用いられるという共通の作用を有する。X+A は RCH_3 をより完全に酸化させるが、作用は同じである。そして、この 2 種類の触媒にも、従来技術と区別し、かつ当該共通の作用にとっては不可欠である共通成分 X を有しているため、請求項 1 は単一性を備える。

8.2 中間体と最終生成物の単一性

中間体に係わる出願の単一性も同様に、専利法 31 条 1 項及び専利法実施細則 34 条の規定に合致しなければならない。

8.2.1 基本原則

(1) 中間体と最終産物との間において、以下の条件を同時に満たす場合には、単一性を有する。

(i) 中間体と最終産物が同一の基本構造単位を有するか、或いはその化学構

造が技術上で密に関連し、中間体の基本構造単位が最終産物に移行する。

(ii) 最終産物は、中間体から直接に製造されるか、或いは中間体から直接に分離されてなるものである。

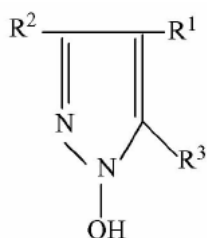
(2) 異なる中間体により同じ最終産物を製造するためのいくつかの方法において、もしこれら異なった中間体は同一の基本構造単位を有すれば、同じ出願において保護を請求することが許可される。

(3) 同じ最終産物の異なる構造部分に使用される異なる中間体は、同じ出願において保護を請求することができない。

8.2.2 例示

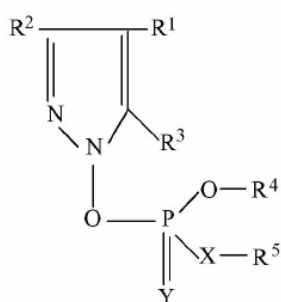
【例 1】

請求項 1 :



(中間体)

請求項 2 :



(最終産物)

説明：上記中間体と最終産物の化学構造が技術上で密に関連しており、中間体の基本構造単位が最終産物に移行し、かつ当該中間体から直接に最終産物を製造することができる。ゆえに、請求項 1 と 2 は単一性を有する。

【例 2】

請求項 1 : 無定型ポリイソプレン (中間体)

請求項 2 : 結晶ポリイソプレン (最終産物)

説明：この例において、無定型ポリイソプレンが引っ張られて直接に結晶型ポリイソプレンが得られ、それらの化学構造が同じであり、当該 2 請求項は単一性を有する。

9. 生物技術分野における発明専利出願の審査

本節における「生物材料」という用語は、遺伝子やプラスミド、微生物、動物、

植物など、遺伝情報を持っており、かつ自己複製できるか、若しくは生物システムの中で複製されることが出来るあらゆる材料を意味する。

「動物」、「植物」という用語の定義は、本部分第一章第 4.4 節の規定を適用する。中に述べた動物及び植物は、界・門・綱・目・科・属・種など、動物や植物の各階級の分類項目であってもよい。

9.1 保護請求された客体に対する審査

9.1.1 専利法 5 条に準拠して保護を請求する客体に対する審査

本部分第一章第 3.1.2 節において、専利法 5 条 1 項に規定してある専利権を付与してはならない生物技術に係わる発明のカテゴリーが挙げられた。それ以外、以下に掲げる状況も専利法 5 条に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。

9.1.1.1 人間の胚胎幹細胞

人間の胚胎幹細胞とその作製方法は、専利法 5 条 1 項に規定してある専利権を付与してはならない発明に該当する。

9.1.1.2 各形成及び発育段階にある人体

人間の生殖細胞や受精卵、胚胎及び個体を含め、各形成・発育段階にある人体は、いずれも専利法 5 条 1 項に規定してある専利権が付与されてはならない発明に該当する。

9.1.1.3 遺伝資源の違法獲得又は利用により完成された発明創造

法律や行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造は、専利法第 5 条 2 項に定めた専利権を付与できない発明創造に該当し、その審査は本部分第 1 章 3.2 節の規定を適用する。

9.1.2 専利法 25 条に基づいて保護を請求する客体に対する審査

9.1.2.1 微生物

微生物には、細菌、放線菌、真菌、ウイルス、原生動物、藻類などが含まれる。微生物は、動物の範疇にも、植物の範疇にも該当しないため、専利法 25 条 1 項 (4) 号に掲げた状況に該当しない。

ただし、人間による如何なる技術的処理も受けずに自然界に存在している微生物は、科学上の発見に該当するため、専利権の付与を受けてはならない。微生物が分離されて純粋培養物となり、かつ特定の産業用途を備える場合に限り、微生物そのものは専利専利保護を与える客体に該当する。

9.1.2.2 遺伝子又は DNA 断片

遺伝子でも、DNA 断片でも、その実質は 1 種の化学物質である。ここでいう遺伝子又は DNA 断片は、微生物や植物、動物、又は人体から分離して得られるもの、及びほかの手段により製造して得られるものを含む。

本章第 2.1 節に述べたとおり、自然界から、自然の状態で存在している遺伝子又は DNA 断片を見つけ出すことは、1 種の発見に過ぎず、専利法 25 条 1 項 (1) 号に規定した「科学上の発見」に該当し、専利権の付与を受けてはならない。しかし、自然界から初めて分離される又は抽出される遺伝子又は DNA であって、その塩基配列は従来技術には記載されておらず、かつ適切に特徴づけられることができ、しかも産業上で利用価値を有するなら、当該遺伝子又は DNA 断片そのもの及びその入手方法のいずれも、専利専利保護を与える客体に該当する。

9.1.2.3 動物と植物の個体及びその構成部分

動物の胚胎幹細胞や動物の個体、及び例えば生殖細胞、受精卵、胚胎などその各形成・発育段階は、本部分第一章第 4.4 節に述べた「動物の品種」の範疇に該当し、専利法 25 条 1 項 (4) 号規定により、専利権の付与を受けてはならない。

動物の体細胞及び動物の組織と器官（胚胎を除く）は、本部分第一章第 4.4 節に述べた「動物」の定義に合致しないため、専利法 25 条 1 項 (4) 号に規定した範疇に該当しない。

光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、蛋白質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料（種子など）は、本部分第一章第 4.4 節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し、専利法 25 条 1 項 (4) 号の規定により、専利権の付与を受けてはならない。

植物の細胞や組織、器官がもし、前述の特性を備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、専利法 25 条 1 項 (4) 号に規定した範疇に該当しない。

9.1.2.4 遺伝子組換動物と植物

遺伝子組換動物又は植物は、遺伝工学における組換 DNA 技術など生物学的方法により得られた動物又は植物である。それ自体は依然として、本部分第一章第 4.4 節で定義している「動物の品種」又は「植物の品種」の範疇に該当し、専利法 25 条 1 項 (4) 号の規定により、専利権の付与を受けてはならない。

9.2 説明書の十分な開示

9.2.1 生物材料の寄託

(1) 専利法 26 条 3 項には、説明書では、発明又は実用新案に対し、その属す

る技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行わなければならないことを規定している。

通常の場合は、説明書では文字による記載を以って、専利専利保護を申請している発明を十分に公開しなければならない。生物技術という特定の分野において、文字による記載では生物材料の具体的な特徴を記述するのが難しいことから、このような記述があっても生物材料そのものが入手できず、その属する技術分野の技術者が依然として発明を実施することができない場合がある。その場合、専利法 26 条 3 項の要求を満たすため、規定に基づき、係わっている生物材料を国家知識産権局に認可された寄託機関に寄託しなければならない。

出願に係わる発明を完成させるのに使用しなければならない生物材料が、一般に入手できないにも拘わらず、出願人が専利法実施細則 24 条の規定に従って寄託していないか、若しくは規定に従って寄託したが、出願日に又は遅くても出願日から起算した 4 ヶ月以内に、寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出していない場合には、審査官は、専利法 26 条 3 項の規定に合致しないことを理由として、当該出願を却下しなければならない。

一般に入手できない生物材料に係わる専利出願は、請求書及び説明書の両方において、生物材料の分類名称、ラテン語の学名、当該生物材料のサンプルを寄託する機関の名称や所在地、寄託日及び寄託番号を明記しなければならない。説明書で当該生物材料に初めて言及するときには、当該生物材料の分類名称、ラテン語の学名を記述する以外、その寄託日や当該生物材料のサンプルを寄託する寄託機関の名称の全称と略称及び寄託番号を明記しなければならない。さらに、当該生物材料の寄託日、寄託機関名の全称と略称及び寄託番号を説明書の構成部として、添付図面の説明に相当する位置に集約して記入しなければならない。もし、出願人が専利法実施細則 24 条の規定に合致した請求書、寄託証明書、生存証明書を遅滞なく提出したものの、寄託に関連する情報を説明書には明記していないなら、出願人が実体審査段階で請求書の内容に応じた関連情報を説明書に補足することが許可される。

(2) 専利法実施細則 24 条でいう「一般に入手できない生物材料」には、個人又は機関が保有するもので、専利専利手続以外の寄託機関で寄託され、かつ公に配布しない生物材料、或いは、説明書で当該生物材料の作製方法が記述されているが、その分野の技術者が当該方法を繰り返しても該生物材料を獲得することができないようなもの、例えば、再現できないスクリーニングや突然変異などの手段により新規に創製した微生物菌種が含まれる。このような生物材料は規定に基づいて寄託するのを要求されている。

以下のような状況は、一般に入手できるものとして認められ、寄託を要求しないものである。

(i) 一般に国内外の商業ルートで購入できる生物材料。説明書において購入ルートを明記しなければならない。必要な場合には、出願日（優先権がある場合

には、優先権日を指す) 前に、一般に当該生物材料が購入できる証拠を提供しなければならない。

(ii) 各国の専利局又は世界専利専利機関に認可された専利専利手続用寄託機関に寄託され、かつわが国で提出した専利出願の出願日(優先権がある場合には、優先権日を指す) までに専利公報で公開された、或いは専利権が付与された生物材料。

(iii) 専利出願において使用しなければならない生物材料が、出願日(優先権がある場合には、優先権日を指す) 前に、専利文献以外で開示されていた場合には、説明書の中で文献の出所が明記されており、一般に当該生物材料を入手する経路が説明されており、かつ専利出願人が出願日から起算する 20 年以内に一般に生物材料を配布することを保証する旨の証明が提供されているべきである。

(3) 国家知識産権局に認可された寄託機関で寄託している生物材料は、当該機関が生物材料の生存状況を確認しなければならない。生物材料の死亡、汚染、不活性化又は変異が確認された場合には、出願人は必ず当初で寄託したサンプルと同様な生物材料及び原始サンプルを同時に寄託しなければならない、かつその旨を専利局に報告すれば、後の寄託が当初の寄託の継続として認められる。

(4) 国家知識産権局に認可される寄託機関とは、ブダペスト条約において承認された生物材料サンプルの国際寄託機関をいう。中には、中国北京に所在する中国微生物菌種保蔵管理委員会普通微生物中心(CGMCC) 及び武漢に所在する中国典型培養物保蔵中心(CCTCC) が含まれる。

9.2.2 遺伝工学に係わる発明

「遺伝工学」という用語は、遺伝子組換、細胞融合など人為的な遺伝子操作技術を意味する。遺伝工学に係わる発明には、遺伝子(又は DNA 断片)、キャリア、組換えキャリア、トランスフォーマント、ポリペプチド又は蛋白質、融合細胞、モノクローナル抗体などの発明が含まれる。

9.2.2.1 製品の発明

遺伝子、キャリア、組換えキャリア、トランスフォーマント、ポリペプチド又は蛋白質、融合細胞、モノクローナル抗体そのものに係わる発明は、説明書において以下の内容を含めなければならない: 製品の確認、製品の作製、製品の用途及び/又は効果。

(1) 製品の確認

遺伝子、キャリア、組換えキャリア、トランスフォーマント、ポリペプチド又は蛋白質、融合細胞、モノクローナル抗体などに係わる発明について、説明書では、遺伝子の塩基配列、ポリペプチド又は蛋白質のアミノ酸配列などといった構造を明記しなければならない。構造を明瞭に描写することができない場合は、それ相応の物理・化学的パラメータ、生物学的特性及び/又は作製方法などを記述し

なければならない。

(2) 製品の作製

その分野の技術者が当初の説明書、権利要求書及び添付図面の記載と従来技術に基づき、そのような記述がなくても当該製品が製造できる場合を除き、説明書に当該製品の作製方式を記載しなければならない。

遺伝子、キャリア、組換えキャリア、トランスフォーマント、ポリペプチド又は蛋白質、融合細胞、モノクローナル抗体などに係る発明について、その説明書に記述された当該製品の作製方法が、その分野の技術者が繰り返して実施することができない方法である場合、獲得した遺伝子、キャリア、組換えキャリアが導入されたトランスフォーマント（ポリペプチド又は蛋白質を生じるトランスフォーマントを含む）又は融合細胞などに対して、専利法実施細則 24 条の規定に基づき、生物材料の寄託を行わなければならない。具体的な寄託事項について、本章第 9.2.1 節の規定を適用する。

遺伝子、キャリア、組換えキャリア、トランスフォーマント、ポリペプチド又は蛋白質、融合細胞、モノクローナル抗体などの作製方法について、その実施の過程において出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）前に一般に入手できない生物材料が使用された場合、専利法実施細則 24 条の規定に基づき該生物材料を寄託しなければならない。具体的な寄託事項について、本章第 9.2.1 節の規定を適用する。

具体的に下記の方法で記述することができる。

(i) 遺伝子、キャリア又は組換えキャリア

遺伝子、キャリア又は組換えキャリアの作製方法について、それぞれの起源又は由来や、該遺伝子、キャリア又は組換えキャリアを獲得する方法、用いられる酵素、処理条件、その採取及び純化の手順、同定方法などを記述しなければならない。

(ii) トランスフォーマント

トランスフォーマントの作製方法について、導入する遺伝子又は組換えキャリア、宿主（微生物、植物又は動物）、遺伝子又は組換えキャリアを宿主に導入する方法、選択的にトランスフォーマントを採取する方法又は同定方法などを記述しなければならない。

(iii) ポリペプチド又は蛋白質

遺伝子組換え技術によりポリペプチド又は蛋白質を作製する方法について、ポリペプチド又は蛋白質をコード化する遺伝子を獲得する方法、発現ベクターを獲得する方法、宿主を獲得する方法、遺伝子を宿主に導入する方法、選択的にトランスフォーマントを採取する方法、遺伝子が導入されたトランスフォーマントからポリペプチド又は蛋白質を採取する手順、又は獲得したポリペプチド又は蛋白質を同定する方法などを記述しなければならない。

(iv) 融合細胞

融合細胞（例えば、ハイブリドーマなど）の作製方法について、親細胞の由来、親細胞に対しての予備処理、融合条件、選択的に融合細胞を採取する方法又はその同定方法などを記述しなければならない。

（v）モノクローナル抗体

モノクローナル抗体の作製方法について、免疫原を獲得又は作製する方法、免疫方法、抗体を生じる細胞を選択的に獲得する方法又はモノクローナル抗体を同定する方法などを記述しなければならない。

発明が特定の条件（例えば、特定の結合定数によりそれと抗原 A との親和性を説明する）を満たすモノクローナル抗体に係わる場合、たとえ上記の「(iv) 融合細胞」の内容に基づき、該特定の条件を満たすモノクローナル抗体のハイブリドーマを作製する方法を記載したとしても、当該方法の実施により得る特定の結果はランダムなもので、繰り返して再現することができないため、該ハイブリドーマを専利法実施細則 24 条の規定に基づき寄託しなければならない。ただし、出願人が、その分野の技術者が説明書の記載に基づき当該ハイブリドーマを繰り返して作製できることを証明するのに十分な証拠を提出できる場合を除く。

（3）製品の用途及び/又は効果

遺伝子、キャリア、組換えキャリア、トランスフォーマント、ポリペプチド又は蛋白質、融合細胞、モノクローナル抗体などに係わる発明について、説明書にその用途及び/又は効果を記述し、その効果を達成するのに必要とする技術手段、条件などを明記しなければならない。

例えば、説明書においてその遺伝子が特定の機能を有することを証明する証拠を提供しなければならない。構造遺伝子の場合は、該遺伝子がコード化するポリペプチド又は蛋白質が特定の機能を有することを証明しなければならない。

9.2.2.2 製品の製造方法の発明

遺伝子、キャリア、組換えキャリア、トランスフォーマント、ポリペプチド又は蛋白質、融合細胞、モノクローナル抗体などの製造方法の発明について、説明書では、その分野の技術者が当該方法を利用して該製品を作製できるよう、該方法を明瞭かつ完全に記述しなければならない。また、該製品が新規物質である場合、該製品の少なくとも 1 種の用途を記載しなければならない。具体的な要求は、本章第 9.2.2.1 節の規定を適用する

9.2.3 ヌクレオチド又はアミノ酸配列表

（1）発明が 10 個又はそれ以上のヌクレオチドからなるヌクレオチド配列、或いは 4 個又はそれ以上の L-アミノ酸からなる蛋白質又はペプチドのアミノ酸配列に係わる場合、国家知識産権局が公布した『ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表と配列表電子ファイルの基準』に基づいて作成した配列表を提出しなければならない。

(2) 配列表は単独の一部分として記述し、かつ説明書の最後に置かなければならない。また、出願人はヌクレオチド又はアミノ酸の配列表を記載したコンピュータ読み取り可能な副本を提出しなければならない。配列表の提出については第一部分第一章 4.2 節を参照する。

出願人が提出したコンピュータ読み取り可能なヌクレオチド又はアミノ酸の配列表が、説明書及び権利要求書の書面に記載された配列表と一致しない場合は、書面により提出された配列表を基準とする。

9.2.4 微生物に係わる発明

(1) 寄託される微生物は、分類同定における微生物株名、種名、属名を以って記述しなければならない。種名まで同定できていないものは、属名を示さなければならない。説明書において、当該発明に使用される微生物に初めて言及する際は、括弧によりそのラテン語の学名を注記しなければならない。もし当該微生物は、専利法実施細則 24 条の規定に基づき、国家知識産権局に認可された寄託機関に寄託されたなら、説明書において、本章第 9.2.1 節の規定に基づき、寄託日や寄託機関名の全称と略称及び寄託番号を明記しなければならない。説明書の別な位置には、「黄色ブドウ球菌 CCTCC8605」のように、当該寄託機関名の略称及び当該微生物の寄託番号を以って寄託された微生物を表示することができる。

(2) 新種の微生物に係わる場合には、その分類学的性質を詳細に記載し、新種として同定した理由を明記して、判断基準となる関連文献を示さなければならない。

9.3 微生物技術分野における発明の権利要求書

権利要求書は、専利法 26 条 4 項、専利法実施細則 20 条 2 項の規定に合致しなければならない。

9.3.1 遺伝工学に係わる発明

遺伝子、キャリア、組換えキャリア、トランスフォーマント、ポリペプチド又は蛋白質、融合細胞、モノクローナル抗体などに係わる発明の請求項は、以下の内容に基づいて記述してよいとする。

9.3.1.1 遺伝子

(1) その塩基配列を直接限定する。

(2) 構造遺伝子については、該遺伝子がコード化するポリペプチド又は蛋白質のアミノ酸配列を限定してよい。

(3) 当該遺伝子の塩基配列、或いはそのコード化するポリペプチド又は蛋白質のアミノ酸配列が、配列表や説明書の添付図面に記載された場合には、配列表や添付図面を直接参照する方式で記述してよい。

【例】

塩基配列が SEQ ID NO: 1（又は添付図面 1）で示される DNA 分子。

(4) 例えば、そのコード化する蛋白質が酵素 A 活性を有するような、ある特定の機能を有する遺伝子について、「置換え、欠失或いは付加」という用語を機能と結合させる方式で限定してよい。

【例】

(a) Met-Tyr-…-Cys-Leu で示されるアミノ酸配列からなる蛋白質、又は

(b) (a) により限定されるアミノ酸配列において、1 つ若しくは複数のアミノ酸が置換え、欠失若しくは付加され、かつ酵素 A 活性を有し、(a) から誘導した蛋白質、をコード化する遺伝子。

前述の方式による表示が許可される条件を以下に示す。

I. 説明書では、例えば実施例において、(b) に述べた誘導した蛋白質の例を挙げた。

II. 説明書では、(b) に述べた誘導した蛋白質を作製し、その機能を証明するための技術的手段を記載した（そうしないと、説明書の公開が充分でないと認める）。

(5) 例えば、そのコード化する蛋白質が酵素 A 活性を有するような、ある特定の機能を有する遺伝子について、厳正な条件における「交雑」を機能と結合させる方式で限定してよい。

【例】

(a) ヌクレオチド配列が ATGTATCGG…TGCCT で示される DNA 分子、又は

(b) 厳正な条件において、(a) により限定される DNA 配列と交雑し、かつ酵素 A 活性を有する蛋白質をコード化する DNA 分子、で示される遺伝子。

前述の方式による表示が許可される条件を以下に示す。

I. 説明書では「厳正な条件」を詳細に記述している。

II. 説明書では、例えば実施例において、(b) に述べた DNA 分子の例を挙げた。

(6) 前記 5 方式を使用しても記述することができない場合に限って、該遺伝子の機能や物理・化学的特性、起源又は由来、該遺伝子を生じる方法などを限定することにより遺伝子を記述することが許可される。

9.3.1.2 キャリア

(1) その DNA の塩基配列を限定する。

(2) DNA の切断地図、分子量、塩基対の数、キャリアの由来、当該キャリアの作製方法、当該キャリアの機能又は特徴を用いて記述する。

9.3.1.3 組換えキャリア

組換えキャリアは、少なくとも 1 つの遺伝子とキャリアを限定することにより記述してよい。

9.3.1.4 トランスフォーマント

トランスフォーマントは、その宿主と導入する遺伝子（又は組換えキャリア）を限定することにより記述してよい。

9.3.1.5 ポリペプチド又は蛋白質

(1) アミノ酸配列又は該アミノ酸配列をコード化する構造遺伝子の塩基配列を限定する。

(2) そのアミノ酸配列が配列表又は説明書の添付図面に記載された場合には、配列表や添付図面を直接参照するという方式で記述してよい。

【例】

アミノ酸配列が SEQ ID NO:2（又は添付図面 1）で示される蛋白質。

(3) 例えば、酵素 A 活性を有するような、ある特定の機能を有する蛋白質について、「置換え、欠失又は付加」という用語を機能と結合させる方式で限定してよい。具体的な方式を以下に示す。

(a) Met-Tyr-…-Cys-Leu で示されるアミノ酸配列からなる蛋白質、又は

(b) (a) のアミノ酸配列において、1 つ若しくは複数個のアミノ酸が置換、欠失若しくは付加され、かつ酵素 A 活性を有し、(a) から誘導した蛋白質、で示される蛋白質。

前記方式による表示が許可される条件を以下に示す。

I. 説明書では、例えば実施例において、(b) に述べた誘導した蛋白質の例を挙げた。

II. 説明書では、(b) に述べた誘導した蛋白質を作製し、その機能を証明するための技術的手段を記載した（そうしないと、説明書の公開が充分でないと認める）。

(4) 前記 3 方式を使用しても記述することができない場合に限って、該ポリペプチド又は蛋白質の機能や物理・化学的特性、起源又は由来、該ポリペプチド又は蛋白質を生じる方法などを使用した記述が許可される。

9.3.1.6 融合細胞

融合細胞は親細胞、融合細胞の機能と特徴、又は当該融合細胞を生じる方法などを限定することにより記述してよい。

9.3.1.7 モノクローナル抗体

モノクローナル抗体についての請求項は、それを生じるハイブリドーマにより限定してよい。

【例】

寄託番号が CGMCC NO:×××であるハイブリドーマから生じた抗原 A のモノク

ローナル抗体。

9.3.2 微生物に係わる発明

(1) 請求項に係わる微生物は、微生物学的分類命名法に基づいて表現しなければならない。確定された中国語名があるものは、中国語名で表現し、かつ初めて言及する時に括弧により当該微生物のラテン語の学名を注記しなければならない。もしその微生物は国家知識産権局に認可された寄託機関に寄託されている場合、当該微生物を寄託した機関の名称の略称及び寄託番号で当該微生物を表現しなければならない。

(2) 説明書では、ある微生物の具体的な突然変異株について言及していないか、若しくは具体的な突然変異株について言及したが、相応の具体的な実施形態を提供していないにも拘らず、請求項ではこのような突然変異株の保護を請求する場合には、許容されない。

ある微生物の「誘導體」の保護を請求する請求項について、「誘導體」の意味は、当該微生物から生じる新規な微生物の菌株を指すのみならず、当該微生物から生じる代謝産物まで含まれるので、その意味が不確かなものであり、このような請求項の保護範囲が明瞭なものではない。

9.4 新規性、創造性及び実用性の審査

9.4.1 遺伝工学に係わる発明の新規性

(1) 遺伝子

もし、ある蛋白質自身が新規性を有する場合は、当該蛋白質をコード化する遺伝子の発明も新規性を有する。

(2) 組換え蛋白

もし、単一物質の形式で分離、純化された蛋白質が既知のものである場合は、異なる作製方法により定義される、同一のアミノ酸配列を有する組換え蛋白質の発明は新規性を有しない。

(3) モノクローナル抗体

抗原 A が新規なものであれば、抗原 A のモノクローナル抗体も新規である。ただし、もしある既知の抗原 A' のモノクローナル抗体は既知のものであり、発明に係わる抗原 A が、既知の抗原 A' と同一なエピトープを有するならば、既知の抗原 A' のモノクローナル抗体は発明に係わる抗原 A と結合させることができると推定される。このような場合には、抗原 A のモノクローナル抗体の発明は新規性を有しない。ただし、出願人が出願書類又は従来技術に基づき、出願の請求項により限定されるモノクローナル抗体が、対比文献により開示されたモノクローナル抗体とは確かに異なるものであることを証明できた場合を除く。

9.4.2 創造性

9.4.2.1 遺伝工学に係わる発明

(1) 遺伝子

出願された発明において、ある蛋白質は既知のものであるが、そのアミノ酸配列は未知のものである場合、当該技術分野に属する技術者が当該出願の提出時にそのアミノ酸配列を容易に確定できるなら、当該蛋白質をコード化する遺伝子の発明は創造性を有しない。ただし、もし当該遺伝子は特定の塩基配列を有し、かつ該蛋白質をコード化するその他の異なる塩基配列を有する遺伝子と比べると、その分野の技術者の予想外の効果がある場合には、当該遺伝子の発明は創造性を有する。

もし、ある蛋白質のアミノ酸配列は既知のものであれば、当該蛋白質をコード化する遺伝子の発明は創造性を有しない。ただし、当該遺伝子は特定の塩基配列を有し、かつ該蛋白質をコード化するその他の異なる塩基配列を有する遺伝子と比べると、その分野の技術者の予想外の効果がある場合には、当該遺伝子の発明は創造性を有する。

発明において保護を請求する構造遺伝子は、ある既知の構造遺伝子の自然に獲得できる突然変異の構造遺伝子であり、かつ当該保護を請求する構造遺伝子が当該既知の構造遺伝子と同一の種から由来し、同一の性質と機能を有する場合、当該発明は創造性を有しない。

(2) 組換えキャリア

キャリアと挿入される遺伝子のいずれも既知のものである場合は、通常、それらの結合により得られる組換えキャリアの発明は創造性を有しない。ただし、それらの特定の結合により得られる組換えキャリアの発明は従来技術と比べると、予想外の技術的効果がある場合には、当該組換えキャリアの発明は創造性を有する。

(3) トランスフォーマント

宿主と挿入される伝子のいずれも既知のものである場合は、通常、それらの結合により得られるトランスフォーマントの発明は創造性を有しない。ただし、それらの特定の結合により得られるトランスフォーマントの発明は従来技術と比べると、予想外の効果がある場合には、当該トランスフォーマントの発明は創造性を有する。

(4) 融合細胞

親株細胞が既知のものであれば、通常それら親株細胞の融合により得られる融合細胞の発明は創造性を有しない。ただし、当該融合細胞は従来技術と比べると、予想外の効果がある場合、当該融合細胞の発明は創造性を有する。

(5) モノクローナル抗体

抗原が既知のものであり、かつ当該抗原が免疫原性を有することが明瞭である

(例えば、当該抗原のポリクローナル抗体が既知のものであるか、又は当該抗原が大分子ポリペプチドであることから、当該抗原が明らかに免疫原性を有することが分かる) 場合には、当該抗原のモノクローナル抗体の発明は新規性を有しない。ただし、もし当該発明がさらにその他の特徴などにより限定され、かつそれにより予想外の効果が生じた場合には、当該モノクローナル抗体の発明は創造性を有する。

9.4.2.2 微生物に係わる発明

(1) 微生物そのもの

既知の種の分類学的特徴と明らかに異なる微生物(即ち新規の種である)は創造性を有する。もし、発明に係わる微生物の分類学的特徴が既知の種の分類学的特徴と比べると、実質的な区別はないが、当該微生物ではその分野の技術者が予想できない技術的效果を生じていれば、当該微生物の発明は創造性を有する。

(2) 微生物の応用に関する発明

微生物の応用に関する発明について、もし発明に用いられる微生物は既知の種であって、かつ当該微生物が、既知のもので、同一の用途に用いられる別な微生物と同一な属に属すれば、当該微生物の応用に関する発明は創造性を有しない。ただし、既知のもので、同一の属に属する別な微生物を応用する場合と比べると、当該微生物を応用することにより予想外の技術的效果が生じた場合には、当該微生物応用発明は創造性を有する。

もし、発明に用いられる微生物は既知種の微生物と明らかに異なる分類学的特徴(即ち発明に用いられる微生物が新種である)を有するなら、用途が同一であっても、当該微生物の応用に関する発明は創造性を有する。

9.4.3 実用性

生物技術分野に、一部の発明は再現することができないため、産業上の実用性を有しないものであり、専利権の付与を受けてはならない。

9.4.3.1 自然界から特定微生物をスクリーニングする方法

この類の方法は、客観的条件の制限を受けるもので、かつランダム性が高く、ほとんどのケースは再現できない。例えば、ある省ある県ある地方の土壌から分離、スクリーニングされたある特定の微生物について、その地理的位置の不確かさ、自然や人為的環境の変化に加え、同一の土壌における特定の微生物が存在するという偶然性のため、専利の有効期限である20年間以内に、同種同属なもので、生化学的遺伝性が完全に同一である微生物体のスクリーニングを再現できなくしている。ゆえに、自然界から特定微生物をスクリーニングする方法は、一般的に、産業上の実用性を有しない。出願人が、このような方法が繰り返して実施できることを証明するのに十分な証拠を提出できる場合を除いて、このような方法は専

利権の付与を受けてはならない。

9.4.3.2 物理、化学方法を通じた人為突然変異による新規微生物の製造方法

この類の方法は主に、誘発条件における微生物のランダムな誘導変化に依存している。このような突然変異が実は、DNA 複製の過程における 1 つ又は複数個の塩基が変化し、そしてその中からある特徴を持つ菌株をスクリーニングすることである。塩基の変化がランダムなものなので、誘発条件が明瞭に記載されたとしても、誘発条件の再現を以って完全に同一な結果を得るのは難しい。このような方法は、ほとんどの場合では専利法 22 条 4 項の規定に合致しない。出願人は、一定の誘発条件において誘発すると、必要とする特性を持っている微生物が必然的に得られることを証明するのに十分な証拠を提出できる場合を除いて、このような方法は専利権の付与を受けてはならない。

9.5 遺伝資源の由来の開示

9.5.1 専門用語の解釈

専利法にいう遺伝資源の直接的由来とは、遺伝資源を獲得するための直接的ルートを指す。出願人が遺伝資源の直接的由来を明記する時、当該遺伝資源の獲得時間・場所・方法・提供者などの情報を提供しなければならない。

専利法にいう遺伝資源の原始的由来とは、遺伝資源が属する生物体の原生的環境における採集地を指す。遺伝資源が属する生物体が、自然育成のものである場合の原生的環境とは、当該生物体の自然育成環境を指す。遺伝資源が属する生物体が植栽された或いは馴養されたものである場合の原生的環境とは、当該生物体の特定の性状或いは特徴を形成した環境を指す。出願人が遺伝資源の原始的由来を明記する時、当該遺伝資源が属する生物体の採集時間・場所・採集者などの情報を提供しなければならない。

9.5.2 開示内容に対する具体的な要求事項

遺伝資源に依存して完成された発明創造の発明専利出願について、出願人は願書においてその旨を申告し、かつ専利局が制定した遺伝資源由来開示登記票（以下、登記票という）に遺伝資源の直接的由来と原始的由来に関する具体的な情報を記入するものとする。

出願人は直接的由来と原始的由来の開示に当たって、登記票の記入要求に合致し、明瞭かつ完全に関連情報を開示しなければならない。

遺伝資源の直接的由来は寄託機関や種子バンク（生殖質バンク）、ジーンバンクなどのある機構から取得したもので、当該機構が原始的由来を知っておりかつ提供できる場合、出願人は当該遺伝資源の原始的由来の情報を提供しなければならない。原始的由来について明記できないと主張する出願人は、その理由を陳述し、

必要な場合は関連する証拠を提供するものとする。例えば、「当該種子バンクに当該遺伝資源の原始的由来についての記載がない」、「当該種子バンクは当該遺伝資源の原始的由来を提供できない」と申告すると共に、当該種子バンクから発行される関連する書面による証明を提供する。

9.5.3 遺伝資源の由来開示に対する審査

専利法第26条5項及び専利法実施細則第26条第2項に依拠して審査を行う際、審査官はまず真剣に説明書と権利要求書に目を通し、発明の内容を的確に理解した上で、発明創造の完成が遺伝資源に依存しているものか、そしてどの種別の遺伝資源に依存しているかを確定しなければならない。

遺伝資源に依存して完成された発明創造について、審査官は出願人による登記票の提出があるかを審査しなければならない。

出願人による登記票の提出がない場合は、審査官は審査意見通知書において、登記票の補充提出を出願人に告知し、どの遺伝資源の由来開示が必要かを具体的に指示し、理由を説明しなければならない。

出願人が提出した登記票には、一部の遺伝資源の由来しか開示されていない場合、審査官は審査意見通知書において、登記票に漏れた部分を補充するように出願人に告知し、由来開示の補足が必要とされる遺伝資源を具体的に指示し、理由を説明しなければならない。

出願人による登記票の提出があった場合は、審査官は当該登記票において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来が明記されたか、そして原始的由来の明記のないものについて、理由説明があるかを審査する。出願人が記入した登記票で規定事項に合致しない場合は、審査官は審査意見通知書において登記票の欠陥を指摘すべきである。出願人による意見陳述又は補正の後でも尚、専利法第26条5項の規定に合致しない場合、審査官はその専利出願を却下すべきである。

注意してほしいのは、登記票中の内容は元の説明書や権利要求書の記載内容に該当しないため、説明書の公開が充分であるかを判断する根拠としてはならず、説明書と権利要求書を修正するためのベースにすることもできない。

第三部分

国内段階に移行する

国際出願の審査

第一章 国内段階に移行する国際出願の方式審査と事務処理

1. 序文

特許協力条約（即ちPCT）に基づいて提出された国際出願で、中国における発明専利又は実用新案専利による保護を受けたいを明記した場合は、国際段階の手続きを完了後に、専利法実施細則103条、104条の規定に基づき、専利局で中国国内段階移行（以下、国内段階移行という）手続を行うことにより、国内段階移行手続を開始しなければならない。国内段階移行手続には、特許協力条約の許容限度内で行われる方式審査と国内の公開、国際調査と国際方式審査の結果を参考に行われる実体審査、査定又は却下、及び生じえるその他の手続が含まれる。

本章では、国際出願の国内段階移行となる条件の審査、国内段階移行における国際出願の方式審査及び国内段階移行における国際出願の事務処理などの内容に関わっている。本章では、前述した内容の中の特殊な事項のみについて説明し、規定している。国内出願と同一なその他の事項で、本章には説明、規定のないものは、本指南第一部分第一章、第二章及び第五部分の規定を参照する。

本章で係わっている方式審査と事務処理の主な内容は以下のとおりである。

(1) 専利法実施細則105条に基づき、国内段階移行を声明した国際出願が所定条件に合致しているか否かを審査し、中国において効力がない、或いは効力を喪失した出願を処置する。

(2) 専利法実施細則104条に基づき、国際出願の国内段階移行時において規定に合致している最初の出願の中国語訳文（以下、訳文という）又は書類を提出したか否かを審査し、専利法実施細則44条に基づき、訳文と書類が規定に合致しているか否かを審査し、規定に合致しない出願を処置する。

(3) 専利法実施細則106条に基づき、出願人が国際段階で行われた補正書類の訳文の提出時期が規定に合致しているか否かを審査し、規定に合致しない書類を処置する。

(4) 専利法実施細則104条、107条、108条、109条、110条、112条、113条及び専利法18条、19条1項に基づき、出願に関連しているほかの書類が提出されたか、そして規定に合致しているか否かを審査する。欠陥がある場合、相応な処置を行う。

(5) 専利法実施細則 114 条に基づき、国際出願の国内の公開などの事務を処理する。

2. 国際出願の国内移行手続の審査

中国で専利保護を受けたい国際出願については、出願人が専利法実施細則 103 条で規定した期限以内に、国内段階移行手続をしなければならない。中国において効力がない、或いは中国における効力を喪失した国際出願は、国内段階移行してはならない。国内段階移行手続を行う場合、専利法実施細則 104 条の規定に合致しなければならない。

出願人が国内段階移行手続を行う際に、優先権主張の取り下げを提出した場合、当該手続を行う期限は依然として当初最も早い優先権日から起算する。

中国では特許協力条約とその実施細則の関連規定を保留にしたため、国際出願の優先権が国内段階移行において成立しなくなる場合、国内段階移行手続を取る期限は依然として当初最も早い優先権日から起算する。

国内段階移行となる国際出願の書類提出の場所と方式は、本指南第五部分第三章の規定を適用する。国内段階移行となる国際出願の費用納付は本章で規定したものを除き、本指南第五部分第二章の規定を適用する。

2.1 中国で効力がない場合

国際出願日がすでに確定されたすべての国際出願は、受理官庁によって特許協力条約 11 条に合致するか否かを審査し、かつ肯定的な結論を下されたものである。故に、国際出願で中国を指定した場合、専利法実施細則 102 条の規定によると、専利局は当該出願に正式な国内出願効力を有することを認めなければならない。審査官は国内段階移行を声明した国際出願の中国に対する指定が相変わらず有効であるか否かを審査しなければならない。

国内段階移行を声明した国際出願の国際公開文書に中国を指定した旨の記載がない場合は、当該国際出願は中国で効力を有しない。審査官は国際出願が中国国内に移行できない旨の通知書を発行し、当該国際出願の国内段階移行手続を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。

2.2 中国における効力を喪失した場合

2.2.1 国際事務局による効力を喪失する旨の通知

国内段階移行を声明した国際出願について、国際事務局が国際段階において、専利局に「国際出願の取り下げ」（様式 PCT/IB/307）又は「国際出願見なし取り下げ」（様式 PCT/IB/325）通知を伝送したか、若しくは当該国際出願で中国に対する「指定の取り下げ」（様式 PCT/IB/307）を伝送した場合、専利法実施細則 105 条 1 項 (1) 号の規定によって、当該国際出願は中国での効力が終了する。審査官は国際出願の中国国内に移行できない旨の通知書を発行し、当該国際出願の国内段階移行手続を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。

2.2.2 国内段階移行が遅れた場合の手続

出願人が、専利法実施細則 103 条で規定した期限以内に国内段階移行手続を取っていないか、若しくはすでに国内段階移行手続を取ったが、専利法実施細則 104 条 1 項 (1) 号から (3) 号の規定に合致しない場合、専利法実施細則 105 条 1 項 (2) 号と (3) 号の規定によって、当該国際出願は中国での効力が終了する。審査官は国際出願が中国国内に移行できない旨の通知書を発行し、当該国際出願の国内段階移行手続を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。

出願人が、専利法実施細則 103 条で規定した期限以内に取った国内段階移行手続が規定に合致しない場合、審査官は、国内段階移行手続に欠陥があり、受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。出願人は所定期限の満了前に再度国内段階移行手続を取り、かつ前述の欠陥を克服した場合、当該国際出願が中国で依然として効力を有する。

専利法実施細則 103 条で規定した期限に遅延したことによって、国際出願の中国での効力が終了となり、出願人が専利法実施細則 6 条 2 項に基づき権利の回復を請求した場合、審査官は、専利法実施細則 105 条 2 項の規定に基づいて当該請求を受け入れない旨を出願人に通知しなければならない。もし出願人が、前述の期限の遅延は不可抗力事由に起因した旨を申し立てたなら、審査官は、専利法実施細則 6 条 1 項の規定

を参照して処理しなければならない。

2.2.3 選定について

国際出願が所定の期限以内に中国を選定し、かつ当該選定が国内段階移行時になるまで依然として有効である場合、専利法実施細則 103 条で規定した期限以内に国内段階移行手続を取らなければならない。

中国を選定したか否かは、国際事務局から伝送される「選定通知書」（様式 PCT/IB/331）を根拠としなければならない。

国際事務局が「選定通知書」を伝送した後に、また「願書又は選定通知書の取り下げ」（様式 PCT/IB/339）又は「願書みなし未提出又は選定みなし未実行の通知書」（様式 PCT/IB/350）を伝送し、かつ前述の通知書が選定の取り下げ、又は選定のみなし未実行に係わっている場合、表記された国に「CN」があれば、当該国際出願が中国に対する選定は無効である。

2.3 国内段階移行の処理

規定に従って国内段階移行手続を行う国際出願は、審査した結果、中国での効力を有し、かつ専利法実施細則 104 条 1 項 (1) 号から (3) 号の要求に合致している場合、専利局は国内出願番号を付与し、国際出願の国内段階移行日（以下、移行日という）を明確にし、かつ国際出願の中国国内段階移行通知書を発行しなければならない。移行日とは専利局で専利法実施細則 104 条 1 項 (1) 号から (3) 号の規定に合致する国内段階移行手続を行う日をいう。前述の要求を満たす国内段階移行手続を同じ日に行う場合、その日が移行日になる。前述の要求を満たす国内段階移行手続を違う日に行う場合、国内段階移行手続を行う最後の日を移行日とする。以降の審査許可手続において、出願人が行う各種手続や、審査官が発行する各種の通知には、国内出願番号を明示しなければならない。

3. 国内段階移行時に提出する出願書類の審査

3.1 国内段階移行の書面声明

3.1.1 国際出願日

国際出願日は、国際段階において受理官庁が確定したものである。国際出願日が国際段階において何らかの理由で変更された場合、変更後の日付を基準とする。国内段階移行の書面声明（以下、移行声明という）に記入される国際出願日は、国際公開文書のフロントページでの記載と同一でなければならない。一致しない場合、審査官は国際公開文書の記載内容に準拠して職権に基づいて補正を行い、かつ補正内容を出願人に通知しなければならない。

中国が特許協力条約とその実施細則の関連規定について保留にしたため、中国に対する出願日を改めて確定する必要があるものを除き、受理官庁で確定した国際出願日は、当該出願の中国での実際出願日と見なされる。

3.1.2 保護の類型

専利法 9 条 1 項では、同様の発明創造に対し 1 つの専利権のみを付与すると規定している。中国を指定した国際出願は国内段階移行手続を取る際に、「発明専利」と「実

用新案専利」のどちらを求めたいかを選択しなければならない。二者択一であって、同時に「発明専利」と「実用新案専利」の両方を請求することは許されない。規定に合致しない場合、審査官は国際出願が中国国内に移行できない旨の通知書を発行しなければならない。

3.1.3 発明の名称

移行声明における発明の名称が国際公開文書のフロントページにおける記載と同一でなければならない。外国語で国際公開を行う国際出願において、発明の名称の訳文は原意を的確に表現する以外、訳文を簡潔に短くしなければならない。訳文には余分な単語がない限り、本指南第一部分第一章第4.1.1節の規定に基づいて発明の名称の字数を制限してはならない。

国際公開文書のフロントページに記載した発明の名称は一般的に、最初の国際出願願書に由来するが、国際調査機関の審査官が確定した個別なものもある。国際調査機関の審査官が確定したものは、移行声明には当該審査官が確定した発明の名称の訳文でなければならない。

国内段階移行時において発明の名称の補正を要請する場合、出願書類の補正との形式により申し立てなければならない。補正後の発明の名称を移行声明に直接に記入してはならない。国内の公開時に、補正後の発明の名称を公開しない。

3.1.4 発明者

3.1.4.1 発明者情報の確定

国際段階において国際事務局で変更が記録された場合を除き、移行声明に記入される発明者は、国際出願願書に明記された発明者でなければならない。特許協力条約では、国際出願において複数の発明者がいる場合、指定国別に異なる発明者を記載することができる」と規定している。このような場合、移行声明に記入されるのは中国における発明者でなければならない。外国語で国際公開を行う場合、発明者の氏名を的確な中国語に訳さなければならない。審査官は、移行声明に明記された発明者氏名を、国際公開文書のフロントページでの記載と照合しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

国際段階において、国際事務局がかつて「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）を送付することにより、発明者又は発明者氏名の変更を通知した場合、専利局に対する申告がなされたものと認め、移行声明には直接に変更後の情報を記入しなければならない。審査官は国際事務局からの通知に基づき、移行声明に明記された該当の内容を国際公開文書及び通知書に記載された情報と照合しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行して、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

中国における発明者は、国際事務局で死亡と登記された場合、国内段階移行時には依然として発明者として移行声明に記入しなければならない。

3.1.4.2 国際出願に発明者の記載がない場合

国際公開文書に発明者氏名が記載されていない国際出願は、国内段階移行時に、移行声明に発明者を明記するよう、補正しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は出願人に補正通知書を発行し、補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。審査官は発明者の資格について審査する必要がない。

3.1.4.3 発明者氏名の訳

国際段階で、発明者氏名の記載方法は姓を前に、名を後にし、移行声明に発明者の氏名訳を記入する際の姓と名の前後順序は、その属する国における慣習的な記載方法に基づいて記入しなければならないと規定されている。

出願人は、移行声明に記入された発明者の氏名訳が的確ではないと判断した場合、専利局による発明専利出願の公開又は実用新案専利権の公告のための準備作業が完了する前に、自発補正の方式により提出することができる。審査官は補正された氏名訳が原文と合致していることを審査を経て確認できた場合、補正を受け入れ、かつ国内の公開又は公告において新たな氏名訳を使用しなければならない。専利局による準備作業の完了後に、発明者の氏名訳の補正を要求する場合、記載事項変更手続を取らなければならない。

3.1.5 出願人

3.1.5.1 出願人情報の確定

移行声明に記入される出願人は、国際段階において国際事務局で変更が記録された場合を除き、国際出願願書に明記された出願人でなければならない。国際出願において複数の出願人がいる場合、特許協力条約の規定によって、指定国別に異なる出願人を記載することができるとなっている。移行声明に記入されるのは中国における出願人でなければならない。国際公開が外国語で行われる場合、出願人の氏名又は名称、住所を的確な中国語に訳しなければならない。出願人が企業又はその他組織である場合、その名称は正式な中国語訳文の全称を使用しなければならない。審査官は、移行声明に明記された内容を、国際公開文書のフロントページにおける記載と照合しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は出願人に補正通知書を発行して、補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

国際段階において、国際事務局がかつて「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）を伝送することにより、出願人の変更又は出願人の氏名や名称、住所の変更を通達した場合、専利局に対する申告がなされたものとして認め、移行声明に直接変更後の情報を記入しなければならない。審査官は国際事務局からの通知に基づき、移行声明に明記された該当の内容を国際公開文書及び通知書に記載された情報と照合しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は出願人に補正通知書を発行して、補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

国際事務局で死亡と登記された出願人は、死亡した出願人の承継人がまだ確定していない場合を除き、国内段階移行時に移行声明に記入してはならない。

特許協力条約において、出願人の国籍や住所がその声明したとおりであるか否かについて、受理官庁が自国法令に基づいて審査し、決定するものとする規定した。受

理官庁で審査された情報は国際事務局が出版した国際公開文書のフロントページに記載され、審査官は一般的に、疑問を提示してはならない。

3.1.5.2 出願人の資格

出願人が外国人、外国企業又は外国のその他組織である場合、専利法 18 条の規定に基づき、出願人に出願を提出する資格を有するか否かを審査しなければならない。

国際出願は出願人 1 名で提出する場合、当該出願人が通常、PCT 加盟国の国民又は住民であり、少なくともパリ条約の加盟国の国民又は住民である。そのため、出願人に変化がない場合、専利法 18 条の規定に合致するか否かを審査する必要がない。国際出願において、出願人が 2 名か 2 名以上いる場合、特許協力条約では、少なくともうちの 1 名が PCT 加盟国の国民又は住民であればよいと規定している。この規定によると、国際出願の提出時に、中国に係わる出願人は PCT 加盟国以外の国の国民又は住民である可能性がある。また、特許協力条約では国際出願の提出時の出願人の所属国を限定しているが、出願人の変更時の譲受人の所属国については一切規定していない。

国内段階移行時、出願人又は一部の出願人の所属国は、PCT 加盟国以外の国になる可能性がある。こうした場合、本指南第一部分第一章第 4.1.3.2 節の規定に基づいて審査しなければならない。出願人全員が、専利法 18 条の規定に合致していない場合、当該出願を却下しなければならない。一部の出願人が専利法 18 条の規定に合致していない場合、審査意見通知書を発行して、資格を有しない出願人を削除するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が削除を拒否する場合、当該出願を却下しなければならない。

3.1.5.3 出願人名称の訳

国際段階において、出願人が個人である場合の氏名の記載方法は、姓を前に、名を後にし、移行声明に出願人の氏名訳を記入する際の姓と名の前後順序は、その属する国における慣習的な記載方法に従って記入しなければならないことを規定されている。

出願人が、移行声明に記入された出願人の氏名訳が的確ではないと判断した場合、専利局による発明専利出願の公開又は実用新案専利権の公告のための準備作業が完了する前に、自発補正の方式により提出することができる。審査官は補正された氏名訳が原文と合致していると審査を経て確認できた場合、補正を受け入れ、かつ国内の公開又は公告において新たな氏名訳を使用しなければならない。専利局による準備作業の完了後に、出願人が氏名訳の補正を要求する場合、記載事項変更手続を取らなければならない。

3.1.6 審査の基礎となる書類の声明

国際段階において、出願人が国際調査報告を受け取った後、特許協力条約 19 条の規定に基づいて権利要求書を補正することができるが、補正は所定の期限以内に国際事務局に提出しなければならない。国際方式審査の過程において、出願人がさらに、特許協力条約 34 条の規定に基づき、説明書や添付図面、権利要求書を補正することができるが、補正は国際方式審査機構に提出しなければならない。このほか、国際出願の国内段階移行時に、出願人は特許協力条約 28 条又は 41 条に基づいて補正を提出する可能性もある。

そこで、国際出願の国内段階移行時に、最初の出願書類に加えて、一部或いは複数

部の補正書類を提出することも考えられる。出願人は移行声明の審査の基礎の欄に、後続手続きにおいて根拠とすべき書類を明記しなければならない。つまり、審査の基礎となる書類について声明しなければならない。

国際段階及び国内段階移行後のいずれにおいても、出願を補正していない場合、審査の基礎は最初の出願でなければならない。国際段階又は国内段階移行時において補正を施し、かつ審査の基礎となる書類の声明において明記した場合、審査に使用される書類は、補正書類で最初の出願の相応の部分差し替えた後の書類でなければならない。国際段階において補正を施したのに、審査の基礎となる書類の声明には明記していない場合、当該補正が放棄されたものと見なすものとし、専利局では当該補正を考慮しない。

審査の基礎となる書類の声明で言及した、国際段階における特許協力条約 19 条に基づいた補正は、国際公開文書において相応の内容が記載されなければならない。特許協力条約 34 条に基づいた補正は、専利性に関する国際予備審査報告の後に相応の内容が添付されなければならない。審査の基礎となる書類の声明で言及した国際段階における補正が、実際に存在しない場合、審査官は補正通知書を発行し、移行声明における審査の基礎欄の中の該当内容を補正するよう、出願人に通知しなければならない。

審査の基礎となる書類の声明で国際段階における補正に言及した場合、移行日から起算する 2 ヶ月以内に当該補正書類の訳文を提出しなければならない。期限内に提出されない場合、声明で言及した補正を考慮しないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。

3.2 最初の出願の訳文と添付図面

専利法実施細則 104 条 1 項 (3) 号の規定によると、国際出願が外国語で提出された場合、国内段階移行時に、最初の国際出願の説明書と権利要求書の訳文を提出しなければならない。訳文と原文が明らかに合致しない場合、当該訳文を移行日確定の基礎としない。

専利法実施細則 104 条 1 項 (5) 号の規定によると、国際出願が外国語で提出された場合、要約書の訳文を提出し、添付図面と要約書添付図面がある場合、添付図面の副本と要約書添付図面の副本を提出し、添付図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換えなければならない。

3.2.1 説明書と権利要求書の訳文

説明書、権利要求書の訳文は、国際事務局が伝送した国際公開文書における説明書、権利要求書の内容と一致しなければならない。訳文は完備されて、かつ原文に忠実しなければならない。出願人は、如何なる補正内容でも最初の出願の訳文に加えてはならない。

国際公開文書に、差し替え頁や更正頁と表記してある内容は一般的に、最初の出願の内容として見なす。国際出願の提出時には説明書、権利要求書の内容の一部とされたものが、受理官庁で審査した結果、「考慮しない」と宣告され、かつ国際公開文書において表記された場合、訳文の中も中国語で同様に表記しなければならない。例えば、添付図面を提供していないが、説明書において添付図面の内容について言及した場合。

説明書（添付図面を含む）や権利要求書に、倫理又は公共秩序に違反する内容、若

しくはその他貶すような記述が含まれる場合、国際事務局で認定され、かつ国際公開時に削除された内容は、最初の出願の訳文に加えてはならない。もし、前述の内容がまた訳文に現れたなら、審査官は出願人に補正通知書を発行し、訳文の中の誤りを補正するよう通知しなければならない。国際公開時に前述の内容を削除しておらず、かつ訳文に現れた場合、本指南第一部分第一章第7節の規定を参照したうえ処理しなければならない。

国際段階において、国際出願の説明書、権利要求書に、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列が含まれ、かつ配列表は説明書の単独した一部分として提出される場合、訳文の提出時にも、これを説明書の単独した一部分とし、かつ単独に頁番号を作成しなければならない。出願人はさらに、当該配列表と一致したコンピュータ読み取り可能な形式による副本を提出しなければならない。もし、提出したコンピュータ読み取り可能な形式による副本に記載された配列表が、説明書の中の配列表と一致しない場合は、説明書の中の配列表を基準とする。コンピュータ読み取り可能な形式による副本を提出しないか、若しくは提出した副本が説明書の中の配列表と明らかに一致しない場合は、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

配列表部分の任意記載内容が説明書の主要部分に記載された場合、配列表部分の如何なる文字も翻訳する必要がない。

国際段階において、国際出願の説明書に用紙が400頁以上になるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表部分を含む場合、国内段階移行時に、規定に合致したコンピュータ読み取り可能な形式による配列表のみ提出すればよい。

説明書で引用したコンピュータプログラミング言語は翻訳する必要がない。引用した参考資料における編集者の氏名、文献の標題の翻訳は、国内の公開の要求を満たせばよいとする。

3.2.2 添付図面

専利法実施細則104条1項(5)号の規定によると、国際出願が外国語で提出された場合、添付図面があれば、添付図面の副本を提出しなければならない。添付図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、かつ改めて添付図面を製図し、そして原文を中国語に書き換えて適切な箇所に表記しなければならない。添付図面の中の文字内容が専利法実施細則18条の規定に合致しなくても、最初の出願に従って訳さなければならない。改めて製図した添付図面は、国際公開文書における添付図面と同一であると同時に、本指南第一部分第一章第4.3節における添付図面の様式要求を満たさなければならない。

添付図面の中の「Fig」という単語は中国語に翻訳しなくてもよい。添付図面の中にあるコンピュータプログラミング言語、又はディスプレイの表示画像とする一部の文字内容は中国語に翻訳しなくてもよい。

規定に合致しない場合は、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

3.2.3 要約書の訳文及び添付図面

要約書の訳文は、国際公開文書のフロントページに記載された要約書の内容と一致

しなければならない。国際調査機構の審査官が、出願人から提出された要約書について修正を行った場合、修正後の要約書の訳文を提出しなければならない。例えば、国際調査報告が初回公開された国際公開文書 A2 には含まれていないが、それ以降に公開された国際公開文書 A3 に含まれ、かつ国際公開文書 A3 と国際公開文書 A2 のフロントページに記載された要約書の内容が異なる場合、国際公開文書 A3 の中の要約書内容に基づいて翻訳しなければならない。

訳文は、原文の内容を変えない前提で、簡潔に短くしなければならない。余分な単語がない限り、審査官は、専利法実施細則 23 条 2 項における要約書の字数についての規定を理由として、出願人に補正を要求したり、職権に基づいて補正したりしてはならない。

国際公開に要約書がない場合でも、国内段階移行時には、出願人が国際出願の最初の要約書の訳文を提出しなければならない。

国際出願に要約書添付図面がある場合、要約書添付図面の副本を提出しなければならない。要約書添付図面の副本は、国際公開時の要約書添付図面と一致しなければならない。添付図面に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、かつ改めて添付図面を製図し、原文を中国語に書き換えて適切な箇所に表記しなければならない。初回公開に調査報告が含まれておらず、かつ初回公開された国際公開文書 A2 と、以降に公開された国際公開文書 A3 で使用された要約書添付図面が一致しない場合、以降に公開された時の要約書添付図面に準じなければならない。

規定に合致しない場合は、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

3.3 中国語による国際公開を行った国際出願

中国語を使用して国際公開を完了させる国際出願は、国内段階移行時には移行声明、最初の出願の要約書の副本及び要約書添付図面（要約書添付図面がある場合）の副本のみ提出すればよい。説明書、権利要求書及び添付図面の副本を提出する必要がない。ただし、中国語で提出される国際出願の国際公開の完了前に、出願人が早期処理を請求し、かつ国内の公開の早期実行を要求する場合、さらに最初の出願の説明書、権利要求書及び添付図面（添付図面がある場合）の副本を提出する必要がある。

3.4 期限満了前の処理

特許協力条約 23 条 (1) では、22 条に基づいた適用期限の満了前に、如何なる指定官庁でも、国際出願の処理又は審査を行ってはならないと規定した。適用期限とは優先権日から起算する 30 ヶ月のことをいう。同時に 23 条 (2) では、(1) の規定があるにかかわらず、指定官庁は出願人の明白な請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができると規定した。選択官庁について、特許協力条約 40 条でも相応した規定が成されている。

3.4.1 処理を繰り上げる場合

優先権日から起算する 30 ヶ月の期間が満了する前に国際出願の処理と審査を専利局に請求する場合、専利法実施細則 111 条の規定によると、出願人は 103 条と 104 条に述べた国内段階移行手続を取る以外、以下に掲げる手続も取らなければならない。

(1) 特許協力条約 23 条 (2) の規定に基づいて明白な請求を提出する。

(2) 国際事務局がまだ専利局に国際出願を伝送していない場合、出願人は確認を受けた国際出願の副本を提出しなければならない。当該副本は、受理官庁の確認を受けた「受理用写し」の副本、又は国際事務局の確認を受けた「登記用写し」の副本である。

(3) 或いは出願人は、特許協力条約実施細則 47.4 の規定に基づいて専利局に国際出願の副本を伝送することを国際事務局に要求するか、若しくは専利局に、国際事務局に国際出願副本の伝送を要求するよう、請求することができる。

前述の要求を満たした国際出願について、審査官は迅速に処理、審査しなければならない。

3.4.2 一時的に処理を行わない場合

優先権日から起算する 30 ヶ月の期限が満了する前に国内段階移行手続を取ったが、専利法実施細則 111 条に挙げられた手続を取っていない国際出願は、特許協力条約の規定に基づき処理を見送るものとする。

4. 国際段階における補正書類の訳文の審査

4.1 特許協力条約 19 条に基づいて補正した権利要求書の訳文

出願人は特許協力条約 19 条に基づいて補正した権利要求書を審査の基礎とすることを声明し、かつ当該補正の国際公開が外国語を使用した場合、出願人は国内段階移行手続を取る際に、遅くても移行日から起算する 2 ヶ月以内に訳文を提出しなければならない。専利法実施細則 106 条の規定によると、当該期限以降に訳文が提出される場合、補正部分を考慮しないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。国際公開文書の中に特許協力条約 19 条 (1) に基づいて提出した補正声明が含まれ、かつ出願人が審査官に当該声明を考慮するよう要求した場合、補正後の権利要求書の訳文の提出と同時に、当該声明の訳文も提出しなければならない。

補正された権利要求書（請求項の補正、追加、削除を含む）の訳文は、国際公開文書に記載された相応の部分の内容と一致しなければならない。国際段階において提出されたものの、特許協力条約実施細則 46 条の規定に合致しないため国際事務局に受け入れてもらえなかった補正は、国内段階移行時に特許協力条約 19 条に基づいた補正として提出してはならない。

補正部分の訳文は、最初の出願の訳文の対応した部分と相互に差し替え可能な補正頁に作成しなければならない。補正された権利要求書の訳文の 1 頁目の上方に、「権利要求書（特許協力条約 19 条に基づいた補正）」と表記しなければならない。

国内段階移行後に当該補正書類の訳文を提出する場合、追加提出補正書類の訳文又は補正書類表を添付し、当該表に補正後の内容を審査の基礎とする意志を明示しなければならない。

特許協力条約 19 条に基づいて補正した権利要求書の訳文は、最初の出願の権利要求書の訳文と一緒に公開され、当該訳文は本指南における公開の様式要求を満たさなければならない。

補正書類の訳文が規定に合致しない場合は、審査官は補正書類欠陥通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。

特許協力条約 19 条に基づいて補正した権利要求書をさらに国際方式審査の基礎とし、かつ国内段階移行時に、出願人がそれを専利性に関する国際予備報告の付属書類の訳文として提出した場合、国内の公開時に当該訳文を公開しないものとする。

4.2 特許協力条約 34 条に基づいて作成した補正の訳文

出願人が特許協力条約 34 条に基づいた補正を審査の基礎とすることを声明し、かつ当該補正が外国語でなされた場合、国内段階移行手続を取る際に、遅くとも移行日から起算する 2 ヶ月以内にその訳文を提出しなければならない。当該期限以降に訳文を提出する場合、補正部分を考慮しないものとし、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。

補正部分の訳文の内容は、国際事務局から伝送された専利性に関する国際予備審査報告に付属された補正頁の内容と一致しなければならない。国際段階において出願人が特許協力条約 34 条に基づいて補正したことを声明したものの、審査官に採用してもらえなかったことから、専利性に関する国際予備審査報告の付属書類として伝送されていない場合、国内段階移行時に出願人は当該内容を特許協力条約 34 条に基づいた補正として専利局に提出してはならない。

補正部分の訳文は、最初の出願の訳文の対応した部分と相互に差し替え可能な補正頁に作成しなければならない。補正のためその頁の内容が増加した場合、その頁の後に 1 頁又は数頁を補入してもよい。その頁番号は「Xa」、「Xb」或いは「X-1」、「X-2」とする。補正のためある頁が完全に削除された場合、補正説明に明記しなければならない。権利要求書のある項目が削除された場合、もとの番号を保留にして、「削除」と表記することができ、または補正後の権利要求書の請求項に改めて連番を付けて、説明を付記することもできる。補正の訳文の前に簡単な補正説明を添付しなければならない。当該説明の上方に、「専利性に関する国際予備審査報告付属書類の訳文」と表記しなければならない。補正説明には補正に関連している部分のみ明記すればよい。

国内段階移行後に、専利性に関する国際予備審査報告付属書類の訳文を提出する場合、追加提出補正書類の訳文又は補正書類表を添付し、その表において、当該補正を審査の基礎とする意志を明示しなければならない。

補正書類の訳文が規定に合致しない場合は、審査官は補正書類欠陥通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正しない場合、審査官は補正を考慮しない旨の通知書を発行しなければならない。

専利性に関する国際予備審査報告付属書類の訳文は国内の公開時に公開しないものとする。

5. その他書類の審査

5.1 委任と委任状

5.1.1 委任

中国大陸地区には常時居住地又は営業所のない外国出願人は、その国際出願が国内段階移行時に、専利代理機構に関連事務の取り扱いを委任しなければならない。出願人が専利代理機構に委任していない場合、審査官は本指南第一部分第一章第 6.1.1 節における関連規定を参照して処理しなければならない。

中国大陸地区に常時居住地又は営業所のある出願人は、その国際出願が国内段階移

行時に、専利代理機構に委任しなくてもよい。

5.1.2 委任状

国際出願が国内段階移行時に提出する委任状は、本指南第一部分第一章第 6.1.2 節の規定に合致する以外、国際出願番号や出願人（即ち依頼人）の原言語による氏名又は名称及び中国語の氏名訳を明記しなければならない。出願人の原文による氏名又は名称は、変更された場合を除き、国際公開文書のフロントページの記載と同一な言語を使用し、かつ内容が完全に一致しなければならない。国際段階で変更が施された場合、「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）に記載された変更後の内容と完全に一致しなければならない。氏名訳は移行声明に記載されたものと完全に一致しなければならない。

国内段階移行と同時に出願人変更手続を取る場合、変更後の出願人が署名した委任状のみ提出すればよい。

国際出願の国内段階移行時に委任状を提出していないか、若しくは提出された委任状に欠陥がある場合、本指南第一部分第一章第 6.1.2 節における関連規定を適用する。

5.2 優先権主張

5.2.1 優先権主張の声明

専利法実施細則 110 条 1 項の規定によると、出願人が国際段階においてすでに 1 つ又は複数の優先権を主張し、かつ国内段階移行時に当該優先権主張が継続して有効である場合、すでに専利法 30 条の規定に基づいて書面声明を提出したものと見なす。

中国が特許協力条約とその実施細則の関連規定を保留にしたため、専利局は国際出願の国際段階において回復される優先権（例えば、国際出願日が当該優先権日から起算する 12 ヶ月以降、14 ヶ月以内にある）を認めないものとし、相応の優先権主張は中国において効力を生じない。審査官は当該優先権主張について、優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

出願人は、移行声明に先の出願の出願日、出願番号及び最初の受理機構名称を的確に明記しなければならない。次の段落に挙げられる状況を除き、明記される内容は国際公開文書のフロントページの記載と一致しなければならない。審査官は不一致な箇所を発見した場合、国際公開文書のフロントページの記載内容に準拠して、移行声明の中の不適合箇所を職権に基づいて補正し、かつ適時に出願人に通知しなければならない。

国際事務局がかつて専利局に伝送した「優先権主張取り下げ通知書」（様式 PCT/IB/317）又は「優先権主張見なし未提出通知書」（様式 PCT/IB/318）に関連している優先権主張は、すでに効力を喪失したものと見なし、移行声明に記載してはならない。規定に合致しない場合、審査官は当該優先権主張について、優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

国際段階において受理官庁が優先権主張の有効性、即ち、優先権の基礎となる先の出願がパリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国において提出されたか否か、出願人がパリ条約加盟国の国民や住民であるか否か、先の出願の出願日が国際出願日前の 12 ヶ月以内にあるか否かなどについて審査しており、かつ前述の条件に合致しない優先権主張を未提出とみなすと宣告している場合、専利局は疑問を提示しないものとする。

出願人が国際段階において先の出願の出願番号を提供していない場合、移行声明に

これを明記しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限内に回答がないか、或いは補正後でも規定に合致しない場合、審査官は当該優先権主張について、優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

出願人は、国際段階において提出した優先権の書面声明の中のある事項に記載ミスがあると判断した場合、国内段階移行手続を取ると同時に、或いは移行日から起算する2ヶ月以内に補正請求を提出してよい。補正請求は書面による形式で提出し、補正後の優先権事項を明記しなければならない。出願人が国際事務局に対して先の出願書類の副本を提出していない場合、補正請求の提出とともに、補正の根拠として先の出願書類の副本を添付しなければならない。規定に合致しない場合、当該補正請求は提出していないと見なされる。

国内段階移行時に、新たな優先権主張の提出は認めない。

5.2.2 先の出願書類の副本の提供

特許協力条約実施細則 17 条の規定によると、出願人がすでに受理官庁に対して先の出願書類の副本を提出していたか、若しくは受理官庁に先の出願書類の副本の作成要求を提出していた場合、専利局は出願人本人に先の出願書類の副本の提供を要求してはならない。当該先の出願書類の副本は、専利局が国際事務局に対して請求する。専利局の審査官は、先の出願書類の副本を照査する必要があると判断した場合、国際事務局に対して、当該出願の先の出願書類の副本の伝送を請求しなければならない。例えば、国際調査報告における関連書類の欄に、「PX」、「PY」書類などと表記があるか、若しくは国際調査機構の審査官が検索したが見つからず、専利局の実体審査担当審査官が追加検索において「PX」、「PY」などの書類を検索の結果見つかった場合。

国際事務局が専利局に、出願人が国際段階において規定に基づいて先の出願書類の副本を提出していないことを通知した場合、審査官は手続実行補正通知書を発行し、出願人に指定期限内で提出するよう、通知しなければならない。期限内に提出されない場合、審査官は相応の優先権主張について、優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

5.2.3 先の出願書類の副本の審査

国際事務局が先の出願書類の副本を提供しているか、或いは出願人が先の出願書類の副本を後から提出している場合、審査官は先の出願書類の副本を審査しなければならない。

5.2.3.1 優先権声明と一致しない場合

審査官は先の出願書類の副本を根拠に、優先権声明における各項目の内容をチェックしなければならない。先の出願書類の副本の記載内容と比べて、1項や2項が一致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限内に回答がないか、或いは補正後でも規定に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

5.2.3.2 優先権を享有する証明の提供

審査官は、国際出願の出願人が出願日の時点で、出願に明記してある先の出願の優先権を主張する権利を有するか否かをチェックしなければならない。専利局に対して

提出したものではない先の出願について、以下の状況の何れか 1 つに合致した場合、出願人が優先権主張の権利を有することを認めなければならない。

(1) 後願の出願人が先の出願の出願人と同一人である。

(2) 後願の出願人が先の出願の出願人のうちの一人である。

(3) 後願の出願人が、先の出願の出願人から譲渡、贈与又はその他方式によって成された権利移転によって、優先権を享有する。

(3) の場合、出願人が国際段階において要求に合致した優先権享有声明を行った場合を除き、出願人は相応の証明書類を提出しなければならない。証明書類に、譲渡人が署名するか、或いは押し印をしなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証を受けたコピーでなければならない。

審査した結果、国際出願の出願人が前述 (1)、(2) の状況に合致しないことを発見した場合、国際公開文書の中に出願人が行った当該先の出願の優先権を主張する権利を有する旨の声明が記載されているか否かを確認しなければならない。当該声明があり、かつ審査官は声明が信用できる真実なものと判断したなら、出願人に証明書類の提出を要求してはならない。声明がないか、若しくは声明が要求に合致しない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行しなければならない。期限内に回答がないか、或いは補正後でも規定に合致しない場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

先の出願が中国で提出された国内出願である場合、審査官は本章第 5.2.6 節の規定を適用して、後願の出願人が出願に明記してある先の出願の優先権を主張する権利を有するか否かを審査しなければならない。

5.2.4 優先権主張費

優先権を主張している場合、出願人は移行日から起算する 2 ヶ月以内に優先権主張費を納付しなければならない。期限内に納付しないか、若しくは納付不足の場合、優先権を主張していないものと見なし、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。

5.2.5 優先権主張の回復

国際出願が国際段階において、特許協力条約実施細則 26 条の 2.2 の状況が発生し、国際事務局又は受理官庁から、優先権主張の見なし未提出として宣告された場合、出願人が国内段階移行手続を取ると同時に、優先権主張の回復請求を提出することができ、かつ回復費を納付する。出願人が国際事務局に対して先の出願書類の副本を提出していない場合、回復の根拠として先の出願書類の副本を同時に添付しなければならない。未提出とみなされた優先権主張の関連情報が国際出願とともに公開されたことが、その条件になる。国内段階移行後に提出される回復請求は考慮しないものとする。

国際出願の国内段階移行後に、以下に掲げる状況の何れか 1 つによって、優先権の未主張と見なされた場合、専利法実施細則 6 条の規定に基づき、優先権を主張する権利の回復を請求することができる。

(1) 出願人が国際段階において先の出願の出願番号を提供しておらず、移行声明にも先の出願の出願番号を明記していない。

(2) 優先権主張声明の記入は規定に合致しているが、出願人は所定の期限までに先の出願書類の副本、又は優先権譲渡証明を提出していない。

(3) 優先権主張声明における先の出願の出願日、出願番号、最初の受理機構名称

のうちの1項目や2項目の内容が、先の出願書類の副本の記載と一致していない。

(4) 優先権主張声明の記入は規定に合致しているが、所定の期限までに優先権主張費を納付していないか、又は納付不足の。

請求項の回復についての処理は、本指南第五部分第七章第6節の関連規定を適用する。

前述の状況以外の理由によって、優先権の未主張と見なされた場合、回復しないものとする。

5.2.6 先の出願が中国で出願された場合

国際出願において優先権を主張する先の出願は、中国で提出された国内出願である場合、優先権の方式審査について、本章第5.2.3.2節を除き、他の国際出願の審査と完全に同一である。

先の出願が中国で提出された場合、優先権を主張する後願の出願人は先の出願の出願人と完全に一致するか、若しくは先の出願の出願人全員が、後願の出願人に優先権を譲渡していなければならない。前述の条件を満たさない場合、優先権を要求していないものと見なす。

先の出願が中国で提出された場合、優先権を主張する国際出願が国内段階移行となると、自国の優先権を主張するものと見なさなければならない。国際出願の提出時において優先権を主張する先の出願の主題が、専利法実施細則32条2項(1)、(2)、

(3)号に挙げられた状況の何れか1つにあたる場合、審査官は優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。国際出願の特殊な手続きのため、審査官は優先権が主張された先の出願については専利法実施細則32条3項の規定に基づいて処理をしない。同様に、国際出願の提出後に専利権が先の出願に付与されたといった状況についても、審査官は先の出願と後願に権利の重複付与となり得る問題を処理しない。前述の問題は、後続手続きで処理するよう保留しておく。

5.3 出典の付加

特許協力条約実施細則の規定によると、出願人が国際出願の提出時に、ある項目や部分の記載に漏れがあった場合、最初の国際出願日を保つために、先の出願の中の対応した部分を援用する方式により、漏れた項目や部分を付加することができる。うちの「項目」とは、全部の説明書又は全部の請求項をいう。「部分」とは、一部の説明書、一部の請求項、若しくは全部又は一部の添付図面をいう。

中国では特許協力条約実施細則の前述規定を保留にしたため、国際出願の国内段階移行時に、先の出願を援用する方式により、漏れた項目や部分を付加して最初の国際出願日を保つものについて、専利局が認めないものとする。

出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれた場合、出願人が国内段階移行手続を取る際に、移行声明においてこれを明記し、かつ中国に対する出願日の修正を請求した場合、出願書類において援用・付加の項目や部分を保留することが許容される。審査官は国際事務局から伝送された「援用項目又は部分の決定確認通知書」(様式PCT/RO/114)の記載を根拠に、当該国際出願の中国での出願日を改めて確定し、かつ出願日再確定通知書を発行しなければならない。出願日の再確定により、出願日が優先権日から起算する12ヶ月を超える場合、審査官はさらに当該優先権主張について、優先権を未主張とみなす通知書を発行しなければならない。出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれた場合に、もし出願人が国内段階移行手続を取る際に、これを明

記していないか、若しくは中国に対する出願日の修正を請求していないなら、出願書類において援用・付加の項目や部分を保留することが許容されない。審査官は補正通知書を発行し、出願人に援用・付加の項目や部分を削除するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。出願人は、後続手続きにおいて中国に対する出願日の修正を請求することによって、援用・付加の項目や部分を保留することはできない。

5.4 新規性を喪失しない公開

専利法実施細則 107 条の規定によると、国際出願に係わる発明創造が専利法 24 条 (1) 号又は (2) 号に挙げられた状況のいずれか一つに該当し、かつ国際出願の提出時に声明を行っている場合、移行声明の中でそれを説明し、かつ移行日から起算する 2 ヶ月以内に専利法実施細則 30 条 3 項で規定された関連証明文書を提出しなければならない。説明しないか、或いは期限内に証明文書を提出しない場合、その出願は専利法 24 条の規定を適用しない。

出願人が移行声明において、国際出願の提出時に新規性を喪失しない猶予を要求したことを明記した場合、国際公開文書のフロントページに相応の記載がなければならない。記載内容には、言及された新規性を喪失しない公開の発生日、場所、公開の種類及び博覧会や会議の名称が含まれる。移行声明で言及された博覧会は専利法実施細則 30 条 1 項で規定された状況に該当し、言及された学術会議又は学術会議は、専利法実施細則 30 条 2 項で規定された状況に該当しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は新規性を喪失しない猶予未要求とみなす通知書を発行しなければならない。

国際公開文書に記載されて、移行声明には明記されていない場合、出願人は移行日から起算する 2 ヶ月以内に補正することができる。

国際出願の特殊な手続きのため、証明資料の提出期限は移行日から起算する 2 ヶ月以内である。証明資料に関する要求は、本指南第一部分第一章第 6.3 節の規定を参照する。

5.5 生物材料見本の寄託事項

5.5.1 移行声明での明記

専利法実施細則 108 条 1 項の規定によると、出願人が特許協力条約の規定に基づき生物材料見本の寄託について説明を行った場合、移行声明においてこれを明記しなければならない。当該明記には、寄託事項を記載した書類の種類、そして必要な場合に、当該書類における該当内容の具体的な記載位置の明示を含むものとする。

寄託事項がフォーマット以外の形式で説明書に記載された場合、移行声明の所定の欄に、記載された内容の説明書の訳文における頁番号及び行数を明記しなければならない。審査官は訳文の相応の内容をチェックしなければならない。寄託事項が「微生物の寄託についての説明」（様式 PCT/RO/134）、又はその他単独な頁に記載された場合、当該表又は当該頁は国際公開文書に含まれていなければならない。審査官が照合した結果、移行声明で明記された訳文の相応の位置には寄託事項についての記載がないか、若しくは移行声明で明記された「微生物の寄託についての説明」（様式 PCT/RO/134）、又はその他別紙説明も国際公開文書に含まれていないことを発覚した場合、生物材料見本を未寄託とみなす通知書を発行し、当該生物材料見本の寄託説明

が行われていないことを認めなければならない。

出願人が国際段階において特許協力条約の規定に基づき、生物材料見本の寄託について説明を行ったが、移行声明の中では明記していないか、若しくは明記内容が的確でない場合、移行日から起算する4ヶ月以内に自発的に補正することができる。期限内に補正しない場合、当該生物材料見本の寄託説明が行われていないことを認め、審査官は生物材料見本を未寄託とみなす通知書を発行し、当該生物材料見本が寄託していないものと見なすことを出願人に通知しなければならない。

5.5.2 生物材料見本の寄託説明

専利法実施細則108条1項の規定によると、出願人が特許協力条約の規定に基づき生物材料見本の寄託について説明を行った場合、専利法実施細則24条(3)号の規定に合致しているものと見なす。

特許協力条約実施細則の規定によると、寄託される生物材料についての説明に含まなければならない事項は、寄託機関の名称と住所、寄託日、寄託機関が付与した寄託番号がある。当該説明は、国際事務局による国際公開準備作業の完了前に国際事務局に到着するなら、当該説明が適時に提出されたものと見なす。従って、出願人が移行声明において明記した生物材料見本の寄託説明は、説明書の一部、又は単独な頁として国際公開文書に含まれており、その内容に前述の規定事項が含まれている場合、審査官は要求に合致した説明として認めなければならない。国際段階において出願人が生物材料見本の寄託について説明を行っていないのに、移行声明では当該出願に生物材料見本の寄託に係わると明言した場合、審査官は生物材料見本を未寄託とみなす通知書を発行し、当該生物材料見本が寄託していないものとして見なすことを出願人に通知しなければならない。

もし出願人が出願日に、生物材料見本寄託証明書を提出し、かつ国際事務局がこれを国際出願の一部として国際公開文書に含めているなら、出願人が生物材料見本の寄託説明のうちの漏れ事項についての補完を請求する場合、審査官は国際公開文書の中の寄託証明書を根拠に、その補完や補正に同意してよい。

審査官が生物材料見本の寄託説明が寄託証明書に記載された寄託事項の内容と一致しないことを発覚し、かつその不一致は寄託説明の記載ミスに起因したことを確定できる場合、審査官は手続実行補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は生物材料見本を未寄託とみなす通知書を発行し、当該生物材料見本が寄託していないものとして見なすことを出願人に通知しなければならない。

生物材料見本の寄託について説明は、「微生物の寄託についての説明」(様式PCT/RO/134)、又は説明書以外のその他単独な頁による形式で提出された場合、国際出願の一部として、国内段階移行時は中国語に翻訳しなければならない。中国語に翻訳されていない場合、審査官は手続実行補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、生物材料見本の寄託説明が行われていないものとして見なし、審査官は生物材料見本を未寄託とみなす通知書を発行し、当該生物材料見本が寄託していないものとして見なすことを出願人に通知しなければならない。

5.5.3 生物材料見本の寄託証明書

国際出願の特殊な手続きのため、生物材料見本寄託証明書と生存証明書の提出期限

は移行日から起算する 4 ヶ月以内である。寄託証明書と生存証明書の内容の審査は、本指南第一部分第一章第 5.2.1 節の規定を適用する。

5.6 遺伝資源の由来

国際出願に係わる発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は移行声明においてこれを説明し、遺伝資源由来開示登記票に記入しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に補正するよう通知しなければならない。期限内に補正されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。補正されても規定に合致しない場合、当該専利出願は却下されなければならない。

5.7 国内段階移行後の出願書類に対する補正

専利法実施細則 112 条の規定によると、出願人は国内段階移行手続を取った後に所定の期限以内に専利出願書類の補正を提出することができる。このような補正は国内段階移行における補正と呼ばれる。

実用新案専利権の取得を求める国際出願について、出願人は移行日より 2 ヶ月以内に専利出願書類の自発補正を提出することができる。

発明専利権の取得を求める国際出願は、専利法実施細則 51 条 1 項の規定に基づき、出願書類の自発補正を提出することができる。

国際出願の国内段階移行時に、出願人が特許協力条約 28 条又は 41 条に基づいた補正を審査の基礎とすることを明確に要求した場合、最初の出願の訳文を提出すると同時に、補正書類を提出することができる。このような補正は専利法実施細則 112 条の規定に基づいた自発補正と見なす。

出願人が補正書類を提出する際に、詳細な補正説明を添付しなければならない。補正説明は、補正前・後の内容の対照表であっても、原文書の複製書類における補正の注記であってもよい。補正は国内段階移行時に提出された場合、補正説明の上方に「特許協力条約 28 条（又は 41 条）に基づいた補正」と表記しなければならない。

補正した内容は、差し替え頁の形で提出しなければならない。差し替え頁は、差し替えられる頁の内容と相互に対応しており、差し替えられる頁の前・後頁の内容と相互に接続しているものでなければならない。

5.8 訳文の誤りの補正

特許協力条約の規定によると、国際出願は個々の指定国において国際出願日より正式な国内出願の効力を有するものである。そのため、国際事務局から指定官庁や選択官庁に伝送される国際出願は、法的効力を有する書類である。当該書面を根拠にして、国内段階移行時に提出された訳文に誤りがあることを発覚した場合に、専利法実施細則 113 条の規定を満たすことを前提に、訳文の誤り補正を認める。

訳文の誤りとは、訳文の書面を国際事務局から伝送された原文の書面と比べて、個別の用語、個別のセンテンス、或は個別の段落に漏れや間違いがあることを指す。訳文の書面は国際事務局から伝送された原文の書面と明らかに一致しない場合は、訳文の誤りの補正方式による更正は認めない。

出願人は、専利局による発明専利出願の公開又は実用新案専利権の公告のための準備作業が完了する前に、訳文の誤り補正手続を取ることができる。

出願人が訳文の誤り補正時に、補正頁を提出する以外、書面による訳文誤り補正請

求を提出し、所定の訳文誤り補正手数料を納付しなければならない。規定に合致しない場合、審査官は未提出とみなす通知書を発行しなければならない。

訳文の補正頁は、最初の訳文の対応した頁と相互に差し替え可能なものでなければならない。つまり、差し替え後の前・後頁の内容と相互に繋いでいるものでなければならない。

もし、一致しない箇所は数式や化学式など言語でない部分である場合、訳文の誤りの補正として処理せず、出願人に補正するよう要求する。

5.9 実体審査の請求

国内段階移行となる国際出願は、もし中国における発明専利を指定したなら、優先権日から起算する3年以内に、実体審査請求を提出し、かつ実体審査費を納付しなければならない。審査官は本指南第一部分第一章第6.4節の規定に基づいて審査しなければならない。

5.10 記載事項の変更

5.10.1 国際事務局で記録された変更

5.10.1.1 国際事務局による通知の効力

国際段階において、国際事務局が出願人又は受理官庁の要求に応じて、請求書の中の出願人又はその氏名（名称）、居住地、国籍又は住所についての変更、又は請求書の中の発明者又はその氏名についての変更を記録し、指定官庁に書面により通知する。専利局が国際事務局からの「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）を受け取ると、出願人がすでに記載事項変更申告を専利局に提出していると認めなければならない。つまり、当該項目の変更について記載事項変更申告書の提出、及び変更手数料の納付の必要がなくなる。国際出願の国内段階移行時に、直接に変更後の記載事項を使用しなければならない。

5.10.1.2 証明材料の追加提出

国際事務局から伝送される「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）において、変更項目が出願人（実体を指す）であると明記した場合、国内段階移行時に出願人は専利法実施細則 104 条 1 項（6）号の規定に基づき、出願権の譲渡又は贈与契約書、工商行政部門が発行する会社の合併についての証明書類若しくはその他の権利移転証明書類を提出しなければならない。証明書類は原本であるか、或いは公証機関による公証を受けたコピーでなければならない。審査官は証明書類の有効性を審査しなければならない。証明書類が提出されていない場合、審査官は補正通知書を発行し、出願人に後から提出するよう通知しなければならない。期限が満了になっても後から提出されない場合、審査官は取り下げとみなす通知書を発行しなければならない。

国際事務局から伝送される「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）において記載された変更項目は中国大陸の機関や個人が出願権を外国人や外国企業、又は外国のその他組織に譲渡したことである場合、本指南第一部分第一章第6.7.2.2節第（3）（ii）号の規定を適用する。

国際事務局から伝送される記録変更通知書に、変更項目が出願人の氏名又は名称、住所及び発明者氏名であると明記した場合、如何なる証明も提供する必要がなく、変

更は発効したものと認めなければならない。

5.10.2 国内段階における記載事項の変更

国内段階移行時、又はそれ以降に記載事項変更手続を取る場合、本指南第一部分第一章第6.7.1節の規定を適用する。

本指南第一部分第一章第6.7.2節に挙げられたいくつかの記載事項変更証明書類に加え、以下の2つの状況において当事者(出願人又は発明者)本人が行う声明でも、変更申告用の証明書類とすることができる。

(1) 出願人が、国際出願において誤った出願人氏名又は名称、或いは誤った発明者氏名を記入しており、国内段階移行後には誤りを補正するための変更を申告すると明言している。

(2) 出願人が、国際出願の出願人又は発明者が異なる国において異なる名称又は氏名(言語種類の違いだけでなく)を使用しており、中国では国際公開時の記載とは別な名称又は氏名を使用したいため、変更を申告すると明言している。例えば、米国籍中国人が米国で***・トムという氏名を使用しており、かつ当該氏名で国際出願を提出したが、中国へ移行時には、***をその氏名として使用することを請求している。

5.11 再審の請求

5.11.1 再審請求の提出

特許協力条約の規定によると、出願人が指定官庁又は選択官庁としての専利局に対する再審請求の提出が許容される状況は、以下のとおりになる。

(1) 受理官庁が国際出願日の付与を拒否したか、或いは国際出願の取り下げと見なされたことを宣告した。

(2) 国際事務局が所定の期限までに国際出願の登記用写しを受け取っていないため、当該出願の取下げと見なされたことを宣告した。

再審請求は、前述の処理決定の通知の受取日から起算する2ヶ月以内に専利局に提出しなければならない。請求において、再審を要求する理由を陳述すると同時に、再審を要求する処理決定の副本を添付しなければならない。国際事務局が出願人の請求に応じて伝送する関連ファイル書類の副本は、その後に専利局に到着する。

5.11.2 その他の手続

出願人が本章第5.11.1節の内容に基づいて再審請求を提出すると同時に、専利局で専利法実施細則103条と104条で規定した国内段階移行手続を取り、かつ移行声明において再審請求を提出したとの事実を明示しなければならない。

5.11.3 再審及び再審後の処理

審査官は、再審請求が特許協力条約及びその実施細則の規定に基づいて提出されたもので、かつ規定に基づいた国内段階移行手続が行われたと判断した場合、受理官庁又は国際事務局が行った決定が正確であるか否かについて再審しなければならない。

審査官は、前述の国際機関による決定が正確であると判断した場合、当該国際出願の中国での効力が終了し、本章第2.2.1節の規定に基づいて対処しなければならない。

審査官は、前述の国際機関による決定が不正確であると判断した場合、当該国際出

願が中国では有効であると認定し、国内段階移行についての処理と審査を継続しなければならない。受理官庁が国際出願日を確定していない出願について、審査官が出願人に、当該出願は国際出願日として確定されるべき日に専利局に提出されるものと見なすことを通知しなければならない。

国際段階の手続きの中断により、国際公開が完了していない出願について、審査官は本章で規定した審査を行う際には、国際事務局から伝送したファイル書類の中の登記用写しの副本を、本指南で言及した国際公開文書の代わりとしなければならない。

5.12 国際機関による誤りの補正

5.12.1 国際機関による誤り補正の声明

国際機関の事務処理のミスに起因した誤った通知書の発行、国際公開文書の誤った記載、国際公開文書の間違い又は通知書の発行漏れ、記載漏れにより、国内段階移行後で審査官が「国際出願の中国での効力の終了」、「補正」、「優先権の未主張と見なす」などの処理を行った場合、出願人は審査官が相応の通知書の発行日から起算する6ヶ月以内に、国際機関の誤り補正を要求することができる。当該要求は「意見陳述書」の形で提出してよい。

5.12.2 添付書類

出願人は、国際機関の誤り補正を要求する意見陳述書を提出すると同時に、国際事務局がすでに補正したか、或いは補正を受け入れた対応した書類の複製書類を添付書類として提供しなければならない。例えば、国際公開文書の補正用写し、「記録変更通知書」（様式 PCT/IB/306）の補正頁、「選定通知書」（様式 PCT/IB/331）の補正頁など。添付書類のない補正要求は受け入れないものとする。

5.12.3 補正後の処理

審査、又は国際事務局と連絡の結果、確かに国際機関の誤りであることが証明され、かつ国際事務局が補正を行った場合、専利局は補正後の結論を認めなければならない。国際機関の誤りに起因して、「国際出願の中国での効力の終了」結論が導かれた場合、専利局は訳文と費用を改めて受け、そして初回でかつ専利法実施細則 104 条 1 項 (1) 号から (3) 号の規定を満たす国内段階移行手続を行った日を移行日としなければならない。国際機関の誤り補正を待っている間に、ある手続を行う期限が満了となり、誤りが補正されていないことから、期間どおりにこれを行うことができない場合（例えば、実体審査請求の提出、生物材料見本の寄託・生存証明書の提出、新規性を喪失しない公開の証明書の提出など）、出願人は国際機関の誤り補正を要求する意見陳述書を提出すると同時に、遅延になった各種手続を完了させなければならない。これについて審査官は、所定の期限以内に完了したものと認めなければならない。

国際機関の誤りに起因した出願人の権利喪失をもたらすその他の結論について、国際事務局からの通知によって誤りを補正した後、相応の権利を回復しなければならない。

6. 国内の公開

国内の公開は、中国に移行する発明専利の国際出願のみに適用する。専利法実施細則 114 条 1 項の規定によると、発明専利権の取得を求める国際出願について、専利局

で方式審査した結果、専利法及びその実施細則の関連規定に合致していると認めた場合、専利公報上で公開しなければならない。国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語訳を公開しなければならない。

国内段階移行前に、国際出願の多くは、国際事務局で優先権日から 18 ヶ月満了までに国際公開を完了している。特許協力条約の規定によると、国際公開の使用言語と指定国における自国法令に基づいた公開の使用言語が異なる場合、指定国が権利の保護について、公開効力は後者の言語を使用した訳文を自国法令の規定に基づいて公開した後に限って生じると規定することができる。専利法実施細則 114 条 2 項でこれについて明確に規定している。中国語以外の言語で提出された国際出願について、専利法 13 条で規定した一時的保護を求める権利は国内の公開の後に生じるものである。

国内の公開のもう一つの目的は、当該出願の国内段階移行との情報を一般に知らせることである。

6.1 公開の時期

本章第 3.4 節に挙げられた状況を除き、国際出願の多くは優先権日から 18 ヶ月満了後に国内段階移行し、専利法 34 条の規定が適用されない。専利局が国内段階移行となる国際出願について方式審査を行い、合格を認めた後、国内の公開の準備作業を迅速に実施しなければならない。専利局による国内の公開準備作業の完了時期は通常、当該国際出願の国内段階移行日から起算して 2 ヶ月より早くなることはない。

6.2 公開の形式

6.2.1 国際公開に外国語を使用した出願

国内の公開は、発明専利公報での掲載及び発明専利出願単行本の出版という 2 つの形式により完成される。

6.2.2 国際公開に中国語を使用した出願

国内の公開は、発明専利公報での掲載により完成する。中国語で提出される国際出願の国内の公開の完成前に、出願人が早期処理を請求し、かつ国内の公開の早期実施を要求する場合、国内の公開は、発明専利公報での掲載及び発明専利出願単行本の出版という 2 つの形式により完成する。

6.3 公開の内容

6.3.1 発明専利公報における国内公開の内容

国際出願の国内の公開を、発明専利公報において国内出願の公開と分け、単独な一部分とする。国際出願の国内の公開は、記載事項、要約書と要約書添付図面（必要な場合）からなる。記載事項には、国際専利分類番号、出願番号、公開番号、出願日、国際出願番号、国際公開番号、国際公開日、優先権事項、専利代理事項、出願人事項、発明者事項、発明の名称、電子形式で公開されるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表情報などが含まれる。

発明専利公報の索引部分は、公開された国際出願と国内出願の併合したものを所定の序列により編集されたものである。

6.3.2 発明専利出願単行本の内容

国際出願の発明専利出願単行本の内容に、フロントページ、説明書と権利要求書の訳文、要約書の訳文を含めなければならない。さらに、添付図面及び添付図面の中の文字の訳文を含めてもよい。必要な場合は、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表の部分、生物材料見本の寄託事項が記載された「微生物の寄託についての説明」（様式 PCT/R0/134）の訳文、特許協力条約 19 条に基づいて補正した後の権利要求書の訳文及び補正についての声明の訳文を含める。補正後の権利要求書の訳文は、当初提出された権利要求書の訳文の後に配置しなければならない。フロントページの内容は、同時に出版される発明専利公報における同一の出願についての公開内容と完全に一致しなければならない。

7. 費用納付における特殊な規定

7.1 出願費、公開印刷費、出願付加費及び期限猶予費

出願費、公開印刷費、及び期限猶予費は、専利法実施細則 103 条で規定した期限内に納付しなければならない。

出願人が国際出願中国国内段階移行通知書を受け取った後、国内出願番号を以って関連費用を納付しなければならないが、その前は国際出願番号を以って関連費用を納付してもよい。

出願人が国内段階移行手続を取る時に、出願付加費を納付していないか、又は納付不足の場合、審査官は指定された期限以内に納付すること、期限内に納付しないか、又は納付不足の場合当該出願を取り下げられたと見なすことを出願人に通知しなければならない。

7.2 費用の減免

7.2.1 出願費の免除

専利局が受理官庁として受理した国際出願の国内段階移行時には、出願費と出願付加費を免除する。

7.2.2 実体審査費の減免

中国が国際調査報告及び専利性に関する国際予備審査報告を作成する国際出願は、国内段階移行となり、かつ実体審査請求が提出された場合、実体審査費を免除する。

欧州特許庁、日本特許庁、スウェーデン特許庁の 3 国際調査機関が国際調査報告を作成する国際出願は、国内段階移行となり、かつ実体審査請求が提出された場合、80% の実体審査費を納付すればよい。

実体審査請求を提出する際に、専利局が国際調査報告を受け取っていない場合、実体審査費を減免しない。ただし、専利局から発明専利出願の実体審査段階移行通知書が発行される前に、出願人が欧州特許庁、日本特許庁、スウェーデン特許庁の 3 国際調査機関によって完成される国際調査報告を自発的に提出する場合、超過納付分の返却を請求することができる。

7.2.3 再審費と年金の減免又は延期納付

国際出願の出願人は、再審費と年金の納付が確かに困難である場合、専利費用の減

免・延期納付方法に基づき、専利局に費用の減免・延期納付請求を提出することができる。

7.3 その他特殊な費用

国際出願の国内段階手続きにおいては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。

(1) 訳文誤り補正手数料（即ち訳文補正費）は、訳文の誤り補正請求の提出と同時に納付しなければならない。

(2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない（単一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。

(3) 説明書の中に、用紙が400頁以上になるヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表が含まれており、かつ国内段階移行時に、コンピュータ読み取り可能な形式による配列表を提出した場合、当該配列表の説明書付加費は400頁で徴収する。

第二章 国内段階に移行する国際出願の実体審査

1. 序文

国内段階に移行された国際出願の実体審査とは、専利法及びその実施細則の規定に合致した上で、国内段階に移行され、発明専利の保護の取得を要求する国際出願に対する実体審査をいう。国内段階に移行された国際出願は、特許協力条約 22 条に基づいて国際方式審査を受けていない国際出願であっても、特許協力条約 39 条に基づいて国際方式審査を受けた国際出願であってもよい。

2. 実体審査の原則

2.1 実体審査の基本原則

特許協力条約 27 条 (1) の規定によると、如何なる締約国の自国法令も国際出願の形式又は内容について、特許協力条約及びその実施細則の規定と異なるか、若しくはその他余計な要求を提出してはならない。特許協力条約 27 条 (5) ではさらに、特許協力条約及びその実施細則における如何なる規定も、各締約国がその意思に基づいて専利権付与の実体的な条件を定める自由を制限するものと解してはならない。特に現有技術の定義に関する特許協力条約及びその実施細則のあらゆる規定は、専ら国際的手続について適用されるものであり、従って、いずれの締約国も、国際出願における保護を求める発明に専利権を付与してよいかを判断するに当たって、現有技術に関する自国法令上の基準を適用する自由を有する。

特許協力条約の規定に基づく、国内段階に移行された国際出願は、以下の原則に基づいて審査しなければならない。

(1) 出願の形式又は内容は、専利法及びその実施細則と審査指南の規定を適用するが、前述の規定が特許協力条約及びその実施細則の規定と異なる場合、特許協力条約及びその実施細則の規定を基準とする。

(2) 専利権付与の実体的条件は、専利法及びその実施細則と審査指南の規定を適用する。

2.2 専利権付与の実質的条件に係わる条項

本章第 2.1 節 (2) において定めた「専利権付与の実質的条件」は、次に掲げる専利法とその実施細則の条項に係わる。

専利法 2 条 2 項：発明の定義；

専利法 5 条：法律や公序良俗に違反し、又は公共利益を妨害した発明創造、並びに法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成された発明創造；

専利法 9 条 1 項及び専利法実施細則 41 条：重複付与の回避；

専利法 9 条 2 項：先願主義の原則；

専利法 20 条：秘密保持審査；

専利法 22 条：新規性、創造性と実用性；

専利法 25 条 1 項 (1) ～ (5) 号：専利権を付与しない客体；

専利法 26 条 3 項：発明の充分開示；

専利法 26 条 4 項：権利要求書は説明書を根拠とし、明確かつ簡潔に専利保護請求

の範囲を特定する；

専利法 26 条 5 項及び専利法実施細則 26 条と 109 条：遺伝資源の由来の開示；

専利法 29 条：優先権；

専利法 31 条及び専利法実施細則 34 条と 42 条：単一性；

専利法 33 条及び専利法実施細則 43 条 1 項：補正や分割出願は、最初の説明書及び権利要求書に記載した範囲を超えてはならない；

専利法実施細則 20 条 2 項：独立請求項は、発明のすべての必須の技術的特徴を含めなければならない。

3. 実体審査の根拠とする書類の確認

3.1 出願人の請求

国内段階移行時に、国際出願の出願人は書面による移行声明において、専利局で根拠とされたい審査対象書類を確認する必要がある。

国際出願の国内段階移行時の実体審査は、出願人の請求に基づき、書面声明において確認した書類及びそれ以降に提出されるもので、関連規定に合致する書類を根拠として行わなければならない。

3.2 審査の根拠とする書類

実体審査の根拠とする書類に、以下のものを含め得る。

(1) 中国語で国際公開を行った国際出願については、元提出された国際出願。外国語で公開を行った国際出願については、元提出された国際出願の中国語訳文。

(2) 中国語で国際公開を行った国際出願については、特許協力条約 19 条に基づいて提出される補正した権利要求書。外国語で公開を行った国際出願については、特許協力条約 19 条に基づいて提出される補正した権利要求書の中国語訳文。

(3) 中国語で国際公開を行った国際出願については、特許協力条約 34 条に基づいて提出される補正した権利要求書、説明書と添付図面。外国語で公開を行った国際出願については、特許協力条約 34 条に基づいて提出される補正した権利要求書、説明書と添付図面の中国語訳文。

(4) 専利法実施細則 44 条及び/又は 104 条に基づいて提出される補正書類。

(5) 専利法実施細則 112 条 2 項又は 51 条 1 項に基づいて提出される補正書類。

特許協力条約 28 条又は 41 条に基づいて提出される補正した権利要求書、説明書と添付図面は、専利法実施細則 112 条 2 項又は 51 条 1 項に基づいて提出される補正書類と見なす。

審査の基礎となる書類は、審査の基礎についての声明で明記したものを基準とする。審査の基礎についての声明に含まれるものは、国内段階移行時に国内段階移行の書面声明（以下、移行声明という）の所定欄に明記した内容、及び国内段階移行後に所定の期限以内に補足的声明という形式により審査の基礎に対して補足的に明記した内容がある。後者は前者に対する補足と補正である。

もし出願人が移行声明において、出願書類に援用・付加の項目や部分が含まれたことを明記し、かつ方式審査段階において当該国際出願の中国に対する出願日を改めて確定したなら、援用・付加した項目や部分は元提出された出願書類の一部でなければならない。実体審査の過程において、出願人が中国に対する出願日の修正によって、

援用・付加の項目や部分を保留することは認めない。

国際段階の補正書類については、国内段階移行時に審査の基礎とすることが明記されていないか、若しくは明記したが、規定に基づいた中国語訳文を提出していない場合、実体審査の基礎としない。

出願人はまた、国際出願の国内段階移行後の実体審査請求の提出時に、又は専利局からの発明専利出願の実体審査段階移行通知書を受け取った日から起算する3ヶ月以内に、専利法実施細則 51 条 1 項の規定に基づき出願書類を補正することができる。

審査の根拠とする書類の確認は、本指南第二部分第八章第 4.1 節の規定を適用する。前述の補正書類及び専利法実施細則 51 条の規定に基づいて提出される補正書類の審査は、本指南第二部分第八章第 5.2 節の規定を適用する。

3.3 最初に提出された国際出願書類の法的効力

外国語で公開された国際出願について、その中国語訳文を対象に実体審査を行い、一般的には原文を照合する必要がない。ただし、元提出された国際出願書類が法的効力を有し、出願書類の補正の根拠とする。

国際出願について、専利法 33 条でいう元説明書と権利要求書とは、元提出された国際出願の権利要求書、説明書及びその添付図面を意味する。

4. 実体審査における検索

4.1 一般原則

国内段階に移行されて実体審査を受ける国際出願について、一般的に全面的な検索を行わなければならない。検索についての要求は、本指南第二部分第七章の規定を適用する。

4.2 節約の原則

節約の原則で考えると、審査官は国際調査報告及び専利性に関する国際予備審査報告で提供された情報を参考にすべきである。ただし、注意すべきなのは、出願人が審査の根拠とすることを要求した書類が、国際調査報告及び専利性に関する国際予備審査報告の作成根拠となった書類と一致しているか否か、そして保護を要求する主題が国際段階で全面的な検索が行われたか否かということである。

出願人が審査の根拠とすることを要求した書類において保護を要求する主題は、国際調査報告及び専利性に関する国際予備審査報告の作成の根拠となった書類を基にした修正がすでに施されたか、若しくは保護を要求する主題について国際段階では全面的な検索が行われていない場合に、審査にあたっては、国際調査報告及び専利性に関する国際予備審査報告の結果を単純に使用せず、検索の結果を改めて分析する上で、必要に応じて追加検索を行う必要がある。

国際調査報告において挙げられた引例文献、及び専利性に関する国際予備審査報告に導入された引例文献が、専利出願の新規性と創造性を損ねるに足る場合、当該専利出願について更なる検索を行う必要がない。

注意すべきことは、国際調査報告で挙げられる一部の文献の類型が、中国国内段階の実体審査の検索報告書で挙げられる対応した文献類型との意味が異なることである。例えば、P 類文献と E 類文献について、国際調査報告における「P」は、国際出願の出願日の以前で、主張する優先権日の以降に公開日がある書類を示す。「E」は、出

願日又は優先権日は国際出願の出願日（非優先権日）以前にあり、公開日は当該国際出願日当日又は以降にあるもので、かつその内容が国際出願の新規性に係わる専利書類を示す。国際調査報告に挙げられる E 類文献は、国内段階の検索報告における PE 類又は E 類文献に当たることもあり得る。

5. 実体審査に係わる内容と審査要求

本節では、国内段階に移行された国際出願の実体審査と国内出願の実体審査との区別に重点を置いて説明する。同一の箇所については簡単に列挙し、対応した章節への参照を示すにとどまるものである。

5.1 専利性に関する国際予備審査報告の使用

国際出願の国際方式審査は、特許協力条約 33 条 (1) の規定に基づき、保護を求めらる発明が新規性を有するもの、創造性を有するもの（非自明性）及び産業上の実用性を有するものと認められるか否かの問題についての予備的なかつ拘束力のない見解を示すものである。特許協力条約 33 条 (2) ～ (4) で、新規性、創造性及び産業上の実用性の判断基準について具体的な要求を挙げた。そして、特許協力条約 33 条 (5) では、同条 (2) ～ (4) で挙げられた基準は、国際方式審査にのみ用いると説明してある。各締約国は、保護を求めらる発明が自国において専利を取得することができるか否かを決定するに当たっては、追加した又は異なる基準を適用することができる。

専利性に関する国際予備審査報告が添付された国際出願について、節約の原則で考えると、審査官は専利性に関する国際予備審査報告で提供された見解を参考にすべきである。ただし、注意する必要があるのは、出願人が審査の根拠とすることを要求した書類が、専利性に関する国際予備審査報告の作成の根拠となった書類と一致しているか否かということである。もし、出願人が審査の根拠とすることを要求した書類において保護を要求する主題は、専利性に関する国際予備審査報告の作成根拠となった書類を基にした修正がすでに施されたなら、専利性に関する国際予備審査報告の中の、発明が新規性、創造性、産業上の実用性及其他権利付与要件を満たすものか否かについての判断を通常参考にしなくてもよい。

強調しておきたいのは、専利性に関する国際予備審査報告で提供された参考意見をただ単純に、国内段階の実体審査の結論的見解としてはならない。審査官はさらに、専利性に関する国際予備審査報告において、国際調査報告では挙げられていないその他の現有技術を引用したか否かを注意しなければならない。

国内段階に移行された国際出願の実体審査について、審査官は当該専利出願が専利法及びその実施細則の実体的要求に合致するか否かに対して、独立的な判断を行わなければならない。

5.2 専利権を付与しない発明創造の出願であるかを審査する

国内段階に移行された国際出願について実体審査を行う際に、まずは当該出願の主題が専利法 5 条と 25 条で規定された状況に該当するか否か、専利法 2 条 2 項の規定に合致するか否かを審査しなければならない。国内段階に移行された国際出願は、専利法 5 条と 25 条で規定されたような専利権を付与しない発明創造（例えば、博打の道具や、原子核の変換方法）に該当する場合、その出願の主題が特許協力条約実施細則 39 条の規定で排除される内容に該当しなくても、専利権を付与しないものとする。

この点についての審査要求は、本指南第二部分第一章の規定を適用する。

5.3 優先権の審査

国際調査報告において、PX、PY 類引例文献が挙げられた場合、審査官は国際出願の優先権を確認しなければならない。

国際出願の優先権が成り立たない場合、審査官は出願人に通知しなければならない。このような場合、これら PX、PY 類と表記された引例文献は、国際出願に対する新規性、創造性の審査を行う時に、その新規性、創造性を評価するための現有技術とすることができる。

国際出願の優先権が成り立つ場合、うちの PX と表記された引例文献を確認しなければならない。もし、PX と表記された引例文献が中国の専利出願（又は専利）であるか、或いは中国を指定した国際出願であり、かつその出願日が当該国際出願の優先権日以前にあるなら、当該国際出願について新規性の審査を行う際に、当該引例文献で抵触出願になるか否かを判断しなければならない。

国際調査報告において、E 類引例文献が挙げられ、かつ引例文献が中国の専利出願（又は専利）であるか、或いは中国国内段階に移行された国際出願であり、かつその出願日が当該国際出願の優先権日と出願日の間にある場合、国際出願の優先権を確認しなければならない。国際出願の優先権が成り立たない場合、国際出願について新規性の審査を行う際には、当該引例文献で抵触出願になるか否かを判断しなければならない。

国内段階に移行された国際出願の実体審査において、国際出願の優先権日と出願日の間に公開され、かつその新規性、創造性に影響を与える引例文献を検索し得たか、若しくは如何なる機関又は個人が国際出願の優先権日と出願日の間に専利局に出願を提出し、かつすでに公開されており、その新規性に影響を与える先の出願又は先行専利を検索し得た場合、審査官は国際出願の優先権を確認しなければならない。

注意する必要があるのは、例えば、国際出願の国際段階で回復される優先権及び援用・付加する条項（本部分第一章第 5.2.1 節と第 5.3 節を参照）のように、専利局で特許協力条約とその実施細則の関連規定を保留にしたため、国際段階で認められた国際出願の優先権は、当該国際出願が国内段階に移行された後に受け入れられなくなることもあり得る。

5.4 新規性と創造性の審査

専利性に関する国際予備審査報告で挙げられたが、国際方式審査機関の見解書では考慮されなかった一部のすでに公開された書類及び非書面による公開は、国内段階に移行された国際出願の実体審査においては、発明の新規性、創造性についての判断時に、これを考慮しなければならない。

専利性に関する国際予備審査報告で挙げられる非書面による公開とは、国際出願の出願日又は有効な優先権日以前に、口頭で公開、使用、出展或いはその他書面以外の方式により一般に公開しており、そしてこのような非書面による公開の日付は国際出願の出願日又は有効な優先権日と同一な日、或いはそれ以降に一般に取得できる書面による公開に記載されていることをいう。このような非書面による公開は、国際方式審査段階において現有技術とならない。

専利性に関する国際予備審査報告で挙げられる一部のすでに公開された書類とは、国際出願の出願日又は有効な優先権日以前に出願が提出され、かつ当該日付以降に、又は当該日付と同じ日に公開された専利出願書類或いは専利書類であるか、若しくは

当該日付以前に提出された先の出願の優先権の享有を要求する専利出願の公開書類をいう。この種のすでに公開された出願又は専利は、国際方式審査段階において現有技術とならない。

国内段階に移行された国際出願の新規性と創造性の審査はそれぞれ、本指南第二部分第三章及び第四章の規定を適用する。

5.5 単一性の審査

審査官は、出願人が提出した審査の基礎となる出願書類において、保護を求める発明に単一性に欠ける複数件の発明が存在しているか否かについて注意しなければならない。

単一性に欠ける複数件の発明について以下の内容を確認しなければならない。

(1) 単一性に欠ける複数件の発明には、出願人が国際段階で審査官の要求に応じず、単一性の欠如には必要な付加検索費又は付加審査費を納付しないことにより、国際検索又は国際方式審査が行われていない発明が含まれているか否か。

(2) 単一性に欠ける複数件の発明には、出願人が国際段階で付加検索費又は付加審査費を納付しないことにより、放棄を表明した発明（例えば出願人が国際段階で、ある請求項に対する制限を選択することにより手放した発明）が含まれているか否か。

(3) 前述 (1) 又は (2) で挙げられた状況が存在している場合、国際機関で行われた発明の単一性欠如との結論が正確であるか否か。

審査した結果、国際機関で行われた結論が正確であることを認定した場合、審査官は単一性回復費納付通知書を発行し、2ヶ月以内に単一性回復費を納付するよう、出願人に通知しなければならない。出願人が所定の期限以内に、単一性回復費を納付しないか、若しくは納付不足であり、かつ単一性に欠ける発明も削除していない場合、審査官は審査意見通知書を発行して、出願人に、国際出願における前述の国際検索が行われていない部分は取り下げたものと見なすことを通知し、かつこの部分の内容を削除した補正書類を提出するよう要求する。審査官は、当該部分の内容が削除された書類を以って審査を継続する。

出願人が単一性回復費を納付しないがために削除した発明は、専利法実施細則 115 条 2 項、42 条 1 項の規定によると、出願人が分割出願を提出してはならない。このような場合を除いた国際出願に 2 件以上の発明が含まれる場合、出願人が専利法実施細則 115 条 1 項の規定に基づき、分割出願を提出してよい。

審査した結果、出願人が提出した審査の基礎となる出願書類において保護を求める主題には単一性欠如の問題が存在しないことを認定したが、国際機関で行われた結論と一致していない場合、保護を求めているすべての主題を審査しなければならない。

国際段階の検索と審査において、国際機関が単一性の問題を提出していないが、実際には出願に単一性の欠陥が存在している場合、本指南第二部分第六章の規定を参照して処理する。

5.6 重複権利付与を避けるための審査

もし、国内段階に移行された国際出願で要求するのは中国で提出された先の出願の優先権であるか、或いは要求するのはすでに中国国内段階に移行された先行国際出願の優先権である場合、権利の重複付与となり得る。権利の重複付与を回避するため、この 2 件の専利出願の審査は、本指南第二部分第三章第 6 節の規定を適用する。

注意する必要があるのは、前述 2 つの状況において、もし優先権を主張していない

ものと見なすか、又は優先権が成り立たないようなこととなれば、先の出願は当該国際出願の新規性を損ねる現有技術、或いは抵触出願になることもあり得る。

5.7 訳文の誤りの補正

出願人が提出した権利要求書、説明書及び添付図面における文字の中国語訳文に誤りがあることを自ら発覚した場合、以下に挙げる期限以内に補正請求を提出してよいとする。

(1) 専利局による発明専利出願を公開するための準備作業が完了する前

(2) 専利局が発行した発明専利出願の実体審査段階移行通知書を受け取った日から起算する三ヶ月以内

出願人が訳文の誤り補正にあたって、書面による請求を提出するとともに、訳文の補正頁を提出し、所定の訳文誤り補正手数料を納付しなければならない。規定に基づいた費用を納付しない場合、補正請求を提出していないものと見なす。書面による請求を提出し、かつ所定の訳文誤り補正手数料を納付した場合、審査官は訳文の誤りに該当するものか否かを判断しなければならない（本部分第一章第5.8節を参照）。訳文の誤りに該当しないなら、訳文誤りの補正請求を拒否しなければならない。訳文の誤りに該当するなら、補正された訳文が正確であるか否かを確認する必要がある。補正された訳文が正確であることを確認したうえで、この補正された書類を基礎として進んで審査しなければならない。補正された訳文でも、原文と一致しない場合、原文と一致する補正された訳文を提出するよう、出願人に通知しなければならない。

国内段階に移行された後に分割出願を提出するような場合、もし出願人が実体審査段階において、最初の出願の訳文が誤ったため、分割出願にも訳文誤りがあったことを自ら発覚したなら、出願人は訳文誤り補正手続を行い、最初の出願についての国際出願時に提出した国際出願書類を基に、訳文の誤りを補正してよい。審査官は前述の要求に基づいて補正後の訳文の文書を審査する。

外国語で公開された国際出願について、その訳文を対象に実体審査を行い、一般的には原文を照合する必要がない。ただし、もし実体審査において審査官が、訳文の誤りに起因した欠陥が、元提出された国際出願書類又は国際段階で補正された原文に存在しない代わりに、訳文には存在していることを発覚した場合、説明書が専利法 26 条 3 項の規定に合致しないとか、権利要求書が専利法 26 条 4 項の規定に合致しないというように、存在している欠陥を審査意見通知書の中で指摘しなければならない。そして、出願人に釈明、若しくは訳文誤り補正の請求手続を行うことを要求しなければならない。出願人が回答時に提出した補正書類が、最初の中国語訳文で記載された範囲を超えたのに、訳文誤り補正の請求手続を行っていない場合、審査官は訳文誤り補正通知書を発行しなければならない。出願人が所定の期限以内に訳文誤り補正手続を行っていない場合、出願は取り下げられたものと見なされる。

第四部分

復審と無効請求の審査

第一章 総則

1. 序文

専利法 41 条 1 項の規定に基づいて、国家知識産権局は専利復審委員会を設置する。

専利復審委員会は、主任委員、副主任委員、復審委員、兼務復審委員、復審員、兼務復審員を設置する。専利復審委員会の主任委員は、国家知識産権局長が兼任し、副主任委員、復審委員、兼務復審委員は、局長が局内の経験を有する技術専門家と法律専門家のうちから任命する。復審員、兼務復審員は、局長が局内の経験を有する審査官とリーガル要員のうちから任用する。

専利法 41 条の規定によると、専利復審委員会は復審請求の受理、審査を行い、かつ決定を行う。復審請求案件には方式審査と実体審査手続における専利出願の拒絶査定を不服として復審を請求する案件が含まれる。

専利法 45 条及び 46 条 1 項の規定に基づいて、専利復審委員会は専利権の無効宣告請求の受理、審査を行い、かつ決定を行う。

当事者が専利復審委員会の決定に対して不服し、法に従って人民法院に訴訟を提起した場合には、専利復審委員会は出廷して応訴することができる。

2. 審査の原則

復審請求審査手続（復審手続と略称）と無効宣告請求審査手続（無効宣告手続と略称）において一般的に適用される原則には、合法の原則、公正な法執行の原則、請求の原則、職権に基づいた審査の原則、ヒアリングの原則、公開の原則がある。

2.1 合法の原則

専利復審委員会は法に基づいて行政を行い、復審請求案件（復審案件と略称）と無効宣告請求案件（無効宣告案件と略称）の審査手続及び審査決定は法令、法規、規程などの関連規定に合致しなければならない。

2.2 公正な法執行の原則

専利復審委員会は客観性、公正性、的確性、即時性を原則に、事実を根拠にしなから、法令を準則として、独立して審査職責を履行し、私利を追求することなく、全面的・客観的・科学的に分析判断して、公正な決定を行う。

2.3 請求の原則

復審手続と無効宣告手続は何れも当事者による請求に基づいて開始しなければならない。

請求人は、専利復審委員会が復審請求又は無効宣告請求審査決定を行う前に、その請求を取り下げた場合には、それで開始された審査手続が終了する。ただし、無効宣告請求について専利復審委員会は、すでに行われた審査に基づいても専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができると判断した場合を除く。

請求人は、審査決定の結論がすでに宣告されたか、若しくは書面による決定がすでに初出された後に請求を取下げた場合には、審査決定の有効性に影響しない。

2.4 職権に基づいた審査の原則

専利復審委員会は審査対象案件に対して、当事者が請求した範囲や提出した理由、証拠等に限定されることなく、職権に基づいた審査を行うことができる。

2.5 ヒアリングの原則

審査決定が行なわれる前に、審査決定で不利益となる当事者には、審査決定の根拠になった理由、証拠及び認定された事実についての意見陳述の機会を与えなければならない。つまり審査決定で不利益となる当事者は、通知書、伝送された書類又は口頭審理を通じて、審査決定の根拠になった理由、証拠及び認定された事実がすでに告知されており、意見を陳述する機会を有しなければならない。

審査決定が行なわれる前に、人民法院又は地方の知的財産権管轄部門で下した発効した判決或いは調停決定により、すでに専利出願人又は専利権者を変更した場合には、変更後の当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。

2.6 公開の原則

国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な案件（専利出願人が方式審査の拒絶査定を不服として復審請求を提出した案件を含む）を除き、その他各種案件の口頭審理は公式に行ない、審査決定は公式に出版発行しなければならない。

3. 合議審査

専利復審委員会で合議審査する案件は、3名又は5名で結成される合議体が審査しなければならない。うちグループ長1名、主審員1名、参審員1名か3名を含む。

3.1 合議体の結成

専利復審委員会は専門分野の分担、案件の出所及び同一の専利出願又は専利案件の先行手続における審査要員の状況に基づき、所定の手続に従い復審及び無効宣告案件の合議体メンバーを確定、変更する。

専利復審委員会の各申訴処の責任者及び復審委員が、合議体グループ長を務める資格を有する。その他の要員は主任委員又は副主任委員による承認を受けた後に、合議体グループ長を務める資格を取得する。

復審委員、復審員、兼務復審委員又は兼務復審員は、主審員又は参審員を務めることができる。

個々の案件に応じて審査部から要請する審査官は、参審員を務めることができる。

専利復審委員会で専利権の有効性の維持又は専利権の一部無効の宣告との審査決定を行った後に、同一の請求人が当該審査決定に係わった専利権について、異なる理由又は証拠を以って新たな無効宣告請求を提出した場合には、元の審査決定を行なった主審員は当該無効宣告請求案件の審査に参加しないものとする。

審査決定が人民法院の判決により取り消されて再審査する案件について、一般的には合議体を改めて結成しなければならない。

3.2 五人合議体の構成についての規定

以下の案件については、五人合議体を結成しなければならない。

- (1) 国内又は国外で重大な影響が及ぶような案件
- (2) 重要な法的難問に関連している案件
- (3) 重大な経済的利益に係わっている案件

五人合議体を結成させる必要がある場合、主任委員又は副主任委員が決定するか、若しくは関連の処・室の責任者或いは合議体メンバーが提案して、所定の手続に沿って主任委員又は副主任委員に報告し、審査許可を受けるものとする。

五人で合議体を結成して審査する案件は、五人合議体の結成前に口頭審理が行なわれていない場合には、口頭審理を行わなければならない。

3.3 合議体メンバーの職責分担

グループ長は、復審又は無効宣告手続の審査全般、口頭審理、合議会議及び表決について責任を持ち、そして合議体の審査決定を主任委員又は副主任委員に報告して、審査許可を受ける必要があるかを確定する。

主審員は案件の審査全般と案件ファイルの保管、審査通知書と審査決定の原案の起草、合議体と当事者との事務連絡について責任を持つ。また、無効宣告請求に対する審査結論は専利権の一部無効宣告である場合には、出版するための公告書類を準備する。

参審員は審査に参加して、グループ長及び主審員を補佐する。

3.4 合議体の審査意見の形成

合議体は、少数が多数に服従するとの原則に基づき、復審又は無効宣告案件の審査で係わっている証拠を採用するか否か、事実を認定するか否か、そして理由が成立するか否かなどについて表決を行い、審査決定を下す。

4. 1人審査

簡単な案件については、1名で審査を単独で行うことができる。

5. 忌避制度と従業禁止

復審又は無効宣告案件の合議体メンバーは、専利法実施細則 37 条で規定された状況の 1 つに該当する場合、自ら忌避しなければならない。自ら忌避しなければならない合議体メンバーが、忌避していない場合には、当事者がその忌避を請求する権利を有する。

専利復審委員会主任委員又は副主任委員の任期において、その近親族は復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。処・室責任者の任期において、その近親族は当該処・室が審理責任を持つ復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。うち近親族には、配偶者、父母、子女、兄弟姉妹、祖父母、外祖父母、孫子女、外孫子女及びその他扶養関係を有する親族を含む。

専利復審委員会主任委員又は副主任委員は離任後の 3 年以内、ほかの要員は離任後の 2 年以内において、復審又は無効宣告案件の代理を行ってはならない。

当事者が合議体メンバーの忌避を請求するか、若しくは代理人が前述の規定に合致していないものと判断した場合、書面方式で提出し、そして理由を説明し、また必要な場合には、関連の証拠を添付しなければならない。専利復審委員会は当事者からの請求について書面方式で決定し、当事者に通知しなければならない。

6. 審査決定

6.1 審査決定に対する審査及び許可

合議体は、審査決定における事実認定、法令適用、結論及び決定書類の形式と文面の全体に責任を持たなければならない。

合議体で行った審査決定が以下に挙げる状況に該当する場合、主任委員又は副主任委員による審査許可を受けなければならない。

(1) 五人合議体を結成して審査を行う案件

(2) 合議体での表決の意見が一致していない案件

(3) 専利復審委員会による審査決定が法院の判決により取り消された後、改めて決定を行う案件

合議体の決定の審査許可に責任を持つ主任委員又は副主任委員は、合議体で行った審査決定に同意しない場合には意見を提出し、かつ合議体に再合議を指示することができる。合議体で再合議を行った後にも、主任委員又は副主任委員の見解と一致せず、主任委員又は少なくとも2名の副主任委員は、より広い範囲で検討する必要があると判断した場合には、専利復審委員会主任委員、副主任委員及び復審委員の3分の2以上が参加する会議を開催して議論を行わなければならない。合議体及び審査許可に責任を持つ主任委員又は副主任委員は、参加者数の2分の1以上になる多数意見に基づいて処理しなければならない。

案件の審査許可者は、審査決定の法令適用と結論について審査許可の責任を持つ。

6.2 審査決定の構成

審査決定は以下の部分を含む。

(1) 審査決定の記載事項

復審請求審査決定の記載事項は、決定番号、決定日、発明創造の名称、国際分類（又は意匠分類）、復審請求人、出願番号、出願日、発明専利出願の公開日及び合議体メンバーを含めなければならない。

無効宣告請求審査決定の記載事項は、決定番号、決定日、発明創造の名称、国際分類（又は意匠分類）、無効宣告請求人、専利権者、専利番号、出願日、授権公告日及び合議体メンバーを含めなければならない。

(2) 法的根拠

審査決定の法的根拠とは、審査決定の理由で関連している法令、法規の条項をいう。

(3) 決定の要点

決定の要点は決定正文の理由の部分における実体的な概括そして中核的な論述である。それが、当該案件の係争点又は難点に対して採用された判断基準である。決定の要点では、適用される専利法、専利法実施細則の該当条項について進んだ解釈を行い、なるべく当該案件の特定の事情に基づいた、指導的な意義を持つ結論を導くようにすべきである。

決定の要点は形式的に以下の要求を満たさなければならない。

(i) 簡潔で要領のいい文章で記述する。

(ii) 記述は論理的で的確性と厳密性を備えながら、根拠のあるものとし、そして決定の結論と対応していなければならない。

(iii) ただ単に専利法又は専利法実施細則の該当条項を引用することで導いた結論でなく、具体的な案件の事由と結論についての略述でもない。決定の正文から前述の要求を満たす重要語句を抜き出すことができる。

(4) 案件の事由

案件の事由の部分では、復審又は無効宣告請求の提出、範囲、理由、証拠、受理、

及び書類の提出、転送、審査の過程と主な係争事項などを時間順に記述しなければならない。この部分の内容は客観的で真実なものとし、案件の中の関連の記載と一致し、案件の審査過程及び主な係争事項を正確かつ概括的に反映していなければならない。

案件の事由の部分では、簡潔かつ要領のいい文言を用いて、当事者が陳述した意見を取りまとめて概括し、当事者の観点を明瞭かつ的確に反映し、決定の結論で不利益となる当事者のすべての理由と証拠を明記しなければならない。

発明又は実用新案の専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。

(5) 決定の理由

決定の理由の部分では、審査決定の根拠になった法令や法規の条項の規定内容、審査の結論の根拠になった事実を明らかにし、かつ該条項の当該案件への適用を具体的に説明しなければならない。この部分の内容は、前述の規定及び事実に基づくと、審査の結論を導くことができる程度まで詳細に論述しなければならない。決定の結論で不利益となる当事者のすべての理由、証拠、主な観点について具体的に分析し、その理由が成立しないこと、観点が採用されないことの原因を明らかにしなければならない。

意匠に係わる審査決定については必要に応じ、文字により該意匠の主な内容を客観的に描写しなければならない。

(6) 結論

結論の部分では、具体的な審査結論を示し、かつ後続手続の開始、時間制限と受理機構などについて明確かつ具体的な指示を行わなければならない。

(7) 添付図面

意匠に係わっている審査決定について、意匠の図面又は写真を必要に応じ、審査決定の添付図面として使用すべきである。

6.3 審査決定の出版

対象となる専利出願がまだ公開されていない場合を除き、専利復審委員会が行われた復審及び無効宣告請求審査決定の正文を全部公式に出版しなければならない。公式に出版すべき審査決定について、当事者が審査決定を不服として法院に提訴し、かつ受理された場合は、人民法院の判決の発効後に審査決定を判決書とともに公開する。

7. 請求の訂正と却下

7.1 受理の訂正

受理すべきである復審又は無効宣告請求を受理しなかった、或いは受理しないものをすでに受理した場合、主任委員又は副主任委員による承認を受けた後にこれを訂正し、当事者に通知する。

7.2 通知書の訂正

専利復審委員会は、発行した各種通知書にある誤りを発覚し、これを訂正する必要がある場合、主任委員又は副主任委員による承認を受けた後にこれを訂正し、当事者に通知する。

7.3 審査決定の訂正

復審又は無効宣告請求審査決定の中から明白な文字ミスを発覚し、これを訂正する必要がある場合、主任委員又は副主任委員による承認を受けた後にこれを訂正し、通知書に差し替え頁を添付する形式により当事者に通知する。

7.4 みなし取下げの訂正

見なし取下げとして処理した復審請求又は無効宣告請求について、取下げとして見なされるべきでないことを発覚した場合、主任委員又は副主任委員による承認を受けた後にこれを訂正することにより、復審又は無効宣告手続を継続させ、かつ当事者に通知する。

7.5 その他処理決定の訂正

専利復審委員会で行ったその他の処理決定を訂正する必要がある場合、主任委員又は副主任委員による承認を受けた後にこれを訂正する。

7.6 請求の却下

すでに受理した復審又は無効宣告案件について審査した結果、受理条件に合致していないと認定した場合、主任委員又は副主任委員による承認を受けた後に、復審請求又は無効宣告請求の却下決定を下す。

8. 法院の発効判決により審査決定が取り消された後の審査手続

(1) 復審請求又は無効宣告請求審査決定が人民法院の発効判決により取り消された後、専利復審委員会は改めて審査決定を行わなければならない。

(2) 主要証拠の不足又は法令適用の誤りにより審査決定が取り消された場合には、同一の理由と証拠を以って、元のと同一な決定を行ってはならない。

(3) 法定手続の違反により審査決定が取り消された場合には、人民法院の判決に従い、手続の誤りを是正した上で、審査決定を改めて行う。

第二章 復審請求の審査

1. 序文

専利法 41 条及び専利法実施細則 60 条から 64 条までの規定に基づいて本章を制定する。

復審手続は、出願人が拒絶査定を不服として開始させる救済手続であるとともに、専利の審査承認手続の延長でもある。従って、専利復審委員会は専利出願の全面審査義務を負うことなく、一般的に拒絶査定の根拠になった理由と証拠のみを審査する一方、専利権付与の質の向上、審査許可手続の不合理的な延長の回避を図るため、拒絶査定で言及していない明白な実体的欠陥に対して職権に基づく審査を行うことができる。

2. 復審請求の形式審査

専利復審委員会が復審請求書を受け取った後、形式審査を行わなければならない。

2.1 復審請求の客体

専利局で行った拒絶査定に対して不服である場合、専利出願人は専利復審委員会に復審請求を提出することができる。復審請求は専利局で行った拒絶査定を対象としていない場合には、受理しないものとする。

2.2 復審請求人の資格

拒絶査定がされた出願の出願人は、専利復審委員会に復審請求を提出することができる。復審請求人は拒絶査定がされた出願の出願人でない場合、その復審請求を受理しないものとする。

拒絶査定がされた出願の出願人は共同出願人である場合、もし復審請求人が出願人全員でないなら、専利復審委員会は復審請求人に指定の期限以内に補正するよう、通知しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合には、その復審請求は提出していないものと見なす。

2.3 期限

(1) 専利局で行った拒絶査定を受け取った日から起算する 3 ヶ月以内に、専利出願人は専利復審委員会に復審請求を提出することができる。復審請求の提出期限は前述の規定に合致しない場合、復審請求を受理しないものとする。

(2) 復審請求の提出期限は前述の規定に合致しないが、専利復審委員会で受理しない旨の決定を行った後に、復審請求人が権利の回復請求を提出した場合に、もし当該権利回復請求が専利法実施細則 6 条と 99 条 1 項における権利回復についての規定に合致するなら、回復を許可し、かつ復審請求を受理すべきである。当該関連規定に合致しなければ、回復しないものとする。

(3) 復審請求の提出期限は前述の規定に合致しないが、専利復審委員会で受理しない旨の決定を行う前に、復審請求人が権利の回復請求を提出した場合に、前述の 2 請求を併合処理することができる。当該権利回復請求で専利法実施細則 6 条と 99 条 1 項の権利回復についての規定に合致するなら、復審請求を受理すべきである。当該関連規定に合致しなければ、復審請求を受理しないものとする。

2.4 書類の形式

(1) 復審請求人は復審請求書を提出し、理由を説明して、そして必要な場合は関連証拠を添付しなければならない。

(2) 復審請求書は所定の様式に合致しなければならない。所定の様式に合致しない場合には、専利復審委員会は復審請求人に指定の期限までにこれを補正するよう、通知しなければならない。期限が満了になっても補正されないか、若しくは指定の期限までにこれを補正したにもかかわらず、2回補正しても同じ欠陥が依然にある場合には、復審請求は提出していないものと見なす。

2.5 費用

(1) 復審請求人が拒絶査定を受け取った日から起算する3ヶ月以内に復審請求を提出しているが、この期間以内に復審費を納付しないか、若しくは全額を納付していない場合には、その復審請求は提出していないものと見なす。

(2) 専利復審委員会が、見なし未提出決定を行った後に、復審請求人が権利の回復請求を提出した場合には、もし権利回復請求が専利法実施細則6条と99条1項の権利回復についての規定に合致するなら、回復を許可し、かつ復審請求を受理すべきである。前述の関連規定に合致しなければ、回復しないものとする。

(3) 拒絶査定を受け取った日から起算して3ヶ月後に、復審費を全額納付し、かつ見なし未提出決定が行なわれる前に権利の回復請求を提出した場合には、前述の2請求を併合処理することができる。当該権利回復請求が専利法実施細則6条と99条1項の権利回復についての規定に合致するなら、復審請求を受理すべきである。当該関連規定に合致しなければ、復審請求を提出していないものと見なす。

2.6 委任手続

(1) 復審請求人が専利代理機構に対する復審請求の代行委任、又は委任の解除と委任の辞任の場合、本指南第一部分第一章第6.1節の規定を参照し、専利局で手続を行わなければならない。ただし、復審請求人が復審手続において専利代理機構に委任しており、かつ委任状には委任した権限は復審手続関係の事務に限定する旨が明記されている場合、その委任手続又は委任の解除、辞任手続は前述の規定を参照して、専利復審委員会で行うものとし、記載事項変更手続を行う必要がない。

復審請求人が専利復審委員会で委任手続を行っているが、提出した委任状には委任した権限は復審手続関係の事務に限定する旨が明記されていない場合、指定の期限までにこれを補正しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合には、委任していないものと見なす。

(2) 復審請求人が複数の専利代理機構と同時に委任関係を持っている場合、書面方式でうちの1つの専利代理機構を受取人として指定しなければならない。指定していない場合に、専利復審委員会は復審手続において一番先に委任された専利代理機構を受取人とする。一番先に委任された専利代理機構が複数ある場合に、専利復審委員会は先頭に署名したものを受取人とする。署名の順番がない(同じ日に個々に委任した)場合、専利復審委員会は復審請求人に指定の期限までにこれを指定するよう、通知しなければならない。指定の期限までに指定されない場合には、委任していないものと見なす。

(3) 専利法19条1項で規定された、専利代理機構に委託しなければならない復審

請求人が、規定に基づいた委託を行っていない場合には、その復審請求を受理しないものとする。

2.7 形式審査通知書

(1) 復審請求は形式審査を受けた結果、専利法とその実施細則及び審査指南の関連規定に合致せず、補正する必要がある場合、専利復審委員会は補正通知書を発行し、復審請求人に通知書を受け取った日から 15 日以内に補正するよう、要求しなければならない。

(2) 復審請求は未提出として見なすか、若しくは受理しない場合、専利復審委員会は復審請求見なし未提出通知書又は復審請求を受理しない旨の通知書を発行して、復審請求人に通知しなければならない。

(3) 復審請求は形式審査を受けた結果、専利法とその実施細則及び審査指南の関連規定に合致している場合、専利復審委員会は復審請求受理通知書を発行して、復審請求人に通知しなければならない。

3. 前置審査

3.1 前置審査の手続

専利法実施細則 62 条の規定によると、専利復審委員会は形式審査に合格した復審請求書（添付されている証明書類及び補正後の出願書類を含む）を案件ファイルとともに、拒絶査定を下した元の審査部門に回して、前置審査を受けさせなければならない。

元の審査部門は、前置審査意見を提出し、前置審査意見書を作成しなければならない。特別な場合を除き、前置審査は案件ファイルを受け取った 1 ヶ月以内に完成しなければならない。

3.2 前置審査意見の類型

前置審査意見は以下に挙げる 3 つの類型に分けられる。

(1) 復審請求が成立し、拒絶査定の取り消しに同意する。

(2) 復審請求人が提出した出願書類の補正文書は、出願にあった欠陥を克服しており、補正文書に基づいた拒絶査定の取り消しに同意する。

(3) 復審請求人が陳述した意見や提出した出願書類の補正文書は、拒絶査定を取り消すに足るものでないため、拒絶査定を堅持する。

3.3 前置審査意見

(1) 元の審査部門は、その前置審査意見が前述した類型のどれに該当するかを説明しなければならない。拒絶査定を堅持する場合、堅持している各種拒絶理由及びそれと係わっている個々の欠陥について見解を詳細に説明しなければならない。見解は拒絶査定と同一である場合、簡潔に説明するものとし、繰り返す必要がない。

(2) 復審請求人が補正文書を提出している場合には、元の審査部門は本章第 4.2 節の規定に基づいて審査しなければならない。審査した結果、元の審査部門は補正で本章第 4.2 節の規定に合致していると判断した場合、補正文書を基礎にして前置審査を行わなければならない。元の審査部門は補正では本章第 4.2 節の規定に合致しないと判断した場合、拒絶査定を堅持し、かつ補正で規定に合致しないとの見解を詳細に

説明すると同時に、拒絶査定の対象となる出願文書における各種拒絶理由に関連している欠陥を説明しなければならない。

(3) 復審請求人が新たな証拠を提出するか、若しくは新たな理由を陳述する場合には、元の審査部門は当該証拠又は理由を審査しなければならない。

(4) 元の審査部門は前置審査意見において拒絶理由と証拠を補足してはならないが、以下の場合を除く。

(i) 拒絶査定及び前置審査意見において主張した公知な常識と対応した技術用語辞書、技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知な常識的な証拠の補足。

(ii) 拒絶査定では指摘していないが、出願人に告知してある事実、理由、証拠を以って拒絶するに足る欠陥が審査対象書類に存在していると判断した場合には、前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。

(iii) 拒絶査定で指摘した欠陥が依然にあると判断した場合、もし審査対象書類にさらにその他明白な実体的欠陥又は拒絶査定で指摘された欠陥と性質の同一な欠陥が存在していると判断したなら、それも合わせて指摘してよいとする。

例えば、元の審査部門が審査意見通知書で、元の請求項 1 が専利法 22 条 3 項の規定に合致しないと指摘していたが、最終的には補正で専利法 33 条の規定に合致しないことを理由に拒絶査定を下した。復審請求人が出願書類を元の出願書類に補正した場合、もし元の審査部門が、前述の専利法 22 条 3 項の規定に合致しないと欠陥が依然に存在していると判断したなら、第 (ii) の場合に該当することになる。このような時に、元の審査部門は前置審査意見で当該欠陥を指摘しなければならない。

(5) 前置審査意見が本章第 3.2 節で規定された第 (1) 又は第 (2) の場合に該当する場合、専利復審委員会は合議審査を行う代わりに、前置審査意見に基づいて復審決定を行い、復審請求人に通知し、かつ元の審査部門は審査許可手続を継続して進めなければならない。元の審査部門は専利復審委員会による復審決定を受けずに直接に審査許可手続を行ってはならない。

4. 復審請求の合議審査

4.1 理由と証拠の審査

復審手続において合議体は一般的に、拒絶査定の根拠になった理由と証拠のみに対して審査を行う。

拒絶査定の根拠になった理由と証拠に加え、合議体は審査対象書類に以下に挙げる欠陥を発見した場合に、それに関連している理由とその証拠について審査してよいとする。さらに、審査・認定した後は、当該理由とその証拠に基づいて拒絶査定を維持する旨の審査決定を行わなければならない。

(1) 拒絶査定が行われる前に出願人に告知してあるその他の理由及びその証拠を以って拒絶するに足るような欠陥。

(2) 拒絶査定で指摘していない明白な実体的欠陥又は拒絶査定で指摘した欠陥と性質の同一な欠陥。

例えば、拒絶査定で請求項 1 には創造性を有しないと指摘し、そして審査した結果、当該請求項で保護を求めているのは明らかに永久機関であることを認定した場合、合議体は当該請求項が専利法 22 条 4 項の規定に合致しないことを理由に、拒絶査定を維持する旨の審査決定を行わなければならない。

また例えば、拒絶査定で請求項 1 に意味の不確かな用語があるため、保護の範囲が不明瞭になっていることを指摘し、そして合議体が請求項 2 も同様に、このような用語があることで保護の範囲が不明瞭になっていることを発覚した場合、復審手続において復審請求人に合わせて告知しなければならない。復審請求人からの回答でも請求項 2 の欠陥が克服されない場合には、合議体は専利法 26 条 4 項の規定に合致しないことを理由に拒絶査定を維持する旨の審査決定を行わなければならない。

合議審査において、合議体はその属する技術分野の公知な常識を引用するか、若しくは対応した技術用語辞書、技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知な常識的な証拠を補足してよいとする。

4.2 補正文書の審査

復審請求の申立、復審通知書（復審請求口頭審理通知書を含む）への返答又は口頭審理に参加する際に、復審請求人は出願書類を補正することができる。ただし、補正は専利法第 33 条および専利法実施細則第 61 条 1 項に合致するものでなければならない。

専利法実施細則第 61 条 1 項によると、復審請求人が行う出願書類の補正は、拒絶決定又は合議体に指摘された欠陥の解消に限られなければならない。次に掲げる状況は、通常は前記の規定に合致しないものとする。

(1) 補正後の請求項は拒絶決定の対象請求項に比べて、保護範囲を拡大した。

(2) 拒絶決定の対象請求項が限定する技術方案との単一性を具備しない技術方案を補正後の請求項とした。

(3) 請求項の種類を変更した、又は請求項を追加した。

(4) 拒絶決定で指摘された欠陥に関連しない請求項又は説明書に対して補正を行った。ただし、明らかな文字の誤りの補正、或いは拒絶決定で指摘された欠陥と同一な性質を持つ欠陥に対する補正などのような状況は除く。

復審手続において、復審請求人が提出した出願書類が、専利法実施細則第 61 条 1 項に合致しない場合、一般的に合議体がこれを受領しないものとし、かつ復審通知書に当該補正文書が受けられない理由を説明すると同時に、それまでの受け入れられる書類を審査する。補正文書の一部内容が専利法実施細則第 61 条 1 項に合致している場合、合議体は当該一部内容に対して審査意見を提示してもよく、かつ復審請求人に、当該書類の専利法実施細則第 61 条 1 項に合致しない部分を補正し、規定に合致する書類を提出すること、さもないと合議体は、これまでの受け入れられる書類を審査する旨を通知する。

4.3 審査の方式

一つの復審請求に対して、合議体は書面審理、口頭審理又は書面審理と口頭審理との組合せなどの方式によって審査することができる。

専利法実施細則第 63 条 1 項に基づいて、次に掲げる事情のいずれか 1 つがある場合は、合議体は復審通知書（復審請求口頭審理通知書を含む）を送付するか、又は口頭審理を行うものとする。

(1) 復審決定が却下決定の維持になる。

(2) 復審請求人が専利法およびその実施細則と審査指南における関連規定に基づいて出願書類を補正して、始めて却下決定の取消が可能になる。

(3) 復審請求人による更なる証拠の提出又は関連事項についての説明が必要であ

る。

(4) 却下決定では提示されていない理由や証拠の引用が必要である。

合議体から送付された復審通知書について、復審請求人は当該通知書を受領した日より1ヶ月以内に通知書に指摘された欠陥に対して書面による回答を行わなければならない。期限が過ぎても書面による回答がない場合、その復審請求は取り下げられたものと見なす。復審請求人が具体的な回答内容のない意見陳述書を提出した場合、復審通知書における審査意見に対する反対意見がないものと見なす。

合議体から送付された口頭審理通知書について、復審請求人は口頭審理に参加するか、又は当該通知書を受領した日より1ヶ月以内に通知書に指摘された欠陥に対して書面による回答を行わなければならない。当該通知書において、すでに出願が専利法およびその実施細則と審査指南における関連規定に合致していない事実や理由、証拠を指摘しているにもかかわらず、復審請求人が口頭審理に参加しない、かつ期限が過ぎても書面による回答をしない場合、その復審請求は取り下げられたものと見なす。

5. 復審請求の審査決定の類型

復審請求の審査決定（復審決定と略称）は以下に挙げる3つの類型に分けられる。

(1) 復審請求が成立しないため、拒絶査定を維持する。

(2) 復審請求が成立し、拒絶査定を取り消す。

(3) 専利出願書類は復審請求人が補正したため、拒絶査定で指摘された欠陥を克服しており、補正文書を元として拒絶査定を取り消す。

前述の類型(2)には、以下に挙げる状況が含まれる。

(i) 拒絶査定における法令の適用に誤りがある。

(ii) 拒絶の理由は必要な証拠による支持を欠く。

(iii) 拒絶査定は出願人が放棄した出願書類又は保護を求めていない技術方案を根拠としていたこと、審査手続においては拒絶査定の根拠になる事実や理由及び証拠に対する意見陳述の機会を出願人に与えていないこと、拒絶査定においては出願人が提出した拒絶の理由に関連する証拠を評価していないため、審理の公正性に影響を与える恐れのある場合など、審査で法定手続に違反した場合。

(iv) 拒絶の理由が成立しないようなその他の状況。

6. 復審決定の送付

専利法41条1項の規定によると、専利復審委員会は復審決定を復審請求人に送付しなければならない。

7. 元の審査部門に対する復審決定の拘束力

復審決定で元の審査部門による決定を取り消すことになった場合、専利復審委員会は関連の案件ファイルを元の審査部門に返送し、元の審査部門では審査許可手続を継続しなければならない。

元の審査部門は専利復審委員会の決定を執行するものとし、同一の事実、理由、証拠を以って、当該復審決定の見解と相反する決定を行ってはならない。

8. 復審手続の中止

本指南第五部分第七章第7節の規定を適用する。

9. 復審手続の終了

復審請求は、期限が満了になっても回答がないために取下げと見なした場合、復審手続が終了する。

復審決定が行なわれる前に、復審請求人がその復審請求を取り下げた場合、復審手続は終了する。

受理された復審請求は、受理条件に合致しないことで請求が却下された場合、復審手続が終了する。

復審決定が行なわれた後に、復審請求人が当該決定に対して不服である場合、専利法 41 条 2 項の規定に基づき、復審決定を受け取った日から起算する 3 ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。所定の期限以内に提訴していないか、又は人民法院の発効判決で当該復審決定を維持した場合、復審手続が終了する。

第三章 無効宣告請求の審査

1. 序文

専利法 45 条、46 条、47 条、59 条及び専利法実施細則 65 条から 72 条までの規定に基づいて本章を制定する。

無効宣告手続は、専利授権公告後に当事者からの請求により開始し、通常は双方の当事者が参加する手続である。

2. 審査の原則

無効宣告手続において、専利復審委員会は総則で規定された原則に加え、一事不再理の原則、当事者処置の原則、秘密保持の原則を順守しなければならない。

2.1 一事不再理の原則

審査決定が行われた無効宣告案件で係わっている専利権について、同一の理由と証拠を以て無効宣告請求を再度提出した場合、受理も審理もしないものとする。

再度提出された無効宣告請求の理由（無効宣告の理由と略称）又は証拠が、時限などにより先行した無効宣告請求審査決定で考慮されなかった場合には、当該請求は前述した受理も審理もしない状況に該当しない。

2.2 当事者処置の原則

請求人が無効宣告請求の範囲、理由と証拠を全部又は一部放棄することができる。請求人が放棄した無効宣告請求の範囲、理由と証拠について、専利復審委員会は通常、審査しないものとする。

無効宣告手続において、当事者は自ら相手方と和解する権利を有する。請求人と専利権者が両方とも専利復審委員会に和解の意思を示した場合には、専利復審委員会は当事者双方に和解するための一定の期限を与え、何れかの当事者が専利復審委員会に審査決定を行うことを要求するか、若しくは専利復審委員会に指定した期限が満了になるまで、審査決定を一時見送ることができる。

無効宣告手続において、専利権者が請求人による無効宣告請求に応じ自発的に専利権の保護範囲を縮小し、かつ対応した補正文書を専利復審委員会にすでに受け入れた場合には、専利権者は、当該保護範囲より広い請求項が最初から専利法とその実施細則の関連規定に合致しないことを認めたもの、そして当該請求項に対する請求人の無効宣告請求を認めたものと見なして、請求人の当該請求項の無効宣告主張に対する挙証責任を免れる。

無効宣告手続において、専利権者が一部の請求項又は複数の意匠のうちの一部の放棄を宣言した場合には、専利権者は、当該請求項又は意匠が最初から専利法とその実施細則の関連規定に合致しないことを認めたもの、そして当該請求項又は意匠に対する請求人の無効宣告請求を認めたものと見なして、請求人の当該請求項又は意匠の無効宣告主張に対する挙証責任を免れる。

2.3 秘密保持の原則

審査決定が行われる前に、合議体メンバーは自分やほかの合議体メンバー、審査許可の責任を持つ主任委員又は副主任委員が当該案件についての観点を何れかの当事

者に勝手に明示或いは暗示してはならない。

法執行の公正性と秘密の保持を保証するため、合議体メンバーは原則的に片方の当事者と面会してはならない。

3. 無効宣告請求の形式審査

専利復審委員会は無効宣告請求書を受け取った後、形式審査を行わなければならない。

3.1 無効宣告請求の客体

無効宣告請求の客体は、すでに授権された専利でなければならないが、終了又は放棄（出願日から放棄されたものを除く）となったものを含む。無効宣告請求は、授権された専利を対象としていない場合、受理しないものとする。

専利復審委員会で専利権の全部又は一部無効を宣告する旨の審査決定を行った後、当事者が当該審査決定を受け取った日から起算する3ヶ月以内に人民法院に提訴していないか、若しくは人民法院の発効判決で当該審査決定を維持した場合、当該決定により無効宣告された専利権を対象に提出した無効宣告請求は受理しないものとする。

3.2 無効宣告請求人の資格

請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。

(1) 請求人が民事訴訟の主体としての資格を有しない場合。

(2) 意匠権が付与された意匠専利が、出願日前に他者が取得した適法な権利と衝突していることを理由に意匠権の無効宣告を請求している請求人は、先行権利者或いは利害関係者であることを証明することができない場合。

うちの利害関係者とは、関連法令の規定に基づき、先行権の侵害をめぐる紛争について人民法院に提訴するか、若しくは該当の行政管理部門に処理を請求する権利を有する者をいう。

(3) 専利権者がその専利権を対象とした無効宣告請求を提出し、かつ専利権の全部無効の宣告を請求しており、提出された証拠は公式出版物でないか、若しくは請求人は共有に係る専利権の専利権者全員でない場合。

(4) 複数の請求人が共同で1件の無効宣告請求を提出する場合。ただし、専利権者全員がその共有に係る専利権を対象に提出している場合を除く。

3.3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠

(1) 無効宣告請求書において、無効宣告請求の範囲を明確にしなければならない。明確にされていない場合、専利復審委員会は請求人に指定の期限以内にこれを補正するよう、通知しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合、無効宣告請求は提出していないものと見なす。

(2) 無効宣告の理由は、専利法実施細則65条2項で規定された理由に限定し、かつ専利法及びその実施細則における関連条、項、号を以って独立している理由として提出しなければならない。無効宣告の理由は専利法実施細則65条2項で規定された理由に該当しない場合、受理しないものとする。

(3) 専利復審委員会がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一の理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、該

理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。

(4) 意匠権が付与された意匠が、出願日前に他者が取得した適法な権利と衝突していることを理由に意匠権の無効宣告を請求しているにもかかわらず、権利の衝突を証明する証拠を提出していない場合には、受理しないものとする。

(5) 請求人は、無効宣告の理由を具体的に説明しなければならない。証拠を提出している場合には、提出したすべての証拠について具体的に説明しなければならない。技術方案を比較する必要がある発明又は実用新案の専利について、係争専利及び引例文献にある関連技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。比較する必要がある意匠専利については、係争専利及び引例文献にある関連図面又は写真によって示された物品の意匠を具体的に描写して、比較分析を行わなければならない。例えば、請求人が専利法 22 条 3 項における無効宣告の理由について、複数の引例文献を提出している場合には、無効宣告の請求対象専利と最も隣接している引例文献、そして単独比較か結合比較かとの比較方式を明記し、係争専利と引例文献にある技術方案を具体的に描写し、比較分析を行わなければならない。結合させた比較であり、2 つ又は 2 つ以上の結合方式がある場合には、具体的な結合方式を明記しなければならない。異なる独立請求項については、最も隣接している引例文献を個々に明記してもよい。

請求人が無効宣告の理由を具体的に説明していないか、若しくは証拠を提出したにもかかわらず、提出したすべての証拠について無効宣告の理由を具体的に説明していないか、或いは個々の理由の根拠になる証拠を明記していない場合、その無効宣告請求は受理しないものとする。

3.4 書類の形式

無効宣告請求書及びその添付資料は 1 式 2 部とし、かつ所定の様式に合致しなければならない。所定の様式に合致しない場合、専利復審委員会は請求人に指定の期限以内にこれを補正するよう、通知しなければならない。期限が満了になっても補正されないか、若しくは指定の期限までにこれを補正しているにもかかわらず、2 回補正しても同じ欠陥が依然にある場合には、無効宣告請求は提出していないものと見なす。

3.5 費用

請求人は、無効宣告請求を提出した日から起算する 1 ヶ月以内に無効宣告請求費を納付しないか、若しくは全額を納付していない場合には、その無効宣告請求は提出していないものと見なす。

3.6 委任手続

(1) 請求人又は専利権者が無効宣告手続において専利代理機構に委任する場合、無効宣告手続権限委任状を提出しなければならない。かつ専利権者は委任状に、委任した権限が無効宣告手続関係の事務に限定する旨を明記しなければならない。無効宣告手続においては、専利権者がそれまでにその専利について、専利権の有効期間内の全般代行を委任しており、かつ当該全般代行を行う代理機構に引き続き委任しているとしても、無効宣告手続権限委任状を提出しなければならない。

(2) 無効宣告手続において、請求人が専利代理機構に委任する場合、或いは専利権者が専利代理機構に委任し、かつ委任状には委任した権限は無効宣告手続関係の事務に限定する旨を明記した場合、その委任手続又は委任の解除、辞任手続は専利復審

委員会で行うものとし、記載事項変更手続を行う必要がない。

請求人又は専利権者が専利代理機構に委任しているが、専利復審委員会に委任状を提出していないか、若しくは委任状には委任した権限を明記していないか、或いは専利権者が委任状に、委任した権限は無効宣告手続関係の事務に限定する旨を明記していない場合には、専利復審委員会は請求人又は専利権者に指定の期限までにこれを補正するよう通知しなければならない。期限が満了になっても補正されない場合には、委任していないものと見なす。

(3) 請求人と専利権者が同一の専利代理機構に委任した場合、専利復審委員会は当事者双方に指定の期限以内に委任の変更を行うよう、通知しなければならない。指定の期限以内に委任の変更を行っていない場合、後で委任したほうは委任していないものと見なす。同日に委任している場合、両方とも委任していないものと見なす。

(4) 専利法 19 条 1 項で規定された、専利代理機構に委託しなければならない請求人が、規定に基づいた委託を行っていない場合には、その無効宣告請求を受理しないものとする。

(5) 同じ当事者が複数の専利代理機構と同時に委任関係を持っている場合、当事者は書面方式でうちの 1 つの専利代理機構を受取人として指定しなければならない。指定していない場合に、専利復審委員会は無効宣告手続において一番先に委任された専利代理機構を受取人として見なす。一番先に委任された代理機構が複数ある場合に、専利復審委員会は先頭に署名した専利代理機構を受取人として見なす。署名の順番がない（同日に個々に委任した）場合、専利復審委員会は当事者に指定の期限までにこれを指定するよう、通知しなければならない。指定の期限までに指定されない場合には、委任していないものと見なす。

(6) 当事者が公民に代理を委任する場合、専利代理機構への委任に関連する規定を参照して取り扱うものとする。公民の代理権限は、口頭審理における意見陳述及び審理廷で転送される書類の受取に限定する。

(7) 以下に挙げる事項について、代理人は特別権限委任状を有しなければならない。

- (i) 専利権者の代理人が代行して請求人による無効宣告請求を認める。
- (ii) 専利権者の代理人が代行して権利要求書を補正する。
- (iii) 代理人が代行して和解する。
- (iv) 請求人の代理人が代行して無効宣告請求を取り下げる。

(8) 前述の規定で定めのない事項は、本指南第一部分第一章第 6.1 節の規定を参照して行うものとする。

3.7 形式審査通知書

(1) 無効宣告請求は形式審査を受けた結果、専利法とその実施細則及び審査指南の関連規定に合致せず、補正する必要がある場合、専利復審委員会は補正通知書を発行し、請求人に通知書を受け取った日から 15 日以内に補正するよう、要求しなければならない。

(2) 無効宣告請求は未提出として見なすか、若しくは受理しない場合、専利復審委員会は無効宣告請求見なし未提出通知書又は無効宣告請求を受理しない旨の通知書を発行して、復審請求人に通知しなければならない。

(3) 無効宣告請求は形式審査を受けた結果、専利法とその実施細則及び審査指南の関連規定に合致している場合、専利復審委員会は請求人と専利権者に無効宣告請求

受理通知書を発行し、無効宣告請求書及び関連書類の副本を専利権者に転送して、当該通知書を受け取った日から1ヶ月以内に回答するよう、要求しなければならない。専利権者がその専利について、専利権の有効期間内の全般代行を委任した場合、前述の無効宣告請求書及び関連書類の副本を当該全般代行機構に転送するものとする。

(4) 受理した無効宣告請求は、先行して行われた専利権無効又は一部無効の旨の審査決定の発効を待つため、一時的には審査することができない場合、専利復審委員会は通知書を発行して、請求人と専利権者に通知しなければならない。先行した審査決定が発効した、或いは人民法院の発効判決で取り消しにされた後に、専利復審委員会は直ちに審査を再開しなければならない。

(5) 受理した無効宣告請求で専利権侵害をめぐる事件に係わる場合、専利復審委員会は人民法院、地方の知的財産権管轄部門、或いは当事者からの請求に応じて、当該専利権侵害をめぐる事件を取り扱う人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に、無効宣告請求案件審査状態通知書を発行することができる。

4. 無効宣告請求の合議審査

4.1 審査の範囲

無効宣告手続において、専利復審委員会は通常、当事者が提出した無効宣告請求の範囲、理由と証拠のみを対象に審査するものとし、専利の有効性の全面審査義務を負わない。

専利復審委員会で専利権の一部無効を宣告する旨の審査決定を行った後に、当事者は当該審査決定を受け取った日から起算する3ヶ月以内に人民法院に提訴していないか、又は人民法院の発効判決で当該審査決定を維持した場合に、当該専利権を対象としたその他無効宣告請求の審査は、有効性が維持された専利権を基礎とする。

請求人が無効宣告請求の提出時には具体的に説明していない無効宣告の理由、及び関連の無効宣告理由の具体的な説明に用いられなかった証拠で、無効宣告請求の提出日から1ヶ月以内でも具体的な説明を補足していないものは、専利復審委員会は考慮しないものとする。

請求人が無効宣告の理由の追加時に本章第4.2節の規定に適合していないか、或いは証拠の補足時に本章第4.3節の規定に適合していない場合、そして専利権者が証拠の提出又は補足時に、本章第4.3節の規定に適合していない場合には、専利復審委員会は考慮しないものとする。

専利復審委員会は以下に挙げる状況において、職権に基づいた審査を行うことができる。

(1) 請求人が提出した無効宣告の理由と提出した証拠が明らかに対応しない場合は、専利復審委員会は関連する法令規定の意味を告知して、対応した無効宣告理由への変更を許可するか、若しくは職権に基づいて変更することができる。例えば、請求人が提出した証拠は、同一専利権者が専利出願日前に出願し、かつ専利出願日以降に公開された中国の発明専利書類であったが、無効宣告の理由は専利法9条1項に合致しないということである場合、専利復審委員会は請求人に、専利法9条1項及び22条2項の意味を告知して、無効宣告の理由を当該専利が専利法22条2項に合致しないということへの変更を許可するか、若しくは職権に基づいて無効宣告の理由を当該専利が専利法22条2項に合致しないということへと変更することができる。

(2) 専利権に、請求人が言及していない、明らかに専利で保護する客体に該当し

ないような欠陥がある場合、専利復審委員会は、関係する無効宣告の理由を引用して審査することができる。

(3) 専利権に、請求人が言及していない欠陥があり、そのため、請求人が提出した無効宣告理由について審査できない場合は、専利復審委員会は職権に基づいて、関係する理由を引用して専利権にある前述の欠陥について審査することができる。例えば、無効宣告の理由は独立請求項 1 が創造性がないということになっているが、当該請求項が明瞭でないため、その保護の範囲を確定することができず、創造性の審査の基礎がない場合には、専利復審委員会は専利法 26 条 4 項の無効宣告理由を引用して審査することができる。

(4) 請求人は、請求項の間に引用関係のあるなんらかの請求項の無効宣告を請求しているが、同じ理由を以ってはその他の請求項の無効宣告を請求しておらず、当該無効宣告の理由を引用しないと不合理な審査結論となってしまう場合には、専利復審委員会は職権に基づいて当該無効宣告の理由を引用し、その他の請求項について審査することができる。例えば、請求人は請求項 1 が新規性を有しないこと、従属請求項 2 が創造性を有しないことを理由に専利権の無効宣告を請求しているが、もし専利復審委員会は請求項 1 が新規性を有すること、従属請求項 2 が創造性を有しないことを認定したなら、職権に基づいて請求項 1 の創造性について審査することができる。

(5) 請求人は、請求項の間に引用関係のあるなんらかの請求項に欠陥があることを理由に無効宣告を請求しているが、その他の請求項にも性質の同一な欠陥があることを指摘していない場合、専利復審委員会は当該欠陥と対応した無効宣告の理由を引用して、その他の請求項について審査することができる。例えば、請求人は請求項 1 に技術的特徴が追加されたことにより専利法 33 条の規定に合致しなくなったことを理由に請求項 1 の無効宣告を請求したが、従属請求項 2 にも同じ欠陥があることを指摘しなかった場合、専利復審委員会は専利法 33 条の無効宣告の理由を引用して、従属請求項 2 について審査することができる。

(6) 請求人は、専利法 33 条又は専利法実施細則 43 条 1 項の規定に合致しないことを理由に専利権の無効宣告を請求しており、かつ補正では元の出願書類で記載された範囲を超えたとの事実について具体的な分析、説明を行ったものの、元の出願書類を提出していない場合、専利復審委員会は当該専利の元の出願書類を証拠として引用することができる。

(7) 専利復審委員会は、技術手段が公知な常識であるか否かを職権に基づいて認定することができ、かつ、技術用語辞書、技術マニュアル、教科書など所属する技術分野における公知な常識的証拠を引用することができる。

4.2 無効宣告の理由の追加

(1) 請求人が無効宣告請求の提出日から 1 ヶ月以内に無効宣告の理由を追加するには、当該期間以内に、追加した無効宣告理由を具体的に説明しなければならない。そうでなければ、専利復審委員会は考慮しない。

(2) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して 1 ヶ月後に無効宣告の理由を追加することを専利復審委員会は一般的に考慮しないが、以下に挙げる状況を除く。

(i) 専利権者が併合の方法で補正した請求項について、専利復審委員会が指定した期限までに無効宣告理由を追加し、かつ当該期限までに、追加した無効宣告理由について具体的に説明した場合。

(ii) 提出した証拠と明らかに対応していない無効宣告理由を変更した場合。

4.3 挙証期限

4.3.1 請求人による挙証

(1) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1ヶ月以内に証拠を補足する場合、当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明しなければならない。そうでなければ、専利復審委員会は考慮しないものとする。

(2) 請求人が無効宣告請求の提出日から起算して1ヶ月以降に証拠を補足する場合、専利復審委員会は一般的に考慮しないが、以下に挙げる状況を除く。

(i) 専利権者が併合する方法で補正した請求項又は提出した反証について、請求人が専利復審委員会により指定される期限までに証拠を補足し、かつ当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明した場合。

(ii) 口頭審理での弁論の終了前に、技術用語辞書や技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知な常識的な証拠、又は証拠の法定の形式を完備させるための公証書類や原本等証拠を提出し、かつ当該期限までに当該証拠について関連の無効宣告理由を具体的に説明した場合。

(3) 請求人が提出した証拠が外国語によるものである場合、その中国語訳文の提出期限は当該証拠の挙証期限を適用する。

4.3.2 専利権者による挙証

専利権者は専利復審委員会に指定される回答期限までに証拠を提出しなければならないが、技術用語辞書や技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知な常識的な証拠、又は証拠の法定の形式を完備させるための公証書類や原本等証拠については、口頭審理での弁論の終了前に補足してもよいとする。

専利権者が証拠を提出、又は補足する場合、前述の期限までに提出又は補足した証拠について具体的に説明しなければならない。

専利権者が提出した証拠が外国語によるものである場合、その中国語訳文の提出期限は当該証拠の挙証期限を適用する。

専利権者が提出又は補足した証拠で前記の期限についての規定に合致しないか、若しくは前述の期限までに提出又は補足した証拠について具体的に説明していない場合、専利復審委員会は考慮しないものとする。

4.3.3 挙証の期間延長

克服できない困難で、本章第4.3.1節及び第4.3.2節で記載された期限までに提出できないことが証拠で示された証拠について、当事者は記載された期限までに、提出期限の延長を書面により請求することができる。提出期限の延長を許可しないと、明らかに不公平であるものは、専利復審委員会は提出期限の延長を許可しなければならない。

4.4 審査の方式

4.4.1 書類の転送

専利復審委員会は、案件審査上の必要に応じ関連の書類を該当の当事者に転送する。回答期限の指定が必要な場合は、回答期限を1ヶ月に指定する。期限が満了になって

も当事者が回答しない場合には、当事者が転送された書類で係わっている事実や理由、証拠をすでに了承し、反対意見を提出していないものと見なす。

当事者が提出する意見陳述書及びその添付資料は、1式2部とする。

4.4.2 口頭審理

専利復審委員会は、当事者による請求又は案件の状況上の必要に応じ、無効宣告請求に対する口頭審理を決定することができる。口頭審理の具体的な規定は、本部分第四章を参照する。

4.4.3 無効宣告請求審査通知書

無効宣告手続において以下に挙げる状況の何れか1つに該当する場合、専利復審委員会は当事者双方に対して、無効宣告請求審査通知書を発行することができる。

(1) 当事者が主張した事実又は提出した証拠は、不明瞭或いは疑問がある。

(2) 専利権者がその権利要求書について自発補正を提出しているが、補正で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない。

(3) 職権に基づいて、当事者が言及していない理由又は証拠を引用する必要がある。

(4) 無効宣告請求審査通知書を発行する必要のあるその他の状況。

審査通知書の内容の対象者である該当の当事者は、当該通知書を受け取った日から起算する1ヶ月以内に回答しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合には、当事者が転送された書類で係わっている事実や理由、証拠をすでに了承し、反対意見を提出していないものと見なす。

4.4.4 審査方式の選択

無効宣告手続においては状況に応じ、以下に挙げる方式を用いて審査する。

(1) 専利復審委員会が無効宣告請求書類を専利権者に転送しており、かつ指定された回答期限が満了になった後には、専利権者が回答したか否かを問わず、専利権者は口頭審理の実行を要求しておらず、専利復審委員会は請求人が提出した証拠が充分であり、その専利権の全部無効宣告の請求理由が成立していると判断した場合、専利権の全部無効を宣告する旨の審査決定を直接に行うことができる。そのような場合、請求人による無効宣告請求の範囲は専利権の一部無効の宣告であるなら、専利復審委員会は当該範囲について専利権の一部無効を宣告する旨の審査決定を直接に行うこともできる。専利権者が回答意見を提出した場合、回答意見を直接に行われた審査決定とともに請求人に送付する。

(2) 専利復審委員会がすでに無効宣告請求書類を専利権者に転送しており、かつ指定された回答期限が満了になった後には、専利権者が回答したか否かを問わず、専利復審委員会は、請求人による無効宣告請求の範囲の部分が成立していると判断し、専利権の一部無効を宣告する旨の審査決定を行う可能性がある場合、専利復審委員会は口頭審理通知書を発行し、口頭審理で案件を結審しなければならない。専利権者が回答意見を提出した場合、回答意見を口頭審理通知書とともに請求人に送付するものとする。

(3) 専利復審委員会がすでに無効宣告請求書類を専利権者に転送し、専利権者は指定された回答期限以内に回答しており、専利復審委員会は請求人が提出した意見陳述の理由が充分であり、専利権を維持する旨の決定を行うことになる場合には、専利

復審委員会は、案件の状況に応じ、書類転送通知書又は無効宣告請求審査通知書を発行して書面による審査を行うか、若しくは書類転送通知書を添付した口頭審理通知書を発行して口頭審理を行うことにより結審するかを選定しなければならない。

(4) 専利復審委員会がすでに無効宣告請求書類を専利権者に転送しているが、専利権者は指定された回答期限以内に回答しておらず、専利復審委員会は請求人が提出した証拠が不十分であり、専利権の無効宣告請求の理由が成立しないと判断し、専利権を維持する旨の決定を行うことになる場合には、専利復審委員会は、案件の状況に応じ、無効宣告請求審査通知書を発行して書面による審査を行うか、若しくは口頭審理通知書を発行して口頭審理を行うことにより結審するかを選定しなければならない。

口頭審理通知書を発行した後に、当事者側の原因により期日どおりに口頭審理を行うことができなかった場合、専利復審委員会は直接に審査決定を行うことができる。

4.5 案件の併合審理

審査の効率を高め、当事者の負担を軽減させるため、専利復審委員会は案件を併合させて審理することができる。併合審理となる状況は通常、以下に挙げるものが含まれる。

(1) 1つの専利権を対象とした複数の無効宣告案件は、なるべく併合させて口頭審理を行う。

(2) 異なる専利権を対象とした無効宣告案件は、当事者の一部又は全部が同一であり、かつ案件の事実が相互に関連している場合には、専利復審委員会は当事者からの書面による請求に基づくか、又は自ら口頭審理の併合を決定することができる。

併合させて審理する個々の無効宣告案件の証拠は、相互に組み合わせて使用してはならない。

4.6 無効宣告手続における専利書類の補正

4.6.1 補正の原則

専利又は実用新案の専利書類の補正は権利要求書に限る。その原則とは、

- (1) 原請求項の主題の名称を変更してはならない。
- (2) 権利付与時の請求項と比べて、元の専利の保護範囲を拡大してはならない。
- (3) 元の説明書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならない。
- (4) 一般的には、権利付与時の権利要求書に含まれていない技術的特徴を追加してはならない。

意匠専利の権利者はその専利書類を補正してはならない。

4.6.2 補正の方式

前記の補正原則の下で、権利要求書に対する補正の具体的な方式は一般的に、請求項の削除や併合と技術案の削除に限る。

請求項の削除とは権利要求書から、一又は複数の請求項を取り除くことを言う。例えば、独立請求項或いは従属請求項。

請求項の併合とは、相互に従属的な関係を持たないが、授權公告書類においては同一の独立請求項に従属する2つ或いはそれ以上の請求項の併合を言う。この場合、併合対象従属請求項の技術的特徴の組み合わせにより新規の請求項を成す。当該新規請

求項は、併合された従属請求項の全ての技術的特徴を含めなければならない。独立請求項は補正がなされていない限り、その従属請求項に対する併合方式の補正が許されない。

技術方案の削除とは、同一の請求項において並列している 2 種以上の技術方案から 1 種或いは 1 種以上の技術方案を削除することを言う。

4.6.3 補正方式の制限

専利復審委員会で審査決定を下すまでに、専利権者は請求項又は請求項に含まれる技術方案を削除することができる。

下記 3 つの状況についての答弁期間以内に限り、専利権者は併合の方式によって権利要求書を補正することができる。

- (1) 無効宣告請求書に対するもの
- (2) 請求人が追加した無効宣告事由又は補充した証拠に対するもの
- (3) 専利復審委員会が引用した、請求人が言及していない無効宣告事由又は証拠に対するもの。

4.7 無効宣告手続の中止

本指南第五部分第七章第 7 節の規定を適用する。

5. 無効宣告請求審査決定の類型

無効宣告請求審査決定は、以下に挙げる 3 つの類型に分けられる。

- (1) 専利権の全部無効の宣告。
- (2) 専利権の一部無効の宣告。
- (3) 専利権の有効性の維持

専利権の無効宣告には、専利権の全部無効の宣告と一部無効の宣告の 2 つがある。専利法 47 条の規定によると、無効宣告された専利権は最初から存在しないものと見なす。

無効宣告手続において、ある発明又は実用新案の専利の一部の請求項を対象とした請求人の無効宣告理由が成立しており、その他の請求項（併合する方法で補正された請求項を含む）を対象とした無効宣告理由が成立しない場合、無効宣告請求審査決定では、前述の無効宣告理由が成立している一部の請求項の無効を宣告し、その他の請求項の有効性を維持しなければならない。いくつかの独立した使用価値を持つ物品を含めた意匠専利について、うちの一部の物品の意匠専利を対象とした請求人の無効宣告理由が成立しており、その他の物品の意匠専利を対象とした無効宣告理由が成立しない場合、無効宣告請求審査決定では、無効宣告理由が成立している一部の物品の意匠専利の無効を宣告し、その他の物品の意匠専利の有効性を維持しなければならない。例えば、同一物品の 2 件以上の類似している意匠を含めた意匠専利において、一部の意匠を対象とした請求人の無効宣告理由が成立しており、その他の意匠を対象とした無効宣告理由が成立しない場合、無効宣告請求審査決定では、無効宣告理由が成立している当該一部の意匠の無効を宣告し、その他の意匠の有効性を維持しなければならない。前述の審査決定は何れも専利権の一部無効を宣告する旨の審査決定に該当する。

ある専利の一部無効が宣告された後に、無効宣告された部分は最初から存在しないものと見なす。ただし、維持された部分（補正された請求項を含む）も同時に最初から存在するものと見なす。

6. 無効宣告請求審査決定の送付、登記と公告

6.1 決定の送付

専利法 46 条第 1 項の規定によると、専利復審委員会は無効宣告請求審査決定を当事者双方に送付しなければならない。

侵害事件に係わっている無効宣告請求について、無効宣告請求の審理開始の前に、該当の人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に通知してある場合、専利復審委員会は決定を行った後に、審査決定と無効宣告審査結審通知書を該当の人民法院又は地方の知的財産権管轄部門に送付しなければならない。

6.2 決定の登記と公告

専利法 46 条第 1 項の規定によると、専利復審委員会が専利権の無効（全部無効と一部無効を含む）を宣告する旨の審査決定を行った後に、当事者は当該審査決定を受け取った日から起算する 3 ヶ月以内に提訴していないか、又は人民法院の発効判決で当該審査決定を維持した場合、専利局はこれについて登記、公告を行う。

7 無効宣告手続の終了

専利復審委員会で無効宣告請求の審査決定が行なわれる前に、請求人がその無効宣告請求を取り下げた場合、無効宣告手続が終了するが、専利復審委員会は、すでに行われた審査に基づいても専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができる判断した場合を除く。

請求人が指定の期限までに口頭審理通知書について回答しておらず、そして口頭審理に参加せず、その無効宣告請求が取り下げたものと見なした場合、無効宣告手続が終了するが、専利復審委員会は、すでに行われた審査に基づいても専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができると判断した場合を除く。

受理された無効宣告請求は、受理条件に合致しないことで却下された場合、無効宣告手続が終了する。

専利復審委員会で無効宣告請求の審査決定が行なわれた後に、当事者は当該審査決定を受け取った日から起算する 3 ヶ月以内に人民法院に提訴していないか、又は人民法院の発効判決で当該復審決定を維持した場合、当該専利権を対象としたその他すべての無効宣告手続が終了する。

第四章 復審と無効宣告手続における口頭審理についての規定

1. 序文

口頭審理は専利法実施細則 63 条、70 条の規定に基づいて設定された行政上ヒアリング手続である。事実の究明、そして当事者に審理廷における意見陳述の機会を供与することが目的である。

2. 口頭審理の確定

無効宣告手続において、関連当事者は専利復審委員会に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ理由を説明するものとする。請求は書面方式で提出しなければならない。

無効宣告手続の当事者は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる。

- (1) 片方の当事者が、相手方との対面による反対尋問や弁論を要求している。
- (2) 合議体と対面で事実を説明する必要がある。
- (3) 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。
- (4) 証言を行った証人に、出廷証言させる必要がある。

口頭審理がまだ行われていない無効宣告案件について、専利復審委員会で審査決定が行なわれる前に、当事者が前述の理由を根拠に提出した書面による口頭審理請求を受けた場合には、合議体は口頭審理の実施に同意しなければならない。

復審手続において、復審請求人は専利復審委員会に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ理由を説明するものとする。請求は書面方式で提出しなければならない。

復審請求人は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる。

- (1) 合議体と対面で事実説明又は理由陳述をする必要がある。
- (2) 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。

復審請求人が口頭審理請求を提出した場合、合議体は案件の具体的な事情に応じて口頭審理を実施するか否かについて決定するものとする。

無効宣告手続又は復審手続において、合議体は案件の状況上の必要に応じ自ら口頭審理の実施を決定することができる。同一の案件を対象とした口頭審理がすでに行われた場合、必要な時には、もう一度口頭審理を行ってもよいとする。

専利復審委員会は主任委員又は副主任委員の承認を受けて、巡回口頭審理、現地口頭審理を行うことができ、かつ必要な費用を負担するものとする。

3. 口頭審理の通知

無効宣告手続において確かに口頭審理を実施する必要がある場合、合議体は当事者に口頭審理通知書を発行して、口頭審理の日時と場所等を通知しなければならない。確定された口頭審理の日時と場所は、一般的に変更しないが、特別な事情で変更する必要がある場合、当事者双方の合意、或いは主任委員又は副主任委員の承認が必要である。当事者は、口頭審理通知書を受け取った日から 7 日以内に専利復審委員会に口頭審理通知書の受領書を提出しなければならない。無効宣告請求人は期限が満了になっても、受領書を提出せず、かつ口頭審理に参加しない場合、その無効宣告請求は取下げたものと見なし、無効宣告請求審査手続が終了する。ただし、専利復審委員会は、

すでに行われた審査に基づいても専利権の無効又は一部無効の宣告決定を行うことができる判断した場合を除く。専利権者が口頭審理に参加しない場合、欠席審理を行ってもよいとする。

復審手続において確かに口頭審理を実施する必要がある場合、合議体は復審請求人に口頭審理通知書を発行して、口頭審理の日時、場所及び口頭審理で調査する予定事項を通知しなければならない。専利出願で専利法及びその実施細則の関連規定に合致していないと合議体が判断した場合、口頭審理通知書とともに、専利出願で専利法及びその実施細則の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を復審請求人に告知してよいとする。

口頭審理通知書で合議体は、口頭審理に参加して口頭答弁を行うか、若しくは指定の期限までに書面による意見陳述を行うかを選択することができる旨を復審請求人に告知しなければならない。復審請求人は、口頭審理通知書を受け取った日から7日以内に専利復審委員会に口頭審理通知書の受領書を提出し、受領書において口頭審理に参加するか否かを明示しなければならない。期限が満了になっても、受領書を提出しない場合、口頭審理に参加しないものと見なす。

口頭審理通知書において、当該専利出願で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を告知していた場合、もし復審請求人は口頭審理に出廷しておらず、指定の期限までに書面による意見陳述も行っていないなら、その復審請求は取下げたものと見なす。

無効宣告手続又は復審手続の口頭審理通知書の受領書に、当事者の署名又は押印がなければならない。口頭審理に参加する旨を表明した場合、口頭審理参加者の氏名を明記しなければならない。証言を行った証人がその証言について出廷証言することを求める場合、口頭審理通知書の受領書にこれを宣言し、かつ当該証人の氏名、勤め先（又は職業）、証明したい事実を明記しなければならない。

口頭審理に参加する各当事者及びその代理人の数は、4名を超えてはならない。受領書に明記した口頭審理参加者が4名以下になっている場合、口頭審理の開始前にはかの者を指定して口頭審理に参加させることができる。口頭審理参加者が複数いる片方は、うちの1人を主要発言を行う第一発言者として指定しなければならない。

当事者が指定日に口頭審理に参加できない場合、専利代理人又はその他の者に出廷を代行させてもよいとする。

当事者は専利法19条の規定に準拠して専利代理機構に代行を委託した場合、当該機構は専利代理人を指定し、口頭審理に参加させなければならない。

4. 口頭審理前の準備

口頭審理の開始前に、合議体は以下に挙げる作業を完了しなければならない。

- (1) 無効宣告手続において当事者が提出した関連書類を相手方に転送すること。
- (2) 案件ファイルを閲覧、検討し、事情を理解して、係争の焦点及び調査・弁論を行う必要のある主な問題を把握すること。
- (3) 口頭審理前の合議体会議を開催し、口頭審理における合議体メンバーの分掌や、調査の順番と内容、要点として究明しなければならない問題、及び口頭審理中にありそうな各種状況と対処プランを検討、確定すること。
- (4) 必要な書類を準備すること。
- (5) 口頭審理の2日前に、当該口頭審理の関連情報を公告する（非公式に行われる口頭審理を除く）こと。

(6) 口頭審理におけるその他事務的な準備作業。

5. 口頭審理の進行

口頭審理は、通知書で指定される日時に従って行う。

口頭審理は公式に行わなければならないが、国の法令、法規などの規定により、秘密保持が必要な場合を除く。

5.1 口頭審理の第一段階

口頭審理の開始前に、合議体は口頭審理参加者の身分証明書を照合し、口頭審理に参加する資格を有するか否かについて確認しなければならない。

口頭審理は合議体グループ長が進行を務める。合議体グループ長は、口頭審理の開始を告げた後に、合議体メンバーを紹介し、当事者が口頭審理の参加者を紹介する。当事者双方が出廷している場合、さらに相手方の参加者の適格について異議がないかと当事者双方に聞かなければならない。合議体グループ長は当事者の権利・義務を朗読し、審理要員の忌避を要請するか、証人の証言及び物証のデモンストレーションを要請するかと当事者に聞く。

当事者双方が参加する口頭審理においてはさらに、和解の意思を有するかと当事者に聞かなければならない。当事者双方とも和解の意思があり、審理廷で協議する意欲がある場合、口頭審理を一時停止する。双方の和解条件の相違が少ない場合、口頭審理を中止してよいとする。双方の和解条件の相違が大きく、短時間では和解協定の合意になるのが困難であるか、若しくは何れかの当事者が和解の意思を有しない場合、口頭審理を継続して行う。

5.2 口頭審理の第二段階

口頭審理の調査の前、必要な場合に、合議体メンバーは案件の状況を簡潔に説明する。それから、口頭審理の調査の実施を始める。

無効宣告手続の口頭審理において、先に無効宣告請求人が無効宣告請求の範囲とその理由を陳述し、かつ関連の事実と証拠を簡潔に陳述し、それから専利権者が答弁する。その後、合議体は、案件の無効宣告請求の範囲、理由及び各当事者が提出した証拠を照合し、口頭審理での審理範囲を確定する。当事者が審理廷において理由を追加するか、或いは証拠を補足する場合、合議体は関連規定に基づいて該理由や証拠を考慮するか否かについて判断しなければならない。考慮すると決定した場合には、合議体は、初めて該理由を知ったか、又は該証拠を受け取った相手当事者に、その場での口頭答弁又は以降の書面による答弁を選択する権利を与えなければならない。それからは、無効宣告請求人が無効宣告の理由及びその根拠になった事実と証拠について挙証し、そして専利権者が反対尋問を行う。必要な場合には、専利権者は反証を提示して、相手当事者は反対尋問を行うようにしてもよいとする。案件において複数の無効宣告の理由や、証明されていない事実又は証拠がある場合、無効宣告の理由及び証明されていない事実により逐一に挙証、反対尋問を行うよう、当事者に要求してよいとする。

復審手続の口頭審理においては、合議体が口頭審理での調査事項を復審請求人に告知した後、復審請求人が陳述する。復審請求人がその場で補正文書を提出する場合、合議体は、当該補正文書で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致しているか否かを審査しなければならない。

口頭審理の調査過程において、事実を全面かつ客観的に究明するため、合議体メンバーは関連事実や証拠について当事者又は証人に質問することができ、当事者又は証人に説明を求めることもできる。質問は公正性、客観性、具体性、明確性を備えなければならない。

5.3 口頭審理の第三段階

無効宣告手続の口頭審理の調査後に、口頭審理の弁論を行う。当事者双方が案件に係わる証拠と事実について争議がない場合には、当事者双方は証拠と事実を確認した上で、直接に口頭審理の弁論を行うことができる。当事者は証拠で示している事実、係争問題と適用する法令や法規について各々の意見を陳述し、弁論を行う。口頭審理の弁論において、合議体メンバーは質問することができるが、方向性のある自分の見解を公表してはならず、また、何れかの当事者と弁論してはならない。口頭審理の弁論の過程に当事者は、事前に提出していたもので調査を受けていない事実又は証拠をもう一度提出した場合、合議体グループ長は弁論の中止、口頭審理の調査の再開を宣言することができる。調査の終了後に、口頭審理の弁論を継続する。

当事者双方の弁論での意見発表が終了した後、合議体グループ長は弁論の終結を宣言し、当事者双方は最後の意見陳述を行う。最後の意見陳述の際、無効宣告請求人は元の無効宣告請求を堅持することも、無効宣告請求の取下げを請求することもでき、さらに、無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠を放棄するか、若しくは無効宣告請求の範囲を縮小することもできる。専利権者は無効宣告請求人による無効宣告請求の却下要求を堅持することも、専利の保護の範囲の縮小、或いは請求項の一部の放棄を宣言することもできる。それからは、前述の方法によりもう一度和解関連事項を処理する。

復審手続の口頭審理の調査後に、合議体は関連問題について方向性のある見解を公表することができる。必要な場合には、専利出願で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない具体的な事実、理由、証拠を復審請求人に告知し、復審請求人の意見を聞かなければならない。

5.4 口頭審理の第四段階

口頭審理の過程において、合議体は案件の状況に応じ、休廷合議することができる。

合議体グループ長は一時休廷、合議体で合議することを宣言する。それから、口頭審理を再開し、合議体グループ長は口頭審理の結論を宣言する。口頭審理の結論は、審査決定の結論であっても、その他の結論であってもよい。例えば、案件の事実はすでに究明され、審査決定等結論を行うことができる。これで口頭審理が終了する。

6. 口頭審理の中止

以下に挙げる状況の何れか1つに該当する場合、合議体グループ長は口頭審理の中止を宣言し、そして必要な時に口頭審理を継続する日時を確定してよいとする。

- (1) 当事者が審理要員の忌避を要請した場合。
- (2) 和解のため、協議する必要がある場合。
- (3) 発明創造について進んだデモンストレーションが必要な場合。
- (4) その他合議体が必要であると判断した状況。

7. 口頭審理の終了

事実の調査が明瞭で、審査決定を行うことができ、かつ主任委員又は副主任委員による審査許可を受ける必要のあるものに該当しない案件について、合議体はその場で審査決定の結論を宣言してよい。

口頭審理の結果、その場で審査決定の結論を宣言する予定で、主任委員又は副主任委員による審査許可を受ける必要のある案件について、承認後に審査決定の結論を宣言しなければならない。

合議体がその場で審査決定の結論を宣言しない場合には、合議体グループ長は簡潔な説明を行う。

前述の3つの状況の何れにおいても、合議体グループ長が口頭審理の終了を宣言する。その後、一定の期限以内に、決定の全文を書面形式で当事者に送付するものとする。

8. 当事者の欠席

口頭審理に出席しない当事者がいる場合、片方の当事者による出廷で規定に合致しているなら、合議体は所定の手続に沿った口頭審理を行うものとする。

9. 当事者の途中退廷

無効宣告手続又は復審手続の口頭審理の過程において、当事者は合議体の許可を得ずに途中退廷してはならない。当事者が合議体の許可を得ずに途中退廷したか、若しくは口頭審理の進行を妨害したことで合議体から退廷が命じられた場合、合議体は欠席審理することができる。ただし、当該当事者が陳述した内容、及び途中退廷或いは退廷が命じられた事実について記録し、かつ当事者又は合議体が署名して確認しなければならない。

10. 証人による出廷証言

証言を行い、かつ口頭審理通知書の受領書で明記された証人は、その証言について出廷して証言することができる。当事者が口頭審理中に証人の出廷証言の請求を提出した場合、合議体は案件の具体的な状況に応じて許可するか否かを決定してよい。

証人は出廷して証言する際に、身分を証明する証明書を提示しなければならない。合議体は、誠実な証言を行うとの法的義務及び偽証の場合の法的責任を告知しなければならない。出廷して証言する証人は、案件の審理を傍聴してはならない。証人に尋問する際に、ほかの証人はその場に居てはならないが、証人との対質が必要な場合を除く。

合議体は証人に質問してよいとする。当事者双方が参加している口頭審理において、当事者双方は証人に対する交差尋問を行ってよいとする。証人は合議体による質問に対して明確に回答しなければならないが、当事者による質問で案件に関係のないものは回答しなくてもよい。

11. 記録

口頭審理において、書記官又は合議体グループ長から指定される合議体メンバーが記録を取る。記録役を務める者は重要な審理事項を口頭審理の文書記録に記入しなければならない。合議体は文書記録に加え、録音や録画装置を利用して記録を取ることもできる。

重要な審理事項の記録が完了した後、又は口頭審理が終了した際に、合議体は文書

記録を当事者に閲覧させなければならない。文書記録にある誤りについて、当事者は記録者に補正を要請する権利を有する。文書記録には誤りが無いことを確認した後に、当事者が署名し、案件ファイルに入れて保管しなければならない。当事者が署名を拒否する場合、合議体グループ長は口頭審理の文書記録にこれを明記する。

前述の重要な審理事項は、以下に挙げる内容を含む。

(1) 無効宣告手続の口頭審理において、当事者が放棄を宣言した請求項、無効宣告請求の範囲や理由又は証拠。

(2) 無効宣告手続の口頭審理において、当事者双方のいずれも認定した重要事実。

(3) 復審手続の口頭審理において、合議体がその場で復審請求人に、その専利出願で専利法及びその実施細則と審査指南の関連規定に合致していない具体的な事実や理由と証拠、及び復審請求人が陳述した主な内容。

(4) その他記録する必要のある重要事項。

12. 傍聴

口頭審理中の傍聴は許可するが、傍聴者には発言する権利がない。許可の得ていない撮影、録音、録画や、口頭審理に参加する当事者に関連情報の伝達をしてはならない。

必要な場合には、専利復審委員会は傍聴者に傍聴手続を取るよう、要求することができる。

13. 当事者の権利と義務

合議体グループ長は口頭審理の開始段階で、口頭審理における権利と義務を当事者に告知しなければならない。

(1) 当事者の権利

当事者は審理要員の忌避を要請する権利を有する。無効宣告手続の当事者は、相手当事者と和解する権利を有し、口頭審理において、証言を行った証人がその証言について出廷し、証言を行うことや物証のデモンストレーション実施を要請する権利を有し、弁論する権利を有する。無効宣告請求人は、無効宣告請求の取下げや無効宣告請求理由の一部及び対応した証拠の放棄、無効宣告請求範囲の縮小を請求する権利を有する。専利権者は、請求項の一部及び提供した関連証拠を放棄する権利を有する。復審請求人は、復審請求を取下げの権利を有し、補正文書を提出する権利を有する。

(2) 当事者の義務

当事者は口頭審理規則を順守し、口頭審理の秩序を維持しなければならない。発言する際に、合議体グループ長の許可を取得しなければならず、何れの当事者も相手当事者の発言をさえぎってはならない。弁論では事実を並べ、筋道を立てなければならない。発言や弁論は、合議体に指定される案件の審理に関連している範囲のみに限定する。当事者は自分の主張に対して挙証責任があり、相手方の主張を反駁するには、理由を説明しなければならない。口頭審理の間、合議体の許可を得ずに途中退室してはならない。

第五章 無効宣告手続における意匠専利の審査

1. 序文

本章は主に意匠専利無効宣告請求手続における、専利法 23 条と 9 条についての審査に関連している。意匠専利無効宣告請求に係わるその他条項の審査については、本指南第一部分第三章の関連規定を適用する。

2. 現有設計

専利法 23 条 4 項の規定によると、現有設計とは出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）前に国内外において一般に知られた設計をいう。

現有設計には出願日前に国内外における出版物で公式に発表され、公式に使用されたか若しくはその他の方式により一般に知られる設計が含まれる。現有設計の時間の限界、開示方式などについては第二部分第三章第 2.1 節の規定を参照する。

現有設計のうち、一般消費者が熟知しており、製品名を言うと思いつくような設計を通常設計という。例えば、包装箱を言うと思いつく長方体や正方体形状の設計など。

3. 判断の客体

意匠専利を審査する時に、比較される対象を「判断客体」と称する。そのうち、無効宣告を請求された意匠専利は「係争専利」と略称する。係争専利と比較される判断客体は「対比設計」と略称する。

判断客体を確定する場合、係争専利について、意匠専利の図面又は写真に基づき確定する以外、「意匠の簡単な説明」中に色彩の保護請求、「平面製品におけるユニット図案が二方向連続又は四方向連続など限定する境界がない状況」（境界を限定しないと略称）などの内容が明記されているかに基づいて確定しなければならない。

係争専利には下記 6 つの種類がある。

(1) 形状のみによる意匠

形状のみによる意匠とは、図案がなくかつ色彩の保護が請求されていない製品の形状設計をいう。

(2) 図案のみによる意匠

図案のみによる意匠とは、色彩の保護が請求されておらず、かつ境界を限定しない平面製品の図案設計をいう。

(3) 形状と図案の組合せによる意匠

形状と図案の組合せによる意匠とは、色彩の保護が請求されていない製品の形状及び図案の設計をいう。

(4) 形状と色彩の組合せによる意匠

形状と色彩の組合せによる意匠とは、色彩の保護が請求されている、図案がない製品の形状及び色彩の設計をいう。

(5) 図案と色彩の組合せによる意匠

図案と色彩の組合せによる意匠とは、色彩の保護が請求され、かつ境界を限定しない平面製品の図案と色彩の設計をいう。

(6) 形状、図案及び色彩の組合せによる意匠

形状、図案及び色彩の組合せによる意匠とは、色彩の保護が請求された製品の形状、図案と色彩の設計をいう。

4. 判断の主体

意匠が専利法第23条1項、2項の規定に合致するか否かについて判断する際、係争意匠に係わる物品の一般消費者の知識レベルや認知力を基に評価しなければならない。

異なる種別の物品は、異なった消費者群を持つ。ある種別の意匠に係わる物品の一般消費者として、次に掲げる特徴を備えなければならない。

(1) 係争意匠の出願日以前の同種又は類似物品の意匠やその常用設計手法について、常識程度の認識を持っている。例えば自動車の場合、その一般消費者は市販されている自動車や、よくマスコミで見かけるような自動車広告で開示された情報などについて、ある程度の認識を持っているものでなければならない。

常用設計手法のタイプとして、設計の転用、つなぎ合わせ、置換えなどが上げられる。

(2) 意匠に係わる物品同士の形状や図案、色彩の相違点について、ある程度の識別力を備えているが、物品の形状や図案、色彩の軽微な変化まで注意が行き届かない。

5. 専利法第23条1項に基づく審査

専利法第23条1項の規定によると、専利権を付与する意匠は、現有設計に該当しないものでなければならないが、しかも如何なる単位又は個人でも同様な意匠について出願日より以前に国務院専利行政部門に出願を提出し、かつ出願日以降に公告された専利書類に記載されていないものでなければならない、となっている。

現有設計に属しないとは、現有設計の中に、係争専利と同一な意匠もなければ、係争専利と実質的同一な意匠もないことを指す。係争専利の出願日の前に、如何なる単位又は個人が専利局に提出し、かつ出願日以降（出願日を含む）に公告された同様な専利出願のことを、抵触出願という。うち、同様の意匠とは、意匠の同一又は実質的同一を指す。

引例意匠が係争専利の抵触出願を構成するか否かを判断する際、引例意匠において公告された専利書類の全内容を判断の根拠としなければならない。係争専利で保護を要求する意匠と比較する際、引例意匠の中に係争専利と同一又は実質的に同一の意匠が含まれるか否かについて判断する。例えば、係争専利で色彩の保護を要求しており、引例意匠で公告したものは色彩のついた意匠である場合、引例意匠において色彩の保護が要求されていなくても、引例意匠の中の当該色彩要素を含めた意匠を係争専利と比較することができる。また、引例意匠において公告した専利書類に使用状態の参考図が含まれる場合、当該使用状態の参考図に保護を要求しない意匠を含めるとしても、これを係争専利と比較し、同一又は実質的に同一の意匠であるかを判断することができる。

5.1 判断基準

5.1.1 意匠の同一

意匠の同一とは、係争意匠と引例意匠が同種別の製品の意匠であり、かつ係争意匠の意匠の全要素が引例意匠の相応した設計要素と同一であることをいう。うち意匠の要素とは形状、図案および色彩のことをいう。

係争意匠と引例意匠は、慣用材料の取り替えのみであるか、若しくは製品の機能や

内部の構造、技術的性能あるいは寸法だけが違うことで、製品の意匠上の変化を導かない場合には、両者はなお同一の意匠に該当する。

製品の種別を確定する際に、製品の名称や国際意匠分類および販売時のラックの分類位置を参考にしてもよいが、製品の用途が同一であるか否かを基準にしなければならない。種別の同一な製品とは、用途が完全に同一な製品をいう。例えば、機械式腕時計と電子腕時計は内部の構造が異なっても、用途は同一なため、種別の同一な製品に該当する。

5.1.2 意匠の実質的同一

意匠の実質的同一の判断は、種別の同一又は類似する製品の意匠に限る。製品の種別が同一でなく、類似もしない意匠については、係争意匠と引例意匠が実質的同一なものであるか否かを比較、判断しなくても、係争意匠と引例意匠は実質的同一とならないことを認定することができる。例えば、タオルと絨毯の意匠など。

種別の類似な製品とは、用途が類似しているものをいう。例えば、用途が類似している玩具と小物は、種別の類似な製品に該当する。注意すべきことは、製品に複数種の用途を有する場合、仮にその一部の用途が同一であっても、その他の用途が違えば、この両者は種別の類似な製品に該当することになる。例えば、MP3 つき腕時計と腕時計はともに時計としての用途を備えるため、この両者は種別の類似な製品に該当する。

一般消費者が、係争意匠と引例意匠を全体観察することにより、両者の相違点は単に以下に挙げる状況に該当すると認識している場合、係争意匠と引例意匠が実質的同一なものとなる。

(1) 相違点は、一般の注意を払う程度では感じられないほど局部上の軽微な差異だけがある。例えば、ブラインドの意匠でルーバーの具体的な枚数が違うだけなど。

(2) 相違点は、使用する時に容易に見えない又は見えない部分にある。ただし、容易に見えない部分での特定設計が一般消費者にとって目をひくような視覚効果を生じることが証拠により示されている場合を除く。

(3) 相違点は、ある設計要素全体を当該種別の製品の通常設計における相応した設計要素に置き換えたところである。例えば、図案と色彩の付された菓子箱の形状を正方体から長方体に置き換えたなど。

(4) 相違点は、引例意匠を設計ユニットとし、当該種別の製品の通常配列方式により配列を繰り返しているか、又は配列数に増減の変化を施したところである。例えば、映画館の座席を行に沿って配列を繰り返しているか、又は行に沿った座席の数を増減させたなど。

(5) 相違点は、相互にミラー対称になったところである。

5.2 判断方式

意匠について比較、判断する際に、本章第4節で定義した一般消費者の立場から判断しなければならない。

5.2.1 単独比較

通常は1つの引例意匠を用いて係争意匠と単独比較を行わなければならない。2つ又は2つ以上の引例意匠の組み合わせで係争意匠と比較を行ってはならない。

係争意匠の中に、セット製品の意匠又は同じ製品における2つ以上の類似した意匠

のような、いくつかの独立した使用価値を持つ製品の意匠が含まれる場合は、異なる引例意匠とそれに対応した各意匠とをそれぞれ単独比較を行ってもよい。

係争意匠が、組み立てて一緒に使用する少なくとも2つの構成品から構成される製品の意匠である場合、その構成品の数に対応し、かつ明らかな組立関係を持つ構成品を結合させて1つの引例意匠として、係争意匠と比較を行ってもよい。

5.2.2 直接観察

比較する際に、視覚で直接に観察しなければならない。拡大鏡や顕微鏡、化学分析などその他の工具や手段を用いて比較してはならない。視覚により直接に区別できない部分や要素は、判断の根拠にしてはならない。例えば、視覚で観察するときに形状、図案、色彩が同一である織物同士は、拡大鏡の下で観察すれば、図案は大きく異なったりする。

5.2.3 製品の外観のみを判断の対象とする

比較する際に、製品の外観のみを判断の対象とし、製品の形状、図案、色彩の3要素でもたらず視覚効果を考慮すべきである。

係争意匠では、部分要素のみを以ってその保護範囲を限定する場合には、引例意匠と比較するときにその他の要素は考慮しない。

係争意匠が製品の部品である場合、引例意匠の中で、係争意匠に対応した部品の部分のみを判断の対象とし、その他の部分は考慮しない。

表面に透明材料を用いた製品にとっては、人の視覚を通じて観察できるその透明部分内の形状、図案及び色彩は、当該製品の意匠の一部と見なさなければならない。

5.2.4 全体観察・総合判断

比較する際に、全体観察・総合判断の方式を用いて行わなければならない。全体観察・総合判断とは、意匠の一部或いは局部から判断の結論を出さずに、係争意匠と引例意匠の全体から判断することをいう。

5.2.4.1 引例意匠に公開された情報の確定

引例意匠の図面又は写真で、製品各面の矢視図が反映されていない場合は、一般消費者の認知力をもとに、引例意匠に公開された情報を確定しなければならない。

一般消費者の認知力をもとに、引例意匠の図面又は写真で公開された内容によって製品のほかの部分又はほかの変化状態時の意匠を推定できる場合は、当該ほかの部分又はほかの変化状態時の意匠も、公開されたものと見なす。例えば、軸対称や面対称、中心対称になっている場合、図面又は写真で製品の意匠の一つの対称面だけが公開されていても、ほかの対称面も公開されたものと見なす。

5.2.4.2 係争意匠の確定

係争意匠を確定するときは、意匠権付与書類の中の図面又は写真によって示される意匠を基準としなければならない。簡単な説明は、図面又は写真で示された当該製品の意匠の釈明に用いることができる。

5.2.4.3 係争意匠と引例意匠の比較

係争意匠と引例意匠を比較する際、全体観察・総合判断の方式を用いて行わなけれ

ばならない。

引例意匠の図面又は写真で公開されていない箇所が、当該種別の製品の使用状態において、一般消費者に注目されないものであって、かつ係争意匠のそれに相応した箇所での設計上の変化も、製品全体の視覚効果に影響を与えない場合、例えば、エアコン用ファンの場合、もし引例意匠の図面或いは写真でエアコン用ファンの底面や背面を公開しておらず、係争意匠の底面や背面での設計上の変化も、製品全体の視覚効果に顕著な影響を与えないならば、両者の全体観察・総合判断に影響を与えないものである。

係争意匠において、引例意匠の図面又は写真で公開されていない内容が単に当該種別の製品の通常設計にあたり、かつ一般消費者からは注目されない場合、例えば、引例意匠の図面又は写真で公開されていない部分は、トラックの荷台の尾板であって、そして係争意匠におけるトラックの荷台の尾板はこの種の製品の通常設計にとどまっている場合には、両者の全体観察・総合判断に影響を与えないものである。

5.2.5 組物製品と状態が変化する製品の判断

5.2.5.1 組物製品

組物製品とは、複数の構成品の結合により構成される製品をいう。

組立関係が唯一である組物製品について、例えばケトルと電熱プレートからなる電気ケトルの組物製品の場合、このような製品を購入・利用する際の一般消費者にとって、各構成品を組み付けた後の電気ケトル全体の意匠が印象に残り、また、ジュース用コップ、シャーベット用コップとプレートからなるジュース・シャーベットメーカーの場合、このような製品を購入・利用する際の一般消費者にとって、ジュース用コップとプレートを組み付けた後のジュース、そしてシャーベット用コップとプレートを組み付けた後のシャーベットメーカーの全体の意匠が印象に残るので、全ての個々の構成品の外観を対象とせずに、上記組合された状態の全体の意匠を対象として判断を行うべきである。

組立関係が唯一でない組物製品について、例えば差込ユニット玩具製品の場合、このような製品を購入・差し込む際の一般消費者にとって、個々の構成品の外観が印象に残るので、差し込んだ後の全体の意匠を対象とせずに、差込ユニットの全ての個々の構成品の外観を対象として判断を行うべきである。

各構成品の間で組立関係のない組物製品について、例えばランプや将棋の駒などのような組物製品の場合、このような製品を購入・利用する際の一般消費者にとって、個々の構成品の外観が印象に残るので、全ての個々の構成品の外観を対象として判断を行うべきである。

5.2.5.2 状態が変化する製品

状態が変化する製品とは、販売と使用の際には異なる状態を表す製品をいう。

引例意匠について、異なる状態にある前記製品の意匠のすべてを、係争意匠と比較する対象に用いることができる。係争意匠については、使用状態時の意匠を引例意匠と比較する対象に用いるべきである。判断の結論は、製品の各使用状態時の意匠に対する総合的考慮によって決まる。

5.2.6 設計要素の判断

5.2.6.1 形状の判断

製品の意匠全体の形状について、円形は三角形、四辺形などと比べて、形状に大きな差異があるため、通常は実質的同一と認定しない。ただし、製品の形状が通常設計である場合は除く。パッケージ類の製品については、使用状態時の形状を判断の根拠とすべきである。

5.2.6.2 図案の判断

図案の変化には、モチーフ、構図の方法、表現方式及びデザインの図案等要素の変更が含まれるが、色彩の変更でも図案を変えることになり得る。なお、モチーフが同一でも、その構図の方法、表現方式、デザインの図案などが同一でないならば、図案の実質的同一にもならない。

製品の名称を含む文字や数字など、製品の外観に現れるものは、発音や意味を勘案せずに、図案として勘案すべきである。

5.2.6.3 色彩の判断

色彩については、色相や純度、明度といった色の3属性、ならびに2種以上の色の組み合わせとマッチングにより総合的に判断しなければならない。色相とは朱色、ターコイズブルー、レモンイエロー、パウダークリーンなど、各種の色彩の様態の呼び方である。純度とはいわゆる彩度で、色彩の鮮やかさの度合を指す。明度とは色の明るさを指す。白の明度が最も高く、黒は最も低い。

単一な色彩による意匠に色彩上の変化のみを施しても、両者は依然、実質的同一の意匠に該当する。

6. 専利法第23条2項に基づく審査

専利法第23条2項の規定によると、専利権を付与する意匠は、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて明らかな相違があるべきである。係争意匠が現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて明らかな相違がないとは、次に挙げるいくつかの状況を指す。

(1) 係争意匠は、種別の同一又は類似な製品の現有設計と比べて、明らかな相違がない。

(2) 係争意匠は現有設計の転用により成されるものであり、両者の設計的特徴が同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な転用手法について、種別の同一又は類似な製品の現有設計にヒントがある。

(3) 係争意匠は、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせにより成されるものであり、該現有設計が係争意匠の相応した設計の部分と同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な組み合わせ手法について、種別の同一又は類似な製品の現有設計にヒントがある。

現有設計の転用と組み合わせにより成される係争意匠について、(2)、(3)の規定に準拠して統合的に考慮しなければならない。

注意すべきことは、前述の転用及び/又は組み合わせを施した後、独特な視覚効果を生じるものは除く。

現有設計の特徴とは、例えば、現有設計の形状、図案、色彩要素又はその結合のような、現有設計における一部の設計要素又はその結合、又は全体の意匠製品における

部品の設計などのような、現有設計のある構成部の設計を言う。

6.1 同一又は類似する種類の製品における現有設計との比較

一般消費者が係争意匠と引例意匠を全体観察することにより、両者の相違点は製品の意匠全体の視覚効果に顕著な影響を与えないと認識している場合には、係争意匠は現有設計と比べて明らかな相違がないことになる。顕著な影響についての判断は、種別の同一又は類似する製品の意匠に限る。

係争意匠が種別の同一又は類似する製品の現有設計と比べて明らかな相違があるか否かを確定する際は一般的に、以下に挙げる要素も統合的に考慮すべきである。

(1) 係争意匠と引例意匠を全体観察する際に、使用時に見えやすい箇所をより注目すべきである。使用時に見えやすい箇所における設計の変化は一般的に、見えづらい又は見えない箇所における設計の変化と比べて、全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与える。例えば、使用中のテレビの裏面や底面について、一般消費者は注意を寄せないため、使用中に見えづらい裏面と見えない底面における設計の変化と比べて、見えやすい箇所における設計の変化は一般的に、全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与えることになる。ただし、見えづらい箇所における特定の設計でも一般消費者の注意を引くような視覚効果をもたらすことが、証拠によって示されている場合は除く。

(2) 製品におけるある設計が当該類別の製品の通常設計（例えばプルトップ缶の円柱形状の設計）であることが証明された場合、それ以外の設計の変化は一般的に、全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与えることになる。例えば、型材の横断面周辺が通常は長方形を成している場合、型材横断面のそれ以外の部分の変化は一般的により顕著な影響を与える。

(3) 製品の機能によって唯一に限定された特定の形状は一般的に、全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えない。例えば、カムの曲面形状が、必要となる特定の運動行程によって唯一に限定されたもので、その相違は全体の視覚効果に対して通常は顕著な影響を与えない。また、自動車タイヤの円形形状は機能によって唯一に限定されたもので、タイヤ表面の図案は、全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与えることになる。

(4) 局所の軽微な変化にだけあるような相違点は、全体の視覚効果に対して顕著な影響をもたらすには不十分であり、両者に明らかな相違がないことになる。例えば、係争意匠と引例意匠が電気炊飯器で、相違点は両者の制御ボタンの形状の違いだけであり、そして制御ボタンは電気炊飯器の局所の軽微な設計として、全体の設計に占める割合も少ないため、そのような変化は全体の視覚効果に対して顕著な影響をもたらすには不十分である。

注意すべきことは、意匠の簡単な説明における設計要点で言う設計は、必ずしも意匠全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えることにならず、必ずしも係争意匠と引例意匠とを比べて明らかな相違があることにならない。例えば、自動車の意匠において、簡単な説明ではその設計要点が自動車の底面にあると指摘しても、自動車の底面の設計は自動車全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えない。

顕著な影響についての判断方式は、本章第 5.2 節の規定を参照する。

6.2 現有設計の転用、現有設計とその特徴の組み合わせ

6.2.1 判断の方法

現有設計の転用、現有設計とその特徴の組み合わせについて判断する際、通常は以下のような手順に沿って判断することができる。

(1) 形状、図案、色彩又はその結合を含め、現有設計の内容を確定する。

(2) 現有設計又は現有設計の特徴を係争意匠の対応した部分の設計と比較する。

(3) 現有設計又は現有設計の特徴が、係争意匠の対応した部分の設計と同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある場合には、係争意匠と種別の同一又は類似な製品の現有設計において具体的な転用及び/又は組み合わせ手法のヒントがあるか否かについて判断する。

前述のヒントがあるなら、両者には明らかな相違点がないことになる。独特な視覚効果を生じるものは除く。

6.2.2 現有設計の転用

転用とは、製品の意匠をほかの種別の製品に応用することを指す。自然物や自然景色の模倣及び製品キャリアのない単なる形状、図案、色彩又はその結合を製品の意匠に応用するのも、転用に該当する。

次に挙げる数タイプの転用は、明らかに転用手法のヒントがある場合に該当する。これによって成される意匠は、現有設計と比べて明らかな相違を備えないものである。

(1) 単なる基本的な幾何形状を用いるか、又はこれに軽微な変化だけを施すことによって成される意匠

(2) 自然物や自然景色の原形態の単純模倣によって成される意匠

(3) 著名建築物や著名作品の全部又は一部の形状、図案、色彩の単純模倣によって成される意匠

(4) ほかの種別の製品における意匠の転用で成される玩具、装飾物、食品類製品の意匠

前述した場合において、独特な視覚効果を生じるものは除く。

6.2.3 現有設計とその特徴の組み合わせ

組み合わせには合体と置換があり、二つあるいは二つ以上の設計又は設計的特徴を合体して一つの意匠にすること、若しくは一つの意匠のなかの設計的特徴をほかの設計的特徴で置き換えることを言う。一つの設計あるいは設計的特徴をユニットとし、配列を繰り返して成される意匠は組み合わせ設計に該当する。前述の組み合わせに、自然物や自然景色および製品キャリアのない単なる形状、図案、色彩又はその結合による合体と置換が含まれる。

次に挙げる数タイプの組み合わせは、明らかに組み合わせ手法のヒントがある場合に該当する。これによって成される意匠は、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて明らかな相違を備えない意匠である。

(1) 種別の同一又は類似な製品における複数の現有設計をそのままに、若しくは微細な変化を施すことにより直接に合体して成される意匠。例えば、数点の部品の設計を一つに合体して形成した意匠。

(2) 製品に係る意匠の設計的特徴を種別の同一又は類似な製品に係る別の設計的特徴をそのままに、若しくは微細な変化を施すことにより置き換えて成される意匠。

(3) 製品の現有の形状設計と現有の図案、色彩又はその結合を直接に合体して成される当該製品の意匠、若しくは現有設計における図案、色彩又はその結合を、ほか

の現有設計における図案、色彩又はその結合に置き換えて成される意匠。

前述した場合において、独特な視覚効果を生じるものは除く。

6.2.4 独特な視覚効果

独特な視覚効果とは、係争意匠が現有設計と比べて、予想できない視覚効果を生じたことを言う。組み合わせた後の意匠において、各現有設計或いは設計的特徴が視覚効果上で呼応関係を成さず、各自で独立に存在したり、単純に重ねているだけなら、通常は独特な視覚効果を形成しない。

意匠に独特な視覚効果を備えている場合には、現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせと比べて、明らかな相違を備えることになる。

7. 専利法第23条3項に基づいた審査

ある意匠権が、他人が出願日（優先権がある場合は、優先日を指す。）より前に既に取得した合法的権利と衝突する場合、当該意匠権の無効を宣告すべきである。

他人とは、専利権者以外の民事主体のことを指し、自然人、法人またはその他の組織を含む。

合法的権利とは、商標権、著作権、企業の名称権（商号権を含む）、肖像権及び有名商品特有の包装または装飾使用权などを含み、中国人民共和国の法律に基づいて享有し、かつ係争専利の出願日に依然として有効的な権利または権益のことをいう。

出願日より前に既に取得した（以下は「先行取得」と略称）とは、先行する合法的権利の取得日が係争専利の出願日より前にあることをいう。

衝突とは、権利人の許諾を得ずに意匠専利が先行する合法的権利の客体を用いることにより、専利権の実施が先行権利人の関連する合法的権利または権益に損害を与えることをもたらすことをいう。

無効宣告手続において請求人は、それが先行権利の権利者又は利害関係者であること及び先行権利が有効であることの証明を含み、その主張について挙証しなければならない。

7.1 商標権

先行商標権とは、係争専利の出願日前に、他者が中華人民共和国の法域以内において法により保護を受ける商標権をいう。商標所有者の許諾を得ずに、係争専利のなかで先行商標と同一又は類似する設計を使用しており、専利を実施すると、関連公衆をミスリードするか、若しくは関連公衆の混同を招き、商標所有者の関連する合法的権利や権益に損害を与えることになる場合には、係争専利権と先行商標権が衝突しているものと判定しなければならない。

先行商標と係争専利に含まれる関連設計の同一又は類似についての認定は、原則として商標の同一、類似の判断基準を適用する。

中国国内で関連公衆に広く知られている登録商標については、権利衝突の判定時に、製品の種別を適宜緩和してよいとする。

7.2 著作権

先行著作権とは、係争専利の出願日前に、他者が独立して創作し作品を完成するか、若しくは継承、譲渡などの方式によって適法に享有する著作権をいう。うち作品とは、中華人民共和国著作権法およびその実施条例から保護される客体をいう。

他者が著作権を享有する作品に接触したかあるいは接触し得る場合に、著作権者の許諾を得ずに、係争専利のなかで当該作品と同一又は実質的に類似する設計を使用しており、係争専利を実施すると、先行著作権者の関連する合法的権利や権益に損害を与えることになる場合には、係争専利権と先行著作権が衝突しているものと判定しなければならない。

8. 専利法第9条に基づいた審査

専利法第9条にいう同様の発明創造は意匠にとっては、保護を求める製品の意匠の同一又は実質的同一を指す。比較する際に、すべての設計要素について全体比較をしなければならない。

係争意匠に複数の意匠が含まれている場合、各意匠を引例意匠と個々に比較しなければならない。係争意匠中の1つの意匠が別の意匠専利のうちの1つの意匠と同一又は実質的同一であるなら、それが同一の発明創造と判断すべきである。

意匠の同一又は実質的同一についての判断は、本章第5節の規定を適用する。

9. 意匠の優先権の確認

9.1 優先権の確認が必要とされる場合

意匠専利は外国優先権のみ主張できるため、優先権に対する確認とは外国優先権の確認を指す。

次に掲げる状況の何れか1つに該当する場合は、優先権を確認しなければならない。

(1) 係争意匠が引例意匠と同一又は実質的同一し、若しくは係争意匠は引例意匠又はその特徴の組合せと比べて明らかな区別がなく、かつ引例意匠の開示日が係争意匠の主張する優先日より後（優先日を含む）、出願日より前である場合。

(2) いかなる単位又は個人が専利局に出願した意匠が係争意匠と同一又は実質的同一しており、かつ前者の出願日が後者の出願日より前（出願日を含む）、主張した優先日より後（優先日を含む）であり、そして前者の授権公告日が後者の出願日より後（出願日を含む）である場合。

(3) いかなる単位又は個人が専利局に出願した意匠が係争意匠と同一又は実質的同一しており、かつ前者が主張する優先日が後者の出願日より前（出願日を含む）、主張する優先日より後（優先日を含む）であり、そして前者の授権公告日が後者の出願日より後（出願日を含む）である場合。

上記(3)の場合、まず係争意匠の優先権を確認すべきである。係争意匠が優先権を主張できず、かつ係争意匠の出願日がいかなる単位又は個人が専利局に出願した意匠の出願日より前である場合、さらに引例意匠としての意匠の優先権を確認しなければならない。

9.2 意匠の同一主題の認定

意匠の同一主題の認定は、中国での後願意匠とその外国での最初の出願に示した内容に基づいて判断する。同一主題に属する意匠は以下の二つの条件を同時に満たさなければならない。

(1) 同一製品における意匠に属する；

(2) 中国での後願で保護を求める意匠は、その外国における最初の出願に明確に示されている。

中国での後願で保護を求める意匠は、その外国における最初の出願の中の図面又は写真と完全に一致しておらず、或いは後願の書類に簡単な説明があるが、先願書類に簡単な説明事項がないとしても、両者の出願書類から、後願で保護を求めている意匠は外国での最初出願にすでに明確に示されていることが分かれば、中国での後願で保護を求めている意匠は、その外国における最初出願の意匠と主題が同一であり、優先権を主張できると認定することができる。例えば、ある外国における最初の出願には、ある製品の正面図、背面図、左側面図及び斜視図を含むが、その中国での後願では当該製品の正面図、背面図、左側面図、右側面図及び平面図を提出しており、かつ簡単な説明において底面があまり見えないため底面図を省略すると明記したとする。この場合、後願の正面図、背面図及び左側面図がその外国における最初出願に示されたものと同じであり、かつ右側面図と平面図が既にその外国における最初出願の斜視図に明確に示されているなら、両者は同一主題を持ち、当該後願はその外国における最初出願の優先権を主張することができる。

9.3 優先権を享有する条件

本指南第二部分第三章第 4.1.1 節の規定を参照する。ただし、中国後願の出願日はその外国における最初出願の出願日から 6 ヶ月以内でなければならない。

9.4 優先権の効力

本指南第二部分第三章第 4.1.3 節の規定を参照する。

9.5 複数の優先権

専利法実施細則第 32 条 1 項の規定によると、一の意匠専利において、一または複数の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合、当該専利の優先権期限が最も早い優先日から起算する。

複数の独立する使用価値をもつ製品を含む意匠については、そのうちの一つまたは複数の物品意匠が、相応する一つまたは複数の外国における最初の出願に示された意匠の主題と同一である場合、当該意匠専利は一つまたは複数の優先権を主張することができる。

第六章 無効宣告手続における実用新案専利審査

に係わる若干の規定

1. 序文

専利法 2 条 3 項及び 22 条 2 項、3 項の規定に基づいて本章を制定する。

2. 実用新案専利による保護の客体の審査

無効宣告手続において、実用新案専利による保護の客体の審査は本指南第一部分第二章第 6 節の規定を適用する。

3. 実用新案専利の新規性の審査

実用新案専利の新規性の審査にあたって、材料的特徴と方法的特徴を含め、その技術方案にあるすべての技術的特徴を考慮すべきである。

実用新案専利の新規性の審査に関連する内容は、新規性の概念、新規性の審査原則、審査基準、優先権の審査及び新規性を喪失しないための猶予期間などの内容を含め、本指南第二部分第三章の規定を適用する。

4. 実用新案専利の創造性の審査

実用新案専利の創造性の審査にあたって、材料的特徴と方法的特徴を含め、その技術方案にあるすべての技術的特徴を考慮すべきである。

実用新案専利の創造性の審査に関連する内容は、創造性の概念、創造性の審査原則、審査基準、及び異なる類型の発明の創造性の判断などの内容を含め、本指南第二部分第四章の規定を参照する。

ただし、専利法 22 条 3 項の規定によると、発明の創造性は、現有の技術と比べて当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩があることをいい、実用新案の創造性は、現有の技術と比べて当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることをいう。従って、実用新案専利の創造性の標準は発明専利の創造性標準より低いものである。

創造性の判断基準についての両者の相違は主に、現有技術の中に「技術的ヒント」があるかということで示される。現有技術の中に「技術的ヒント」があるかを判断する際に、発明専利と実用新案専利とは相違がある。このような相違は、以下に挙げる 2 点で示される。

(1) 現有技術の分野

発明専利については、当該発明専利の属する技術分野のみならず、それに隣接若しくは関連する技術分野、及び当該発明により解決されたい技術的課題でその分野の技術者が技術的手段を探り出すこととなるほかの技術分野を合わせて考慮しなければならない。

実用新案専利については一般的に、当該実用新案専利の属する技術分野に着眼して考慮すべきである。ただし、現有技術で明らかなヒントが与えられる場合、例えば、現有技術に明確に記載されており、その分野の技術者が隣接或いは関連する技術分野から関連の技術的手段を探り出すこととなる場合には、その隣接或いは関連する技術分野を考慮してもよい。

(2) 現有技術の数

発明専利については、1つや2つ、或いは複数の現有技術を引用してその創造性を評価することができる。

実用新案専利については、一般的に1つや2つの現有技術を引用してその創造性を評価することができる。「単純に重ねている」現有技術により成された実用新案専利の場合は、状況に応じ複数の現有技術を引用してその創造性を評価することができる。

第七章 無効宣告手続における同一の発明創造についての処理

1. 序文

専利法実施細則 65 条の規定によると、専利権が付与された発明創造が専利法 9 条の規定に合致しないことは、無効宣告請求の理由に該当する。

専利法 9 条にいう同様の発明創造は発明と実用新案にとっては、保護を求める発明又は実用新案が同一であることを指す。関連する判断原則は、本指南第二部分第三章第 6.1 節の規定を適用する。意匠にとっては、保護を求める製品の意匠が同一又は実質的同一であることを指す。前記同一又は実質的同一についての判断は、本部分第五章の規定を適用する。

如何なる機関又は個人は、ある発明又は実用新案の専利権が、出願の先行した別な発明又は実用新案の専利権と同様な発明創造となり、専利法 9 条の規定に合致しないことを理由に、無効宣告を請求した場合、もし先行出願した専利は現有技術となっているか、若しくは如何なる機関又は個人により先に出願されており、後で公開された専利にあたるものなら、専利復審委員会は、専利法 22 条の規定に準拠して審査することができる。

如何なる機関又は個人は、ある意匠権が、出願の先行した別な意匠権と同様な発明創造となり、専利法 9 条の規定に合致しないことを理由に、無効宣告を請求した場合、もし先行出願した意匠は現有設計となっているか、若しくは如何なる機関又は個人により先に出願されており、後で公開された意匠にあたるものなら、専利復審委員会は、専利法 23 条の規定に準拠して審査することができる。

2. 専利権者が同一である場合

2.1 授権公告日が異なる場合

如何なる機関又は個人は、同じ専利権者が所有している同一の出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）を持つ 2 つの専利権が専利法 9 条 1 項の規定に合致しないと判断し、専利復審委員会に対して、うち先に付与された専利権の無効宣告を請求した場合、ほかに無効宣告理由がないか、若しくはほかの理由が成立しなければ、専利復審委員会は当該専利権の有効性を維持しなければならない。

如何なる機関又は個人は、同じ専利権者が所有している同一の出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）を持つ 2 つの専利権が専利法 9 条 1 項の規定に合致しないと判断し、専利復審委員会に対して、うち後に付与された専利権の無効宣告を請求した場合、専利復審委員会で審査した結果、同様の発明創造であることを判断したならば、当該専利権の無効を宣告しなければならない。

もし前述の 2 つの専利権は、同じ専利権者が同日（出願日のみを指す）に出願した 1 つの実用新案専利権と 1 つの発明専利権であり、専利権者は出願時には専利法実施細則 41 条 2 項の規定に基づいた説明を行っており、かつ発明専利権の付与時に実用新案専利権がまだ終了していない場合には、専利権者は先に付与された実用新案専利権を放棄することにより、無効宣告が請求された発明専利権を保留することができる。

2.2 授権公告日が同一である場合

如何なる機関又は個人は、同じ専利権者が所有している同一の出願日（優先権があ

る場合には、優先権日を指す)と同一の授權公告日を持つ2つの専利權が専利法9条1項の規定に合致しないと判断した場合、専利復審委員會に対して、うち1つの専利權の無効宣告を請求することができる。

無効宣告請求人がうち1つの専利權のみに対して無効宣告請求を提出した場合、専利復審委員會で審査した結果、同様の發明創造にあたることを判断したならば、無効宣告が請求された専利權の無効を宣告しなければならない。

2つの専利權とも無効宣告請求が提出された場合、専利復審委員會は一般的に併合審理すべきである。審査した結果、同様の發明創造にあたることを判断したならば、専利復審委員會は専利權者に対して、前述2つの専利權で同様の發明創造となることを告知し、うち1つの専利權のみの保留を選定するよう、要求しなければならない。専利權者がうち1つの専利權のみの保留を選定した場合、ほかに無効宣告理由がないか、若しくはほかの理由が成立しなければ、専利復審委員會は当該専利權の有効性を維持し、もう1つの専利權の無効を宣告しなければならない。専利權者が選定していない場合、専利復審委員會は2つの専利權の無効を宣告しなければならない。

3. 専利權者が異なる場合

如何なる機關又は個人は、異なる専利權者が所有している同一の出願日(優先権がある場合には、優先権日を指す)を持つ2つの専利權が専利法9条1項の規定に合致しないと判断した場合、専利復審委員會に対して、この2つの専利權の無効宣告を別々に請求することができる。

2つの専利權とも無効宣告請求が提出された場合、専利復審委員會は一般的に併合審理すべきである。審査した結果、同様の發明創造にあたることを判断したならば、専利復審委員會は2専利權者に対して、前述2つの専利權で同様の發明創造となることを告知し、うち1つの専利權のみの保留を協議、選定するよう、要求しなければならない。2専利權者が協議した結果、うち1つの専利權のみの保留を書面による共同宣言を行った場合、ほかに無効宣告理由がないか、若しくはほかの理由が成立しなければ、専利復審委員會は当該専利權の有効性を維持し、もう1つの専利權の無効を宣告しなければならない。専利權者間で合意にならず、選定しなかった場合、専利復審委員會は2つの専利權の無効を宣告しなければならない。

無効宣告請求人がうち1つの専利權のみに対して無効宣告請求を提出しており、専利復審委員會で審査した結果、同様の發明創造にあたることを判断したならば、当事者双方に告知しなければならない。専利權者はもう1つの専利權の無効宣告を請求し、もう1人の専利權者と協議することにより、うち1つの専利權のみの保留を選定することができる。専利權者がもう1つの専利權の無効宣告を請求した場合には、本節の前述の規定に準拠して処理する。専利權者がもう1つの専利權の無効宣告を請求していない場合には、専利復審委員會は、無効宣告が請求された専利權の無効を宣告しなければならない。

第八章 無効宣告手続における証拠問題についての規定

1. 序文

専利法及びその実施細則の関連規定に基づき、無効宣告案件の審査実務に即して、本章を制定する。

無効宣告手続における証拠についての各種問題は、本指南の規定を適用する。本指南に定めのないものは、人民法院の民事訴訟における関連規定を参照するものとする。

2. 当事者による挙証

2.1 挙証責任の分配

当事者は、自分から提出した無効宣告請求の根拠となる事実、又は相手方による無効宣告請求への反駁の根拠となる事実について、証拠を提供して証明する責任がある。

前述の規定に準拠しても挙証責任の負担を確定することができない場合、専利復審委員会は公平の原則及び信義誠実の原則に基づき、当事者の挙証する能力と証明対象事実の発生時の蓋然性等要素に合わせて、挙証責任の負担を確定してよいとする。

当事者の事実の主張を証明する証拠がないか、或いは不足している場合、挙証責任を負担する当事者が不利になる結果を負うものとする。

2.2 証拠の提出

証拠の提出は、本章の規定に加え、本部分第三章第 4.3 節の規定に合致しなければならない。

2.2.1 外国語の証拠の提出

当事者が外国語の証拠を提出する場合、中国語訳文を提出しなければならない。挙証期間以内に中国語訳文を提出していない場合、当該外国語の証拠は提出していないものと見なす。

当事者は書面方式で中国語訳文を提出しなければならない。書面方式で中国語訳文を提出していない場合、当該中国語訳文は提出していないものと見なす。

当事者は外国語の証拠の中国語訳文の一部のみを提出してよいとする。当該外国語の証拠において中国語訳文の提出されていない部分は、証拠として使用しない。ただし、当事者が専利復審委員会の要求に応じて当該外国語の証拠のその他部分の中国語訳文を後から提出する場合は除く。

相手当事者が中国語訳文の内容に対して異議がある場合は、指定の期限までに異議を持っている部分について中国語訳文を提出しなければならない。中国語訳文を提出していない場合、異議がないものと見なす。

中国語訳文に対して異議がある場合、当事者双方は異議が持たれた部分について合意となったならば、双方で最終的に認めた中国語訳文を基準とする。当事者双方は異議が持たれた部分について合意になっていない場合、必要な際には、専利復審委員会は翻訳を委託してよいとする。当事者双方が翻訳の委託について合意となった場合、専利復審委員会は当事者双方が認めた翻訳機関に全文又は使用対象部分、或いは異議が持たれた部分の翻訳を委託してよいとする。当事者双方が翻訳の委託について合意になっていない場合、専利復審委員会は自ら翻訳専門機関に翻訳を委託してよいとす

る。翻訳の委託に必要な費用は、当事者双方が各々50%を負担する。翻訳費用の支払を拒否する場合、相手当事者が提出した中国語訳文が正確であることを認めたものと見なす。

2.2.2 域外証拠及び香港・マカオ・台湾地区で形成された証拠の証明手続

域外証拠とは、中華人民共和国の領域以外で形成された証拠を指す。当該証拠は所在国の公証機関によって証明され、そして同国の中華人民共和国駐在大使館・領事館によって認証されたか、若しくは中華人民共和国と同所在国で締結した関連条約に規定された証明手続を履行したものでなければならない。

当事者が専利復審委員会に提供している証拠は、香港・マカオ・台湾地区で形成された場合には、関連する証明手続を履行しなければならない。

ただし、以下に挙げる3つの状況にあたる場合は、前述2種の証拠について、当事者は無効宣告手続において関連する証明手続を行わなくてもよい。

(1) 当該証拠は、香港・マカオ・台湾地区以外の国内における公式ルートから取得できる場合、例えば、専利局から取得できる外国の専利書類、又は公共図書館から取得できる外国の文献資料など。

(2) 当該証拠の真実性を証明するに足るその他の証拠がある場合。

(3) 相手当事者が当該証拠の真実性を認めた場合。

2.2.3 物証の提出

当事者は本部分第三章第4.3節に規定された挙証期間以内に、専利復審委員会に対して物証を提出しなければならない。当事者が物証を提出する場合、挙証期間以内に当該物証の客観状況を反映させるに足るほどの写真と文字説明を提出し、当該物証を根拠にして証明させたい事実を具体的に説明しなければならない。

当事者には、確かに挙証期間以内に物証を提出しない正当な理由がある場合、挙証期間以内に書面により提出期間の猶予を請求しなければならないが、それでも前述の期限までに当該物証の客観状況を反映させるに足るほどの写真と文字説明を提出し、当該物証を根拠にして証明させたい事実を具体的に説明しなければならない。当事者は遅くとも口頭審理での弁論の終了前に当該物証を提出しなければならない。

公証機関により公証、封印された物証について、当事者は挙証期間以内に公証書類のみを提出するものとし、当該物証を提出しなくてもよいが、遅くとも口頭審理での弁論の終了前に当該物証を提出しなければならない。

3. 専利復審委員会による証拠の調査収集

専利復審委員会は一般的に案件の審査に必要な証拠を自発的に調査収集しない。当事者及びその代理人が確かに客観的な理由で自ら収集できない証拠については、当事者が挙証期間以内に提出した申請に応じ、専利復審委員会は確かに必要があると認められた場合は、調査収集を行ってもよいとする。

専利復審委員会は、関連証拠について実地調査・収集を行うことも、地方の知的財産権管轄部門又はその他関連機能部門に関連証拠の調査収集を依頼することもできる。

当事者による申請に応じて証拠の調査収集を行う場合、必要な費用は申請を提出した当事者又は専利復審委員会が負担する。専利復審委員会が自ら証拠の調査収集を決定した場合、必要な費用は専利復審委員会が負担する。

4. 証拠の反対尋問と審査認定

4.1 証拠の反対尋問

証拠は当事者が反対尋問を行う。反対尋問を受けていない証拠は、案件の事実認定の根拠にはならない。

反対尋問の際に、当事者は証拠の関連性、適法性、真実性を中心に、証拠の証明力の有無及び証明力の大きさについて質疑、説明、弁駁しなければならない。

4.2 証拠の審査

合議体は、当事者が提出した証拠を逐一に審査し、そしてすべての証拠について統合的に審査しなければならない。

合議体は、証拠と案件の事実との証明関係を明確にして、関連性のない証拠を排除しなければならない。

合議体は具体的な案件の状況に基づき、以下に挙げる点から証拠の適法性を審査しなければならない。

- (1) 法定の形式に合致している証拠であるか
- (2) 証拠の取得で法令・法規の規定に合致しているか
- (3) 証拠効力に影響を与えるその他法令違反に該当する事情があるか

合議体は具体的な案件の状況に基づき、以下に挙げる点から証拠の真実性を審査しなければならない。

- (1) 証拠は、原本、原物であるか。コピーや複製品は原本、原物と一致しているか
- (2) 証拠の提供者は当事者と利害関係を有するものであるか
- (3) 証拠が発見された時の客観的環境
- (4) 証拠が形成された起因と方式
- (5) 証拠の内容
- (6) 証拠の真実性に影響を与えるその他の要素

4.3 証拠の認定

片方の当事者が提出した証拠を、もう一方の当事者は認めたか、若しくは提出した反証で反駁するに足りない場合には、専利復審委員会はその証明力を確認してよいとする。

片方の当事者が提出した証拠について、もう一方の当事者は異議を持ち、かつ反駁用証拠を提出した場合、相手当事者が反駁用証拠を認めたならば、反駁用証拠の証明力を確認してよいとする。

当事者双方が、同じ事実に対してそれぞれ反証を挙げたが、何れも相手方の証拠を否定するに足るほどの根拠を有しない場合には、専利復審委員会は案件の状況に即して、片方で提供した証拠の証明力がもう一方で提供した証拠の証明力より明らかに高いものか否かを判断し、証明力の高いほうを確認しなければならない。

証拠の証明力について判断できないせいで、係争事実の認定が困難な場合には、専利復審委員会は挙証責任の配分規則に準拠して判定しなければならない。

4.3.1 証人の証言

証人は自ら体験した具体的な事実を陳述しなければならない。体験に基づいた証人の判断や推測又は評論は、案件の事実を認定する根拠にしてはならない。

専利復審委員会が証人の証言を認定する際は、証人の案件との利害関係及び証人の知能程度、モラル、知識、経験、法的意識と専門的技能等を総合的に分析した上で判断してよいとする。

証人は口頭審理に出席して証言を行い、質疑を受けなければならない。口頭審理に出席していない証人が行った書面による証言は、単独では案件の事実を認定する根拠にしてはならない。ただし、証人は確かに口頭審理に出席して証言を行うのが難しい場合を除く。証人は確かに口頭審理に出席して証言を行うのが難しい場合には、専利復審委員会は前項の規定に基づいてその書面による証言について認定するものとする。

4.3.2 認可と承認

無効宣告手続において、片方の当事者が明確に認可したもう一方の当事者により提出された証拠を、専利復審委員会は確認しなければならない。ただし、それが事実と明らかに一致しないか、若しくは国の利益や社会公共の利益を損なうものか、或いは当事者が前言を翻しており、かつそれを覆すに足る反証を有する場合は除く。

無効宣告手続において、片方の当事者が陳述した案件の事実を、もう一方の当事者は明確に承認の意思表示をした場合、専利復審委員会はそれを確認しなければならない。ただし、それが事実と明らかに一致しないか、若しくは国の利益や社会公共の利益を損なうものか、或いは当事者が前言を翻しており、かつそれを覆すに足る反証を有する場合は除く。もう一方の当事者は承認も否認もしないが、合議体が十分な説明をしたうえで問いかけても依然に、承認か否認かを明確に示さない場合には、当該事実に対する承認と見なす。

当事者が無効宣告手続の参加を代理人に委任した場合、代理人による承認は当事者による承認と見なす。ただし、特別権限委任を受けていない代理人による事実の承認は、相手方の無効宣告請求に対する承認へと直接に導く場合を除く。その場に居る当事者が代理人による承認に対して、否認の意思表示をしない場合、当事者による承認と見なす。

口頭審理を行う案件の当事者は口頭審理での弁論の終了前に、口頭審理を行っていない案件の当事者は無効宣告決定が行なわれる前に、承認を取下げかつ相手当事者による同意を得ているか、若しくはその承認行為は脅迫を受けたか又は重大な誤解のあったところで行ったものであり、かつ事実と合致していないことを証明するに足る証拠を有する場合には、専利復審委員会は当該承認の法的効力を確認しないものとする。

無効宣告手続において、当事者が調停の合意又は和解の達成のための妥協で関わっている案件事実への認可内容は、以降の無効宣告手続で不利となる証拠にしてはならない。

4.3.3 公知な常識

ある技術的手段がその分野の公知な常識であることを主張している当事者は、その主張に対して挙証責任を負担する。当該当事者は、当該技術的手段がその分野の公知な常識であることについて挙証して証明していないか、若しくは十分に説明できず、かつ相手当事者がこれを認可しない場合には、合議体は当該技術的手段がその分野の公知な常識であるとの主張を支持しないものとする。

当事者は、教科書又は技術用語辞書、技術マニュアルなどの参考図書に記載された内容を以って、ある技術的手段がその分野の公知な常識であることを証明してよいとする。

4.3.4 公証書類

片方の当事者が公証書類を証拠として提出する際に、有効な公証書類により証明されている事実は、事実認定の根拠としなければならないが、公証による証明内容を覆すに足る反証を有する場合を除く。

形式上で重大な欠陥のある公証書類は、例えば公証員の署名・印章がない場合、当該公証書類を事実認定の根拠にしてはならない。

公証書類での結論には明らかに根拠がないか、若しくは公証書類の内容において相互に矛盾する箇所がある場合には、対応した部分の内容は事実認定の根拠にしてはならない。例えば、公証書類では証人の陳述のみを根拠にして、証人の陳述内容が真実性を有するとの結論を導いた場合には、当該公証書類での結論は案件の事実認定の根拠にしてはならない。

5. その他

5.1 インターネットによる証拠の公開時期

公衆がインターネット掲載情報を閲覧できる最も早い時期は、当該インターネット掲載情報の公開時期であり、一般的にはインターネット掲載情報の発表時期を基準とする。

5.2 出願日以降に記載された公開使用又は口頭による公開

出願日以降（出願日を含む）に形成されるもので、公開使用又は口頭による開示の内容を記載した書証、又はその他の形式による証拠は、専利の出願日前での公開使用又は口頭による開示を証明することができる。

前述の証拠の証明力の判断にあたって、専利の公開前（公開日を含む）に形成された証拠の証明力は一般的に、専利の公開後に形成された証拠の証明力より高いものである。

5.3 技術的内容と問題に関する諮問、鑑定

専利復審委員会には必要に応じ、関連機関又は専門家に、案件で係わっている技術的内容と問題についての助言的意見を提供するよう、要請してよいとする。必要な場合は、関連機関に鑑定を委託してもよい。必要な費用は案件の具体的状況により専利復審委員会又は当事者が負担する。

5.4 当事者の提出サンプルなど証拠としない物品の処理

無効宣告手続において、当事者がサンプルなど証拠としない物品を提出する際は、書面方式で案件の結審後における当該物品の引き取りを要請することができる。

当事者による当該物品の引き取り要請に対して、合議体は案件審査及び後続手続上の必要に応じ、いつに引き取りを許可するかを決定しなければならない。当事者に物品の引き取りを許可する際に、専利復審委員会は当該物品を引き取る当事者に通知するものとし、当事者は当該通知を受け取った日から起算する三ヶ月以内に当該物品を

引き取らなければならない。期限が満了になっても引き取らないか、若しくは物品の提出時に引き取り要請を提出していない場合には、専利復審委員会は当該物品を処分する権利を有する。

第五部分

專利出願および事務処理

第一章 専利出願書類及び手続

1. 序文

出願人がある発明創造について専利権の取得を要求する場合、専利法及びその実施細則の規定に基づき、専利局に専利出願を提出しなければならない。専利の審査許可手続において出願人は専利法及びその実施細則の規定、又は審査官の要求に基づき、当該専利出願に関連している各種事務を行う必要がある。出願人が専利局に専利出願を提出すること、また専利の審査許可手続においてその他専利に係わる事務を行うことは、専利出願手続と併称する。

専利出願を提出する出願人が専利局に提出している、専利法 26 条に規定された願書、説明書、権利要求書、説明書の添付図面及び要約書、又は専利法 27 条に規定された願書、図面又は写真、簡単な説明等の書類は、専利出願書類という。専利出願の提出と同時に、又は専利出願の提出後に、出願人（又は専利権者）やその他関連する当事者が当該専利出願（又は専利）に係わる各種手続を行う際に提出する専利出願書類以外の各種請求や申告、意見陳述、補正及び各種証明、証拠資料は、その他の書類という。

各種手続を行う際に、対応した書類を提出し、対応した費用を納付し、かつ対応した期限上の要求事項に合致するようにしなければならない。

2. 専利出願の形式

専利出願手続は書面形式（紙書類形式）又は電子ファイル形式で提出しなければならない。

2.1 書面形式

出願人が書面形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において紙書類の形式で関連書類を提出しなければならない。別途の定めがない限り、出願人が電子ファイル形式で提出した関連書類は提出していないものと見なす。

口頭や電話、実物等書面以外の形式で各種手続を行う場合、或いは電報、テレックス、ファックス、電子メール等通信手段により各種手続を行う場合は、すべて提出していないものとみなし、法的効力を生じないものである。

2.2 電子ファイル形式

出願人が電子ファイル形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において電子専利出願システムを介して電子ファイル形式で関連書類を提出しなければならないが、別途の定めがある場合は除く。規定に合致しない場合に、当該書類は提出していないものと見なす。

3. 適用文字

3.1 中国語

専利出願書類及びその他の書類は、外国政府部門から発行されたもの、或いは外国で形成された証明、又は証拠資料を除き、中国語を使用しなければならない。

審査官は、出願人が提出した中国語の専利出願書類を審査の根拠とする。出願人が

専利の出願と同時に提出している外国語の出願書類は、審査手続で審査官の参考に供するものであって、法的効力を有しない。

3.2 漢字

本章第3.1節における「中国語」との言葉は、漢字を指す。専利出願書類及びその他の書類は漢字を使用するものとし、言葉やセンテンスは現代中国語の規範に合致していなければならない。

漢字は、国で公開された簡体字を基準とする。出願書類の中の異体字や繁体字、規範外簡体字は、審査官は職権に基づいて補正するか、若しくは出願人に補正することを通知する。

3.3 外国語の翻訳

外国語による専利出願書類は、中国語に翻訳しなければならない。うち外国語の技術用語は規定に基づいて中国語に翻訳し、かつ規範的な用語を採用しなければならない。統一された中国語訳のない外国語技術用語は、中国語に翻訳し、訳文の後で括弧に原文を注記するという一般慣行に従ってもよい。計量単位は、国際単位系計量単位及び国で選定されたその他計量単位を含めた国家法定計量単位を使用しなければならない。必要な際は、括弧にその分野の公知のその他計量単位を併記してもよい。

当事者が外国語による証明書類、証拠資料を提出する際（例えば、優先権証明書類、譲渡証明等）に、要約の中国語訳文を同時に添付しなければならない。必要であると判断した際に、審査官は当事者に所定の期限までに全文の中国語訳文又は要約の中国語訳文を提出することを要求してよいとする。期限が満了になっても訳文を提出しない場合には、当該書類は提出していないものと見なす。

4. 標準様式表

専利出願（又は専利）手続を行う際は、専利局で制定された標準様式表を使用しなければならない。標準様式表は、専利局が一定の書式・様式に従って統合して制定、改定、公開する。

専利出願（又は専利）手続を行う際に提出された標準様式表以外の書類について、審査官は関連規定に基づき、補正通知書を発行するか、若しくは当該手続に対して未提出とみなす通知書を発行してよいとする。

ただし、出願人が補正通知書又は審査意見通知書の回答時に提出した補正書又は意見陳述書は標準書式でない場合には、出願番号を明記し、出願書類に対する補正であることを示し、そして署名又は押印して規定に合致している限り、書類の書式が要求に合致しているものとみなしてもよい。

4.1 用紙

各種書類に使用される用紙は、柔らかさ、強靭さ、耐久性、滑らかさを持ち、光沢のない白いものでなければならない。品質は80グラムオフセット印刷用紙に相当するか若しくはそれ以上のものでなければならない。

4.2 規格

説明書、説明書の添付図面、権利要求書、説明書の要約書、代表図、図面又は写真、簡単な説明及びその他様式表用紙の規格は、297ミリメートル×210ミリメートル(A4)

でなければならない。

4.3 ページの余白

出願書類の最上部（標題がある場合は、標題の上端から頁のふちまで）には 25 ミリメートルの余白を、左側には 25 ミリメートルの余白を、右側には 15 ミリメートルの余白を、底部には頁番号の下端から頁のふちまで 15 ミリメートルの余白をそれぞれ残さなければならない。

5. 記載の規則

5.1 タイプ又は印刷

願書、権利要求書、説明書、説明書の要約書、説明書の添付図面、代表図の中の文字の部分及び簡単な説明は、タイプ又は印刷しなければならない。前述書類の中の数式と化学式は、製図方式に従って手書きで記載してよいとする。

その他の書類は別途の規定がない限り、手書きでもよいとするが、きちんとした書き方で記載するものとし、塗りつぶして修正してはならない。

5.2 フォント及び規格

各種書類には、宋体や倣宋体、楷書体を使用するものとし、草体又はその他のフォントを使用してはならない。

文字高さは 3.5 ミリメートルから 4.5 ミリメートルまでとし、行間隔は 2.5 ミリメートルから 3.5 ミリメートルまでとしなければならない。

5.3 記載の方式

各種書類では、別途の規定がない限り、片面・縦向きで使用しなければならない。そして左横書きで記載するものとし、2 欄にして記載してはならない。

1 部の書類で 2 件以上の専利出願（又は専利）に係わってはならない。1 枚の紙に 2 種以上の書類を含めてはならない（例えば、1 枚の紙には説明書と権利要求書を同時に含めてはならない）。

5.4 記載内容

書類にある各欄は事実のとおり詳細に記入し、異なる欄又は異なる書類における同じ内容の記載は一致していなければならない。例えば、住所の欄は、行政区画に従って完全な内容を記入し、郵便番号が住所と一致するようにしなければならない。また、出願人の署名又は押印は出願人の欄の記入内容と一致しなければならない。

5.5 フォントの色

フォントの色は黒とし、字は明瞭で付着性がよく、掠れず、色あせないもので、コピーやスキャンの際の要求を満たすことを基準とする。

5.6 ページ番号の作成

各種書類は個々にアラビア数字順でページ番号を作成しなければならない。ページ番号は各頁の底部ふちの上端に置き、かつ左右中央揃えにする。

6. 証明書類

専利出願審査許可手続においてよく使用される証明書類には、非職務発明証明、国籍証明、常時居住地証明、登録地又は常時営業所所在地証明、出願人資格証明、優先権証明（先の出願書類の副本）、優先権譲渡証明、生物材料サンプル寄託証明、出願人（又は専利権者）名称変更或いは権利移転証明、書類配送日証明等が挙げられる。

各種書類は、関連の管轄部門が発行しているか、若しくは当事者が署名・押印しなければならない。コピーである証明書類は、公証を受けるか、或いは管轄部門で捺印してそれを確認しなければならない（原本は専利局に届け出て、確認を受けたものを除く）。

7. 書類の部数

出願人が提出する専利出願書類は1式2部とし、原本と副本がそれぞれ1部とする。うち発明又は実用新案の専利出願の願書、説明書、説明書の添付図面、権利要求書、説明書の要約書、代表図は1式2部提出し、意匠専利出願の願書、図面又は写真、簡単な説明は1式2部を提出し、かつうちの原本を注記しなければならない。出願人が原本を注記していない場合に、専利局で1部を原本に指定する。2部の書類の内容が異なる場合、原本を基準とする。

専利法実施細則及び審査指南で別途の規定がある場合や、出願書類の差し替え頁を除き、専利局に提出するその他の書類（例えば専利代理委任状、実体審査請求書、記載事項変更申告書、譲渡契約書など）は1部とする。その他関連機関に転送する必要がある書類は、専利局は必要に応じて通知書の中で書類の部数を定めてもよいとする。

8. 署名又は押印

専利局に提出する専利出願書類又はその他の書類には、規定に従った署名又は押印しなければならない。うち専利代理機構に委任していない出願の場合、出願人（又は専利権者）、その他利害関係者或いはその代表者が署名又は押印するものとし、共有権利に直接に関連する手続を行う場合には、権利者全員が署名又は押印しなければならない。また、専利代理機構に委任している出願の場合、専利代理機構が押印するものとし、必要な際には出願人（又は専利権者）、その他利害関係者或いはその代表者が署名又は押印しなければならない。

第二章 専利に係わる費用

1. 費用の納付期限

(1) 出願費の納付期限は出願日から起算する2ヶ月以内、又は受理通知書を受け取った日から起算する15日以内である。当該期限以内に納付しなければならない費用は、優先権主張費、出願付加費及び発明専利出願の公開印刷費がある。

優先権主張費とは、出願人が外国優先権又は自国優先権を主張する際に納付する費用をいう。当該費用の金額は、優先権の基礎となる先の出願の件数を以って算定される。

出願付加費とは、出願書類の説明書（添付図面、配列表を含む）の頁数が30頁を超えているか若しくは請求項が10項を超えている場合に納付する費用をいう。当該費用の金額は、頁数又は項目数を以って算定される。

公開印刷費とは、発明専利出願の公開にあたって納付する費用をいう。

所定の期限までに、出願費（公開印刷費、出願付加費を含む）を納付しないか、若しくは全額を納付していない場合、当該出願は取下げたものと見なされる。所定の期限までに優先権主張費を納付しないか、若しくは全額を納付していない場合、優先権を主張していないものと見なす。

(2) 実体審査費の納付期限は出願日から（優先権主張のある場合は、最も早い優先権日から）起算する3年以内である。当該費用は発明専利出願のみに適用する。

(3) 期限猶予請求費の納付期限は対応した期限満了日の前までである。当該費用は猶予を求める期限の長さ（月を単位とする）を以って算定される。

(4) 権利回復請求費の納付期限は当事者が専利局による権利喪失確認通知を受け取った日から起算する2ヶ月以内である。

(5) 復審費の納付期限は出願人が専利局で行われた拒絶査定を受け取った日から起算する3ヶ月以内である。

(6) 専利登録費、専利権付与年の年金及び公告印刷費の納付期限は、出願人が専利局による専利権付与通知書と登記手続実行通知書を受け取った日から起算する2ヶ月以内である。

(7) 年金及びその滞納金の納付期限は本部分第九章第2.2.1節の規定を参照する。

(8) 記載事項変更費、専利権評価報告請求費、無効宣告請求費の納付期限は対応した請求の提出日から起算する1ヶ月以内である。

2. 費用支払と決済方式

費用については、専利局（専利局の各代行所を含む）に直接に納付しても、郵便局又は銀行を介して送金しても、若しくは所定の其他方式により納付してもよい。専利局代行処での費用徴収範囲は別途規定する。

費用は郵便局又は銀行を介して送金する場合、送金票に正確な出願番号（又は専利番号）及び納付対象費用の名称を明記するものとし、受取用暗証番号を設定してはならない。前述の規定に合致しない場合は、納付手続を行っていないものと見なす。

送金票には、送金人の氏名又は名称及び連絡用の住所（郵便番号を含む）を明記しなければならない。同じ専利出願（又は専利）の納付対象費用が2件以上ある場合、各費用の名称と金額をそれぞれ注記するものとし、各費用の金額の合計額は総納付額に等しいものでなければならない。

同じ送金票に含まれている複数の専利出願（又は専利）の総納付額が各専利出願（又は専利）に係わる費用の金額の合計額より少ない場合の処理方法は次に挙げる。

(1) 納付者が出願番号（又は専利番号）に順番を付けた場合、注記順に沿って費用を割り当てる。

(2) 納付者が出願番号（又は専利番号）に順番を付けていない場合、左から右へ、上から下への順に沿って費用を割り当てる。

うち一部の専利出願（又は専利）に係わる費用の金額不足、或いは費用がないことになった場合には、納付手続を行っていないものと見なす。

中国大陸には常時居住地又は営業所のない当事者が外貨を使用して専利局に費用を納付する場合、指定された外貨を使用し、専利代理機構を介して納付しなければならないが、別途の規定がある場合は除く。

費用は郵便局を介して送金しており、送金票に出願番号（又は専利番号）及び費用の名称を明記した場合、郵便局による受取通知票に記載してある送金日を納付日とする。郵便局による受取通知票の送金日は、中国郵政一般送金預り証に記載してある預かり消印日で示した日付と一致しない場合には、当事者が提出する中国郵政一般送金預り証の原本、又は公証を受けた預り証コピーで示した預かり消印日を納付日とする。審査官は、当事者が提出した証拠に疑問点があると判断した場合、郵便局から発行されるもので部門印が押された証明資料を提出するよう、当事者に要求してよいとする。

費用は銀行を介して送金しており、出願番号（又は専利番号）及び費用の名称を明記した場合、銀行の実際の送金日を納付日とする。当事者が納付日について異議があり、かつ銀行から発行されたもので部門印が押された証明資料を提出した場合、証明資料で確認された送金日を以って納付日を改めて確定するものとする。

費用は郵便局又は銀行を介して送金したが、出願番号（又は専利番号）を明記していない場合、費用を返送するものとする。費用が返送された場合、納付手続を行っていないものと見なす。

納付者情報の記載不備又は不正確のため、費用が返送できないか若しくは返金を受け取る者がいないことになった場合、費用は専利局の口座（以下、留保と略称）に一時的に預かる。費用が留保に入金された場合、納付手続を行っていないものと見なす。

各種費用は人民元で決済する。規定によると外貨を使用して支払わなければならない費用は、当該費用の送金日の国で定めた為替レートで人民元に換算した上で決済する。

3. 費用の軽減・延長

出願人（又は専利権者）は確かに専利費の納付が困難である場合には、専利費用の軽減・延長方法に基づき、専利局に費用の軽減・延長請求を提出することができる。

3.1 軽減・延長可能な費用の種類

- (1) 出願費（公開印刷費、出願付加費を含まない）
- (2) 発明専利出願の実体審査費
- (3) 復審費
- (4) 年金（専利権付与年から3年間の年金）

3.2 費用の軽減・延長の手続

専利出願の提出時及び審査許可手続において、出願人（又は専利権者）は納付すべ

きもので期限が満了していない費用の軽減・延長を請求することができる。

費用の軽減・延長請求を提出する場合、費用軽減・延長請求書を提出するものとし、必要な際に、証明書類を添付しなければならない。費用軽減・延長請求書は、出願人（又は専利権者）全員が署名又は押印をしなければならない。出願人（又は専利権者）が専利代理機構に費用の軽減・延長手続を委任しており、かつ宣言を提出した場合、専利代理機構が押印してもよい。専利代理機構に費用の軽減・延長手続を委任する旨の宣言は専利代理委任状の中に注記しても、個別に提出してもよいとする。

費用の軽減・延長請求が規定に合致している場合、審査官はこれを承認し、費用軽減・延長審査許可通知書を発行すると同時に、費用の軽減・延長の割合と種別を注記しなければならない。費用の軽減・延長請求が規定に合致していない場合、審査官は費用軽減・延長審査許可通知書を発行し、軽減・延長にならない理由を説明しなければならない。

専利に係わる費用の軽減・延長方法は別途公開する。

4. 費用の留保と返還

4.1 留保

費用の送金票の記入文字が読み取れないか、若しくは必要事項が不足していることにより、預かり証が発行できず、返金の返送もできない場合、当該金員を専利局の口座に一時的に預からなければならない。納付者が証明を提供した後、明確な内容チェックができるものについては、直ちに預かり証を発行するか、若しくは返金しなければならない。預かり証が発行されたものは、留保から出金した日を納付日とする。ただし、専利局から権利喪失についての通知を受け取った日から起算する2ヶ月以内に専利局に証拠を提出することによって、銀行側又は郵便局のせいで送金の留保となったことを示した場合、元の送金日を納付日とする。留保して3年間経過しても内容チェックができないものは、帳消しにして上級機関に振り込まなければならない。

4.2 返還

4.2.1 返還の原則

専利に係わる費用について超過納付、重複納付、間違った納付となった場合、当事者は納付日から起算する3年以内に返還請求を提出してよいとする。規定に合致している場合、専利局は返還しなければならない。

4.2.1.1 当事者が返還を請求できる場合

(1) 超過納付した場合。例えば、当事者が年金600元を納付すべきであるが、所定の期限以内に実際に650元を納付した場合、超過納付となった50元について返還請求を提出してよいとする。

(2) 重複納付した場合。例えば、記載事項変更請求を1回提出すると、記載事項変更手数料200元を納付すべきであるが、当事者は200元を納付した後に、また200元を納付した場合、2回目に納付した200元について返還請求を提出してよいとする。

(3) 間違って納付した場合。例えば、当事者が納付時に費用の種類、出願番号（又は専利番号）を間違って記入した場合、若しくは納付額の不足、滞納による権利喪失になったか、或いは権利喪失後に専利に係わる費用を納付した場合には、当事者は返

還請求を提出してよいとする。

4.2.1.2 専利局が自発的に費用を返還する場合

以下に挙げる状況を確認した場合、専利局は自発的に費用を返還しなければならない。

(1) 専利出願が取下げたものと見なされたか、若しくは専利出願の取下げ宣言が承認された後、そして専利局で発明専利出願の実体審査段階移行通知書を作成する前に納付した実体審査費

(2) 専利権の終了後、或いは専利権の全部無効を宣告する旨の決定の公告後に納付した年金

(3) 権利回復請求の審査許可手続が開始した後、専利局で権利回復しない旨の決定を行った場合、当事者が納付した権利回復請求費及び関連費用

4.2.1.3 費用を返還しない場合

(1) 超過納付、重複納付、間違っって納付した費用について、当事者は納付日から3年間経過した後に返還請求を提出する場合。

(2) 当事者は間違っって納付した費用の証拠を提供することができない場合。

(3) 費用の軽減・延長請求が承認される前に、規定に基づいて納付した各種費用について当事者が返還を請求する場合。

4.2.2 費用返還手続

4.2.2.1 費用返還請求の提出

返還請求人は当該金員の納付者でなければならない。納付者以外のものである出願人（又は専利権者）、専利代理機構が返還を請求する場合、納付者から委任を受けて返還手続を行う旨の宣言を行わなければならない。

返還請求は書面により提出し、理由を説明し、そして、専利局から発行された預り証のコピー、郵便局又は銀行から発行された送金証票など、対応した証明を添付しなければならない。郵便局又は銀行の証明は原本でなければならない。原本が提供できない場合、発行部門が社印を押印して確認したコピー、若しくは公証を受けたコピーを提供しなければならない。

返還請求には出願番号（又は専利番号）、返還を求める対象金員の情報（例えば領収書番号、費用額など）及び受取人情報を明記しなければならない。当事者が郵便局を介して返還することを求める場合、受取人情報は氏名、住所と郵便番号を含む。当事者が銀行を介して返還することを求める場合、受取人情報は氏名又は名称、口座開設銀行、口座番号等情報を含む。

4.2.2.2 費用返還の処理

確認した結果、返還することができる場合は、専利局は返還請求に明記されている受取人情報に基づいて返還しなければならない。

返還請求に受取人情報が明記されていない場合、返還請求人が出願人（又は専利権者）或いは専利代理機構であるなら、書類に記載されている対応した住所と氏名又は名称に基づいて返還しなければならない。

返還処理の完了後に、審査官は返還審査許可通知書を発行しなければならない。確

認した結果、返還しない場合は、審査官は返還審査許可通知書において返還しない理由を説明しなければならない。

4.2.3 費用返還の効力

返還された金員は、最初から納付していないものと見なす。

4.2.4 特殊情況の処理

4.2.4.1 銀行又は郵便局側の責任により必要な費用納付情報が不備で費用返還される場合

銀行又は郵便局側の責任により必要な費用納付情報（例えば出願番号、費用の名称など）が不備で送金分が返還され、当事者は異議を申し立てる場合、書面方式で意見を陳述し、かつ送金銀行又は郵便局から発行されるもので、社印の押された証明を添付しなければならない。当該証明は少なくとも、送金人の氏名又は名称、送金額、送金日、送金時に提供した出願番号（又は専利番号）、費用の名称等内容を含むものとする。当事者は同時に、返還された金員を改めて納付しなければならない。

前述の規定に合致している場合、元の納付日を再納付金員の納付日と見なす。それにより、すでに行われた処分決定を改正することとなる場合、審査官は補正訂正通知書を発行しなければならない。前述の規定に合致していない場合、審査官は当事者に通知書を発行し、当該金員を納付していないものと見なすことを通知しなければならない。

4.2.4.2 送金者による送金後の取戻により送金為替が不渡りとなる場合

専利局は、郵便局による受取通知票を受け取り、かつ預り証を発行した後に、送金人が金員を取り戻したため、送金為替の不渡りとなった場合、郵便局に対して、郵便局による受取通知票に「送金人が金員を取り戻した」と明記し、かつ郵便局の局印を押すよう要求しなければならない。

郵便局により、送金を取り戻された旨の確認証明が発行された後、専利局は直ちにこれを処理し、当該金員を納付していないものと見なす。

5. 費用の照会

当事者が費用の納付状態を照会する場合、銀行の送金票のコピー又は郵便局の送金証票のコピー（専利局の預り証を受け取っていない場合）を提供するか、若しくは預り証のコピー（専利局の預り証を受け取っていない場合）を提供しなければならない。照会の時効は費用の送金日から起算する1年とする。

6. 費用の種類の変換

同じ専利出願（又は専利）について費用の納付時に費用の種類を間違えて記入した場合、当該金員を納付した当事者は、変換後費用の納付期限以内に費用の種類の変換請求を提出してよいとするが、対応した証明を添付しなければならない。専利局で確認した後、費用の種類の変換ができる。ただし、異なる出願番号（又は専利番号）同士の費用変換はできない。

当事者が納付した費用の種類が明らかに間違っている場合、審査官は職権に基づいて費用の種類を変換させてよいとする。職権に基づいて費用の種類を変換させる場合、

当事者に通知しなければならない。

費用の種類の変換となった場合、納付日は変わらない。

7. 費用納付情報の補完

費用を郵便局又は銀行を介して送金する際に、必要な費用納付情報に漏れがあった場合、送金当日にファックス又は電子メール等方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。補完しても当日に完備されず、さらに補完することとなった場合、専利局で完備された費用納付情報を受け取った日を納付日とする。

費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピー、納付対象費用の出願番号（又は専利番号）及び各種費用の名称と金額を提供しなければならない。同時に、預り証受取人の氏名又は名称、住所、郵便番号等情報を提供しなければならない。費用納付情報の補完にあたって、銀行又は郵便局の送金票のコピーを提供することができない場合には、送金日、送金人の氏名又は名称、送金額、送金票番号等情報を提供しなければならない。

第三章 受理

1. 受理場所

専利局の受理部門には、専利局受理処及び専利局の各代行処がある。専利局受理処は専利の出願及びその他関連書類の受理について責任を持ち、代行処は関連規定に基づき、専利の出願及びその他関連書類の受理を行う。専利復審委員会は復審と無効宣告請求に関する書類を受理することができる。

専利局受理処と代行処は、受理窓口を設置しなければならない。受理登記を受けていない書類は、審査許可手続に移行してはならない。

専利局受理処と代行処の住所は、専利局が公告の方式により公開する。専利局の如何なる個人や受理以外部門あてに郵送若しくは直接に交付される出願書類及びその他関連書類について、その書類郵送時の消印日、或いは書類交付時の交付日のいずれも出願日、提出日を確定するための効力を有しない。

2. 専利出願の受理と不受理

2.1 受理条件

専利の出願で以下に挙げる条件に適合しているものを、専利局は受理しなければならない。

(1) 出願書類に願書があること。当該願書には専利出願の類別が明確になっており、出願人の氏名又は名称と住所が明記されていること。

(2) 発明専利の出願書類に説明書と権利要求書があること。実用新案専利の出願書類に説明書、説明書の添付図面と権利要求書があること。意匠専利の出願書類に図面又は写真と簡単な説明があること。

(3) 出願書類は中国語でタイプ又は印刷されていること。すべての出願書類の中の文字や線がはっきりと認識でき、塗りつぶした修正箇所がなく、内容が識別できること。発明又は実用新案の専利出願の説明書の添付図面及び意匠専利出願の図面は消しにくい書き方で作成されており、塗りつぶした修正箇所がないこと。

(4) 出願人が外国人、外国企業又は外国のその他組織である場合には、専利法 19 条 1 項の関連規定に合致しており、その所属国で専利法 18 条の関連規定に合致していること。

(5) 出願人が香港、マカオ又は台湾地区の個人や企業或いはその他の組織である場合には、本指南第一部分第一章第 6. 1. 1 節の関連規定に合致していること。

2.2 不受理となる場合

専利の出願で以下に挙げる状況のいずれか 1 つに該当する場合、専利局は受理しない。

(1) 発明専利の出願に願書、説明書又は権利要求書がない場合。実用新案専利の出願に願書、説明書、説明書の添付図面又は権利要求書がない場合。意匠専利の出願に願書、図面又は写真、或いは簡単な説明がない場合。

(2) 中国語を使用していない場合。

(3) 本章第 2. 1 節 (3) に規定された受理条件に適合していない場合。

(4) 願書には出願人の氏名又は名称、或いは住所の記載がない場合。

(5) 外国出願人は、国籍又は居住地などが原因で、明らかに専利出願の資格を有しない場合。

(6) 中国大陸地区には常時居住地又は営業所のない外国人、外国企業又は外国のその他組織が先頭署名者出願人として、専利代理機構に委任していない場合。

(7) 中国大陸地区には常時居住地又は営業所のない香港、マカオ又は台湾地区の個人や企業或いはその他組織が先頭署名者出願人として、専利代理機構に委任していない場合。

(8) 直接に外国から専利局に郵送している場合。

(9) 直接に香港、マカオ又は台湾地区から専利局に郵送している場合。

(10) 専利出願の類別（発明、実用新案又は意匠）が不明瞭か、或いは確定できない場合。

(11) 分割出願で出願の類別を改変した場合。

2.3 受理と不受理手続

専利局受理処及び代行処が専利出願を受けた後に、すべての書類を調査、照合した上で、受理又は不受理の決定を行わなければならない。

2.3.1 受理手続

専利の出願で受理条件に適合している場合、受理手続は下記のとおりになる。

(1) 受取日の確定：書類を受け取った日付に基づき、書類上に受理部門の受取日を注記することにより、受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記載する。

(2) 書類数の確認：すべての書類の数をチェックし、願書に記載してある出願書類及びその他書類の名称と数を照合して、確認した結果を記録する。ヌクレオチド又はアミノ酸の配列に係わる発明専利出願についてはさらに、対応した配列表を含めたディスクやフロッピーなど、コンピュータ読み取り可能な方式により副本が提出されたか否かを確認しなければならない。

(3) 出願日の確定：専利局受理処又は代行処の窓口まで直接に提出される専利出願は、受け取った日を出願日とする。郵便局を介して専利局受理処又は代行処まで郵送される専利出願は、封筒上の発送消印日を出願日とする。発送消印日が不明瞭で読み取れない場合、専利局受理処又は代行処側の受取日を出願日とし、封筒をファイルに保管する。宅配業者を介して専利局受理処又は代行処まで配達される専利出願は、受取日を出願日とする。専利局の受理以外部門又は個人あてに郵送若しくは交付される専利出願について、その郵送日や交付日は出願日を確定するための効力を有しないが、もし当該専利出願が専利局受理処又は代行処まで転送されたなら、受理処又は代行処が実際に受け取った日を出願日とする。分割出願は元出願の出願日を出願日とし、かつ願書において分割出願の提出日を記載する。

(4) 出願番号の付与：専利出願の類別及び専利出願の時間順に沿って、相応した専利出願番号を付与する。番号バーは願書と包袋フォルダーに貼り付ける。

(5) 郵便物書留番号の記録：郵便局を介して書留で郵送される専利出願は、願書において当該書類の書留番号を記録する。

(6) 費用軽減・延長請求書の審査：専利費用の軽減・延長方法に基づき、専利の出願とともに提出されている費用軽減・延長請求書を審査し、費用軽減・延長審査許可決定を行い、かつ願書において相応した表記を注記する。

(7) データの採取と確認：願書の内容に準拠した上で、データを採取、確認し、

データ校正書を印刷して、入力ミスのあるデータを訂正する。

(8) 通知書の発行：専利出願受理通知書、出願費納付通知書又は費用軽減・延長審査許可書を作成して、出願人に送付する。専利出願受理通知書には少なくとも出願番号、出願日、出願人の氏名又は名称及び書類の確認状況が明記され、専利局受理処又は代行処の印章が押してあり、審査官の署名と送付日が含まれていなければならない。

出願費納付通知書には、出願人が納付すべき出願費、出願付加費及び出願時に納付すべきその他の費用と納付期限を明記しなければならない。同時に、費用納付にあたっての注意事項を明記しなければならない。費用軽減・延長審査許可書には、費用軽減・延長の割合、納付すべき金額と納付期限及び関連のある納付にあたっての注意事項を含めていなければならない。

(9) 文書のスキャニング：受理条件に合致している専利出願の書類はスキャンして、データベースに保存しなければならない。電子スキャニング対象内容は、出願時に提出した出願書類とその他書類を含む。また、専利局から発行する各種通知書（例えば、専利出願受理通知書、出願費納付通知書又は費用軽減・延長審査許可書）の電子データもデータベースに保存しなければならない。

2.3.2 分割出願の受理手続

2.3.2.1 国内出願の分割出願の受理手続

国内出願の分割出願は、通常の専利出願の受理条件に基づいて分割出願に対する受理審査を行う以外、分割出願の願書において元出願の出願番号及び元出願の出願日が記入されているかを審査しなければならない。分割出願の願書には元出願の出願番号が正確に記入されているが、元出願の出願日が記入されていない場合、元出願番号に対応した出願日を出願日とする。分割出願の願書に元出願の出願番号が記入されていないか、若しくは記入された元出願の出願番号にミスがある場合、通常の専利出願として受理する。

受理条件に合致している分割出願について、専利局は受理するものとし、専利出願番号を付与し、元出願の出願日を出願日とし、かつ分割出願の提出日を記載しなければならない。

2.3.2.2 国内段階に移行された国際出願における分割出願の受理手続

国際出願が国内段階に移行された後に提出された分割出願について、審査官は通常の専利出願の受理条件に基づいて分割出願に対する受理審査を行う以外、分割出願の願書において元出願の出願日及び元出願の出願番号が記入されているかを確認しなければならない。当該元出願の出願日はその国際出願日であり、元出願の出願番号は国内段階に移行された際に専利局が付与した出願番号であり、かつその後ろの括弧の中に元出願の国際出願番号を注記していなければならない。

2.3.3 不受理手続

専利の出願で受理条件に適合していない場合、不受理手続は下記のとおりになる。

(1) 受取日の確定：書類を受け取った日付に基づき、書類上に受理部門の受取日を注記することにより、受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記載する。

(2) データの採取及び書類不受理通知書の発行：データを採取し、書類不受理通

知書を作成して、当事者に送付する。書類不受理通知書には少なくとも、当事者の氏名又は名称、詳細な住所、不受理の理由及び不受理となった書類の番号を記載するものとし、専利局受理処又は代行処の印章が押してあり、審査官の署名と送付日が含まれていなければならない。

(3) 受理条件に適合しない出願書類はファイルに保管しておくものとし、原則的には当事者に返送しない。

直接に専利局受理処又は代行処の窓口まで提出された専利出願で受理条件に適合しないものは、当事者に直接に理由を説明し、受け付けないものとする。

3. その他の書類の受理と不受理

3.1 その他の書類の受理条件

出願後に当事者が提出するその他の書類で、以下に挙げる条件に適合しているものは、専利局は受理しなければならない。

(1) 各書類には、当該書類で係わっている専利出願の出願番号（又は専利番号）が明確に注記されており、かつ係わっている専利出願（又は専利）は1件のみであること。

(2) 各書類は中国語で作成されていること。字は明瞭で、きちんとした書体によって書かれており、消しにくい書き方で完成されていること。外国語による証明資料には、中国語リストが添付されていること。

専利局受理処、代行処、専利復審委員会は、出願人（又は専利権者）或いはその他関連する当事者から提出されたもので、専利出願に関するその他の書類を受け取った際に、すべての書類を調査、照合しなければならない。

3.2 その他の書類の受理手続

その他の書類で受理条件に適合している場合、受理手続は下記のとおりになる。

(1) 受取日の確定：書類を受け取った日付に基づき、書類上に受理部門の受取日を注記することにより、受理部門が当該出願書類を受け取った日付を記載する。

(2) 書類数の確認：すべての書類の数をチェックする。当事者がリストに注記してある書類の名称と数を照合して、確認した結果をリストに記録する。出願人がリストを提供していない場合、主書類に注記してある添付資料を照合して、確認した結果を主書類に記録する。提出書類における出願番号が間違った番号である場合、もし受理処がその他の情報に準拠すると、その正確な出願番号を判定することができるなら、職権に基づいてこれを確定してよい。判定することができないなら、受理しないものとする。

(3) 提出日の確定：その他の書類の提出日の確定は、本章第2.3.1節第(3)項の規定を参照する。書類の提出日は主書類に記録しなければならない。

(4) 書類受取受領書の交付：受理窓口書類を提出すると同時に、当事者が書類リスト1式2部を添付している場合、リストの副本には受理部門の受取日を注記するものとし、書類の確認状況を注記した後、これを受領書として当事者に送付する。リストの正本は審査官の氏名印と送付日付を押し、布袋に保管しなければならない。当事者が書類を提出すると同時には、書類リストを添付していない場合、或いは添付した書類リストが2部以下である場合、書類受取受領書を発行しない。当事者が郵送方式により書類を提出する場合、専利局は書類受取受領書を発行しない。

専利代理機構が書類を一括提出しており、かつ書類リストを提供してある場合、その書類リストは受理部門で確認を受け、署名・押印した後に、うち1部を受領書として専利代理機構に提出し、もう1部をファイルに保管する。

(5) データの採取と文書のスキヤニング：書類の種類、部数、頁数と書類コードなどすべての関連データを採取し、書類をスキャンして、データベースに保存する。

3.3 その他の書類の不受理手続

その他の書類で受理条件に適合しない場合、本章第2.3.3節に規定された手続に基づいて処理し、書類不受理通知書を発行する。

4. 出願日の訂正

専利出願受理通知書を受け取った出願人は、当該通知書に記載してある出願日が当該出願書類の郵送日と一致しないと判断した場合、専利局に対して出願日の訂正を請求してよいとする。

専利局受理処は出願人からの出願日訂正請求を受けた後に、訂正請求で以下に挙げる規定事項に合致しているか否かを調査しなければならない。

(1) 専利出願書類の提出日から起算する2ヶ月以内、若しくは出願人が専利出願受理通知書を受け取ってから1ヶ月以内に提出していること。

(2) 専利出願書類を郵送した郵便局から発行された発送日に関する有効証明が添付されており、当該証明において明記された郵送書留番号と請求書に記録された書留番号と一致していること。

前述の規定に合致している場合は、出願日の訂正を行うものとし、そうでない場合は出願日の訂正をしない。

出願日の訂正を許可した場合には、出願日再確定通知書を作成して、出願人に送付するとともに、関連のデータを修正しなければならない。出願日の訂正をしない場合には、この出願日訂正請求について未提出とみなす通知書を発行し、理由を説明しなければならない。

当事者が、専利局で確定したその他の書類の提出日に対して異議がある場合、専利局から発行された書類受取受領書、郵送した郵便局から発行された証明又はその他有効な証明資料を提供しなければならない。証明資料が規定に合致している場合、専利局は提出日を改めて確定し、関連のデータを修正しなければならない。

5. 受理手続における誤りの訂正

専利局受理処又は代行処の受理作業にあった誤りは、一旦発現されれば、直ちにこれを訂正するものとし、補正訂正通知書を発行するとともに、関連のデータを修正しなければならない。専利局内で各審査部門まで間違っ送付された書類については、直ちに受理処まで返送し、返送理由を明記しなければならない。

6. 照会

専利局受理処に書類受取登記簿を設置する。当事者が専利局受理処又は専利局代行処による書類受取受領書、或いは受理通知書を提供することができる場合を除き、書類受取登記簿上の記載を基準とする。

照会の時効は当該書類の提出日から起算する1年とする。

第四章 専利出願ファイル

1. ファイル及び構成

専利出願ファイルは、専利出願審査手続及び専利権の有効期間において徐々に形成したもので、確認のためにオリジナル記録として保管されている各種書類の集合体であり、包袋と電子ファイルが含まれている。専利出願ファイルは専利局で審査許可を行い、そして各種の結論を導くための根拠になっている。

2. 包袋

包袋は、包袋フォルダーと包袋フォルダー内の各種書類を含む。

2.1 包袋フォルダー

包袋フォルダーは書類の保管、そして包袋の中の重要内容の記録に使用されるため、包袋の重要な構成部である。

包袋フォルダーが自然的又は人為的な原因により破損し、新しいものと交換することになる場合は、包袋フォルダーにあった記録を全部新しいものに移動させ、元の包袋フォルダーを包袋とともに保管するものとし、破棄してはならない。

2.2 書類

専利出願ファイルの中の書類は主に以下のものから由来している。

- (1) 出願人が専利を出願する際に提出している専利出願書類及びその他の書類
 - (2) 専利局で専利出願書類及びその他の書類について審査する過程において、出願人が審査官からの要求に応じて行った各種の回答
 - (3) 専利出願を提出した後、出願人が自発的に各種手続を行う際に提出している書類及び証明資料
 - (4) 専利出願審査手続及び専利権の有効期間において、あらゆる者が法に基づいて専利出願（又は専利）について提出している各種書類、及び人民法院などでこれらの書類を審理した後に成されている書類
 - (5) その他の関連書類
- 処理、作成、ファイルされた前述の書類は、包袋の重要な構成部となる。

2.3 包袋の作成

作成にあたっては以下の原則を順守しなければならない。

(1) 真実性の原則。収集対象内容は、出願人（又は専利権者）、その他の関連当事者などが専利の出願、専利出願の審査許可、授権後など各法的手続において提出している原始書類でなければならない。これらの書類について、置き換え、削除、補足、塗りつぶした修正などをしてはならない。

(2) 独立性の原則。専利出願 1 件ごとに独立した包袋を 1 つ設置し、当該専利出願の出願番号を当該包袋の包袋番号とする。包袋の存在している全過程において当該包袋番号を使用しなければならない。

同じ出願人（又は専利権者）がいくつかの専利出願（又は専利）について内容が全く同一な手続を行う際には、全部の専利出願（又は専利）について個々に請求を提出しなければならない。これらの書類は各々の包袋に収納される。出願人（又は専利権

者)は、「参照する」といった方法で書類を省いてはならない。専利出願について集団として出願人(又は専利権者)の名称変更又は権利の移転を行う場合、証明書類の副本は専利局による確認を受けた後、正本と同等な効力を有する。

(3) 時間順の原則。当事者が法に基づいて専利局で各種手続を行う際に、専利局は提出される各種書類を直ちに処理し、作成してファイルに収納しなければならない。専利出願包袋は、各書類の処理時間順に作成しなければならない。

3. 電子ファイル

電子ファイルの設置については本章第2.3節の原則を参照するものとし、以下に挙げる内容を含めなければならない。

(1) 専利局が、当事者により提出された紙書類に基づいて作成した図形書類及びコード化した書類

(2) 当事者が所定の形式に従って提出したヌクレオチド又はアミノ酸の配列表

(3) 専利審査許可手続及び復審・無効手続において、専利局や専利復審委員会で行った通知、決定(例えば補正通知書、拒絶査定など)とその他の書類(例えば発明専利出願単行本や、発明専利、実用新案専利と意匠専利の単行本など)

(4) 専利費用に関連するデータ

(5) 専利出願又は専利の審査許可に関連する法的状態や変化の履歴記録

(6) 専利審査許可手続におけるすべての記載事項及びその変更の履歴記録

(7) 当事者が電子出願方式により提出した電子書類

(8) 専利権評価報告

(9) 分類番号、所属する審査部門、各種標記(例えば優先権標記、実体審査請求標記、秘密保持標記など)

4. 法的効力

専利出願ファイルは、専利の審査許可、復審、無効宣告など法的手続及び権利帰属をめぐる紛争に起因した関連手続についての真実の記録である。

5. 閲覧と複製

5.1 閲覧と複製の原則

(1) 専利局は、公開前の発明専利出願、査定公告前の実用新案・意匠専利出願について秘密保持の責任を持つ。その間、閲覧・複製の請求人は、同案件の出願人とその専利代理人に限定する。

(2) 如何なる者でも専利局に対して、公開後の発明専利出願の包袋及び査定公告後の実用新案・意匠専利出願の包袋の閲覧と複製を請求してよいとする。

(3) すでに結審された復審案件及び無効宣告案件の包袋は、原則的に閲覧、複製してよいとする。

(4) 専利局、専利復審委員会は、まだ結審されていない復審・無効審判請求案件の包袋について秘密保持の責任を持つ。復審と無効宣告手続における書類について、閲覧と複製の請求人は、同案件の当事者に限定する。

(5) 案件の結論としては未提出とみなす、受理しない、自発的取下げ、みなし取下げとなっている復審・無効審判請求案件の包袋は、復審と無効宣告手続における書類について、閲覧と複製の請求人は、同案件の当事者に限定する。

(6) 専利局、専利復審委員会は、審査上の必要に応じて当事者に提供を要求した各種書類は、原則的に閲覧、複製してよいとする。ただし、閲覧と複製行為で当事者の適法な権益を損なうか、若しくはプライバシー又は商業秘密に係わる恐れのある場合は除く。

(7) 国家利益に係わるもの、或いは専利局、専利復審委員会の中で業務上及び管理上の必要により包袋に保留してある関連書類は、閲覧、複製してはならない。

5.2 閲覧と複製を許可する内容

(1) 公開前の発明専利出願、査定公告前の実用新案・意匠専利出願について、同案件の出願人又は代理人は、出願書類、出願と直接に関連している手続上の書類、及び形式審査手続において出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の回答意見の正文を含め、当該専利出願包袋の関連内容を閲覧、複製してよい。

(2) 公開済みで、まだ専利権の査定公告が成されていない発明専利出願の包袋については、出願書類、出願と直接に関連している手続上の書類、公開書類、及び形式審査手続において出願人に発行した通知書と決定書、通知書に対する出願人の回答意見の正文を含め、当該専利出願包袋における公開日までの関連内容を閲覧、複製してよい。

(3) 専利権の査定公告が成された専利出願の包袋について閲覧、複製できる内容に、出願書類、出願と直接に関連している手続上の書類、発明専利出願単行本、発明専利、実用新案専利、意匠専利の単行本、専利登記簿、専利権評価報告、及び結審されている各審査手続（形式審査、実体審査、復審と無効宣告などを含む）において専利局、専利復審委員会が、出願人又は関連当事者に発行した通知書と決定書や、出願人又は関連当事者の通知書に対する回答意見の正文が含まれる。

(4) 復審手続、無効宣告手続にあり、まだ終結していない専利出願の包袋について、特別な事情により閲覧、複製する必要がある場合、関係者から同意を得た後に、前述第(1)と(2)号の関連規定を参照して、専利出願包袋の中で現下の審査手続に移行された前の内容物を閲覧、複製するものとする。

(5) 前述の内容以外の書類は、閲覧、複製してはならない。

5.3 閲覧と複製の手続

専利出願包袋の中の書類の閲覧、複製にあたって、以下に挙げる順に沿って行わなければならない。

(1) 請求人が書面による請求を提出し、所定の費用を納付する。

(2) 専利局の職員は、請求人が提示した関連証明又は証明書を審査した後に、包袋の保有部門から包袋を取り出し、本章第5.2節の規定に基づいて包袋を整理し、閲覧と複製が許可されない書類を抽出する。

(3) 請求人と閲覧時間を約束し、閲覧通知書を発行する。

(4) 閲覧者は閲覧通知書を以って、指定された場所で書類を閲覧し、複製する必要がある書類を複製する。

(5) 専利局の職員は、閲覧後の専利出願包袋を改めて整理し、書類閲覧の請求のための証明の原本及び証明書のコピーを包袋に保管した後、当該包袋を保有部門に返送する。

6. 包袋の保管期間と処分

6.1 保管期間

終結した案件の包袋は、授権されずに終結した（みなし取下げ、取下げ、拒絶など）案件の包袋と授権後に終結した（専利権取得のみなし放棄、専利権の自発的放棄、年金未納付による専利権終了、専利権期間満了、専利権の全部無効宣告済みなど）案件の包袋との2つに分けている。

授権されずに終結した案件の包袋の保管期間は2年を下回らないものとし、通常は3年とする。授権後に終結した案件の包袋の保管期間は3年を下回らないものとし、通常は5年とする。保管期間は案件の終結日から起算する。

分割出願のある元出願の包袋の保管期間は、最後に終結した分割案件の終結日から起算する。

不受理決定対象の専利出願書類の保管期間は1年とする。保管期間は不受理通知書の発行日から起算する。

6.2 処分

処分前に、コンピュータを介して包袋処分明細を作成する。同明細に、処分される包袋の包袋番号、基本の記載事項、処分日が記載される。明細は管轄局長が署名して処分を承認した後、包袋管轄部門が処分作業を実施するものとする。

第五章 秘密保持出願と外国出願専利の秘密保持審査

1. 秘密保持の範囲

専利法第4条に規定された秘密保持の範囲は、国家の安全又は重大な利益という2つの面に関わる発明創造である。

専利法実施細則第7条1項の規定によって、専利局で受理した専利出願が国防上の利益に係り、秘密保持が必要な場合は、遅滞なく国防専利機構に移管し、審査を行わなければならない。

専利法実施細則第7条2項の規定によって、専利局はその受理した発明又は実用新案の専利出願が、国防上の利益以外の国家の安全又は重大な利益に関連しており、秘密保持が必要であると判断した場合は、秘密保持専利出願として取り扱うことを遅滞なく決定し、且つ出願人に通知しなければならない。

2. 秘密保持の基準

秘密保持の基準は国家の関連規定に基づいて実施する。

3. 専利出願の秘密保持の確定

3.1 出願人が秘密保持請求を提出した場合の秘密保持確定

3.1.1 秘密保持請求の提出

出願人は、その発明或いは実用新案の専利出願が国家の安全又は重大な利益に係るもので、秘密保持が必要であると判断した場合は、専利出願の提出と同時に、願書において秘密保持の請求を明記すべきであって、その願書は紙形式で提出しなければならない。出願人はまた、発明専利出願が公開の準備段階に入る前、或いは実用新案専利出願が査定公告準備段階に入る前に、秘密保持請求を申し立ててもよい。

秘密保持請求を申し立てる前から、その出願内容が国家の安全又は重大な利益に関連しており、秘密保持が必要であると確定した場合、出願人は関連部門による秘密等級確定に係る文書を提出すべきである。

3.1.2 秘密保持の確定

審査官は秘密保持の基準に従って専利出願について審査を行い、種々の異なる状況に基づいて秘密保持の必要があるか否かを確定する。

(1) 専利出願の内容が国防上の利益に係る場合、国防専利局で秘密保持の確定作業を実施する。秘密保持の必要があるものは、遅滞なく国防専利局に移管して審査を行わなければならない。審査官は出願人に、専利出願の国防専利局移管通知書を送付する。秘密保持の必要がないものは、審査官は出願人に、当該専利出願を秘密保持の対象とせず、一般の専利出願として取り扱う旨の秘密保持審査許可通知書を送付する。

(2) 発明或いは実用新案の内容が、国防上の利益以外の国家の安全又は重大な利益に係る場合、専利局で秘密保持の確定作業を実施し、必要な場合は該当分野の技術専門家を招請して確定作業に協力してもらうことができる。審査官は秘密保持確定作業の結果に応じて秘密保持審査通知書を出願人に送付し、秘密保持の必要があるものについて、当該専利出願を秘密保持の対象とし、秘密保持の専利出願として取り扱う

ことを出願人に通知し、秘密保持の必要がないものについて、当該専利出願を秘密保持の対象とせず、一般の専利出願として取り扱うことを出願人に通知する。

3.2 専利局が自ら行う秘密保持の確定

分類担当審査官は発明又は実用新案の専利出願について分類作業を行う際、発明の内容が国家の安全又は重大な利益に係る可能性のあるが、出願人が秘密保持を請求していない発明或いは実用新案の専利出願を選出する。審査官は本章第3.1.2節に基づいて前記の専利出願について秘密保持の確定作業を行う。

すでに秘密保持専利出願と確定された電子出願について、国家の安全又は重大な利益に係るもので、秘密保持が必要な場合、審査官は当該専利出願を紙形式に転換した上で出願人に連絡する。出願人はそれ以降、専利局或いは国防専利局に対して紙形式で各種の文書を提出するものとし、電子専利出願システムを介した文書提出をしてはならない。

4. 秘密保持専利出願の審査許可の流れ

(1) 国防上の利益に係り、秘密保持が必要な専利出願は、国防専利局で審査する。審査した結果、拒絶理由を発見しないものは、専利局が国防専利局の審査意見に従って国防専利権の付与を決定し、そして国防専利局に国防専利権証書の発行を依頼するとともに、専利公報において国防専利の専利番号や出願日、授権公告日を公告する。

国防専利複審委員会で国防専利権の無効宣告決定を行った場合、専利局は専利公報において専利番号や授権公告日、無効宣告決定番号、無効宣告決定日を公告する。

(2) 国防上の利益以外の国家の安全又は重大な利益に係り、秘密保持が必要な発明或いは実用新案の専利出願について、専利局は次のような手続に沿った審査・管理を行う。

審査官は秘密保持の必要があると確定された専利出願のファイルに秘密保持マークを付し、当該専利出願の秘密解除決定がなされるまでに、秘密保持管理を行う。

秘密保持の専利出願の方式審査と実体審査はいずれも、専利局に指定された審査官が行う。

発明専利出願の方式審査と実体審査は、一般の発明専利出願と同一の基準に沿って行う。方式審査を合格した秘密保持の専利出願は公開しない。実体審査の請求で規定に合致した場合は、直接に実体審査手続に進む。実体審査の結果、拒絶理由を発見していないものは、秘密保持の専利権の付与を決定し、専利権付与通知書と登録手続通知書を送付する。

実用新案専利出願の方式審査は、一般の実用新案専利出願と同一の基準に沿って行う。方式審査の結果、拒絶理由を発見していないものは、秘密保持の実用新案専利の付与を決定し、実用新案専利付与通知書と登録手続通知書を送付する。

秘密保持の専利出願の査定公告では、専利番号や出願日、授権公告日のみを公布する。

5. 専利出願（又は専利）の秘密解除手続

5.1 出願人（又は専利権者）による秘密解除請求の提出

秘密保持の専利出願の出願人又は秘密保持専利の専利権者は、書面で秘密解除請求を提出することができる。秘密保持請求の提出時に、関連部門による秘密等級確定に

係る文書を提出した場合、出願人（又は専利権者）は秘密等級を確定した部門による秘密解除に同意する旨の証明書類を添付するものとする。

専利局は、秘密解除請求対象の秘密保持専利出願（又は専利）について秘密解除の確定作業を行い、かつその結果を提出者に通知する。

5.2 専利局による定期的秘密解除

専利局では2年ごとに、秘密保持の専利出願（又は専利）の精査を行う。精査した結果、秘密保持を継続する必要がないと判断したものは、出願人に秘密解除の旨を通知する。

5.3 秘密解除後の取り扱い

審査官は解除後の専利出願（又は専利）について秘密解除マークを付する。秘密解除後の発明専利出願で、まだ専利権が付与されていないものは、一般の発明専利出願に準じた審査・管理を行う。公開の要件を満たすものは、これを公開し、かつ発明専利出願の単行本を発行する。秘密解除後の実用新案専利出願で、まだ実用新案権が付与されていないものは、一般の実用新案専利出願に準じた審査・管理を行う。

秘密解除後の専利或いは実用新案の専利については、秘密解除公告を行い、発明或いは実用新案の専利の単行本を発行した上で、一般の専利に準じた管理を行う。

6. 外国へ専利出願する場合の秘密保持審査

専利法第20条1項では、如何なる単位又は個人が中国で完成した発明又は実用新案について外国で専利出願する場合、専利局に事前申告し、秘密保持審査を受けなければならない、と規定している。

専利法第20条4項は、本条第1項に違反して外国で専利出願した発明又は実用新案について、中国で専利出願をした場合は専利権を付与しない、と規定する。

専利法実施細則第8条の規定に基づいて、如何なる単位又は個人が中国で完成した発明又は実用新案について外国で専利出願する場合、以下の方式のいずれか1つによって専利局に秘密保持審査の実施を請求しなければならない。

(1) 直接に外国に専利出願する或いは関連外国機関に専利の国際出願を提出する場合、事前に専利局へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳しく説明する。

(2) 専利局に専利出願をし、その後外国で専利出願する或いは関連外国機関に専利の国際出願を提出する予定の場合、外国で専利出願をする或いは関連外国機関に専利の国際出願を提出する前に専利局に請求を申し立てる。

専利局に専利の国際出願を提出した場合は、同時に秘密保持審査の請求を申し立てたものと見なされる。

前記規定に言う外国へ専利出願するとは、外国の国や外国の政府間専利協力機構が設立した専利主管機関に専利出願をすることをいい、関連外国機関に専利の国際出願を提出するとは、PCT受理官庁である外国の国や外国の政府間専利協力機構が設立した専利主管機関或いは世界知的所有権機関国際事務局に専利の国際出願を提出することを言う。

6.1 直接外国へ専利出願する場合の秘密保持審査

6.1.1 秘密保持審査請求の提出

外国専利出願秘密保持審査請求の書類には、外国専利出願秘密保持審査請求書と技術方案説明書を含めるものとする。請求書と技術方案説明書は、中文で作成するものとし、請求人は同時に相応する外国語の文書を提出し審査官の参考に供することができる。技術方案説明書は外国へ専利出願する内容と一致しなければならない。技術方案説明書は専利法実施細則第 17 条の規定を参照して作成してよく、かつ本部分第 1 章のその他の規定に合致する。

6.1.2 秘密保持審査

審査官が外国専利出願秘密保持審査請求書類に対し予備秘密保持審査を行う。請求書類の形式が規定に合致しない場合、審査官が当該外国専利出願秘密保持審査請求の未申立とみなす通知をし、請求人は規定に合致する外国専利出願秘密保持審査請求を改めて申し立てることができる。技術方案に明らかに秘密保持の必要がない場合、審査官は当該技術方案について外国での専利出願ができる旨を適時に請求人に通知しなければならない。技術方案について秘密保持を必要とする可能性のある場合、審査官は更なる秘密保持審査が必要なため、外国専利出願一時保留通知書を請求人に送付するものとする。審査官は前記審査の結論を請求人に通知するよう、外国専利出願秘密保持審査意見通知書を発行する。

請求人はその請求申立日より 4 ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査意見通知書を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ専利出願をすることができる。

請求人に外国専利出願の一時保留を通知した場合、審査官は更なる秘密保持審査を行い、必要に応じて関連分野の技術専門家を招請して審査に協力してもらうことができる。審査官は秘密保持審査の結論に基づいて、外国専利出願秘密保持審査決定を出し、当該技術方案の外国専利出願を承認するかについての審査結果を請求人に通知する。

請求人は、その請求提出日より 6 ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査決定を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ専利出願することができる。

専利法実施細則第 9 条に言う出願人がその請求申立日より 4 ヶ月又は 6 ヶ月以内に関連通知又は決定を受け取っていないというのは、専利局が出した関連通知又は決定の推定受領日が規定期限内にないことをいう。

6.2 専利出願後に外国へ専利出願する場合の秘密保持審査

6.2.1 秘密保持審査請求の提出

出願人が専利局に専利を出願した後に外国へ専利出願をする場合、専利出願の提出と同時に又はそれ以降に、外国専利出願秘密保持審査請求書を提出するものとする。上述の規定に沿った請求を提出していない場合は、請求の未提出と見なされる。外国へ専利出願する内容は、当該専利出願の内容と一致しなければならない。

6.2.2 秘密保持審査

審査官は、外国専利出願秘密保持審査請求を申し立てた専利出願について、本章第 6.1.2 節の中の規定を参照し秘密保持審査を行うものとする。

6.3 国際出願の秘密保持審査

6.3.1 秘密保持審査請求の提出

出願人が専利局に国際出願を提出した場合、同時に外国専利出願秘密保持審査請求を提出したものと見なされる。

6.3.2 秘密保持審査

秘密保持の必要のない国際出願は、審査官が通常の間際段階の手続に沿って処理する。秘密保持の必要のある国際出願について、審査官は出願日より三ヶ月以内に、国家の安全上の理由から記録原本と調査報告書を送付しない旨の通知書を発行することによって、当該申請をそれ以降国際出願として取り扱わないことを出願人と国際局に通知し、国際段階の手続を終了する。出願人が上述の通知を受け取った場合、当該出願の内容について外国へ専利出願をしてはならない。

第六章 通知と決定

1. 通知と決定の発生

1.1 通知と決定

専利出願の審査許可手続、復審手続、無効宣告手続及び専利法とその実施細則で規定されたその他の手続において、審査官は状況により各種の通知や決定を行う。これらの通知と決定は主に、専利出願受理通知書、審査意見通知書、補正通知書、手続合格通知書、みなし取下げ通知書、権利回復請求審査許可通知書、発明専利出願の実体審査請求期限満了前通知書、費用納付通知書、費用軽減・延長審査許可通知書、発明専利出願方式審査合格通知書、発明専利出願公開通知書、発明専利出願の実体審査段階移行通知書、発明専利権付与通知書、実用新案権付与通知書、意匠権付与通知書、登記手続実行通知書、専利権取得みなし放棄通知書、専利権終了通知書、拒絶査定、復審決定書、無効宣告審査決定などが含まれる。

1.2 通知と決定の作成

通知と決定の作成にあたって、専利法とその実施細則及び本指南の関連規定に合致しなければならない。

本指南でその他の章・節において専ら定めたものを除き、通知と決定は一般的に、受取人情報、記載事項、通知又は決定の内容、署名及び/又は押印、発行日を含めなければならない。うち、

(1) 受取人情報は、受取人の住所、郵便番号、受取人の氏名を含む。

(2) 記載事項は、出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称、出願人（又は専利権者）全員の氏名又は名称を含む。無効や中止手続における通知書であれば、請求人全員の氏名又は名称も含めなければならない。

(3) 通知又は決定の内容は、通知又は決定の名称及び正文を含む。当事者にとって不利益となる通知又は決定を行った際には理由を説明し、必要な場合は、後続の法的手続を明記しなければならない。

(4) 署名及び/又は押印：通知と決定には、審査官の署名又は押印がなければならない。審査確認の必要がある場合は、審査確認係も署名又は押印をしなければならない。出される通知と決定には、国家知識産権局又は国家知識産権局専利復審委員会の審査業務章を押さなければならない。

2. 通知と決定の送達

2.1 送達の方式

2.1.1 郵送

郵送による書類の送達とは、郵便局を介して通知と決定を当事者に送達することをいう。別途の定めがない限り、書類の郵送を書留とし、かつコンピュータにおいて書留番号、受取人の住所と氏名、書類の類別、係わっている専利の出願番号、発行日、発行部門を登録しなければならない。郵送されて返送となった書簡について、返送日を登録しなければならない。

2.1.2 直接送付

専利局から同意を得た専利代理機構は、専利局により指定された時間と場所において通知と決定を遅滞なく受け取ってもよい。特別な場合は、専利局からの同意得た当事者本人でも、専利局により指定された時間と場所において通知と決定を受け取ってよいとする。

受理窓口における受理通知書と書類受領書の対面交付を除き、その他の書類の対面交付時は、登録と自署による受領手続を行わなければならない。特別な場合は、出願包装袋に当事者が署名又は押印をした上で、当事者の身分証明書の名称や番号と発行機構を記録しなければならない。

2.1.3 電子方式による送達

電子ファイル形式で提出された専利出願について、専利局が電子ファイル形式で出願人に各種通知書、決定とその他の書類を出した場合に、出願人は電子専利出願システムユーザ登録規約に規定された方式に従って受け取らなければならない。

2.1.4 公告による送達

専利局で出した通知と決定が返送された場合、審査官はファイルと照合しなければならない。送達先の住所不明、若しくはその他の原因により再郵送することが確かに行えない場合、専利公報において公告により当事者に通知しなければならない。公告日から1ヶ月間経過すると、当該書類は送達したものと見なす。

2.2 受取人

2.2.1 専利代理機構に委任していない当事者

当事者が専利代理機構に委任していない場合、願書に記載されている連絡担当者は通知と決定の受取人になる。願書には連絡担当者が記載されていない場合、当事者は受取人になる。当事者は2名以上いる場合、願書の中で先頭署名者当事者以外の者を代表者と指定している別途の宣言があれば、当該代表者が受取人になる。それ以外の場合は、願書における先頭署名者当事者が受取人になる。

2.2.2 専利代理機構に委任している当事者

当事者が専利代理機構に委任している場合、当該専利代理機構で指定した専利代理人は通知と決定の受取人になる。専利代理人は2名いる場合は、当該2名の専利代理人が受取人になる。

2.2.3 その他の場合

当事者は民事行為能力のない者であることを、専利局が告知されている場合、法定後見人又は法定代理人が通知と決定の受取人になる。

2.3 送達日

2.3.1 郵送、直接送付と電子的方式による送達

郵送、直接送付と電子的方式により送達される通知と決定について、発行日から15

日間経過した日を、当事者が通知と決定を受け取った日として推定される。郵送された通知と決定について、当事者が証拠を提供することにより、実際の受取日は推定受取日以降であることを証明している場合、実際の受取日を送達日とする。

2.3.2 公告による送達

通知と決定は、専利公報上の公告により当事者に通知している場合、公告日から1ヶ月間経過した日を送達日として推定される。公告を読んだ当事者は、専利局に詳細な住所を提供し、関連書類の再郵送を要求してよいとするが、依然に公告日から1ヶ月間経過した日を送達日とする。

3. 返送書類の処理と書類の照会

3.1 返送書類の処理

郵送されて返送となった通知と決定は、発行部門がコンピュータに登録した上で、関連部門に転送して処理を受けるものとする。

返送書類の処理にあたっては、先に出願ファイルにおける出願人や専利代理機構から提供された各種書類に基づいて分析し、返送となった原因を突き止める。正確な住所と受取人を改めて確定できる場合は、訂正した後に再度出す。

返送書類は処理した後でも郵送することができない、若しくは再度返送された場合、通知と決定の性質に基づいて、必要な際は公告により当事者に送付するものとする。

返送書類（封筒とともに）はファイルに保管しなければならない。

3.2 書類の照会

当事者が専利局のある通知、決定を受け取っていないと陳述している場合、返送書類の処理部門で照会しなければならない。照会はまず、専利局の発行部門において行うものとし、照会結果（通知と決定の発行日、書留番号、受取人を含む）は、返送書類の処理部門から当事者まで通知しなければならない。

当事者がさらに送付状況を知りたい場合には、郵送ルート照会手続を行い、発行部門から現地の郵便局を通して受取人の所在地の郵政部門に照会するものとする。照会した結果によると、送付されなかった責任は専利局又は郵便局にある場合、新たな発行日より関連の通知と決定を改めて出さなければならない。照会した結果によると、送付されなかった責任は受取人の所属機構の受取・配送部門又は受取人本人及びその関係者にある場合、専利局は当事者からの請求に応じて、関連通知と決定のコピーを改めて出してよいとするが、発行日を変更してはならない。

郵送ルート照会時効は発行日から起算する10ヶ月間とする。

第七章 期限、権利の回復、中止

1. 期限の種類

1.1 法定期限

法定期限とは、専利法及びその実施細則に規定された各種の期限をいう。例えば、発明専利出願の実体審査請求期限（専利法 35 条 1 項で規定）、出願人による登記手続の実行期限（専利法実施細則 54 条 1 項で規定）など。

1.2 指定期限

指定期限とは、審査官が専利法及びその実施細則に基づいて発行した各種通知において定めている、出願人（又は専利権者）やその他の当事者による回答、或いはある行為の期限をいう。例えば、専利法 37 条の規定によると、専利局で発明専利出願の実体審査を行った結果、専利法の規定に合致していないと判断した場合に、出願人に通知して、指定の期限以内に意見を陳述するか、若しくはその出願を補正するよう要求しなければならないが、当該期限は審査官が指定するものである。また、例えば、専利法実施細則 3 条 2 項の規定によると、当事者が専利法及びその実施細則に基づいて提出した各種の証明書や証明書類が外国語で作成されているものならば、専利局は必要であると判断した場合に、当事者に対して指定の期限以内に中国語訳文を提出するよう要求してよいが、当該期限も審査官が指定するものである。

一般的に指定期限は 2 ヶ月とする。発明専利出願の実体審査手続における第 1 回審査意見通知書に対する出願人の回答期限は 4 ヶ月である。比較的簡単な行為については 1 ヶ月、或いはもっと短い期限を与えてもよい。前述の指定期限は当事者の通知の推定受取日から起算する。

2. 期限の計算

2.1 期限の起算日

(1) 出願日、優先権日、授権公告日などの固定日から計算する

ほとんどの法定期限は出願日、優先権日、授権公告日などの固定日から計算される。例えば、専利法 42 条に規定された専利権の期限はいずれも出願日から計算される。専利法 29 条 1 項に、外国優先権を主張する発明又は実用新案の専利出願は、12 ヶ月以内に提出しなければならないことが規定されているが、当該期限の起算日は外国で 1 回目の専利出願を提出した日（優先権日）になる。

(2) 通知と決定の推定受取日から計算する

すべての指定期限及び一部の法定期限は通知と決定の推定受取日から計算される。例えば、審査官が専利法 37 条の規定に基づいて、出願人による意見陳述又は出願補正について指定している期限（指定期限）は、出願人の審査意見通知書の推定受取日から計算される。また、専利法実施細則 54 条 1 項に規定された出願人による登記手続の実行期限（法定期限）は出願人の専利権付与通知の推定受取日から計算される。

推定受取日は、専利局が書類を出した日（当該日付は通知と決定に記載される）から 15 日間経過した日である。例えば、専利局が 2001 年 7 月 4 日に出した通知書の推定受取日は 2001 年 7 月 19 日になる。

2.2 期限の満了日

期限の起算日に、法定又は指定期限を足すと、期限の満了日になる。対応した行為は、期限の満了日まで、遅くても満了日当日に完了しなければならない。

2.3 期限の計算

期限の初日目（起算日）は期限に算入しない。期限は、年間又は月間で計算される場合、その最後の月間の対応日（起算日に対応している日付）を以って期限の満了日とする。当該月間には対応日がない場合には、当該月間の末日を以って期限の満了日とする。例えば、ある発明専利出願の出願日が1998年6月1日である場合、その実体審査請求期限の満了日は2001年6月1日になる。また、例えば、専利局が2008年6月6日に出した審査意見通知書上の指定期限が2ヶ月である場合、その推定受取日は2008年6月21日になり（休日にあたる場合は延長しない）、期限の満了日は2008年8月21日になる。さらに、例えば、専利局が1999年12月16日に出した通知書の推定受取日が1999年12月31日になるが、もし当該通知書上の指定期限が2ヶ月であれば、期限の満了日は2000年2月29日になる。

期限の満了日が法定休日又は週休振替休日である場合、法定休日又は週休振替休日後の第1稼動日を期限の満了日とする。当該第1稼動日が週休日である場合は、期限の満了日は月曜日まで延長する。法定休日には、国務院が発表した『全国年間祝日及び記念日休日弁法』2条に規定された全国民の祝日と、『国務院による従業員の就労時間についての規定』7条1項に規定された週休日を含む。

3. 期限の監視

3.1 期限の確定

各種期限は期限の起算日から確定される。例えば、出願人が提出した専利出願についてその出願日を確定した後、専利出願ファイルを作成すると同時に出願日から起算される各種の期限を確定する。審査官は期限に関連している各種の通知・決定を行う際に、当該通知・決定の推定受取日から起算される回答期限を確定する。

3.2 期限の監視方式

各種期限についての監視は一般的にコンピュータシステムで行う。出願人が期限に関連している手続を行った後に、コンピュータシステムにおいて手続の実行日を記録しなければならない。当該日付を期限の満了日と比較した上で、当該手続の期限上の適法性を確定しなければならない。

期限は日を単位として監視し、直ちに処理するものとする。期限の満了日から1ヶ月間経過してもまだ消去していない期限は、これを処理し、対応した処理決定を行わなければならない。例えば、専利局が2001年9月4日に出した補正通知書で、出願人に1ヶ月以内に優先権譲渡証明書類の中国語訳文の提出を指定した場合、当該通知書の推定受取日は2001年9月19日、期限の満了日は2001年10月19日になる。もし専利局が出願人から提出される中国語訳文をずっと受け取っていないなら、2001年11月19日以降に当該期限について処理するものとし、優先権を未主張とみなす通知書を出さなければならない。

3.3 期限満了の通知

(1) 発明専利出願の実体審査請求期限が満了になる 3 ヶ月前に、実体審査請求が提出されていないもの、或いは実体審査費が納付されていない発明専利出願について発明専利出願の実体審査請求期限満了前通知書を出して、出願人に関連手続を行うよう通知する。

(2) 専利年金納付期限の満了になった後の 1 ヶ月に、まだ関連費用が納付されていない専利については費用納付通知書を出して、専利法実施細則 98 条に規定された滞納期間以内に関連費用及び滞納金を納付するよう専利権者に通知する。

(3) その他期限の満了前には注意喚起の通知書を出さない。

4. 期限の延長

4.1 期限延長の請求

当事者は、期限以内にある行為又は手続を実行或いは完成することができない正当な理由がある場合、期限延長を請求してよいとする。請求できる期限の延長は指定期限に限定する。ただし、無効宣告手続における専利復審委員会が指定した期限は延長してはならない。

期限延長を請求する場合は、期限が満了になる前に期限延長請求書を提出して理由を説明し、期限延長請求費を納付しなければならない。期限延長請求費は月間で計算される。

4.2 期限延長請求の許可

期限延長の請求について、対応した通知と決定を行った部門、又は手続管理部門が審査許可を行う。

延長期限が 1 ヶ月未満である場合は、1 ヶ月として計算される。延長期限は 2 ヶ月を超えてはならない。同じ通知又は決定において指定された期限について、許可される延長は一般的に 1 回のみとする。

期限延長の請求で規定に合致しない場合、審査官は延長期限審査許可通知書を出し、期限延長しない理由を説明しなければならない。規定に合致した場合は、審査官は延長期限審査許可通知書を出し、コンピュータシステムにおいて当該期限の満了日を変更して、当該期限の監視を継続しなければならない。

5. 期限遅延の処置

5.1 処分決定前の審査・確認

出願人（又は専利権者）が期限を遅延させると、対応した各種権利を喪失するとの結果をもたらす。こういった権利は主に、専利出願権（又は専利権）、優先権などが含まれる。

各種の処分決定を行う前に、審査官は当該決定を行う必要があるかについて再確認をしなければならない。出願人（又は専利権者）が完成しなければならない行為を所定の期限までに完成されていないことを確認した後に、対応した処分決定を行うものとする。

5.2 処分決定

期限の遅延に起因する処分決定は主に、専利出願権のみなし取下げ、専利権取得権利のみなし放棄、専利権の終了、受理しない、請求みなし未提出、優先権みなし未主張などが含まれる。

処分決定の作成は、本部分第六章第 1.2 節の規定に合致するものとし、かつ期限の満了日から 1 ヶ月間経過した後に行わなければならない。

5.3 処分決定後の処理

処分決定で専利出願権(又は専利権)に影響を与えない場合、元の手続が継続する。

処分決定が行なわれた後に専利出願権(又は専利権)が喪失した場合には、規定に基づいて 2 ヶ月(当該処分決定の推定受取日から起算される)の権利回復請求期限を与えなければならない。期限が満了になっても権利回復請求を提出しない、若しくは権利回復請求で規定に合致しない場合には、処分通知書を出した日から起算して 4 ヶ月(復審や無効宣告手続に係わっているものは 6 ヶ月とする)間経過した後に、以下に挙げる状況に沿って処理するものとする。

(1) 処分決定でまだ開示されていない専利出願に係わっている場合、処分決定を再確認しなければならない。誤りのないことを確認した後に、専利出願について失効処理を行うものとする。

(2) 処分決定で開示された発明専利出願又は公告された専利に係わっている場合、処分決定を再確認しなければならない。誤りのないことを確認した後に、専利公報上で対応した処分決定を公告し、専利出願(又は専利)について失効処理を行うものとする。

専利出願権(又は専利権)の喪失の旨の処分決定が行なわれた後に、所定の期限までに関連手続が完成されたことを示す関連書類を受け取った場合、手続部門は関連の処分決定を直ちに取り消し、補正訂正通知書を出さなければならない。処分決定がすでに公告された場合には、さらに訂正公告を行わなければならない。

6. 権利の回復

6.1 適用範囲

専利法実施細則 6 条 1 項と 2 項に、当事者が期限の遅延により権利を喪失した後にその権利回復の請求条件が規定された。同条 5 項はさらに、新規性を喪失しないための期限延長、優先権の期限、専利権の期限及び権利侵害訴訟の時効といった 4 つの期限の遅延による権利喪失について、権利の回復を請求することができないと規定された。

6.2 手続

専利法実施細則 6 条 2 項の規定に基づいた権利回復の請求は、専利局又は専利復審委員会の処分決定を受け取った日から 2 ヶ月以内に権利回復請求書を提出して理由を説明すると同時に、権利回復請求費を納付しなければならない。専利法実施細則 6 条 1 項の規定に基づいた権利回復の請求は、障害が取り除かれた日から起算する 2 ヶ月以内、遅くとも期限の満了日から起算する 2 年以内に、権利回復請求書を提出して理由を説明しなければならない。必要な場合は、関連の証明書類も添付しなければならない。

当事者が権利回復の請求と同時に、権利の喪失になる前で行わなければならない対

応した手続を行い、権利喪失の原因を取り除かなければならない。例えば、出願人が出願費を納付していないため、その専利出願が取下げたものと見なされた後に、出願権の回復を請求すると同時に、所定の出願費を納付しなければならない。

6.3 審査許可

審査官は、本章第 6.1 節と 6.2 節の規定に基づいて権利回復の請求を審査しなければならない。

(1) 権利回復の請求で規定に合致している場合には、権利の回復を許可し、権利回復請求審査許可通知書を出さなければならない。出願人が提出した権利回復請求の意思を表明した書簡に、出願番号（又は専利番号）が明記されており、かつ署名又は押印で要件に合致している場合には、合格な権利回復請求書とみなしてよい。

(2) 所定の期限までに書面による請求を提出している、若しくは権利回復請求費を全額納付しているが、まだ規定に合致しない場合には、審査官は権利回復手続補正通知書を出し、指定の期限までの関連手続の補正、或いは補完を当事者に要求しなければならない。補正、或いは補完した手続で規定に合致している場合、権利の回復を許可し、権利回復請求審査許可通知書を出さなければならない。期限が満了になっても補正しない、若しくは補正しても規定に合致しない場合には、回復させないものとし、権利回復請求審査許可通知書を出して、回復させない理由を説明しなければならない。

専利局から同意を得た上で専利出願権（又は専利権）が回復する場合、専利の審査許可手続が継続する。処分決定がすでに公告された場合には、さらに専利公報上で権利回復の決定を公告しなければならない。

7. 中止手続

中止とは、地方の知的財産権管理部門又は人民法院が専利出願権（又は専利権）の帰属をめぐる紛争を受理した際、若しくは人民法院が専利出願権（又は専利権）に対する財産保全措置を裁定した際に、専利局は権利帰属をめぐる紛争当事者の請求或いは人民法院の要請に応じて、関連手続を中止させる行為をいう。

7.1 中止請求の条件

専利局に対して関連手続の中止を請求する場合は、以下に挙げる条件に合致しなければならない。

(1) 当事者が中止を請求している場合には、専利出願権（又は専利権）の帰属をめぐる紛争は地方の知的財産権管理部門又は人民法院ですでに受理されていること、人民法院が専利出願権（又は専利権）に対する財産保全措置の執行協力を要請している場合には、財産保全の旨の民事裁定はすでに行われていること。

(2) 中止請求人は、権利帰属をめぐる紛争当事者であるか、若しくは専利出願権（又は専利権）に対する財産保全措置を実行する人民法院であること。

7.2 中止の範囲

中止の範囲とは、以下のものをいう。

(1) 専利出願の方式審査、実体審査、復審、専利権付与及び専利権無効宣告手続の一時停止

(2) 専利出願のみなし取下げ、専利権取得のみなし放棄、年金未納付による専利

権終了等手続の一時停止

(3) 専利出願の取下げ、専利権の放棄、出願人（又は専利権者）の氏名或いは名称の変更、専利出願権（又は専利権）の移転、専利権抵当登記等手続の一時停止

中止請求で許可を受ける前において公開又は公告の準備に移行された場合に、当該手続は中止による影響を受けないものである。

7.3 中止請求の手続と審査許可

7.3.1 権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止

7.3.1.1 権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止の手続

専利出願権（又は専利権）の帰属をめぐる紛争当事者が専利局に対して関連手続の中止を請求する場合は、以下の規定に合致しなければならない。

(1) 手続中止請求書を提出している。

(2) 証明書類、つまり専利出願番号（又は専利番号）が明記された地方の知的財産権管理部門又は人民法院による関連の受理書類の正本又は副本を添付している。

7.3.1.2 権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止の審査・確認と処理

専利局で当事者によって提出された手続中止請求書及び関連証明を受け取った後、専利局の手続管理部門は、以下に挙げる各条件を満たしているかについて審査しなければならない。

(1) 中止請求対象の専利出願（又は専利）に権利は喪失していないこと。無効宣告手続に係わるものを除く。

(2) 中止手続が執行されていないこと。

(3) 請求は、関連証明書類に記載された権利帰属をめぐる紛争当事者から提出されていること。

(4) 権利帰属をめぐる紛争の受理機構は、当該専利出願（又は専利）権の帰属をめぐる紛争に対する管轄権を有すること。

(5) 証明書類に記載された出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称、権利者は、中止請求対象の専利出願（又は専利）に記載された内容と一致していること。

(6) 中止請求書と証明書類は、その他の側面において所定の形式要件に合致していること。

前述第(1)から(5)号までの条件を満たさない場合には、審査官は手続中止請求人に未提出とみなす通知書を出さなければならない。前述第(6)号に挙げた条件を満たさない場合、例えば、手続中止請求書で様式要件に合致しない、或いは提出された証明書類は正本又は副本でない場合には、審査官は手続実行補正通知書を出し、1ヶ月間の期限以内にその欠陥を補正するよう、手続中止請求人に通知しなければならない。補正期限以内に、関連手続は一時停止する。期限が満了になっても補正していない、若しくは補正しても欠陥が解消されない場合には、手続中止請求人に未提出とみなす通知書を出し、関連手続を再開しなければならない。

前述の条件を満たしている、若しくは補正後に前述の条件を満たしている場合には、中止を執行するものとする。審査官は専利出願（又は専利）権の帰属をめぐる紛争当事者双方に手続中止請求審査許可通知書を出し、中止期限の開始・終了日（中止請求の提出日から）を告知しなければならない。無効宣告手続中にある専利については、

専利局の事務管理部門はさらに、中止が執行される旨の決定を専利復審委員会に通知し、そして専利復審委員会から無効宣告手続中にある当事者に通知するようにしなければならない。

7.3.2 人民法院による財産保全の執行協力要求による中止

7.3.2.1 財産保全の執行協力による中止の手続

人民法院による財産保全措置の執行協力要請で、関連手続を中止する場合は、以下の規定に合致しなければならない。

(1) 人民法院は、専利出願権（又は専利権）に対する財産保全を行う旨の民事裁定書及び執行協力通知書を専利局で指定した受取部門に送付するものとし、かつ人民法院の連絡用住所、郵便番号及び受取人の氏名を提供しなければならない。

(2) 民事裁定書及び執行協力通知書には、専利局による執行協力対象の専利出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称、出願人（又は専利権者）の氏名又は名称、財産保全の期限等内容が明記されなければならない。

(3) 財産保全の執行協力要請の対象専利出願（又は専利）は有効期間以内にある。

7.3.2.2 財産保全の執行協力による中止の審査・確認と処理

人民法院からの民事裁定書及び執行協力通知書を受け取った後に、専利局は本章第7.3.2.1節の規定に基づいて審査確認した上で、以下に挙げる状況に沿って処理しなければならない。

(1) 規定に合致しない場合には、人民法院に財産保全を執行しない旨の通知書を出し、中止を執行しない理由を説明した上で、元の手続を継続させる。

(2) 規定に合致している場合には、中止を執行するものとし、人民法院と出願人（又は専利権者）に対して保全手続開始通知書を出し、財産保全の執行協力期限の開始・終了日（民事裁定書の受取日から）を説明して、専利権の財産保全を公告しなければならない。

(3) すでに財産保全が執行されているものには、重複した保全を行ってはならない。中止の執行後に、また別の人民法院が財産保全の執行協力を要請している場合、順番待ち保全にしてよいとする。専利局は順番待ちの登録を行わなければならない。先に順番待ちが登録されたものは、先行の保全の終了日から順番待ち保全が開始するものとする。

無効宣告手続中にある専利については、専利局の事務管理部門はさらに、中止が執行される旨の決定を専利復審委員会に通知し、そして専利復審委員会から無効宣告手続中にある当事者に通知するようにしなければならない。

7.4 中止の期限

7.4.1 権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止の期限

専利出願権（又は専利権）の権利帰属をめぐる紛争当事者が提出した中止請求について、中止期限は一般的に1年を超えてはならない。つまり、中止請求日から1年間経過した場合、当該中止手続が終了する。

関連する専利出願権（又は専利権）の権利帰属をめぐる紛争は、1年間の中止期限以内に案件が終結せず、中止手続の継続が必要な場合に、請求人は中止期限の満了前

に中止期限の延長を請求し、権利帰属をめぐる紛争の受理部門で発行したもので、案件の終結にならない理由を説明するための証明書類を提出しなければならない。中止手続は1回延長することができるが、延長される期限は6ヶ月を超えてはならない。規定に合致しない場合、審査官は期限延長審査許可通知書を出して、延長しない理由を説明しなければならない。規定に合致している場合、審査官は期限延長審査許可通知書を出して、権利帰属をめぐる紛争当事者双方に通知しなければならない。

7.4.2 財産保全の執行協力による中止の期限

人民法院が専利局に財産保全の執行協力を要請したことにより、中止手続を執行している場合、中止期限は一般的に6ヶ月とする。民事裁定書の受取日から6ヶ月間経過した場合、当該中止手続が終了する。

人民法院が財産保全措置の継続を要求する場合に、中止期限の満了前に保全の継続に関する執行協力通知書を専利局に送付しなければならない。審査した結果、本章7.3.2.1節の規定に合致した場合には、中止手続は6ヶ月間更新される。同じ法院の同じ案件に対する執行手続における保全裁定について、専利局での中止期限は12ヶ月を超えないものとし、審判手続における保全裁定については、専利局での中止期限は適宜延長してよいとする。

7.4.3 無効宣告手続に係る中止の期限

無効宣告手続に係わっている専利の場合、権利帰属をめぐる紛争当事者の請求による中止、又は人民法院の財産保全の執行協力要請による中止については、中止期限は1年を超えないものとする。中止期限が満了になると、専利局では関連手続を自ら再開する。

7.5 中止手続の終了

7.5.1 権利帰属をめぐる紛争当事者が申し立てた中止手続の終了

中止の期限が満了になると、専利局で関連手続を自ら再開し、審査官は権利帰属をめぐる紛争当事者双方に中止手続終了通知書を出さなければならない。

中止期限以内にある専利出願（又は専利）について、地方の知的財産権管理部門で行なわれた処理決定、又は人民法院で行なわれた判決の法的効力が生じた後（権利者の変更に係わっている場合には、記載事項変更手続を行った後）に、専利局は中止手続を終了しなければならない。

専利局は、当事者、利害関係者、地方の知的財産権管理部門又は人民法院から送付される調停書、裁定書或いは判決書を受け取った後に、以下に挙げる事項を審査しなければならない。

(1) 書類が有効なものであるか否か。つまり、正式な書類（正本又は副本）であるか否か、管轄権を有する機構により発行されたものであるか否か

(2) 書類に記載された出願番号（又は専利番号）、発明創造の名称、権利者は、中止手続の終了請求対象の専利出願（又は専利）に記載された内容と一致しているか否か

(3) 書類はすでに発効しているものか否か。例えば、判決書の場合の上訴期間が満了（調停書の場合には上訴期間が一切ない）になったか否かなど。当該書類の法的効力が生じたものか否かを確定することができない場合、審査官はもう一方の当事者に

人民法院の判決書を受け取った旨の通知書を出し、上訴提起の有無を確認しなければならない。指定の期限までに回答していないか、若しくは上訴しないことが明らかになった場合、書類の法的効力が生じたものと見なす。上訴を提起している場合に、当事者は上級人民法院により発行される証明書類を提出しなければならない。元の人民法院の判決書の法的効力が生じないものである。

書類で規定に合致しない場合、審査官は請求人に未提出とみなす通知書を出し、中止手続を継続させなければならない。書類で規定に合致しており、かつ権利者の変更に係わらない場合には、審査官は中止手続終了通知書を出して、当事者双方に通知し、関連手続を再開しなければならない。

書類で規定に合致しているが、権利者の変更に係わっている場合には、審査官は手続実行補正通知書を出して、権利を取得した方の当事者に、通知書を受け取った日から起算する3ヶ月以内に記載事項変更手続、そして中止手続において行なわれていないその他必要のある手続を行うよう、通知しなければならない。権利を取得した方の当事者が関連手続を行った後に、審査官は中止手続終了通知書を出して、当事者双方に通知し、関連手続を再開しなければならない。期限が満了になっても関連手続を行っていない場合、専利出願権（又は専利権）を取得する権利の放棄とみなし、審査官は権利を取得した方の当事者に専利出願権（又は専利権）を取得する権利の放棄と見なす旨の通知書を出さなければならない。期限が満了になっても回復手続を行っていない場合、中止手続が終了し、審査官は中止手続終了通知書を出して、権利帰属をめぐる紛争当事者双方に通知し、関連手続を再開しなければならない。

7.5.2 人民法院の財産保全執行協力要請による中止手続の終了

中止の期限が満了になって、人民法院が財産保全措置の継続を要求していない場合に、審査官は中止手続終了通知書を出して、人民法院及び出願人（又は専利権者）に通知しなければならない。そして関連手続を再開して、専利権の保全の解除を公告しなければならない。順番待ち保全登録がされている場合、先に順番待ちの登録がされたものは、先行の保全の終了日から順番待ち保全が開始し、中止の期限は6ヶ月とする。審査官は、先行の人民法院及び出願人（又は専利権者）に中止手続終了通知書を出さなければならない。そして、先に順番待ちの登録がされた人民法院及び出願人（又は専利権者）に保全手続開始通知書を出し、財産保全の執行協力期限の開始・終了日を説明して、専利権の財産保全を公告しなければならない。

財産保全の執行協力を要請している人民法院から、保全解除通知書が送付されて、これを審査確認した結果、規定に合致している場合に、審査官は中止手続終了通知書を出して、人民法院及び出願人（又は専利権者）に通知しなければならない。そして関連手続を再開して、専利権の保全の解除を公告しなければならない。

第八章 専利公報と単行本の編集

1. 専利公報

1.1 専利公報の種類

専利局で編集、出版される専利公報に、発明専利公報、実用新案専利公報と意匠専利公報がある。専利公報は刊行物の形式で発行されるとともに、電子公報の形式で国家知識産権局オフィシャルウェブサイトにおいて公表されるか、若しくは専利局が規定したその他の形式で公表される。専利公報は年間計画に沿って出版される。3種の専利公報は週に1期ずつ出版される。

1.2 専利公報の内容

1.2.1 発明専利公報

発明専利公報に、発明専利出願の公開、国際専利出願の公開、発明専利権の付与、秘密保持発明専利、発明専利の事務、索引（出願公開索引、授権公告索引）を含む。

1.2.1.1 発明専利出願の公開

方式審査を受けて合格となった発明専利出願は、出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から15ヶ月間が満了した時点で公開の準備を行い、そして18ヶ月間の期限の満了時に公開される。発明専利出願人が方式審査の合格前に、その専利出願の早期公開を要求している場合には、方式審査で合格になった日から公開の準備を行うが、方式審査の合格後に、その専利出願の早期公開を要求している場合には、早期公開請求で合格になった日から公開の準備を行い、直ちに公開するものとする。出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から15ヶ月間が満了した時点で、それぞれの原因で方式審査を合格していない発明専利の出願は、公開を遅延させる。方式審査手続において、拒絶されたもの、取下げたと見なされたもの、そして公開の準備前に出願人が自発的に取下げたもの、或いは秘密保持が確定された発明専利出願は、公開しないものとする。

発明専利出願の公開内容に、記載事項、要約書及び代表図を含む。ただし、説明書に添付図面がない場合には、代表図がなくてもよい。記載事項は主に、専利国際分類、出願番号、公開番号（出版番号）、公開日、出願日、優先権事項、出願人事項、発明者事項、専利代理事項、発明の名称などを含む。

1.2.1.2 発明専利権の付与

発明専利の出願人が、専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該専利出願が授権公告の準備に移行されて、公告される。

発明専利権付与公告の内容には、記載事項、要約書及び代表図を含む。ただし、説明書に添付図面がない場合には、代表図がなくてもよい。記載事項は主に、専利国際分類、専利番号、授権公告番号（出版番号）、出願日、授権公告日、優先権事項、専利権者事項、発明者事項、専利代理事項、発明の名称などを含む。

1.2.1.3 秘密保持発明専利と国防発明専利

秘密保持発明専利は、秘密保持専利権の付与及び秘密保持専利の秘密解除のみが公告される。秘密保持専利公告の記載事項に、専利番号、出願日、授権公告日などを含む。

秘密保持発明専利の秘密解除後に、専利公報の秘密解除欄においてこれを公告し、単行本を出版する。

国防発明専利権の付与及び秘密解除の公告は、前述の規定を参照して執行するものとする。

1.2.1.4 発明専利の事務

発明専利の事務において、発明専利出願及び発明専利について専利局で行った決定と通知が公開される。うち、実体審査請求の発効、専利局自ら専利の出願に対する実体審査の実施決定、発明専利出願公開後の拒絶、発明専利出願公開後の取下げ、発明専利出願公開後のみなし取下げ、専利権取得のみなし放棄、専利権の全部（又は一部）無効宣告、専利権の終了、専利権の自発的放棄、専利出願（又は専利）権の回復、専利出願権・専利権の移転、専利の強制実施許諾、専利実施許諾契約の登録、専利権の抵当・保全とその解除、専利権者の氏名又は名称・住所など記載事項の変更、書類の公告による送付、専利局による訂正、その他関連事項などを含む。

1.2.1.5 索引

発明索引に、出願公開索引及び授権公告索引の2種類に区分される。個々の索引はさらに、国際分類番号索引、出願番号索引（又は専利番号索引）、出願人索引（又は専利権者索引）、公開番号/出願番号（査定公告番号/専利番号）の対照表索引に区分される。

1.2.2 実用新案専利公報

実用新案専利公報に、実用新案権の付与、秘密保持実用新案専利、実用新案専利の事務及び査定公告索引を含む。

1.2.2.1 実用新案権の付与

実用新案専利の出願人が専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該登録の出願は授権公告の準備に移行されて、公告される。

実用新案権付与公告の内容に、記載事項、要約書及び代表図を含む。記載事項は主に、専利国際分類、専利番号、査定公告番号（出版番号）、出願日、授権公告日、優先権事項、専利権者事項、発明者事項、専利代理事項、実用新案の名称などを含む。

出願する際に、出願人は同様の発明創造についてすでに発明専利が出願されていることの説明を行った場合には、これを公告しなければならない。

1.2.2.2 秘密保持実用新案専利と国防実用新案専利

秘密保持実用新案専利は、秘密保持専利権の付与及び秘密保持専利の秘密解除のみが公告される。秘密保持専利公告の記載事項に、専利番号、出願日、授権公告日などを含む。

秘密保持実用新案専利の秘密解除後に、専利公報の秘密解除欄においてこれを公告

し、単行本を出版する。

国防実用新案権の付与及び秘密解除の公告は、前述の規定を参照して執行するものとする。

1.2.2.3 実用新案専利の事務

実用新案専利の事務において、実用新案専利出願及び実用新案専利について専利局で行った決定と通知が公開される。うち、専利権の全部（又は一部）無効宣告、専利権の終了、専利権の自発的放棄、権利の重複付与回避のための実用新案権放棄、専利権の回復、専利権の移転、専利の強制実施許諾、専利実施許諾契約の登録、専利権の抵当・保全とその解除、専利権者の氏名又は名称・住所など記載事項の変更、書類の公告による送付、専利局による訂正、その他関連事項などを含む。

1.2.2.4 査定公告索引

実用新案権の付与公告索引には、専利国際分類索引、専利番号索引、専利権者索引及び査定公告番号/専利番号の対照表索引を含む。

1.2.3 意匠専利公報

意匠専利公報には、意匠権付与、意匠専利の事務及び査定公告索引を含む。

1.2.3.1 意匠権の付与

意匠専利の出願人が、専利局による専利権付与通知と登記手続実行通知書に基づき、専利登録費、専利権付与年の年金及びその他の関連費用を遅滞なく納付した後に、当該登録の出願は授權公告の準備に移行されて、公告される。

意匠権付与公告の内容に、記載事項、意匠専利の1図面又は写真を含む。記載事項は主に、分類番号、専利番号、査定公告番号（出版番号）、出願日、授權公告日、優先権事項、専利権者事項、設計者事項、専利代理事項、当該意匠に係わる物品の名称などを含む。

1.2.3.2 意匠専利の事務

意匠専利の事務において、意匠専利出願及び意匠専利について専利局で行った決定と通知が公開される。うち、専利権の全部（又は一部）無効宣告、専利権の終了、専利権の自発的放棄、専利権の回復、専利権の移転、専利実施許諾契約の登録、専利権の抵当・保全とその解除、専利権者の氏名又は名称・住所など記載事項の変更、書類の公告による送付、専利局による訂正、その他関連事項などを含む。

1.2.3.3 査定公告索引

意匠権査定公告索引には、意匠分類番号索引、出願番号索引、専利権者索引、査定公告番号/専利番号の対照表索引を含む。

1.3 専利公報の編集

1.3.1 出願書類の編集

公開用の発明専利出願書類及び査定公告用の発明専利出願書類、実用新案専利出願書類又は意匠専利出願書類は、製版要件に合致しなければならない。記載事項は公開

の準備時、或いは査定公告の準備時の専利出願ファイルにおける記載内容と一致しなければならない。

発明専利出願の公開、又は発明専利権及び実用新案権の付与において、専利国際分類順に沿って編集し、大分類番号が同一なものは出願番号順に沿って編集する。

意匠権の付与において、意匠分類番号順に沿って編集し、分類番号が同一なものは出願番号順に編集する。

専利公報は版面ごとに左右2欄に分けられ、上から下、そして左から右へと連続して配置する。

1.3.2 事務部分の編集

各種専利公報の事務部分の編集原則は、以下に挙げる。

(1) 専利権の授権公告の前に、専利局が実用新案・意匠専利出願の権利喪失について行った決定は掲載しないこと、公開前に専利局が発明専利出願の権利喪失について行った決定は掲載しないこと。

(2) 専利局で行ったもので効力を生じており、規定によると公告しなければならない各種決定を掲載すること。

(3) 同じ公報において2件以上の同一の事務を公開する際に、大分類番号順に沿って編集し、大分類番号が同一なものは出願番号順に沿って編集する。

1.3.2.1 実体審査請求の発効、専利局自ら発明専利の出願に対する実体審査の実施決定

本件事務は発明専利出願のみに適用する。公開対象項目に、大分類番号、専利出願番号、出願日を含む。

1.3.2.2 発明専利出願公開後の拒絶、取下げ及びみなし取下げ

本件事務は、すでに公開された発明専利出願のみに適用する。公開対象項目に、大分類番号、専利出願番号、公開日を含む。

1.3.2.3 専利権取得の放棄とみなされる発明専利出願

公開対象項目に、大分類番号、専利出願番号を含む。

1.3.2.4 専利の強制実施許諾

公開対象項目に、大分類番号、専利出願番号、授権公告日を含む。

1.3.2.5 専利権の終了

公開対象項目に、大分類番号、専利番号、出願日、授権公告日を含む。

1.3.2.6 専利実施許諾契約の登録の発効、変更と抹消

専利実施許諾契約の登録発効の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登録番号、譲渡人、譲受人、発明の名称、出願日、発明の公開日、授権公告日、許諾の種類(独占的、排他的、普通)、登録日を含む。

専利実施許諾契約の登録変更の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登録番号、変更日、変更事項(許諾の種類、譲渡人、譲受人)及び変更前・後の内容を含む。

専利実施許諾契約の登録抹消の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登録番号、

譲渡人、譲受人、許諾契約の登録解除日を含む。

1.3.2.7 専利権抵当契約の登記の発効、変更と抹消

専利権抵当契約の登記発効の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、抵当契約の登記発効日、質入人、抵当権者、発明の名称、出願日、授権公告日を含む。

専利権抵当契約の登記変更の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、変更日、変更事項（質入人、抵当権者）及び変更前・後の内容を含む。

専利権抵当契約の登記抹消の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、登記番号、質入人、抵当権者、出願日、授権公告日、抵当契約の登記抹消日を含む。

1.3.2.8 専利権の保全と解除

保全の公開対象項目には、大分類番号、専利番号、出願日、授権公告日、保全登記の発効日を含む。

保全解除の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、出願日、授権公告日、保全の解除日を含む。

1.3.2.9 専利出願権、専利権の移転

公開対象項目に、大分類番号、専利出願番号（専利番号）、変更項目、変更前の権利者、変更後の権利者、登記の発効日を含む。

1.3.2.10 専利権の全部又は一部の無効宣告

専利権の全部無効宣告の公開対象項目に、大分類番号、専利番号、授権公告日、無効宣告決定番号、無効宣告決定日を含む。

専利権の一部無効宣告の公開内容に、大分類番号、専利番号、授権公告日、無効宣告決定番号、無効宣告決定日、有効性維持請求項を含む。

1.3.2.11 専利権の自発的放棄

公開対象項目に、大分類番号、専利番号、出願日、授権公告日、放棄の発効日を含む。

1.3.2.12 権利の重複付与回避のための実用新案権放棄

公開対象項目に、大分類番号、専利番号、出願日、授権公告日、放棄の発効日を含む。

1.3.2.13 権利の回復

公開対象項目に、大分類番号、専利出願番号（専利番号）、元の決定の名称、元の決定の公告日を含む。

1.3.2.14 書類の公告による送付

書類送付用住所が不明確なため、専利局が当事者に所定又は指定の期限以内での回答、若しくは手続の実行を通知することができない場合、通知事項の欄において公開しなければならない。公開対象項目に、大分類番号、出願番号、受取人、書類の名称を含む。

1.3.2.15 その他関連事項

各事務欄で規定していないその他公告を必要とする内容は、この欄において公開する。

1.3.2.16 訂正

専利公報上の印刷ミスやその他の誤りを一旦発現されれば、専利局は直ちに訂正欄において訂正しなければならない。誤りの訂正は類型別に公開するものとする。公開対象項目に、大分類番号、出願番号（又は専利番号）、元の公告の掲載巻号、訂正項目、訂正前の内容、訂正後の内容を含む。

1.3.3 索引の編集

1.3.3.1 分類番号索引

発明と実用新案について、専利国際分類に沿って編集する。意匠については意匠分類番号に沿って編集する。

分類番号索引は分類番号を並べ順とし、分類番号が同一なものは公開番号又は査定公告番号を並べ順とする。

分類番号索引の項目に、分類番号、公開番号又は査定公告番号を含む。

1.3.3.2 出願番号又は専利番号索引

出願番号又は専利番号索引は、出願番号又は専利番号を並べ順とする。

出願番号又は専利番号索引の項目に、出願番号又は専利番号、公開番号又は査定公告番号を含む。

1.3.3.3 出願人又は専利権者索引

出願人又は専利権者索引は、出願人又は専利権者の氏名或いは名称のピンイン順を並べ順とする。1つ目の漢字が同一な場合は、2つ目の漢字のピンイン順を並べ順とし、以降もこれに準じて類推する。外国語名称は最前に並べて、アルファベット順を並べ順とする。出願人又は専利権者が同一人である場合には、公開番号又は査定公告番号を並べ順とする。

出願人又は専利権者索引の項目に、出願人又は専利権者、公開番号又は査定公告番号を含む。

1.3.3.4 公開番号/出願番号（査定公告番号/専利番号）索引

公開番号/出願番号（査定公告番号/専利番号）の対照表索引は公開番号（査定公告番号）を並べ順とする。

公開番号/出願番号（査定公告番号/専利番号）の対照表索引の項目に、公開番号（査定公告番号）、出願番号（専利番号）を含む。

2. 専利出願及び専利の単行本

専利局で単行本の編集、出版を行う。専利出願及び専利の単行本は週に1回、対応した専利公報と同日に出版される。

2.1 単行本の種類

単行本の種類は、発明専利出願単行本、発明専利の単行本、実用新案専利の単行本及び意匠専利の単行本がある。

2.2 単行本の内容

2.2.1 発明専利出願の単行本

発明専利出願の単行本の文献種類コードは「A」である。うち、標題紙、権利要求書、説明書（説明書に添付図面がある場合には、説明書の添付図面を含む）が含まれる。

標題紙は、記載事項、要約書、代表図からなる。説明書に添付図面がない場合には、代表図はない。その内容は、同日に出版される専利公報における対応した専利出願の内容と一致しなければならない。

権利要求書、説明書及びその添付図面は、審査官が発行した発明専利出願方式審査合格通知書に明記された文面を基準とする。

2.2.2 発明専利の単行本

発明専利の単行本の文献種類コードは「B」である。うち、標題紙、権利要求書、説明書（説明書に添付図面がある場合には、説明書の添付図面を含む）が含まれる。

標題紙は、記載事項、要約書、代表図からなる。説明書に添付図面がない場合には、代表図はない。その内容は、同日に出版される専利公報における対応した専利出願の内容と比べて、審査官項目及び引例文献項目が追加されている。

権利要求書、説明書及びその添付図面は、審査官が発行した専利権付与通知書に明記された文面を基準とする。

発明専利権の付与後、無効宣告手続においては権利要求書が補正された場合に限りて専利権の維持が可能になる場合には、当該補正された権利要求書を再度出版しなければならない。その文献種類コードは順次、「G1-G7」とし、補正後の権利要求書の公告日を表示しなければならない。

2.2.3 実用新案専利の単行本

実用新案専利の単行本の文献種類コードは「U」である。うち、標題紙、権利要求書、説明書、説明書の添付図面が含まれる。

標題紙は、記載事項、要約書、代表図からなる。その内容は、同日に出版される実用新案専利公報における対応した実用新案専利の内容と一致しなければならない。

権利要求書、説明書及びその添付図面は、審査官が発行した専利権付与通知書に明記された文面を基準とする。

実用新案権の付与後、無効宣告手続においては権利要求書が補正された場合に限りて専利権の維持が可能になる場合には、当該補正された権利要求書を再度出版しなければならない。その文献種類コードは順次、「Y1-Y7」とし、補正後の権利要求書の公告日を表示しなければならない。

2.2.4 意匠専利の単行本

意匠専利の単行本の文献種類コードは「S」である。うち、標題紙、意匠のカラー図面又は写真及び簡単な説明が含まれる。

標題紙は、記載事項、意匠の1図面又は写真からなる。その内容は、同日に出版さ

れる意匠専利公報における対応した意匠専利の内容と一致しなければならない。

カラー図面又は写真及び簡単な説明は、審査官が発行した専利権付与通知書に明記された図面又は写真及び簡単な説明を基準とする。

意匠権の付与後、無効宣告手続においては図面又は写真が補正された場合に限り、専利権の維持が可能になる場合には、当該補正された図面又は写真を再度出版しなければならない。その文献種類コードは順次、「S1-S7」とし、補正後の図面又は写真の公告日を表示しなければならない。

2.3 訂正

専利局は、発明専利出願単行本、発明専利の単行本、実用新案専利の単行本及び意匠専利の単行本上の誤りを一旦発現されれば、直ちにこれを訂正するものとし、訂正された専利出願或いは専利の単行本を改めて出版して、その標題紙に標記を行わなければならない。

第九章 専利権の付与と終了

1. 専利権の付与

1.1 専利権付与の手続

1.1.1 専利権付与通知

実体審査を受けた発明専利の出願や、方式審査を受けた実用新案と意匠専利の出願について拒絶の理由を見つけていない場合には、専利局は専利権を付与する旨の決定を下し、専利証書を発行すると同時に、専利登記簿及び専利公報において登記、公告を行わなければならない。専利権は公告日から効力を生じる。

専利権を付与する前に、専利局は専利権を付与する旨の通知書を出さなければならない。

1.1.2 登記手続実行通知

専利局は専利権付与通知書を出すと同時に、登記手続実行通知書を出さなければならない。出願人は当該通知を受け取った日から起算する2ヶ月以内に登記手続を行わなければならない。

1.1.3 登記手続

登記手続を行う際に、出願人は登記手続実行通知書において明記された費用額に従って専利登録費、専利権付与年（登記手続実行通知書において明記された年度）の年金、公告印刷費を納付すると同時に、専利証書印紙税も納付しなければならない。

1.1.4 専利証書の発行、登記と専利権付与の公告

出願人が所定の期限までに登記手続を行った場合、専利局は専利証書を発行すると同時に、登記、公告を行わなければならない。専利権は公告日から効力を生じる。

出願人が登記手続を行った後に、専利局は専利証書を作製して、専利権付与登記及び専利権付与査定公告の準備を行わなければならない。専利証書の作製が完了した後に、本部分第六章第2.1.1節の規定に基づいて専利権者に送付する。特別な場合には、本部分第六章第2.1.2節の規定に基づいて直接に専利権者に送付してもよいとする。

1.1.5 専利権の権利取得のみなし放棄

専利局が専利権を付与する旨の通知書と登記手続実行通知書を出した後、出願人が所定の期限までに本章第1.1.3節の規定に基づいた登記手続を行っていない場合には、専利権の権利取得を放棄したとみなす通知書を出さなければならない。当該通知書は、登記手続実行期限の満了日から1ヶ月間経過した後に発行するものとし、権利回復のための法的手続を明記しなければならない。当該通知書を出した日から起算する4ヶ月間の期限が満了になっても、回復手続を行っていないか、若しくは専利局で権利を回復しない旨の決定を行った場合には、専利出願について失効処理を行うものとする。発明専利の出願について専利権の権利取得の放棄とみなした場合には、専利公報上で公告しなければならない。

1.2 専利証書

1.2.1 専利証書の構成

専利証書は証書の初頁と専利の単行本からなる。

専利証書には、専利権に関連している重要な記載事項、国家知識産権局の表示マーク、局長の署名及び授権公告日などを記載しなければならない。

記載事項に、専利証書番号（連番）、発明創造の名称、専利番号（即ち出願番号）、専利出願日、発明者又は設計者の氏名及び専利権者の氏名又は名称を含む。専利の記載事項が長いため、1頁の紙の中に記載することが難しい場合には、別紙を追加してよい。証書の中の専利の単行本の総頁数が110頁を超えると、第101頁からは別冊の形式で作製される。

1.2.2 専利証書の副本

1件の専利に専利権者が2名以上いる場合には、専利局は共同権利者の請求に応じ、専利証書の副本を発行してよいとする。同じ専利権について発行される専利証書の副本は共同権利者の総数を超えてはならない。専利権の終了後、専利局は専利証書の副本を発行しないものとする。

専利証書の発行後、専利権の移転により専利権者が変更になる場合、専利局は新規専利権者又は新規追加専利権者に対して専利証書の副本を発行しないものとする。

専利証書の副本には「副本」との文字が表示される。専利証書の副本は専利証書の正本と様式や内容が一致しなければならない。専利証書の副本の発行にあたって、専利証書副本費と印紙税を徴収しなければならない。

1.2.3 専利証書の交換

専利権の帰属をめぐる紛争は、地方の知的財産権管理部門による調停、又は人民法院による調停或いは判決を受けた結果、請求人に専利権が返還された場合、当該調停又は判決の法的効力を生じた後、当事者は専利権者変更手続の合格後に、専利局に専利証書の交換を請求してよいとする。専利証書が破損した場合、専利権者は専利証書の交換を請求してよいとする。専利権の終了後に、専利局は専利証書の交換を行わないものとする。専利権の移転、専利権者の名義変更によって専利権者の氏名又は名称が変更になる場合、専利証書の交換を一切、行わないものとする。

専利証書の交換請求にあたって、元の専利証書を返送し、手数料を納付しなければならない。専利局は専利証書の交換請求を受け取った後に、専利出願ファイルを確認しなければならない。規定に合致した場合には、専利証書を改めて作製して、当事者に送付する。交換後の証書は元の専利証書の様式、内容と一致しなければならない。元の証書は「交換済み」と記載して、専利出願の包袋に保管する。

1.2.4 専利証書における印刷ミスの訂正

専利証書において印刷ミスがある際に、専利権者は当該証書を返送し、専利局に訂正するよう請求してよいとする。印刷ミスであることを専利局で確認した場合、これを訂正して、交換された証書を専利権者に発行しなければならない。元の証書は「交換済み」と記載して、専利出願の包袋に保管する。

専利証書が紛失された場合は、専利局側に起因したものを除き、再発行しないものとする。

1.3 専利登記簿

1.3.1 専利登記簿の様式

専利局が専利権を付与する際に、専利登記簿を設置しなければならない。専利登記簿での登記内容に、専利権の付与、専利出願権・専利権の移転、秘密保持専利の秘密解除、専利権の無効宣告、専利権の終了、専利権の回復、専利権の抵当・保全とその解除、専利実施許諾契約の登録、専利の強制実施許諾及び専利権者の氏名又は名称、国籍と住所の変更を含む。

前述の事項は一旦発生すれば、即時専利登記簿に記載される。専利登記簿での登記事項は、データ形式によりデータベースに記憶される。専利登記簿の副本の作製にあたっては、所定の様式に従って印刷し、証明書専用印章を押印した後に効力を生じる。

1.3.2 専利登記簿の効力

専利権の付与時、専利登記簿と専利証書の記載内容が一致しており、同等の法的効力を有するものである。専利権の付与後に、専利の法的状態の変更は専利登記簿のみにおいて記載されるため、専利登記簿と専利証書上の記載内容が一致なくなる場合には、専利登記簿に記載されている法的状態を基準とする

1.3.3 専利登記簿の副本

専利登記簿の副本は専利登記簿に準拠して作製される。専利権の査定公告後に、如何なる者でも、専利局に対して専利登記簿の副本の発行を請求してよい。専利登記簿の副本の発行を請求する場合に、書類副本発行請求書を提出し、関連費用を納付しなければならない。

専利局が関連の請求と費用を受けると、専利登記簿の副本を作製しなければならない。専利出願ファイルと確認した結果、誤りがない場合には、証明書専用印章を押印して、請求人に送付する。

2. 専利権の終了

2.1 専利権の期間満了による終了

発明専利権の期限は20年、実用新案権及び意匠権の期限は10年である。いずれも出願日から計算される。例えば、ある実用新案専利の出願日が1999年9月6日である場合、当該登録の期限は1999年9月6日から2009年9月5日まで、そして専利権の期限満了による終了日は2009年9月6日である（祝祭日にあたる場合は順延しない）。

専利権の期限が満了になった際に、直ちに専利登記簿及び専利公報においてそれぞれ登記、公告を行ない、失効処理を行わなければならない。

2.2 専利権者が規定された年金を納付しない場合の終了

2.2.1 年金

専利権付与年の年金は、登記手続と同時に納付しなければならない。以降の年金は前年度の期限満了前に納付しなければならない。費用納付期限の満了日は当該年度に

おける出願日の対応日になる。

2.2.1.1 年度

出願日から起算される専利年度は、優先権日や権利付与日に関係なく、暦年とも必然的な関連性がない。例えば、ある専利出願の出願日が1999年6月1日である場合、当該専利出願の第1年度は1999年6月1日から2000年5月31日であり、第2年度は2000年6月1日から2001年5月31日になる。以降もこれに準じて類推する。

2.2.1.2 納付すべき年金の金額

各年度の年金は、費用徴収表において規定された金額に従って納付する。例えば、ある専利出願の出願日が1997年6月3日である場合、もし、当該専利出願が2001年8月1日に専利権が付与され（専利権の授権公告日）、そして専利権者は登記手続を行う際に、すでに第5年度の年金を納付していれば、当該専利権者は遅くとも2002年6月3日に第6年度の年金基準に従って第6年度の年金を納付しなければならない。

2.2.1.3 滞納金

専利権者が期日どおりに年金（専利権付与年の年金を含まない）を納付していない、若しくは納付額が不足している場合、年金期限の満了日から起算する6ヶ月以内に補充納付することができる。補充納付の時期が所定の期限を超過しているが、超過分は1ヶ月未満の場合に、滞納金を納付しない。補充納付の時期が所定の期限を1ヶ月又はそれ以上超過した場合に、以下に挙げる算定方法によって算出される対応額の滞納金を納付する。

(1) 所定の期限を1ヶ月（1ヶ月ちょうどを含まない）から2ヶ月（2ヶ月ちょうどを含む）間超過した場合に、納付額は年金全額の5%である。

(2) 所定の期限を2ヶ月から3ヶ月（3ヶ月ちょうどを含む）間超過した場合に、納付額は年金全額の10%である。

(3) 所定の期限を3ヶ月から4ヶ月（4ヶ月ちょうどを含む）間超過した場合に、納付額は年金全額の15%である。

(4) 所定の期限を4ヶ月から5ヶ月（5ヶ月ちょうどを含む）間超過した場合に、納付額は年金全額の20%である。

(5) 所定の期限を5ヶ月から6ヶ月間超過した場合に、納付額は年金全額の25%である。

6ヶ月の滞納期間以内に年金を補充納付する場合、若しくは滞納金が不足するため、再度補充納付する必要がある場合には、年金又は滞納金の再度補充納付の際の滞納金の時期区分における滞納金基準に従い、納付すべき年金の全額と滞納金を補充しなければならない。例えば、年金の滞納金5%についての納付時期区分が5月10日から6月10日であり、滞納金が45元であるが、納付者は25元しか納付しなかった場合、納付者が6月15日に滞納金の補充納付時には、再度納付日に対応した滞納期間の時期区分の基準である10%に従って納付しなければならない。当該時期区分の滞納金額は90元であり、さらに65元を補足納付しなければならない。

年金及び/又は滞納金納付の期限超過或いは不足により、専利権が終了した場合に、回復手続においては、年金の補充納付を除き、さらに年金全額の25%にあたる滞納金を納付、又は補足しなければならない。

2.2.2 終了

専利年金の滞納期間が満了になっても、専利年金又は滞納金を納付していない、或いは全額納付していない場合には、審査官は滞納期間の満了日から2ヶ月間経過した後に専利権終了通知書を出さなければならない。専利権者が回復手続を開始しない、或いは権利の回復請求が承認されていない場合、専利局は終了通知書を出した日から4ヶ月間経過した後に、失効処理を行い、専利公報上で公告しなければならない。

専利権は年金を納付すべき期限の満了日から終了する。

2.3 専利権者の専利権放棄

専利権が付与された後に、専利権者は随時専利権の自発的放棄を要求することができる。専利権者が専利権を放棄する場合、専利権の放棄に関する宣言を提出し、専利権者全員による署名又は押印が成された専利権放棄に同意する旨の証明資料を添付するか、若しくは専利権者全員による署名又は押印が成された専利権の放棄に関する宣言のみを提出しなければならない。専利代理機構に委任してある場合には、専利権の放棄に係わる手続は、専利代理機構が行うものとし、専利権者全員による署名又は押印が成された専利権放棄に同意する旨の宣言を添付しなければならない。専利権の自発的放棄に関する宣言には、如何なる条件も付加してはならない。専利権の放棄にあたっては、1件の専利を全部放棄しなければならない。専利権の一部放棄に関する宣言は、提出していないものと見なす。

専利権の放棄に関する宣言を審査した結果、規定に合致しない場合には、審査官は未提出とみなす通知書を出さなければならない。規定に合致している場合には、審査官は手続合格通知書を出し、関連事項を専利登記簿及び専利公報において個々に登記、公告を行わなければならない。手続合格通知書の発行日が専利権の放棄に関する宣言の発効日になる。放棄された専利権はその日から終了する。専利権者は正当な理由なくして、専利権の放棄に関する宣言の取り消しを要求してはならない。専利権の真の保有者以外の者による悪意的な専利権を放棄する要求の後に限って、専利権の真の保有者（効力を生じた法律書類を提供してこれを証明しなければならない）は専利権の放棄に関する宣言の取り消しを要求してよいとする。

出願人が専利法9条1項及び専利法実施細則41条4項に基づき、実用新案権の放棄を宣言している場合に、専利局は発明専利権の付与公告時において、実用新案権の放棄に関する宣言を登記、公告を行う。無効宣告手続において実用新案権の放棄を宣言している場合には、専利局は直ちに当該宣言の登記、公告を行うものとする。発明専利権の授権公告日が実用新案権の放棄に関する宣言の発効日になる。放棄された実用新案権はその日から終了する。

第十章 専利権評価報告

1. 序文

専利法第 61 条 2 項は、専利侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務を管理する部門は専利権者又は利害関係人に、国家知識産権局が作成した専利権評価報告の提出を求めることができる。

国家知識産権局は、専利権者又は利害関係人の請求に応じて、関連実用新案専利又は意匠専利について検索を行い、そして当該専利が専利法及びその実施細則に規定された権利付与の要件に合致するか否かについて分析、評価を行った上、専利権評価報告を作成する。

専利権評価報告は、人民法院又は専利業務を管理する部門が専利権侵害係争を審理・処理する時の証拠であり、主に関連手続を中止する必要があるか否かという人民法院又は専利業務を管理する部門による確定に用いる。専利権評価報告が行政決定ではないため、専利権者又は利害関係人はこれによって行政復審又は行政訴訟を提起することができない。

2. 専利権評価報告請求の形式審査

国家知識産権局は専利権者又は利害関係人が提出した専利権評価報告請求書を受理した後、形式審査を行わなければならない。

2.1 専利権評価報告請求の客体

専利権評価報告請求の客体は、既に終了又は放棄された実用新案専利又は意匠専利を含む、既に授權公告がなされた実用新案専利又は意匠専利である。以下に挙げられる状況において提出された専利権評価報告請求は提出されなかったものとみなされる。

- (1) 授權公告がなされていない実用新案専利出願又は意匠専利出願；
- (2) 既に専利復審委員会にすべて無効と宣告された実用新案専利又は意匠専利；
- (3) 国家知識産権局が既に専利権評価報告を作成した実用新案専利又は意匠専利。

2.2 請求人の資格

専利法実施細則第 56 条 1 項の規定によると、専利権者又は利害関係人が国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することができる。そのうち、利害関係人とは、例えば専利実施独占許諾契約の被許諾人と専利権者に起訴権を付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人など、専利法第 60 条の規定に基づいて専利権侵害係争について人民法院に提訴をし、又は専利業務を管理する部門に処理を請求する権利を有するものをいう。

請求人が専利権者又は利害関係人でない場合、その専利権評価報告請求がなされなかったものとみなされる。実用新案又は意匠の専利権が複数の専利権者に共有される場合、請求人は専利権者の一部であっても良い。

2.3 専利権評価報告請求書

専利権評価報告の作成を請求するときに、請求人は専利権評価報告請求書及び関連書類を提出しなければならない。

(1) 専利権評価報告請求書は、国家知識産権局が定めた様式表を使用しなければならない。請求書において実用新案専利又は意匠専利の専利番号、発明創造の名称、請求人及び／又は専利権者の名称又は氏名を明記しなければならない。一件の請求は一件の実用新案専利又は意匠専利に限るものとする。

(2) 請求書において専利権評価報告に係る書類を明示しなければならない。当該書類は授権公告と一緒に公布された実用新案専利書類又は意匠専利の書類、又は効力が発生した無効宣告請求審査決定において有効と維持された実用新案専利又は意匠専利の書類とする。専利権評価報告の作成を請求する書類が、効力が発生した無効宣告請求審査決定において一部有効とされた実用新案専利書類又は意匠専利書類である場合、請求人は請求書において関連する無効宣告請求審査決定の決定番号を明示しなければならない。

(3) 請求人が利害関係人である場合、専利権評価報告請求の提出と同時に関連証明書類を提出しなければならない。例えば、請求人が専利実施独占許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施独占許諾契約又はその複写物を提出しなければならない。請求人が専利権者に起訴権が授けられた専利実施一般許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施一般許諾契約又はその複写物及び専利権者に起訴権が授けられたことに関する証明書類を提出しなければならない。前記専利実施許諾契約が国家知識産権局に既に登録されている場合、請求人は専利実施許諾契約を提出しなくてもよいが、請求書において明示しなければならない。

専利権評価報告請求書が上述の規定に合致しない場合、国家知識産権局は指定期限内に補正するよう請求人に通知するものとする。

2.4 費用

請求人が専利権評価報告請求の提出日から1ヵ月以内に、専利権評価報告請求費を納付しない、又は納付不足がある場合、専利権評価報告請求が提出されなかったものとみなされる。

2.5 委託手続

専利権評価報告請求に係わる手続は、請求人又はその委任した専利代理機構によって行うことができる。専利法第19条1項の規定によって専利代理機構に委任すべき請求人が、規定に従って委任しなかった場合、国家知識産権局は指定期限内に補正するよう通知する。

請求人が専利権者であり、かつ専利代理機構に全般代行を委託したにもかかわらず、専利権評価報告を請求するとき他の専利代理機構に関連手続を委託した場合、委任権限が専利権評価報告に係る手続に限ると明記した委託書を改めて提出しなければならない。委任手続が規定に合致しないものに対し、国家知識産権局は指定期限内に請求人に補正を求め、期限を経過しても補正しなかった又は指定期限内での補正が規定に合致しない場合、委託しなかったものとみなされる。本人自身で手続をする場合、本人が専

利権評価報告に係る手続のみを処理すると説明しなければならない。

請求人が利害関係人であり、かつ専利代理機構に委任する場合、委任権限が専利権評価報告に係る手続に限ると明記した委任書を提出しなければならない。委任手続が規定に合致しないものに対し、国家知識産権局は請求人に指定期限内での補正を求める。期限を経過しても補正しなかった又は指定期限内での補正が規定に合致しない場合、委託しなかったものとみなされる。

2.6 形式審査後の処理

(1) 専利権評価報告請求が形式審査を経て規定に合致せず、補正が必要である場合、国家知識産権局は請求人に対して、受領日から 15 日以内に補正するよう補正通知書を発行する。期限を経過しても補正しなかった又は指定期限内に補正を 2 回したにもかかわらず同様の欠陥が存在する場合、当該請求がなされなかったものとみなされる。

(2) 専利権評価報告書が提出されなかったとみなされた場合、国家知識産権局は未提出とみなす通知書を発行し、請求人に通知しなければならない。

(3) 専利権評価報告書が形式審査を経て合格した場合、指定された専利権評価報告の作成部門に遅延なく転送するものとする。

専利法実施細則第 57 条の規定に基づいて、専利権評価報告が作成される前に、2 人以上の請求人が同一の実用新案専利又は意匠専利について専利権評価報告の作成請求をそれぞれ提出した場合、国家知識産権局はそれらをすべて受理するが、専利権評価報告は 1 部だけを作成する。

3. 専利権の評価

専利権評価報告を作成する部門は専利権評価報告請求書を受け取った後、審査官を指定し、本章の規定に基づいて当該専利に対し検索、分析及び評価を行い、専利権評価報告を作成させる。

3.1 専利権評価報告請求書の確認審査

審査官はまず専利権評価報告請求書及び関連書類に対し確認、審査を行わなければならない。規定に合致しないものがある場合、理由を説明した上、関係部門に戻し、処理を求める。

3.2 専利権評価の内容

3.2.1 実用新案専利

実用新案専利の評価に係る内容は以下のものを含む。

(1) 実用新案が専利法第 5 条又は第 25 条に規定された専利権を付与しない状況に該当するか。その評価基準は本指南第二部分第一章の規定を適用する。

(2) 実用新案が専利法第 2 条 3 項に規定された客体に該当するか。その評価基準は本指南第一部分第二章第 6 節の規定を適用する。

(3) 実用新案が専利法第 22 条 4 項に規定された実用性を備えるか。

その評価基準は本指南第二部分第五章第 3 節の規定を適用する。

(4) 実用新案専利の説明書が専利法第 26 条 3 項の要求に従って専利保護の主題を十分に開示しているか。その評価基準は本指南第二部分第二章第 2.1 節の規定を適用する。

(5) 実用新案が専利法第 22 条 2 項に規定された新規性を備えているか。その評価基準は本指南第四部分第六章第 3 節の規定を適用する。

(6) 実用新案が専利法第 22 条 3 項に規定された創造性を備えているか。その評価基準は本指南第四部分第六章第 4 節の規定を適用する。

(7) 実用新案が専利法第 26 条 4 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第二部分第二章第 3.2 節の規定を適用する。

(8) 実用新案が専利法第 20 条 2 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第二部分第二章第 3.1.2 節の規定を適用する。

(9) 実用新案専利書類の補正が専利法第 33 条の規定に合致するか。その評価基準は本指南第一部分第二章第 8 節及び第二部分第八章第 5.2 節の規定を適用する。

(10) 分割出願の実用新案専利が専利法実施細則第 43 条 1 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第二部分第六章第 3.2 節の規定を適用する。

(11) 実用新案が専利法第 9 条の規定に合致するか。その評価基準は本指南第二部分第三章第 6 節の規定を適用する。

3.2.2 意匠専利

意匠専利の評価に係る内容は以下のものを含む。

(1) 意匠が専利法第 5 条又は第 25 条に規定された専利権を付与しない状況に該当するか。その評価基準は本指南第一部分第三章第 6.1 と 6.2 節の規定を適用する。

(2) 意匠が専利法第 2 条 4 項に規定された客体に該当するか。その評価基準は本指南第一部分第三章第 7 節の規定を適用する。

(3) 意匠が専利法第 23 条 1 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第四部分第五章第 5 節の規定を適用する。

(4) 意匠が専利法第 23 条 2 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第四部分第五章第 6 節の規定を適用する。

(5) 意匠専利の図面又は写真が専利法第 27 条 2 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第一部分第三章第 4 節の規定を適用する。

(6) 意匠専利書類の修正が専利法第 33 条の規定に合致するか。その評価基準は本指南第一部分第三章第 10 節の規定を適用する。

(7) 分割出願の意匠専利が専利法実施細則第 43 条 1 項の規定に合致するか。その評価基準は本指南第一部分第三章第 9.4.2 節の規定を適用する。

(8) 意匠が専利法第 9 条の規定に合致するか。その評価基準は本指南第四部分第五章第 8 節の規定を適用する。

3.3 検索

一般的に、実用新案専利評価報告又は意匠専利評価報告を作成する前に、

すべて検索を行わなければならない。

3.3.1 実用新案専利

検索は実用新案専利のすべての請求項について行うものとするが、実用新案専利の保護を求める主題が下記に掲げる状況の何れか一つに該当する場合、審査官は当該主題について検索を行う必要がない。

- (1) 専利法第2条3項の規定に合致しない；
- (2) 専利法第5条又は第25条に規定された専利権を付与しない状況に該当する；
- (3) 実用性を備えない；
- (4) 説明書と権利要求書が当該主題について明瞭で完全な説明をしていないため、所属技術分野の技術者がそれを実現できない。

検索に関する具体的要求は本指南第二部分第七章を参照することができる。

3.3.2 意匠専利

検索は意匠専利の図面又は写真に示されたすべての物品意匠について行い、かつ簡単な説明の内容を考慮しなければならない。ただし、意匠専利の保護を求める物品意匠が下記に掲げる状況の何れか一つに該当する場合、審査官は当該物品意匠について検索を行う必要がない。

- (1) 専利法第2条4項の規定に合致しない；
- (2) 専利法第5条又は第25条に規定された専利権を付与しない状況に該当する；
- (3) 図面又は写真は専利保護を求める製品の意匠を明確に示していない。

審査官は意匠専利が中国において出願される前に開示された意匠を検索しなければならない。抵触出願が存在しているかを確かめるために、審査官は当該意匠専利の出願日より前に専利局に提出され、かつ当該意匠専利の出願日より後に開示された意匠専利を検索しなければならない。重複権利付与が存在するかを確かめるために、審査官はさらに当該意匠専利の出願日に専利局に提出され、かつ既に開示された意匠専利も検索しなければならない。

4. 専利権評価報告

国家知識産権局は合格する専利権評価報告請求書と請求費を受け取った後二ヶ月以内に専利権評価報告を発行しなければならない。

評価対象専利に専利法及びその実施細則に規定された専利権付与要件に合致しない内容が発見されない場合、審査官は専利権評価報告の中で明確な結論を出さなければならない。

評価対象専利に専利法及びその実施細則に規定された専利権付与要件に合致しない内容が存在する場合、審査官は専利法及びその実施細則に基づいて専利権評価報告の中で評価意見を具体的に述べ、当該専利が専利法及びその実施細則に規定される専利権付与要件に合致しないという明確な結論を出さなければならない。

専利権評価報告は国家知識産権局が統一して制定した標準様式表を使用し、作成した後、審査官と確認官とが共同で署名して捺印した上、「中華人民共和国国家知識産権局専利権評価報告専用章」を押すものとする。

4.1 専利権評価報告の内容

専利権評価報告は引例文献と評価対象専利との関連度を示す様式表部分及び、当該専利が専利法及びその実施細則に規定された専利権付与要件に合致するかについての説明部分を含む。

4.1.1 様式表の部分

実用新案専利評価報告の場合、その様式表の部分の記入要求については本指南第二部分第七章第12節の規定を参照する。

意匠専利評価報告の場合、その様式表の部分では検索の分野、データベース、検索で取得した引例文献及び引例文献と意匠専利との関連度などの内容を明確に記載しなければならない。通常、下記の符号により引例文献と意匠専利との関係を表示する。

X：単独で意匠専利を専利法第23条1項又は2項の規定に合致させない文献；

Y：報告に挙げられたその他の文献との組み合わせで意匠専利を専利法第23条2項の規定に合致させない文献；

A：背景文献、即ち意匠の一部設計的特徴を反映する文献又は関連する文献；

P：中間文献、即ちその開示日が意匠専利の出願日と主張した優先日との間にある書類、又は意匠専利の優先権の確認を必要とさせる文献；

E：意匠専利と同一又は実質的同一である抵触出願の文献；

R：いかなる単位又は個人が出願日に専利局に提出した、同様の発明創造に属する意匠専利の文献。

上記文献のうち、符号**X**、**Y**と**A**は引例文献と意匠専利との内容上の相関度を表す。符号**R**と**E**は引例文献と意匠専利との時間上の関係及び内容上の相関度を同時に表す。符号**P**は引例文献と意匠専利との時間上の関係を表し、その後に書類内容の相関度を表す符号**X**、**Y**、**E**又は**A**を付けなければならないが、これは優先権がまだ確認されていない状況において付けた符号である。

4.1.2 説明の部分

説明の部分は専利権評価の結論を記載し、反映しなければならない。専利法及びその実施細則に規定された専利権付与要件に合致しない評価対象の専利について、さらに明確で具体的な評価意見を与えなければならない

(1) 専利法及びその実施細則に規定された専利権付与要件に合致しない実用新案専利について、具体的な評価説明を行い、明確な結論を下し、必要に応じて引例文献を引用しなければならない。例えば、新規性及び／又は創造性を備えない請求項について、審査官は逐次評価・説明を行い、2つ以上の従属請求項については、異なる請求項を引用する時のその技術方案に対してそれぞれ評価・説明を行い、並列選択案を有する請求項については、選択案ごとに評価・説明を行うものとする。

(2) 専利法及びその実施細則に規定された専利権付与要件に合致しない意匠専利の各意匠に対し、全て具体的な評価・説明を行い、明確な結論を下さなければならない、必要に応じて引例文献を引用するものとする。

4.2 専利権評価報告の発送

専利権評価報告が作成された後、請求人に送付しなければならない。

5. 専利権評価報告の閲覧と複写

専利法実施細則第 57 条の規定によると、国家知識産権局が専利権評価報告を作成した後、いかなる単位又は個人でも閲覧又は複写をすることができる。閲覧、複写に係る手続は本指南第五部分第四章第 5.3 節の規定を参照する。

6. 専利権評価報告の訂正

専利権評価報告を作成した部門は、専利権評価報告の中に誤りがあることを発見した場合、自発的に訂正することができる。請求人は専利権評価報告に訂正すべき誤りがあると考えた場合、訂正を請求することができる。

訂正後の専利権評価報告は適時に請求人に発送すべきである。

6.1 訂正できる内容

専利権評価報告の中に以下の誤りがあるとき、訂正することができる。

- (1) 書誌的事項の情報又は文字が間違っている；
- (2) 専利権評価報告の作成手続が間違っている；
- (3) 法の適用が明らかに間違っている；
- (4) 結論が依拠した事実の認定が明らかに間違っている；
- (5) その他訂正すべき誤り。

6.2 訂正手続の開始

- (1) 専利権評価報告を作成した部門による自発的開始

専利権評価報告を作成した部門は、専利権評価報告の中に訂正すべき誤りがあることを発見したら、自ら訂正手続を開始することができる。

- (2) 請求人の請求による開始

請求人は、作成された専利権評価報告に訂正すべき誤りがあると考えた場合、専利権評価報告を受け取ってから 2 ヶ月以内に訂正の請求を申し立てることができる。

訂正請求を申し立てる場合、意見陳述書の形式で書面によって提出し、訂正すべき内容及び訂正の理由を明記しなければならないが、専利書類を修正してはならない。

6.3 訂正手続の継続と終了

訂正手続を開始した後、専利権評価報告を作成した部門はグループ長、主要審査係と一般審査係からなる 3 人再審査グループを構成し、元専利権評価報告に対し再審査を行うものとする。再審査の結果は再審査グループによる合議でなされ、多数決の原理に基づいて合議を行う。元専利権評価報告を作成した審査官と審査・認可係は再審査グループに参加しない。

再審査グループは、訂正理由が成り立たず、元専利権評価報告に誤りがなく、訂正する必要がないと認めた場合、専利権評価報告再審査意見通知書を発行し、訂正しないという理由を説明し、訂正手続を終了させる。

再審査グループは、訂正理由が成立し、元専利権評価報告に誤りがあって、確かに訂正する必要があると認めた場合、訂正された専利権評価報告を発行し、かつ訂正後の専利権評価報告に、本件報告を持って元専利権評価報告を代替する旨を記載し、訂

正手続を終了させる。

訂正手続において、事実の認定に変化が生じたため、元の検索を不完全又は不正確なものにさせた場合を除き、再審査グループは普通補充検索を行わない。専利権評価報告に対し、一般的に訂正請求は1回しか認めないが、再審査グループが補充検索を行った後に改めて作成した専利権評価報告について、請求人は再び訂正請求を申し立てることができる。

第十一章 電子出願についての若干の規定

1. 序文

専利法実施細則 2 条の規定によると、専利法及びその実施細則に規定された各種手続は、書面又は専利局が規定したその他の方式によって行わなければならない。専利局で規定したその他の方式に、電子ファイル形式を含む。

電子出願とは、インターネットを伝送媒体として、専利出願書類を規定に合致している電子ファイル形式で専利局に提出される専利出願をいう。

専利法及びその実施細則と本指南の中の専利出願とその他の書類についての規定は、紙書類による方式で提出される専利出願とその他の書類についての規定を除いて、電子出願に適用する。

電子ファイルの様式は専利局で別途規定する。

2. 電子出願のユーザ

電子出願のユーザとは、国家知識産権局と電子専利出願システムユーザ登録規約（以下、ユーザ登録規約と略称）を締結しており、関連の登録手続を行い、そしてユーザコードと暗証番号を取得している出願人及び専利代理機構をいう。

2.1 電子出願の代表者

出願人が 2 名以上で、そして専利代理機構には委任していない場合、電子出願を提出した電子出願ユーザを代表者とする。

2.2 電子署名

電子署名とは専利局における電子専利出願システムを介して提出、或いは発信される電子ファイルに付属するもので、署名者の身分を識別し、署名者の内容への承認を示すためのデータをいう。

専利法実施細則 119 条 1 項にいう署名又は押印は、電子出願書類においては電子署名を指す。電子出願書類における電子署名は、紙書類における署名又は押印と同等な法的効力を有する。

3. 電子出願ユーザ登録

電子出願ユーザ登録方式に、対面登録、郵送登録及びオンライン登録を含む。

電子出願ユーザ登録手続を行う際に、電子出願ユーザ登録請求書、署名又は押印が成されたユーザ登録規約 1 式 2 部及びユーザ登録証明書類を提出しなければならない。

3.1 電子出願ユーザ登録請求書

電子出願ユーザ登録請求書は、専利局で制定した標準様式表を採用しなければならない。請求書において、登録請求人の氏名又は名称、類型、証明書番号、国籍又は登録地、常時居住地又は営業所の所在地、詳細な住所と郵便番号を明記しなければならない。

登録請求人が機構である場合には、請求書に担当者情報を明記しなければならない。

3.2 ユーザ登録証明書類

登録請求人が個人である場合、本人が署名又は押印した住民身分証明書のコピー又はその他の身分証明書類を提出しなければならない。登録請求人が機構である場合には、機構の社印が押してある企業営業許可証又は組織機構証のコピー、担当者の署名又は押印が成された身分証明書類のコピーを提出しなければならない。登録請求人が専利代理機構である場合には、専利代理機構の社印が押してある専利代理機構登録証のコピー、担当者の署名又は押印が成された身分証明書類のコピーを提出しなければならない。

3.3 登録請求の審査

登録資料を審査して合格となった場合、登録請求人に電子出願登録請求審査許可通知書と専利局が押印をしたユーザ登録規約1部を出すとともに、ユーザコードを付与しなければならない。対面登録の場合は、登録請求人がその場で暗証番号を設定する。郵送登録の場合は、電子出願登録請求審査許可通知書の中で登録請求人に暗証番号を知らせなければならない。オンライン登録の場合は、出願人が登録請求を提出する際に暗証番号を予備設定する。

登録資料を審査して不合格となった場合、対面登録ならば、直接に登録請求人に登録しない理由を説明し、登録資料を受け付けないものとする。郵送登録及びオンライン登録の場合には、登録請求人に電子出願登録請求審査許可通知書を出し、通知書において登録しない理由を記載し、登録資料を返送しないものとする。

3.4 電子出願ユーザ情報の変更

登録ユーザの暗証番号、詳細な住所、郵便番号、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス及び情報のヒントづけなどの情報に変更となった場合に、登録ユーザは電子出願ウェブサイトログオンして、オンラインで変更を行わなければならない。

登録ユーザの氏名又は名称、類型、証明書番号、国籍又は登録地、常時居住地又は営業所の所在地などの情報に変更となった場合に、登録ユーザは専利局に電子出願ユーザ登録情報変更請求書及び対応した証明書類を提出して、変更手続を行わなければならない。

登録ユーザコードは変更しない。

4. 電子出願の受信と受理

電子出願の受理範囲に以下の内容を含む。

- (1) 発明、実用新案と意匠の専利出願
- (2) 国内段階に移行された国際出願
- (3) 復審・無効宣告請求

4.1 電子出願の受信

出願人は所定の書類の様式、データの標準、操作規範及び伝送方式に従って電子出願書類を提出しなければならない。規定に合致した場合、書類の受信状況についての電子出願受領書を出すものとする。規定に合致しない場合は、受信しないものとする。

如何なる機構や個人でも、その専利出願は秘密保持専利出願に準じた処理が必要であると判断している場合には、電子専利出願システムを介して提出してはならない。

4.2 電子出願の受理

電子出願の内容は明らかに専利出願に該当しない場合には、受理しない。

電子出願の受理条件は、本指南第五部分第三章第 2.1 節の規定に合致しなければならない。受理手続は以下になる。

(1) 提出日と出願日の確定

専利局における電子専利出願システムで電子ファイルを受けた日は提出日になる。

専利局における電子専利出願システムで専利法及びその実施細則の規定に合致した専利出願書類を受けた日は出願日になる。

(2) 出願番号の付与

専利局における電子専利出願システムで専利出願の種類と出願日に基づき、出願番号を自動的に振り分け、そして出願番号を願書及びデータベースの中に記載する。

(3) 通知書の発信

電子出願は、審査を受けて受理条件に合致している場合に、審査官は専利出願受理通知書と出願費納付通知書を出さなければならない。費用の軽減・延長請求が提出された場合は、専利出願受理通知書と費用軽減・延長審査許可通知書を出さなければならない。

5. 電子出願における特殊審査の規定

5.1 専利代理委任状

出願人が専利代理機構に、電子ファイル形式での専利出願やその他専利関連事務の代行を委任する場合、電子ファイル形式の専利代理委任状及び専利代理委任状の紙書類の原本を提出しなければならない。出願人が専利代理機構に、費用の軽減・延長手続の代行を委任する場合、電子ファイル形式の専利代理委任状の中で宣言を行わなければならない。

すでに専利局で総委任状を提出しており、そして専利出願時は願書に総委任状の番号を明記している場合、若しくは記載事項の変更時に申告書に総委任状の番号を明記している場合には、電子ファイル形式の総委任状及び総委任状のコピーを提出する必要がない。

5.2 委任の解除と委任の辞任

電子出願の出願人がすでに専利代理機構に委任している場合、委任の解除又は委任の辞任手続を行う際に、少なくとも 1 名の出願人は電子出願ユーザでなければならない。出願人全員とも電子出願ユーザでない場合には、委任の解除又は委任の辞任手続を行わない。審査官は未提出とみなす通知書を出すとともに、当事者に電子出願ユーザ登録手続を行うべきであることを告知しなければならない。

委任解除手続が合格である場合、委任解除を行うものですすでに電子出願ユーザになった出願人を当該専利出願の代表者とする。

辞任手続が合格である場合、すでに電子出願ユーザになった指定出願人を当該専利出願の代表者とする。代表者を指定していない場合は、先頭署名者でかつ電子出願ユーザになった出願人を当該専利出願の代表者とする。

5.3 専利代理機構の取消しによる変更

出願人が委任した専利代理機構が国家知識産権局に取り消されて、出願人はその他の専利代理機構に改めて委任する場合、当該専利代理機構は電子出願ユーザでなけれ

ばならない。

出願人が委任した専利代理機構が取り消されて、出願人はその他専利代理機構に改めて委任しない場合、もし出願人が中国大陸地区における個人又は機構であり、かつ電子出願ユーザであるなら、先頭署名者でかつ電子出願ユーザになった出願人を代表者とする。出願人全員とも電子出願ユーザでない場合には、審査官は紙書類による方式で出願人に電子出願ユーザ登録を行うことを通知しなければならない。専利法 19 条 1 項の規定によると、出願人は専利代理機構に委任しなければならない場合には、審査官は出願人に、電子出願ユーザになったその他の専利代理機構に改めて委任するよう通知しなければならない。

5.4 専利出願権（又は専利権）の移転による変更

専利出願権（又は専利権）の移転により、出願人（又は専利権者）の氏名或いは名称が変更となり、変更後の権利者は専利代理機構に委任しない場合、当該権利人は電子出願ユーザでなければならない。変更後の権利者は専利代理機構に委任する場合、当該専利代理機構は電子出願ユーザでなければならない。

記載事項変更手続は電子ファイル形式で行わなければならない。紙書類による方式で記載事項の変更請求を提出している場合には、審査官は当事者に未提出とみなす通知書を出さなければならない。

5.5 紙書類の原本提出が必要な書類

出願人が提出した電子出願が受理されると、専利出願についての各種手続も電子ファイル形式で提出しなければならない。専利法及びその実施細則と本指南に規定された原本で提出しなければならない書類の場合、例えば費用軽減・延長証明、専利代理委任状、記載事項変更証明、復審・無効手続における証拠などは、専利法及びその実施細則と本指南に規定された期限までに紙書類の原本を提出しなければならない。

うち、専利の出願時に費用軽減・延長証明を提出する場合、出願人は同時に費用軽減・延長証明の紙書類原本をスキャンした書類を提出しなければならない。

5.6 紙書類による出願と電子出願の転換

出願人又は専利代理機構は、紙書類による出願を電子出願へと転換するよう請求することができる。国家の安全又は重大な利益に係わるもので、秘密保持が必要な専利出願は除く。

請求を提出する出願人又は専利代理機構は、電子出願ユーザでなければならない。そして電子ファイル形式で請求を提出しなければならない。審査を受けた結果、要件に合致している場合には、当該専利出願についての後続手続はすべて電子ファイル形式で提出しなければならない。紙書類による方式で請求を提出する場合には、審査官は紙書類による方式で未提出とみなす通知書を出さなければならない。

6. 電子ファイルの発送

専利局は電子ファイル形式で電子専利出願システムを介し、電子出願ユーザに各種の通知書と決定を発送する。電子出願ユーザは専利局からの電子ファイル形式の通知書と決定を迅速に受信しなければならない。電子出願ユーザが迅速に受信しない場合には、公告による送付を行わないものとする。

発送日から起算する 15 日以内に出願人が電子ファイル形式での通知書と決定を受

信していない場合、専利局は紙書類による方式の当該通知書と決定の副本を出してもよいとする。